

令和 4 年度見直し対象法人の新中（長）期目標（案）

<内閣府>

- ・（中）北方領土問題対策協会 2

<消費者庁>

- ・（中）国民生活センター 15

<文部科学省>

- ・（研）物質・材料研究機構 52
- ・（研）防災科学技術研究所 73
- ・（研）量子科学技術研究開発機構 89
- ・（中）日本学術振興会 116
- ・（中）日本スポーツ振興センター 132
- ・（中）日本芸術文化振興会 150
- ・（中）日本私立学校振興・共済事業団（準用法人） 170

<厚生労働省>

- ・（中）勤労者退職金共済機構 185
- ・（中）高齢・障害・求職者雇用支援機構 210
- ・（中）福祉医療機構 239
- ・（中）国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 258

<農林水産省>

- ・（中）農畜産業振興機構 273
- ・（中）農業者年金基金 295
- ・（中）農林漁業信用基金 314

<経済産業省>

- ・（研）新エネルギー・産業技術総合開発機構 333
- ・（中）日本貿易振興機構 357
- ・（中）情報処理推進機構 394
- ・（中）エネルギー・金属鉱物資源機構 418

<国土交通省>

- ・（研）海上・港湾・航空技術研究所 456
- ・（中）鉄道建設・運輸施設整備支援機構 471
- ・（中）国際観光振興機構 488
- ・（中）空港周辺整備機構 499

独立行政法人北方領土問題対策協会中期目標（案）

1. 政策体系における法人の位置付け及び役割

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島は、77年以上にわたり今もなおロシアが法的な根拠なく占拠し続けている。

我が国は、北方四島の帰属の問題を解決して日露平和条約を締結することを一貫した基本方針としており、首脳間の協議を始め、外交努力が重ねられてきた。

粘り強い外交交渉には、北方領土問題の解決を求める国民世論の結集が不可欠であり、国民運動の一層の高揚と裾野の拡大が求められている。

そうした中で、独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）は、国民世論の啓発、四島交流事業、元島民の援護、北方地域旧漁業権者等への融資等について、その政策実施機関として具体的な事業に取り組み、北方領土問題の解決の促進等を図っていく使命を負うものである。

現在、北方領土問題については、日露関係の動きや、平均 87 歳を超えた元島民の一層の高齢化など、大きな変化の時期を迎えている。

協会が、理事長のリーダーシップの下、そうした情勢変化を的確に見極め、知恵を絞り、政策目的や目標に立ち返って大胆かつ不断に取組の改善を重ねるとともに、政府の方針に基づき機動的な対応を可能とする体制の整備を図りながら、政策実施機関としての機能を最大化することを主眼として、この目標を定める。

（別添）政策体系図

2. 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項¹

以下のとおり、各業務（一定の事業等のまとめ²）における目標を定める。このほか、個別の事業・業務のPDCAサイクルを実効的に機能させるために必要な指標については、「4. 業務運営の効率化に関する事項（1）業務の見直し」に定める初年度における業務の見直しの中で併せて検討した上で、各年度の実施計画等において設定することとし、毎年度、その達成度を検証する。

（1）国民世論の啓発

北方領土返還要求運動の中核を担う方々の一層の高齢化を踏まえ、広く国民一般の北方領土問題に対する関心と理解を得て、今後の返還運動の裾野を広げ、国民運動としての活性化を図るという観点から、本中期目標期間中に目に見える効果を上げる。そのため、全国における活動の推進、青少年及び教育関係者に対する啓発等を通じた運動の担い手としての後継者育成の強化に加え、これまで啓発の効果が相対的に及んでいなかった世代の関心や理解の底上げを図ることに重点を置く。特に、相対的に関心度が低い若年層への情報発信に徹底的に取り組む。また、民間企業等と連携した取組も進める。

その前提として、PDCAサイクルの実効性を確保し、効果的な事業を実施するため、国民一般の北方領土問題に対する関心度や理解度などを定量的に把握することが重要である。令和3年3月に内閣府が実施した「新たな時代における北方領土返還要求運動の在り方に関する調査結果」においては、啓発事業等に参加した若年層を対象に、事業参加後の活動継続の状況や今後の継続意向等を調査したところ、9割以上が継続意向を示し、6割が何らかの事後活動を行っていたものの、必要な資料や情報の提供、発信方法のサポートなどのフォローが必要である等の改善点も判明した。このような調査等も勘案し、内閣府と連携しつつ、事業の有効性や費用対効果の検証を行い、その結果に基づき、既存事業の廃止や新規事業の創設、職員の関与の合理化を含む改善・効率化を徹底的に行う。

① 北方領土返還要求運動の推進

全国各地の大会、署名活動、北方領土に触れる機会を提供する企画など北方領土返還要求運動に係る取組については、若年層など参加者の裾野の拡大や、取組の波及効果の増大に重点を置く。

北方領土返還要求全国大会については、運動における中核的な行事と捉え、大会の成果の効果的な情報発信などを通じ、北方領土問題に対する国民の関心度や理解度を高める。

都道府県等における取組の推進については、取組事例の情報収集・発信の強

¹ 協会の業務に関連する政策評価の令和3年度事前分析表は「内閣府（政策「北方領土問題の解決の促進」一施策「北方領土問題解決促進のための施策の推進）」、令和3年度事業レビューは0197。

² 「国民世論の啓発」、「四島交流事業」、「調査研究」、「元島民等の援護」及び「北方地域旧漁業権者等への融資」

化などにより、全国各地の取組の見える化、地域間の取組の情報共有・連携を進める。

② 青少年や教育関係者に対する啓発

全国の青少年が、元島民等を交え、北方領土問題に対する積極的な意見交換を行う機会づくりやその成果の発信強化などにより、青少年の主体的な問題意識や活動への参加意欲を醸成する。

また、学習指導要領の改訂を踏まえ、協会が作成する学習教材集の利活用、教育関係者による指導方法に関する研究や情報共有、その実践などを促進する。

③ 国民一般に対する情報発信

民間企業等とも連携しながら、北方領土問題に関する情報発信を大胆に強化することにより、北方領土問題に触れる機会を提供し、国民一般の関心と理解を広げる。その際、情報発信の対象は若年層に重点化するとともに、地域ごとの特性なども考慮した発信を行う。SNSの活用を始め発信ツールの多様化・高度化に積極的に対応するなど、効果的な発信方法を不断に検討する。具体的情報発信に当たっては、訴求対象を明確にした上で、それに応じた啓発内容や媒体をきめ細かく検討し、実施する。

また、四島交流事業等使用船舶の利活用を通じ、北方領土問題に関する関心や理解を広げるための取組を促進する。

これらの取組に当たっては、各種啓発事業について、特に若年層の割合の増加を目指し、これまで運動に参加したことのない国民が接しやすいような啓発の在り方を検討し、実施する。

また、北方領土隣接地域の事業と連携するなどにより、北方領土を直接見る機会の増加も含め、実感を伴った理解の浸透にも取り組む。北方館等の啓発施設についても、情報発信の強化などにより、集客力を向上させる。

【指標】

- ・ 各種事業の実施効果の検証方法等について検討を行い、効果検証の結果等に基づき、PDCAサイクルの実効性を確保する。
- ・ 北方領土返還要求全国大会や都道府県等の北方領土返還要求運動に係る取組その他北方領土問題等に関するSNS等による各年度の情報発信の件数を前中期目標期間最終年度比 20%増とする。[参考 令和3年度実績：532件]
- ・ 各年度におけるSNS等による情報発信について、読者数各年度8%増、反応数は前年度比増とする。[参考 令和3年度協会SNS読者数：ツイッター 112,392件／フェイスブック 13,272件／インスタグラム 274件]
- ・ 各年度における県民大会等各地の事業への参加者について、若年層の参加割合増加のための仕組みを構築し、本中期目標期間第2年度から段階的に実

施する。

- ・ また、各年度における県民大会等各地の事業への参加者について、若年層の割合が前中期目標期間の年度平均の水準を上回るよう、協会は、若年層の参加の拡大に向けた対策を毎年度実施する。[参考 平成30年度～令和3年度の県民大会平均：若年層参加割合 25%]
- ・ 全国の青少年が、元島民や隣接地域の地方自治体等を交え、主体的に意見交換を行う事業を毎年度実施する。
- ・ 協会HPに掲載する学習教材集のダウンロード数を前年度比増とする。[参考 令和3年度の協会HP掲載学習教材集ダウンロード件数：2.3万件]
- ・ 啓発グッズの設置やイメージキャラクター「エリカちゃん」とのコラボレーション、啓発イベントの連携など、毎年度新たに民間企業等から協会の取組への協力を得る。
- ・ 北方館、別海北方展望塔及び羅臼国後展望塔の各年度の集客数について、前中期目標期間の新型コロナウイルス感染症により集客数が減少した令和2、3年度を除いた年度平均の水準を上回るものとする。[参考 新型コロナウイルス感染症により集客数が減少した令和2、3年度を除いた実績平均：北方館 14.6万人、別海北方展望塔 7.6万人、羅臼国後展望塔 3.4万人]
- ・ 四島交流事業等使用船舶の利活用を通じ、北方領土問題に関する関心や理解を広げるための取組を促進する。

[指標設定の考え方]

- ・ 元島民の一層の高齢化を踏まえ、北方領土問題の解決に向けた意志を次代に引き継ぐためには、国民運動として運動を活性化していくことが重要。取組のPDCAサイクルを実効的に機能させるため、北方領土問題の解決に向けた国民世論が全体としてどの程度形成されているか、国民一般の理解度や関心度に関連する指標を設定し、それらの到達度について評価することを基本とする。また、内閣府が実施した「新たな時代における北方領土返還要求運動の在り方に関する調査結果」においては、啓発事業等に参加した若年層を対象に、事業参加後の活動継続の状況や今後の継続意向等を調査したところ、9割以上が継続意向を示し、6割が何らかの事後活動を行っていたものの、必要な資料や情報の提供、発信方法のサポートなどのフォローが必要である等の改善点も判明した。このようなことから、必要な取組について検討し、指標の追加・修正等を行う。
- ・ また、これまで啓発の効果が相対的に及んでいなかった世代への啓発の重点化及び元島民の一層の高齢化に伴い、SNS等による情報発信量や運動への若年層の更なる参加、啓発の波及効果を高めるための民間企業等との連携に関する指標を設定しているほか、協会の取組成果等が利活用されているかという観点での指標を設定。

【重要度：高】これまで北方領土返還要求運動の中核を担ってきた元島民の高齢化が一層進む中で、北方領土問題の解決に向けた強い意志が世代を超えて共有されることが必要。そのため、あらゆる地域、世代の国民、とりわけ次代を担う若い世代の北方領土問題に対する理解を深め、関心を高めていくことが急務であり、目に見える効果を上げることが必要。

【困難度：高】問題への関心が相対的に低い層に情報を届け、関心と理解の底上げを図ることは容易なことではない。北方領土問題に対する関心や理解の度合いなどは、その時々、社会情勢など外部要因による影響も想定される。評価においてそうしたことも考慮することを前提に、本中期目標期間においても目に見える効果を上げていく必要から、チャレンジングな目標を設定。

(2) 四島交流事業

北方領土問題の解決を含む日露間の平和条約締結問題が解決されるまでの間、相互理解の増進を図り、問題の解決に寄与するため、関係機関・団体と連携し、北方四島在住ロシア人と元島民、返還運動関係者等との相互交流を着実に実施する。特に、日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針に基づき、体制の整備も含め、機動的かつ適切に対応する。

加えて、国民世論の啓発への波及効果を高める観点から、国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げる上で有益な者の参加や交流プログラムの工夫を図るとともに、事業成果についての徹底的かつ継続的な情報発信（事業参加者による積極的な発信の推進を含む。）、事業参加者による事後活動を推進する。

交流プログラムについては、参加者のニーズも踏まえつつ、学術・文化・スポーツなどの専門家・団体とも連携し、相互理解の一層の増進につながる内容とする。

毎年度の事業のPDCAサイクルをより実効的に機能させるため、関係団体等の意見を聞きながら、課題と改善策をとりまとめて内閣府に報告し、改善の実現を図る。

【指標】

- ・ 各年度の計画に基づき、各事業を適切に実施する（日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針に基づき、体制の整備も含め、機動的に対応することを含む。外部要因により中止される場合を除く。）。
- ・ 各事業に関連する情報発信を積極的に行うため、協会は従来よりも多様な媒体を用いた発信など、より多くの国民の関心を喚起するための工夫を行う。また、事業に関連する情報発信が一事業あたり協会から100件以上、参加者（50人を想定）から300件以上行われるよう、協会は必要な措置を講ずる。
[参考：平成30年度平均352件、令和元年度平均333件（令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止）]
- ・ 国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げる上で有益な参加者について検討し、それらの者が参加する交流事業を毎年度実施する。

- ・ 交流プログラムについて、相互理解の増進に加え、国民世論の啓発への波及効果の増大にも資する企画を毎年度検討し、実施する。[参考 令和3年度実績：0回（平成30年度、令和元年度は各年度1回実施、令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止）]
- ・ 前中期目標期間において構築した、事業参加者による事後活動について発信する仕組みについて、効果を検証し、改善を実施する。

[指標設定の考え方]

- ・ 本事業については、毎年度運用の細部も含めて事業を検証し、改善を行うこととしているが、その改善策を講じていく中で、各年度の計画に基づいて事業を適切に実施していくことが第一の目標である。特に、本中期目標期間においては、内閣府等の方針に基づき、日露関係などの情勢変化に柔軟に対応していくことが肝要。
- ・ その上で、相互理解の増進のため、交流プログラムの更なる工夫に関する指標に加え、国民一般の関心や理解の広がりにもつながるよう、参加者の事後活動を含めた事業の情報発信の強化などに関する指標を設定。

(3) 調査研究

北方領土の現状や北方領土問題の経緯などに関する情報・資料を保有する機関として、北方領土や北方領土問題の最新動向を踏まえ、関係機関等にとって最も関心の高いテーマを選定して調査研究を実施する。各調査研究成果については、積極的に発信し、利活用を促進する。また、調査研究の結果や収集資料を有機的に組み合わせ、一般国民の閲覧に供したり、啓発・教育のためのツールとして活用したりできるものとする。

【指標】

- ・ 前中期目標期間に得た、調査研究結果を利活用した者からの調査研究内容についての評価を踏まえ、今中期目標期間に実施する調査研究に反映させる。
- ・ 各年度における調査研究結果の引用・利活用の件数を測定し、前年度の水準以上とする。[参考 令和2年度実績：引用数3件、利活用数：266件]
- ・ 調査研究結果について、県民会議等の返還要求運動に携わる関係機関等へ周知を行う仕組みを構築し、積極的に周知を行う。
- ・ 調査研究の結果や収集資料等を組み合わせた啓発資料・教育のためのツールを作成する。

[指標設定の考え方]

- ・ 調査研究の内容が関係機関等において役立つものとなっているか、また、より多く利活用されているかという点に関する指標を設定。

(4) 元島民等の援護

元島民等が置かれている特殊な事情及び元島民の高齢化が進んでいる現状に鑑み、元島民等が行う返還要求運動や後継者育成等の活動について、より効果的な実施のための助言を含めた支援を行う。

北方四島へのいわゆる自由訪問への支援について着実に実施する。特に、航空機による特別墓参など、その時々の日露関係の変化等に応じた内閣府等からの方針に基づき、体制の整備も含め、機動的かつ適切に対応する。

【指標】

- ・ 元島民等の活動支援について、活動ごとに効果的な実施等のための助言をきめ細かく実施する。
- ・ 自由訪問への支援について、各年度の計画に基づき、各回、適切に実施する（日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針に基づき、体制の整備も含め、機動的に対応することを含む。外部要因により中止される場合を除く。）。

[指標設定の考え方]

- ・ 元島民等の活動支援については、元島民等の北方領土や北方領土問題への思いを多くの人々や次世代に伝えていくため、財政的支援のみならず、効果的な実施等のための助言を行うことを目標として明示。
- ・ 自由訪問への支援については、各年度の計画に基づいて着実に実施することが重要であり、特に、本中期目標期間においては、航空機を利用した墓参を中心とする自由訪問（いわゆる航空機による特別墓参）など、その時々の内閣府等の方針に基づき、日露関係などの情勢変化に適切に対応していくことが必要。

(5) 北方地域旧漁業権者等への融資

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和 36 年法律第 162 号）に基づき、融資事業を適切に行う。その際、北方地域旧漁業権者等が置かれている特殊な地位等に鑑み、親身になってきめ細かな相談やサービスを行う。

融資メニューについては、社会情勢や利用者ニーズを適切に踏まえ、必要に応じ、見直しを行う。見直しに当たっては、現在の融資メニュー全般にわたり、その実際の利用者の年齢、居住地域、収入状況、利用目的、借入額等を資金種類別にデータ化して分析を行うとともに、各種説明会等での資格者からの要望等や公的機関等の統計データを勘案し、不断に検討を行い、関係機関とも協議の上、できる限り早期に改定の具体的な内容等を決定する。

また、関係金融機関との連携を強化し、制度利用の活性化・円滑化を進める。

【指標】

- ・ 個別の融資対象者の事業の経営と生活の安定に向けた相談等の件数を前中

- 期目標期間最終年度比増とする。[参考 令和3年度融資相談件数：497件]
- ・ 各年度において、貸付債権に占める金融再生法開示債権の比率を協会と取引のある委託金融機関の平均金融再生法開示債権比率以下に抑制する。[参考 令和3年度平均金融再生法開示債権比率実績：4.11%]
 - ・ 社会情勢や利用者ニーズを適切に踏まえ、必要に応じ、融資メニューの見直しを実施する。

[指標設定の考え方]

- ・ 北方地域旧漁業権者等が置かれている特殊な地位等に鑑み、親身になって事業の経営や生活の安定に向けてきめ細かく相談等に応じることにより、政策金融としての信頼を向上させていくことが必要。
- ・ 継続的・安定的に低利融資を行うため、融資事業の目的と社会情勢に応じた適切な貸付審査と貸付後の債権回収状況の把握が必要。
- ・ 融資事業が、北方地域旧漁業権者等の事業経営や生活の安定に資するものであるため、社会情勢や利用者ニーズを適切に踏まえ、必要に応じ、融資メニューの見直しを行うことを明示。

4. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 業務の見直し

本中期目標期間初年度において、理事長がリーダーシップを発揮するため、職員に対して法人のビジョンを明確に発信し、国民世論の啓発を中心に、事業の有効性や費用対効果の検証を行う。検証結果に基づき、既存事業の廃止や新規事業の創設、人員配置の見直し、職員の関与の合理化を含む改善・効率化を徹底的に行う。なお、本中期目標が設定している指標等において行うこととしている業務も含めて見直しを行うこととし、見直しの結果に基づき、必要に応じ、指標の修正等を行う。

また、各事業のPDCAサイクルを毎年度実効的に機能させていく。

効果的な事業の実施のため、委託事業については、実施内容やその効果検証に主体的に関与するとともに、助成事業については、所期の目的が達成されているか等の観点から事後的な確認を着実にを行う。

(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等

運営費交付金を充当する業務について、業務の効率化を進めることなどにより、一般管理費（人件費、公租公課、事務所賃借料及び一時経費を除く。）は、本中期目標期間最終年度における当該経費の総額を、前中期目標期間最終年度に対して、7%削減する。また、業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する備船・運航に係る経費を除く。）については、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図る。

(3) 給与水準の適正化

役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与の在り方について検証した上で適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、職員の勤務成績を給与等に反映することにより、職員の士気を向上させ、より効率的な業務運営を図る。

(4) 調達合理化等

公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき策定した「調達等合理化計画」を着実に実施する。契約は原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によることとし、一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。

一者応札の縮減のため、十分な公告期間の確保や、新規参入者を考慮した仕様書の見直しなどを図る。また、国民世論の啓発等の事業の実施に係る調達に当たって、受託先に対しても事業の目標設定を求める。

5. 財務内容の改善に関する事項

独立行政法人会計基準等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされていることを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を強化する。

6. その他業務運営に関する重要事項

(1) 内部統制の充実・強化

法人としての説明責任を十分に果たすため、理事長等からの指揮命令系統や情報伝達・共有の仕組みなど意思決定プロセスを明確化、文書主義の徹底を進める。

業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、財務報告等の信頼性を確保する内部統制の充実・強化のため、監事と内部統制推進部門との連携等による監事機能の実効性の更なる向上や、前中期目標期間中に整備した内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を通じた不断の見直しに取り組む。

(2) 公文書管理、個人情報保護、情報公開、情報セキュリティ対策

内部統制の充実・強化と連動して、法人文書の管理、個人情報の保護、情報公開について、法令等に基づき、適正に対応する。その際、法令の改正や行政機関における運用の動向等を十分に踏まえ、規程の整備や組織としての意識・対応力を向上させるための措置をとる。

情報セキュリティ対策については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、関係規程類を適時適切に見直し、整備する。これに基づき、情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより対策の改善を図る。

(3) 人事・労務管理

情勢変化に柔軟に対応するとともに、常に新たな発想をもって業務を遂行していくため、また、組織としての国際的なコミュニケーション能力を向上するため、研修への参加の奨励や外部組織との人材交流の検討等を含め、職員の意向もより踏まえた柔軟な人員配置を通じたキャリア形成や計画的な人材の確保・育成の取組を進める。また、上述の業務の大胆な効率化と相まって、長時間労働の防止、育児・介護等との両立支援等の働き方改革を進め、職員の士気の向上、働きやすい職場環境の整備を行う。

(4) デジタル化による業務運営の効率化

デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、PMO(ポートフォリオ・マネジメント・オフィス)等の体制整備を行う。また、情報システムについては、投資対効果を精査した上で整備する。

(5) 温室効果ガスの排出の削減

温室効果ガス削減のための取組を実施する。

(独) 北方領土問題対策協会の政策体系図

北方領土問題解決への道筋 (イメージ) < 国の政策、協会業務の背景 >

北方四島の帰属の問題を解決して日露平和条約を締結するという一貫した基本方針

北方領土をめぐる外交交渉

北方領土返還に向けた環境整備 (本土・四島)

- ・ 国民世論の啓発 (北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律)
(北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律)
- ・ 交流等事業の推進
- ・ 元島民等の援護
- ・ 隣接地域の振興 等

北方領土問題対策協会が果たすべき役割 (独立行政法人北方領土問題対策協会法)

- 国民世論の啓発、四島交流事業、調査研究、元島民等の援護及び旧漁業権者等への融資について、政策実施機関として具体的な事業に取り組み、北方領土問題の解決の促進等を図る。

< 本中期目標のポイント >

理事長のリーダーシップの下、日露関係や元島民の高齢化など情勢変化を的確に見極めつつ、政策目的や目標に立ち返って取組の改善を重ね、政策実施機関としての機能を最大化

国民世論の啓発

- 真の国民運動として若年層など運動の裾野の拡大
- 情報発信の強化

四島交流事業

- 情勢変化にも対応しつつ、計画等に基づき着実に実施
- 世論啓発にも資する参加者やプログラムの検討、事業実施後も含めた発信強化

調査研究

- 関係機関等の関心の高いテーマ選定
- 既存の調査研究成果を有機的に組み合わせ、啓発・教育へ活用

元島民等援護

- 助言を含めた元島民の活動支援
- 情勢変化にも対応しつつ、自由訪問支援を着実に実施

元島民等への低利融資

- きめ細かな相談等対応
- 必要に応じた融資メニューの見直し

(独) 北方領土問題対策協会の政策体系図 (案)

北方領土問題解決への道筋 (イメージ) <国の政策、協会業務の背景>

北方四島の帰属の問題を解決して日露平和条約を締結するという一貫した基本方針

北方領土をめぐる外交交渉

北方領土返還に向けた環境整備 (本土・四島)

- ・ **国民世論の啓発** (北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律)
- ・ **交流等事業の推進** (北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律)
- ・ **元島民等の援護**
- ・ **隣接地域の振興** 等

北方領土問題対策協会が果たすべき役割 (独立行政法人北方領土問題対策協会法)

- 国民世論の啓発、四島交流事業、調査研究、元島民等の援護及び旧漁業権者等への融資について、政策実施機関として具体的な事業に取り組み、北方領土問題の解決の促進等を図る。

<本中期目標のポイント>

理事長のリーダーシップの下、日露関係や元島民の高齢化など情勢変化を的確に見極めつつ、政策目的や目標に立ち返って取組の改善を重ね、政策実施機関としての機能を最大化

国民世論の啓発

- 真の国民運動として若年層など運動の裾野の拡大
- 情報発信の強化

四島交流事業

- 情勢変化にも対応しつつ、計画等に基づき着実に実施
- 世論啓発にも資する参加者やプログラムの検討、事業実施後も含めた発信強化

調査研究

- 関係機関等の関心の高いテーマ選定
- 既存の調査研究成果を有機的に組み合わせ、啓発・教育へ活用

元島民等援護

- 助言を含めた元島民の活動支援
- 情勢変化にも対応しつつ、自由訪問支援を着実に実施

元島民等への低利融資

- きめ細かな相談等対応
- 必要に応じた融資メニューの見直し

(独) 北方領土問題対策協会 (内閣府・農林水産省所管) の使命等と目標との関係 (案)

(使命)

・北方領土問題対策協会(以下「協会」という。)は、北方領土問題の解決の促進等のため、国民世論の啓発、四島交流事業、元島民の援護、北方地域旧漁業権者等への融資等について、その政策実施機関として具体的な事業を実施。

(現状・課題)

◆強み

- ・北方領土問題に関する国民の啓発事業及び四島交流事業等についてのノウハウ、データの蓄積がある。
- ・前身組織の設立(昭和44年)以降一貫して、北方領土問題の解決の促進を目的として上記事業を行ってきた唯一の組織

◆弱み・課題

- ・外的要因(国際・社会情勢)に事業の実施が左右される。
- ・小規模な組織であり、人的資源に限界がある。
- ・若年層にむけた啓発が求められる中、より一層の広報・啓発に関する取組が求められている。

(環境変化)

○日露関係の動き、新型コロナウイルス感染症等の情勢変化

○平均87歳を超えた元島民の高齢化。
北方領土問題の解決には、国民世論の結集が不可欠。国民運動の一層の高揚と裾野の拡大が必要であり、後継者の育成が急務。

(中(長)期目標)

○ 国民啓発の推進

特に若年層への情報発信に徹底的に取り組み、国民一般の問題に対する関心の拡大・理解の浸透を通じ、今後の返還運動の裾野を広げ、国民運動としての活性化を進める。

○ 四島交流事業

内閣府等が示す方針に基づき、北方四島在住ロシア人と元島民、返還運動関係者等との交流を着実に実施。

○ 業務運営に関する事項

理事長が職員に対して法人のビジョンを明確に発信。職員の意向もより踏まえた柔軟な人員配置を通じたキャリア形成や計画的な人材の確保・育成。

独立行政法人国民生活センター
第5期中期目標

令和5年〇月〇日

消費者庁

目次	
第1 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	1
第2 中期目標の期間	4
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	4
1. 広報事業	4
(1) 国民への情報提供	4
(2) 消費者教育の推進に関する情報の提供	6
2. 情報収集・分析事業	8
(1) P I O - N E T等の刷新	9
(2) 関係機関への情報提供及び情報交換	11
3. 相談事業	12
(1) 苦情相談	12
(2) 国民への情報提供	15
(3) 関係機関への情報提供、情報共有及び情報交換	16
(4) 関係行政機関等に対する改善要望	17
(5) 消費生活相談員の処遇改善を通じた相談事業の質の維持・向上	17
4. 商品テスト事業	18
(1) 商品テストの実施	18
(2) 国民への情報提供	19
(3) 関係機関への情報提供、情報共有及び情報交換	20
(4) 関係行政機関等に対する改善要望	21
5. 教育研修事業	21
(1) 実務能力向上のための研修	22
(2) 消費者教育推進のための研修	23
(3) 試験業務	24
(4) 調査研究	25
(5) 教育研修の合理化と経費の節減	25
6. 適格消費者団体及び特定適格消費者団体との連携等事業	26
(1) 適格消費者団体及び特定適格消費者団体との連携	26
(2) 適格消費者団体への援助	26
(3) 特定適格消費者団体立担保援助	27
7. 裁判外紛争解決手続（ADR）事業	27
(1) ADRの適切な実施及び利用しやすいADRへの改善	28
(2) ADRの結果の相談業務等への活用推進	29
(3) 和解内容の履行確保	29
(4) 消費者裁判手続特例法への対応	29
(5) 国民への情報提供	29
第4 業務運営の効率化に関する事項	30
1. 業務及び運営体制の効率化	30
2. 一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費の削減	30
3. 適正な給与水準の維持	31
4. 適正な入札・契約の実施	31
5. 保有資産の有効活用	31
6. 自己収入の拡大・経費の節減	31
第5 財務内容の改善に関する事項	32
第6 その他業務運営に関する重要事項	32
1. 市場化テストの実施	32
2. 情報セキュリティ対策	32
3. 内部統制の充実・強化	32
4. 情報システムの整備及び管理	32
（別紙）政策体系図	34
※第3の1. ～7. の各項目を、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定、令和4年3月2日改定）に基づき「一定の事業等のまとめり」として扱う。	

独立行政法人国民生活センター

第5期中期目標

令和5年〇月〇日
消費者庁

「独立行政法人通則法」（平成11年法律第103号）第29条の規定により、独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

第1 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

（我が国の消費者政策とセンターの目的）

我が国の消費者政策の基本となる事項は、「消費者基本法」（昭和43年法律第78号）により定められ、同法第2条では「消費者政策」を「消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策」と定義し、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立支援」を政策推進の基本理念としている。また、同法第1条では消費者政策の推進により「国民の消費生活の安定・向上を確保する」ことを法の目的として掲げ、その達成に向けて、同法第9条において「消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者基本計画を定める」ことを規定している。令和2年度から令和6年度までの5年間を対象とした、4回目の策定となる消費者基本計画（令和2年3月31日閣議決定。令和3年6月15日改定。以下単に「消費者基本計画」という。）においても、引き続き、消費者を取り巻く環境の変化や新たな課題等に適切に対応した消費者政策を更に推進していくとしている。

センターは、「独立行政法人国民生活センター法」（平成14年法律第123号。以下「センター法」という。）第3条において、「国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報提供及び調査研究を行うこと、消費者紛争を予防するための活動を支援すること並びに重要消費者紛争について法による解決のための手続を適正かつ迅速に実施し、及びその利用を容易にする」ことを目的として掲げている。これは、「消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律」（令和4年法律第99号。以下「契約法等改正法」という。）により、センターの目的に、「消費者紛争を予防するための活動を支援する」こと及び重要消費者紛争について法による解決のための手続を「適正かつ迅速に」実施する旨が規定されたことを受けたものである。

（国の政策体系におけるセンターの位置付け）

国の政策体系との関係でセンターの位置付けをみると、消費者基本計画において、消費者庁は「消費者行政の司令塔・エンジン役」、センターは「消費者問題に関する中核的機関」と位置付けられており、消費者政策の「実施体制

の充実・強化」が同計画で求められている。また、センターは、消費者基本法第25条において、「国民の消費生活に関する情報の収集・提供や苦情処理のあっせん及び相談等における中核的な機関として積極的な役割を果たす」と位置付けられている。さらに、平成21年9月の消費者庁の創設と共に施行された「消費者安全法」（平成21年法律第50号）第9条において、センターは、都道府県・市町村に対し、都道府県・市町村による消費生活相談等の事務の実施に関し、「情報の提供、当該事務に従事する人材に対する研修その他の必要な援助を行う」ことや、同法第14条に基づき、消費者庁が行う消費者事故等の情報の集約・分析及び取りまとめに対する「資料の提供、意見の表明、消費者事故等の原因の究明のために必要な調査、分析又は検査の実施」等の協力を行うといった位置付けが規定されている。

（消費者を取り巻く環境の変化とセンターが取り組む重点領域）

総論：

消費者を取り巻く環境をみると、消費者基本計画では「高齢化の進行等」や「世帯の単身化・地域コミュニティの衰退等」に伴い、「ぜい弱な消費者の増加など消費者の多様化」がみられることを示すとともに、「デジタル化の進展・電子商取引の拡大」等の社会情勢の変化に伴い、消費者問題も多様化・複雑化しているとの基本認識を示している。このような環境下において、消費者と事業者との間の情報の質・量及び交渉力の格差を縮小し、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るとともに、消費者被害の迅速な回復を図るため、センターは、消費者庁との緊密な連携の下、国民生活に関する様々な情報の収集・提供や被害回復のための取組等を行うことが必要とされている。また、生命又は身体の被害に係る消費者事故等の原因を究明し、その再発又は拡大の防止を図るため、消費者庁に消費者安全調査委員会が設置（平成24年10月）されて以降、センターは、消費者庁との連携を強化してきた。消費者安全調査委員会が令和4年10月に設立10周年を迎えるに当たり取りまとめられた「消費者安全調査委員会設立10年間の活動報告書」において、センターと消費者安全調査委員会は更なる連携の強化が求められているところ、商品テスト等を通じて、生命又は身体分野の消費者安全の確保に寄与することがより一層求められている。

加えて、センターは、全国消費生活情報ネットワークシステム（以下「P I O - N E T」という。）に蓄積された相談情報や、昭和45年の設立以来、培われてきた消費生活相談や商品テスト等に関する知見及び技術をいかし、消費者や全国の消費生活センター、行政機関などをつなぐ機能を強化することが求められる。このため、消費者向けの被害防止・自己解決支援のための情報発信（消費者向けF A Q、注意喚起）、全国の消費生活センター向けの知見の提供（職員・消費生活相談員向けの研修、F A Q）、行政機関や事業者団体等への情報提供・要望等を積極的に行うことが重要である。

さらに、複雑化する消費者トラブルを解決するためには、地方公共団体の消費者行政職員や消費生活相談員の知識・スキルの向上が不可欠である。他方、全国の消費生活相談員の配置数は、消費生活相談員の担い手不足などを背景に減少傾向となっている。

こうした課題に対応するため、地方公共団体及びセンターの職員・消費生活相談員の専門性や実務対応能力等を強化し、消費生活相談員のキャリアパスの提示や処遇改善を通じ、担い手の確保につなげていくことが重要である。

また、契約法等改正法によりセンターの業務に追加された適格消費者団体が行う差止請求関係業務に対する援助（センター法第 10 条第 6 号）、重要消費者紛争解決手続の計画的実施（同法第 23 条の 2、第 32 条の 2）、事業者の名称等の公表（同法第 42 条第 2 項）のほか、「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」（令和 4 年 11 月 10 日、「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議）では、相談対応に当たる消費生活相談員のスキル向上・研修、注意喚起及び裁判外紛争解決手続（ADR）の充実など、消費生活相談の強化等が求められた。また、「靈感商法等の悪質商法への対策検討会」報告書（令和 4 年 10 月 17 日公表）では、消費生活相談の情報の保存期間の延長、事業者に再発防止等の取組を働き掛ける方向で活用するための制度的担保の検討等の提言がなされたことから、センターの役割を強化する必要がある。

消費生活相談のデジタル・トランスフォーメーション：

平成 23 年の東日本大震災、平成 28 年の熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年台風第 19 号等を通じて国民の安全・安心に対する関心が一層高まっている。また、令和 2 年 1 月以降、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、感染症に便乗した悪質商法やトラブルが発生した。感染拡大を予防するため、基本的な感染対策の徹底に加えて、買物や外食等の日常の消費行動において消費者及び事業者共に対応が求められた。コロナ禍において、「巣ごもり消費」の増加等を背景としたインターネット取引やデジタル技術を利用したテレワーク等が浸透する中で、消費者の間でこれらに対応した消費行動が拡大している。

このような環境変化は、消費生活相談の課題をも顕在化させた。令和 2 年 4 月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成 24 年法律第 31 号）に基づく緊急事態宣言が発出されたことに伴い、密閉、密集、密接の三つの密を避け、人と人との接触機会を最低 7 割程度削減させることにより、感染拡大を防止することが要請された。消費生活相談の現場では、電話・対面による相談対応が原則である中、リモートワークやインターネットを介した相談対応には困難が伴い、多くの消費生活相談員等は職場で業務に当たることとなった。中長期的にも、消費者からみた利便性の向上、相談現場の負担軽減が求められ、消費者からの相談需要は増加する可能性もある一方で、人口減少・高齢化により、地方消費者行政の現場においても職員の確保が困難になるおそれがある。

このような消費者行政を巡る諸課題の下で、消費生活相談のデジタル化とこれを通じた業務の見直しを行う必要性が高まっている。

こうした中、相談業務を支えるP I O - N E Tの改革に係る検討の具体化に向けて、消費者庁とセンターは、学識経験者、実務家、相談現場の各有識者から専門的な意見を聴取するため、「消費生活相談デジタル化アドバイザリーボード」を設置した。令和3年9月には「消費生活相談のデジタル化に係る中間的とりまとめ」を、令和4年6月には「消費生活相談デジタル・トランスフォーメーションアクションプラン 2022」を作成・公表するなど、着実に検討を進めている。

厳しい財政状況の下、事業を一層効率化しつつ、質の高い行政サービスを提供することが求められており、また、令和8年10月にはP I O - N E Tが次の更改時期を迎えることから、これに向けて、消費生活相談のデジタル・トランスフォーメーション（以下「消費生活相談DX」という。）を推進していく必要がある。

以上を踏まえ、センターが消費者問題に関する中核的機関としてその機能の維持・強化を求められていることも念頭に、令和5年4月から始まる第5期中期目標期間において、引き続き国、地方公共団体及び関係機関等と緊密に連携し、質の高い行政サービスを効率的かつ効果的に提供していくため、この中期目標を設定する。

（別紙）政策体系図

第2 中期目標の期間

センターの第5期中期目標の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 広報事業

センターは、センター法第3条に掲げられた目的のうちの一つとして「国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から国民生活に関する情報の提供」を行うことが規定されている。この目的を達成するため、同法第10条において「国民に対して国民生活の改善に関する情報を提供する」業務や「国民生活に関する国民からの苦情、問合せ等に対して必要な情報を提供する」業務を実施することが規定されている。センター法の規定に基づき、以下の情報提供を行うとともに、広報事業の質の維持・向上及び適切性の確保のため、以下の項目を実施する。

（1）国民への情報提供

① 報道機関等を通じた情報提供

相談事業や商品テスト事業において分析し、取りまとめた情報について、記者説明会の機動的な開催や、ウェブサイト上での公表など記者説明会以外の方法による公表により、報道機関等を通じた国民への情報提供を時宜に応じて積極的に行う。

【指標】

- ・記者説明会等の実施回数

【目標水準の考え方】

国民への情報提供を広く行う手段として、新聞やテレビ・ラジオなどのマスメディアによる報道を通じた広報が有効であり、その報道につながる重要な手法が記者説明会等の実施である。そのため、記者説明会等の実施回数を目標とし、年間24回（平成30年度～令和3年度の平均）以上とする。

【関連指標】

- ・マスコミ媒体（新聞（在京6紙、インターネット掲載を含む。）、テレビ・ラジオ（NHK及び在京キー局（インターネット配信を含む。））掲載又は放送回数（令和3年度実績：107回）
- ・地方紙掲載回数（インターネット掲載を含む。）（令和3年度実績：402回）

② ウェブサイト、出版物等による情報提供

相談事業や商品テスト事業において分析し、取りまとめた情報を活用して、ウェブサイト、出版物等を通じて国民生活の諸問題に係る情報を適時適切に国民に提供する。また、消費者問題に関する専門的情報を編集したウェブ版「国民生活」のウェブサイトへの掲載、消費者トラブル対策に役立つ情報をコンパクトにまとめた年1回発行の冊子「くらしの豆知識」の販売推進（電子書籍版、無料の視覚障害者向け録音図書「デイジー版くらしの豆知識」の配布推進を含む。）、高齢者・障害者等に最新の消費者被害状況を迅速に伝えることを目的とする「見守り新鮮情報」のメールマガジン発行及びウェブサイトへの掲載などによって、高齢者・障害者等を含めたより広い国民や全国の消費生活センター等に必要な情報が行き渡るよう取り組む。

【指標】

- ・ウェブ版「国民生活」読者へのアンケート結果 5段階評価中平均4以上
- ・「くらしの豆知識」購入者へのアンケート結果 5段階評価中平均4以上

【目標水準の考え方】

毎月発行するウェブ版「国民生活」を着実に作成し、ウェブサイトへ掲載する。その際、重要なテーマに関する特集を組むなど時宜に応じた編集の工夫を行い、その内容の有用性を広く国民に周知するとともに、特集記事等の内容に対し読者の満足度を測る項目をアンケートに盛り込み、5段階評価で平均4以上の読者評価が得られることを目標とする。「くらしの豆知識」についても、アンケートにおいて購入者の満足度を測る項目を盛り込み、5段階評価で平均4以上の購入者評価が得られることを目標とする。

【関連指標】

- ・ウェブ版「国民生活」全記事総アクセス数
(令和3年度実績：5,083,684件)
- ・「くらしの豆知識」販売部数(令和3年度実績：195,422部)

③ 消費者庁が行う注意喚起への協力

消費者庁が行う注意喚起について、消費者の行動の変化に応じて可能な限りの媒体を利用して消費者に情報提供する。

④ 災害時、消費者事故発生時その他の緊急時等における情報提供

消費者基本計画では、災害時に一時的にぜい弱性が增大する被災者が悪質商法による被害に遭わないよう、一人一人に届く情報発信の仕組みを構築するとともに、全ての消費者に対し苦情処理や紛争解決に資する専門的知見に基づくサポートを行うため、SNS・AI等のICTを活用した情報提供等を求めている。

これらを踏まえ、災害発生又は消費者事故発生により収集した情報、相談事業において緊急対応で設置した特設電話相談や都道府県では相談対応が困難な事例に関する特設電話相談等により収集した情報を、ウェブサイト・SNS等を通じて適時適切に提供する。

【関連指標】

- ・災害等関連情報の提供件数(令和3年度実績：31件)

(2) 消費者教育の推進に関する情報の提供

「消費者教育の推進に関する法律」(平成24年法律第61号。以下「消費者教育推進法」という。)及び「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(平成25年6月28日閣議決定。平成30年3月20日変更。令和5年3月中に2回目の変更を予定。以下「消費者教育推進基本方針」という。)を踏まえ、消費者教育

の推進に関する以下の取組を実施する。

① **高齢者、障害者等及びこれらの者への支援を行う関係者等への情報提供**

消費者教育推進法第13条第1項の規定及び消費者教育推進基本方針に基づき、センターは、地域において高齢者、障害者等に対する消費者教育が適切に行われるようにするため、「見守り新鮮情報」等の情報提供について、センターのウェブサイトや、センターが主催又は参加する各種フォーラムやイベント、講演会、研修等の様々な場で積極的に紹介し、登録を呼び掛けるものとする。さらに、消費者庁が開催する「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」構成員及び地方公共団体に対して行うほか、消費者庁と連携し、消費者安全法に基づく「消費者安全確保地域協議会」（見守りネットワーク）構成員や民生委員協議会・社会福祉協議会・介護福祉士の活動組織等の支援機関及びその構成員に対し、消費生活センター等を経由して情報の提供を行うことなどにより、センターの情報が高齢者、障害者等に到達しやすくなるよう積極的な広報活動に努める。

さらに、センターの情報が高齢者、障害者等に到達しやすくなるようにするための情報提供の方法について、既存のメールマガジン以外の方法も検討し、目標期間中に適宜実施していくものとする。

【指標】

- ・「見守り新鮮情報」（メールマガジン）登録者数

【目標水準の考え方】

「見守り新鮮情報」（メールマガジン）についても「国民生活」と同様に、その内容がより多くの人に認識され、より多くの人に読まれることに意義があることから、発行回数そのものを単に増加させることよりも、発行されたものがより多くの人に読まれるよう、登録者数を着実に増加させることを重視する目標とし、22,909人（平成30年度～令和3年度の平均）以上の登録者数とする。

【関連指標】

- ・「見守り新鮮情報」（メールマガジン）発行回数
（令和3年度実績：29回）
- ・録音図書「デイジー版くらしの豆知識」作成部数
（令和3年度実績：1,310部）

② **消費者教育の推進に関する先進的な取組の情報提供**

消費者教育推進法第18条第1項の規定及び消費者教育推進基本方針に基づき、センターは、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において行わ

れている消費者教育に関する先進的な取組の情報を提供するため、ウェブサイトにおける先進的な取組専用ページへの掲載を積極的に行う。さらに、若者向けの取組として、若者が慣れ親しむSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した188（消費者ホットライン）の広報を積極的に行う。

【指標】

- ・ウェブサイトにおける先進的な取組専用ページの更新回数

【目標水準の考え方】

学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において行われている消費者教育に関する先進的な取組の情報を提供することは重要であることから、ウェブサイトにおける先進的な取組専用ページの更新回数を目標とし、13回（平成30年度～令和3年度の平均）以上の更新を行う。

【関連指標】

- ・ウェブ版「国民生活」における先進的な取組の紹介回数
（令和3年度実績：12回）

③ 消費生活相談実例等の消費者教育への活用

消費者教育推進法第13条第2項の規定及び消費者教育推進基本方針に基づき、センターは、公民館その他の社会教育施設等において、消費生活センター等が収集した情報の活用による実例を通じた消費者教育が行われるよう、PIONET情報等を活用して時宜を得たテーマを選定し、情報提供する。

【指標】

- ・相談情報等を活用した「見守り新鮮情報」発行回数

【目標水準の考え方】

消費生活センター等が収集した情報の活用による実例を通じた消費者教育が行われるよう情報を提供することは重要であることから、相談情報を活用した「見守り新鮮情報」発行回数を目標とし、28回（平成30年度～令和3年度の平均）以上の発行を行う。

2. 情報収集・分析事業

消費者基本法第25条において、センターは、「国民の消費生活に関する情報の収集及び提供」を行うことが規定され、センター法第10条及び第42条では国民生活に関する情報を収集、分析し、国民や関係機関等へ提供することが規定

されている。情報収集・分析事業の質の維持・向上及び適切性の確保のため、以下の項目を実施する。

また、「靈感商法等の悪質商法への対策検討会」の報告書における消費生活相談の情報の保存期間の延長に関する提言を踏まえ、P I O - N E Tに蓄積されたデータの更なる活用、相談情報の保存期間の延長に向けた取組等を進める。

(1) P I O - N E T等の刷新

消費者基本計画第4章(1)において、「消費者庁及び国民生活センターが消費生活相談情報のデータ精度の向上や相談業務・分析業務の効率化等を目的にP I O - N E Tを刷新し、機能の強化を図る」こととされていたところ、そのP I O - N E T刷新が完了したことから、以下を実施する。

① 消費生活相談DXの推進を支えるシステムの構築等

消費生活相談は、消費者のことを第一に考える視点を軸に、センターや消費生活センターの消費生活相談員の働きやすさの向上等も進めながら、消費者被害の最小化に資することが重要である。この点で、デジタル技術は、現在の電話中心の相談業務について、標準化・高度化や、分業を通じた専門知識の活用等を促すものであり、遠隔相談やテレワークなど、センターや消費生活センターの消費生活相談員による場所を選ばない多様な働き方を推進し、人は人が行うべき業務に集中することや、高度で専門的な知識を有する消費生活相談員が居住地・勤務地にかかわらず専門的な相談に対応することをも可能にするものである。

こうした観点も含めて、センター及び消費者庁は、引き続き、消費生活相談DXを推進し、令和8年10月のP I O - N E Tのシステム更改時期に合わせ、これに対応するP I O - N E Tの刷新について、検討を行い、実現を図る。

また、この刷新の中で、消費者の自己解決等を促すためのウェブサイトやSNSのチャットボット等を活用した消費者向けのFAQ等の情報提供の充実、P I O - N E T専用の回線・端末や独自開発等の枠組みからインターネットとクラウドサービスを活用するシステムへの移行、消費生活相談員向けオンラインマニュアルの整備やP I O - N E Tの利便性向上等による相談業務の効率化等、AI、音声認識などの新技術の動向を踏まえつつ、デジタル技術の事務・事業への導入の検討を進め、消費生活相談情報の更なる活用について検討を進める。

さらに、相談受付からP I O - N E Tに登録されるまでの平均日数(以下「登録日数」という。)を短縮することは、消費者被害の早期認識のために重要であることから、消費者庁と連携して地方公共団体等の協力を得て、引き続き相談受付後の一層速やかな登録を促すことなどにより、これを短縮

するよう努める（センターが自ら受け付けた相談についても短縮に努める。）。この点、消費生活相談DXを更に進める中で、業務の見直し等による更なる期間短縮の可能性を含めて検討する。

【指標】

- ・ P I O－N E T刷新後の新システムの専用端末率・専用回線率
- ・ センター職員・消費生活相談員のテレワーク率
- ・ センター職員・消費生活相談員の遠隔地勤務事例数
- ・ 消費者向け F A Qへのアクセス件数

【目標水準の考え方】

消費者の利便性の向上、センターや消費生活センターの消費生活相談員の働きやすさの向上、専門的な内容を含めた遠隔相談やテレワークの実現等のためには、P I O－N E T刷新後の新システムにおいては、一定の場所での勤務が前提となる専用端末・専用回線からの脱却が必須となる。そのため、P I O－N E T刷新後の新システムの専用端末率及び専用回線率を目標とし、廃止する（その率を0%とする。）。これにより、テレワークが技術的に100%実施できる体制とする。

また、P I O－N E T刷新後の専門的な内容を含めた遠隔相談やテレワークの実現等のためには、それらに資する知見をセンターにおいて蓄積することが重要である。そのため、その知見の蓄積に向け、テレワーク環境の整備を進め、これに応じて、センター職員・消費生活相談員のテレワーク率を目標とし、集中実施日を定めて当該期間において7割以上のテレワークを実施するとともに、年間平均で2割以上実施する。さらに、遠隔地で勤務する職員・消費生活相談員による専門的な知識をいかした相談関係業務等の勤務事例を作り、知見を蓄積していくことが重要であることから、センター職員・消費生活相談員の遠隔地勤務（3か月～1年程度）の事例数を目標とし、年間2事例以上実施する。

加えて、P I O－N E Tの刷新後、消費生活相談員が対応すべき案件に集中できるようにし、消費者の利便性を高め、自己解決等をより促していくには、消費者向けの F A Q等の情報提供が重要な役割を果たすことに鑑み、消費者向け F A Qへのアクセス件数を目標とし、554,933件（平成30年度～令和3年度の平均）以上のアクセスを得る。

【重要度：高】

P I O－N E T刷新による消費生活相談員の働きやすさの向上及び消費者の自己解決等の促進は、消費者被害の発生又は拡大の防止及び被害の迅速な回復に資する重要なものであるため。

【困難度：高】

P I O - N E T刷新により、消費生活相談員の働きやすさの向上及び消費者の自己解決等の促進を実現するためには、消費生活センター等、センター及び消費者庁の連携が重要であるため。

【関連指標】

- ・全国の消費生活センター等における登録日数（令和3年度実績：6.7日）
- ・センター受付相談の登録日数（令和3年度実績：3.9日）

② 相談情報の保存期間の延長等

「靈感商法等の悪質商法への対策検討会」の報告書における消費生活相談の情報の保存期間の延長に関する提言を踏まえ、その延長に向けた取組等を進める。

③ 事故情報データベースの運営

事故情報データベースについて、消費者庁と連携しながら適切に運営する。

(2) 関係機関への情報提供及び情報交換

P I O - N E Tの運営等について、消費生活センター等に対し情報提供を行う。

また、法令に基づく迅速かつ厳正な行政処分等に資するため、消費者利益を侵害する違法・不当行為の取締り等を行う行政機関等との間で緊密な情報交換を行う。

【指標】

- ・消費生活センター等に対する情報提供件数

【目標水準の考え方】

消費生活センター等に対してP I O - N E Tの運営等に関する情報提供をすることは、消費生活相談情報の収集を効果的に行うために必要であることから、消費生活センター等に対する情報提供件数を目標とし、25件（平成30年度～令和3年度の平均）以上の提供を実施する。

【関連指標】

- ・情報提供依頼への対応件数（令和3年度実績：1,035件）
- ・法令照会（警察／裁判所／弁護士会／適格消費者団体／センター法第40条第1項（和解の仲介手続によって紛争が解決されなかった消費者の訴訟支援）／その他）

(令和3年度実績：529件<内訳>警察：134件、裁判所：5件、弁護士会：270件、適格消費者団体：117件、センター法第40条第1項（和解の仲介手続によって紛争が解決されなかった消費者の訴訟支援）：3件、その他：0件）

- ・公益目的を有する法人その他団体から消費者利益の増進に特に寄与し得ると判断される照会（令和3年度実績：117件）

3. 相談事業

消費者基本法第25条では「事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあつせん及び当該苦情に係る相談における中核的な機関として積極的な役割を果たす」こと、センター法第10条では「国民生活に関する国民からの苦情、問合せ等に対して必要な情報を提供する」ことが規定されている。

また、契約法等改正法により、事業者に対する再発防止等の取組の働き掛けに活用する観点から、センター法に、消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益を保護するため特に必要があると認める場合の事業者の名称等の公表が規定された。

消費者被害の未然防止、拡大防止及び再発防止のためには、消費生活相談における助言やあつせんを始め、事案に即した対応を充実させることが重要であり、事案に即した事業者への働き掛けを行う必要がある。

これらを踏まえ、相談事業の質の維持・向上及び適切性の確保のため、以下の項目を実施する。

(1) 苦情相談

① 経由相談及びセンター受付相談

消費者基本法第25条の「事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあつせん及び当該苦情に係る相談における中核的な機関として積極的な役割を果たす」との規定等に基づき、弁護士・専門技術者等専門家からのヒアリングを行う等により、専門分野に特化したセンターの消費生活相談員・職員を育成し、消費生活センター等からの経由相談の解決能力を向上させる。また、消費生活センター等において対応困難な分野に関する相談については、移送・共同処理等の対応を消費生活センター等と連携しながら積極的に行い、その対応から得られるノウハウや知見を消費生活センター等へ周知する。さらに、消費生活センター等をバックアップするためにセンターで受け付ける消費者からの相談（以下「バックアップ相談」という。）を適切に実施し、あつせんを積極的に行う。

【指標】

- ・センターの消費生活相談員・職員の育成の取組件数

【目標水準の考え方】

消費生活センター等からの経由相談の解決能力を向上させ、また、消費生活センター等において対応困難な分野に関する相談について移送・共同処理等するためには、センターの消費生活相談員・職員の育成が重要であることから、消費生活相談員・職員による事例の研究会など育成に資する取組の件数を目標とし、36件（平成30年度～令和3年度の平均）以上の取組を実施する。

【関連指標】

- ・バックアップ相談件数（令和3年度実績：9,934件）

② 越境消費者トラブルに関する苦情相談

消費者基本計画第5章3(3)において、「近年増加している越境消費者トラブルについて、国民生活センターにおける相談対応を実施するとともに、消費者庁と連携して、海外機関との更なる連携強化・拡大に努める」とされていることから、海外事業者と我が国の消費者のトラブルに関する相談窓口である「越境消費者センター（CCJ）」を活用し、越境消費者トラブルに関する相談対応を適切に行う。また、消費者庁と連携し、越境消費者トラブルが多い国・地域を中心に提携先海外消費者機関を拡大する。

【指標】

- ・海外消費者機関との提携件数

【目標水準の考え方】

「消費生活における国際化の進展」により消費者が越境取引を直接行うことが身近となる中、国内外の消費者の保護のために国際的な連携・協力の強化を図ることが重要となっている。海外に所在する事業者との間のトラブルを国内の機関のみで解決することは困難な場合が多いことから、CCJと提携を結ぶ海外消費者機関を増加させ、多国にわたり所在する多様な海外事業者との交渉を、海外消費者機関を利用して実施することが効果的かつ効率的であるため、海外消費者機関との提携件数を目標とし、15件以上とする。

【関連指標】

- ・CCJ受付の相談件数（令和3年度実績：4,809件）

③ 訪日外国人旅行者への対応

消費者基本計画第2章(4)において、短期滞在する外国人旅行者を含む我が国に在留する外国人による消費は、足下はコロナ禍の影響で減少して

いるものの、今後は増加していくことが想定されている。ポストコロナ時代を見据え、センターは、関係機関と連携し、訪日外国人旅行者が訪日中に被害に遭いやすい消費者トラブルについて、訪日外国人旅行者に向けた積極的な情報提供を行う。また、訪日外国人旅行者が訪日中に被害に遭った消費者トラブルに係る苦情相談については、平成30年度に設置した訪日外国人向け電話相談窓口において、外国語通訳サービス（三者間通話システム）の活用等により被害の救済に取り組むとともに、外国人相談対応で得た情報・ノウハウを活用して多言語による情報提供を行う等、訪日外国人の消費者被害の発生又は拡大の防止に役立てる取組を行う。

【指標】

- ・ 訪日観光客向けFAQへのアクセス件数

【目標水準の考え方】

訪日外国人旅行者が訪日中に被害に遭いやすい消費者トラブルについて、訪日外国人旅行者に向けた積極的な情報提供を行う上で、令和3年7月に開設した訪日観光客向けFAQが重要なツールとなっているため、訪日観光客向けウェブサイトのFAQへのアクセス件数を目標とし、今後、更なる利用を促し、年間10,000件以上のアクセスを得る。

【関連指標】

- ・ 訪日外国人苦情相談件数
(令和元年度以降コロナ禍が続いていることから、実績は関連指標としない。)

④ 災害時、消費者事故発生時その他の緊急時等における相談対応

消費者基本計画では、平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風19号等の後、住宅等の被災した消費者の生活基盤が毀損され、生活関連物資の入手が困難になるなど、消費生活が深刻な影響を受けたり、住宅の補修等の生活基盤の再建に乗じた悪質商法や義援金詐欺等の消費者トラブルが多発したりする傾向にあるとしている。また、自然災害被災後の生活基盤の再建時等においては、高齢者等だけでなく、いわゆる一般的・平均的消費者についても、重要な生活基盤の再建のため焦って契約してしまうなど、一時的にぜい弱性が増加し、取引において自主的かつ合理的な選択が困難となってしまうおそれがあることに留意する必要があると指摘している。さらに、令和2年1月以降は新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、感染症に便乗した悪質商法やトラブルが発生している。これらの状況を踏まえ、災害時、消費者事故発生時その他の緊急時等における相談対応を適切に行う。

さらに、地方公共団体の意向を踏まえ、都道府県・市町村等に対し、援助者の派遣や緊急対応の特設電話の開設、都道府県では相談対応が困難な事例に関する特設電話の設置等による支援を迅速に実施する。

【関連指標】

- ・特設電話相談実施回数（令和3年度実績：2回（「新型コロナワクチン詐欺消費者ホットライン（令和2年度から継続）」、「新型コロナ関連詐欺消費者ホットライン（令和4年度も継続）」））
- ・特設電話相談受付件数（令和3年度実績：「新型コロナワクチン詐欺消費者ホットライン（令和2年度から継続）」247件、「新型コロナ関連詐欺消費者ホットライン（令和4年度も継続）」76件）

（2）国民への情報提供

① 報道機関を通じた情報提供

P I O－N E T等に蓄積されている情報やセンターで処理された苦情相談を分析し、消費者に同種被害が多数発生している事例、深刻な被害事例等に関する財産事案に係る情報を迅速に分析して取りまとめ、報道機関を通じて国民に情報提供を行う。

【指標】

- ・相談情報に関する公表件数（相談情報部公表分）

【目標水準の考え方】

消費者被害の未然防止、拡大防止及び再発防止のためには、被害事例等に関する財産事案に係る情報を迅速に分析して取りまとめ、国民に情報提供を行うことが重要であるため、公表件数（相談情報部公表分）を目標とし、37件（平成30年度～令和3年度の平均）以上の公表を行う。

【関連指標】

- ・取材対応件数（令和3年度実績：918件）

② ウェブサイト等による情報提供

消費者の自己解決に資するウェブコンテンツについては、寄せられた情報を積極的に活用し、分析した上で、必要な情報を迅速かつより分かりやすくセンターのウェブサイト等を通じて国民に提供する。

【指標】（再掲）

- ・消費者向けFAQへのアクセス件数

【目標水準の考え方】

消費者被害の未然防止、拡大防止及び再発防止のためには、消費者の自己解決に資するFAQが有効であるため、消費者向けFAQへのアクセス件数を目標とし、554,933件（平成30年度～令和3年度の平均）以上のアクセスを得る。

（3）関係機関への情報提供、情報共有及び情報交換

① 消費者庁等への情報提供、情報共有

消費者事故等の発生に関して、必要な事項を適切な方法で消費者庁へ通知するとともに、財産事案に係る情報共有のための会議の場等を通じ、PIO-NET等に蓄積されている情報等の分析結果や、消費者に同種被害が多数発生している事例、深刻な被害事例等について、消費者庁との情報共有をより緊密に行う。

また、法令に基づく迅速かつ厳正な行政処分等に資するため、消費者利益を侵害する違法・不当行為の取締り等を行う消費者庁を始めとした行政機関等との間で緊密な情報交換を行う。さらに、関係行政機関への情報提供を積極的に行う。その際には、必要に応じ、センター法第42条第2項に基づく事業者の名称等の公表にも取り組む。

【指標】

- ・ 関係機関等への相談情報に関する情報提供件数（相談情報部提供分）

【目標水準の考え方】

相談事例等から得られる新たな手口・悪質事例等の情報は、消費者被害の発生又は拡大を防止するために重要であることから、関係機関等への情報提供件数を目標とし、31件（平成30年度～令和3年度の平均）以上の提供を行う。

【関連指標】

- ・ 情報提供における関係機関等の対応件数
（相談情報部：行政処分や業務改善等の対応）（令和3年度実績：6件）

② 消費生活センター等への情報提供

消費生活センター等からの経由相談及びバックアップ相談への対応から得られる知見について、消費生活センター等に対して情報提供を行う。

【指標】

- ・ 消費生活センター等への情報提供回数

【目標水準の考え方】

消費生活センター等からの経由相談及びバックアップ相談への対応から得られる知見について消費生活センター等に対して情報を提供していくことは重要であるため、消費生活センター等への情報提供の回数を目標とし、年間24回以上実施する。

(4) 関係行政機関等に対する改善要望

消費者基本計画第1章3において、「新たな課題の解決に向けて今後も不断の努力を続け、関連施策を更に充実させることが求められている」ことから、消費生活相談情報の収集・分析結果等を基に、関係行政機関等に対して制度等に関する改善要望を積極的に提出する。

【指標】

- ・ 関係行政機関等への要望件数（相談情報部要望分）

【目標水準の考え方】

制度改正等への要望は、消費者被害の発生又は拡大の防止に直接的に結びつくものであり、センターの大きな役割の一つであることから、関係行政機関等への要望件数を目標とし、5件（平成30年度～令和3年度の平均）以上の要望を行う。

【関連指標】

- ・ 関係行政機関の対応件数（相談情報部要望分）（令和3年度実績：4件）

(5) 消費生活相談員の処遇改善を通じた相談事業の質の維持・向上

消費者安全法第10条の3による消費生活相談員の法定化（平成26年6月13日同法改正）や、同法第11条及び消費者基本計画第4章（2）の消費生活相談員に係る規定等を踏まえ、センターの消費生活相談員について、専門職としての経験や能力に応じて適切に処遇改善が行われることを通じて、人材が確保されることにより、相談事業の質を維持・向上させる。

処遇改善については、第5期中期目標期間中を通じて、任用制度の見直し等を進めるとともに、センターの求人や他の消費生活センター等の制度設計に資するよう、センターの消費生活相談員の任用制度について情報提供を行う。

【指標】

- ・ 消費生活相談員等のキャリアパスや処遇を含めた任用に関する情報提供件数

【目標水準の考え方】

センターが、センターの任用制度に関する情報提供を行うことは、センターの求人や他の消費生活センター等の制度設計に資すると考えられることから、年間2件以上の情報提供を行う。

4. 商品テスト事業

消費者基本法第25条において、センターは、「消費者からの苦情等に関する商品についての試験、検査等」における中核的な機関として積極的な役割を果たすことが規定されている。

また、契約法等改正法により、事業者に対する再発防止等の取組の働き掛けに活用する観点から、センター法に、消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益を保護するため特に必要があると認める場合の事業者の名称等の公表が規定された。

商品テスト事業の質の維持・向上及び適切性の確保のため、以下の項目を実施する。

(1) 商品テストの実施

消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、消費者の生活実態に即して必要な商品テストを行う。具体的には、地方公共団体から依頼のあった相談解決のための商品テスト、P I O-N E T、消費者庁との共同運営によって全国の参画医療機関から消費者事故の情報収集をしている医療機関ネットワークなどの事故情報から、重篤性や多発性、新規性等の観点から事案を選定した注意喚起のための商品テストを積極的に実施する。また、相談解決のための商品テストについては、原則として全てに対応し、重大事故等のおそれのある事案のテスト結果についても情報提供する。さらに、消費者安全法第14条の規定や設立10周年を迎えた消費者安全調査委員会との連携強化への取組を踏まえ、消費者事故等の原因究明や情報提供のために、消費者庁（消費者安全調査委員会を含む。）からの求めに応じ必要な協力を行う。なお、注意喚起のための商品テストについては、各分野の有識者により構成される商品テスト分析・評価委員会により、テストの企画立案、テスト結果の分析・評価及び公表の妥当性等について審議を行う。そのほか、必要に応じて関係機関との連携強化、外部化を始め、商品テスト事業を強化する。

【指標】

- ・ 注意喚起のための商品テスト実施件数

【目標水準の考え方】

注意喚起のための商品テスト実施件数については、同テストの重要度が高いことから、今後もこれまで以上の実施が期待される。そのため、各

年度の注意喚起のための商品テスト実施件数を目標とし、11件（平成30年度～令和3年度の平均）以上実施する。

【関連指標】

- ・商品テスト実施件数（令和3年度実績：194件）
- ・消費生活センター等からの依頼・相談件数（令和3年度実績：234件）
- ・テスト依頼への技術相談を含めた対応率（令和3年度実績：100%）
- ・他機関の知見等の活用回数（令和3年度実績：22件）

（2）国民への情報提供

① 報道機関等を通じた情報提供

P I O - N E T等に蓄積されている危害・危険、品質等に関する相談情報や医療機関ネットワーク等に登録された事故事例を調査・分析し、消費者に同種被害が多数発生している事例、深刻な被害事例等に関する情報を迅速に分析して取りまとめ、報道機関等を通じて国民に情報提供を行う。

【指標】

- ・公表件数（商品テスト部公表分）

【目標水準の考え方】

消費者被害の未然防止、拡大防止及び再発防止のためには、深刻な被害事例等に関する情報を迅速に分析して取りまとめ、国民に情報提供を行うことが重要であるため、各年度の公表件数（商品テスト部公表分）を目標とし、26件（平成30年度～令和3年度の平均）以上の公表を行う。

【関連指標】

- ・事業者名を含めた公表件数（商品テスト部公表分）
（令和3年度実績：4件）
- ・取材対応件数（令和3年度実績：101件）

② ウェブサイト等による情報提供

ウェブサイト等を通じて国民生活に関する諸問題に係る情報を適時適切に提供する。特に「くらしの危険」については、公表情報を積極的に活用し、事故防止に必要な情報をより分かりやすく提供する。

【指標】

- ・ウェブサイト公表回数（商品テスト部公表分）

【目標水準の考え方】

国民への情報提供に当たっては、ウェブサイトを通じた情報提供が重要であるため、各年度のウェブサイト公表件数（商品テスト部公表分）を目標とし、26件（平成30年度～令和3年度の平均）以上の公表を行う。

【関連指標】

- ・「くらしの危険」発行回数（令和3年度実績：6件）
- ・「くらしの危険」アクセス数（令和3年度実績：250,766件）

（3）関係機関への情報提供、情報共有及び情報交換

① 消費者庁等への情報提供、情報共有等

重大事故等や消費者事故等のおそれがある商品テスト結果に関して、必要な事項を適切かつ迅速に消費者庁へ通知するとともに、生命身体事案に係る情報共有のための会議の場等を通じ、P I O - N E T等に蓄積されている情報等を調査・分析し、消費者に同種被害が多数発生している事例、深刻な被害事例等について、消費者庁との情報共有をより緊密に行う。

また、東日本大震災からの復興を支援するため、放射性物質に関する検査について、引き続き地方公共団体における実施体制を支援するとともに、地方公共団体からの依頼に基づく検査を実施する。

さらに、法令に基づく迅速かつ厳正な行政処分等に資するため、商品テストを通じて得た知見や専門性をいかし、消費者利益を侵害する違法・不当行為の取締り等を行う行政機関等との間で緊密な情報交換を行う。また、商品テスト等の対象商品・役務に関連する関係省庁、事業者団体などへの情報提供を積極的に行う。その際には、必要に応じ、センター法第42条第2項に基づく事業者の名称等の公表にも取り組む。

【指標】

- ・関係機関への情報提供件数（商品テスト部提供分）

【目標水準の考え方】

商品テスト等を実施した情報はそれぞれの内容に応じて、関係省庁、事業者団体において活用されるよう適切に提供することが重要であるため、各年度の関係機関への情報提供件数を目標とし、14件（平成30年度～令和3年度の平均）以上とする。

【関連指標】

- ・情報提供における関係行政機関の対応件数（商品テスト部：行政処分や業務改善等への要望についての対応）（令和3年度実績：12件）

② 消費生活センター等への情報提供

商品テストに係る技術情報等について、消費生活センター等に対し情報提供を行う。

【指標】

- ・消費生活センター等のテスト技術職員等との情報交換

【目標水準の考え方】

各年度の消費生活センター等に対する商品テストに係る技術情報等の提供の重要な機会となっているテスト技術職員等との情報交換回数を目標とし、3回（平成30年度～令和3年度の平均）以上実施する。

③ 関係機関等との情報交換、連携及びテスト重複の排除

同種又は類似の商品テストを実施する関係機関等との間で、定期的な会議を行うなど緊密な情報交換を行い、連携をより強化するとともに、商品テストが重複することのないよう調整を行う。

(4) 関係行政機関等に対する改善要望

商品テスト結果等を基に、関係行政機関等に対して制度等に関する改善要望を積極的に行う。

【指標】

- ・関係行政機関等への要望件数（商品テスト部要望分）

【目標水準の考え方】

商品テスト結果等により明らかになった問題点について、関係省庁や事業者団体に規格・基準の制定・見直し及び改善を要望することが重要であるため、関係行政機関等への要望件数を目標とし、10件（平成30年度～令和3年度の平均）以上実施する。

【関連指標】

- ・関係行政機関等の対応件数（商品テスト部要望分）
（令和3年度実績：8件）

5. 教育研修事業

センターは、消費者基本計画第5章4（1）「消費者教育の推進」及び第5章5（2）「国等における体制整備」、第5章5（3）「地方における体制整備」、消費者教育推進法、消費者教育推進基本方針及び消費者安全法に基づき、時々刻々と変化する状況に応じた受講ニーズを把握しつつ、消費者庁が推進

する施策の内容も踏まえ、消費者教育の担い手を育成するための研修、消費者行政職員及び消費生活相談員等を対象とした研修等の実施において、中核的な機関として積極的な役割を果たす必要がある。教育研修事業の質の維持・向上及び適切性の確保のため、以下の項目を実施する。

また、「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」も踏まえ、靈感商法を含めた悪質商法等に対してより効果的に対応できるよう、相談の現場の実態を踏まえ、地方の消費生活相談員等を対象とした研修を実施する。

(1) 実務能力向上のための研修

消費者行政職員、消費生活相談員等にとどまらず、学校教育関係者、消費者教育の担い手、社会福祉関係者、また、消費者の利益の擁護又は増進を図るための活動を行う民間の団体又は個人、さらには、消費者志向の経営を意識する事業者を対象とした研修を実施する。研修の手法としては、事例検討型・参加体験型研修やオンライン研修等の手法の効果的な部分を勘案しながら最適な組合せを模索しつつ実施する。また、研修内容は、P I O - N E T刷新後の業務体系を見据え、デジタル化に即したものに移行する等、時宜を得たものとなるよう、研修対象者のニーズに積極的に応じたものとなるよう、その充実を図る。

また、各地の地理的条件に配慮して、オンライン研修を推進しつつ、地方都市においても高い水準の研修を実施する。

【指標】

- ・受講者等アンケート結果における満足度(実務能力向上のための研修)
5段階評価中平均4以上

【目標水準の考え方】

実務能力向上のための研修内容に対する受講者へのアンケートについては、受講者から好意的な回答が寄せられる場合も多く、5段階評価において3(普通)未満の2、1の評価が付されることは少ないことから、4の評価を標準とし、4以上の評価を確実に得られることを目標とする。また、アンケートの精度を向上させるため、評価段階数や質問項目数を増やすこと、各項目の質問内容を多様化し回答の選択肢を多くすることなど、工夫に努めることとする。

【関連指標】

- ・消費者行政職員研修の受講者数(令和3年度実績:603人)
- ・消費生活相談員研修の受講者数(令和3年度実績:4,446人)
- ・消費者教育推進のための研修の受講者数(令和3年度実績:498人)

- ・消費生活サポーター研修の受講者数（令和3年度実績：133人）
- ・消費者リーダー研修の受講者数（令和3年度実績：760人）
- ・企業職員研修の受講者数（令和3年度実績：97人）
- ・Dラーニング（遠隔研修）の受講者数（令和3年度実績：8,653人）

（2）消費者教育推進のための研修

消費者教育推進法及び消費者教育推進基本方針、消費者安全法を踏まえ、消費者教育の推進に関する以下の取組等を実施する。

【指標】

- ・受講者等アンケート結果における満足度（消費者教育推進のための研修） 5段階評価中平均4以上

【目標水準の考え方】

消費者教育推進のための研修内容に対する受講者へのアンケートについても、受講者から好意的な回答が寄せられる場合も多く、5段階評価において3（普通）未満の2、1の評価が付されることは少ないことから、4の評価を標準とし、4以上の評価を確実に得られることを目標とする。また、アンケートの精度を向上させるため、評価段階数や質問項目数を増やすこと、各項目の質問内容を多様化し回答の選択肢を多くすることなど、工夫に努めることとする。

【関連指標】

- ・消費者教育推進のための研修の受講者数（令和3年度実績：498人）

① 高齢者・障害者等の消費者被害防止のための民生委員等への研修の実施

消費者教育推進法第13条第1項の規定及び消費者教育推進基本方針に基づき、センターは、地域において高齢者、障害者等の消費生活上特に配慮を要する消費者の消費者被害を防止し、安全を確保するための消費者教育が適切に行われるようにするため、民生委員、社会福祉主事、介護福祉士その他の支援関係者に対する消費者教育の担い手を育成するための研修を実施する。また、研修受講者にアンケートを実施し、今後の見直し等に活用する。

② 「実例を通じた消費者教育」推進のための消費生活センター等への支援

消費者教育推進法第13条第2項の規定及び消費者教育推進基本方針に基づき、消費生活センター等が収集した情報の活用による「実例を通じた消費者教育」が行われるようにするため、消費生活センター等に対し、情報提供等についての支援を行う。

③ 消費生活相談員等への専門的知識修得のための研修の実施

消費者教育推進法第16条第1項の規定及び消費者教育推進基本方針に基づき、消費生活相談員等に対する消費者教育に関する専門的知識を修得するための研修を実施する。

(3) 試験業務

① 消費生活相談員資格試験

消費者安全法第11条の11第1項の規定に基づき、消費生活相談員資格試験を登録試験機関（平成28年4月26日に登録）として適正に実施する。

消費生活相談員資格試験の実施に当たっては、消費生活相談員資格保有者の地域偏在の解消を図る観点から、試験会場設置に関する必要な調査等を実施し、資格保有者数や地域バランス等を考慮した上で、地方都市においても実施する。

【指標】

- ・試験実施箇所数 全国15箇所以上のうち、より地域偏在解消を図る観点から設置する会場数5箇所以上
(令和3年度実績：20箇所（地域偏在解消会場5箇所）)

【目標水準の考え方】

試験実施箇所数については、第5期中期目標期間においても受験生の利便性に配慮し、交通の要衝を中心に全国15箇所以上で開催し、さらに、より資格保有者の地域偏在解消を図る観点から設置する会場数として、全国5箇所以上を目標とする。

【関連指標】

- ・受験申込者数（令和3年度実績：1,058人）
- ・合格者数（令和3年度実績：342人）

② 消費生活専門相談員資格認定制度

消費生活センター等において相談業務に携わる消費生活相談員の資質・能力等を向上させるため、消費生活相談員資格試験と併せて、5年ごとに更新を必要とする消費生活専門相談員資格の審査及び認定を行う。

消費生活センター等での実務に就いていない消費生活専門相談員資格認定者が5年ごとに資格の更新を行う際に受講する講座を実施する。

また、消費生活相談員の採用を支援するため、国や地方公共団体等に対して資格認定者の情報を提供する。

なお、消費生活専門相談員資格認定制度に係る業務に関しては、その実施状況等を見つつ、必要な業務の見直しについて検討を行う。

【指標】

- ・資格認定者情報提供数

【目標水準の考え方】

消費生活センター等において相談業務に携わる消費生活相談員の担い手確保が求められる中、それに資する情報を提供することは重要であるため、資格認定者情報提供数を目標とし、2,050人（平成30年度～令和3年度の平均）以上について提供を行う。

【関連指標】

- ・受験申込者数／資格認定者数（令和3年度実績：1,058人／342人）
- ・更新講座実施回数／実施箇所数／受講による更新者数
（令和3年度実績：4回／インターネット配信／595人）
- ・更新対象者／更新者／更新率
（令和3年度実績：1,665人／1,228人／73.8%）

（4）調査研究

国・地方の消費者政策の企画立案や消費者行政の国際的展開に資するため、消費生活に重大な影響を及ぼす問題について、P I O - N E T 情報等を活用しつつ調査研究を行い、海外の消費者行政の動向について情報収集を行うなどして、広く国民に情報提供する。

【指標】

- ・「国民生活研究」の提供件数

【目標水準の考え方】

消費生活に重大な影響を及ぼす問題について調査研究等を広く国民に情報提供することは重要であるため、「国民生活研究」の提供件数を目標とし、2,886件（平成30年度～令和3年度の平均）以上提供を行う。

【関連指標】

- ・調査研究の情報提供件数（令和3年度実績：1件）

（5）教育研修の合理化と経費の節減

教育研修事業について、研修受講者のニーズや受講者数の動向を踏まえ、カリキュラムの内容の工夫や研修コースに応じた開催時期の設定等による合理化を行うとともに、地方公共団体との共催などにより経費を節減する。

6. 適格消費者団体及び特定適格消費者団体との連携等事業

センターは、センター法第10条第6号に規定する「適格消費者団体が行う差止請求関係業務（消費者契約法第13条第1項に規定する差止請求関係業務をいう。）の円滑な実施のために必要な援助を行う」業務及び同条第8号に規定する「特定適格消費者団体が行う消費者裁判手続特例法第56条第1項の申立てに係る仮差押命令の担保を立てる」（以下「立担保」という。）業務及びセンター法第43条の2「長期借入金をする」等の業務を一体的・効果的に実施するため、以下の取組を行う。

（1）適格消費者団体及び特定適格消費者団体との連携

適格消費者団体及び特定適格消費者団体との意見交換や情報共有等によって、一層緊密に連携するよう努める。

【指標】

- ・ 適格消費者団体及び特定適格消費者団体との意見交換等の件数

【目標水準の考え方】

契約法等改正法によってセンターに適格消費者団体に関する業務が追加され、適格消費者団体及び特定適格消費者団体との緊密な連携が一層求められる中であることから、意見交換等の件数を目標とし、年間9回（平成30年度～令和3年度の平均）以上実施する。

（2）適格消費者団体への援助

① 適格消費者団体との啓発活動等

適格消費者団体と共同して、適格消費者団体による差止請求訴訟制度の周知や消費者被害の実態調査等を行う。

【指標】

- ・ 適格消費者団体との共同事業の件数
 - 令和5年度 1回以上
 - 令和6年度から9年度まで 2回以上

【目標水準の考え方】

適格消費者団体による差止請求訴訟関係業務の援助としては、適格消費者団体による差止請求訴訟制度の周知や消費者被害の把握が重要であることから、これらに資するような事業を適格消費者団体が行い得るよう、共同して事業を行うことが必要である。そのため、1年目においてまず少なくとも1回実施し、2年目以降少なくとも2件以上実施するものとする。

② 適格消費者団体への情報提供

適格消費者団体の求めに応じ、適格消費者団体が差止請求権を適切に行使するために必要な限度において、消費生活相談等に関する情報を提供する。

【指標】

- ・適格消費者団体への情報提供方法等の周知団体数

【目標水準の考え方】

契約法等改正法によって適格消費者団体に提供する情報の範囲が拡大された中、よりの確に情報提供ができるよう、適格消費者団体への情報提供方法等の周知団体数を目標とし、全ての適格消費者団体（令和4年末時点：23団体）に周知する。

【関連指標】

- ・適格消費者団体からの照会への対応件数（令和3年度実績：117件）

（3）特定適格消費者団体立担保援助

① 立担保の実施

特定適格消費者団体からセンターへ担保を立てる要請があり、有識者による審査を経てセンターが担保を立てる決定をした事案については、裁判所が命じた期限までに担保を立てる。

② 立担保事案の適切な管理、求償

担保を立てた事案について、その後の裁判手続の経過と権利義務関係を把握し、適切な管理、求償を実施する。

7. 裁判外紛争解決手続（ADR）事業

センターは、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施する中核的な機関として、センター法第3章第2節の規定に基づき、積極的に裁判外紛争解決手続（以下「ADR」という。）を実施するとともに、事業の質の維持・向上及び適切性の確保のため、「独立行政法人国民生活センターADRの実施状況に関する検討会報告書」（平成29年7月28日公表）第Ⅲ章において提言された今後の対応に係る取組を実施する。

「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」において示されたADRの充実等の趣旨及び契約法等改正法により追加されたADRの計画的実施の趣旨を踏まえ、ADRの迅速化を図り被害者救済の実効性を向上させるため、デジタル化を通じた対応能力の強化に向けた取組等を

実施する。

(1) ADRの適切な実施及び利用しやすいADRへの改善

消費者被害の未然防止、拡大防止及び再発防止のためには、事案に即した対応を充実させることが重要である。

消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の発生又は拡大の防止のため、ADRを適切に実施し、解決水準を確保しつつ、申請日から3か月以内の手続終了（センター法施行規則第18条）とその期間短縮に努めるとともに、和解率を高めるよう努める。また、消費者がセンターのADRを利用しやすくなるよう申請書類の記入項目数、記入内容等の簡素化を図り、センター東京事務所以外（都内、地方都市）での開催や勤労者が出席しやすい夕刻からの開催だけでなく、インターネットを活用したオンライン開催も実施するなど、開催場所や開催時間の柔軟化も推進する。

また、ADRの迅速化を図り被害者救済の実効性を向上させるため、デジタル化を通じた対応能力の強化に向けた取組等を行う。

【指標】

- ・申請日から手続終了までの日数 平均90日以内

【目標水準の考え方】

申請日から手続終了までの所要日数の実績は、平成30年度92.3日、令和元年度91.2日、令和2年度93.8日、令和3年度93.3日と年度により振れがあり、和解率が上がるとその日数は増加する傾向にある。適切な解決水準を確保することが重要となる中、所要日数は消費者と事業者の両当事者の都合に依存し紛争内容も様々であるため、一概に短縮することが難しい面もある。こうした状況において、契約法等改正法では、手続は「適正かつ迅速に」実施すること、「当事者は適正かつ迅速な審理を実現するため、委員会による手続の計画的な実施に協力するもの」と規定されたことを受け、当事者の合意がある場合又は特別の事情がある場合を除き、所要日数「平均90日以内」を目標とする。

【指標】

- ・和解率 60%以上

【目標水準の考え方】

和解率の実績は、平成30年度から令和3年度まで6割以上を示し、特に令和2年度及び3年度は7割以上となるなど、他のADR機関の和解率と比較しても良好な実績を示しており、引き続き、和解率の向上に努めていくことが期待される。一方で、和解率の数値の性質からその引上げには

一定の限界があること、和解率の数値の引上げを過度に優先すれば消費者にとり和解水準の低下につながるおそれもあることから、和解率については過去の実績ベースを重視した目標とし、これを着実に達成した上で更なる高みを目指すことが重要であることから、過去実績と同等程度以上を目指した「60%以上」を目標とする。

【関連指標】

- ・ 事前問合せ対応件数（令和3年度実績：1,321件）
- ・ 申請件数（令和3年度実績：136件）
- ・ オンラインによる期日の実施率（令和3年度実績：93.7%）

（2）ADRの結果の相談業務等への活用推進

センターが実施したADRの結果を全国の消費生活センター等の相談業務等へ活用するため、消費生活相談員等の「期日」（紛争解決委員と消費者、事業者との話し合いの場合）への同席等や申請を支援した消費生活センター等へのADR結果のフィードバック、解決水準の確保による「解決指針」の提示等の取組を行う。

（3）和解内容の履行確保

事業者による和解内容の履行を確保し、消費者被害の救済を実現するため、事案の性質に応じ、和解書の執行証書化による履行の確保、和解から仲裁への移行、消費者による裁判への積極的な支援等の取組を行う。

（4）消費者裁判手続特例法への対応

「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」（平成25年法律第96号。以下「消費者裁判手続特例法」という。）は、附則第2条により同法の施行前事案に関する消費者の請求に係る金銭の支払義務には適用されないことから、消費者の財産的被害が適切に回復されるよう、同法附則第6条に規定するADR（以下「センターADR」という。）の利用を促進し、その必要な措置を適切に実施する。

このセンターADRの利用に際しては、第1段階の共通義務確認訴訟中のセンターADRの保留が有益な場合もあることから、センターは、申請又は手続の進行を留保する仕組み、併合手続を行う仕組みを検討する。

また、消費者裁判手続特例法の施行後の事案であってもセンターADRを消費者が選択しようとする場合には、センターは、第2段階の簡易確定手続への参加の利点とセンターADRの選択に係る情報提供を適切に行う。

（5）国民への情報提供

国民生活の安定及び向上に図るために必要と認めるときは、紛争解決委員

会の決定に従い、センターは、結果の概要について記者公表を行うことにより報道機関等を通じた国民への情報提供を行う。

【関連指標】

- ・ 記者公表件数（紛争解決委員会事務局公表分）
（令和3年度実績：4件）
- ・ 事業者名を含めた記者公表件数（紛争解決委員会事務局公表分）
（令和3年度実績：4件）

第4 業務運営の効率化に関する事項

1. 業務及び運営体制の効率化

センターに求められる社会的要請に対応できるよう、理事長のリーダーシップの下、必要に応じて、新たな社会的要請に応える新規事業の創設、既存事業の廃止を含めた見直し、人員配置や組織編制の見直しを行う。

また、消費生活相談のデジタル化を進める中で、消費生活センターとの役割分担について消費者庁とともに検討を進め、センターが強化・集中すべき業務の在り方について検討を進める。

2. 一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費の削減

一般管理費（人件費を除く。）について、毎年度、前年度比3%以上の削減、業務経費について、毎年度、前年度比1%以上の削減を図る。ただし、いずれかの目標が未達成の場合においては、一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費の合計額について、前年度合計額比1.18%以上の削減を図る。

なお、各年度以降で新規に追加されるもの、拡充分、特殊要因や公租公課により増減する経費を除くこととし、新規に追加されるものや拡充分については、翌年度から同様の方式に基づく削減により効率化を達成する。

【指標】

- ・ 一般管理費増減比 -3.0%以上
 - ・ 業務経費増減比 -1.0%以上
- 又は
- ・ 一般管理費及び業務経費の合計額の増減比 -1.18%以上

【目標水準の考え方】

第5期中期目標においても、毎年度、一般管理費の削減額3%以上（効率化係数0.97）、業務経費の削減額1%以上（効率化係数0.99）を原則とするが、一般管理費と業務経費の比率は、おおむね1：9程度であることから、仮に業務経費で大幅な削減の成果を上げて目標を大きく超過達成しても、一般管理費でわずかに削減目標を達成できなかった場合、目標未

達成との評価となる。このため、第5期中期目標においても、両経費の合計の削減金額により目標達成の評価を行うことも可とする。この方式において、毎年度の効率化係数を0.9882と設定する場合、両経費を毎年度それぞれ個別に削減（一般管理費3%削減、業務経費1%削減）する場合よりも5年間の削減額が大きくなることから、両経費の合計額の削減を前年度合計額比1.18%以上とする目標設定とする。

【関連指標】

- ・一般管理費
- ・業務経費

3. 適正な給与水準の維持

給与水準については、国民の理解と納得が得られるよう、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与の在り方について検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。なお、給与水準の適正化に当たっては、その取組状況や検証結果について公表する。

4. 適正な入札・契約の実施

契約は、原則として一般競争入札等による競争性のあるものとする。「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、センターが策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表することにより随意契約の適正化等を推進し、契約に係る情報の公開を引き続き推進する。

5. 保有資産の有効活用

ポストコロナ下の施設面での環境変化に対応するため、相模原の研修施設において、オンライン型と集合型の研修を組み合わせ、稼働率と研修効果を高めるなど、施設の有効活用を進める。

【指標】

- ・研修室稼働率

【目標水準の考え方】

相模原の研修施設の有効活用を進める観点から、研修室稼働率を目標とし、35%（平成30年度～令和3年度の平均）以上であって中期計画で定める稼働率以上で稼働させる。

6. 自己収入の拡大・経費の節減

出版物の販売、研修受講料・宿泊料等について、受益者負担が適正かどうか

検証し、必要に応じて見直す。

第5 財務内容の改善に関する事項

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。また、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画及び年度計画の予算を作成し、当該予算の範囲で業務運営を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。

第6 その他業務運営に関する重要事項

1. 市場化テストの実施

「公共サービス改革基本方針」（令和4年7月5日閣議決定）に基づき民間競争入札により事業を実施している相模原事務所の建物維持管理業務及び研修宿泊関係業務（契約期間：令和3年4月から令和6年3月までの3年間）については、実施要領に基づき適切に運営する。

2. 情報セキュリティ対策

政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、センターの情報セキュリティに係る規定を適時適切に見直すとともに、これらに基づき情報セキュリティ対策を講じ、センターに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、情報セキュリティ対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

3. 内部統制の充実・強化

「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総管査第322号総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項を確実に実施する。内部統制の充実・強化を図るため、内部統制委員会の開催や内部通報制度の整備・運用等によるコンプライアンスの徹底等、内部統制環境を整備・運用するとともに不断の見直しを行う。また、定期的に内部監査等によりモニタリングや検証を行い、監事による監査機能を強化する。

4. 情報システムの整備及び管理

情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、PMOがPJMOを支援し、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

また、業務の効率化、全職員のテレワーク環境の構築、業務継続計画の確保、

働き方改革等を実現するため、センターのPC-LANシステムについて情報セキュリティを確保しつつ刷新し、電子メールや電子決裁、電子的な文書作成、予算管理及び会計処理等のシステムを最適化する。

【指標】

- ・PMOによるPJMO支援実績

【目標水準の考え方】

各年度のPMOによるPJMO支援について、年間2件以上実施することを目標とする。

国の政策体系における独立行政法人国民生活センター

国の政策

- 経済社会の発展に即応して、消費者の権利の尊重及びその自立の支援等を基本とした消費者政策の推進（消費者基本法第3条）
⇒ 消費者政策の推進に関する計画の策定（消費者基本計画）
- 消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践的能力の育成（消費者教育の推進に関する法律第3条）
⇒ 消費者教育に関する基本的な方向及び推進内容等を策定（消費者教育の推進に関する基本的な方針）

消費者庁の政策

- 消費者行政の司令塔・エンジン役
 - ・地方消費者行政に関する政策の企画・立案、推進
 - ・消費者事故に関する情報の集約、分析、発信
 - ・消費者安全法に係る「隙間事案」の執行
 - ・適格消費者団体・特定適格消費者団体の認定・監督
- ・消費者教育に関する政策の企画・立案、推進
- ・消費生活に関する制度の企画・立案、推進
- ・特定商取引法、景品表示法等に係る執行
- ・食品安全に係る総合調整

国民生活センター

- 消費者基本法第25条に基づく役割
- 国及び消費者団体等の関係機関と連携し、
- ・国民の消費生活に関する情報の収集及び提供
 - ・事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあっせん及び当該苦情に係る相談
 - ・事業者と消費者との間に生じた紛争の合意による解決
 - ・消費者に対する啓発及び教育等
 - ・消費者からの苦情等に関する商品についての試験、検査等
 - ・役務についての調査研究等
- における中核的な機関として積極的な役割を果たす

事務・事業

- 相談対応
 - ・消費生活センター等からの経由相談への対応
 - ・地方のバックアップ機能としての消費者からの相談受付
 - ・越境消費者センターによる相談対応
 - ・相談の分析・注意喚起
- 相談情報の収集・分析・提供
 - ・全国の相談情報の収集・分析
 - ・PIO-NETの運営・管理
- 商品テスト
 - ・相談解決のためのテスト
 - ・被害拡大防止のためのテスト及びそれに基づく注意喚起
- 広報・普及啓発
 - ・記者説明会、出版物等を通じた広報・普及啓発
- 裁判外紛争解決手続（ADR）
 - ・「重要消費者紛争」の適切・迅速な解決に向けた裁判外手続を実施
 - ・手続の結果概要を公表
- 教育研修・資格制度
 - ・地方公共団体の消費生活相談員、消費者行政職員等の能力向上のための研修
 - ・消費生活相談員資格試験の実施
- 適格消費者団体援助事業
 - ・適格消費者団体が行う差止請求関係業務に関する情報提供、活動に対する啓発等
- 特定適格消費者団体立担保支援事業
 - ・消費者裁判手続特例法に基づく特定適格消費者団体の被害回復の支援等

(使命)

独立行政法人国民生活センター法第3条に基づき、総合的見地から国民生活に関する情報提供及び調査研究を行うこと、消費者紛争を予防するための活動を支援すること並びに重要消費者紛争について法による解決のための手続を適正かつ迅速に実施し、及びその利用を容易にすること。

(現状・課題)

◆強み

- ・50年を超える国民の消費生活に関する情報の収集・提供や苦情処理のあっせん及び相談等における中核的な機関としての実務のノウハウ、経験、国民からの信頼。
- ・消費生活相談情報やこれを端緒とした商品テストに基づいた信用度の高い国民への情報発信、行政機関等への情報提供により、消費者被害の未然防止、拡大防止に貢献。

◆弱み・課題

- ・人材の確保が十分でなく、専門性に応じた機動的な人員配置が困難。
- ・専門性が多岐にわたり、限られた体制で施策を増やすことには限界があり、その時々の方策課題に応じて求められる臨機応変な対応等が限定的になる傾向。

(環境変化)

- 高齢化の進行、デジタル化の進展・電子商取引の拡大等の環境変化により、消費生活の多様化・高度化が進み、消費者問題も多様化・複雑化。
- コロナ禍において、デジタル技術を利用したテレワーク等が浸透する中、電話・対面による相談対応を原則とした消費生活相談の課題が顕在化。
- 「靈感商法等の悪質商法への対策検討会」報告書(令和4年10月17日、消費者庁)や「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」(令和4年11月10日、「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議)、独立行政法人国民生活センター法の改正(令和4年法律第99号)等による、国民生活センターの役割強化の要請。

(中期目標)

- 消費生活相談のデジタル・トランスフォーメーションの推進(デジタル技術の活用による消費者の利便性向上、全国消費生活相談情報ネットワークシステム(PIO-NET)の刷新、消費生活相談情報の更なる活用、業務効率化)
- 消費者トラブル対応、情報提供の充実(裁判外紛争解決手続(ADR)の迅速化・充実、適格消費者団体への援助、事業者の名称等の公表に係る取組、国民・関係機関向けの情報提供等の充実)
- 人材育成・働き方改革(実務能力向上のための研修と人材確保、場所を選ばない多様な働き方の推進)
- 機動的に対応できるよう、具体的手段に関する詳細な関連指標等を整理・統合(「独立行政法人等の中(長)期目標の策定について」(令和4年12月5日独立行政法人評価制度委員会決定)) 等

国立研究開発法人物質・材料研究機構が
達成すべき業務運営に関する目標
(中長期目標)
【案】

令和 年 月 日

文 部 科 学 省

目 次

I	政策体系における法人の位置付け及び役割	2
II	中長期目標の期間	3
III	研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	3
	1. 物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発	4
[1.1 社会課題の解決に貢献するための研究開発	5
[1.2 技術革新を生み出すための研究開発	5
	2. マテリアル研究開発を先導する研究基盤の構築	6
	2.1 マテリアル DX プラットフォーム構築のためのデータ中核拠点の形成	6
	2.2 施設及び設備の共用	6
	2.3 マテリアル人材が集う国際的な拠点の形成	7
	3. 多様な形態での連携構築及び研究成果の社会還元	7
	3.1 物質・材料研究に係る産業界との連携構築	7
	3.2 研究成果の社会還元	7
	4. 研究成果等の発信力強化とプレゼンスの向上及び広報・アウトリーチ活動の推進	8
	4.1 学術面における研究成果等の情報発信及びプレゼンスの向上	8
	4.2 広報・アウトリーチ活動の推進	8
IV	業務運営の改善及び効率化に関する事項	8
	1. 適正かつ効果的なマネジメント体制の確立	9
	1.1 柔軟な業務運営を実現するための組織体制の整備等	9
	1.2 内部統制の適切な確保	9
	1.3 情報セキュリティ及び情報化の一体的な推進	10
	1.4 機構の業務運営等に係る第三者評価・助言の活用	10
	1.5 効果的な職員の業務実績評価の実施	10
	2. 業務全体での改善及び効率化	11
	2.1 経費の合理化・効率化	11
	2.2 人件費の適正化	11
	2.3 契約の適正化	11
	2.4 その他の業務運営面での対応	11
V	財務内容の改善に関する事項	11
VI	その他業務運営に関する重要事項	12
	1. 施設及び設備に関する事項	12
	2. 人事に関する事項	12

※Ⅲについては括弧毎の事業を一定の事業等のまとめりとする。

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十五条の四第一項及び特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法（平成二十八年法律第四十三号）（以下「特措法」という。）第五条の規定に基づき、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定める。

I 政策体系における法人の位置付け及び役割

物質・材料科学技術は、新物質・新材料の発見、発明に象徴されるように科学技術の発展と、それによるイノベーション創出を先導し、新たな時代を切り拓くエンジンとなるとともに、融合と連携を通して幅広い分野に波及することにより、国民生活・社会を支える多様な技術の発展の基盤となるものである。また、国際競争が激化する中で我が国の優位性を維持、強化するための鍵となるとともに、Society 5.0 や低環境負荷な社会システムの実現などにおいて重要な役割を果たすことが期待されている。

機構は、我が国唯一の物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の中核的機関としての役割を果たす国立研究開発法人として、科学技術の進展及び社会の要請に的確に対応しつつ、人材の育成並びに研究開発及びその成果の普及等に努める。また、我が国の科学技術・イノベーション振興に関する施策の基本方針となる「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、我が国が目指すべき Society 5.0 の未来社会像として示された「持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（well-being）を実現できる社会」の実現に向け、「総合知」を積極的に活用し、新たな価値創出や社会・経済的な課題解決への取組において重要な役割を果たす。更に、政府の「マテリアル革新力強化戦略」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）において重要な柱として掲げられるデータ駆動型研究開発の促進に向けて、マテリアル分野において世界最高レベルの研究開発基盤を有している強みを活かし、社会実装、研究開発、産学連携、人材育成、研究設備・データ基盤共用を我が国の中核機関として総合的に推進していくことが求められている。

機構は、特措法に基づく特定国立研究開発法人として、科学技術・イノベーションの基盤となる世界最高水準の研究開発成果を生み出すことに加え、我が国のイノベーションシステムを強力に牽引する中核機関となることが求められている。加えて、文部科学大臣が、科学技術に関する革新的な知見が発見された場合等において、当該知見に関する研究開発その他の対応を迅速に行うために必要な措置をとることを求めた場合には、その求めに応じることとされている。このため、研究開発の実施に当たっては、機構自らの研究開発成果の最大化を図ることはもとより、大学や産業界等との積極的な連携と協働を通して、社会に貢献する技術シーズを絶え間なく創出・育成し、産業界に橋渡しをすることで、シーズ創製から社会実装までの研究進展の過程に幅広く対応するとともに

に、これまで蓄積してきた科学的知見を基に、研究情報、研究人材、研究インフラが集積する世界的な研究開発拠点となることを目指し、我が国全体の物質・材料研究分野における研究開発成果の最大化に貢献できるように取り組むものとする。

また、機構は、他機関の取組・役割を踏まえつつ、研究開発等の特性（長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等）を踏まえ、国際的な視座に立って、法人の機能の一層の向上を図る。また、柔軟かつ速度感ある運営に努め、経営資源を効果的かつ効率的に活用し、機構が保有するポテンシャルを最大限に活用するため、理事長のリーダーシップの下、国家的・社会的ニーズを踏まえた戦略的・重点的な研究開発課題を設定するとともに、柔軟かつ効率的に研究開発課題に取り組める研究体制と内部統制を含めたマネジメント体制を強化するものとする。

更に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）をはじめとする既往の閣議決定等に示された政府方針、物質・材料研究分野をめぐる国内外の最新動向等の機構を取り巻く環境を踏まえ、「適正、効果的かつ効率的な業務運営」という独立行政法人の業務運営の理念の下、「研究開発成果の最大化」という国立研究開発法人の第一目的の達成に向け、不断の経営改革に取り組むものとする。

以上により、機構は、マテリアル・イノベーションの継続的な推進力として、イノベーションシステムの牽引役を果たすことを強く認識しつつ、その政策効果として、優れた論文の創出、グローバル人材の輩出、技術シーズの創出、強力な知財確保、共用研究設備やデータ基盤の全国研究者による活用など目に見える形で科学技術、産業の両側面から我が国の総合的な国力の強化に貢献するものとする。

上記を踏まえ、機構の新しい中長期目標を策定する。（別添）政策体系図

II 中長期目標の期間

機構の当期の中長期目標の期間は、令和 5 年（2023 年）4 月 1 日から令和 12 年（2030 年）3 月 31 日までの 7 年間とする。

III 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

機構は、科学技術・イノベーション基本計画等の国家戦略の一翼を担う国立研究開発法人として、また、イノベーションを強力に牽引する中核機関である特定国立研究開発法人として、我が国のマテリアル革新力を強化し、研究開発の成果の最大化等の質の向上に資するため、中長期的な視点の下で、世界最高水準の研究開発成果を創出し、マテリアルを通じた社会変革につながり得るシーズを絶え間なく創製する。また、スマートラボラトリを活用した研究の高速化・高効率化や、強力な材料設計の手段となり得るデータ駆動型研究開発を強力に推進するなど、研究活動のデジタル・トランスフォーメーション（研究 DX）を更に推し進めるとともに、我が国の大学等におけるマテリアル研究開発の過程で創出される良質なマテリアルデータを収集・蓄積・活用するためのデー

タ中核拠点の構築と運営に重点的に取り組む。加えて、これらを支える、先駆的な研究組織・環境を構築するとともに、我が国が強みを有するマテリアル分野におけるイノベーション創出を強力に推進する中核機関として、国内外から「人」、「モノ」、「資金」が集まる研究拠点の構築を目指し、前期より実施している「革新的材料開発力強化プログラム（M-cube プログラム）」を基軸とし、マテリアル研究開発を先導する研究基盤の構築、グローバルに活躍できる人材の育成、産学の積極的な連携・協働による成果の社会還元、研究活動の発信力強化等を積極的に進める。更に、特措法第七条に基づく文部科学大臣からの措置要求があった場合には、当該要求に応じる。

機構は、これらの業務を遂行するに当たり、各年度において適切な PDCA サイクルの実現に努め、研究の進め方や目標設定の妥当性等について不断の見直しを行う。特に、研究開発にあっては、マテリアル分野における現状の把握に努めた上で、研究マネジメント機能の強化を図り、機構に求められる役割を常に確認しつつ、長期ビジョンを踏まえた研究内容の重点化を図る。また、マテリアル分野の研究開発は我が国の産業競争力に大きく影響を及ぼすことから、研究開発、共同研究等の産学連携等に当たっては、人材の確保や推進体制の構築、情報等のマネジメントを適切に行い、国際交流を含めた研究交流の促進による研究力やイノベーション力の強化を進めることと、経済安全保障を確保することを両立すべく、戦略的に取り組む。

評価に当たっては、別添の評価軸を基本として評価する。

1. 物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発

機構は、現在直面している様々な社会課題の解決に資するため、マテリアル技術・実装領域の観点からブレークスルーをもたらす有望な技術シーズを創出し、社会実装につながるための研究開発を戦略的に進める必要がある。加えて、データ駆動型研究開発の推進に必要な基盤技術の構築や、Society 5.0 の実現に向けたインフラ技術など、未来社会の仕組みを大きく変革する可能性を秘めた革新技術を生み出すための研究開発を推進していくことが重要である。

このため、機構においては、1.1、1.2 に示す通り、マテリアル研究開発の全体像を俯瞰した上で、既存の研究拠点機能を活かしつつ研究領域を設置するものとする。各研究領域においては、社会ニーズと機構におけるこれまでの研究の蓄積を踏まえた研究内容の重点化を図るものとし、機構全体のみならず我が国全体としての研究開発成果の最大化を図るべく、領域間での連携にも留意して研究開発を進めるものとする。

各研究領域では、別紙に記載の目標の達成に向け、中長期計画において具体的に実施する主要なプロジェクト研究と達成すべき技術目標を定め、戦略的かつ計画的に研究開発を実施するものとする。これに加えて、将来の芽を創出するためのシーズ育成研究の観点も視野に入れ、前述のプロジェクト研究と一体的に実施するとともに、引き続き、公募型研究や産業界・大学等との連携・協働に取り組む。

更に、政府戦略や社会的要請等に基づき、重点的かつ領域横断的に実施すべき研究開発については、上記の研究領域にとらわれない体制を柔軟に構築し、適切な実施期間・評価体系を設定した上で、機動的に取り組むこととする。

1.1 社会課題の解決に貢献するための研究開発

気候変動の影響による温暖化や自然災害に関する関心が国際的にも高まる中、我が国においても 2050 年までにカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言し、グリーン社会の実現を目指している。加えて、Society 5.0 の実現や国土強靱化も、我が国の持続的発展に不可欠である。

このため、機構においては、これらの現在直面している様々な社会課題の解決に資するため、マテリアル技術・実装領域の観点からブレークスルーをもたらす有望な技術シーズを創出し、社会実装につなげるための研究開発を戦略的に行うとともに、産業界や大学等とも協働したオープンイノベーションを推進し、我が国全体の研究力の向上を図り、国際競争力の確保に貢献する。このため、エネルギー・環境材料、電子・光機能材料、磁性・スピントロニクス材料、構造材料の研究領域に焦点を当て、重点的に研究開発を実施する。

1.2 技術革新を生み出すための研究開発

マテリアルは先端技術分野の発展に必要不可欠であり、マテリアル分野での研究開発において世界を先導するような革新的な成果を創出し続けていくことが、科学技術立国として我が国が激しい国際競争の中で生き残るために重要である。そのためには、既存の枠組みや従来の研究手法等にとらわれることなく、先導的で挑戦的な研究開発を行っていく必要がある。

特に、マテリアルズ・インフォマティクスは、今後の研究開発の基盤となるものであり、従来の研究手法より飛躍的に研究効率を向上させ、研究 DX を進めるために必要不可欠な基盤技術である。また、ナノ材料や量子基盤技術は、Society 5.0 の実現に向けたインフラ技術を更に飛躍的に発展させる鍵となる分野である。加えて、高分子・バイオ材料は、持続可能社会や健康長寿社会の実現の観点から、次世代技術の継続的な創出が求められる分野である。これらの技術分野は、未来社会の仕組みを大きく変革していく可能性を秘めている。

機構においては、これらの取組による将来の技術革新に資するため、未来社会を切り拓く新機能材料の開発、多元素系・複合系・準安定相といった未踏領域の開拓、先進的な計測・解析技術やデータ駆動型等の革新的手法の開拓など先導的な研究開発に取り組む。このため、機構が持つ強みを活かし、量子・ナノ材料、高分子・バイオ材料、マテリアル基盤研究の研究領域に焦点を当て、重点的に研究開発を実施する。

2. マテリアル研究開発を先導する研究基盤の構築

機構は、世界最高水準の研究成果の創出とその最大化を図り、イノベーションを強力に牽引する中核機関として、政府戦略を踏まえ、高品質なマテリアルデータを収集・蓄積・利活用するためのデータ中核拠点の形成に重点的に取り組むとともに、先端研究施設・設備の整備及び共用促進、多様で優秀なマテリアル人材の育成・確保等のマテリアル研究開発を先導する様々な活動に取り組む。

2.1 マテリアル DX プラットフォーム構築のためのデータ中核拠点の形成

科学技術・イノベーション基本計画やマテリアル革新力強化戦略に謳われているデータ駆動型研究開発を推進し、我が国のマテリアル革新力の強化に貢献するために、我が国全体として、データを収集・蓄積し、国内の産学の研究者が利活用するための基盤となるマテリアル DX プラットフォームの構築が進められており、機構においては、当該プラットフォームの中核を担うデータ中核拠点を構築し、我が国のマテリアル分野の研究 DX を実現するための基盤整備を計画的かつ着実に進め、運営を行う。

データの収集・蓄積に当たっては、機構が有する世界最大級の材料データベース MatNavi の更なる強化を図るとともに、先端研究を支える装置群から創出される高品質データを蓄積するための基盤を構築する。また、文部科学省マテリアル先端リサーチインフラの枠組みの中で、機構は、センターハブとしての中核的な役割を果たし、本事業が整備する全国の先端共用設備から創出されたデータを一元的に収集・蓄積する。加えて、同省データ創出・活用型マテリアル研究開発プロジェクトの枠組みの中で、機構がデータ連携部会の中核機関としての役割を果たし、本事業で創出されるデータ等のデジタル資産の共有・利活用に貢献する取組を中心に、政府が進める戦略的なマテリアル研究開発プロジェクト等において創出されるデータの共有・利活用に取り組む。

これらのデータの利活用に当たっては、収集・蓄積された高品質データの共用化を進めるとともに、データ駆動型研究開発のための AI 解析機能等を整備・提供することでデータ利活用を推進する。その際、我が国の国際競争力の強化の観点から、データ毎の特性に応じて共用範囲を適切に定めて運用することとする。

2.2 施設及び設備の共用

機構は、世界最先端のマテリアル研究開発を先導する中核機関として、先端研究を支える装置群を共用化し整備・運用するとともに、装置のリモート化やデータ駆動型研究開発に利用可能な高品質データの収集と構造化により、革新的なマテリアル研究開発に寄与する。また、最先端設備の運用及び高品質データ取得のための技術者育成を推進する。

2.3 マテリアル人材が集う国際的な拠点の形成

機構は、我が国のマテリアル研究開発を支える知識基盤の維持・発展に貢献するため、世界最高水準の成果創出に向けて、優秀な研究者及び技術者を国内外から獲得し、その養成と資質の向上に取り組む。機構では、世界中から優れた若手研究者等が集まる MGC（マテリアルズ・グローバルセンター）の構築を進めてきたところ、引き続きこの人材ネットワークを強化するとともに、機構が進めてきた研究環境のグローバル化や最先端研究設備等の強みを活かした国際的なマテリアル研究の拠点としての取組を推進する。また、マテリアル研究開発の多様な研究活動を支える高度な分析、加工等の専門能力を有する技術者の養成と能力開発等に着実に取り組むものとする。加えて、大学・企業との人材交流及び国際的な頭脳循環を活用しながら、性別・国籍などそれぞれの属性に応じて適切・有効な施策も実施し、人材育成の中核的な役割を果たすことで、国全体としての多様で優秀なマテリアル人材の育成・確保にも取り組む。

3. 多様な形態での連携構築及び研究成果の社会還元

機構は、アカデミアと産業界との架け橋となる多様な連携形態に基づく産学官共創の場を構築しつつ、産業界との様々な連携スキームを活用した技術移転等を通じて、機構で創出された研究成果の社会還元につなげていく。

3.1 物質・材料研究に係る産業界との連携構築

機構で創出した研究成果を産業界に橋渡しし、社会実装を促進させるため、機構は産業界との連携構築及び深化に取り組む。機構の研究シーズと企業のニーズが融合した組織対組織の連携スキームとして、共通の研究課題の下で複数企業との共同研究を行う「業界別水平連携」による MOP（マテリアルズ・オープンプラットフォーム）の形成や、世界をリードするグローバル企業との二者間の連携を深化させる企業連携センター等を通じて、柔軟かつ迅速に対応し得る多様な企業連携の仕組みを整備する。

3.2 研究成果の社会還元

特定国立研究開発法人の一つである機構は、我が国全体のイノベーションシステムを強力に牽引する中核機関として、研究成果の社会への還元の役割を果たすべく、組織的かつ積極的に事業会社への技術移転に取り組む。また、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成二十年法律第六十三号）に基づき、機構の研究開発の成果に係る成果活用事業者等に対する出資並びに人的及び技術的援助等の積極的な取組を通じ、外部専門機関等との連携を取りながらスタートアップ段階の企業の支援を一層促進する。更に、研究成果の社会への還元を効果的かつ効率的に推進するため、機構として優れた知的財産を創出するとともに、国内外における権利化を図り、様々な連携スキームを活用して組織的かつ積極的に質の高い実施許諾をはじめとした技術移転に

取り組む。その際、企業との連携において双方がメリットを追求できるような柔軟な知的財産の取扱いや、グローバル市場を想定した外国特許への出願等の観点にも留意し、知的財産の戦略的な創出・管理・活用に努める。

加えて、社会的ニーズへの対応として、イノベーションの創出に直結しにくい基盤的な活動についても、機構職員の高い専門性を駆使して、安全性・信頼性等の観点から社会還元するための取組を適切に行う。

4. 研究成果等の発信力強化とプレゼンスの向上及び広報・アウトリーチ活動の推進

機構は、論文発表をはじめとした学術的な発信、国民各層や研究者等への広報活動の推進等により、成果の社会における認知度を高めつつ、新たな価値創造に結びつけていく。また、機構の活動に関する対外発信力の強化を図り、国際的なプレゼンスの向上等に結びつけていく。

4.1 学術面における研究成果等の情報発信及びプレゼンスの向上

機構の研究成果の普及を図るための取組を進め、科学的知見の国際的な情報発信レベルの維持・向上を図るとともに、学会・学術誌等での公表による学術的なインパクト等を分析し、その結果も加味して戦略的に情報発信を行っていく。また、情報発信基盤としての国際学術誌の発行等に継続的に取り組む。これらの取組を総合的に実施することで、機構の国内外のマテリアル研究分野におけるプレゼンスの向上を図る。

4.2 広報・アウトリーチ活動の推進

国民の理解、支持及び信頼を獲得するため、機構の活動を国民目線で分かりやすく紹介し、より幅広い層に認知される取組を、引き続き戦略的に推進する。これにより、機構の活動や研究成果等が国民各層から幅広く理解されるよう努める。また、マテリアル研究開発全般に関する国民各層の関心やリテラシーの向上に向けた取組も積極的に実施する。

更に、機構は、得られた研究開発成果及びそれを生み出すための充実した研究環境について、国内外の研究機関・大学及び関係する産業界へ発信し、国際的に活躍できる研究機関としての機構の知名度を向上させる。これにより、国内外の優秀な研究者及び研究をサポートする専門技術人材の獲得を目指し、それが更なる研究開発成果の創出につながっていくという好循環が生み出されるよう、新たな視点での広報体制の充実や研究情報の対外発信力の強化を図る。

IV 業務運営の改善及び効率化に関する事項

機構は、自らの社会的責任と社会が機構に期待する役割を十分認識し、理事長のリーダーシップの下、以下に記載の通り、適正かつ効果的なマネジメント体制を確立した上

で、研究開発成果の最大化に向けた業務運営の改善と、必要な効率化に取り組む。

独立行政法人や国立研究開発法人、特定国立研究開発法人を対象とした横断的な見直し等については、随時適切に対応する。

なお、業務運営にあっては、業務の改善や組織の合理化・効率化が、研究開発能力を損なうものとならないよう、十分に配慮する。

1. 適正かつ効果的なマネジメント体制の確立

1.1 柔軟な業務運営を実現するための組織体制の整備等

国立研究開発法人の第一目的である研究開発成果の最大化ともう一つの運営理念である業務運営の効率化の両輪を実現するための組織体制の整備を行う。

理事長のリーダーシップが存分に発揮され、かつ、最適な経営判断が得られるよう多角的な視点から業務運営を支える体制を構築するとともに、適切な責任・権限の分担の下での適正、効果的かつ効率的なマネジメント体制の強化に繋がるような組織編成を行う。

研究運営においては、機構全体としての総合力を発揮し、更なる組織パフォーマンスの向上を促すような研究体制を構築することとし、その際、国の政策方針に即した先導的な研究開発をはじめ、有望なシーズの発掘、企業等のニーズへの対応、適切な研究環境の構築などへの機動的かつ組織横断的な対応にも配慮した柔軟な研究体制を整備する。また、政府戦略や国際情勢、社会的ニーズ、研究の動向等を掘り下げて調査し、国内外におけるマテリアル研究開発を取り巻く動向を把握するとともに、機構の強みや弱み、国際的な位置づけ等の分析を行い、機構の研究戦略の企画・立案等に活用する。加えて、研究分野間の協働、情報交換が日常的に行われるよう留意するとともに、研究者の研究時間を最大限確保するための業務運営に努める。

また、研究職、エンジニア職及び事務職の全体において、機構の業務が最適に遂行されるよう、合理的な人員配置を行うこととし、能力に応じた適切な人員配置や業務量の変動等に応じて柔軟に人員配置を見直す。

1.2 内部統制の充実・強化

「独立行政法人における内部統制と評価について」(平成22年3月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書)等を踏まえ、理事長のリーダーシップの下、機構のミッションを有効かつ効率的に果たすための内部統制推進体制を構築する。

統制の実施に当たっては、機構のミッションを遂行する上で阻害要因となるリスクの評価及び対応を通じて、機構業務の適正化及びPDCAサイクルの定着を図るとともに、監事とより緊密に連携しつつ、組織的かつ効率的な内部監査による統制活動のモニタリング等を実施することにより、更に効果的・効率的な内部統制環境を実現する。

研修や教育の実施等により、職員のコンプライアンス意識醸成のための取組を継続す

る。特に、研究活動等における不正行為及び研究費の不正使用の防止については、国のガイドライン等の遵守を徹底し、内部監査等とも連携してチェック体制をより一層強化する。また、安全保障貿易管理については、社会情勢を注視しつつ、法令や国の方針等を踏まえて機構の対応方針を適宜定めるとともに、リスク低減に向けた適切な措置を行う。

1.3 情報セキュリティ及び情報化の一体的な推進

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（令和3年7月7日内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）サイバーセキュリティ戦略本部決定）を含む政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえ、適切な体制の下、情報セキュリティ対策を講じるとともに、教育及び自己点検機能の強化等により、機構の情報セキュリティに関する組織的対応能力の維持・向上に継続的に取り組む。

また、情報セキュリティと情報化を一体的に推進するための組織体制を整備し、機構の情報化推進による業務の簡素化、効率化、迅速化、利便性の向上等を図るため、幅広いICT需要を踏まえながら機構内情報システムの充実に取り組む。

これらに当たっては、機構は、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報技術基盤を維持、強化するものとする。

加えて、科学技術・イノベーション基本計画等を踏まえ、機構として策定した研究データポリシーに基づき、信頼性のある研究データの適切な管理・利活用促進のための環境を整備する。

1.4 機構の業務運営等に係る第三者評価・助言の活用

機構の業務運営等について多様な視点を取り入れるため、機構が実施する研究開発等について、世界各国の有識者による評価・助言を受け、結果を理事長のマネジメントを含む業務運営等に活用する。

また、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）等に基づき、機構のプロジェクト研究について、外部有識者で構成される評価委員会による事前・中間・事後評価を行い、評価結果をプロジェクト研究の設計・実施等に適切に反映する。加えて、新しい研究領域を開拓する分野横断的な研究課題への挑戦に対しても適切に評価を実施する。

1.5 効果的な職員の業務実績評価の実施

機構は、研究職、エンジニア職、事務職のそれぞれの職務の特性や職員の置かれた多様な環境等に十分配慮した効果的な職員の業務実績評価を実施する。

2. 業務全体での改善及び効率化

2.1 経費の合理化・効率化

機構は、組織の見直し、調達合理化、効率的な運営体制の確保等に引き続き取り組むことにより、経費の合理化・効率化を図る。

運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充分及び特殊要因経費（本中長期目標期間中に整備される施設の維持・管理に最低限必要な経費等）は除外した上で、一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費（人件費を除く。）の合計について、毎年度平均で前年度比 1.23%以上の効率化を図る。新規に追加されるものや拡充される分は、翌年度から同様の効率化を図る。ただし、人件費の適正化については、次項に基づいて取り組む。

2.2 人件費の適正化

特定国立研究開発法人として世界最高水準の研究開発成果を創出するため、優れた研究人材及び研究支援人材を養成・確保するべく、適切な人件費の確保に努める。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、その検証結果や取組状況を公表する。また、適切な人材の確保のために必要に応じて弾力的な給与を設定できるものとし、その際には、国民に対して理解が得られるよう説明に努める。

2.3 契約の適正化

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、契約の公正性・透明性の確保等を図るとともに、研究開発成果の最大化に留意した上で、調達等の合理化に関する取組を行う。

2.4 その他の業務運営面での対応

機構の諸活動の社会への説明責任を果たすため、保有する情報の提供のための措置を充実するとともに、開示請求等への適切かつ迅速な対応を行う。

また、国の方針等を踏まえつつ、環境への配慮促進、男女共同参画や次世代育成支援等に適切に対応する。

V 財務内容の改善に関する事項

機構は、予算の効率的な執行による経費の節減に努めるとともに、引き続き、施設利用料や特許実施料等の自己収入の増加等に努め、より健全な財務内容の実現を図る。また、独立行政法人会計基準の改訂等を踏まえ、運営費交付金の会計処理として、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を適切に管理する。

運営費交付金の債務残高についても勘案しつつ予算を計画的に執行する。必要性がなくなると認められる保有資産については適切に処分するとともに、重要な財産を譲渡する場合は計画的に進める。

VI その他業務運営に関する重要事項

1. 施設及び設備に関する事項

機構における研究開発業務の水準の向上と世界最高水準の研究開発拠点としての発展を図るため、常に良好な研究環境を整備、維持していくことが必要である。そのため、既存の研究施設・設備及び中長期目標期間中に整備される施設・設備の有効活用を進めるとともに、老朽化対策を含め、施設及び設備の整備・改修・更新を重点的かつ計画的に実施する。

2. 人事に関する事項

職員の能力を最大限に引き出し、効果的かつ効率的な職場環境を実現するため、計画的かつ戦略的に必要な人材の確保・育成を進める。

国内外から優秀な研究人材を獲得するため、透明性・公平性の高い採用活動はもとより、研究力や研究環境の特長を広くアピールするなど効果的な情報発信を行う。外国人研究者の採用と受入れを円滑かつ効率的に進めるために事務部門をはじめ外国人研究者の支援体制を維持する。また、若手・女性研究者の活躍及び国際的に卓越した研究者の積極的な採用・確保・育成等を進めるとともに、研究成果の最大化を図るために必要な研究支援者や技術者を確保し、これらの人材の処遇改善に努める。更に、新たなイノベーション創出を目指し、クロスアポイントメント制度の活用等により、外部研究者の受入れを進める。職員一人一人が機構の使命を十分に認識し、やりがいを持って業務に従事できることを目指し、人材マネジメントを継続的に改善する。

また、機構の研究者や技術者の技術・ノウハウが蓄積され、適切に活用・伝承されるよう、組織として適切な方策を講じる。

なお、機構の人材の確保・育成については、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成二十年法律第六十三号）第二十四条に基づき策定された「人材活用等に関する方針」に基づいて取組を進める。

【別紙】物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発における目標

1.1 社会課題の解決に貢献するための研究開発

1.1.1 エネルギー・環境材料領域

再生可能エネルギーの最大限利用に向けたエネルギー変換・貯蔵材料の研究開発を行うものとする。また、未踏の材料空間の高効率探索等により、材料の高機能化・高効率化に必要な次世代の技術シーズを探索するものとする。

1.1.2 電子・光機能材料領域

広範な材料を対象として、持続可能社会の実現に向けた多様な電子機能を持つ材料の開発や、革新的な発光・蛍光材料等の創出に資する研究開発を行うものとする。また、先鋭的な研究開発に必要な次世代の技術シーズを探索するものとする。

1.1.3 磁性・スピントロニクス材料領域

省エネ・クリーンエネルギー、デジタルイノベーションなど持続可能社会の実現に貢献する磁性・スピントロニクス材料の研究開発を行うものとする。また、物質の磁性に基づく新原理の機能性の創出等に必要な次世代の技術シーズを探索するものとする。

1.1.4 構造材料領域

輸送機の軽量化やエネルギー効率向上を指向した材料技術、社会インフラ材料の長期信頼性確保を指向した特性評価・寿命予測技術の研究開発を行うものとする。また、個別の材料における微細複雑組織制御等の新しい設計指針の探索等を行うものとする。

1.2 技術革新を生み出すための研究開発

1.2.1 量子・ナノ材料領域

新規量子応用やナノ技術の高度化に必要な新物質・新材料の創製、新機能の発現、構造制御技術の高度化、新原理の構築等を目指した基礎研究を行うものとする。また、新規量子材料創製に資する次世代の技術シーズの探索やプロセス技術の高度化等を行うものとする。

1.2.2 高分子・バイオ材料領域

精密合成、製造プロセスから医療応用までの幅広い学問領域からなる融合研究を推進し、高分子・バイオ材料の基盤研究を行うものとする。また、分子機能材料やバイオアダプティブ材料の創出に繋がる次世代の技術シーズを探索するものとする。

1.2.3 マテリアル基盤研究領域

革新的な物質・材料開発を加速させるための先端計測解析技術や、物質・材料の特徴に即したデータ駆動型手法に関する基盤研究を行うものとする。また、計測手法の高感度化等の探索やデータ駆動型研究の新しい方法論の開拓等を行うものとする。

物質・材料研究機構に係る政策体系図

我が国唯一の物質・材料研究分野における基礎研究及び基盤的研究開発の中核的機関として、物質・材料研究機構法に基づき、第6期科学技術・イノベーション基本計画等で国が取り組むべき課題とされている事項に対応

国の政策

➤ 第6期科学技術・イノベーション基本計画

我が国が目指す社会(Society 5.0)の実現に向けた科学技術・イノベーション政策

- 国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会への変革
- 知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化
- 一人ひとりの多様な幸せ(well-being)と課題への挑戦を実現する教育・人材育成

➤ マテリアル革新力強化戦略

- 産学官共創による迅速な社会実装
- データ駆動型研究開発基盤の整備
- 持続的発展性の確保

物質・材料研究機構法に基づく業務の範囲

- 物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発
- 成果の普及及びその活用の促進
- 機構の施設及び設備の共用
- 研究者・技術者の養成及び資質の向上
- 成果活用事業者への出資、人的及び技術的援助

特定国立研究開発法人としての使命

- 政府戦略に基づく世界最高水準の研究開発成果の創出
- 研究開発成果の普及及び活用の促進
- 科学技術・イノベーション推進に係る先駆的取組の実施と展開
- 迅速、柔軟かつ自主的・自律的な研究開発マネジメントの確保

本中長期目標期間における法人としての取組

国民生活・社会を支える多様な技術の発展の基盤である物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の中核的機関として、またイノベーションシステムを強力に牽引する特定国立研究開発法人として、世界最高水準の研究開発成果を生み出すとともに、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下、研究開発の最大化を達成するため、以下の取組を実施。

- マテリアル技術・実装領域の観点から、現在直面している様々な社会課題の解決に資する研究開発及び未来社会の仕組みを大きく変革する可能性を秘めた革新技術を生み出すための研究開発を推進
- マテリアルDXプラットフォーム構築のためのデータ中核拠点の形成等、マテリアル研究開発を先導する研究基盤を構築
- アカデミアと産業界との架け橋となる多様な連携形態に基づく産学官共創の場を構築することで、研究成果の社会還元を促進
- 論文発表をはじめとした研究成果等の発信力強化と広報・アウトリーチ活動の推進により、機構のプレゼンスを向上
- 業務運営の改善及び効率化、健全な財務内容の実現に向け、不断の改革を実施

(別添) 国立研究開発法人物質・材料研究機構における評価軸

項目	評価軸	関連する評価指標、モニタリング指標
物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発	<p>社会課題の解決に貢献するための研究開発</p> <p>○科学技術・イノベーション基本計画やマテリアル革新力強化戦略等の政府方針を踏まえた中長期目標・中長期計画等に基づき、左記の研究開発を戦略的に推進できているか。</p> <p>○科学技術・イノベーションの基盤となる世界最高水準の研究開発成果が創出されているか。また、社会課題の解決に繋がる有効性・実用性のある成果が得られているか。</p> <p>○研究開発成果を最大化するための研究開発マネジメントは適切に図られているか。</p> <p>○特措法第7条に基づく主務大臣による措置要求に適切に対応できているか(該当事例があった場合のみ)。</p> <p>等</p>	<p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期目標・中長期計画等で設定した、各領域における戦略的な研究開発の進捗状況 ・世界最高水準の研究開発成果の創出状況 ・領域間での連携や産業界・大学との連携による研究の進捗状況 ・社会課題の解決に繋げるための有効性・実用性のある研究開発の進捗状況 ・研究開発の進捗に係るマネジメントの取組等 <p>《モニタリング指標》 ※研究領域別に集計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業界や学術機関との連携状況 ・学術論文誌への論文掲載数、論文の質に関する指標(Top10%論文数等) ・公募型研究課題の実施状況、民間資金の獲得状況等
	<p>技術革新を生み出すための研究開発</p> <p>○科学技術・イノベーション基本計画やマテリアル革新力強化戦略等の政府方針を踏まえた中長期目標・中長期計画等に基づき、左記の研究開発を戦略的に推進できているか。</p> <p>○科学技術・イノベーションの基盤となる世界最高水準の研究開発成果が創出されているか。また、将来の技術革新に繋がる新規性・独創性のある成果が得られているか。</p>	<p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期目標・中長期計画等で設定した、各領域における戦略的な研究開発の進捗状況 ・世界最高水準の研究開発成果の創出状況 ・将来の技術革新に繋げるための新規性・独創性のある研究開発の進捗状況

		<p>○研究開発成果を最大化するための研究開発マネジメントは適切に図られているか。</p> <p>○特措法第7条に基づく主務大臣による措置要求に適切に対応できているか(該当事例があった場合のみ)。</p> <p>等</p>	<p>・領域間での連携や産業界・大学との連携による研究の進捗状況</p> <p>・研究開発の進捗に係るマネジメントの取組等</p> <p>《モニタリング指標》 ※研究領域別に集計</p> <p>・学術論文誌への論文掲載数、論文の質に関する指標(Top10%論文数等)</p> <p>・産業界や学術機関との連携状況</p> <p>・公募型研究課題の実施状況、民間資金の獲得状況等</p>
<p>マテリアル研究開発を先導する研究基盤の構築</p>	<p>マテリアルDXプラットフォーム構築のためのデータ中核拠点の形成</p>	<p>○我が国のマテリアル研究開発を先導し、イノベーションを強力に牽引する中核機関としての役割を果たしているか。</p> <p>○高品質なマテリアルデータを収集・蓄積・利活用するためのデータ中核拠点の構築・運用が適切に行われているか。</p>	<p>《評価指標》</p> <p>・マテリアルデータプラットフォームの構築やデータ駆動型研究に必要な研究基盤の提供に資する取組</p> <p>・先端研究を支える装置群の整備・運用・共用化や得られる高品質データの収集・構造化に資する取組</p> <p>・優れた研究者・技術者を惹きつける人材ネットワークの構築や国際的なマテリアル研究の拠点としての取組等</p> <p>《モニタリング指標》</p> <p>・マテリアルデータの収集・蓄積・利活用に必要な取組の状況、データ基盤の利用状況</p> <p>・研究施設・設備の共用状況(共用件数、利用料収入等)</p> <p>・国内外からの若手研究者等の受入人数</p>
	<p>施設及び設備の共用</p>	<p>○先端研究施設・設備の整備及び共用を促進することにより、革新的なマテリアル研究開発に寄与できているか。</p>	
	<p>マテリアル人材が集う国際的な拠点の形成</p>	<p>○研究者・技術者の養成と資質の向上に資する活動が適切に行われているか。また、優秀なマテリアル人材が集う仕組みの構築により、中核的な役割を果たしているか。</p> <p>等</p>	

			<ul style="list-style-type: none"> ・学術機関との連携件数 ・研究者等の女性比率、研究支援者等の数等
多様な形態での連携構築及び研究成果の社会還元	物質・材料研究に係る産業界との連携構築	○研究成果を産業界に橋渡しし、社会実装を促進させるため、産業界との連携構築に向けた取組が積極的に行われているか。	《評価指標》 <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果の産業界への橋渡しや社会実装の促進に繋がる多様な連携の仕組みの構築に向けた取組 ・産業界との様々な連携スキームの活用による技術移転や成果活用事業者等への支援の取組 ・研究成果の社会への還元を効果的かつ効率的に推進するための知財マネジメントの取組等 《モニタリング指標》 <ul style="list-style-type: none"> ・産業界との連携構築状況、民間資金の獲得状況 ・成果活用事業者等への実施許諾件数、出資件数 ・知的財産の出願・権利化の件数等
	研究成果の社会還元	○産業界との様々な連携スキームを活用した技術移転等を通じて、創出された研究成果の社会還元を実施できているか。等	
研究成果等の発信力強化とプレゼンスの向上及び広報・アウトリーチ活動の推進	学術面における研究成果等の情報発信及びプレゼンスの向上	○論文発表等の学術的な発信や機構の研究活動等に関する対外発信が適切に行われているか。また、機構の国際的なプレゼンスの向上が図られているか。	《評価指標》 <ul style="list-style-type: none"> ・科学的知見の国際的な発信レベルの維持・向上、外部への適切な情報発信とプレゼンスの向上に資する取組 ・機構の知名度の向上、機構の活動や研究成果等に

	<p>広報・アウトリーチ活動の推進</p>	<p>○機構の活動や研究成果等が理解されるよう、国民各層への広報・アウトリーチ活動が適切に行われているか。また、これらの活動が新たな価値創造に結びついているか。</p> <p>等</p>	<p>対する国民の理解・認知度の向上を図るための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な媒体を通じた研究成果等の対外発信状況等 <p>《モニタリング指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学会・学術誌等での発表件数、国際学術誌等の発行状況 ・機構の知名度を向上させるための研究情報の発信件数、国民各層から幅広く認知されるための広報活動の実施件数 <p>等</p>
--	-----------------------	---	--

※「評価指標」とは、評価・評定の基準として取り扱う指標であり、「モニタリング指標」とは、正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標である。

実際の運用に当たっては、評価項目に応じて適切な指標を柔軟に選択・設定する。

国立研究開発法人物質・材料研究機構（NIMS）の使命等と目標との関係

（使命）

我が国唯一の物質・材料研究分野における基礎研究及び基盤的研究開発の中核的機関として、物質・材料研究機構法に基づき、第6期科学技術・イノベーション基本計画等で国が取り組むべき課題とされている事項に対応。

（現状・課題）

◆強み

- 世界最高レベルの研究開発基盤を有している強みを活かし、社会実装、研究開発、産学連携、人材育成、研究設備・データ基盤共用を我が国の中核機関として総合的に推進することができる。

◆弱み・課題

- マテリアル分野における研究DXを更に推し進めるため、我が国の大学等から創出される良質なマテリアルデータを収集・蓄積・利活用するためのデータ中核拠点の構築と運営に取り組む必要がある。
- 国際的な競争が高まる中、我が国の競争力の優位性の確保のため、マテリアル分野の重要性が指摘されていることから、機構においても、研究開発、産学連携等に当たっては、情報等のマネジメントや人材の確保、推進体制の構築に戦略的に取り組む必要がある。

（環境変化）

- 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」において、我が国が目指すべきSociety 5.0の未来社会像として「持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（well-being）を実現できる社会」の実現に向けた科学技術・イノベーション政策が示されている。
- 「マテリアル革新力強化戦略」において、マテリアル分野における産学共創による迅速な社会実装やデータ駆動型研究開発基盤の整備等の重要性が示されている。
- 物質・材料科学技術は、国際競争が激化する中で我が国の優位性を維持、強化するための鍵となるとともに、Society 5.0や低環境負荷な社会システムの実現などにおいて重要な役割を担っており、機構は、これらの要請に的確に対応しつつ、我が国の国際競争力の強化に貢献することが求められる。

（中長期目標）

- マテリアル技術・実装領域の観点から、現在直面している様々な社会課題の解決に資する研究開発及び未来社会の仕組みを大きく変革する可能性を秘めた革新技術を生み出すための研究開発を推進
- マテリアルDXの中核を担うデータ中核拠点の形成や、マテリアル人材の育成・確保等、マテリアル研究開発を先導する取組を推進
- アカデミアと産業界との架け橋となる多様な連携形態に基づく産学官共創の場を構築することで、研究成果の社会還元を促進
- 論文発表をはじめとした研究成果等の発信力強化と広報・アウトリーチ活動の推進により、機構のプレゼンスを向上
- 業務運営の改善及び効率化、情報セキュリティ及び情報化の一体的な推進、健全な財務内容の実現に向け、不断の改革を実施

国立研究開発法人防災科学技術研究所
が達成すべき業務運営に関する目標
(中長期目標)
(案)

令和5年〇月〇日

文部科学省

目次

1		
2		
3	I. 政策体系における法人の位置付け及び役割	1
4	II. 中長期目標の期間	2
5	III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	3
6	1. レジリエントな社会の実現に向けた防災科学技術の研究開発の推進	3
7	(1) 知の統合を目指すデジタル技術を活用した防災・減災に関する総合的な研究開発の	
8	推進	3
9	(2) 知の統合に必要な防災・減災のための基礎研究及び基盤的研究開発の推進	4
10	①地震・津波・火山災害の被害軽減に向けた研究開発	4
11	②気象災害の被害軽減に向けた研究開発	4
12	2. レジリエントな社会を支える研究基盤の運用・利活用の促進	4
13	(1) 基盤的観測網の運用・利活用促進	5
14	(2) 先端的研究施設の運用・利活用促進	5
15	(3) 情報流通基盤の運用・利活用促進	5
16	3. レジリエントな社会を支える防災科学技術の中核的機関の形成	5
17	(1) 防災科学技術の中核的機関としての産学官民共創の推進	5
18	(2) 災害情報のデジタルアーカイブ	6
19	(3) 研究開発の国際展開	6
20	(4) レジリエントな社会を支える人材の確保・育成	6
21	(5) 防災行政への貢献	6
22	(6) 情報発信と双方向コミュニケーション	7
23	IV. 業務運営の効率化に関する事項	7
24	1. 柔軟かつ効率的なマネジメント体制の確立	7
25	(1) 研究組織及び事業の見直し	7
26	(2) 内部統制	7
27	(3) 研究開発等に係る評価の実施	7
28	2. 業務運営の効率化	7
29	(1) 業務の合理化・効率化	7
30	(2) 経費の合理化・効率化	8
31	(3) 人件費の合理化・効率化	8
32	V. 財務内容の改善に関する事項	8
33	VI. その他業務運営に関する重要事項	8
34	1. 国民からの信頼の確保・向上	8
35	(1) 研究倫理の確立及びコンプライアンスの推進	8
36	(2) 情報セキュリティ対策の推進	9
37	(3) 安全衛生及び職場環境への配慮	9
38	2. 人事に関する事項	9
39	3. 施設・設備に関する事項	9
40		
41		
42		

※括弧毎の事業を一定の事業等のまとまりとする。

43 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立
44 研究開発法人防災科学技術研究所（以下「防災科研」という。）が達成すべき業務運営に関
45 する目標（以下「中長期目標」という。）を定める。

46
47

48 I. 政策体系における法人の位置付け及び役割

49

50 これまで我が国は、甚大な被害をもたらした東日本大震災をはじめ、数多くの自然災害を
51 経験してきたが、近年では、平成 30 年 7 月豪雨や令和元年東日本台風による災害に代表さ
52 れるような、気候変動とも関連した自然環境の変化による災害の頻発化・激甚化・広域化等
53 が懸念されている。また、人口減少、少子高齢化、地方の過疎化等の問題や、構造物の老朽
54 化等に加え、新たな感染症による危機管理リスクや国際経済における地政学的リスクなど
55 が顕在化してきており、自然災害による被害拡大やグローバルサプライチェーンのリスク
56 が高まるような社会環境の変化についても懸念されている。

57 そのような状況において、我が国は、今後発生が予想される南海トラフ地震や首都直下地
58 震など、甚大な被害が生じ、国の存亡に関わる国難となりえる大規模災害をはじめとしたあ
59 らゆる自然災害を乗り越える必要があり、自然災害に対する「予測・予防」「応急対応」「復
60 旧・復興」のすべての過程（以下「オールフェーズ」という。）に対応した災害に強い社会
61 を実現するため、発災前の予測・予防力の強化、発災後の事業継続、早期の復旧・復興に向
62 けて、国、地方公共団体、民間企業、国民等の各主体の意思決定の根拠をどのように提供し
63 ていくかが喫緊の課題となっている。この課題の解決に向け、天災地変その他の自然現象に
64 より生じる災害を未然に防止し、これらの災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、
65 復旧・復興の早期化に資する科学技術（以下「防災科学技術」という。）が果たす役割は大
66 大きく、安全・安心な社会を実現し、我が国の持続可能な成長を支えるための基盤として、長
67 期的な視野に立ち、継続して防災科学技術の研究開発に取り組む必要がある。

68 防災科学技術研究所法（平成 11 年法律第 174 号）において、防災科研は、防災科学技術
69 に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に実施することにより防災科学技
70 術の水準の向上を図ることとされている。これまで、防災科研は、緊急地震速報の開発や高
71 精度の降雨観測レーダの開発、災害時における組織を超えた防災情報の共有に資する基盤
72 的防災情報流通ネットワーク（SIP4D）の開発など、その成果が国民の安全・安心につな
73 がる研究開発を行ってきた。また、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく指定
74 公共機関として、災害の発生時等に必要な情報の提供、地方公共団体等との連携・協働の取
75 組等も実施している。さらに、地震調査研究推進本部の「地震調査研究の推進について―地
76 震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策（第 3 期）
77 一」（令和元年 5 月 31 日）の下で実施されている我が国の地震調査研究において、防災科研
78 は中核的な役割を引き続き担っていく必要がある。

79 翻って、昨今の我が国全体における防災科学技術関連の政策動向を見ると、「第 6 期科学
80 技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）では、頻発化・激甚化する
81 自然災害に対し、少子高齢化などによる災害対応人材の不足が課題となっており、先端 ICT
82 の積極的な活用による効率化に加え、人文・社会科学の知見も活用した総合的な防災力の向
83 上によってレジリエントな社会を構築することが、防災科学技術の進むべき方向性として
84 示されている。また、「国土強靱化基本計画」（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）においては、

85 大規模な自然災害に対する国・地方公共団体・民間など関係機関の災害対応力の強化等のため、優れた技術や最新の科学技術を活用することで、防災・減災及びインフラの老朽化対策
86 における研究開発・普及・社会実装を推進することが明記されている。
87

88 また、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）や「新しい
89 資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、デジ
90 タル技術等を活用した防災・減災対策の高度化が示されている。「デジタル社会の実現に向
91 けた重点計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）においても、準公共分野のデジタル化が掲げ
92 られており、防災分野において、デジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進する上
93 で必要な関連情報について、組織を超えたデータ連携を実現するためのプラットフォーム
94 構築や、広域的な被災状況を迅速に把握・共有するための仕組み等の研究開発を進めること
95 が示されているほか、気候変動・レジリエンス分野について、気候変動やそれに伴う極端気
96 象の激甚化・広域化、及び地震・津波・火山等の自然災害への対応に必要な新しい技術・価
97 値（インテリジェンス）を創出するため、研究機関等において、観測・予測データの共有・
98 利活用や分野横断的な研究開発を促進するデータ・解析プラットフォームの形成等を推進
99 することとされている。さらに、「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和 4 年 6 月 7 日
100 閣議決定）においては、防災・減災、国土強靱化をより効率的に進めるためにデジタル技術
101 の活用等が不可欠であり、災害対応現場のデジタル化を一層推進するため、産学共創の下、
102 防災・減災に資する適切な情報提供やデジタルツインなどの最先端技術の開発等に向けた
103 更なる環境整備を図ることが明記されている。

104 国際的にも、第 3 回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組 2015-2030」（平成 27
105 年 3 月 18 日採択）において、災害リスクの低減における科学技術の役割の重要性が強調さ
106 れている。

107 さらに、防災基本計画（昭和 38 年 6 月中央防災会議決定）においては、災害及び防災に
108 関する科学技術及び研究の振興を図ることや、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・
109 連絡を行うための、情報の収集・連絡システムの IT 化に努めること等が明記されている。

110 第 5 期中長期目標期間においては、上記の政策動向等を踏まえ、我が国における防災科学
111 技術に関する中核的機関として、地震・津波・火山・気象災害といったあらゆる自然災害を
112 対象とし、基礎研究及び基盤的研究開発から、災害実務現場での知見・経験・ニーズを活用
113 した出口思考の研究開発、さらには人文・社会科学と自然科学を融合させた総合知も活用し
114 た防災科学技術に関する研究開発を推進する。その際、我が国全体としての防災科学技術の
115 研究開発成果を最大化するために、効果的かつ効率的な組織運営を行う体制を構築すると
116 ともに、防災科研の目的・活動・研究開発成果に関する情報発信による成果の普及や、国や
117 地方公共団体、大学・研究機関、民間企業等との連携・協働・共創の強化を図るほか、人文・
118 社会科学と自然科学の融合による総合知を積極的に創出・活用し、レジリエントな社会の実
119 現に向け、また総合的な国力の強化にも資するよう、防災科学技術研究におけるイノベーシ
120 ョンの創出に取り組む。

121

122 （別添）政策体系図

123

124

125 II. 中長期目標の期間

126

127 中長期目標の期間は令和5年（2023年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日ま
128 での7年間とする。

129

130

131 Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

132

133 1. レジリエントな社会の実現に向けた防災科学技術の研究開発の推進

134 あらゆる自然災害について予測・予防、対応、復旧・復興のあらゆる段階を対象としてオ
135 ールフェーズ・オールハザードで災害リスクを低減させ、国民の安全・安心を守るための防
136 災科学技術の研究開発を推進し、レジリエントな社会の実現に貢献する。国難となりえる大
137 規模災害の発生が懸念される中、日常的に起こり得る自然災害から低頻度の大規模災害ま
138 まで、オールフェーズにおける国、地方公共団体、民間企業、国民等の各主体の意思決定に貢
139 献する科学技術の知見を提供していくためには、様々な自然や社会の状態・環境を観測・計
140 測し、シミュレーション等を活用した総合的な研究開発の取組を進めることが必要となる。
141 また、レジリエントな社会の実現を目指す中で必要となるレジリエンスの評価を行うため
142 には、自然科学分野のデータだけでなく、社会科学分野のデータもあわせて分類・整理・統
143 合することが重要となる。これらを実現するため、新たな観測手法の研究開発を推進すると
144 ともに、先端的な重要技術の活用を含めてフィジカル空間で得た様々なデータ等をサイバ
145 ー空間上で分類・整理・統合する研究開発を進め、研究開発の成果を可視化した情報プロダ
146 クツの開発・提供を行うことで、各主体のオールフェーズにおける意思決定に貢献すると
147 ともに、防災実務の現場における新たな課題の抽出や研究へのフィードバックを行う。

148

149 (1) 知の統合を目指すデジタル技術を活用した防災・減災に関する総合的な研究開発の推 150 進

151 レジリエントな社会を実現するために、防災科学技術に関する知の統合を目指し、デジタ
152 ル技術を活用した防災・減災に関する総合的な研究開発を実施する。発生が予想される国難
153 となりえる大規模災害をはじめとするあらゆる自然災害を乗り越えるための防災・減災 DX
154 の拠点として、防災科研が我が国の防災・減災に係るデータの統合・流通の基盤を整備し、
155 防災科研及び他の機関が所有する過去から最新に至るまでの自然科学分野や社会科学分野
156 の観測・研究データの分類・整理・統合を進める。

157 また、発災時の被害軽減及び速やかな復旧・復興を実現するため、社会科学の知見を核と
158 して自然科学の知見との統合を目指し、災害に関する経験等の体系的かつ継続的な収集を
159 行い、発災から復旧・復興までの災害過程をモデル化し、シミュレーション技術の開発を行
160 うことで、社会のレジリエンス向上に資する成果を創出する。さらに、オールフェーズにお
161 いて、自然災害のハザード・リスク評価及び対策・対応プロセスに関する様々なシミュレ
162 ーションを活用した総合的な研究開発を推進し、その成果を統合・可視化させた情報プロダ
163 クツを生成・発信・利活用するための基盤を整備する。

164 これらの取組等により、国、地方公共団体、民間企業、国民等の社会を構成する多様な主
165 体が科学的知見に基づく適切な意思決定を行うことを可能とし、先を見越した積極的な防
166 災行動・対策の推進に貢献し、防災・減災分野における社会課題を解決する共創の仕組みの
167 構築を図り、社会全体の更なるレジリエンスの向上を目指す。

168

169 (2) 知の統合に必要な防災・減災のための基礎研究及び基盤的研究開発の推進

170 レジリエントな社会を実現するために、地震・津波・火山、気象災害等やそれらが複合し
171 た災害の予測・予防に係る研究開発と対応・復旧・復興に係る研究開発を担う機関として、
172 知の統合に必要な卓越した各分野の成果を創出することが重要となる。災害を予測する技
173 術、早期に被害状況を把握して実際の避難行動に資する技術、迅速な復旧・復興を可能とす
174 る技術及び災害情報を共有して利活用する技術等の実現に向け、新たな観測手法の研究開
175 発を推進するとともに、世界に類を見ない観測網を活用した観測研究、世界最大規模の実験
176 施設を用いた実験研究といった従来からの強みを生かしつつ、基礎研究及び基盤的研究開
177 発を進める。

178 具体的には以下の研究開発等を実施する。その際、他機関や他分野との連携・協働・共創
179 を積極的に進める。

181 ① 地震・津波・火山災害の被害軽減に向けた研究開発

182 防災科研が運用している陸海統合地震津波火山観測網（MOWLAS）（南海トラフ海底地震
183 津波観測網（N-net）を含む）等の観測データ、数値シミュレーション技術等を活用して、
184 地震の震源情報、地震動や津波の特徴・経過を即時かつ逐次的に提供可能とする研究開
185 発を実施するとともに、南海トラフ地震等の巨大地震の発生や連鎖の物理プロセスを統一
186 的に解明する研究開発を実施し、防災・減災に効果的に活用されるように取り組む。

187 また、実大三次元震動破壊実験施設（Eーディフェンス）による震動実験等や、数値シ
188 ミュレーション技術による解析を活用した都市のレジリエンス向上に向けた研究開発を
189 充実する。

190 さらに、基盤的火山観測網（V-net）や各種リモートセンシング技術等を活用して、火山
191 災害の即時予測や推移予測、火山災害を迅速に把握する技術に関する研究開発を推進する
192 ほか、防災・減災に効果的に活用する観点から、システムに集約されたデータ等を活用し
193 た、分野や組織の枠を超えた研究実施体制の強化・充実を図る。

195 ② 気象災害の被害軽減に向けた研究開発

196 気候変動の影響等に伴い激甚化・広域化する風水害、土砂災害、雪氷災害等の気象災害
197 の被害を軽減するため、レーダ技術等を活用したマルチセンシング技術と数値シミュレ
198 ーション技術を活用し、ゲリラ豪雨や突風・降雹・雷等を伴う危険な積乱雲等の早期検知や
199 発生メカニズムの解明、雪氷災害の観測技術や対応・対策手法に関する研究開発を進め、
200 気象災害の予測技術の開発やハザード評価技術等の研究開発を先導し実施する。

202 2. レジリエントな社会を支える研究基盤の運用・利活用の促進

203 地震・津波、火山の各種ハザードを網羅する世界で類を見ない観測網の着実な整備・運用
204 と、近年の観測技術やデータ分析・同化等の進展も踏まえた観測データの利活用を推進する。
205 また、Eーディフェンス、大型降雨実験施設、雪氷防災実験施設等の先端的研究施設・設備
206 やSIP4D等の情報流通基盤の運用・利活用を引き続き進める。

207 これらにあたっては、それぞれの分野の状況を踏まえながら、我が国の基盤的な観測網や
208 先端的研究施設、情報流通基盤等の利活用について、他の研究機関との協力を積極的に進め
209 るなど、防災科学技術の中核的機関としての役割を果たす。

210 また、基盤的観測網や先端的研究施設によって得られたデータを活用した外部の成果の

211 把握に努め、これらの成果に防災科研が貢献していることが社会から幅広く理解されるよ
212 うに努める。

213

214 (1) 基盤的観測網の運用・利活用促進

215 地震調査研究推進本部や科学技術・学術審議会測地学分科会地震火山観測研究計画部会
216 の計画等を踏まえ、我が国の防災科学技術の様々な研究開発の基盤として、陸域の地震・火
217 山観測網と海域の地震・津波観測網を一元化した陸海統合地震津波火山観測網(MOWLAS)等
218 の整備・運用を継続するとともに、観測データの関係機関との共有や利活用促進を図り、国
219 内外の関係機関における研究開発、業務遂行や我が国の地震・津波・火山に関する調査研究
220 の進展に貢献する。また、気象等を対象とする研究開発で得られた観測データを関係機関と
221 共有し、利活用促進を図る。

222

223 (2) 先端的研究施設の運用・利活用促進

224 我が国全体の防災科学技術に関する研究開発を推進するため、E-ディフェンス、大型降
225 雨実験施設、雪氷防災実験施設等の先端的研究施設を効果的・効率的かつ安全に運用し、こ
226 れまでの実績及び当該施設の運用状況のみならず、研究開発成果を最大化することも踏ま
227 え、外部の研究機関等による利活用を促進する。

228

229 (3) 情報流通基盤の運用・利活用促進

230 デジタル技術を活用した研究開発を推進するためには、データ統合や情報共有・流通に関
231 する基盤も必要不可欠であり、SIP4D等の基盤となるシステムの整備・運用を引き続き進め
232 る。その際、国や地方公共団体、大学・研究機関、民間企業等と連携した体制構築に取り組
233 むとともに、レジリエンス向上に資する基盤としての活用を促進する。

234

235 3. レジリエントな社会を支える防災科学技術の中核的機関の形成

236 防災科学技術の研究開発成果を最大化するために、国や地方公共団体、大学・研究機関、
237 民間企業等の多様な組織と人材がそれぞれの枠を超えて、新しいイノベーションの創出に
238 向けて連携・協働・共創できるような防災科学技術の中核的機関としての機能を強化する。

239

240 (1) 防災科学技術の中核的機関としての産学官民共創の推進

241 我が国の防災科学技術に関するイノベーションの中核的機関として、レジリエントな社
242 会の実現に向け、社会の期待とニーズを踏まえて、組織・分野横断型の防災科学技術の研究
243 開発を行い、国や地方公共団体、大学・研究機関、民間企業等のステークホルダーとの幅広
244 い連携を図り、連携に係る取組や成果を防災科研自ら分析・評価し、ステークホルダーに情
245 報共有をするなど、更なる共創の強化に繋げる。スタートアップ等も含む産学官民による共
246 創で研究開発を推進し、防災科研のみならず、オールジャパンでの社会的課題の解決に向け
247 て、情報プロダクツを生成することにより研究成果の社会的価値が創出されるよう取組を
248 進める。

249 また、国や地方公共団体、民間企業等、防災科学技術の研究開発成果を活用することが想
250 定される機関のニーズを踏まえた研究開発を進めるなど、研究開発成果が活用され普及さ
251 れるための取組を推進し、防災・減災の市場の創出・拡大に資することを目指す。また、研
252 究開発成果の技術移転、社会実装、国際展開を効果的に進めるため、明確な知的財産ポリシ

253 一の下、防災科研が創出・保有する知的財産の価値の最大化を図る。さらに、「科学技術・
254 イノベーション創出の活性化に関する法律」(平成 20 年法律第 63 号)に基づき、防災科研
255 の研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者(成果活用事業者)
256 に対する出資並びに人的及び技術的援助を行い、防災科研が出資、設立した法人と連携し、
257 防災科研の成果の社会実装に向けた取組を行うことで社会のレジリエンス向上に努める。

258

259 (2) 災害情報のデジタルアーカイブ

260 防災科学技術の中核的機関における研究開発成果の最大化に向けて、防災科研の研究成
261 果のみならず、国内外の防災科学技術に関する情報プロダクトを含む研究成果や、災害時に
262 得られる情報等、収集した情報及び資料をデータベース化して整理・保管し、国や地方公共
263 団体、大学・研究機関、民間企業等、広く一般に活用可能な形で提供する。

264

265 (3) 研究開発の国際展開

266 我が国の防災科学技術の中核的機関として、我が国ひいては国際的な防災力・レジリエ
267 スの向上のため、研究開発の国際展開に係る取組を積極的に実施する。具体的には、国際機
268 関や国内の学術団体等と連携し、防災科学技術に係る今後の方向性の議論に参画するとと
269 もに、海外の大学・研究機関・国際機関等との国際共同研究や国際連携、海外への情報発信、
270 防災科学技術の海外展開、研究者の国際交流による国際頭脳循環を推進する。

271

272 (4) レジリエントな社会を支える人材の確保・育成

273 研究開発成果の最大化と効率的な業務遂行を果たし、防災に携わる人材の養成や資質の
274 向上に資するため、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」第 24 条に基づ
275 き策定した「国立研究開発法人防災科学技術研究所における人材活用等に関する方針」(以
276 下「人材活用等に関する方針」という。)も踏まえ、国内外から産学官の優れた若手・女性
277 研究者、大学院生や防災実務担当者等の受入れ、大学等の教育機関、地方公共団体等への講
278 師派遣等により人材の育成を実施する。併せて大学院教育と密接に連携した学位授与プロ
279 グラムの推進による人材育成やインターンシップ制度を活用し、将来の防災科学技術を担
280 う人材の裾野を広げる。

281

282 (5) 防災行政への貢献

283 防災基本計画に、総合防災情報システムと並んで SIP4D も防災情報の集約のシステムと
284 して位置づけられたことも踏まえ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、
285 災害対策基本法に基づく指定公共機関として対応し、SIP4D 等を活用して災害時情報集約支
286 援チーム(ISUT)をはじめとする関係機関等へ適切な災害対応のための情報提供を行うとと
287 もに、災害対応現場への職員の派遣及び後方支援を行う。

288 また、平時においても地震調査研究推進本部等の関係機関等へ観測、調査及び研究の成果
289 を提供する。加えて、関係機関等と連携・協働した研究開発を積極的に行い、国、地方公共
290 団体、民間企業、個人等の各主体の防災力向上に資するための取組を行う。

291 さらに、災害時における被害拡大の防止及び速やかな復旧・復興の実効性を高めるため、
292 国、地方公共団体等との連携・協働を強化し、災害現場で必要とされている科学技術のニー
293 ズを明らかにして、必要に応じて研究開発に反映させ、研究成果が効果的に活用されるよう
294 な枠組みや体制構築に努める。

295

296 (6) 情報発信と双方向コミュニケーション

297 レジリエントな社会を実現するために、情報発信・アウトリーチ等を通じて防災科研の研究
298 成果や活動・目的・役割等について、職員との共有を図りながら、社会と共有し、社会か
299 らの適切な認知・理解・フィードバックを得る活動（ブランディング）を推進することで、
300 双方向コミュニケーションを図り、防災科研の研究開発成果の更なる普及や社会との共創
301 を進めるだけでなく、防災科研として新たな課題発見や研究開発の進展にも活かす。

302

303

304 IV. 業務運営の効率化に関する事項

305

306 1. 柔軟かつ効率的なマネジメント体制の確立

307 業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指すとともに、効率的なマネジメント体制と
308 するため、評価を行い柔軟な組織の編成を行うこととする。

309

310 (1) 研究組織及び事業の見直し

311 理事長のリーダーシップの下、防災科学技術の中核的機関として、様々な自然災害に関し
312 て基礎研究から社会実装まで総合的な取組に対応するため、総合的・分野横断的な組織編成
313 を行う。また、研究開発成果の最大化に向けて、戦略立案を行う企画機能、研究推進・支援
314 体制等を強化し、柔軟かつ効率的なマネジメント体制を確立する。

315

316 (2) 内部統制

317 理事長のリーダーシップの下で一体的な組織運営を行い、頻発化・激甚化・広域化する自
318 然災害に迅速かつ適切に対応していくため、理事長の指示が円滑に全役職員に伝達される
319 仕組みやリスク管理等を含む内部統制システムの整備・運用を実施し、理事長のマネジメン
320 トを強化する。また、内部監査等により内部統制が有効に機能していることをモニタリング
321 するとともに、監事による監査機能を充実する。

322

323 (3) 研究開発等に係る評価の実施

324 「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日策定、平成 27 年 5 月 25 日改
325 定、平成 31 年 3 月 12 日改定、令和 4 年 3 月 2 日改定）等に基づき、研究開発の特性等を踏
326 まえて防災科研の自己評価等を実施し、その結果を研究計画や資源配分に反映させ、研究開
327 発成果の最大化及び適正、効果的かつ効率的な業務運営を図る。また、研究開発課題につい
328 ては外部有識者による評価を実施し、その結果を踏まえて研究開発を進める。

329 なお、評価に当たっては、それぞれの目標に応じて別に定める評価軸及び関連指標等を基
330 本として評価する。

331

332 2. 業務運営の効率化

333 (1) 業務の合理化・効率化

334 デジタル化の促進等により事務手続きの簡素化・迅速化を図り、利便性の向上に努めるほ
335 か、研究交流のリモート化や研究設備・機器への遠隔からの接続、データ駆動型研究の拡大
336 などの DX を進め、より付加価値の高い成果が創出される研究開発環境を整備し、業務の合

337 理化・効率化を図る。

338

339 (2) 経費の合理化・効率化

340 管理部門の組織の見直し、調達合理化、効率的な運営体制の確保等に引き続き取り組む
341 ことにより、経費の合理化・効率化を図る。

342 運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充は除外した上で、法
343 人運営を行う上で各種法令等の定めにより発生する義務的経費等の特殊要因経費を除き、
344 令和4年度を基準として、一般管理費（公租公課を除く。）については毎年度平均で前年度
345 比3%以上、業務経費は毎年度平均で前年度比1%以上の効率化を図る。新規に追加される
346 ものや拡充される分は翌年度から効率化を図ることとする。ただし、人件費の効率化につ
347 ては、次項に基づいて取り組む。

348 なお、経費の合理化・効率化を進めるに当たっては、研究開発成果の最大化との整合にも
349 留意する。

350 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務
351 大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、契約の公正性、透明性の確保等を推進
352 し、業務運営の効率化を図る。また、共同調達については、茨城県内の複数機関が参画して
353 いる協議会等を通じて、参画機関と引き続き検討を行い拡充に努める。

354

355 (3) 人件費の合理化・効率化

356 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、手当を含め役職員給与の在り
357 方について厳しく検証したうえで、防災科研の業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持
358 するとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。また、適切な人材の確保のため
359 に必要に応じて弾力的な給与を設定できるものとし、その際には、国民に対して納得が得ら
360 れる説明に努めるものとする。

361

362

363 V. 財務内容の改善に関する事項

364

365 競争的研究費等の外部資金の積極的な獲得や施設利用等による自己収入の増加等に努め、
366 より健全な財務内容の実現を図る。特に、防災科研が保有する先端的研究施設については、
367 ニーズ把握・外部への積極的な働きかけを行い、研究利用の観点から適当な共用件数及び利
368 用料等を設定した具体的な取組方針を踏まえ、安定した自己収入の確保に取り組む。

369 また、運営費交付金の債務残高についても勘案しつつ予算を計画的に執行する。必要性が
370 なくなると認められる保有財産については適切に処分するとともに、重要な財産を譲渡
371 する場合は計画的に進める。

372

373

374 VI. その他業務運営に関する重要事項

375

376 1. 国民からの信頼の確保・向上

377 (1) 研究倫理の確立及びコンプライアンスの推進

378 研究開発活動の信頼性の確保、科学技術の健全性の観点から、研究費不正及び研究不正行

379 為の防止を含む防災科研における業務全般の一層の適正性確保に向け、厳正かつ着実にコ
380 ンプライアンス業務を推進する。

381 上記取組を実施するために、職員への周知徹底等の取組を行う。

382

383 (2) 情報セキュリティ対策の推進

384 情報システムの整備・管理にあたっては、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」
385 (令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管
386 理を行うとともに、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」(令和3年7
387 月7日サイバーセキュリティ戦略本部決定)を含む政府における情報セキュリティ対策を
388 踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキ
389 ュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的
390 対応能力の強化に取り組む。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより
391 情報セキュリティ対策の改善を図る。

392 また、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」等を踏まえ、防災科研が策定したデー
393 ータポリシーに基づく研究データの管理・利活用を推進することで、データマネジメント及
394 びそれを通じた価値発現を実現する。

395

396 (3) 安全衛生及び職場環境への配慮

397 業務の遂行に伴う事故及び災害等の発生を未然に防止し業務を安全かつ円滑に遂行でき
398 るよう労働安全衛生管理に取り組む。また、実験施設を利用した業務においては、安全管理
399 計画書等を作成するなど、安全管理の徹底、事故等の発生防止に一層努める。

400 また、職員の健康管理を経営的な視点で考え、「健康経営」に積極的に取り組む。

401

402 2. 人事に関する事項

403 研究開発成果の最大化と効率的な業務遂行を図るため、若手職員の自立、女性職員の活躍
404 等ができる職場環境の整備、充実した職員研修、適切な人事評価等を実施する。また、外国
405 人研究者の受入れを含め優秀かつ多様な人材を確保するため、採用及び人材育成の方針等
406 を盛り込んだ人事に関する計画を策定し、戦略的に取り組む。なお、これらの取組について
407 は「人材活用等に関する方針」に基づいて進める。

408

409 3. 施設・設備に関する事項

410 効果的な研究の推進・発展や、先端的研究施設の利活用を促進するため、既存施設の有効
411 活用や老朽化対策を含む、施設・設備の改修・更新・整備を計画的に実施する。

国立研究開発法人防災科学技術研究所の評価に関する主な評価軸等について（案）

研究領域等	評価軸	評価指標・モニタリング指標
1. レジリエントな社会の実現に向けた防災科学技術の総合的な研究開発の推進	（1）知の統合を目指すデジタル技術を活用した防災・減災に関する研究開発の推進	<p>○レジリエントな社会を実現するために、防災科学技術に関する知の統合を目指し、デジタル技術を活用した防災・減災に関する総合的な研究開発を推進しているか。</p> <p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デジタル技術を活用した防災・減災に関する総合的な研究開発の成果 ・ 知の統合を目指した研究開発の取組の進捗状況 ・ 研究開発の進捗に係るマネジメントの取組状況 ・ 成果の社会実装に向けた取組の進捗状況 <p>《モニタリング指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報プロダクツの生成件数 ・ 論文発表数・口頭発表件数等 <p style="text-align: right;">等</p>
	（2）知の統合に必要な防災・減災のための基礎研究及び基盤的研究開発の推進	<p>○レジリエントな社会を実現するために、国の施策や計画等において国が取り組むべき課題の解決につながる研究開発を推進しているか。</p> <p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震・津波・火山災害の被害軽減に向けた研究開発の成果 ・ 気象災害の被害軽減に向けた研究開発の成果 ・ 研究開発の進捗に係るマネジメントの取組状況 ・ 成果の社会実装に向けた取組の進捗状況 <p>《モニタリング指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 論文発表数・口頭発表件数等 <p style="text-align: right;">等</p>
	①地震・津波・火山災害の被害軽減に向けた研究開発	<p>○レジリエントな社会を実現するために、国の施策や計画等において国が取り組むべき課題の解決につながる研究開発を推進しているか。</p> <p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震・津波・火山の観測・予測研究開発の成果 ・ 成果の社会実装に向けた取組の進捗状況 <p>《モニタリング指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 論文発表数・口頭発表件数等 <p style="text-align: right;">等</p>
	②気象災害の被害軽減に向けた研究開発	<p>○レジリエントな社会を実現するために、国の施策や計画等において国が取り組むべき課題の解決につながる研究開発を推進しているか。</p> <p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象災害の軽減に関する研究開発の成果 ・ 成果の社会実装に向けた取組の進捗状況 <p>《モニタリング指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 論文発表数・口頭発表件数等 <p style="text-align: right;">等</p>

2. レジリエントな社会を支える研究基盤の運用・利活用の促進	(1) 基盤的観測網の運用・利活用促進	○基盤的観測網の安定運用を通じ、国内外の関係機関における防災科学技術に関する研究開発の推進に貢献しているか。	《評価指標》 ・観測データの関係機関との共有や利活用促進の取組の進捗 ・国内外の地震・津波・火山に関する業務遂行や調査研究等への貢献の実績 《モニタリング指標》 ・観測網の稼働率	等
	(2) 先端的研究施設の運用・利活用促進	○先端的研究施設の安定運用を通じ、国内外の関係機関における防災科学技術に関する研究開発の推進に貢献しているか。	《評価指標》 ・実験データの関係機関との共有や利活用促進の取組の進捗 ・先端的研究施設の活用による成果 《モニタリング指標》 ・先端的研究施設の共用件数 ・先端的研究施設の利活用の連携機関数	等
	(3) 情報流通基盤の運用・利活用促進	○情報基盤の安定運用を通じて、国内外の関係機関における防災科学技術に関する研究開発の推進に貢献しているか。	《評価指標》 ・情報流通基盤の活用による成果 《モニタリング指標》 ・SIP4Dと接続したシステムの件数	等
3. レジリエントな社会を支える防災科学技術の中核的機関の形成	(1) 防災科学技術の中核的機関としての産学官民共創の推進	○レジリエントな社会の実現に向け、産学官民による共創で研究開発を推進し、防災科研のみならず、オールジャパンで成果が創出されるよう取組を推進しているか。 ○関係機関のニーズを踏まえた研究開発の推進や、知的財産の価値の最大化を図っているか。	《評価指標》 ・産学官民共創の成果 ・知的財産等を活用した成果の社会実装に向けた取組の進捗 ・外部資金の獲得に向けた取組状況及びその成果 《モニタリング指標》 ・情報プロダクツの生成件数 ・共同研究・受託研究件数 ・知的財産の出願件数と規格等への反映件数 ・シンポジウム・ワークショップ等の開催数 ・プレスリリース等の件数 ・論文発表数・口頭発表件数 ・外部資金獲得額、件数	等

<p>(2) 災害情報のデジタルアーカイブ</p>	<p>○収集した防災科学技術に関する情報及び資料をデータベース化して整理・保管し、広く一般に活用可能な形で提供しているか。</p>	<p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災科学技術に関する情報及び資料のデータベース化や、一般への提供の実施状況 <p>《モニタリング指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害アーカイブ機関連携イベントの実施数 ・NIED-IRの登録数と利用数 	<p>等</p>
<p>(3) 研究開発の国際展開</p>	<p>○我が国ひいては国際的な防災力・レジリエンスの向上のため、国内外の機関との連携や、国際共同研究、研究者の国際交流の促進を図っているか。</p>	<p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外の研究機関・国際機関等との連携による成果 <p>《モニタリング指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災科研が主催・参加した国際会合の数 ・国際会合での口頭発表件数 ・海外の研究機関・国際機関等との国際共同研究数 ・国際共著論文数 ・研究者・研修生等の海外からの受入者数、海外への派遣者数 ・国際協力の取決め数 	<p>等</p>
<p>(4) レジリエントな社会を支える人材の確保・育成</p>	<p>○防災・減災に携わる多様な人材の養成や資質の向上に資する取組を推進しているか。</p>	<p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な人材育成のための取組の成果 <p>《モニタリング指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究員・研修生・インターンシップ等の受入者数 ・教育機関・自治体等への講師派遣数 ・協働大学院制度等を活用した人数 	<p>等</p>
<p>(5) 防災行政への貢献</p>	<p>○国、地方公共団体等への防災行政に貢献する取組を適切に行っているか。</p>	<p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や地方公共団体等との協力や支援等の取組の成果 <p>《モニタリング指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害調査の実施・支援等の件数 ・災害対応及び実証実験・訓練による情報共有の実施回数 	<p>等</p>
<p>(6) 情報発信と双方向コミュニケーション</p>	<p>○レジリエントな社会の実現のため、社会との双方向コミュニケーションを通じた、防災科研のブランディング活動を推進しているか。</p>	<p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究活動・研究成果の情報発信・アウトリーチ活動の成果 <p>《モニタリング指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウム・ワークショップ等開催数 ・プレスリリース等の件数 	<p>等</p>

国立研究開発法人防災科学技術研究所に係る政策体系図（案）

（別添）

我が国唯一の防災科学技術分野における基礎研究及び基盤的研究開発の中核的機関として、防災科学技術研究所法に基づき、科学技術・イノベーション基本計画や国土強靱化基本計画等で国が取り組むべき課題とされている事項等に対応

【防災科学技術】

自然災害の未然防止
に関する科学技術

災害による被害の拡大防止
に関する科学技術

災害による被害からの復旧・復興
に関する科学技術

【防災科学技術研究所法に基づく業務の範囲】

- 防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発
- 成果の普及及びその活用の促進
- 研究所の施設及び設備の共用
- 防災科学技術に関する内外の情報及び資料の収集・整理・保管・提供
- 防災科学技術に関する研究者及び技術者の養成及びその資質の向上
- 職員を派遣をすることによる防災科学技術に関する研究開発への協力
- 成果活用事業者への出資、人的・技術的援助

【国の方針等】

- 第6期科学技術・イノベーション基本計画
 - 国土強靱化基本計画
 - 防災基本計画
 - デジタル田園都市国家構想基本方針
 - デジタル社会の実現に向けた重点計画
 - 仙台防災枠組2015-2030
- 等

【法人を取り巻く環境の変化】

頻発化・激甚化する
自然災害への対応

発生が予想される国難
となりえる大規模災害

レジリエントな社会の
重要性増大

総合知の積極的な
活用の必要性

社会のデジタル化の
急速な進展



【第5期中長期目標期間における取組】

レジリエントな社会の実現に向けた 防災科学技術の研究開発の推進

- 知の統合を目指すデジタル技術を活用した防災・減災に関する総合的な研究開発の推進
- 知の統合に必要な防災・減災のための基礎研究及び基盤的研究開発の推進
 - ✓ 地震・津波・火山災害の被害軽減に向けた研究開発
 - ✓ 気象災害の被害軽減に向けた研究開発

レジリエントな社会を支える 研究基盤の運用・利活用の促進

- 基盤的観測網の運用・利活用促進
- 先端的研究施設の運用・利活用促進
- 情報流通基盤の運用・利活用促進

レジリエントな社会を支える 中核的機関の形成

- 防災科学技術の中核的機関としての産学官民共創の推進
- 災害情報のデジタルアーカイブ
- 研究開発の国際展開
- レジリエントな社会を支える人材の確保・育成
- 防災行政への貢献
- 情報発信と双方向コミュニケーション

防災科学技術研究所（NIED）の使命等と目標との関係（案）

（使命）

防災科学技術の中核的機関として、防災科学技術研究所法に基づき、レジリエントな社会の実現のため、自然災害の未然防止・災害による被害の拡大防止・災害による被害からの復旧・復興を目指す防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を実施。

（現状・課題）

◆強み

○我が国における防災科学技術に関する中核的機関として、地震・津波・火山・気象災害といったあらゆる自然災害を対象とし、基礎研究及び基盤的研究開発から、現場でのニーズ・知見を活用した出口思考の研究開発、さらには人文・社会科学と自然科学を融合させた総合知も活用した、防災科学技術に関する研究開発を実施することでレジリエントな社会の実現に貢献。

◆弱み・課題

○災害実務現場の知見・経験・ニーズを踏まえた更なる研究開発や、防災科学技術研究所の目的・活動・研究開発成果に関する情報発信による、成果の普及や社会との共創の推進が必要。
○大規模自然災害等から国民の生命・財産を保護し、国民生活を守るため、「予測・予防」「応急対応」「復旧・復興」のオールフェーズに対応した災害に強い社会の実現に資する取組の更なる推進が必要。

（環境変化）

- 気候変動とも関連した自然環境の変化による災害の頻発化・激甚化や、人口減少、少子高齢化等により、自然災害に対するリスクが高まる社会環境変化が懸念。
- 我が国は南海トラフ地震等、国難となりえる大規模災害をはじめとするあらゆる自然災害を乗り越える必要がある。
- 防災・減災対策の更なる高度化のため、自然科学と人文・社会科学の知見を活用した研究開発や、デジタル技術を活用した防災科学技術分野の研究開発の推進が求められている。
- 安全・安心な社会を実現し、我が国の持続可能な成長を支えるための基盤として、長期的な視野に立ち、継続して防災科学技術の研究開発に取り組む必要がある。

（中長期目標）

- レジリエントな社会の実現に向けた防災科学技術の研究開発の推進
 - ・知の統合を目指すデジタル技術を活用した防災・減災に関する総合的な研究開発の推進
 - ・知の統合に必要な防災・減災のための基礎研究及び基盤的研究開発の推進
 - （①地震・津波・火山災害の被害軽減に向けた研究開発、②気象災害の被害軽減に向けた研究開発）
- レジリエントな社会を支える研究基盤の運用・利活用の促進
 - ・基盤的観測網の運用・利活用促進、
 - ・先端的研究施設の運用・利活用促進、
 - ・情報流通基盤の運用・利活用促進
- レジリエントな社会を支える防災科学技術の中核的機関の形成
 - ・防災科学技術の中核的機関としての産学官民共創の推進
 - ・災害情報のデジタルアーカイブ、
 - ・研究開発の国際展開、
 - ・レジリエントな社会を支える人材の確保・育成、
 - ・防災行政への貢献、
 - ・情報発信と双方向コミュニケーション

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
が達成すべき業務運営に関する目標
(中長期目標) (案)

令和5年 月 日

文 部 科 学 省
原子力規制委員会

目 次

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II. 中長期目標の期間	2
III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	
1. 量子科学技術等に関する研究開発	
(1) 量子技術の基盤となる研究開発	3
(2) 健康長寿社会の実現や生命科学の革新に向けた研究開発	4
(3) 核融合エネルギーの実現に向けた研究開発	6
(4) 異分野連携・融合等による萌芽・創成的研究開発	7
2. 放射線被ばくから国民を守るための研究開発と社会システム構築	
(1) 放射線影響に係る研究と福島復興支援	8
(2) 被ばく医療に係る研究	8
(3) 基幹高度被ばく医療支援センター、指定公共機関及び技術支援機関としての原子力災害対策の向上等と人材育成	8
3. 研究開発成果の最大化のための関係機関との連携推進	
(1) 官民地域パートナーシップによる3 GeV 高輝度放射光施設 NanoTerasu の整備等	9
(2) 産学官の連携による研究開発成果の社会実装等の推進	9
(3) 国際協力の推進	10
4. 研究開発の成果の最大化に向けた基盤的取組	
(1) 人材の育成・確保（組織全体の取組等）	10
(2) 積極的な情報発信及びアウトリーチ活動	10
(3) 研究環境のデジタル化及び活用促進	10
(4) 施設及び設備等の利活用促進	11
IV. 業務運営の効率化に関する事項	
1. 効果的、効率的なマネジメント体制の確立	11
2. 業務の合理化・効率化	12
3. 人件費管理の適正化	12
V. 財務内容の改善に関する事項	13
VI. その他業務運営に関する重要事項	
1. 情報の取扱い等に関する事項	13
2. 施設及び設備に関する事項	13
3. 国際約束の誠実な履行に関する事項	14
4. 人事に関する事項	14

※Ⅲ. 1. (1)から(4)のそれぞれの事業、「Ⅲ. 2. の事業」並びに「Ⅲ. 3. の事業及び 4. の事業」を一定の事業等のまとまりとする。

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の4の規定に基づき、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「本法人」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定める。

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割

我が国の科学技術・イノベーション振興に関する施策の基本方針となる「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、量子技術は、我が国及び世界の社会、経済、産業、安全保障に大きな変革をもたらす可能性を秘めた革新的な技術と位置付けられており、我が国においても量子技術の研究開発や社会実装に向けた戦略的な取組が求められている。

また、「量子技術イノベーション戦略」（令和2年1月21日統合イノベーション戦略推進会議決定）においては、量子技術は、我が国の経済・社会等を飛躍的・非連続的に発展させる鍵となる革新技術と位置付けられ、量子技術に関する成果を産業化・事業化等に結び付けるための方策の一つとして、基礎研究から社会実装まで取り組む「量子技術イノベーション拠点」（以下「量子拠点」という。）を整備することとされている。

同戦略策定以降の量子産業の国際競争の激化等の量子技術を取り巻く環境の変化等を踏まえて策定された「量子未来社会ビジョン」（令和4年4月22日統合イノベーション戦略推進会議決定）においては、量子コンピュータ、量子計測・センシング等の量子デバイスの基幹材料である高度な量子機能を発揮する量子マテリアルの研究開発や安定的な供給等の中核を担う「量子機能創製拠点」（令和4年5月26日発足）として本法人が指定され、量子技術の基盤となる研究開発を推進する役割を果たすことが求められている。また、量子技術と生命・医療等に関する技術を融合した「量子生命科学」は、健康長寿社会を実現する上で極めて大きな波及効果が期待されており、本法人は、量子生命科学の中核を担う「量子生命拠点」（令和3年2月26日発足）として指定されている。

放射線の医学的利用については、本法人が主導して、重粒子線がん治療の研究開発や、認知症の診断、治療に向けたイメージング技術や薬剤の開発を進めてきた。今後は、「健康・医療戦略」（令和2年3月27日閣議決定）において掲げる健康長寿社会の実現のため、QST病院を有する強みを生かし、上述の量子生命科学とも融合しつつ、がん、認知症等の克服や健康寿命の延伸等に向けて、予防、診断から治療まで統合的な取組を進めることが期待される。

本法人は、原子力規制委員会の技術支援機関（TSO）として、放射線影響及び被ばく医療に係る分野の研究並びに原子力災害対策に取り組むことが期待される。その際には、東京電力福島第一原子力発電所事故対応を教訓とした取組の推進を期待する。また、原子力規制委員会により「基幹高度被ばく医療支援セ

ンター」に指定（平成31年4月1日）されていることから、「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日原子力規制委員会決定）に基づき、原子力災害医療体制の充実に向けて、被ばく医療に関する技術開発・技術支援や人材育成に取り組むことも期待される。

「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」（令和2年12月25日成長戦略会議決定）や「第6次エネルギー基本計画」（令和3年10月22日閣議決定）には、核融合に関する取組が明示的に位置付けられている。本法人は、引き続き、国際協定等に基づく核融合の国際共同研究開発を着実に推進していくことが求められる。また、「持続可能な開発目標（SDGs）」（平成27年9月27日国連持続可能な開発サミット採択）をはじめとして、持続可能な社会の実現に向けた取組が国際的にも重視される中、本法人としても、環境に優しい次世代材料・デバイスや資源循環技術等の開発等を通じて、持続可能な社会の実現に貢献することが期待される。

「新たな軟X線向け高輝度3GeV級放射光源の整備等について」（平成30年1月18日科学技術・学術審議会量子科学技術委員会量子ビーム利用推進小委員会報告）を踏まえ、官民地域パートナーシップにて整備を推進してきた3GeV高輝度放射光施設 NanoTerasu（ナノテラス）（以下「NanoTerasu」という。）については、産学官の連携により、各ビームラインの性能を最大限活用した幅広いユーザーの利用を推進するとともに、革新的な材料・デバイス等の創製・産業応用を推進することが求められている。

第2期中長期目標期間においては、上述のような本法人を取り巻く環境や果たすべき役割の変化を踏まえ、国内外の産学官の幅広い機関との連携により、第1期中長期目標期間において確立した本法人の基盤を更に強固にしつつ、得られた研究成果を着実に展開し、新たな価値を創出・提供することで、我が国の経済成長、健康長寿社会の実現、持続可能な環境・エネルギーの実現等の経済・社会・環境が調和した持続可能な社会（SDGs）の実現やこれを通じた総合的な国力の強化等に貢献することが期待される。また、多様な分野の研究開発等を推進する本法人の特色を生かし、異分野間の連携・融合を促進し、新たな研究・技術シーズを創出することも期待される。さらには、人材育成や研究成果等の情報発信及びアウトリーチにも積極的に取り組むことが期待される。なお、この際には、自然科学のみならず、人文・社会科学も含めた「総合知」も活用するなど、目指すべき未来社会像に向けて、複線シナリオや新技術の選択肢を持ち、常に検証しながら進めていく必要がある。

（別添）政策体系図

II. 中長期目標の期間

中長期目標の期間は令和5年（2023年）4月1日から令和12年（2030年）

3月31日までの7年とする。

Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

第2期中長期目標期間中に本法人が実施する研究開発等に関し、アウトカム創出への貢献を含む政策と関連付けた目標は下記に示すとおりであり、その達成のために実施する具体的な研究開発の内容やアウトプット等については、第2期中長期計画において定める。

評価にあたっては、以下の項目ごとに別途定める評価軸及び関連指標等を基本として評価する。

1. 量子科学技術等に関する研究開発

(1) 量子技術の基盤となる研究開発

材料・デバイス等の原子・電子レベルの解析、可視化、微細加工や高度な量子機能創製など幅広い科学技術の発展を支える量子技術の基盤として、イオンビーム、電子線、レーザー、放射光等を総合的に活用した研究開発やビーム源の開発・高度化等を推進する。

我が国の経済成長を支える生産性革命や新産業創出等に向けて、量子機能創製拠点として、高度な量子機能を発揮する量子マテリアルの研究開発・安定的供給基盤の構築を推進する。また、量子機能創製分野の中核拠点として、国際競争力強化に向けた取組を推進するとともに、量子マテリアルの研究開発段階から産業応用までを繋ぐハブとしての役割を果たし、将来の事業化を見据えて企業連携数の増加に努めるなど産学官の連携や共創を推進する。加えて、本中長期目標期間中に市場ニーズの高い量子マテリアルを安定的に生産する技術の確立を目指す。

1) 高機能材料・デバイスの創製に関する研究開発

量子コンピュータ、量子計測・センシング等の実現に不可欠となる高度な量子機能を発揮する量子マテリアルの研究開発を行うとともに、これを活用した量子計測・センシング技術の高度化に向けた研究開発を行う。また、スピントロニクスとフォトニクスを融合した「スピンフォトニクス」技術を活用した次世代情報通信デバイス等の革新的デバイスの研究開発を行う。

さらに、カーボンニュートラル社会や健康長寿社会、バイオエコノミーの実現に資する次世代材料・デバイス・分析技術等の研究開発を推進する。

2) 最先端レーザー技術とその応用に関する研究開発

極短パルスレーザー等を用いた量子マテリアルや生体分子等の機能解明、量子状態制御に資する電子ダイナミクスの可視化・理論計算、レーザー技術

等による量子状態制御技術や量子デバイスに必要な超微細構造の形成・計測技術など、レーザー技術等の光科学技術を活用して量子技術の基盤となる多様な研究開発を推進する。

また、高強度レーザーによる医療応用や非破壊検知技術の確立等を目指し、J-KAREN-P等の高強度化・高安定化等の技術開発を通じて、利用者のニーズに応えたレーザー及びレーザー駆動量子ビーム源の研究開発を進める。

3) 量子技術の基盤となる研究開発等を担う人材の育成・確保

産学官の連携等を推進する中で、量子技術の基盤となる革新的かつ国際競争力のある研究開発や社会実装を担うリーダー、若手研究者・技術者の育成・確保を積極的・継続的に行う。また、量子機能創製拠点の活動の一環として、応用先となる様々な分野の産学官の人材の参入・交流を促進する。

(2) 健康長寿社会の実現や生命科学の革新に向けた研究開発

量子生命科学に関する研究開発や、がん、認知症等の革新的な診断・治療技術に関する研究開発を推進するとともに、両者を連携させながら一体的に取り組むことにより、健康長寿社会の実現や生命科学の革新に向けた研究開発を推進する。

1) 量子生命科学に関する研究開発

第1期中長期目標期間において、理事長のリーダーシップの下、量子技術と生命・医療等に関する技術を融合した量子生命科学の中核を担う量子生命拠点を立ち上げ、当該技術分野の開拓に取り組んできた。

第2期中長期目標期間においては、量子生命科学分野における量子計測・センシング技術を確立し、医療・創薬等への応用研究を推進するとともに、生命現象の根本的な原理解明に資する研究を着実に進める。また、量子生命拠点として、国際競争力の強化に向けた取組を推進するとともに、量子生命科学分野における研究開発段階から産業応用までを繋ぐハブとしての役割を果たし、将来の事業化を見据えて企業連携数の増加に努めるなど産学官の連携や共創を推進する。さらに、本中長期目標期間中に量子生命科学分野において市場ニーズの高い技術の確立を目指す。

○ 量子計測・センシング技術による生命科学の革新

生体ナノ量子センサ、超高感度MRI/NMR等の超高感度・高分解能を持つ量子計測・センシング技術を確立し、当該技術により得られるデータと従来の計測技術によるデータを相補的・相乗的に活用することで、疾患の病態解明・早期発見や疾患バイオマーカー、医薬品・再生医療用細胞等の計

測・評価等に係る研究開発を行う。

○ 生命現象の量子論的解明・模倣

量子計測・センシング技術や計算生命科学等による生命現象の解析技術を開発する。また、量子論的観点から生命現象の根本原理の解明を目指した研究に取り組む。これらの技術や知見について医療・創薬等への応用を進めるとともに、バイオミメティクス（生物模倣技術）に向けた研究開発を行う。さらに、将来的な環境・エネルギー分野等への貢献も探索する。

○ 量子生命科学分野の研究開発等を担う人材の育成・確保

産学官の連携等を推進する中で、量子生命科学分野の革新的かつ国際競争力のある研究開発や社会実装を担うリーダー、若手研究者・技術者の育成・確保を積極的・継続的に行う。また、量子生命拠点の活動の一環として、量子生命科学の応用先となる医療・創薬等の様々な分野の産学官の人材の参入・交流を促進する。

2) がん、認知症等の革新的な診断・治療技術に関する研究開発

健康長寿社会の実現のため、がん、認知症等の革新的な診断・治療技術の研究開発を推進するとともに、QST 病院を有する強みを生かし、予防、診断から治療までを統合した次世代の医療技術の実現に向けた取組を進める。

○ 精神・神経疾患に対する診断と治療の一体化

認知症やうつ病などの精神・神経疾患の高精度診断法及び客観的評価法の研究開発を行うとともに、量子計測・センシング技術等を用いた微小病巣の検出等により、予防・早期治療に役立つ技術の研究開発を推進する。

○ 重粒子線がん治療研究・次世代重粒子線治療装置

固形がんを対象とした重粒子線がん治療の装置について、現在普及している装置を大幅に小型化・高度化した次世代重粒子線がん治療装置（量子メス）を、令和9年度頃を目標として実用化するとともに、さらなる小型化に向けた研究開発を行う。また、治療効果の向上に有効な他の治療方法との併用について研究開発を行うとともに、引き続き臨床研究を進め、がん疾患の適応拡大を目指す。

さらに、重粒子線がん治療装置や量子計測・センシング技術等を用いて、非がん性疾患の治療技術を開発する。

○ 放射性薬剤がん治療研究

放射性薬剤を用いた標的アイソトープ治療（TRT）や画像診断技術の高度化、放射性薬剤に使用する放射性核種の製造技術の高度化を進める。多発・微小がんの診断と治療を一体的に進めるため、放射性薬剤を用いた治療（Therapeutics）と診断（Diagnostics）を一体化した新しい医療技術であるセラノスティクス（Theranostics）等の臨床展開に資する研究開発を行うとともに、実用化に向けた臨床研究も実施する。

また、放射性薬剤の品質保証技術の高度化を進めることで、臨床用放射性薬剤の利用を促進する。

○ がん、認知症等の革新的な診断・治療技術の研究開発等を担う人材の育成・確保

がん、認知症等の予防、診断から治療までを統合した次世代の医療技術の実現に資する人材を育成・確保するとともに、産学官の連携等を推進する中で、これら技術の社会実装を担う人材の育成を行う。

(3) 核融合エネルギーの実現に向けた研究開発

核融合エネルギーは、資源量が豊富で偏在がないといった供給安定性、安全性、環境適合性、核拡散抵抗性、放射性廃棄物の処理・処分等の観点で優れた社会受容性を有することから、持続可能な環境・エネルギーを実現するために早期の実用化が期待されている。

引き続き、「イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定」（平成19年10月24日発効。以下「ITER協定」という。）に基づく「ITER計画」及び「核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定」（平成19年6月1日発効。以下「BA協定」という。）に基づく「核融合エネルギー研究分野における幅広いアプローチ活動」（以下「BA活動」という。）を着実に実施し、核融合エネルギーの実用化に向けた研究開発を推進する。また、21世紀中葉の原型炉運転開始を目指して、ITER・先進プラズマ研究開発・核融合理工学研究開発の成果の活用等により、原型炉建設判断に必要な技術基盤構築を進める。

さらに、大学、研究機関、産業界等の意見や知識を集約してITER計画及びBA活動に取り組むことを通じて、国内連携・協力を推進することにより、国内の他の核融合研究機関との研究成果の相互還流を進め、核融合エネルギーの実用化に向けた研究・技術開発を促進する。

1) ITER 計画の推進

ITER 計画における国内機関としての業務を着実に実施するとともに、ITER を活用した研究開発をオールジャパン体制で実施する。

2) BA 活動等による先進プラズマ研究開発

BA 協定の下でのサテライト・トカマク計画及びトカマク国内重点化装置計画の合同計画である JT-60SA 計画を着実に遂行する。JT-60SA を活用した先進プラズマ研究開発を行うことで、ITER 計画の技術目標達成のための支援研究及び原型炉に向けた ITER 計画の補完研究を実施し、原型炉建設判断に必要な技術基盤を構築する。

3) BA 活動等による核融合理工学研究開発

原型炉設計・研究開発や理論・シミュレーション研究等を行う国際核融合エネルギー研究センター事業と核融合材料照射施設の工学実証・工学設計事業から成る核融合理工学研究開発について、BA 協定の下、着実に実施する。また、BA 活動等で整備した施設を活用して、原型炉建設に向けた推進体制の構築を進めるとともに、原型炉建設判断に必要な技術基盤構築に向けて技術の蓄積を行う。

4) 核融合研究開発等を担う人材の育成・確保

ITER 計画をはじめとする国際共同研究開発や、国際機関の活動への協力・人的貢献などの国際連携の推進を主導する人材の育成を行う。また、当該研究開発は長期にわたることから、共同研究やアウトリーチを通じて、次世代の核融合研究者の育成・確保を行う。

5) 原型炉建設に向けた社会連携活動の実施

原型炉開発推進のため、国民や産業界等各ステークホルダーの理解を得るとともに、アウトリーチ活動及び社会連携活動を実施する。

(4) 異分野連携・融合等による萌芽・創成的研究開発

経済・社会・環境が調和した持続可能な社会（SDGs）の実現に向けて、本法人全体で一体的に取り組むため、多様な分野の研究開発を推進する本法人の特色を生かした異分野の連携・融合による革新的な研究開発プロジェクトや若手研究者等の自由な発想に基づく独創的な研究開発等を積極的かつ戦略的に行い、新たな研究・技術シーズの創出を推進する。

2. 放射線被ばくから国民を守るための研究開発と社会システム構築

(1) 放射線影響に係る研究と福島復興支援

技術支援機関として、放射線による健康リスクの評価に係る知見をより充実させるための研究を進め、当該研究分野の人材育成に取り組む。

低線量放射線被ばくによる人の健康への影響について、より信頼性の高い被ばくリスクのモデルの構築に資する研究を行う。

環境中の放射性核種の動態及び動植物への影響、環境放射線の水準や医療及び職業被ばく等の実態のより精確な把握・評価に取り組み、放射線防護・規制の向上に貢献する科学的な知見を創出する。

放射線防護に関する国際機関との緊密な連携を進めるとともに、国際的議論に貢献する知見の提供に取り組む。放射線被ばくについて科学的な情報を国民に広く発信する。

福島県及び周辺地域の関係機関との連携等により、放射線科学の研究開発や復興支援に協力するとともに、放射線の影響等について、わかりやすい情報発信と双方向のコミュニケーションに取り組む。

(2) 被ばく医療に係る研究

技術支援機関として、人体の線量評価手法の開発・高度化を含む被ばく医療に係る研究の推進及び当該研究分野の人材育成に取り組むとともに、基幹高度被ばく医療支援センター等として得られた経験・成果をさらに発展させ、社会に還元する。

線量評価手法の開発・高度化について、社会実装を見据えた物理学及び生物学的評価手法の最適化・標準化を進めること等により、原子力災害医療体制の機能強化に貢献する。

国内外の専門研究機関・医療機関等との連携や共同研究を促進することにより、被ばく医療のための診断や治療の高度化につながる研究を行う。

(3) 基幹高度被ばく医療支援センター、指定公共機関及び技術支援機関としての原子力災害対策の向上等と人材育成

原子力災害医療の中核機関として、自らの対応能力の維持・向上に取り組む。我が国の原子力災害医療体制全体における中心的・先導的な役割を担い、同体制のより効果的な運用に資する人材育成・技術開発・技術支援に取り組む。

基幹高度被ばく医療支援センターとして、各地の高度被ばく医療支援センター等において指導的役割を果たすことのできるような高度専門人材の計画的な育成ができる体制を構築・維持するとともに、研修体制・内容の充実化を行

う。また、緊急時においては被ばく医療を実施する機関への支援を行うとともに、平時から各組織・専門家との連携体制を構築する。

原子力災害等の指定公共機関として、平時の訓練や研修等を通じて本法人内の専門的・技術的水準の向上を図るとともに、緊急時において災害対応関連機関と連携して関係行政機関や地方公共団体等への適切な支援を行える体制を整備する。

技術支援機関として、原子力災害時の住民の被ばく線量推定手法の検討及び実施体制構築の支援に取り組む等により、防護措置や事後対応策の向上に貢献する。

3. 研究開発成果の最大化のための関係機関との連携推進

(1) 官民地域パートナーシップによる 3 GeV 高輝度放射光施設 NanoTerasu の整備等

NanoTerasu については、官民地域パートナーシップに基づき整備等を進める。具体的には、地域パートナー¹が基本建屋、用地等を、本法人が加速器等の整備をそれぞれ分担し整備を推進する。

令和5年度は、地域パートナーと連携・協力しながら、新しい現象の発見・解明や新技術の創出・産業利用等に繋がる NanoTerasu の整備等に取り組む。

令和6年度以降は、産学官連携により NanoTerasu の各ビームラインの性能を最大限活用することに加え、実験のリモート化対応等の効率化・利便化により幅広いユーザーの利用を促進し、革新的な材料・デバイス等の創製・産業応用を推進する。その際、地域パートナーが整備を進めるビームラインにおいては、民間企業等による利用を中心に想定されていることを踏まえる。また、電子ビームの高安定化や加速器の長時間運転を実現するとともに、第2期ビームラインの設計・整備に必要な技術開発を目的とした光学設計・光学素子評価システムの構築を行う。

さらに、NanoTerasu が設置されている東北大学のサイエンスパーク構想とも有機的に連携するとともに、本法人が有する科学的知見、研究者ネットワーク、先端的な研究設備等の量子科学技術プラットフォームも活用することにより、産学官が一体となったイノベーション創出に繋がる施設の運用を行う。

(2) 産学官の連携による研究開発成果の社会実装等の推進

本法人が運用・保有する最先端の研究設備、研究ネットワーク等を最大限に活用して、産学官の外部機関との共同研究や人材交流等の連携を積極的に推進する。また、企業との連携・共同研究等における収入額の増加や、イノベーシ

¹ 一般財団法人光科学イノベーションセンター、宮城県、仙台市、国立大学法人東北大学、一般社団法人東北経済連合会

ョンハブの参画企業数の増加に努める。さらに、必要に応じて外部の機関・人材も活用しつつ、産学官連携を促すための人材の配置や育成、制度の設計・整備などのマネジメントを着実にを行うことにより、研究成果の社会実装等を促進する。その際には、知的財産の獲得・維持・活用のための適切な人員配置等の体制を整える。加えて、他の量子拠点との連携を推進し、研究開発の成果の最大化に努める。

(3) 国際協力の推進

国外の研究機関及び国際機関との協力取決めの締結や国際研究交流に係る制度等の活用により、国際共同研究や海外との人材交流、国際会議など国際協力を積極的に推進する。

4. 研究開発の成果の最大化に向けた基盤的取組

(1) 人材の育成・確保（組織全体の取組等）

人材の育成・確保に資する各種プログラム等の積極的な実施により、職員的能力向上を図るなど、研究開発の成果の最大化等を担う優れた人材の育成に努める。

産学官の外部機関からの研究員・学生等を受け入れ、実践的な研修等を行うことにより、次世代の研究開発や産業等を担う人材の育成に取り組む。また、クロスアポイントメント制度等の種々の制度を活用することにより、研究活動の活性化を促進するとともに、人員体制の強化を行う。

さらに、中学生・高校生を含めて、将来の量子科学技術等を担う人材の育成・確保に貢献する。

(2) 積極的な情報発信及びアウトリーチ活動

本法人の研究開発成果等を多様な広報手段を用いて積極的に情報発信することにより、産業界・大学・研究機関等の研究成果の活用や研究活動への参画を促進する。また、研究開発によって期待される成果や社会還元の内容等について、施設公開や SNS 等を活用して分かりやすい情報発信を行うことにより、本法人の研究開発の意義に対する国民の理解を深めるとともに、次世代の量子科学技術等を担う人材の育成・確保に貢献する。

(3) 研究環境のデジタル化及び活用促進

高付加価値な研究開発成果の創出や研究開発の効率化を図るため、実験機器制御の自動化・遠隔化の推進、データ連携など研究活動のデジタル・トランスフォーメーション、信頼性・安全性の向上にも資するクラウド技術等の活用等を通じて研究環境のデジタル化を進めるとともに、デジタル化により高度化

した研究環境の活用を促進する。その際には、政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえる。

(4) 施設及び設備等の利活用促進

本法人が運用・保有する最先端の施設・設備等について、安定的な運転時間の確保や技術支援者の配置等の支援体制の充実・強化により利便性を高めることで、法人内外の利用者の利用を促進するとともに、産学官の外部機関との共同研究や人材交流等の連携を推進する。

IV. 業務運営の効率化に関する事項

1. 効果的、効率的なマネジメント体制の確立

1) 効果的、効率的な組織運営

理事長のリーダーシップの下、研究成果の最大化を図るため、組織マネジメントを強化するとともに、機動的な資源（資金・人材）の配分により、効果的かつ効率的な組織運営を行う。産学官連携の推進にあたっては、産業応用を見据えた技術的シーズの創出を戦略的に推進する。また、特に原子力安全規制及び防災等への技術的支援に係る業務については、外部有識者から成る規制支援審議会の意見を尊重し、当該業務の実効性、中立性及び透明性を確保する。

2) 内部統制の強化

本法人の果たすべき役割を踏まえて、適正かつ効果的・効率的な内部統制を強化するため、コンプライアンスの徹底、経営層による意思決定、内部規程整備・運用、リスクマネジメント等を含めた内部統制環境を整備・運用するとともに不断の見直しを行う。また、研究開発活動の信頼性や科学技術の健全性の確保の観点から、研究不正に適切に対応するため、研究不正の防止対策に努めるとともに、管理責任を明確化する。さらに、研究不正発覚時の対応についても、あらかじめ対策を講じる。

また、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）等の事項を参考にしつつ、必要な取組を進める。

3) 研究開発部門等間の連携

本法人が複数の研究開発部門並びにそれらに設置された研究所、センター及び病院等（以下「部門等」という。）を擁することから、部門等間の連携が密に行われるよう、web会議システム等による円滑な情報共有・意見交換による融合研究の活性化やイントラネットを活用した部門等間の相互の研究

インフラの有効活用等、部門等を越えた組織融合の仕組みを導入するほか、随時の組織体制の見直し等により、本法人全体として、研究開発の成果の最大化に向けた取組を強化する。

4) 研究開発評価等による研究開発成果の最大化

「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）や「研究開発成果の最大化に向けた国立研究開発法人の中長期目標の策定及び評価に関する指針」（平成 26 年 7 月 17 日総合科学技術・イノベーション会議決定）等に基づいた主務大臣評価結果等を研究計画や資源配分等に反映させることにより、研究開発の成果の最大化を図る。

2. 業務の合理化・効率化

本法人は、管理部門の組織の見直しや調達合理化、効率的な運営体制の確保等に引き続き取り組むことにより、経費の合理化・効率化を図る。

運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充分は除外した上で、法人運営を行う上で各種法令等の定めにより発生する義務的経費等の特殊要因経費を除き、令和 4 年度を基準として、一般管理費（租税公課を除く。）については毎年度平均で前年度比 3%以上、業務経費については毎年度平均で前年度比 1%以上の効率化を図る。新規・拡充分については、翌年度から効率化を図る。ただし、人件費の効率化については、次項に基づいて取り組む。

なお、経費の合理化・効率化を進めるにあたり、研究開発の進捗状況に合わせた柔軟な経営資源の管理を行う。その際には、研究開発の成果の最大化との整合性を保つことにも留意する。

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、契約の公正性や透明性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図る。

3. 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、本法人の業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、検証結果や取組状況を公表する。また、適切な人材の確保のために必要に応じて弾力的な給与を設定できるものとし、その際には、国民の納得が得られるよう、丁寧な説明に努める。

V. 財務内容の改善に関する事項

共同研究収入、競争的研究資金、受託収入、施設利用料収入、民間からの寄附や協賛等の自己収入の増加に努め、より健全な財務内容とする。

また、運営費交付金の債務残高についても勘案した上で予算を計画的に執行するとともに、「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』」を踏まえ、適切な財務管理を行う。必要性がなくなると認められる保有財産については適切に処分するとともに、重要な財産を譲渡する場合は計画的に進める。

VI. その他業務運営に関する重要事項

1. 情報の取扱い等に関する事項

1) 情報セキュリティ対策及び情報システムの整備・管理等

政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえ、対策推進計画やセキュリティポリシー等を整備し、それらに基づく取組を適切に実施するとともに、情報基盤の適切な運用・保守管理等に努める。また、セキュリティポリシーに関する教育訓練や研修会等の取組を徹底するとともに、情報漏洩防止対策に加え、事故発生時の対応についてもあらかじめ対策を講じる。本法人においては、研究開発成果のみならず、機微技術やQST病院における患者情報等の機微情報も取り扱うことから、情報内容に応じて、セキュリティ強化等の対策に取り組む。

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

加えて、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」等を踏まえ、研究データの適切な管理・利活用促進を図る。

また、「個人情報保護に関する法律」（平成15年法律第57号）等に基づき、個人情報を適切に取り扱う。

2) 情報公開に関する事項

適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）に基づき、適切に情報公開を行う。

2. 施設及び設備に関する事項

業務の遂行に必要な施設や設備については、重点的かつ効率的に更新・整備する。

3. 国際約束の誠実な履行に関する事項

本法人の業務運営にあたり、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行する。

4. 人事に関する事項

研究開発の成果の最大化や効果的かつ効率的な業務の遂行のため、女性の活躍など研究者の多様性にも留意して人事計画を策定し、戦略的に取り組む。また、役職員の能力と業務実績を適切かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映することに加え、適材適所の人事配置を行うことにより、職員の意欲や資質の向上を図る。さらに、職員の多様性やワークライフバランスも踏まえた多様化した働き方に対応するため、職場環境の維持・向上に努める。

なお、本法人の人材育成・確保をする際には、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成 20 年法律第 63 号）第 24 条に基づき策定された「人材活用等に関する方針」に基づいて取組を進める。

量子科学技術研究開発機構の評価に関する評価軸等について（案）

	研究領域等	評価軸	関連する評価指標、モニタリング指標
量子科学技術等に関する研究開発	量子技術の基盤となる研究開発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な分野の本質的な課題を解決すべく、経済・社会的インパクトが高い革新に至る可能性のある先進的な研究を実施し、優れた成果を生み出しているか。 ○ 研究開発成果を最大化するための研究開発マネジメントは適切に図られているか。 ○ 産学官の連携や共創を誘発する場の形成により、研究開発の社会実装への橋渡しとなる研究開発に取り組み、橋渡しが進んでいるか。 ○ 量子技術の基盤となる研究開発等を担う人材の育成・確保が実施できているか。 <p>※評価に当たっては量子機能創製拠点としての観点を含むこと。</p>	<p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済・社会的インパクトの高い先進的な研究開発成果の創出状況 ・ 研究開発マネジメントの取組の状況 ・ 研究成果の社会実装や企業との共同研究など産学官の連携の状況 ・ 量子技術の基盤となる研究開発等を担う人材の育成・確保の状況 <p>《モニタリング指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 優れた成果を創出した研究課題数（論文数、TOP10%論文数） ・ 企業からの共同研究の受入金額・共同研究件数 ・ 知的財産の創出・確保・活用の質的量的状況 ・ 人材育成の質的量的状況
	健康長寿社会の実現や生命科学の革新に向けた研究開発 (量子生命科学に関する研究開発)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 量子生命科学に関する基礎的研究開発及び経済・社会的インパクトの高い革新に至る可能性のある先進的な研究開発を実施し、優れた成果を生み出しているか。 ○ 研究開発成果を最大化するための研究開発マネジメントは適切に図られているか。 ○ 産学官の連携や共創を誘発する場の形成により、研 	<p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済・社会的インパクトの高い先進的な研究開発成果の創出状況 ・ 研究開発マネジメントの取組の状況 ・ 研究成果の社会実装や企業との共同研究など産学官の連携の状況 ・ 量子生命科学分野の研究開発等を担う人材の育成・確

		<p>研究成果の社会実装への橋渡しとなる研究開発に取り組み、橋渡しが進んでいるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 量子生命科学分野の研究開発等を担う人材の育成・確保が実施できているか。 ○ ※評価に当たっては量子生命拠点としての観点を含むこと。 	<p>保の状況</p> <p>《モニタリング指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 優れた成果を創出した研究課題数（論文数、TOP10%論文数等） ・ 企業からの共同研究の受入金額・共同研究件数 ・ 知的財産の創出・確保・活用の質的量的状況 ・ 人材育成の質的量的状況
	<p>健康長寿社会の実現や生命科学の革新に向けた研究開発 （がん、認知症等の革新的な診断・治療技術に関する研究開発）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 革新的な診断・治療技術に関する基礎的研究開発及び経済・社会的インパクトの高い革新に至る可能性のある先進的な研究開発を実施し、優れた成果を生み出しているか。 ○ 研究開発成果を最大化するための研究開発マネジメントは適切に図られているか。 ○ 固形がん、多発・微小がん、精神神経疾患等に対する診断・治療技術の実用化への橋渡しとなる研究開発に取り組み、橋渡しが進んでいるか。 ○ がん治療に資する重粒子線治療・標的アイソトープ治療薬剤や、認知症早期診断に資する診断薬・治療薬の普及・定着に向けた取組を行い、保険収載や適応拡大に係る科学的・合理的判断に寄与しているか。 ○ がん、認知症等の革新的な診断・治療技術に関する研究開発等を担う人材の育成・確保が実施できているか。 	<p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済・社会的インパクトの高い先進的な研究開発成果の創出状況 ・ 研究開発マネジメントの取組の状況 ・ 研究成果の社会実装や企業との共同研究など産学官の連携の状況 ・ 研究成果を活用した診断・治療の普及・定着やこれに向けた取組状況 ・ がん、認知症等の革新的な診断・治療技術に関する研究開発等を担う人材の育成・確保の状況 <p>《モニタリング指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 優れた成果を創出した研究課題数（論文数、TOP10%論文数等） ・ 企業からの共同研究の受入金額・共同研究件数 ・ 知的財産の創出・確保・活用の質的量的状況 ・ 新規薬剤等開発と応用の質的量的状況

			<ul style="list-style-type: none"> 臨床研究データの質的量的収集状況 量子メスの社会実装に向けた進捗 人材育成の質的量的状況
核融合エネルギーの実現に向けた研究開発	<ul style="list-style-type: none"> 国際約束に基づき、必要な研究開発に着実に取り組んでいるか。 原型炉開発に向けた革新的かつ先進的な研究開発を実施し、優れた成果を生み出すとともに、国際的な研究開発プロジェクトを主導できる人材育成に取り組んでいるか。 研究開発成果を最大化するための研究開発マネジメントは適切に図られているか。 原型炉開発のために産学官の連携を着実に進めるとともに、社会連携活動に取り組んでいるか。 	<p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ITER 計画及び BA 活動の進捗の状況 革新的かつ先進的な研究開発成果の創出状況や人材育成の状況 研究開発マネジメントの取組の状況 産学官の連携の状況及び社会連携活動の取組の状況 <p>《モニタリング指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国の調達分担の達成度 優れた成果を創出した研究課題数（論文数、TOP10%論文数等） 知的財産の創出・確保・活用の質的量的状況 	
異分野連携・融合等による萌芽・創成的研究開発	<ul style="list-style-type: none"> 法人全体の各部門が連携し、法人全体が一体となり、異分野の連携・融合による研究開発を積極的かつ戦略的に推進しているか。 若手研究者等の自由な発想を生かし、独創的な研究開発等を推進しているか。 研究開発成果を最大化するための研究開発マネジメントは適切に図られているか。 	<p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> 異分野の連携・融合による研究開発の推進の状況 若手研究者等による独創的な研究開発等の状況 研究開発マネジメントの取組の状況 <p>《モニタリング指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> 異分野の連携・融合による研究課題数 若手研究者等による独創的な研究課題数 競争的資金等の外部資金の獲得件数・金額 	

放射線被ばくから国民を守るための研究開発と社会システム構築	放射線影響に係る研究と福島復興支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放射線の健康影響に係る研究がなされているか。 ○ 放射線影響研究の成果が国際的に高い水準を達成し、公表されているか。 ○ 福島県及び周辺地域の関係機関との連携等により、放射線科学の研究開発や復興支援に協力するとともに、放射線の影響等について、わかりやすい情報発信と双方向のコミュニケーションに取り組んでいるか。 	<p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射線防護・規制に貢献する放射線影響研究による科学的知見の創出及びその提供の状況 ・ 国際水準に照らした放射線影響研究の成果の創出状況 ・ 福島県及び周辺地域の関係機関への協力の状況やわかりやすい情報発信等の状況 <p>《モニタリング指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際機関等への情報提供及び国際機関等の活動への貢献の状況 ・ メディアや講演等を通じた社会への科学的な情報発信の状況 ・ 論文数 ・ TOP10%論文数 ・ 招待総説論文数、招待講演数、受賞歴 ・ 知的財産の創出・確保・活用の質的量的状況
	被ばく医療に係る研究	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力災害医療の向上に資する被ばく医療研究がなされているか。 ○ 被ばく医療研究の成果が国際的に高い水準を達成し、公表されているか。 	<p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力災害医療の向上につながる研究成果の創出状況 ・ 国際水準に照らした被ばく医療研究の成果の創出状況 <p>《モニタリング指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究成果の原子力災害医療への活用の質的量的状況

			<ul style="list-style-type: none"> 論文数 TOP10%論文数 招待総説論文数、招待講演数、受賞歴 知的財産の創出・確保・活用の質的量的状況
	基幹高度被ばく医療支援センター、指定公共機関及び技術支援機関としての原子力災害対策の向上等と人材育成	○ 基幹高度被ばく医療支援センター、指定公共機関及び技術支援機関としての役割を着実に果たしているか。	<p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> 基幹高度被ばく医療支援センター、指定公共機関及び技術支援機関としての取組の状況 原子力災害対策等を担う本法人職員の人材育成及び原子力災害医療体制の中でリーダーシップを発揮する高度専門人材の育成に向けた取組の状況 <p>《モニタリング指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、地方公共団体等の原子力防災訓練・研修等への貢献の質的量的状況 原子力災害医療体制の強化に向けた取組の質的量的状況 被ばく医療分野に携わる専門人材の育成及びその確保の質的量的状況 原子力災害対策等の改善・向上に貢献する取組の質的量的状況
研究開発成果の最大化のための関係機関との連携推進	官民地域パートナーシップによる3 GeV 高輝度放射光施設 NanoTerasu の整備等	○ 3 GeV 高輝度放射光施設 NanoTerasu の整備及び高度化等に着実に取り組んでいるか。 ○ 3 GeV 高輝度放射光施設 NanoTerasu の利用促進等に着実に取り組んでいるか。	<p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> 3 GeV 高輝度放射光施設 NanoTerasu の整備及び高度化等の状況 法人が整備するビームラインの光学性能等の実現状況

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 GeV 高輝度放射光施設 NanoTerasu の利用促進等の状況 <p>《モニタリング指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部機関の利用件数 ・ 3 GeV 高輝度放射光施設を活用した外部機関との連携の件数
産学官の連携による研究開発成果の社会実装等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産学官の連携による研究開発の推進ができていますか。 ○ 産学官の共創を誘発する場を形成しているか。 ○ 研究成果の社会実装に向けて積極的な取組を推進できているか。 ○ 研究開発成果の最大化を図るため、他の量子技術イノベーション拠点との連携を推進しているか。 	<p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産学官の連携による研究開発の状況 ・ 産学官の共創を誘発する場づくりの状況 ・ 研究成果の社会実装の実績 ・ 他の量子技術イノベーション拠点との連携による研究開発成果の創出状況 <p>《モニタリング指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業からの共同研究の受入金額・共同研究件数 ・ 知的財産の創出・確保・活用の質的量的状況 ・ イノベーションハブにおける年間参画企業数 ・ 研究成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者への支援に関する取組の質的量的状況
国際協力の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際協力の推進ができていますか。 	<p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際協力の推進の状況 <p>《モニタリング指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国外の関係機関等との協力取決めの締結の実績（有効な取決め保有数、取決めの新規及び更新数）

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際研究交流に係る制度等の活用実績（JSPS 外国人研究者招へい事業、文部科学省原子力研究交流制度等による受入数） ・ 国際会議（web 開催含む）開催の実績 ・ 国際共著論文数
研究開発の成果の最大化に向けた基盤的取組	人材の育成・確保（組織全体の取組等）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の能力向上を図るなど、研究開発の成果の最大化等を担う優れた人材の育成ができているか。 ○ 外部機関からの研究員・学生等の受け入れ・研修等により、次世代の研究開発や産業等を担う人材の育成・確保ができているか。 ○ クロスアポイントメント制度等の種々の制度を活用し、研究活動の活性化を促進できているか。 ○ 中学生・高校生を含めて、将来の量子科学技術を担当する人材の育成・確保に貢献できているか。 	<p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の能力向上等による研究開発の成果の最大化等を担う優れた人材の育成の状況 ・ 外部機関からの研究員・学生等の受け入れ・研修等による次世代の研究開発や産業を担当する人材の育成・確保の状況 ・ 種々の制度を活用した研究活動の活性化促進状況 ・ 将来の量子科学技術を担当する人材の育成・確保の状況 <p>《モニタリング指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人材の育成・確保に資する各種プログラム等の質的量的状況 ・ 外部機関からの研究員・学生等の受け入れ、研修等の質的量的状況 ・ 中学生・高校生等に対する教育プログラムの実施件数や参加人数、満足度等
	積極的な情報発信及びアウトリーチ活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な機関の研究成果の活用や研究活動への参画を促進するため、研究開発成果等を多様な広報手段を用いて積極的に情報発信できているか。 ○ 国民の理解を深めるとともに、次世代人材育成・確 	<p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な機関に向けた研究開発成果等の積極的な情報発信の状況 ・ 国民向けの分かりやすい情報発信の状況

		保にも貢献するため、SNS等を活用して、分かりやすい情報発信を行うことができるか。	<p>《モニタリング指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プレスリリース等の件数 ・ 施設公開や外部向けイベントなどアウトリーチ活動の件数や参加人数、満足度等
	研究環境のデジタル化及び活用促進	○ 研究環境のデジタル化とその活用促進が十分にできているか。	<p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究環境のデジタル化・活用の状況 <p>《モニタリング指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ クラウド移行や構築件数 ・ 各種システムのユーザ数・アクセス頻度
	施設及び設備等の利活用の促進	○ 施設及び設備等の法人内外の利活用が促進できているか。	<p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設及び設備等の利活用促進のための取組の状況 <p>《モニタリング指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設及び設備等の利活用の質的量的状況
その他関連する事項		○ 業務運営の効率化を図るための取組を実施したか。	<p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務運営の効率化を図った取組の状況
		○ 最新の情報セキュリティ対策を踏まえた対策推進計画やセキュリティポリシー等の整備及びこれらに基づく取組を適切に実施したか。	<p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報セキュリティ対策に関する適切な計画・ポリシー等の整備やこれらに基づく取組の状況 <p>《モニタリング指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員向けのセキュリティポリシーに関する教育訓練や研修会の件数・参加人数等

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性の活躍や研究者の多様性も含めた戦略的な人事が実施できているか。 ○ 職員の多様性やワークライフバランスを踏まえた職場環境の整備を推進できているか。 	<p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性の活躍や研究者の多様性も含めた人事に関する取組の状況 ・ 職員の多様性やワークライフバランスを踏まえた職場環境の整備に関する取組の状況 <p>《モニタリング指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性研究者の新規採用割合
--	--	---

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構に係る政策体系図（案）

国の政策

- ✓ 科学技術・イノベーション基本計画／量子未来社会ビジョン／量子技術イノベーション戦略
- ✓ 健康・医療戦略
- ✓ エネルギー基本計画／2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略
- ✓ 原子力災害対策指針

等

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法

（機構の目的）

第4条（略）量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基盤的研究開発並びに放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発等の業務を総合的に行うことにより、量子科学技術及び放射線に係る医学に関する科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。

本中長期目標期間における法人としての取組

経済成長

- ✓ 量子コンピュータ、量子計測・センシング等の基幹材料である高度な量子機能を発揮する量子マテリアルの研究開発、安定的な供給等
- ✓ 量子技術の基盤となる研究開発の推進

健康長寿社会の実現

- ✓ 量子生命科学分野の量子計測・センシング技術の確立や生命現象の解明
- ✓ がん・認知症等克服、健康寿命延伸等に向けた予防・診断・治療の統合

持続可能な環境・エネルギーの実現

- ✓ 国際協定等に基づく核融合の国際共同研究開発の推進
- ✓ 環境に優しい次世代材料・デバイスや資源循環技術等の開発

異分野連携・融合等による萌芽・創成的研究開発

- ✓ 放射線影響、被ばく医療に係る研究
- ✓ 基幹高度被ばく医療支援センター・指定公共機関・技術支援機関としての原子力災害対策向上等
- ✓ 官民地域パートナーシップによるNanoTerasuの整備等
- ✓ 産学官の連携による研究開発成果の社会実装等
- ✓ 国際協力の推進
- ✓ 人材の育成・確保
- ✓ 情報発信・アウトリーチ活動
- ✓ 研究環境のデジタル化及び活用促進
- ✓ 研究施設・設備等の利活用促進

量子科学技術研究開発機構（QST）の使命等と目標との関係（案）

（使命）

量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基盤的研究開発並びに放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発等の業務を総合的に行うことにより、量子科学技術及び放射線に係る医学に関する科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法 第4条 抜粋）

（現状・課題）

◆強み

- 量子技術基盤に係る研究開発において成果を創出
- 量子生命科学分野を開拓し、インパクトの高い研究成果を創出
- QST病院を有し、重粒子線がん治療装置の開発等の成果を創出
- 放射線に関する研究について、放医研時代からの長年の知見の蓄積

◆弱み・課題

- 産学連携の戦略的・組織的推進
- 長期の開発期間を要する核融合の研究開発の推進、次世代人材の育成・確保、アウトリーチ、理解促進の強化
- 次世代の重粒子線がん治療装置の実証機導入に向けた企業との連携

（環境変化）

- 量子コンピュータ、量子センシングをはじめとする量子技術の国際競争が激化するとともに、コロナ禍によるDXの急速な進展など、急激に変化する社会に対して量子技術の役割が増大。量子技術の国際競争力を確保するとともに、産業の成長機会の創出に量子技術を活用していくことが求められている
- カーボンニュートラルの実現のため、核融合研究開発を着実に推進していくことが求められている
- 重粒子線がん治療の保険収載が拡大
- 3GeV高輝度放射光施設NanoTerasuの運用開始が予定

（中長期目標）

- 量子科学技術等に関する研究開発
 - ・量子技術の基盤となる研究開発
 - ・健康長寿社会の実現や生命科学の革新に向けた研究開発
 - ・核融合エネルギーの実現に向けた研究開発
 - ・異分野連携・融合等による萌芽・創成的研究開発
- 放射線被ばくから国民を守るための研究開発と社会システム構築
 - ・放射線影響に係る研究と福島復興支援
 - ・被ばく医療に係る研究
 - ・基幹高度被ばく医療支援センター、指定公共機関及び技術支援機関としての原子力災害対策の向上等と人材育成
- 研究開発成果の最大化のための関係機関との連携推進（NanoTerasuの整備等、産学官の連携、国際協力）
- 研究開発の成果の最大化に向けた基盤的取組（人材育成・確保、アウトリーチ、研究環境のデジタル化、施設及び設備等の利活用促進）

独立行政法人日本学術振興会が達成すべき
業務運営に関する目標
(中期目標)

令和5年〇月〇日

文部科学省

目 次

I	政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II	中期目標の期間	1
III	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	2
1	多様で厚みのある知の創造	2
2	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	3
3	大学等における研究基盤等の強化	5
4	国際研究ネットワークの強化	6
5	学術振興のための支援基盤の強化	8
IV	業務運営の効率化に関する事項	10
V	財務内容の改善に関する事項	11
VI	その他業務運営に関する重要事項	11

※ III 1～5の各項目を一定の事業等のまとまりとする。また、III 1～5及びIV～VIの各項目を評価の単位とする。

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条の規定により、独立行政法人日本学術振興会が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

I 政策体系における法人の位置付け及び役割

独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）は、学術の振興を図ることを目的とする我が国唯一の独立した資金配分機関として、学術研究の助成、研究者の養成、学術に関する国際交流の促進、大学改革の支援及び、学術の応用に関する研究や学術振興方策に関する調査・研究と、それらの成果普及・活用促進などを総合的に行うことにより、広く我が国の学術の振興を担っている。

学術における知的創造活動である「学術研究」は、令和3年3月26日に閣議決定された「科学技術・イノベーション基本計画」において、新しい現象の発見や解明のみならず、独創的な新技術の創出等をもたらす「知」を創出するものと位置付けられており、ますます重要性が高まっている。研究者一人ひとりの自由で柔軟な思考と斬新な独創的発想に基づく果敢な挑戦を支援し、「知」の創出を促すなど、振興会が実施する業務は、文部科学省の政策目標の達成に向けて必要不可欠なものである。

一方、我が国の研究現場に目を向けると、諸外国に比較して論文の質・量ともに相対的・長期的に地位が低下していることや、若手をはじめとした研究者の置かれている環境を改善することが課題となっている。また、新型コロナウイルス感染症の世界的流行等によって、研究活動や国際的な研究交流の在り方の変革が求められている。

このような中、振興会には、学術研究を取り巻く課題を踏まえた上で、我が国の研究者が学術研究を先導していくことができるよう学術国際交流を戦略的に促進するなど、引き続き我が国の学術振興の中核機関として、「知」の創造に向けた研究者の活動を安定的・継続的に支援する役割が求められる。その役割の発揮にあたっては全ての研究分野における研究者及び研究機関とのネットワークや我が国の研究動向を分析できる貴重なリソースを有していること、世界各国の学術振興機関や研究者コミュニティから高い信頼を得ていることなどの強みを生かしながら、自らも変革し、事業を展開することが期待される。さらに、その変革にあたっては、学術の中心を担う大学等の変革促進をも見据え、戦略的に事業の見直し・改善に取り組むとともに、新しい取組にも果敢に挑戦することが望まれる。

以上を踏まえ振興会の中期目標は、以下のとおりとする。

（別紙1）政策体系図

（別紙2）使命等と目標との関係

II 中期目標の期間

振興会が実施する学術振興事業は、研究助成や研究者養成、学術の国際交流など長期的な視点に立って推進すべきものが多いことから、中期目標の期間は、令和5(2023)年4月1日から令和10(2028)年3月31日までの5年間とする。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 多様で厚みのある知の創造

我が国が世界の学術研究を先導していくため、研究者の自由な発想に基づく独創的・先駆的な研究を支援することで、多様で厚みのある知を創造し蓄積できる環境を創出する。

(1) 科学研究費助成事業の充実・強化に資する取組の推進

科学研究費助成事業（科研費事業）により、人文学、社会科学、自然科学の各学問分野の独創的・先駆的な学術研究に対する幅広い助成を行い、創造的で優れた学術研究の発展に寄与する。科研費事業は、科学研究費補助金事業及び学術研究助成基金事業（文部科学大臣が財務大臣と協議して定める基金運用方針に規定する事業）により実施する。その際、国の事業としての一体性を確保し、それぞれの研究種目に応じて長期的観点や国際的な観点も考慮して審査・評価業務を適切、公正に行うとともに、研究の進捗状況に応じた柔軟な運用を確保しつつ早期の交付に努める。また、より一層効果的、効率的な事業とするため、研究者や研究機関の要望、国の審議会における議論等を踏まえて課題の把握に努め、不断の見直し・改善に取り組む。

(2) 総合知の創出等に向けた研究活動等の推進

「総合知」の創出等の促進に向け、人文学・社会科学と自然科学を含む様々な分野が、個々の専門を尊重しつつ分野を超えて、学術及び社会の発展や社会的問題の解決を目指す取組等を推進し、学術研究の発展に寄与する。

【重要度：高】【困難度：高】

多様で厚みのある知の創造を目的とした研究支援業務は、学術の振興を目的とする資金配分機関としての根幹をなすものであり、我が国の研究者が国内外で学術研究を先導していくための取組として極めて重要である。また、その実施に当たっては、膨大な研究課題の中から極めて効果的かつ効率的な手法により、短期間で公正性、透明性を確保した審査を行い、優れた研究課題を選定することから困難度は高い。

【評価指標】

- 1-1 科研費の公募・審査・交付業務の処理状況及び制度改善状況（有識者の意見等を踏まえ判断）
- 1-2 「総合知」の創出等の促進に向けて実施する人文学・社会科学の研究推進等に係る事業における公募・審査・評価等の実施状況

【関連指標】

- 1-A 科研費の応募件数及び交付件数

【目標水準の考え方】

- 1-1 資金配分機関として、科研費の公募・審査・交付に係る各業務を円滑かつ確実に実施すること及び公募・審査時期の異なる研究種目を除き前年度末までに審査結果を通知することを達成水準とし、応募件数及び交付件数を考慮して判断する。また、審査・評価事務の効率化等に資するデジタル化の推進に取り組むなど、業務の質の向上・効率化に資する制度改善に向けた取組の状況を踏まえ判断する。
- 1-2 「総合知」の創出等の促進に向けて実施する人文学・社会科学の研究推進等に係る事業の委員会による事業運営、及び審査・評価部会等による審査・評価等が適切に行われたか、委員会等の体制整備や開催状況・件数等を参考に判断する。
- 1-A 科研費事業の公募・審査・交付に係る各業務の実施状況を判断するため、応募件数及び交付件数について、前中期目標期間における実績（平成30～令和3年度における実績：応募件数は約10万件、交付件数は約8万件）を評価において考慮する。

2 知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成

将来にわたり我が国の学術研究の水準を高めていくため、国際的な頭脳循環を踏まえながら、若手研究者が自立して研究に専念できるよう支援を充実するとともに、優れた研究者の顕彰や国際的な研さんの機会を提供すること等により、国や分野にとらわれず知の開拓に挑戦する研究者を養成する。

(1) 自立して研究に専念できる環境の確保

若手研究者に対し、自由な発想の下に主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与えるため、研究を奨励するための支援を計画的・継続的に実施する。

特に、優れた若手研究者を安定的・効果的に育成するため、事業に係る申請・採用動向や対象者を巡る環境の変化等を随時把握し、国内外の関連事業にも留意しながら、採用者の処遇や制度の改善、環境整備の推進等の対応を行う。

その他、若手研究者が安定かつ自立して研究を推進できる環境を整備するための取組を行う。

(2) 国際舞台で活躍する研究者の養成

海外の異なる研究文化・環境の下で研さん経験を積み、国際舞台で活躍する世界レベルの研究者を養成するため、優れた若手研究者を海外に派遣する取組を計画的・継続的に実施する。事業の実施に当たっては、国内外の関連事業にも留意し、事業に係る申請・採用動向や採用者を巡る環境の変化等を随時把握するとともに、必要に応じて、採用者の処遇や制度の改善、環境整備の促進等の対応を行う。

(3) 研究者の顕彰・研さん機会の提供

研究者としてのキャリアステージに応じ、優れた研究能力を有する研究者を顕彰することにより、研究者の研究意欲を高め、研究の発展を促進する。また、優れた若手研究者に対し、シンポジウムやセミナーの開催等を通じて国際的な研さんの機会を提供することにより、学術的・国際的視野を広げ、リーダーとなる人材の育成を図る。

【困難度：高】

将来にわたり我が国の学術研究の水準を高めていくため、次世代の研究者の養成事業についてより一層の制度改善等が求められている。特に、優秀な若手研究者を取り巻く研究環境の整備を促すためには、全ての研究分野において、事業対象者や研究機関等の多様な状況を踏まえた調整を行い、研究機関等とも連携しつつ、使いやすく安定的・効果的に研究者の育成を促す仕組みを構築する必要があることから、困難度は高い。

【評価指標】

- 2-1 特別研究員及び海外特別研究員の公募・審査業務への取組状況及び制度改善状況（有識者の意見等を踏まえ判断）
- 2-2 若手研究者への国際的な研さん機会の提供に係る取組状況（B水準：振興会が実施するシンポジウム等参加者へのアンケート調査により肯定的評価を得た割合が95%程度）

【関連指標】

- 2-A 特別研究員事業及び海外特別研究員事業における採用終了後の就職状況

【目標水準の考え方】

- 2-1 優秀な若手研究者を特別研究員及び海外特別研究員として効果的・効率的に養成するため、厳正な公募・審査等が行われたか、有識者の意見を踏まえて判断する。また、採用者の処遇や制度の改善、環境整備の促進に向けた取組状況を踏まえて判断する。
- 2-2 若手研究者の学術的・国際的視野を広げる観点から、振興会が実施するシンポジウム等へ参加したことによる効果についてアンケート調査を実施し、前中期目標期間におけるアンケート調査の結果（平成30～令和3年度実績：92～100%）を踏まえ、各シンポジウム等において95%程度の肯定的評価を得ること、及びシンポジウム等の取組状況を踏まえ判断する。
- 2-A 事業による支援の結果、優秀な学術の研究者の養成に寄与したかを把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、令和3年度の状況（5年経過後特別研究員-PD は84.2%、5年経過後海外特別研究員は90.5%、10年経過後特別研究員-DC は82.4%）を基準とした状況変化を評価において考慮する。

3 大学等における研究基盤等の強化

卓越した知を生み出す環境を整備するため、学術振興の観点から、大学等における機能強化の取組等を支援することにより、大学等の強みを生かした教育研究基盤の強化を行う。

(1) 世界最高水準の研究拠点の形成促進

国の方針を踏まえ、国際的な体制の下で審査・評価等を行い、国内外の第一線の研究者を引きつける優れた研究環境と高い研究水準を誇る研究拠点の形成や、その成果の最大化に向けた取組を総合的に支援する。

(2) 地域の中核・特色ある研究大学の強化促進

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号。以下「科技イノベ活性化法」という。）第27条の2第1項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、地域の中核・特色ある研究大学が、その研究力を核とした全学的な経営戦略の下、他大学とも連携しつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速等により研究力強化を図る取組を支援することにより、我が国全体の研究力の発展を牽引する研究大学群の形成を推進する。

(3) 大学の教育研究改革等の支援

我が国の大学教育の牽引や、グローバル人材の育成を図るため、大学が自らの強みや特色を生かし学部や大学院の教育研究改革等に取り組む国の事業について、国の方針を踏まえた審査・評価等を行う。

【困難度：高】

我が国の研究力を強化するためには、大学等における研究基盤等を強化し、研究力の発展を牽引する研究大学群を形成することが必要である。そのためには「世界トップレベル研究拠点プログラム」や、令和4年度第2次補正予算により基金を造成した「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」等の事業による集中的な支援を通じて、それぞれの大学等が持つ強みや特色を踏まえた審査・評価を行うとともに、きめ細かなフォローアップ等が必要となることから、困難度は高い。

【評価指標】

- 3-1 世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業に係る国際的な審査・評価等の取組状況（審査・評価等を行う委員会の体制整備状況等を参考に判断）
- 3-2 世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業に係る成果の最大化に向けた取組状況
- 3-3 地域の中核・特色ある研究大学の支援により研究大学群の形成・発展を目指す事業に係る審査・評価等の取組状況（審査・評価等を行う委員会の体制整備や開催状況・件数等を参考に判断）

- 3-4 地域の中核・特色ある研究大学の支援により研究大学群の形成・発展を目指す事業に係る成果の最大化に向けた取組状況（振興会が行う進捗管理や横展開等を目的とした取組の状況（サイトビジット等を含む）を参考に判断）
- 3-5 大学教育改革の支援及び大学のグローバル化の支援における国の方針を踏まえた審査・評価等の実施状況（委員会の開催実績等を参考に判断）

【目標水準の考え方】

- 3-1 世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業の審査・評価等を行う委員会において、国の方針を踏まえ、国際的な観点から事業及び研究拠点の形成に有益な指摘を得るための審査・評価等が適切に行われたか、委員会における外国人委員参画割合、英語による審査・評価等を行う体制整備の状況等を参考に判断する。
- 3-2 世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業の成果の最大化のため、情報発信や成果の横展開に係る各種取組等について、長期的な展望に基づき計画的・効果的に実施されているかを参考に判断する。
- 3-3 地域の中核・特色ある研究大学の支援により研究大学群の形成・発展を目指す事業の審査・評価等を行う委員会において、国の方針を踏まえ、審査・評価等が適切に行われたか、委員会の体制整備や開催状況・件数等を参考に判断する。
- 3-4 地域の中核・特色ある研究大学の支援により研究大学群の形成・発展を目指す事業の成果の最大化のため、国の方針を踏まえ、各大学における取組に関する進捗管理が行われたか、また、必要な情報収集・分析及び経験・ノウハウの共有・展開等を目的とした振興会の取組の状況（サイトビジット等を含む）を参考に判断する。
- 3-5 国の方針を踏まえた審査・評価等が適切に行われたか、委員会等開催実績や審査・評価等実施件数等を参考に判断する。

4 国際研究ネットワークの強化

新型コロナウイルス感染症の影響により停滞した国際研究交流を回復させつつ、学術研究における我が国のプレゼンスを向上させるために、戦略的に学術研究活動のグローバル化と国際頭脳循環の活性化を推進し、国際的な研究ネットワークの構築・強化を行う。

(1) 戦略的な国際研究基盤の構築

我が国の学術研究活動の国際化を促進し、新型コロナウイルス感染症の影響により停滞した国際研究交流を回復させつつ、学術研究における我が国のプレゼンスの向上を図るため、振興会が取り組む事業全体を俯瞰し、国際関係事業の今後のあり方を示す総合指針を策定し、これに基づき戦略的な事業運営を行う。

その上で、強靱な国際研究ネットワークを構築するために、諸外国の学術振興機関等

との連携や研究者ネットワークを活用し、諸外国の情報の収集と発信に努める。

(2) 国際的な研究交流等の促進

学術研究活動の国際化の基盤構築・強化を推進することにより、我が国の国際競争力の向上を図るため、国際的な共同研究等を総合的に支援する。

特に、諸外国の学術振興機関と協調して行う国際共同研究の支援について、より効果的・効率的な方策を検討し、実施に向けた取組を推進する。

(3) 国際頭脳循環の推進

我が国の研究環境の国際化を支援するため、優れた研究者の招へい等の国際頭脳循環を推進する取組を計画的・継続的に実施する。事業の実施に当たっては、国内外の関連事業にも留意し、事業に係る申請・採用動向や採用者を巡る環境の変化等を随時把握するとともに、必要に応じて、採用者の処遇や制度の改善等の対応を行う。

【重要度：高】

新型コロナウイルス感染症の影響等により、海外の研究者との交流が停滞する一方で、オンラインを活用した研究や研究会の実施等、With/After コロナを見据えて研究環境が大きく変化している。このような状況の中で、研究業界における我が国の国際的なプレゼンスの維持・向上のために、国際研究交流の促進を戦略的に支援することは極めて重要である。

【評価指標】

- 4-1 総合指針を踏まえた国際関係事業の見直し等の状況（有識者の意見を踏まえ判断）
- 4-2 海外研究連絡センター等における活動状況
- 4-3 国際共同研究等の推進事業における公募・審査等の取組状況（有識者の意見を踏まえ判断）
- 4-4 外国人研究者招へい事業の公募・審査業務への取組状況及び制度改善状況（有識者の意見等を踏まえ判断）

【関連指標】

- 4-A 海外の研究者コミュニティの構築状況（JSPS同窓会の会員数を踏まえ判断）
- 4-B 二国間共同研究・セミナーのうち、発展的な成果を出したと研究者自身が評価する共同研究及びセミナーの割合
- 4-C 外国人研究者を受け入れた研究機関における研究環境の国際化状況（B水準：受入研究者への実態調査により肯定的評価を得た割合が80%程度）

【目標水準の考え方】

- 4-1 国際的な共同研究や学術交流を戦略的に推進する基盤の構築状況について、振興会の事業全体を俯瞰した総合指針の作成状況及び、総合指針を踏まえた事業運営が行われているか、有識者の意見を踏まえ判断する。
- 4-2 海外に事務所を設置していることの強みを活かした効果的な情報収集・情報発信の状況について、海外研究連絡センターにおける現地の学術関連機関及び現地研究者との連携・交流の状況や、センターの活用促進に向けた取組の状況を踏まえて判断する。（参考値：令和3年度におけるシンポジウム開催件数：102件）
- 4-3 国際共同研究等の推進事業において、相手国対応機関との協議や事業の趣旨を踏まえた適切な公募・審査・評価が行われたか、有識者の意見を踏まえ判断する。
- 4-4 海外の優秀な研究者の招へい事業による国内の大学等研究機関の国際化を効果的に推進するため、公正性・透明性を確保した適切な公募・審査が行われたか、有識者の意見を踏まえて判断する。また、制度改善に向けた取組状況を踏まえて判断する。
- 4-A 振興会の支援による海外の研究者コミュニティの構築基盤の状況について、JSPS同窓会の会員数（令和3年度実績：8,183名）を基準とした推移を評価において考慮する。
- 4-B 国際的な共同研究の促進と国を越えた優れた学術研究への支援状況を把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における事業実施後のアンケート調査結果（平成30～令和3年度の調査において、研究成果の発展予定、別事業への申請予定、相手国側とのネットワークの形成・拡大、研究者の育成等の点で進展があると評価された共同研究及びセミナーの割合：78%）を基準とした状況変化を評価において考慮する。
- 4-C 国際的な頭脳循環の中で、外国人研究者の受入れによって受入機関の研究環境の国際化を図る観点から、前中期目標期間における事業実施後の実態調査の結果（平成30～令和3年度実績：87%）を基準とした状況変化を評価の際に考慮する。

5 学術振興のための支援基盤の強化

振興会の事業をより一層高度化するとともに、社会からの学術の振興への支持、信頼を得るために、学術を振興するための支援基盤を強化する組織横断的な取組を推進する。

(1) 研究現場の意見を踏まえた業務運営

研究者の自由な発想に基づく学術の振興を図ることを目的とする我が国唯一の資金配分機関として、研究現場からの信頼を得つつ、効果的な業務運営を行うことができるよう、研究者の意見を取り入れた業務運営を行う。

(2) 女性研究者の活躍促進等の学術研究の多様性の確保

研究のダイバーシティの確保に向け、多様な研究者が自らの能力を発揮できるよう、振興会の各事業において、女性研究者の活躍促進等、多様性の確保に向けた取組を推進する。

(3) 学術の振興に資する情報分析等の強化

振興会の諸事業の動向や成果及び国内外における学術研究等に関する動向等の把握・分析を行い、事業の企画・立案・見直しや我が国の学術の振興に資する分析機能の強化に取り組む。

(4) 情報の発信と成果の普及

学術研究が社会的により一層評価されるよう、情報発信と社会への還元に取り組む。
そのために、振興会が実施する諸事業における活動及びその成果に関する情報について、広報戦略を策定の上で、社会のニーズも踏まえつつ、積極的に発信する。
また、大学と産業界の研究者等による情報交換等を促進する等、学術の社会的連携・協力を推進する。

(5) 研究公正の推進

我が国の学術研究が社会等からより一層の信頼を得られるよう、助成・支援事業の実施に当たり、研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除や、研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為に関する防止策を徹底するとともに、研究者の所属機関に対し、研究費の適切な管理・執行を促す。

【評価指標】

- 5-1 研究者等の意見聴取状況（有識者の意見等を踏まえ判断）
- 5-2 学術研究の多様性の確保に向けた取組状況（有識者の意見を踏まえ判断）
- 5-3 組織運営等に係る委員会における女性委員の割合（B水準：30%）
- 5-4 情報の分析や調査研究の成果の内外への発信・提供状況（B水準：中期目標期間中に20件程度）
- 5-5 振興会ホームページへのアクセス状況（アクセス数等を参考に判断）
- 5-6 研究倫理教育の高度化に係る支援状況（B水準：研究分野横断的又は研究分野の特性に応じたセミナー若しくは関係機関と連携したシンポジウムを毎年度2回程度開催）

【目標水準の考え方】

- 5-1 多様な立場の研究者等の意見を取り入れる機会を確保し、業務運営に適切に反映されたか、また、研究者の知見を生かして各種事業への提案・助言等が行われたか、業務運営状況や有識者の意見等を参考に判断する。
- 5-2 学術研究の多様性を確保するために、女性研究者の参画を促進する取組が行われているか、有識者の意見を踏まえ判断する。

- 5-3 振興会の組織運営に係る委員会等における女性委員の比率について、第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）において、「大学の教員に占める女性の割合」として、准教授は27.5%、教授等は20%が成果目標とされていることを踏まえ、30%程度とすることを達成水準とする。
- 5-4 事業の改善・高度化に資する観点から、振興会の諸事業に係る情報や、国内外における学術研究等に関する動向等について、中期目標期間中に複数のテーマを設定し、分析や調査研究を行い、その成果を20件程度、内外へ発信または提供することを達成水準とする。
- 5-5 前中期目標期間に大規模リニューアルを行ったホームページにおいて、振興会の活動及びその成果の総合的かつ効果的な情報発信が行われているか、アクセス件数（令和元～3年度の各年度平均実績：489万件）を参考に判断する。
- 5-6 研究機関における研究倫理教育の高度化を効果的に支援する観点から、研究分野横断的又は研究分野の特性に応じたセミナー若しくは関係機関と連携したシンポジウムを毎年度2回程度開催することを達成水準とする。

IV 業務運営の効率化に関する事項

1 組織の編成及び業務運営

国の定めた法令等を遵守し、事業に対する研究者及び国民の信頼性を維持しつつ、機動的かつ戦略的な法人運営が可能となるよう、体制整備を行うとともに、業務運営の見直しを図り、経費の効率的執行を推進する。

また、法人の行う業務については、既存事業の見直し等により、効率化を進める。なお、効率化に際しては、長期的視点に立って推進すべき学術研究を担う振興会の事業の特性に鑑み事業の継続性に十分留意する。

さらに、業務の運営にあたっては、科技イノベ活性化法において振興会と同様に資金配分機関に位置づけられる国立研究開発法人科学技術振興機構と、法人の目的に留意しつつ緊密に連携・協力して効果的・効率的に事業を実施するとともに、他の幅広い関係機関との適切な連携・協力関係を構築する。

2 経費等の効率化・合理化

効率的な運営の追求及び業務・経費の合理化に努め、運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充分は除外した上で、一般管理費（人件費、公租公課、本部建物借料及び特殊経費を除く。）に関しては、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度予算と比べて1%以上、その他の事業費（人件費、本部建物借料及び特殊経費を除く。）については、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度予算と比べて1%以上の業務の効率化を図る。

なお、新規に追加されるものや拡充分は翌年度から効率化を図るものとする。

また、給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員の給与水準を考慮して厳しく検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

加えて、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、外部有識者からなる契約監視委員会を開催することにより契約状況の点検を徹底することで、調達等の合理化を図る。

3 業務におけるデジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進

研究者の負担軽減や業務効率化の観点から、振興会の各種事業において、デジタル・トランスフォーメーション（DX）等を推進する等業務の効率化を推進する。

また、事業の枠を超えて情報を総合的に活用することができるよう、情報セキュリティや個人情報保護を徹底した上で、振興会の諸事業に係る情報を一元的に集積・管理する。

業務システムの整備においては「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

V 財務内容の改善に関する事項

寄附金等の外部資金や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、事業ごとに適正な財務管理の実現を図る。また、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

VI その他業務運営に関する重要事項

1 内部統制の充実・強化

理事長のリーダーシップの下で適切な業務運営を図るため、規程の整備に加え、理事長の指示が全役職員に伝達される仕組みを整備・運用するとともに、法令遵守（コンプライアンス）を徹底する。また、内部統制が適切に機能しているか継続的に点検・検証し、必要に応じて規程及び体制の見直しを行う。

2 情報セキュリティへの対応

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時見直すとともに、情報セキュリティ対策を推進する。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査において特定される課題を解決する。

3 施設・設備

施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。

4 人材確保・育成方針

職員の能力と実績を適正かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映させるとともに、適材適所の人事配置を行うなど、職員の能力の向上を図る。また、振興会の業務を継続的かつ発展的に遂行するため、中長期的、戦略的な視点で、振興会の核となる職員の確

保・育成・充実を図りつつ、関係機関との連携を推進する。

5 業務の点検・評価の推進

法人における自己点検評価や外部評価を実施し、その結果を踏まえて業務運営の改善を図る。

主な政府方針

■第6期科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月26日 閣議決定)

- ・基礎研究・学術研究の振興
- ・博士後期課程学生の処遇向上とキャリアパスの拡大
- ・大学改革の促進と戦略的経営に向けて機能拡張
- ・国際共同研究・国際頭脳循環の推進 等

■統合イノベーション戦略2022(令和4年6月3日 閣議決定)

- ・科学技術外交の戦略的な推進
- ・国際共同研究・国際頭脳循環の推進
- ・競争的研究費制度の一体的改革 等

■教育振興基本計画(平成30年6月15日 閣議決定)

- ・大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成
- ・教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革 等

文部科学省の政策目標における位置づけ

～ 「文部科学省政策評価基本計画」(平成30年4月1日 文部科学大臣決定)
における「文部科学省の使命と政策目標」より抜粋 ～

政策目標4 個性が輝く高等教育の振興

- － 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上
- － 施策目標4-2 大学などにおける教育研究基盤の整備

政策目標7 Society 5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策

- － 施策目標7-3 科学技術の国際活動の戦略的推進

政策目標8 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化

- － 施策目標8-1 科学技術・イノベーションを担う人材力の強化
- － 施策目標8-2 基礎研究・学術研究の振興
- － 施策目標8-4 世界レベルの研究基盤を構築するための仕組みの実現

独立行政法人日本学術振興会法

(振興会の目的)

第三条 独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)は、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的とする。

日本学術振興会が果たすべき役割

学術の振興を目的とする我が国唯一の独立した資金配分機関(ファンディングエージェンシー)として、研究者の活動を安定的・継続的に支援

多様で厚みのある知の創造

研究者の自由な発想に基づく独創的・先駆的な研究を支援することで、多様で厚みのある知を創造し蓄積できる環境を創出

知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成

若手研究者が自立して研究に専念できるよう支援を充実するとともに、優れた研究者の顕彰や国際的な研さん機会の提供等により、知の開拓に挑戦する研究者を養成

大学等における研究基盤等の強化

大学等における機能強化の取組等を支援することにより、大学等の強みを生かした教育研究基盤を強化

国際研究ネットワークの強化

戦略的に学術研究活動のグローバル化と国際頭脳循環を推進し、国際的な研究ネットワークを構築・強化

学術振興のための支援基盤の強化

学術を振興するための支援基盤を強化する組織横断的な取組を推進

（使命）

学術の振興を目的とする我が国唯一の独立した資金配分機関として、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を実施。

（現状・課題）

◆強み

- 全ての研究分野における第一線級の研究者や研究機関とのネットワークを有すること。
- 膨大な研究課題情報の蓄積など我が国の研究動向を分析できるリソースを有すること。
- 世界各国の学術振興機関から高い信頼を有していること。
- 膨大な申請を公平・公正に審査・評価するノウハウを有すること。
- 研究現場に寄り添った対応を柔軟かつ遅滞なく行っており研究者コミュニティから高い信頼を得ていること。

◆弱み・課題

- 積極的な企画提案や法人の活動・成果に係る情報発信といった面で強みを生かし切れていないこと。
- ニーズの高まりに伴って増大する事務・事業を適切に遂行するための業務の更なる効率化と戦略的な人材育成・確保が必要であること。

（環境変化）

- 学術研究については、社会的課題の解決に向けて、学術知の創出・蓄積及び専門的知識を備えた人材育成の面において役割を果たすことが期待されており、その重要性がますます高まっている。
- 我が国の研究力については、諸外国と比較して、論文の質・量ともに相対的・長期的に地位が低下するとともに、若手を始め研究者の置かれている環境の改善が課題となっている。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、これまで当たり前に行われてきた国際的活動を変容させるなど研究者や学術の中心である大学等にも大きな影響を及ぼしており、その変化に適切に対応することが必要である。

（中期目標）

- 膨大な研究課題情報等を保有する強みを生かして学術動向や研究者を取り巻く環境の変化を捉え、戦略的に事業の見直し・改善等を行うとともに、新たな企画にも積極的に取り組む。また法人として実施する事業の視点だけではなく、我が国全体の学術振興に資する分析機能の強化も行う。
- 特別研究員制度の一層の改善を図る等、優れた若手研究者を安定的・効果的に育成するための環境整備を促進する。
- 国際関係事業について、全体を俯瞰した総合指針を策定し戦略的な事業運営を行う。
- 情報発信すべきターゲットや重点的・優先的に取り組む課題等を明確化した広報戦略を策定し広報機能の強化を図る。
- 審査業務のデジタル・トランスフォーメーション（DX）等による業務効率化の推進や戦略的な人材育成・確保等による体制強化によって、機動的かつ戦略的な法人運営を可能とする組織整備を行う。

独立行政法人日本スポーツ振興センターが
達成すべき業務運営に関する目標
(中期目標)

令和5年 月 日

文部科学省

目 次

(序文)

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II. 中期目標の期間	2
III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1. スポーツ施設の民間事業化の推進や適切な管理運営及びスポーツ施設を活用したスポーツの振興等	2
2. 国際競技力の向上のための取組	4
3. スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施	6
4. スポーツ・インテグリティの確保	8
5. 学校安全のための災害共済給付の実施	10
IV. 業務運営の効率化に関する事項	11
V. 財務内容の改善に関する事項	
1. 予算の適切な管理と効率的な執行等	12
2. 自己収入の確保	12
VI. その他業務運営に関する重要事項	
1. 長期的視野に立った施設整備の実施	12
2. 内部統制の強化	13
3. 人事に関する事項	13

※ III. の各項目を一定の事業等のまとまりとする。

(序文)

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「J S C」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割

<法人の使命>

J S Cは、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成 14 年法律第 162 号）第 3 条の規定のとおり、スポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、学校の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的としている。

我が国のスポーツ振興の中核機関として、スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）及び令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間を対象として策定した「第 3 期スポーツ基本計画」（令和 4 年 3 月文部科学大臣決定。以下「スポーツ基本計画」という。）に基づき、国、地方公共団体、スポーツ関係団体等と連携・協働しながら、我が国のスポーツの発展を支えるとともに、学校管理下における児童生徒等の死亡事故や障害・重度の負傷を伴う事故を限りなく少なくさせるため、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）及び同法に基づく学校安全の推進に関する計画に基づき、学校安全に係る施策に取り組む必要がある。

<法人の現状と課題>

J S Cは、国立競技場等の大規模スポーツ施設を所有しており、当該スポーツ施設の利活用を通じたスポーツ振興により、国民がスポーツに参画する機会を提供するとともに、スポーツ医・科学研究、スポーツ医・科学、情報サポートや高度な科学トレーニング環境の提供により、東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）等の国際大会における日本代表選手団の好成績に寄与・貢献している。また、児童生徒等の学校管理下における傷害等に関する災害共済給付の実施によって蓄積した災害事故情報を活用し、学校事故防止のための取組を推進してきた。

J S Cは、前述のとおり多岐にわたる業務を実施しており、当該業務により蓄積された J S C独自のデータや経験等をより有効に活用し、スポーツを通じた社会への還元に向けた取組が必要である。

＜政策を取り巻く環境の変化＞

我が国においては、令和2年に入り、新型コロナウイルス感染症の拡大が急速に進み、東京大会は開催が1年延期され、更にほとんどの競技が無観客で実施されるという、過去に例のない形で開催された。東京大会は、国籍、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず多様な人が同じ場に集い、それぞれの能力を発揮して競い合い、互いを認め合う場となった。こうした姿は、「する」「みる」「ささえる」を通じて東京大会に関わった世界中の人々に大きな感動を与え、相互理解を一段深めるとともに、共生社会の価値を実感させた。東京大会を経た後の、我が国におけるスポーツの在り方については、東京大会開催を通じて得られた「スポーツ・レガシー」を、どのように継承・発展していくのかにかかっている。

J S Cは、東京大会の有形・無形のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けて関係団体と連携・協力しながら取り組むことが求められている。また、すべての人がスポーツにアクセスできる社会を目指すとともに、「する」「みる」「ささえる」スポーツの価値を享受できるよう、スポーツを楽しめる環境の構築を通じ、スポーツを軸とした共生社会を実現することが求められる。

このような役割や背景のもと、第4期中期目標期間における業務の実績についての評価結果や「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等を踏まえ、J S Cの第5期中期目標を以下のとおりとする。

（別添）政策体系図、使命等と目標との関係

II. 中期目標の期間

中期目標の期間は、スポーツ基本計画の取組を着実に実施すること及びその評価を行う必要があることから、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とする。

III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. スポーツ施設の民間事業化の推進や適切な管理運営及びスポーツ施設を活用したスポーツの振興等

国立競技場及び新秩父宮ラグビー場（仮称）について、スポーツ大会に活用されるとともに、スポーツの多様な価値が発信されるよう、民間事業化を進める。

秩父宮ラグビー場や国立代々木競技場等について、J S Cがこれまで蓄積したスポーツ施設の管理運営に関するノウハウを活用するなどして、多様な人がスポーツの価値を享受できるよう、弾力的な施設運営や情報発信等を行う。

<具体的な取組>

- ・ 国立競技場及び新秩父宮ラグビー場（仮称）については、民間事業への移行を図る。
- ・ 秩父宮ラグビー場や国立代々木競技場等については、利用率の向上や情報発信を図るとともに、施設利用者等の具体的なニーズを施設の管理運営に反映させる。
- ・ 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館については、新秩父宮ラグビー場（仮称）基本計画を踏まえて、再開館に向けた具体的な取組を進める。また、スポーツ資料の散逸・劣化を防ぐとともに、令和元年度に策定された「スポーツ・デジタル・アーカイブの構築・共用・活用ガイドライン」を踏まえ、「JAPAN SEARCH」等との連携を視野に入れた形で、スポーツ資料のアーカイブ化・ネットワーク化を推進する。
- ・ 国立登山研修所については、安全な登山に向けて登山関係機関等と協力・連携し、情報収集や調査・研究を実施するとともに、登山指導者の養成、資質向上のための研修会の開催、一般登山者への安全な登山の基礎的な知識や技術の普及・啓発に向けた情報発信を行う。

<評価指標>

- ・ 大規模スポーツ施設に係る稼働日数について、国立競技場は159日、秩父宮ラグビー場は77日、国立代々木競技場第一体育館は270日、同第二体育館は215日以上とする。
- ・ スポーツ施設の施設利用者等に対する満足度等の調査を実施し、80%以上から高評価を得る。

<目標水準の考え方>

- ・ 大規模スポーツ施設の管理運営に当たっては、利用者にとって安全で良質な施設条件を維持した上で、利用率の向上を図る必要があることから、施設・設備の点検や保守、芝生の養生等に必要な期間等を考慮し、最大限に利用が可能となる日数を算出して設定した。
- ・ スポーツ施設の管理運営等に当たっては、施設サービスの質の向上や安全管理も留意する必要があることから、引き続き、80%以上から高評価を得ることを指標として設定した。なお、施設利用者等には一般来場者を含むものとする。

- ・ 民間事業化後の国立競技場の評価指標については、民間事業への移行状況等を踏まえて検討し、設定する。

【重要度：高】

国立競技場及び新秩父宮ラグビー場（仮称）の民間事業化を進めることや所有するスポーツ施設を適切に管理運営することは、東京大会のスポーツ・レガシーの継承・発展等のために非常に重要であるため。

2. 国際競技力の向上のための取組

スポーツ基本計画や「持続可能な国際競技力向上プラン」（令和3年12月スポーツ庁長官決定）を踏まえ、我が国の国際競技力向上の中核拠点であるハイパフォーマンススポーツセンター（以下「HPSC」という。）の機能強化を図りつつ、日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）、日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）、各競技団体、地域のスポーツ医・科学センター及び大学等と連携し、オリンピック・パラリンピック競技の一体の強化を前提としながら、国際競技力の向上に取り組む。

<具体的な取組>

- ・ JOC及びJPC等と連携し、中央競技団体が策定する中長期の強化戦略プランの実効化を継続的に支援するとともに、支援の仕組みについて不断の改善を図る。
- ・ 中央競技団体における中長期の戦略的な発掘・育成・強化の取組を推進するためのアスリート育成パスウェイの構築等を通じて、世界で活躍するトップアスリートの継続的な輩出に向けた支援を実施する。また、「地域におけるスポーツ医・科学支援の在り方に関する検討会議提言」（令和4年11月）も踏まえ、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点、地域のスポーツ医・科学センターや大学等との連携を更に強化し、HPSCの知見の地域への還元を進めるとともに、地域におけるスポーツ医・科学、情報等によるサポートを担う人材の育成を図り、地域における競技力向上を支える体制の構築に取り組む。これらの取組により、地域におけるアスリートの発掘・育成・強化の取組が切れ目なく中央競技団体の選手強化活動とつながる、地域と一体となった競技力向上サイクルの確立を支援する。

- ・ 大学及び企業等との連携による共同研究や人事交流の促進、先端技術を活用した取組により、H P S Cの機能を強化し、トップアスリートに対するスポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援及びその基盤となる研究、人材育成の充実を図る。
- ・ ハイパフォーマンススポーツに関する海外情報の収集・分析・蓄積・展開の充実を図り、国際ネットワークの戦略的な構築・維持・強化・活用及び国内外の人材活用・育成に取り組むことにより、H P S Cの機能強化を図るとともに、収集・分析した情報を、国内外の関係機関と連携し広く展開することで、今後の競技力向上及び地域スポーツや社会の発展等を図る。
- ・ 事業の実施に当たっては、外部有識者で構成する評価委員会による外部評価を実施するとともに、評価結果や意見等を各年度の事業に反映させるなど、効果的・効率的に事業を実施する。

<評価指標>

- ・ オリンピック・パラリンピック及び主要国際競技大会における我が国のアスリートの成績（過去最高水準の金メダル数を獲得する等）及び当該成績への寄与・貢献状況。
- ・ 国内外のスポーツ及び社会の情勢や動向等を適切に踏まえた情報収集・展開の推進状況。

<目標水準の考え方>

- ・ スポーツ基本計画において、「夏季及び冬季それぞれのオリ・パラ競技大会並びに各競技の世界選手権等を含む主要国際大会において、過去最高水準の金メダル獲得数、メダル獲得総数、入賞数及びメダル獲得競技数等の実現を図る」とされていることを踏まえ指標として設定した。
- ・ 国内外のスポーツ及び社会の情勢や動向の変化を適切に捉え、その情報を競技力向上や地域スポーツ・国際社会の発展に生かすことが重要である。国内外のスポーツ及び社会の情勢や動向は日々変化するため、情報収集・展開の推進状況については、定性的に判断する。

- ・ 評価に当たっては、金メダル獲得数をはじめとした優れた成績等を踏まえ判断する。また、成績への寄与・貢献及び情報収集・展開の推進状況の判断に当たっては、J S Cにおける国際競技力向上のための取組状況やそれぞれの取組の外部評価結果等を踏まえ判断する。

【重要度：高】

持続的に国際競技力の向上を図るためには、トップアスリートが集中的・継続的に強化活動を行う中核拠点であるH P S Cを有するJ S Cが中心となって、J O C、J P C、中央競技団体等の関係機関と連携し、アスリート等への支援に取り組むことが重要であるため。

3. スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施

スポーツの振興を図るため、スポーツ振興くじによる助成金について、十分な財源の確保に努めるとともに、その助成数をはじめとしたスポーツ振興助成制度においては、効果的な助成を実施していく必要がある。

特に、スポーツ振興くじによる助成金については、地域スポーツの振興を図る上で非常に重要な財源となっていることから、魅力的な商品開発等を行うことにより、売上拡大に努める。

また、地域スポーツの振興のためにニーズを踏まえた効果的な助成を行うとともに、スポーツ振興くじの対象となる国内リーグの発展にも貢献することとする。

<具体的な取組>

- ・ スポーツ振興くじの販売については、魅力的な商品開発や効果的な広告宣伝等を行うことにより、更なる売上拡大に努める。
また、Jリーグ及びBリーグと協働し、スポーツ振興くじの公正を害する行為の予防に努めるとともに、両リーグのファン獲得に向けた取組を行うなど、相互の発展に向けた取組を行うこととする。
- ・ 助成メニューの見直しに当たっては、地域スポーツの振興に関するニーズ等を適切に把握した上で行うとともに、助成事業の効果を客観的に評価できる指標・手法による事業効果の測定等により行うこととする。
- ・ スポーツ振興助成制度については、その制度の趣旨が国民に理解され、広く社会に浸透するような取組を行う。

<評価指標>

- ・ スポーツ振興くじの売上を中期目標期間の最終年度において、前中期目標期間の平均と同規模程度達成する。令和4年9月末に発売した新商品について、早期に十分な認知を獲得し、売上拡大に努めることとする。
- ・ スポーツ振興くじ助成における事業の効果。
- ・ スポーツ振興くじ助成における事業の実施状況調査件数。

<目標水準の考え方>

- ・ 地域スポーツの更なる振興を図るため、スポーツ振興くじの売上を拡大させ、スポーツ振興の財源を確保することが必要であることから指標として設定した。なお、各年度の計画値については、年度計画において定めることとする。
- ・ スポーツ振興くじ助成について、効果的な助成が行われたかを判断するため指標として設定した。その際、外部有識者で構成する審査委員会による外部評価を踏まえ判断する。
- ・ スポーツ振興くじ助成について、助成事業が効果的かつ効率的に実施されているか、継続的にモニタリングし、その結果を公表することにより、より効果的かつ効率的な助成事業に繋げていくことが重要であることから、事業の実施状況調査件数は、第4期中期目標期間と同水準を目標値として設定した。

【重要度及び困難度：高】

スポーツ振興くじによる助成金については、地域スポーツの振興を図る上で欠かせない財源であり、魅力的な商品開発や効果的な広告宣伝等により、その売上を拡大させることが重要であるため。

一方、その売上を拡大させることは、売上額の減少傾向が続いているくじ市場の状況（平成20年度売上額約1.1兆円をピークに、令和2年度売上額約9,200億円（18.9%減少））を踏まえると、非常に困難であるため。

4. スポーツ・インテグリティの確保

スポーツ基本計画が目指すクリーンでフェアなスポーツの推進のため、関係機関と連携・協働しながら、スポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンスの徹底及びドーピング防止活動の推進に対し、スポーツ・インテグリティに係る状況の変化等を踏まえつつ、スポーツ・インテグリティの確保に向けた支援を行う。

<具体的な取組>

- ・ スポーツ・インテグリティに関する国際的な動向及び国内の現況等を把握するとともに、研修等の実施を通じて、我が国のスポーツ・インテグリティの確保を図るための体制整備に貢献する。
- ・ スポーツ団体に対して、ガバナンス等に関する現況を把握するための支援を実施し、その結果をスポーツ団体に共有するとともに、スポーツ・インテグリティを脅かすリスクに関する注意喚起を行うこと等により、スポーツ・インテグリティを脅かす不適切な行為を未然に防ぐための活動を行う。
- ・ スポーツ庁が策定する「スポーツ団体ガバナンスコード」の遵守状況について、スポーツ団体が簡便に自己説明・公表を行うことができるウェブサイトを活用し、スポーツ団体におけるガバナンス確保の取組を支援する。
- ・ スポーツ団体に不祥事が生じた際、当該団体からの求めに応じて、第三者調査に関する支援を行うスポーツ団体ガバナンス支援委員会を着実に運用する。
- ・ スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度を着実に運用する。
- ・ 東京大会を通じて得られた知見等を踏まえ、日本アンチ・ドーピング機構等の関係機関と連携し、スポーツにおけるドーピングの防止に係るインテリジェンス活動を実施し、ドーピング検査だけでは捕捉しきれないドーピング防止に関連する規則違反の特定に取り組むなど、ドーピング防止活動を推進する。
- ・ 公正かつ適切に日本アンチ・ドーピング規律パネル（有識者で構成される聴聞会の開催により、アンチ・ドーピング規則違反について、その事実の有無を認定し、措置を決定する機関）を着実に運用する。

<評価指標>

- ・ スポーツ団体のニーズを踏まえつつ、毎年度少なくとも5つの団体にガバナンス等に関する現況把握の支援等を行い、当該団体のスポーツ・インテグリティの確保に関する理解促進等を図り、スポーツ団体の適正なガバナンス等の確保に向けた取組を促進する。
- ・ ドーピング防止活動を通じたスポーツの公平性・公正性の確保への寄与・貢献状況について、ドーピング通報窓口の認知度・理解度を高水準に維持すること等、JSCにおけるドーピング防止活動の実施状況やそれぞれの取組について、外部評価会議において「効果的」等の高評価を得る。

<目標水準の考え方>

- ・ 「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」（平成30年12月20日スポーツ庁決定）に示されたとおり、中央競技団体は4年ごとに統括団体による適合性審査を受けることを踏まえ、JSCでは直近で適合性審査を通過した中央競技団体を主な対象として、各団体のスポーツ・インテグリティを確保するための仕組みの実効性を確認するため、現況を把握するための支援を行う。各団体のニーズを踏まえつつ、少なくとも5団体に支援を実施することを指標として設定した。
- ・ スポーツ基本計画においては、「東京大会を通じて得られた知見・成果を活用し、国際的な対応ができる検査員の資質向上を始め、国際基準等に基づく必要な体制を構築し、スポーツにおける公平性・公正性を確保する。」とされている。インテリジェンス活動及び日本アンチ・ドーピング規律パネルの運用等を通じたスポーツの公平性・公正性の確保に対する評価は、複数分野での高度な専門性や実践的な知見等が必要であり、多角的に評価することが適当であることから、外部評価会議での評価を受けることとし、「効果的」等の高評価を得ることを評価指標として設定した。

【重要度：高】

スポーツ団体の不祥事案や不適切な指導が問題となる事案等が引き続き生じている中で、クリーンでフェアなスポーツを推進するためには、JSCが、関係機関と連携・協働しながら、特に、スポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンスの徹底等に関して必要な支援を行い、スポーツ界が一丸となって取り組むことが重要であるため。

5. 学校安全のための災害共済給付の実施

学校の管理下における児童生徒等の災害に対して災害共済給付を行うとともに、給付実績から得られた事例を収集・分析し、学校関係者等に広く提供することで、学校等における事故防止の取組に対する支援を行う。

<具体的な取組>

- ・ 災害共済給付事業においては、公正かつ適切な給付事務を着実に実施しつつ、加入の促進、利用者の利便性の向上、迅速な給付、業務運営の効率化等の改善に取り組み、社会情勢に対応した給付を行うとともに、給付実績から得られた事故情報を学校等における事故防止のための対策に活用できるよう整理・分析した上で、その成果を学校関係者等まで行き渡るように工夫するほか、災害共済給付事業全体の更なる質の向上のため、関係団体等との新たな連携・協力関係を構築する。

<評価指標>

- ・ 中期目標期間の最終年度において、平成 27 年度に災害共済給付の加入対象となった地方裁量型認定こども園及び特定保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業）における災害共済給付制度への加入率について 65%以上とする。
- ・ 中期目標期間の最終年度において、災害共済給付金を受け取った者に対し、アンケートを通して制度の理解促進を図るとともに、制度の満足度について 60%以上から高評価を得る。
- ・ 災害共済給付における請求に対する差戻し件数。

<目標水準の考え方>

- ・ 子ども・子育て支援新制度の開始以後に、災害共済給付制度の加入対象となった地方裁量型認定こども園及び特定保育事業について、令和 3 年度における加入率が、それぞれ 42%、59%であったことを踏まえ、65%以上を指標として設定した。
- なお、各年度の計画値については、年度計画において定めることとする。

- ・ 災害共済給付制度の理解を深める必要があることから、給付金を受け取った者にスマートフォン等を活用したアンケートを実施し、制度の理解促進を図るとともに、制度の満足度の結果を指標として設定した。

なお、各年度の計画値については、年度計画において定めることとする。

- ・ 請求における差戻しは、令和3年度では約7万件発生しており、引き続き学校等の現場の事務負担軽減を図ることで迅速な給付を実現する必要があるため、令和3年度における請求に対する差戻し件数と同水準を目標値として設定した。

IV. 業務運営の効率化に関する事項

業務運営に関しては、理事長のリーダーシップの下、業務成果の最大化を図るため、組織運営について不断の見直しを行う。一般管理費及び事業費については、中期目標期間の最終年度において、令和4年度比5%以上の削減を図る（人件費、特殊経費、新規追加・拡充される事業に係る経費及び公租公課を除く。）。

<具体的な取組>

- ・ 毎年度、既存業務の点検・評価を行い、業務の見直しや効率化の観点からデジタル化に取り組むとともに、他法人と共同した物品の調達などの間接業務の共同実施を引き続き行う。
- ・ 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応力の強化に取り組む。
- ・ 一般管理費及び事業費については、毎年度既存業務の点検・評価等を通じて効率化を進める。
- ・ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき策定する「調達等合理化計画」の取組を着実に実施する。
- ・ 地方公共団体等とのネットワークを活用して各事業の情報発信・共有を効率的に推進する。
- ・ 業務運営に当たっては、環境負荷の軽減に向けて引き続き取り組む。

V. 財務内容の改善に関する事項

1. 予算の適切な管理と効率的な執行等

業務の成果の最大化を実現するため、適切な予算配賦を行うとともに、予算の執行状況を一元的に管理するなど効率的な執行に取り組む。

<具体的な取組>

- ・ 独立行政法人会計基準における運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされていることを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。
- ・ 運営費交付金債務に留意し、予算を計画的に執行する。なお、残高が発生した場合は、その発生原因等を分析し、解消を図る方策を講ずる。
- ・ 予算の適切な配賦や効率的な執行など経営努力を継続し、国への財政依存度の減少に努める。
- ・ 資金の長期借入等を行う場合は、その時期や借入金額等について十分な検討を行った上で、他の業務に支障が生じないような償還計画を作成する。

2. 自己収入の確保

自己収入に関しては、以下の取組を行うことにより多様な財源の確保を図る。

<具体的な取組>

- ・ スポーツ施設の更なる利活用促進に向けた取組を行い、自己収入の確保を図るとともに、定期的に利用料金の検証を行う。
- ・ 競争的研究費等の外部資金、ネーミングライツによる収入等財源の確保に向けて取り組む。
- ・ 他の法人等の事例を参考としながら新たな寄附金の獲得の方策を行う。

VI. その他業務運営に関する重要事項

1. 長期的視野に立った施設整備の実施

利用者本位の施設の在り方の観点を踏まえ、長期的視野に立ったスポーツ施設の整備・修繕計画に基づき、施設利用者の利便性やニーズを的確に捉えて整備を行う。

<具体的な取組>

- ・ 秩父宮ラグビー場の移転整備について、神宮外苑地区地区計画の枠組みの中で、『秩父宮ラグビー場移転整備の基本的考え方について（令和3年1月15日スポーツ庁「ラグビーの振興に関する関係者会議（第3回）」決定）』に基づき、着実に推進する。
- ・ 保有施設について、インフラ長寿命化計画（個別施設計画）を踏まえて適切に整備を行う。
- ・ 施設利用者のアンケート調査を行うなど、施設の利便性やニーズを把握して的確に整備を行う。

2. 内部統制の強化

法人の使命を有効かつ効率的に果たすため、理事長のリーダーシップの下、法令・内部規則等を遵守し、役職員の意識向上、監査体制の強化等内部統制の強化の取組を推進する。

<具体的な取組>

- ・ 内部統制に関するアクションプラン及び進捗管理のためのスケジュールを作成し、それに基づいた内部統制の取組を推進・強化する。
- ・ 内部統制に関する役職員の意識向上に資する取組を推進する。
- ・ 監査計画に基づく監視、評価等を行うモニタリングにより、PDCAサイクルの徹底を図る。
- ・ 不適正な契約手続を未然に防止するための取組を推進する。

3. 人事に関する事項

業務成果の最大化を図るため、法人の業務運営を支える人材を戦略的かつ計画的に確保・育成し、適切な人員配置を行うとともに、給与水準の適正化に取り組む。

<具体的な取組>

- ・ 人材の確保及び育成に係る方針に基づき、戦略的かつ計画的な人材の確保・育成を図るとともに、業務の効率的・効果的な運営のため、人員を適切に配置する。

- ・ 人材の確保及び育成に当たっては、関係機関・団体との人事交流を含めた多様な方法により行う。また、男女共同参画社会と共生社会の実現に配慮した取組を行う。
- ・ 人材の育成に当たっては、計画的な研修を実施すること等により、職員の専門性、業務遂行能力及びモチベーションの向上を図る。
- ・ 給与水準については、国家公務員の水準等を十分に考慮することとし、毎年度、検証を行い適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

(別添)独立行政法人日本スポーツ振興センターにおける政策体系図

スポーツ基本法

第3期スポーツ基本計画

【スポーツの推進に関する基本的な計画】

- 多様な主体におけるスポーツの機会創出
- スポーツ界におけるDXの推進
- 国際競技力の向上やスポーツの国際交流・協力の推進
- 担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化やスポーツ・インテグリティの確保
- スポーツを実施する者の安全・安心の確保 等

学校保健安全法

第3次学校安全の推進に関する計画

【各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため】

- 全ての学校における実践的・実行的な安全教育の推進
- 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」
- 学校安全に関する意識の向上(学校における安全文化の醸成) 等

第5期中期目標期間における日本スポーツ振興センターのミッション

我が国のスポーツ振興の中核的な役割を担う機関として、国、地方公共団体、スポーツ関係団体等と連携・協働しながら、我が国のスポーツの発展を支えるとともに、災害共済給付の実施及び当該事務から得られた情報を活かし児童生徒等の事故予防に貢献

- ①スポーツ施設の民間事業化の推進や適切な管理運営及びスポーツ施設を利用してスポーツの振興を図る。
- ②ハイパフォーマンススポーツセンターの機能強化を図りつつ、JOC、JPC、NF、地域の関係機関等とも連携しながら、国際競技力の向上に取り組む。
- ③スポーツの振興を図るため、スポーツ振興くじによる助成金の財源確保及び地域スポーツ振興等への効果的な助成を行う。
- ④クリーンでフェアなスポーツの推進のため、関係機関と連携・協働しながら、スポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンスの徹底やドーピング防止活動の推進に対するスポーツ・インテグリティの確保に向けた支援を行う。
- ⑤学校の管理下における児童生徒等の災害に対して災害共済給付を行うとともに、学校等における事故防止の取組に対する支援を行う。

独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)の使命等と目標との関係

(使命)

我が国のスポーツ振興の中核的な役割を担う機関として、国、地方公共団体、スポーツ関係団体等と連携・協働しながら、我が国のスポーツの発展を支えるとともに、災害共済給付の実施及び当該事務から得られた情報を活かし児童生徒等の事故予防に貢献する。

(現状・課題)

◆強み

- ・大規模スポーツ施設の利活用を通じたスポーツ振興
- ・スポーツ医・科学研究、スポーツ医・科学、情報サポートや高度な科学的トレーニング環境の提供
- ・災害共済給付の実施によって蓄積した災害事故情報を活用した学校事故防止のための取組の推進

◆弱み・課題

- ・JSCにおいて蓄積された独自データや経験等をより有効に活用し、スポーツを通じた社会に還元する仕組み

(環境変化)

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の有形・無形のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けて関係団体と連携・協力しながら取り組むことが必要。
- すべての人がスポーツにアクセスできる社会を目指すとともに、「する」「みる」「ささえる」スポーツの価値を享受できるよう、スポーツを楽しめる環境の構築を通じ、スポーツを軸とした共生社会を実現することが必要。

(中期目標)

- スポーツ施設の民間事業化の推進や適切な管理運営及びスポーツ施設を利活用したスポーツ振興
- ハイパフォーマンススポーツセンターの機能強化を図りつつ、関係機関とも連携しながら国際競技力の向上を図る
- スポーツ振興くじにより助成財源を確保し、地域スポーツの振興のために効果的な助成を実施
- スポーツインテグリティの確保のため、スポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンスの徹底やドーピング防止活動の支援を実施
- 災害共済給付の実施によって得られた災害事故情報を学校関係者等に広く提供し、学校等における事故防止の取組を支援

独立行政法人日本芸術文化振興会が達成すべき
業務運営に関する目標
(中期目標)

令和5年 月 日

文部科学省

目 次

I	政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II	中期目標の期間	3
III	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	3
1	文化芸術活動に対する援助	3
2	伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演	5
3	伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修	9
4	伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用	12
IV	業務運営の効率化に関する事項	13
V	財務内容の改善に関する事項	14
VI	その他業務運営に関する重要事項	15

※Ⅲ 1～4の各項目を一定の事業等のまとまりとする。また、Ⅲ 1～4及びⅣ～Ⅵの各項目を評価の単位とする

独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 29 条の規定により、独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「振興会」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定める。

I 政策体系における法人の位置付け及び役割

<法人の使命>

振興会は、独立行政法人日本芸術文化振興会法(平成 14 年法律第 163 号)第 3 条にあるとおり、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて、我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の公開、伝承者の養成、調査研究等を行い、その保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術(以下「現代舞台芸術」という。)の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与することを目的としている。

我が国の文化芸術振興の中核的拠点として、①文化芸術の豊かな広がりを実現すること、②我が国の貴重な財産である伝統芸能を後世に伝えていくこと、③多彩で豊かな芸術の創造活動を活性化させること等の役割を果たすことが求められているところであり、その基盤の整備、活動の発展は我が国の文化芸術の振興において不可欠である。

<法人の現状と課題>

振興会は以下に示すような課題に対応していくことにより、持続的な開発への貢献等様々な社会的諸要請に応え、芸術その他の文化の向上に寄与する施策を実施することが求められている。

- ・我が国の文化芸術活動に対する援助に関する中核的な拠点として、アーツカウンシル機能(専門家による助言、審査、評価等)の強化を図ること。
- ・振興会がより幅広く多くの人々に鑑賞機会を提供していくため、新たな観客層の開拓・育成等を図ること。
- ・再整備された国立劇場が、我が国の誇る文化芸術の魅力を世界に発信し、文化観光の中核的拠点としても機能するように、国立劇場としてふさわしい在り方を検討すること。
- ・現代舞台芸術分野においては、国内で優れたアーティストが切磋琢磨する環境を醸成すること。
- ・振興会が所蔵する公演映像等の各種資料についてデジタルアーカイブ化を推進し、映像配信・公開・利用を促進するとともに、我が国の優れた舞台芸術公演について、外部の関係機関と連携協力体制を構築しつつ、情報発信機能の充実について検討すること。

- ・伝統芸能分野の課題解決に向けて振興会が中心的な役割を果たしながら、その上で伝統芸能分野の養成研修については、応募者の増加と研修生の就業定着を図ること。
- ・公演事業における収支の改善を図るとともに、多様な財源の獲得に努めること。
- ・振興会が使命を果たしていく上で必要な人材の専門性を一層高度化させるため、外部機関との交流及び外部人材との連携や多様な働き方の活用を進めること。

<政策を取り巻く環境の変化>

「文化芸術基本法」（平成 13 年法律第 148 号）が平成 29 年 6 月に改正され、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが目指されるなど、文化芸術の重要性は一層高まっており、振興会にも法の基本理念（同法第 2 条）の実現に寄与することが求められている。

文化芸術推進基本計画（第 2 期）の重点取組においては、ポストコロナの文化芸術活動の推進として、我が国におけるアーツカウンシル機能の強化等が示されている。

また、文化芸術のグローバル展開の加速として、世界の目線や潮流、市場を踏まえた積極的かつ戦略的な文化芸術の発信に係る取組の実施、世界中の人々を惹きつける開かれた文化芸術の拠点となるために必要な人材育成、環境づくりに係る取組の実施、気候変動や持続的な開発といった地球規模の課題解決への貢献が求められている。

こうした目標の達成において、振興会がナショナルセンターとして大きな役割を果たすことが求められている。

さらに、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（令和 2 年法律第 18 号）が制定され、文化資源の積極的な活用を図り、国内外の幅広い来訪者にその魅力を分かりやすく紹介することで、我が国の文化観光に資することが求められている。

それらを踏まえ、振興会が各種事業を実施するに当たっては、国内外に我が国の誇る文化芸術の魅力を発信することを意識し、普及・啓発を進めること、また、国内においても新たな担い手が形成され、伝統文化の保存・継承とともに新たな芸術活動の創造が進む好循環を形成することが必要とされている。

劇場の運営については、国立の劇場として世界に存在感を示すことが求められるとともに、新型コロナウイルス感染症等世界規模で起こる事象により、人々の価値観が変化している中、社会状況に対応した劇場の在り方を確立していくことが必要とされている。

また、国立劇場、国立演芸場、伝統芸能情報館（以下「国立劇場等」という。）について

は、令和5年度をもって閉館し、PFI事業による再整備を進めることとなっている。伝統芸能の保存振興を図るために国立劇場等が果たしてきた機能を再整備期間中も継続するとともに、今後他の劇場施設についても老朽化が見込まれることから、長期的な視点で改修計画を検討することが必要とされている。

II 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とする。

III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 文化芸術活動に対する援助

振興会は、我が国の文化芸術振興の中核的拠点として、芸術の創造又は普及を図るための活動、地域の文化の振興を目的として行う活動などに対して多様な資金を活用した文化芸術活動に対する助成金の交付及びこれらに関する情報提供などに積極的に取り組む必要がある。

また、公的支援については、社会的費用から社会的必要性に基づく戦略的な投資として捉え直すなどその社会的な捉え方も変化している。

以上を踏まえ、次の目標に従い業務を実施することとする。

(1) 助成金の交付

水準の高い活動への助成、その普及や地域性等にも配慮した幅広く多様な助成とのバランスを図り、より効果的で戦略的な支援を行うことを目標として、次に掲げる活動に対し助成金を交付すること。

- ① 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動
- ② 文化施設において行う公演、展示等の活動又は文化財を保存し、若しくは活用する活動で地域の文化の振興を目的とするもの
- ③ その他、文化に関する団体が行う公演及び展示、文化財である工芸技術の伝承者の養成、文化財の保存のための伝統的な技術又は技能の伝承者の養成その他の文化の振興又は普及を図るための活動

事業の実施に当たっては、より効果的かつ効率的な助成を行うために、文化芸術に対する国の支援施策や社会状況を踏まえて不断の見直しを行うとともに、適切な組織体制の再編・強化を行い、芸術団体の自律的・持続的発展を目指す伴走型支援の在り方について検討すること。

また、文化芸術に対する国の支援施策や社会状況を踏まえ、専門人材の計画的配置を進

めること。その際には、他の独立行政法人等の専門機関や団体と連携して人員を配置するなど、アーツカウンシル機能の強化に向けた協働体制を確立・強化すること。

(2) 助成に関する情報等の収集・提供

集積した情報のデータベース化や、文化芸術活動への助成に関する情報等の収集・提供を推進すること。

(3) 芸術文化振興基金の多様な財源確保と管理運用

運用益が減少する中においても、助成事業が安定的に実施できるよう、多様な財源の確保に努めること。芸術文化振興基金の管理運用については、安全性、客観性及び透明性を確保すること。

【指標】

- 1-1 効果的な助成が行われたか。(独立行政法人日本芸術文化振興会法第 12 条に基づき設置する評議員会が行う評価 (以下「評議員会の評価」という。) を踏まえ判断する)
- 1-2 助成金の交付状況 (交付件数等の実施内容を踏まえ判断する)
- 1-3 公演等調査件数 (前中期目標期間実績 (平成 30 年度から令和 4 年度実績の平均値をいう。以下同じ。) の維持)
- 1-4 プログラムディレクター・プログラムオフィサーによる芸術団体等への助言に対する満足度
- 1-5 文化芸術活動に対する援助について、目標に従い業務を実施しているか (評議員会の評価を踏まえ判断する)

【関連指標】

- 1-A 芸術文化振興基金の運用状況や資金の受入れ状況 (運用収入等の状況等を踏まえ判断する)

【重要度：高】

アーツカウンシル機能による専門的な助言・相談、申請事業の審査、助成事業の事後評価、調査研究等については一層充実させるための取組を進め、文化芸術への支援をより有効に行うことは重要となる。

<目標水準の考え方>

- 1-1 効果的な助成が行われたかを判断するため、振興会のアーツカウンシル機能が実施する事後評価結果の情報を、評議員会に対して提供し、これに基づく評議員会の評価を踏

まえ判断する。

- 1-2 助成金の交付については件数等を毎年度確認することにより実施状況を把握し、第4期中期目標期間における実績を基準とした状況変化を評価において考慮する。
- 1-3 助成事業が効果的かつ効率的に実施されているかについては継続的に確認していく必要があることから、公演等調査件数については、第4期中期目標期間と同水準の目標値を設定する。
- 1-4 文化芸術活動をより充実させるためには、アーツカウンシル機能の一層の推進が必要であり、実施体制の中心であるプログラムディレクター及びプログラムオフィサーが、芸術団体に対し、より有効な助言等の協力を行う必要があるという観点から芸術団体等への助言に対する満足度について目標値を設定する。
- 1-5 支援の在り方についての検討状況、助成に関する情報等の収集・提供状況等、文化芸術活動に対する援助について、目標に従い実施しているかについては、評議員会の評価を踏まえ判断する。
- 1-A 芸術文化振興基金の運用収入や資金の受入れ状況等については、金利の状況等により変動することから、それらについては状況を毎年度確認するとともに、第4期中期目標期間において行った政府出資金の一部国庫納付後の状況変化を評価において考慮する。

<想定される外部要因>

助成事業については、予期し得なかった外部要因による影響などの事情を考慮し、評価においては適切に対応するものとする。

2 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演

振興会は、伝統芸能の保存振興及び現代舞台芸術の振興普及を図るため、幅広く多くの人が鑑賞できるよう、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を行う必要がある。

なお、国立劇場等の再整備期間中には、代替施設での公演により、これまで国立劇場等が果たしてきた機能を継続する必要がある。

また、ICTを活用した舞台映像の配信や快適な観劇環境の形成等によって新たな観客層の開拓に努めるとともに、多言語による公演や体験型プログラム等によって国内外の幅広い来訪者にその魅力を分かりやすく紹介する必要がある。

さらに、これらの取組を推進するに当たっては、企画内容や広報、営業宣伝、ニーズの把握、関係団体との連携等について戦略的に取り組む必要がある。

以上を踏まえ、次の目標に従い業務を実施することとする。

(1) 主催公演

- ① 多様な伝統芸能を伝承のままの姿で公開するように努めること。加えて、新たな技術や表現手法等を用いた上演方法も検討し、伝統芸能の多様性を確保するように努めること。
- ② 国際的に比肩しうる高い水準の現代舞台芸術を自主制作により公演すること。
- ③ 公開・公演の目的、期待する成果等を明確にし、外部の専門家等からの意見や鑑賞者の要望等を踏まえた評価等を行い、事業の充実に反映させること。
- ④ 幅広く多くの人々が鑑賞することを目指して新たな観客層の開拓に努めるとともに、歌舞伎、文楽、オペラ等の各分野において、適切な鑑賞者数及び公演収支の改善目標を設定し、その達成に努めること。
- ⑤ 国、地方公共団体、関係する独立行政法人、他の劇場・音楽堂等、芸術団体、企業等との連携協力等を強化すること。
- ⑥ 青少年や社会人等を対象とする公演の種類、回数を充実するとともに、各鑑賞事業の連携協力を強化すること。
- ⑦ 多言語による公演や外国人向けの体験型プログラム、海外の芸術団体等との連携・協力体制の構築等、コンテンツとしての伝統芸能及び現代舞台芸術の魅力を高めるための取組を強化すること。
- ⑧ ICTを活用した舞台映像の配信等により、国内外の幅広い人に鑑賞の機会を提供すること。

(2) 快適な観劇環境の形成

各劇場の鑑賞者や観劇希望者の要望、利用実態等を踏まえたサービスを提供することにより、観劇前後を含めた体験の質の向上に努めるとともに、高齢者、障害者、外国人等を含めた来場者本位の快適な観劇環境を形成することにより、来場者の満足度の向上を図ること。

また、これらを把握する手法として、テナント事業者が運営するショップ、レストラン等も含め、幅広い観点で観客に対するアンケート調査を実施し、観劇環境の向上に活用すること。

なお、再整備期間中における代替施設での公演においても、引き続きアンケート調査を実施し、鑑賞者の要望や利用実態等の把握を行うこと。

(3) 広報・営業活動の充実

年間の主催公演を通して購入できるシーズンシートの拡充や、運営する会員組織の会員に向けた各種サービスの提供、外国人向けの広報・営業、潜在的なニーズの把握、関係機関との連携等に戦略的に取り組むこと。

なお、ホームページについては、アクセシビリティの向上を図り、利用者が最新の情報

に容易にアクセスできるようにすること。

(4) 劇場の使用効率の向上等

主催公演の日程をより効率的に設定し、民間団体等の活動の場として貸出しを拡充するなど、劇場の使用効率の向上を図るとともに、鑑賞機会の増加を図ること。

また、振興会が有する各劇場の相乗効果を最大限に発揮するための取組を推進し、効果的な運営を行うこと。

(5) 日本博の運営・実施

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に始まった「日本博」は、内閣総理大臣を議長とする第 3 回日本博総合推進会議（令和 4 年 5 月 12 日）において、大阪・関西万博が開催される 2025 年を新たなターゲットに「日本博 2.0」として全国展開していくことが決定された。

振興会は、「日本博 2.0」の企画・実施等における中心的な役割を担う事務局を運営し、国内外の観光需要の回復や、地域の文化資源を活用した体験滞在の満足度向上等に寄与する取組を図ること。

【指標】

- 2-1 歌舞伎、文楽、オペラ等の分野毎の入場者数及び公演収支の改善等の状況（達成目標は年度計画で分野毎に設定する）
- 2-2 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演の公演数（達成目標は年度計画で分野毎に設定する）
- 2-3 伝統芸能の公開において、復活・復曲・新作の上演を実施した作品数（前中期目標期間実績の維持）
- 2-4 青少年や社会人等を対象とした公演の入場者数（達成目標は年度計画で設定する）
- 2-5 外国人向け公演の入場者数（達成目標は年度計画で設定する）
- 2-6 オンライン動画配信の視聴数（達成目標は年度計画で設定する）
- 2-7 日本博採択事業の来場者満足度（採択時に設定した目標値に達した事業の割合が3分の2以上）
- 2-8 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演について、目標に従い業務を実施しているか（評議員会の評価を踏まえ判断する）

【関連指標】

- 2-A 全国各地の文化施設等における公演数（再整備期間中における代替施設における公演、共催・受託公演や地方自治体等の協賛公演等の公演数）

【重要度：高】【困難度：高】

我が国の舞台芸術の魅力を世界に発信する取組を強化していくとともに、少子高齢化や人口減少等を踏まえ、新たな観客層の開拓・育成等を図ることは、我が国における伝統芸能の保存振興及び現代舞台芸術の振興普及の中核的拠点である振興会として重点的に取り組むべき課題である。

多様な伝統芸能を伝承のままの姿で公開するために、伝統芸能の復活・復曲上演並びに古典的技法を基盤とした新作を適切に実施するに当たっては、過去の上演資料の調査や上演台本の整理等の公演準備を長期的な視点で計画的に実施する必要がある、かつ演技演出等に関する専門的な知見を要することから困難度は高い。

<目標水準の考え方>

- 2-1 分野毎の入場者数及び公演収支の改善等の状況については、分野毎に制作方針等が異なること及び国立劇場等の再整備期間中は国立劇場及び国立演芸場で実施してきた公演を代替施設で実施するため、代替施設の利用状況や規模等の影響を受けることから、年度計画で目標値を設定する。
- 2-2 伝統芸能の公開によるその適切な保存振興、国際的に比肩し得る高い水準の現代舞台芸術の振興普及は、継続的かつ安定的に実施する必要があるが、国立劇場等の再整備期間中は国立劇場及び国立演芸場で実施してきた公演を代替施設で実施するため、代替施設の利用状況等の影響を受けることから、公演数については年度計画で目標値を設定する。
- 2-3 伝統芸能の公開において、復活・復曲・新作の上演を実施した作品数については、演目の多様性を確保するため、上演の途絶えた演目や廃絶曲の上演及び新作の企画を実施する必要があることから、困難度の高い目標の指標とする。なお、国立劇場等の再整備期間中は国立劇場及び国立演芸場で実施してきた公演を代替施設で実施するため、代替施設の利用状況や利用できる舞台設備による制約等の影響を受けることから中期目標期間における公演数が減少する見込みであるため、第4期中期目標期間の実績と同水準の目標値を設定する。
- 2-4 青少年や社会人等を対象とした公演の入場者数については、国立劇場等の再整備の影響を踏まえ年度計画で目標値を設定する。
- 2-5 外国人向け公演の入場者数については、国立劇場等の再整備の影響を踏まえ年度計画で目標値を設定する。
- 2-6 新たな観客層の開拓につながる指標とする舞台映像の配信の視聴数は、当該年度の公

演の実施及び公開状況に影響されること、国立劇場等の再整備期間中は代替施設の制約もあることから、視聴数については年度計画で目標値を設定する。

- 2-7 令和4年度の採択事業については採択時に各事業の満足度の目標値を設定していないが、仮に採択事業の満足度の平均値を採択時に設定した目標値とした場合、実績値は64.7%となることから、この実績を上回る3分の2以上を目標値とする。
- 2-8 公演内容の企画性やその成果、観客層の多様化の状況や新たな観客層の開拓に向けた取組状況、快適な観劇環境の形成、広報・営業活動の充実、劇場の使用効率の向上並びに経費の適切な見直し等、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演について、目標に従い実施しているかについては、評議員会の評価を踏まえ判断する。
- 2-A 再整備期間中の代替施設における公演を含む全国各地の文化施設等における公演数については、共催・受託等の相手方となる地方自治体等の状況に影響を受けることから、その実施状況を毎年度確認するとともに、前年度を基準とした変化等を評価において考慮する。

<想定される外部要因>

公演については、国立劇場等の再整備期間中は国立劇場及び国立演芸場で実施してきた公演を代替施設で実施するため、代替施設の利用状況等により実施状況が変化する可能性がある。

また、その他の工事等の事情が生じた場合は、休館等をせざるを得ないことがある。さらに、予期し得なかった外部要因による影響など、これらの事情を考慮し、評価においては適切に対応するものとする。

入場者数については、劇場の座席数による制約が前提として存在する。国立劇場等の再整備期間中は国立劇場及び国立演芸場で実施してきた公演を代替施設で実施するため、代替施設の利用状況や規模等の影響を受ける。

また、外国人向け公演の入場者数の増加は、訪日外国人の増加等にも影響されることから、これらの事情を考慮し、評価においては適切に対応するものとする。

3 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修

振興会は、伝統芸能の保存振興、現代舞台芸術の振興普及を図るため、伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修を長期的な視点に立ち効果的かつ効率的に実施する必要がある。

なお、国立劇場等の再整備期間中には、代替施設において、これまで国立劇場等が果たしてきた機能を継続する必要がある。

以上を踏まえ、次の目標に従い業務を実施することとする。

- (1) 伝統芸能の伝承者の養成については、民間では養成が困難であることから振興会として実施すべき分野に限定すること。

また、関係団体の要望や外部専門家等の意見等を踏まえ、養成すべき分野の選択に係る具体的な方針を定めるとともに、養成すべき分野、養成人数等の選定に至った経緯、理由を明らかにし、毎年度、各分野の実情及び研修修了者の動向を把握して不断の見直しを行い、伝承者の充実を図ること。

事業の実施に当たっては、より効果的かつ効率的な養成事業を行うため、歌舞伎、大衆芸能、能楽、文楽の各分野を横断的に所管する「国立劇場伝統芸能伝承者養成所」を設置し、戦略的な広報を行うことなどで、養成事業に関する国民の認知度を高めるとともに、研修生に対する支援の充実等により研修修了後の就業定着に努めること。

- (2) 現代舞台芸術の実演家の研修については、高い技術と豊かな芸術性を備えたオペラ歌手、バレエダンサー及び演劇俳優を確保することを目的に、新国立劇場の公演をはじめとする水準の高い舞台に出演する次代のグローバルトップとなりうる実演家を養成するよう努めること。

なお、事業の実施に当たっては、適切な指標を設定し、民間団体の役割を踏まえつつ、研修環境のさらなる充実を図ることによって優れたアーティストが切磋琢磨する環境を醸成し、グローバルな視点に立って組まれた体系的なカリキュラムによって、安定的かつ継続的に行うこと。

また、研修成果については、研修修了者の活動状況を示すなど、国民に分かりやすい形で明らかにすること。

加えて、外部専門家等の意見を聴取し、成果の検証を厳密に行い、長期的な視点を踏まえて研修分野・規模について不断の見直しを行うこと。

- (3) 上記のほか、以下の観点を踏まえて事業を実施すること。

- ① 養成・研修事業の国民への周知
- ② 学校等との連携による養成・研修成果の活用
- ③ 伝統芸能の伝承者及び現代舞台芸術の実演家等を確保するための効果的かつ効率的な取組の検討
- ④ 再整備後を見据えた伝統芸能分野と現代舞台芸術分野の養成・研修事業の在り方の検討
- ⑤ 公演の制作及び舞台技術等に関するインターンシップや実地研修の受入れ等による人材養成
- ⑥ 研修修了後のキャリアパス形成に向けた関係団体との連携

【指標】

- 3-1 研修発表会の開催回数（達成目標は年度計画で設定する）
- 3-2 既成者研修発表会の開催回数（達成目標は年度計画で設定する）
- 3-3 事業の周知、研修志望者の研修内容への理解や応募者の増加に関する取組の実施状況（研修見学会や広報活動の内容等）
- 3-4 研修修了者の活動状況
- 3-5 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修について、目標に従い業務を実施しているか（評議員会の評価を踏まえ判断する）

【関連指標】

- 3-A 公演制作及び舞台技術等に関する人材養成の取組状況（公演制作者や舞台技術者等の実地研修の受入れ状況等）

<目標水準の考え方>

- 3-1、3-2 研修発表会や既成者研修発表会は、研修生等の技芸の習得及び向上という観点から、一定の段階毎にその成果を測るため必要であるが、国立劇場等の再整備期間中は国立劇場で実施してきた発表会を代替施設で実施するため代替施設の利用状況等の影響を受けることから、開催回数については、年度計画で目標値を設定する。
- 3-3 次期研修生の募集が、分野により1年から3年おきに行われることから、事業の周知等に関する取組については、その実施状況を毎年度確認するとともに、前中期目標期間における実績を基準とした推移を評価において考慮する。
- 3-4 研修修了者が国内外の団体等に所属し、伝承者及び実演家として活動する状況を毎年度確認するとともに、前年度を基準とした変化等を評価において考慮する。
- 3-5 養成・研修の実施状況、研修修了者の状況、研修修了者等が実施する文化普及活動、伝統芸能分野と現代舞台芸術分野の相互交流の実施状況等、伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修について、目標に従い実施しているかについては、評議員会の評価を踏まえ判断する。3-A 公演制作者や舞台技術者等の実地研修の受入れについては、外部からの要望へ対応して実施されることが想定されるため、その実施状況を毎年度確認するとともに、前年度を基準とした変化等を評価において考慮する。

<想定される外部要因>

研修発表会や既成者研修発表会については、国立劇場等の再整備期間中は国立劇場で実施してきた発表会を代替施設で実施するため、代替施設の利用状況等により実施状況が変化する可能性がある。

また、予期し得なかった外部要因による影響など、これらの事情を考慮し、評価においては適切に対応するものとする。

4 伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用

振興会は、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演の充実等に資するため、調査研究並びに資料の収集及び活用を実施する必要がある。

また、得られた成果等については、伝統芸能及び現代舞台芸術の理解と促進を図るため、研究者・教育者、文化芸術関係組織・機関等及び一般に幅広く提供するとともに、関係機関等と連携した取組を進めるなど効果的に活用する必要がある。

なお、国立劇場等の再整備期間中には、整備状況等を踏まえつつ、これまで国立劇場等が果たしてきた機能を継続する必要がある。

以上を踏まえ、次の目標に従い業務を実施することとする。

- (1) 調査研究については、所期の目的を達成したものから見直しを行い、振興会ならではの特性のあるものに重点化を図ること。
- (2) 成果については、文化デジタルライブラリーや一般公開施設における展示公開等多様な方法を用いて幅広く提供するとともに、舞台映像等の配信に係る権利処理等を行うための関係機関等と連携した取組やデジタルアーカイブ化の推進など、より効果的に活用すること。その際には、利用者の利便性の向上と広報活動の強化を図ること。
- (3) 舞台芸術分野における国立の機関としての役割を果たすため、外部の関係機関とのネットワーク構築を推進しつつ、情報発信機能の充実について検討すること。
- (4) 伝統芸能及び現代舞台芸術に関する公開の講座、公演記録映像の鑑賞会等を実施すること。
- (5) 一般利用者等の意見・要望等を聴取するとともに、外部専門家等の意見を踏まえ、事業の充実に反映させること。

【指標】

- 4-1 展示公開の来場者数（達成目標は年度計画で設定する）
- 4-2 文化デジタルライブラリーアクセス件数（前中期目標期間実績以上）
- 4-3 舞台映像等の有料配信コンテンツ視聴者数（前中期目標期間実績以上）
- 4-4 調査研究の実施並びに資料の収集及び活用について、目標に従い業務を実施している

か（評議員会の評価を踏まえ判断する）

<目標水準の考え方>

- 4-1 展示公開の来場者数については、調査研究における成果や収集した資料等について活用を拡大するという観点から展示公開を実施する必要があるが、国立劇場等の再整備期間中は伝統芸能情報館及び国立演芸場での展示公開を休止するため、第4期中期目標期間の実績との比較ではなく、年度計画で目標値を設定する。
- 4-2 調査研究における成果や収集した資料等について活用を拡大するという観点から文化デジタルライブラリーアクセス件数については、第4期中期目標期間の実績以上の目標値を設定する。
- 4-3 舞台映像等の有料配信コンテンツ視聴者数については、伝統芸能及び現代舞台芸術の普及とともに、新たな財源の確保に努める必要があることから、第4期中期目標期間の実績以上とする目標値を設定する。
- 4-4 調査研究、資料収集・活用の実施状況、刊行実績、展示公開、資料等の活用における関係機関等との連携、公演記録の作成、公開講座等の実施状況等、調査研究の実施並びに資料の収集及び活用について、目標に従い実施しているかについては、評議員会の評価を踏まえ判断する。

<想定される外部要因>

展示公開については、国立劇場等の再整備期間中は伝統芸能情報館及び国立演芸場で実施する展示公開を休止する。

また、その他の工事等の事情が生じた場合は、休館等をせざるを得ないことがある。さらに、予期し得なかった外部要因による影響など、これらの事情を考慮し、評価においては適切に対応するものとする。

IV 業務運営の効率化に関する事項

1 業務運営の取組

運営費交付金を充当して行う事業については、一般管理費及び業務経費の合計について、中期目標期間の最終年度において、令和4年度比5%以上の効率化を図る。ただし、特殊要因経費及び新たに追加される業務はその対象としない。

また、人件費については「3 給与水準の適正化等」に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。

2 組織体制の整備・強化

組織の機能向上のため、劇場間の連携強化や業務・組織体制の整備等を図ること。特に、国立劇場等の再整備期間中の業務及び組織体制を整備するとともに、再整備後を見据えた業務の効率化及び組織の機能強化を図ること。

3 給与水準の適正化等

給与水準については、公務員の給与改定に関する動向等を踏まえ、国家公務員の給与水準等とともに業務の特殊性を十分考慮し検証した上で、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表すること。

4 契約の適正化

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、「調達等合理化計画」に沿って、一層の競争性、公正性及び透明性の確保に努め、契約の適正化を推進すること。

5 共同調達等の取組の推進

周辺の機関等と連携し、コピー用紙等の消耗品や役務について、共同して調達する取組を年度計画等に具体的な対象品目等を定めた上で進めること。

6 情報通信技術を活用した業務の効率化

グループウェア等 ICT の活用により、業務の効率化を推進すること。

7 予算執行の効率化

運営費交付金の会計処理として、収益化単位の業務ごとに予算と実績を適切に管理すること。

V 財務内容の改善に関する事項

1 自己収入の確保

事業展開に当たっては、国民の鑑賞機会の確保、芸術活動の独創性等に十分留意しつつ、公演収支の分析や料金の見直し等により安定的な自己収入の確保を図るとともに、業務の質の向上等に必要な資金の充実を図るため、保有財産の有効活用、クラウドファンディング等を活用した外部資金の獲得など多様な財源確保に努め、運営費交付金等の国費のみに頼らない財務構造へのシフトを目指すこと。

また、自己収入の確保に伴い、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、経費等の適切な見直しにより事業収支の改善を図る。

2 決算情報・セグメント情報の充実等

振興会の財務内容等の透明性を確保するとともに、活動内容を政府・国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、事業のまとまりごとに決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図ること。

3 保有資産の処分

保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」(平成 26 年 9 月 2 日付け総管査第 263 号総務省行政管理局通知)に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこと。

【指標】

5-1 自己収入の確保状況（達成目標は年度計画で事業毎に設定する）

VI その他業務運営に関する重要事項

1 内部統制

法令等を遵守し、有効かつ効率的に業務を遂行するため、業務の特殊性や実施体制に応じた効果的な統制機能の在り方を検討するとともに、理事長のリーダーシップの下で内部統制を推進する体制を整備・運用し、法人の運営方針等を役職員に浸透させるなど、適切な業務運営に努めること。

また、その取組状況及びそれらが有効に機能しているか等については、内部監査、監事監査等において定期的に検証し、必要に応じて見直しを行うこと。

振興会における業務運営全般について、外部有識者を含めて検討し、その結果を組織、事務、事業等の改善に反映させること。

2 情報システムの整備・管理及び情報セキュリティ対策

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。

保有する情報については、法令等に基づき適切に情報の開示を行うとともに、政府の方針を踏まえた適切な情報セキュリティ対策を推進するなど、責任ある体制を構築するために必要な措置を取ること。

情報セキュリティについては、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時かつ適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。

また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。

3 施設及び設備に関する計画

① 劇場等の安全かつ快適な施設環境を維持するとともに、業務の目的・内容に適切に対応

するため、長期的視野に立った整備計画を策定し、施設・設備に関する整備を行うこと。

- ② 国立劇場本館は開場から 50 年を経過しており、老朽化が著しいため、安全面及びサービス向上の両面から抜本的に改善する。

また、「国立劇場の再整備に係る整備計画策定に向けた基本方針」（令和 2 年 3 月 30 日国立劇場再整備に関するプロジェクトチーム）に基づき、伝統芸能の保存振興の着実な実施に加え、伝統芸能に関する人材養成機能・情報発信機能等の強化、観光振興やまちづくりへの貢献といった観点からの機能強化を行う。このため、「国立劇場の再整備に係る整備計画」（令和 2 年 7 月 14 日国立劇場再整備に関するプロジェクトチーム）に基づき、再整備事業を推進する。その際には、国立の劇場であることを前提としつつ、民間事業者からの提案やノウハウに基づく要素を取り入れる。

4 人事に関する計画

人事管理（人件費、意識改革、専門性の確保等）、人事交流の適切な実施により、内部管理事務の改善を図ること。なお、人材確保・育成方針に基づき、デジタル分野等専門的分野も含めた必要な人材の養成・確保及び研修の実施により業務に必要な専門知識の向上等を図ること。

また、効率的かつ効果的な業務運営を行うため、外部人材との連携やクロスアポイントメント制度等の多様な働き方の活用を検討すること。

5 その他振興会の業務の運営に必要な事項

特定の公益法人に対し随意契約により継続して委託している新国立劇場及び国立劇場おきなわの管理運営業務については、収支構造の改善のため、経費の見直しや自己収入の確保等に計画的に取り組むこと。

また、当該契約内容を検証し、更に効率化を図るとともに、透明性を確保すること。

(別添) 独立行政法人日本芸術文化振興会に係る政策体系図

1 振興会を取り巻く環境の変化

文化芸術基本法の改正

「文化芸術基本法」が平成29年に改正され、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが目指されるなど、文化芸術の重要性は一層高まっており、振興会にも法の基本理念の実現に寄与することが求められている。

文化観光推進法の制定

「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（文化観光推進法）が令和2年に制定され、文化資源の積極的な活用を図り、国内外の幅広い来訪者にその魅力を分かり易く紹介することで、我が国の文化観光に資することが求められている。

国立劇場再整備等事業

国立劇場等については、令和5年度をもって閉館し、PFI事業による再整備を進めることとなっている。伝統芸能の保存振興を図るために国立劇場等が果たしてきた機能を再整備期間中も継続するとともに、今後他の劇場施設についても老朽化が見込まれることから、長期的な視点で改修計画を検討することが必要である。

2 振興会のミッション

- ・ 芸術の創造又は普及を図るための活動、地域の文化の振興を目的として行う活動などに対して多様な資金を活用した文化芸術活動に対する助成金の交付及びこれらに関する情報提供などに積極的に取り組む。
- ・ 伝統芸能の保存振興を図るため、長期的な視点に立った伝統芸能伝承者の養成を行うとともに、伝統芸能を伝承のままの姿で公開を行う。
- ・ 現代舞台芸術の振興普及を図るため、国際的な活躍が期待できる水準のオペラやバレエの実演家、確かな演技力を備えた次代の演劇を担う実演家の育成を行うとともに、国際的に比肩しうる高い水準の自主制作による現代舞台芸術の公演を実施する。
- ・ 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演の充実等に資するため、調査研究並びに資料の収集及び活用を実施する。また、得られた成果等については、伝統芸能及び現代舞台芸術の理解と促進を図るため、研究者・教育者、文化芸術関係組織・機関等及び国民一般に幅広く提供するとともに、関係機関等と連携した取組を進めるなど効果的に活用する。

独立行政法人日本芸術文化振興会（日本芸術文化振興会）の使命等と目標との関係

（使命）

芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて、我が国古来の伝統的な芸能の公開、伝承者の養成、調査研究等を行い、その保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与する。

（現状・課題）

◆課題

- ・我が国の文化芸術活動に対する援助に関する中核的な拠点としての、アーツカウンシル機能の強化。
- ・より幅広く多くの人々に鑑賞機会を提供していくための、新たな観客層の開拓・育成。
- ・現代舞台芸術分野における、国内で優れたアーティストが切磋琢磨する環境の醸成。
- ・振興会が所蔵する公演映像等の各種資料についてのデジタルアーカイブ化の推進、映像配信・公開・利用の促進。
- ・伝統芸能分野の養成研修における、応募者の増加と研修生の就業定着。
- ・公演事業における収支の改善、多様な財源の獲得。
- ・専門人材の養成・確保、そのための外部機関との交流及び外部人材との連携や多様な働き方の活用。

（環境変化）

- 文化芸術推進基本計画（第2期）において、我が国におけるアーツカウンシル機能の強化が示されている。また、文化芸術のグローバル展開の加速として、世界の目線や潮流、市場を踏まえた積極的かつ戦略的な文化芸術の発信、世界中の人々を惹きつける開かれた文化芸術の拠点となるために必要な人材育成、環境づくり、気候変動や持続的な開発といった地球規模の課題の解決への貢献が求められている。
- 「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が制定され、我が国の文化観光に資することが求められている。
- 国立劇場等が果たしてきた機能を再整備期間中も継続するとともに、他の劇場施設についても長期的な視点で改修計画を検討することが必要となる。

（中期目標）

- アーツカウンシル機能の強化に向けた体制強化、及び芸術団体に対して自律的・持続的発展を目指す伴走型支援の在り方について検討する。
- 国立劇場等の再整備期間中には、代替施設での事業の実施により、これまで国立劇場等が果たしてきた機能を継続する。
- 「日本博 2.0」の企画・実施等における中心的な役割を担う事務局を運営し、観光需要の回復や、体験滞在の満足度向上等に寄与する取組を図る。
- 養成事業において、分野横断的に所管する体制を整備し、養成事業に関する国民の認知度を高めるとともに、研修修了後の就業定着に努める。
- 現代舞台芸術分野において、研修環境の充実と、グローバルトップとなりうる実演家の養成を図る。
- ICTを活用した舞台映像の配信等により、国内外の幅広い人に鑑賞の機会を提供する。
- 保有財産の有効活用、クラウドファンディング等を活用した外部資金の獲得など多様な財源確保に努める。

日本私立学校振興・共済事業団が達成すべき助成業務
に係る業務運営に関する目標（中期目標）（案）

令和 5 年 月 日
文 部 科 学 省

目次

(序文)

1. 政策体系における法人の位置付け及び役割	1
2. 中期目標期間	2
3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
3. 1 補助事業	2
3. 2 貸付事業	3
3. 3 経営支援・情報提供事業	4
3. 4 寄付金事業	5
3. 5 学術研究振興基金・資金事業	6
3. 6 減免資金交付事業	7
4. 業務運営の効率化に関する事項	
4. 1 効率的な業務運営体制の確立	7
4. 2 経費等の見直し・効率化	8
5. 財務内容の改善に関する事項	
5. 1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現	8
5. 2 財務内容の管理の適正化	8
5. 3 人件費の適正化	9
6. その他業務運営に関する重要事項	
6. 1 内部統制に関する事項	9
6. 2 情報セキュリティに関する事項	9
6. 3 事業に関する情報開示	10
6. 4 施設・設備に関する事項	10
6. 5 人事に関する事項	10
6. 6 研修等助成に関する事項	11
※「3.」の各項目を一定の事業等のまとまりとする。また、「3. 1」～「6. 6」 の各項目を評価の単位とする。	

(序文)

日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号）第26条の規定により、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）が達成すべき助成業務に係る業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

1. 政策体系における法人の位置付け及び役割

我が国の学校教育における私立学校が果たす重要な役割にかんがみ、教育基本法（平成18年法律第120号）、私立学校法（昭和24年法律第270号）及び私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）等に基づき、国及び地方公共団体は私立学校の自主性を尊重し、公共性にも十分配慮しつつ、私立学校教育の振興に努めているところである。

事業団の助成業務は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定を図るため、補助金の交付、資金の貸付け、受配者指定寄付金の受入れ・配付、学術研究振興資金の交付、経営相談その他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行い、もって私立学校教育の振興に資することを目的としている。

また、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第10条に規定する私立大学等における授業料等減免費用に充てるための資金（以下「減免資金」という。）を交付する業務を行うこととしている。

18歳人口の大幅な減少と引き続く少子化の影響によって、私立学校を取り巻く環境は一層厳しくなることが予想されるため、私立学校に対する支援の充実等が求められることから、私立学校の自主性・自律性に配慮しつつ、「私立学校教育の振興」という目的が達成できるよう、私立学校に対する事業団の支援の充実を図る必要がある。

こうした状況を踏まえ、第4期中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間の業績についての評価結果や、「日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）見直し内容」（平成29年8月25日文部科学省）等を踏まえ、事業団の助成業務に関する事務及び事業について見直し等を行った結果、令和5年4月からの中期目標は以下のとおりとする。

(別添) 政策体系図、使命等と目標との関係

2. 中期目標期間

事業団の助成業務は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定を図り、私立学校の教育の振興に資することを目的として実施されており、成果を得るまでには相当の期間を要するものが多く、中長期的観点から目標を定める必要があることから、中期目標の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とする。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

「補助事業」「貸付事業」「経営支援・情報提供事業」「寄付金事業」「学術研究振興基金・資金事業」「減免資金交付事業」の各種事業を総合的かつ効率的に実施するため、事業団の有する情報・知見を活かし、文部科学省と連携の下、これらの事業を通じた、各私立大学等における教育条件や研究環境の向上に向けた取組を促進する方策や、地域に貢献する私立大学等の支援方策、経済的負担軽減方策等、その他、様々なステークホルダーに対し、財務情報等に限らず、非財務情報の発信等についても検討し、必要な措置を講ずる。併せて、各事業の成果・効果の周知を通じた私立学校の改善取組の促進や経営支援を行うとともに、各事業の不断の改善・見直しを行う等のPDCAサイクルの構築に向けた検討を行い、必要な措置を講ずる。

3. 1 補助事業

- (1) 各私立大学等に対する補助金の交付については、関係法令及び交付要綱等を遵守した適正な配分を行う。
- (2) 文部科学省の政策に沿って、配分方法を適時適切に見直すとともに、各私立大学等の教育研究の質の向上に資する取組、定員充足状況、教育情報・財務情報の公表状況等に応じた増減の厳格化等、一層のメリハリある配分・重点支援を実施する。
- (3) 補助金の申請段階のミスの防止を図るとともに、補助金の適正な使用を徹底するため、補助金制度の周知や調査及び指導の一層の充実等の取組を行い、各私立大学等の補助金制度への理解を深める。

<指標>

- ・各私立大学等に対する適正な補助金の配分、文部科学省の政策に沿った配分方法の見直し、メリハリある配分が行われたか。
- ・補助金説明会（オンライン含む）等において行うアンケートにおける理解度

：理解度 90%以上（平成 30 年度～令和 3 年度実績平均値：98.7%）

- ・アンケート結果を踏まえて説明内容の充実を図ったか。

〈目標水準等の考え方〉

- ・各私立大学等に対する適正な補助金の配分、文部科学省の政策に沿った配分方法の見直しや、補助金の配分の基礎となる各私立大学等の教育研究の質の向上に資する取組、定員充足状況、教育情報・財務情報の公表状況の厳格化等一層メリハリある配分・重点支援の実施が行われたか。
- ・補助金説明会（オンライン含む）等において行うアンケートの理解度：達成された場合、B 評定とする。
- ・アンケート結果を踏まえて説明内容の充実を図ったか：達成された場合、B 評定とする。

〈重要度〉

- ・私学助成の配分見直し等については、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」にも掲げられており、政策上の重要課題であるため、重要度を「高」とする。

3. 2 貸付事業

- (1) 私立学校への支援の充実や政策課題の達成に向けて、学校法人のニーズ等に応じた利便性の向上や融資制度の見直し等を行うとともに、資金需要を適切に把握し、必要な貸付財源の確保に努め、より効果的な融資に取り組む。
- (2) 適正なリスク管理を行うことにより、総貸付残高に対するリスク管理債権の割合を抑制するとともに、学校法人等の自主性・自律性の観点から、経営状況が悪化している学校法人等に対しては、「経営支援・情報提供事業」と連携し、自ら改善等を行うよう促す等、保有債権の健全性確保に引き続き努めることとする。

〈指標〉

- ・学校法人等の需要等を踏まえた財源を確保できたか。
- ・学校法人等のニーズを把握し、融資制度の改善に向けた取組が行われたか。
- ・学校法人等の満足度調査における、「満足した」の割合：融資制度 90%以上、利便性 90%以上（平成 30～令和 3 年度実績平均値：融資制度 94%、利便性 93%）
- ・総貸付残高に対するリスク管理債権の割合：2.0%以下（第 1 期中期目標期間～第 4 期中期目標期間(令和 3 年度まで)実績平均値：1.93%）
- ・総貸付残高に対する危険債権額の割合：1.9%以下
- ・9 月償還分において新たに元金の滞納が発生した学校法人等のうち年度内に

回収できた学校法人等の割合：95%以上（平成30年度～令和3年度実績平均値：99%）

＜目標水準等の考え方＞

- ・学校法人等の需要等を踏まえた財源を確保できたか：達成された場合、B評定とする。
- ・学校法人等のニーズを把握し、融資制度の一層の改善に向けた取組が行われたか：達成された場合、B評定とする。
- ・学校法人等の満足度調査における、「満足した」の割合：達成された場合、B評定とする。
- ・総貸付残高に対するリスク管理債権の割合：達成された場合、B評定とする。
- ・総貸付残高に対する危険債権額の割合：達成された場合、B評定とする。
- ・9月償還分において新たに元金の滞納が発生した学校法人等のうち年度内に回収できた学校法人等の割合：達成された場合、B評定とする。
- ・貸付規模：学校法人等の需要により変動するものの、事業団の業務運営に影響を及ぼすことから、毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。

＜重要度＞

- ・少子化により学校経営が厳しくなることが予測されるため、学校法人との情報交換による借入ニーズの発掘や経営状態の変化を正確に把握し、各法人個別の状況に応じた融資案内を行うことなど、融資の一層の促進に向けた取組が重要であることから、重要度を「高」とする。

3. 3 経営支援・情報提供事業

- (1) 私立学校への支援について、本事業の有する情報・知見を更に事業団全体で活かせるよう、各種情報の収集・分析及び共有ができる仕組みを整備する。また、学校法人の経営に関する指導及び助言を行う文部科学省と連携し、大学教育の質の向上や経営の安定化等に向け、私立学校の教育及び経営等に関する各種情報の収集・分析等のモニタリングの強化を行う等、経営相談等の取組を強化する。
- (2) 私立学校が自ら検証・改善等を図れるよう、財務情報に限らず、非財務情報も含めた私立学校の好事例等、私立学校の教育及び経営等に関する各種情報を積極的に私立学校に提供するとともに、経営相談等にも活用する。

＜指標＞

- ・本事業の有する情報・知見を更に事業団全体で活かせるよう、各種情報の収集・分析及び共有ができる仕組みを整備できたか。

- ・私立学校のニーズを適切に把握できたか。また、事業団が自ら発信する私立学校の教育及び経営等に関する各種情報について、私立学校のニーズ等を踏まえ、必要に応じて項目の追加・見直し等の改善が図られたか。
- ・好事例・特色ある取組の収集・提供は適切に実施されているか。
- ・事業団から、学校法人等への経営相談の周知・案内の件数：5件/年以上
- ・経営相談を受けた学校法人のうち、大学教育の質の向上や経営の安定化等につながる等と回答のあった割合：中期目標期間中に80%以上

〈目標水準等の考え方〉

- ・本事業の有する情報・知見を更に事業団全体で活かせるよう、各種情報の収集・分析及び共有ができる仕組みを整備する：達成された場合、B評価とする。
- ・私立学校のニーズを適切に把握できたか。また、事業団が自ら発信する私立学校の教育及び経営等に関する各種情報について、私立学校のニーズ等を踏まえ、必要に応じて項目の追加・見直し等の改善が図られたか：達成された場合、B評価とする。
- ・経営相談を受けた学校法人のうち、大学教育の質の向上や経営の安定化等につながる等と回答のあった割合：達成された場合、B評価とする。
- ・学校法人等からの依頼に基づき情報提供を行った件数：私立学校における経営環境が一層厳しくなることが予想されるため、学校法人等の求めに応じて実施した情報提供・経営相談の状況や、その成果を把握する必要があることから、毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。
- ・経営相談を受けた学校法人のうち、経営が改善された学校法人の割合：私立学校における経営環境が一層厳しくなることが予想されるため、学校法人等の求めに応じて実施した情報提供・経営相談の状況や、その成果を把握する必要があることから、毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。
- ・周知・案内の件数：経営相談の申し込みの誘引となる周知・案内の件数について、達成された場合、B評価とする。
- ・経営相談の件数：私立学校における経営環境が一層厳しくなることが予想されるため、学校法人等の求めに応じて実施した情報提供・経営相談の状況や、その成果を把握する必要があることから、毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。

〈重要度〉

- ・18歳人口の大幅な減少と引き続く少子化の影響により、私立学校における経営環境が一層厳しくなることが予想され、これまで以上に、事業団による支援が求められていることから、重要度を「高」とする。

3. 4 寄付金事業

- (1) 学校法人等の多元的な財政基盤を確立するため、学校法人等の寄付金募金活動に対する支援の充実を図るとともに、広く社会に向けて、学校法人等への寄付に係る各種税制優遇制度等の更なる周知等の支援を行う。
- (2) 「若手・女性研究者奨励金事業」については、奨励金を交付した研究者の研究内容の見える化等の手法を通じ、奨励金の社会的意義について更なる周知を図り、寄付金確保に努めることとする。

<指標>

- ・学校法人等への寄付に係る各種税制優遇制度等の周知が充実されたか：経済団体等への訪問等件数 24 件以上（令和 3 年度実績値:24 件）、学校法人等の研修会における周知活動件数 26 件以上（平成 30 年度～令和 3 年度実績平均値:26 件）
- ・「若手・女性研究者奨励金事業」に係る寄付金の受入れ金額：第 5 期中期目標期間中に 1 億 500 万円以上
- ・「若手・女性研究者奨励金事業」の活動状況及び研究内容の周知及び報告：20 件以上

<目標水準等の考え方>

- ・学校法人等への寄付に係る各種税制優遇制度等の周知が充実されたか：達成された場合、B 評定とする。
- ・「若手・女性研究者奨励金事業」に係る寄付金の受入れ金額：目標以上に寄付を受け入れた場合は A 評定以上を検討し、目標に達しなかった場合においても寄付金の獲得に向けた取組がなされている場合は B 評定とする。
- ・学校法人等における毎年度の寄付金の受入れ金額：学校法人等の寄付金募金活動に対する支援の充実には、学校法人等における寄付金の受入れ金額を把握する必要があることから、毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。
- ・「若手・女性研究者奨励金事業」の活動状況及び研究内容の周知及び報告：寄付金確保のため、その研究内容の周知等により知名度及び理解度向上を図ったか、目標件数を達成した場合は B 評定とする。

<困難度>

- ・「若手・女性研究者奨励金事業」に係る寄付金の募集については、制度が開始されて間もないため、研究内容の周知等により、奨励金事業の理解度向上や、社会からの要望等を適切に反映することにより、寄付者の拡大等、当該事業の好循環を構築する必要があることから、困難度が高いと認められるため、困難度を「高」とする。

3. 5 学術研究振興基金・資金事業

私立大学等における学術研究の充実を図るため、基金の運用等により財源を確保し、安定的な支援を行う。

〈指標〉

- ・「学術研究振興資金」を安定的に交付するための財源を確保できたか：80 百万円以上（令和 3 年度実績値：81 百万円）

〈目標水準等の考え方〉

- ・「学術研究振興資金」が安定的に交付するための財源を確保できたか：達成された場合、B 評価とする。

3. 6 減免資金交付事業

各私立大学等に対する減免資金の交付については、関係法令及び交付要綱を遵守し、適正に交付する。

〈指標・目標水準の考え方〉

- ・関係法令及び交付要綱を遵守して適正に交付されたか：達成された場合、B 評価とする。

4. 業務運営の効率化に関する事項

4. 1 効率的な業務運営体制の確立

- (1) 「3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の実現に向け、私学振興に係る業務を総合的かつ効率的に実施できるよう、例えば経営支援・情報提供事業及び貸付事業の連携を一層推進するなど、事業横断的な組織や人員配置の見直しを適切に行うとともに、事業団としての企画立案機能を強化する。
- (2) 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日 デジタル大臣決定）にのっとり、PMO の設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

〈指標・目標水準等の考え方〉

- ・組織や人員配置の見直しを適切に行ったか：「3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の評価を参考に判断する。

4. 2 経費等の見直し・効率化

(1) 事業団の助成業務の運営に関しては、社会情勢の変化等も勘案しながら、業務の徹底した見直しを進めるとともに、収入の適正化等による自己収入の確保・増に努め、経費の見直し、効率化を進める。

(2) 契約の適正化

事業団の締結する契約については、真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札による。また、一般競争入札のうち結果として一者応札となった場合、要因の分析を行うなど改善に向けた取組を行う。併せて、契約の適正な実施については監事による監査を受けるとともに、その契約状況を公表する。

〈指標・目標水準の考え方〉

- ・一般管理費の金額（171 百万円以下（令和 4 年度予算額：171 百万円））：達成された場合、B 評定とする。
- ・自己収入額（8 百万円以上（令和 4 年度予算額：8 百万円））：達成された場合、B 評定とする。
- ・自己収入の増・確保及び経費の効率化を図るための取組が行われたか：達成された場合、B 評定とする。
- ・一者応札について改善に向けた原因の分析又は取組が行われたか：達成された場合、B 評定とする。

5. 財務内容の改善に関する事項

5. 1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現

(1) 事業年度ごとに収支計画を作成するとともに、当該収支計画に沿った適切な運営を行う。

(2) 事業団の健全な財政運営を維持するため、貸付規模を確保するための取組を行うなど、自己収入の増・確保及び経費の効率化に努める。

〈指標・目標水準等の考え方〉

- ・収支計画に沿った運営が行われたか。収益の確保・増に向けた取組が行われたか。：達成された場合、B 評定とする。

5. 2 財務内容の管理の適正化

事業毎に厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を踏まえ事業への経費配分や業務運営の効率化に反映させるとともに、貸付規模を確保するための取組や債権の健全性の確認を行うことや、事業団の財務シミュレーションを定期的実施する等、財務状況等の健全性・透明性を確保する。

〈指標・目標水準等の考え方〉

- ・事業毎の評価・分析を踏まえた経費配分等が行われたか。また、財務状況等の健全性・透明性を確保するための取組が行われたか：達成された場合、B 評定とする。
- ・総貸付残高に対するリスク管理債権の割合：達成された場合、B 評定とする。

【再掲】

5. 3 人件費の適正化

給与水準については、国家公務員等の給与水準も十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与水準の適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表する。

〈指標・目標水準等の考え方〉

- ・毎年度検証し、給与水準等を対外的に公表する。：達成された場合、B 評定とする。

6. その他業務運営に関する重要事項

6. 1 内部統制に関する事項

法令等を遵守しつつ業務を行い、事業団の目的を有効かつ効率的に果たすため、独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を着実に運用するとともに、必要に応じ、内部統制を強化する取組の実施及び各種規定の見直しを行う。

〈指標・目標水準等の考え方〉

- ・内部監査及び監事監査は監査計画を策定し、その計画に沿った監査を実施する。また、各部署は当該監査において指摘された事項について、改善する：達成された場合、B 評定とする。

6. 2 情報セキュリティに関する事項

引き続き、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に沿って策定した情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を推進することに加え、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査において特定される課題を解決する。

〈指標・目標水準等の考え方〉

- ・毎年度、全職員を対象とした研修を実施する：達成された場合、B 評価とする。
- ・情報セキュリティ内部監査の実施：情報セキュリティ監査計画を策定し、2 年間で全ての部署に対して監査を行う：達成された場合、B 評価とする。

6. 3 事業に関する情報開示

- (1) 私立大学等経常費補助金の交付先・客観的指標の反映状況等の事業に関する情報や、受配者指定寄付金、若手・女性研究者奨励金及び学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報については、ホームページ等を活用した積極的な情報開示を行う。
- (2) 公表すべき資料については速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載する。

〈指標・目標水準等の考え方〉

- ・事業に関する各種情報の開示件数（100 件以上（平成 30 年度～令和 3 年度実績平均値：97 件））：達成された場合、B 評価とする。
- ・公表が義務付けられている情報のホームページでの公表が速やかに行われたか：達成された場合、B 評価とする。

6. 4 施設・設備に関する事項

事業団における老朽化した施設・設備について、必要な改修を実施する。

〈指標・目標水準等の考え方〉

- ・中期計画等で定める計画に沿って改修が進められたか：達成された場合、B 評価とする。
(計画に基づき、改修を行わない年度については評価を付さない。)

6. 5 人事に関する事項

人材確保・育成方針を踏まえ、必要人材の確保及び研修の実施により職

員の専門知識の向上等を図る。また、研修に関しては既存の法人内研修だけでなく、外部組織との交流も含めた研修の機会を職員に提供すること等により、その資質・能力向上を図るとともにその能力を発揮できるような環境整備の検討を行う。

〈指標・目標水準等の考え方〉

- ・毎年度、役職等に応じた研修を実施する：達成された場合、B評定とする。
- ・毎年度、全職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施する：達成された場合、B評定とする。【再掲】

6. 6 研修等助成に関する事項

私立学校教育の振興上必要と認められる私立学校の教職員の研修等に対する助成事業を計画的に実施する。

〈指標・目標水準等の考え方〉

- ・中期計画等で定める計画に沿って助成されたか：達成された場合、B評定とする。
(計画に基づき、日本私立学校振興・共済事業団法第23条第5項に定める残余が生じない場合は評定を付さない。)

日本私立学校振興・共済事業団(助成勘定)に係る政策体系上の位置付け

国の政策目標・方針等

○文部科学省の政策目標

政策目標 6 私学の振興

私立学校の振興に向け、教育研究条件を高めるとともに経営の健全性の維持向上を図る。

施策目標 6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興

達成目標 1 学生等が安心して学べる教育研究環境を整備する。

達成目標 2 私立学校を設置する学校法人の経営の健全性、経営基盤の強化を推進する。

○教育振興基本計画

基本施策 2 9 私立学校の振興

【主な取組】財政基盤の確立とメリハリある資金配分、多面的な資金調達の促進、学校法人に対する経営支援の充実等

○私立学校振興助成法

第1条 この法律は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もつて私立学校の健全な発達に資することを目的とする。

第11条 国は、日本私立学校振興・共済事業団法の定めるところにより、この法律の規定による助成で補助金の支出又は貸付金に係るものを日本私立学校振興・共済事業団を通じて行うことができる。

○経済財政運営と改革の基本方針、日本再興戦略 等

事業団の役割・位置付け等

日本私立学校振興・共済事業団

⇒ 中間団体としての役割

(設立の目的) 日本私立学校振興・共済事業団は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行うとともに、私立学校教職員共済法の規定による共済制度を運営し、もつて私立学校教育の振興に資することを目的とする。

補助事業：私立大学等経常費補助金の交付

助成事業：私立学校教職員の研修に対する助成金の交付

減免資金交付事業：各私立大学等に対する減免資金の交付

貸付事業：学校法人等に対する施設設備整備その他経営のために必要な資金の貸付

受配者指定寄付金事業：学校法人に対する受配指定寄付金の受入と配布

経営支援・情報提供事業：学校法人等に対する経営支援・情報提供

学術研究振興基金事業：学術研究振興基金の募金と学術研究振興資金の交付

私立高等学校等経常費助成費補助、施設費補助、私立学校に対する指導・助言等

都道府県

私立学校教育の振興

日本私立学校振興・共済事業団（私学事業団）の使命等と目標との関係

（使命）

私学事業団の助成業務は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定を図るため、補助金の交付、資金の貸付け、受配者指定寄付金の受入れ・配付、学術研究振興資金の交付、経営相談その他私立学校教育に対する援助に必要な業務、私立大学等における授業料等減免費用に充てるための資金を交付する業務を総合的かつ効率的に行い、もって私立学校教育の振興に資することにある。

（現状・課題）

◆強み

・私学振興政策に関する各種事業を総合的に長期にわたって行っているため、各私立大学等における教育条件や研究環境向上等に活用できる情報・知見を有していること。

◆課題

・少子化の影響により、私立学校の経営は厳しくなっており、今後リスク管理の必要な案件が多くなることが予想される。そうした状況に備え、私学事業団の有する情報・ノウハウを駆使し、助成業務の各事業が連携し支援を行える体制を構築することが必要。

（環境変化）

○18歳人口の大幅な減少と引き続く少子化の影響により、私立学校を取り巻く環境は一層厳しくなることが予想されるため、私立学校の自主性・自立性に配慮しつつ、私立学校に対する事業団の支援の充実を図る必要がある。

○「経済財政運営と改革の基本方針2022」において「未来を支える人材を育む大学等の機能強化を図る。」こととされ、意欲ある大学の主体性をいかした取組への支援の充実が求められている。

（中期目標）

○「補助事業」「貸付事業」「経営支援・情報提供事業」「寄付金事業」「学術研究振興基金・資金事業」「減免資金交付事業」の各種事業を総合的かつ効率的に実施するため、事業団の有する情報・知見を活かし、各私立大学等における教育条件や研究環境の向上に向けた取組を促進する方策や、地域に貢献する私立大学等の支援方策、経済的負担軽減方策等、その他、様々なステークホルダーに対し、財務情報等に限らず、非財務情報の発信等についても検討し、必要な措置を講ずる。

○ 各事業の成果・効果の周知を通じた私立学校の改善取組の促進や経営支援を行うとともに、各事業の不断の改善・見直しを行う等のPDCAサイクルの構築に向けた検討を行い、必要な措置を講ずる。

独立行政法人勤労者退職金共済機構中期目標（案）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

2023（令和 5）年〇月〇日
厚生労働大臣 加藤 勝信

第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割

1 法人の使命

機構は、中小企業の従業員に係る退職金共済制度を運営するとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことを目的としている（中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 58 条）。

中小企業退職金共済制度は、中小企業の従業員について、従業員の退職後の生活の安定と中小企業における人材の確保・定着を図ることにより、これらの従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与するものである。また、財産形成促進制度は、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものである。

機構がこれら制度の適切な運営や普及を行うことは、勤労者生活の充実のために不可欠である。

2 現状と課題

機構は、強固な財務基盤を有しており、受託者責任に基づき安全かつ効率的な資産運用を行うことにより、中小企業退職金共済制度の安定的な運営に貢献するとともに、資産規模 6 兆円超の公的機関投資家としての影響力を有している。

また、機構が資産運用のリスクに関する情報を厚生労働省に適切に提供すること等を通じて退職金共済制度における予定運用利回りが決定される仕組みとなっており、機構は制度全体のガバナンスにおいて重要な役割を担う機関である。

さらに、機構は大量かつ機微な利用者の個人情報保有しているが、これらの情報の保護のための情報セキュリティ体制を確保している。

加えて、前中期目標期間中を通じてガバナンスの強化を図り、責任の所在が明確な内部統制や組織全体への P D C A サイクルの定着を実現している。

他方、経営や金融分野における専門的な人材を確保すること、システムの基本構造とプログラミング言語の刷新により中退共システムの機動性を確保すること、

オンライン化やRPAに対応することや、環境変化に迅速に対応した制度運営や柔軟な資源配分を実現することが課題となっている。

また、前中期目標期間中を通じて強化を図ったガバナンスを引き続き徹底・堅持していくことも重要な課題である。

3 法人を取り巻く環境の変化

少子高齢化や人口減少が進展する中で、長期化した人生を豊かに送る観点から、現役世代における資産形成の重要性が高まる一方で、経営者の高齢化による事業承継問題が深刻化しており、特定業種における非正規雇用者数も減少している。

また、地政学リスクの増大等のグローバルな構造変化に伴い、金融市場における不確実性が増加するとともに、気候変動等のESG課題に対する公的機関投資家として期待される責任・役割が増加し、さらに世界的なサイバー攻撃の脅威が高まっている。

こうしたことを踏まえ、機構は、公共上の見地から必要な事務及び事業であって民間では必ずしも実施されないおそれがあるもの等を実施するという独立行政法人の目的に基づき、①金融市場の不確実性が増加する中で資産運用におけるプロセス責任を果たすための対応の徹底、スチュワードシップ活動の展開等の適切な資産運用の実施、②中退共システム再構築の実現と再構築後の機能強化、③建設業退職金共済制度における電子申請方式の利用促進、④退職金共済制度の加入促進、サービス向上、確実な退職金の支給、⑤国による事業・制度の改善・見直しに向けたエビデンスの提供に重点を置いて、法人の使命を果たすために取り組む。

(別添)「政策体系図」、「一定の事業等のまとめ」及び「法人の使命等と目標との関係」

第2 中期目標の期間

通則法第29条第2項第1号の中期目標の期間は、2023(令和5)年4月から2028(令和10)年3月までの5年間とする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

I 退職金共済事業

1 資産の運用【重要度 高】【困難度 高】

(1) 制度の特徴及び運用の目的

機構資産の運用は、制度の特徴(①従業員の退職金の原資であること、②積立

型の退職金共済という制度設計上、収入源は基本的に掛金とその運用益のみであること、累積欠損金が発生しても政府や退職金共済制度以外の事業から補填を受ける仕組みがないこと）に特に留意し、専ら受益者たる共済契約者及び被共済者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって退職金共済事業を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保し、退職金を将来にわたり確実に給付することを目的として行うこと。

(2) 資産運用の目標

機構資産の運用は、上記(1)に基づき、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に退職金共済事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保することを目標とすること。

ただし、清酒製造業退職金共済事業及び清酒製造業退職金特別共済事業に係る資産においては累積剰余金の水準を勘案して必要な利回りを設定し、林業退職金共済事業に係る資産においては、累積欠損金の計画的な解消を図るための費用を加えて必要な利回りを設定すること。

(3) 運用の目標達成に向けた取組

上記(2)の運用の目標を達成するため、以下の取組を行うこと。

中期的に必要な利回りを最低限のリスクで確保するために設定され、中期的に確保することが求められている資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）の期待リターンと運用実績との差異の原因を分析し、確認された原因を踏まえ、基本ポートフォリオの見直し、リバランスルール（資産構成割合の変動により基本ポートフォリオの資産構成割合の乖離許容幅を超えた場合に資産構成割合を乖離許容幅の範囲内に調整するなどのルール）の見直し、マネジャー・ストラクチャー（資産運用を担う運用機関の構成）の見直し等、必要な対応を検討し、実施すること。

（具体的なプロセス）

基本ポートフォリオの期待リターンと運用実績との差異を市場収益要因と超過収益要因に要因分解し、運用実績が期待リターンに満たない場合、以下の検討と対応を行う。

- ① 市場収益要因がマイナスとなるのは、資産ごとのベンチマーク収益率を資産構成割合にて加重した値が基本ポートフォリオにおける期待リターンを下回ることが原因となるが、その場合は検証期間における市場環境や市場要因を分析し、それが将来的に継続する可能性が高いと判断されれば基本ポートフォリオの見直しの必要性を検討する。具体的には、基本ポートフォリオの基本的な前提条件に変化があるか否かの検証を行う。

- ② 超過収益（機構の運用実績とベンチマーク収益率の差異）の原因について、資産配分効果（基本ポートフォリオにおける資産構成割合と実際の資産構成割合の差異による効果）と個別資産効果（各資産の運用実績とベンチマーク収益率の差異による効果）への要因分解を行って確認する。
- ③ 資産配分効果が想定以上に大きかった場合は、その検証期間の市場の特殊要因等も確認した上で、必要と判断されればリバランスルールの見直し要否の検討を行う。
- ④ 個別資産効果に問題が見出された場合には、マネジャー・ストラクチャー見直しの要否の検討を行う。
- ⑤ 運用実績の結果として実現した利益剰余金の水準について、想定損失額との比較を行い、差異が大きい場合、リスク量の適否を評価し、その結果を厚生労働省に提供する。

上記の検討結果を踏まえ、必要と判断された施策に遅滞なく着手し、実施する。

一連の検証、施策の実施については、適時に資産運用委員会において報告し、委員会の意見を踏まえて対応する。

このような取組を定期的に繰り返し行っていくことで、定められた運用の目標を達成すること。

（４）スチュワードシップ責任に係る取組

機構資産の運用の目的の下で、共済契約者及び被共済者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、市場等への影響に留意しつつ、スチュワードシップ責任を果たすための活動を一層推進すること。

その際、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（平成 26 年 2 月 26 日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ）を踏まえ、スチュワードシップ責任（機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。）を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行うこと。

また、毎年度、スチュワードシップ活動への取組状況をまとめて公表すること。

加えて、公的機関のアセットオーナーとして、フィデューシャリー・デューティに反しない範囲で、持続可能な社会の実現を後押しするための活動について検討すること。

（５）労働政策審議会と資産運用委員会の連携等

厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課長をブリッジ役とする労働政策審

議会と資産運用委員会との連携など関係機関との協力関係を維持・強化し、資産運用に係るガバナンス体制を引き続き整備すること。

【指標】

資産運用委員会が作成する資産運用に関する評価報告書において、運用実績を踏まえ、年間を通じて上記（３）（４）の対応が適切に実施されたとの評価を受けること。

[目標設定等の考え方]

- ・ 資産運用における妥当性の評価は、専門家でなければ困難であることから、中小企業退職金共済法に基づき資産運用に関する業務の実施状況を監視する権限を有する資産運用委員会による評価を指標とする。

【重要度 高】

共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから、重要度を高とする。

【困難度 高】

資産運用委員会に年間を通じて上記（３）（４）の対応が適切に実施されたとの評価を受けるためには、

- ① プルーデント・エキスパート・ルール（注意義務）に則り、専門家としての注意力、技量、思慮及び勤勉さをもって、金融経済、地政学リスク等の環境のモニタリングや分析を行いつつ、運用機関を適切に管理するとともに、多段階的な定量的手法による分析を用いて基本ポートフォリオやマネジャー・ストラクチャーの見直しの必要性を判断し、遅滞なく実施すること
- ② スチュワードシップ責任を果たすための活動として運用機関に対する働きかけを行うに当たっては、機構自らが組織のガバナンスを実現することが前提条件となるほか、世界トップクラスの運用機関を動かす見識を示すことが必要であることから、困難度を高とする。

2 一般の中小企業退職金共済事業

（１）加入促進対策の効果的実施【重要度 高】

加入促進に当たっては、中小企業退職金共済制度が従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを十分踏まえつつ、制度を長期的に持続可能とするために必要な被共済者数を安定的に確保することを目的として、以下の取組を実施すること。

加入企業、非加入企業それぞれに対するアンケート調査を実施してその結果を分析し、その分析に基づき、広報の対象、内容、手段等を検討し、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。

また、集中的な広報キャンペーンを展開し、その効果の検証結果を活用するとともに、Web会議システムやオンライン説明会の活用を図ること。

地方自治体、金融機関、関係事業主団体等との連携強化等を行うなど、引き続き、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。

【指標】

- ・ 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を 165 万人以上とすること。
- ・ 個別事業主に対する勧奨を普及推進員 1 名あたり平均月 17 件以上行うこと。
- ・ 説明会（オンライン説明会含む。）の回数 24 回以上及び参加者数 300 人以上とすること。

[目標設定等の考え方]

- ・ 過去の実績を、労働需給要因、長期的トレンド、制度変更要因、コロナ禍の影響等により回帰分析した推計を踏まえ、中小企業における退職金制度の導入状況等も考慮し、指標を設定することとする。

※ 前中期目標期間中に新たに加入した被共済者数（2018（平成 30）年度～2022（令和 4）年 12 月末現在）179.9 万人

- ・ 個別事業主に対する勧奨については、従来の対面方式では実施が難しかった遠隔地所在の事業主への対応や、新型コロナウイルス等の感染症拡大により訪問が困難になった場合の代替手段として対面方式に限らない電話等による勧奨を行うことを踏まえ、指標を設定することとする。
- ・ 説明会については、遠隔地所在の事業主の参加が可能となることのほか、会場設営や出張等の費用節減効果、新型コロナウイルス等の感染症拡大時にも開催が可能になること等に鑑み、オンライン開催を基本として、指標を設定することとする。

【重要度 高】

一般の中小企業退職金共済制度を長期的に持続可能とするためには被共済者数の安定的な確保が不可欠であることから、重要度を高とする。

(2) サービスの向上

加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続、事務処理等の妥当性を継続的に点検し、必要に応じて見直しを行うこと。

令和 7 年末までに手続のオンライン化を進めること。

また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。

相談コーナー及びホームページにおける相談内容及び意見・苦情等のほか、ホームページ閲覧者等の満足度調査の結果を、コールセンター等の相談業務及びホームページのコンテンツの改善に反映させること等により、相談業務及び情報提供の質を向上させること。

【指標】

- ・ 退職金請求について、受付日から 18 業務日以内に、退職金を全数支給すること。

[目標設定等の考え方]

- ・ 前中期目標の水準を、退職金請求の事務処理期限の指標として設定することとする。

※ 前中期目標期間（2018（平成 30）～2022（令和 4）年度）に目標として定めた処理日数の最終期限（業務日）18 日

加入促進活動に携わる関係者（普及推進員・特別相談員）、関係団体等の意見・要望を定期的に収集・聴取するとともに、各種統計の分析を行うなど、現況の把握に努め、得られた情報を整理・共有し、より効果的な活動につなげること。

【指標】

- ・ 毎年度 1 回以上、関係団体等からの意見・要望の聴取及び情報交換の結果をとりまとめて分析し、加入促進に活用すること。普及推進員・特別相談員については、年 7 回以上、ブロック会議等を開催し、事業主の意向や新たな動向等に関する情報を共有し、サービスの向上や加入促進に活用すること。

[目標設定等の考え方]

- ・ 一般の中小企業退職金共済制度を取り巻く環境の変化を把握し、迅速に対応するために、関係団体等からの意見・要望聴取及び情報交換を毎年度 1 回以上、事業主の意向や新たな動向等の情報共有を行う普及推進員・特別相談員とのブロック会議等を年 7 回以上開催し、得られた情報をサービスの向上や加入促進に活用することを指標とすることとする。

(3) 中退共システム再構築【重要度 高】【困難度 高】

一般の中小企業退職金共済事業における中退共システムについて、2026（令和 8）年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発の着実な進捗管理を行うとともに、想定外の事態にも適切に対応すること。

システム再構築プロジェクトと並行して、情報セキュリティの確保に配慮しつつ、2025（令和 7）年末までに手続のオンライン化導入を実現するなど、利用者に対するサービス向上に取り組むこと。

システム再構築後に事務効率化の観点からのシステム化を進めること。また、手続のオンライン化についても機能の改善を図ること。

【指標】

- ・ 一般の中小企業退職金共済事業における中退共システムについて、2026（令和8）年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発の着実な進捗管理を行うとともに、想定外の事態にも適切に対応すること。

[目標設定等の考え方]

- ・ 一般の中小企業退職金共済事業における中退共システムについて、新システムの運用開始時期及びシステム再構築の過程で必要となる対応を指標として設定することとする。

【重要度 高】

一般の中小企業退職金共済制度の基幹業務に関わるシステムについて、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するための再構築であることから、重要度を高とする。

【困難度 高】

中退共システム再構築は基本構造とプログラミング言語を刷新するという大規模な再構築であること、加えて、システム再構築と並行して、情報セキュリティを確保しつつ申請手続等のオンライン化を実施する必要があることから、困難度を高とする。

(4) 確実な退職金の支給に向けた取組

未請求退職金の縮減の観点から、退職時等における被共済者の住所把握の徹底、退職後一定期間経過後における退職金請求勧奨を行うこと。退職金未請求者へのアンケート調査等により判明した退職金額少額層における手続負担忌避傾向の強まりを踏まえ、手続負担感の軽減を図るため、ホームページにおける支払請求書類作成や、手続の分かりやすい解説の掲載などを実施すること。手続の解説については、利用者の意見等を踏まえ、継続的に改善を行うこと。

【指標】

- ・ 請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から3年経過後の未請求者数の比率を、毎年度2.0%以下とすること。
- ・ 請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から3年経過後の未請求退職金額の割合を、毎年度0.5%以下とすること。

[目標設定等の考え方]

- ・ 平成28年の制度改正（企業間通算制度の期間延長（退職後2年以内→3年

以内))に伴う未請求率の上昇傾向が緩和し、定常状態に近づいていることから、未請求者数及び未請求退職金額の推移に基づく推計を踏まえ、指標の水準を設定することとする。

3 建設業退職金共済事業

(1) 加入促進対策の効果的实施【重要度 高】

建設業に係る技能労働者数等の推移予測、景気要因等による労働需給予測により、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。

【指標】

- ・ 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を 47 万 6,000 人以上とすること。

[目標設定等の考え方]

- ・ 2022 (令和 4) 年度の新規加入者数 (推計値) を基礎として、建設技能労働者数 (推計値) 及び 2023 (令和 5) ~2027 (令和 9) 年度の各年度における建設技能労働者の増減率 (推計値) を踏まえ、建設業における事業主の加入状況等も考慮し、指標の水準を設定することとする。

※ 新規加入者数 (推計値)

2022 (令和 4) 年度 : 100,116 人

【重要度 高】

建設業退職金共済制度を長期的に持続可能とするためには被共済者数の安定的な確保が不可欠であることから、重要度を高とする。

(2) サービスの向上【重要度 高】【困難度 高】

① 電子申請方式の利用促進

確実な掛金納付・退職金支給、共済契約者の事務負担の軽減等を図ることを目的として導入した電子申請方式について、建設キャリアアップシステム (CCUS) とのデータ連携や、オンライン申請機能・メニューの充実・改善を行うことにより、一層の利用促進を図ること。

② 業務処理の効率化

加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続、事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。

また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。

③ 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等

共済契約者等の利便性を高める観点から、ホームページや電子申請専用サイトの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。

④ 積極的な情報の収集及び活用

加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、建設業退職金共済事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。

【指標】

- ・ 中期目標期間中に電子申請専用サイトの利用者登録を行う共済契約者数を半数以上とすること。
- ・ 中期目標期間中に電子申請による掛金の原資となる退職金ポイントの額を掛金収入額の30%以上とすること。
- ・ 退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。
- ・ 毎年度1回以上、加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。

[目標設定等の考え方]

- ・ 電子申請方式の利用の現状を踏まえつつ、既存の契約者に対して電子申請方式の利用者IDを交付する仕組みを構築することを通じて利用促進を図ること等を考慮し、指標を設定する。
※ 電子申請専用サイトログイン率 4.9%、掛金収入額における退職金ポイントの額の比率 3.1% (2022(令和4)年12月現在)
- ・ 前中期目標の水準を、退職金請求の事務処理期限の指標として設定することとする。
※ 前中期目標期間(2018(平成30)～2022(令和4)年度)に目標として定めた処理日数の最終期限(業務日)22日
- ・ 建設業退職金共済制度を取り巻く環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度1回以上、統計等の各種情報を整理・分析し、事業を改善することを指標とすることとする。

【重要度 高】

建設技能労働者の高齢化や建設業界の人手不足の深刻化といった状況の中、建設業退職金共済制度の加入者の利便性の向上を図る必要があることから、重要度を高とする。

【困難度 高】

電子申請方式導入後も就労実績報告作成ツールの改良を行うなど継続して利用者の利便性向上を図るものの、中小零細企業ではパソコンやインターネットが必ずしも十分に活用されていない実態もあり、電子申請方式の利用が進んでいない現状にあることから、困難度を高とする。

(3) 確実な退職金の支給に向けた取組

① 長期未更新者数の縮減等のための取組

過去3年以上手帳の更新を行っていない被共済者（以下「長期未更新者」という。）の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。

特に住所が把握できた長期未更新者については、全員に対し取組を強化すること。

被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。

② 確実な共済証紙の貼付及び退職金ポイントの充當に向けた取組

共済契約者に対し、過去2年間手帳の更新をしていない被共済者の手帳更新等の要請、被共済者の就労日数に応じた確実な共済証紙の貼付や就労実績の登録による退職金ポイントの充當のための周知及び取組を促進すること。

【指標】

- ・ 長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。
- ・ 中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。特に、住所情報把握者については前中期目標期間の終了時の数から15%以上減少させること。
- ・ 過去2年間手帳の更新をしていない共済契約者に対して、満了・未満了を問わず手帳更新を行うよう要請等を行い、新たに長期未更新者に該当することになる被共済者の数を中期目標期間の最終年度までに13,000人以下に減少させること。

[目標設定等の考え方]

- ・ 共済手帳の更新要請等を行うことで、長期未更新者数を減少させることを指標として設定することとする。

※ 過去3年以上手帳の更新を行っておらず掛金納付月数24月以上の被共済者推移

2019（令和元）年度末 373,568人、2020（令和2）年度末 370,498人、
2021（令和3）年度末 364,418人、2022（令和4）年12月末 362,832人

- ・一定期間以上、手帳更新がされていない場合、適正な掛金充当が行われていない可能性があることや、満了・未満了を問わず手帳の更新期間を2年とする運用を新たに始めたことを踏まえ、過去2年間手帳を更新していない共済契約者に対し手帳の更新の要請及び周知を行うことで、長期未更新者に該当することを未然に防止する。

4 清酒製造業退職金共済事業

(1) 加入促進対策の効果的实施【重要度 高】

清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。

【指標】

- ・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を270人以上とすること。

[目標設定等の考え方]

- ・新規加入者数の直近3か年平均値（令和2・3年度は実績値、令和4年度は推計値）を基礎として、労働力需給の推計（独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働力需給モデル（2018年度版）【成長実現・労働参加進展シナリオ】による将来推計」）における労働力人口の減少率及び清酒製造業における非正規労働者割合の減少率（国税庁「清酒製造業の概況」）を用いた推計を踏まえ、清酒製造業における事業主の加入状況等も考慮し、指標を設定することとする。

※ 新規加入者数

2020（令和2）年度：65人、2021（令和3）年度：101人、
2022（令和4）年度推計：54人

【重要度 高】

清酒製造業退職金共済制度を長期的に持続可能とするためには被共済者数の安定的な確保が不可欠であることから、重要度を高とする。

(2) サービスの向上

① 業務処理の効率化

加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続、事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。

また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。

② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等

共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。

③ 積極的な情報の収集及び活用

加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計及び現況調査等の情報を整理した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、清酒製造業退職金共済事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。

【指標】

- ・ 退職金請求について、受付日から 22 業務日以内に、退職金を全数支給すること。
- ・ 毎年度 1 回以上、加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。

[目標設定等の考え方]

- ・ 前中期目標の水準を、退職金請求の事務処理期限の指標として設定することとする。
- ※ 前中期目標期間中(2018(平成30)～2022(令和4)年度)に目標として定めた処理日数の最終期限(業務日) 22 日
- ・ 清酒製造業退職金共済制度を取り巻く環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度 1 回以上、統計等の各種情報を整理、分析し、事業を改善することを指標とすることとする。

(3) 確実な退職金の支給に向けた取組

長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。

被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。

【指標】

- ・ 長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が 3 年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。
- ・ 中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。

[目標設定等の考え方]

- ・ 共済手帳の更新要請等を行うことで、長期未更新者数を減少させることを指標として設定することとする。

※ 過去3年以上手帳の更新を行っておらず掛金納付月数 24 月以上の被共済者推移

2019（令和元）年度末 2,897 人、2020（令和2）年度末 2,913 人、
2021（令和3）年度末 2,921 人、2022（令和4）年12月末 2,900 人

5 林業退職金共済事業

（1）累積欠損金の処理【重要度 高】【困難度 高】

2024（令和6）年度までに開始される予定の財政検証や特定業種退職金共済制度のあり方の検討の結果を踏まえて、機構が2020（令和2）年11月に策定した「累積欠損金解消計画」（以下「解消計画」という。）の見直しを速やかに行い、見直し後の解消計画に沿って着実な累積欠損金の解消を図ること。

【指標】

- ・ 中期目標期間の最終年度に、解消計画（見直しを行った場合は見直し後の解消計画）に定める当該年度の累積欠損金の金額を達成すること。

[目標設定等の考え方]

- ・ 解消計画（見直しを行った場合は見直し後の解消計画）に基づき、累積欠損金の着実な解消が必要であることから、指標として設定することとする。

【重要度 高】

累積欠損金をできる限り早期に解消し、財務内容の健全化を図ることは、制度の持続的な運営に当たっての最重要事項であることから、重要度を高とする。

【困難度 高】

累積欠損金解消計画の見直しについては、加入者確保対策の強化等関係機関との連携による取組や資産運用面の検討など慎重な調整を要することから、困難度を高とする。

（2）加入促進対策の効果的实施【重要度 高】

林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。

【指標】

- ・ 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を6,900人以上とすること。

[目標設定等の考え方]

- ・ 令和4年度の新規加入者数（推計値）を基礎として、林業従事者の見通し（林

野庁「森林・林業基本計画に掲げる目標数値（令和3年3月）」に基づき林業従事者数は一定とした上で、非正規労働者割合の減少率（農林水産省「森林組合一斉調査」）を用いた推計を踏まえ、林業における事業主の加入状況等も考慮し、指標の水準を設定することとする。

※ 新規加入者数（推計値）

2022（令和4）年度：1,594人

【重要度 高】

林業退職金共済制度を長期的に持続可能とするためには被共済者数の安定的な確保が不可欠であることから、重要度を高とする。

（3）サービスの向上

① 業務処理の効率化

加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続、事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。

また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。

② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等

共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。

③ 積極的な情報の収集及び活用

加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、林業退職金共済事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。

【指標】

・ 退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。

・ 毎年度1回以上、加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。

[目標設定等の考え方]

・ 前中期目標の水準を、退職金請求の事務処理期限の指標として設定することとする。

※ 前中期目標期間中（2018（平成30）～2022（令和4）年度）に目標として定めた処理日数の最終期限（業務日）22日

・ 林業退職金共済制度を取り巻く環境の変化を把握し、迅速に対応するために、

毎年度1回以上、統計等の各種情報を整理・分析し、事業を改善することを指標とすることとする。

(4) 確実な退職金の支給に向けた取組

長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。

被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。

【指標】

- ・ 長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。
- ・ 中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。

[目標設定等の考え方]

- ・ 共済手帳の更新要請等を行うことで、長期未更新者数を減少させることを指標として設定することとする。

※ 過去3年以上手帳の更新を行っておらず掛金納付月数24月以上の被共済者推移

2019（令和元）年度末 2,151人、2020（令和2）年度末 2,125人、
2021（令和3）年度末 2,131人、2022（令和4）年12月末 2,110人

II 財産形成促進事業

1 融資業務の実施

勤労者世帯の持家取得について、勤労者の生活の安定に資するため、融資業務を実施すること。

また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、職員研修を実施すること等により審査業務を的確かつ迅速に処理するための取組を行うこと。

【指標】

貸付決定までの審査期間について、財形持家転貸融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とすること。

[目標設定等の考え方]

- ・ 迅速な審査を行い、引き続き利用者の利便性を維持する必要があるため、前中期目標期間中（2018（平成30）～2022（令和4）年度）における水準を指標とすることとする。

※ 前中期目標期間中(2018(平成30)～2022(令和4)年度)に目標として定めた平均処理日数(業務日) 5日

2 利用促進対策の効果的实施

(1) 関係機関等と連携した利用促進対策

財形持家融資の関係機関等と連携しつつ、財形持家融資利用者の動向とその要因を踏まえた利用促進対策に取り組むこと。

(2) 特別な支援を必要とする者への対応

特別な支援を必要とする利用者への特例措置については、政府方針を踏まえ、適時適切に見直しを行いつつ、引き続き行うこと。

【指標】

- ・ 中期目標期間中の財形持家転貸融資の新規借入申込件数を合計1,800件以上とすること。
- ・ 一般の中小企業退職金共済の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会を捉えて、毎年度30回以上、財形持家転貸融資の利用促進を図ること。

[目標設定等の考え方]

- ・ 財形貯蓄件数が減少傾向にあることを踏まえ、令和2年度及び令和3年度における「財形貯蓄件数の減少率」及び「新規申込件数/財形貯蓄件数の減少率」に基づき令和5年度の新規申込件数を算出した上で、令和6～9年度の新規申込件数は令和5年度の新規申込件数から財形貯蓄件数の減少率に従って減少するとして算出し、これらの数値を合計して指標を設定することとする。
- ・ 前中期目標期間中の実績を踏まえ、指標を設定することとする。

※ 説明会等の実施回数実績

2018(平成30)年度 24回、2019(令和元)年度 14回、2020(令和2)年度 4回、2021(令和3)年度 24回、2022(令和4)年度実績見込 29回

3 財務運営

(1) 自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施すること。

(2) 剰余金は、金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てること。

Ⅲ 雇用促進融資事業

雇用促進融資業務については、債権管理を適切に行い、リスク管理債権(貸倒懸念債権及び破産更生債権等)の処理を進めること。

第4 業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等

機構の業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的实施、働き方改革の推進等の観点から会議の電子化、効率化、職員のテレワークの推進をはじめとした見直しを検討し、実施すること。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化及び経費の削減を図ること。

2 業務運営の効率化に伴う経費削減

業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、各退職金共済事業における被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費（再構築・改修費及び保守費）等の新規追加分並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、2022（令和4）年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、2022（令和4）年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。

【指標】

業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、各退職金共済事業における被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費（再構築・改修費及び保守費）等の新規追加分並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、2022（令和4）年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、2022（令和4）年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。

3 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果及び取組状況を公表すること。

4 業務の電子化に関する取組【重要度 高】【困難度 高】

（1）中退共システム 【再掲】

一般の中小企業退職金共済事業における中退共システムについて、2026（令和8）年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発の着実な進

捗管理を行うとともに、想定外の事態にも適切に対応すること。

システム再構築プロジェクトと並行して、情報セキュリティの確保に配慮しつつ、2025（令和7）年末までに手続のオンライン化導入を実現するなど、利用者に対するサービス向上に取り組むこと。

システム再構築後に事務効率化の観点からのシステム化を進めること。また、手続のオンライン化についても機能の改善を図ること。

（2）建設業退職金共済制度の電子申請方式の利用促進【再掲】

確実な掛金納付・退職金支給、共済契約者の事務負担の軽減等を図ることを目的として導入した電子申請方式について、建設キャリアアップシステム（CCUS）とのデータ連携や、オンライン申請機能・メニューの充実・改善を行うことにより、一層の利用促進を図ること。

（3）情報システムの整備及び管理

デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。

（4）手続の電子化

情報システムの整備及び管理を行うPJMO（Project Management Office（プロジェクト推進組織））を支援するため、PMO（Portfolio Management Office（全体管理組織））の設置等の体制整備を進めること。また、各種の申請手続について保有する個人情報の保護を確実に確保した上で、e-Govの活用等、オンライン化を進めること。

【指標】

（1）中退共システム【再掲】

- ・一般の中小企業退職金共済事業における中退共システムについて、2026（令和8）年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発の着実な進捗管理を行うとともに、想定外の事態にも適切に対応すること。

（2）建設業退職金共済制度の電子申請方式【再掲】

- ・中期目標期間中に電子申請専用サイトの利用者登録を行う共済契約者数を半数以上とすること。
- ・中期目標期間中に電子申請による掛金の原資となる退職金ポイントの額を掛金収入額の30%以上とすること。

[目標設定等の考え方]【再掲】

- ・ 一般の中小企業退職金共済事業における中退共システムについて、新システムの運用開始時期及びシステム再構築の過程で必要となる対応を指標として設定することとする。
- ・ 建設業退職金共済制度の電子申請方式について、電子申請方式の利用の現状を踏まえつつ、既存の契約者に対して電子申請方式の利用者IDを交付する仕組みを構築することを通じて利用促進を図ること等を考慮し、指標を設定する。

【重要度 高】

一般の中小企業退職金共済制度の基幹業務に関わるシステムについて、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するための再構築であることから、重要度を高とする。

建設業退職金共済制度の電子申請方式について、建設技能労働者の高齢化や建設業界の人手不足の深刻化といった状況の中、建設業退職金共済制度の加入者の利便性の向上を図る必要があることから、重要度を高とする。

【困難度 高】

中退共システムについて、中退共システム再構築は基本構造とプログラミング言語を刷新するという大規模な再構築であること、加えて、システム再構築と並行して、情報セキュリティを確保しつつ申請手続等のオンライン化を実施する必要があることから、困難度を高とする。

電子申請方式導入後も就労実績報告作成ツールの改良を行うなど継続して利用者の利便性向上を図るものの、中小零細企業ではパソコンやインターネットが必ずしも十分に活用されていない実態もあり、電子申請方式の利用が進んでいない現状にあることから、困難度を高とする。

5 契約の適正化の推進

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。

- (1) 公正かつ透明な調達手続による適切、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構の「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施すること。特に、システム改修等の調達については、安易に随意契約とせず、透明性を確保すること。また、契約監視委員会において、契約の適正な実施について点検を受けること。
- (2) 契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。中期目標期間における一者応札の平均件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数よりも増加させないよう努めること。

- (3) 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。

第5 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容に関する事項は、次のとおりとする。

「第3 I 5 (1) 累積欠損金の処理」で定めた事項に基づき、累積欠損金の着実な解消を図ること。また、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項を考慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行うこと。

第6 その他業務運営に関する重要事項

1 ガバナンスの徹底【重要度 高】

(1) 内部統制の徹底

通則法によりガバナンスの強化が求められたことを踏まえ、内部統制を徹底すること。具体的には、統制環境として、金融業務を行う公的機関にふさわしい高い職業倫理の徹底、金融ショックやサイバーテロなどのリスクに対する不断の備え、エビデンスに基づく施策立案の徹底等を図るとともに、統制活動として、責任の所在の明確化の徹底を図ること。

中期計画、年度計画の進捗状況について、理事会、運営委員会などでの報告・審議等を通じてP D C Aサイクルを適切に機能させ、引き続き効率的かつ効果的な組織運営を確保すること。

大量の個人情報適切に管理するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき定めた個人情報管理規程にのっとり、個人情報の適切な取扱いを行い、管理状況に係る監査を徹底すること。

(2) 情報セキュリティ対策の推進等

① 情報セキュリティ対策の推進

サイバー攻撃の脅威が急速に高まる中、機構が大量に保有する銀行口座番号を含む重要な個人情報を適切に管理・保護する観点から、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に基づく適切な措置として、各種規程の整備、研修・教育等を行いつつ、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制と手順の浸透を図ること。

また、システムの運用委託先において、機構のインシデント発生時等に同法等に基づき適切な対処がなされるよう、リスク管理体制の強化を図ること。

さらに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、P D C Aサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。

② 災害時等における事業継続性の強化

災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、業務継続のための体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講ずること。

(3) 事業及び制度の改善・見直しに向けた取組

中小企業退職金共済法に基づき厚生労働省が行う中小企業退職金共済制度の財政検証に必要な情報を提供すること。

特に、令和2年度の特定業種退職金共済制度の財政検証の結果を踏まえ、厚生労働省が次期財政検証に向けて実施する特定業種退職金共済制度のあり方についての検討に資するよう、必要な情報を提供し、その検討結果を踏まえ、必要な対策を講ずること。

また、財産形成促進事業について、民間金融機関における住宅ローン利用者等の拡大により財形持家融資の利用者が減少している状況を踏まえ、厚生労働省が次期中期目標に向けて実施する事業及び制度の改善・見直しの検討に資するよう、必要な情報を収集し、厚生労働省に提供すること。

さらに、機構が実施する各種事業に関し、必要に応じて、事業及び制度の改善・見直しに資する情報を収集し、厚生労働省に提供すること。

【重要度 高】

法人のガバナンスについては、通則法改正により強化が求められたものであり、機構のように、金融業務を行い、大量の機微な個人情報保有している法人にとっては、その徹底が特に重要であることから、重要度を高とする。

2 人事に関する事項

- ・ 令和元年に策定した人材の確保・育成に係る方針に基づき、人材の確保・育成や職員の士気の向上に引き続き取り組むとともに、必要に応じ、同方針の見直しを行うこと。
- ・ 資産運用やシステム管理など特に高度な専門性が求められる部門の体制を整備するため、専門的知識を有する人材を確保するとともに、役員や管理職への女性登用、障害者の積極的な採用等によりダイバーシティを推進すること。

独立行政法人勤労者退職金共済機構の政策体系図

国の政策

厚生労働省の任務は国民生活の保障・向上と経済の発展への寄与。
中小企業退職金共済制度及び勤労者財産形成促進制度の適切な運営と普及は、これらに寄与し、勤労者生活の充実を図るために不可欠。

中小企業退職金共済制度の意義

従業員の退職後の生活の安定と、中小企業における人材の確保・定着を図ることによって、従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与するもの

勤労者財産形成促進制度の意義

勤労者の計画的な財産形成を促進することにより国民経済の健全な発展に寄与するもの

次期中期目標期間（2023～2027年度）における法人の役割

法人の事務事業（制度の実施）

- 独力では退職金を持つことが困難な中小企業について、従業員の退職後の生活の安定と、中小企業の人材確保・定着を図る。
- 財形持家融資制度の運営により、勤労者生活の充実を図る。

現状・課題

- 少子高齢化が進展する中で長期化した人生を豊かに送る観点から、現役世代における資産形成の重要性の高まり
- 中小企業における事業承継問題の深刻化と特定業種における非正規雇用者数の減少に対応した制度の持続可能性の確保
- 気候変動等のESG課題に対する公的機関投資家として期待される責任・役割の増加
- 世界的なサイバー攻撃の脅威の高まり
- 中退共システムの機動性確保（基本構造とプログラミング言語の刷新）
- 民間金融機関における住宅ローン商品の拡大

中期目標期間における主な事務・事業

中小企業退職金共済事業

- 資産運用
 - ・ 金融市場の不確実性が増加する中、資産運用の基本方針等に基づくプロセス責任を果たすための対応の徹底
 - ・ スチュワードシップ活動の展開
- 中退共システム再構築の実現と再構築後の機能強化
- 建退共における電子申請方式の利用促進
- 加入促進、サービス向上、確実な退職金の支給

財産形成促進事業

- 財形持家融資業務の実施

ガバナンスの徹底等

- 責任の所在が明確な内部統制の徹底
- 情報セキュリティ対策の推進
- 事業・制度の改善・見直しに向けたエビデンスの提供

一定の事業等のまとめり

((独) 勤労者退職金共済機構 第5期中期目標)

I 中小企業退職金共済制度

- 1 資産の運用
- 2 一般の中小企業退職金共済事業
- 3 建設業退職金共済事業
- 4 清酒製造業退職金共済事業
- 5 林業退職金共済事業

II 財産形成促進事業

III 雇用促進融資事業

(独) 勤労者退職金共済機構の使命等と目標との関係

(使命)

(独)勤労者退職金共済機構は、中小企業の従業員に係る退職金共済制度を運営するとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことを目的としている。

(現状・課題)

◆強み

- ・強固な財務基盤と受託者責任に基づく安全かつ効率的な資産運用、資産規模6兆円超の公的機関投資家としての影響力
- ・資産運用のリスクに関する情報の厚労省への提供等を通じて中退共制度のガバナンスに重要な役割を担う機関
- ・大量かつ機微な個人情報に対する情報セキュリティ体制
- ・責任の所在が明確な内部統制、組織全体へのPDCAの定着

◆弱み・課題

- ・経営や金融分野における専門的な人材の確保
- ・中退共システムの機動性確保(基本構造とプログラミング言語の刷新)、オンライン化やRPAへの対応
- ・環境変化に迅速に対応した制度運営と柔軟な資源配分
- ・ガバナンスの徹底・堅持

(環境変化)

- 現役世代における資産形成の重要性の高まり
- 経営者の高齢化による事業承継問題の深刻化
- 地政学リスクの増大等のグローバルな構造変化に伴う金融市場における不確実性の増加
- 気候変動等のESG課題に対する公的機関投資家として期待される責任・役割の増加
- 世界的なサイバー攻撃の脅威の高まり

(中(長)期目標)

- 資産運用
 - ・金融市場の不確実性が増加する中、資産運用の基本方針等に基づくプロセス責任を果たすための対応の徹底
 - ・スチュワードシップ活動の展開
- 中退共システム再構築の実現と再構築後の機能強化
- 建退共における電子申請方式の利用促進
- 加入促進、サービス向上、確実な退職金の支給
- 国による事業・制度の改善・見直しに向けたエビデンスの提供

令和5年●月●日付厚生労働省発職●第●号指示

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

令和5年●月●日

厚生労働大臣 加藤 勝信

第1章 政策体系における法人の位置付け及び役割

1 法人の使命

機構は、高年齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、高年齢者等の雇用に関する技術的事項についての事業主等に対する相談その他の援助、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営、障害者の雇用に伴う経済的負担の調整の実施その他高年齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務並びに求職者その他の労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための施設の設置及び運営の業務等を行うことにより、高年齢者等及び障害者並びに求職者その他の労働者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的としている（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号。以下「機構法」という。）第3条）。

国の政策の実現に向けて、機構においては、高年齢者等の雇用の確保、障害者の職業的自立の促進、求職者をはじめとする労働者の職業能力の開発及び向上の促進のために、高年齢者等、障害者、求職者、事業主等に対し総合的な支援を実施することが求められている。

2 現状と課題

機構は、高年齢者等の雇用確保に向けた企業支援、障害者に対する職業リハビリテーション、求職者等に対する職業訓練等を通じて、我が国経済の発展と労働者の職業の安定に貢献してきたという長い歴史と伝統を承継する法人であり、また、現在においては、機構法に基づき、全国において、高年齢者等、障害者、求職者及び地域の企業その他の関係団体等に対して総合的な支援を実施している我が国唯一の法人である。

機構は、都道府県支部の下に、地域障害者職業センター（以下「地域センター」という。）や職業能力開発促進センター等の専門機関を設置する全国組織であり、居住地域にかかわらず国の方針に基づく全国組織の強みを生かした支援を展開している。

また、長年にわたって培われた障害者に対する職業リハビリテーションサービスの提供や離職者に対する職業訓練の実施等の支援ノウハウを有する障害者職業カウンセラーや職業訓練指導員等専門職を擁し、それら専門職による支援を実施することで、我が国における雇用支援のセーフティネットとしての機能を果たしている。

加えて、機構は、高年齢者等雇用支援、障害者雇用支援、職業訓練の全ての分野において、都道府県労働局や公共職業安定所、他の労働関係法人、地方自治体、就労支援機関、学校、教育訓練機関、事業主団体等の関係機関との密接な連携や役割分担の下で効果的に支援を実施しており、また、各分野における新たなニーズに合わせた支援方法等の調査・研究、開発を行い、国の政策の実現に寄与している。

他方、新型コロナウイルス感染症の影響や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）等の政府方針を踏まえた業務・サービスのオンライン展開及び機構内部におけるオンライン環境の整備、業務手法の見直し等、現下の状況に即した業務・サービスの見直し、体制整備が課題である。

我が国は、人口減少・少子高齢化によって労働力不足に直面する中、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月7日閣議決定）等においても、創造性を発揮して付加価値を生み出していく原動力は「人」とされており、多様な人材の一人一人が持つ潜在力を最大限発揮できるよう、個々の希望に応じたセーフティネットを利用でき、多様な働き方を選択できる環境整備が求められている。

このような中で、国がこれらの課題に的確に対応していくためには、機構がこれまで培ってきた支援に係るノウハウや高い専門性を有する人材、全国規模で展開する地方組織といった機構の有する強みを最大限発揮し、高年齢者等雇用及び障害者雇用に係る支援や、民間では実施が困難な職業訓練を確実に実施することが不可欠であり、第5期中期目標期間においては、主に以下の課題に重点を置きつつ、効果的かつ効率的に業務を遂行するものとする。

- (1) 人口減少・少子高齢化の進展による生産年齢人口の減少が課題となる中、高年齢者が年齢に関わりなく個々の希望に応じて多様な働き方を選択できる環境の整備が必要であり、70歳までの就業機会の確保に取り組む事業主に対する支援を充実する。
- (2) 障害の有無に関係なく、希望や能力、適性等に応じて活躍できる社会の実現が求められる中、個別性の高い支援を必要とする障害者に対し、個別の職業リハビリテーション計画に基づく専門的支援を着実に実施するとともに、事業主に対するオーダーメイド型の支援を強化する。

また、障害者の就労支援ニーズに対応するため、雇用・福祉の両分野に横断的な基礎的知識等を身に付けた地域の就労支援人材の育成を図る。

- (3) デジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」という。）やグリーン・トランスフォーメーション（以下「GX」という。）の進展といった大きな変革の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上に必要となる人材の確保、育成

の支援を充実する。

(別紙1) 政策体系図

(別紙2) 一定の事業等のまとめ

(別紙3) 法人の使命等と目標との関係

(別紙4) 指標の設定及び水準の考え方

第2章 中期目標の期間

通則法第29条第2項第1号の中期目標の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とする。

第3章 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

1 高年齢者等に係る雇用関係業務に関する事項

少子高齢化の進展により労働力人口が減少している中で我が国の成長力を確保していくためにも、意欲ある高年齢者が年齢に関わりなく個々の希望に応じて多様な働き方を選択できる環境の整備が必要である。また、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号。以下「改正法」という。）による高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）の一部改正が令和3年4月に施行され、70歳までの就業機会の確保（高年齢者就業確保措置）が努力義務として創設された。これに伴い、高年齢者就業確保措置に係る事業主の自発的な動きが促進されるよう、事業主への支援の充実が重要になっている。

このため、第5期中期目標期間において、給付金の支給や高年齢者等の雇用に関する技術的事項についての相談・援助等により、高年齢者就業確保措置を行う事業主への支援に重点的に取り組むこととする。

(1) 高年齢者等の雇用の安定等を図る事業主等に対する給付金の支給

高年齢者等の雇用の安定等を図る観点から、70歳までの就業機会の確保についての事業主等の自発的な動きが広がるよう、給付金による支援を実施すること。

① 給付金の効果的活用の促進に向けた周知・広報

給付金の効果的活用を図るため、給付金制度及び申請手続の説明会を実施し、併せてホームページによる説明や説明動画を配信するなど、事業主等に対する積極的な周知・広報を図ること。

② 効率的な給付金支給業務の運営

高年齢者等の雇用に関する事業主等への給付金支給業務については、法令の趣旨・

目的に従い適正に実施するとともに、オンラインによる助成金の申請など、事務手続の合理化等を通じて効率的な運営を図り、事業主等にとって利便性の高いものとしていくこと。

③ 適正な支給業務の実施

高年齢者等の雇用に関する事業主等への給付金支給業務については、職業安定機関との連携及び適切な情報共有等により、適正な実施を図ること。

また、適正な審査、調査の実施により、不正受給を防止するとともに、不正受給が発生した場合は、的確に対応すること。

【指標】

- 1 事業主等に対する給付金の説明会に参加する事業所数を100,000事業所以上とすること。
- 2 創設2年目以降の給付金について、支給申請受理後の事業主への照会等に要した日数を除き、申請1件当たりの平均処理期間を90日以内にする。こと。（ただし、年度途中で当初予算額を超える申請があった場合には、当該月の翌月以降に行われる支給申請は全ての平均処理期間算出の対象から除く。）

(2) 高年齢者等の雇用に関する相談・援助、実践的手法の開発、啓発等

改正法により、高年齢者就業確保措置が努力義務として創設されたことに伴い、高年齢者が個々の希望に応じて多様な働き方を選択できる環境の整備等に係る事業主等に対する専門的・技術的な支援の重要性がより一層増していることから、事業主等に対して必要な支援を効果的に実施し、併せて社会全体での気運の醸成を図るための啓発・広報活動を実施すること。

① 事業主等に対する効果的な相談・援助等の実施

ア 70歳雇用推進プランナー及び高年齢者雇用アドバイザーによる高年齢者等の雇用に関する専門的・技術的な相談・援助の実施

70歳雇用推進プランナー及び高年齢者雇用アドバイザー（以下「70歳雇用推進プランナー等」という。）による事業主等に対する高年齢者等の雇用の技術的問題全般に関する相談・援助に加え、機構で蓄積している専門的知見を基に、事業主等に対して70歳までの就業機会の確保に係る具体的な制度改善提案を行うこと。また、制度改善提案を行うに当たっては、70歳雇用推進マニュアル等の機構が開発したツールのほか、関係機関と連携し、高年齢者の多様な就業機会の確保や負担のかからない作業環境への改善に取り組む企業への支援を行う等、効果的・効率的に取り組むこと。

イ 70歳雇用推進プランナー等によるサービスの質の向上

事業所の規模、業種や職種等を踏まえた人事労務管理方策等の高年齢者等の雇用を進めていく上での課題解決に資する実践的手法や、70歳雇用推進プランナー等が活用するツールを開発するとともに、70歳雇用推進プランナー等の相談・援助スキル、資質向上のための研修を実施すること。

ウ 産業別ガイドラインの策定及び普及支援

産業団体が、産業別高齢者雇用推進委員会において、高齢者等の雇用をより一層促進するために必要なガイドラインを策定し、会員企業に対して普及することを支援すること。

エ 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするための助言、援助

労働者が早い段階から自らの希望と能力に応じた多様な働き方を選択し実現できるよう、高齢期における職業生活の設計のための助言、援助を行うこと。

② 生涯現役社会の実現に向けた気運を醸成するための啓発広報等

人口減少・少子高齢化が進展し、労働力不足が課題となっている中、働く意欲のある高齢者が能力や経験を生かし、年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会の実現が重要であることから、その意義や重要性などを広く国民に周知・広報し、生涯現役社会の実現に向けた社会全体での気運の醸成を図るための取組を実施すること。

ア 啓発広報活動等の実施

高齢者等の雇用に関する国民の理解の促進を図るため、高齢者就業支援月間を設け、事業主等による高齢者雇用に関する取組の好事例の収集・選定・表彰等を行うとともに、生涯現役社会の実現に向けたシンポジウムを充実させる等、一層積極的かつ効果的に啓発活動を実施すること。また、啓発誌の発行、ホームページへの掲載、マスメディア等の活用、経済団体等との連携によって、啓発広報活動等を積極的かつ効果的に展開すること。

イ 高齢者等の雇用に係る事業主等による取組の好事例の展開

高齢者就業確保措置を推進するため、70歳雇用推進マニュアルの内容をさらに充実させ、その周知・普及を進めるとともに、事例情報提供システムの強化等により、高齢者等の雇用に係る事業主等による取組の好事例の展開及び効果的な活用を促進すること。

【指標】

- 1 70歳までの定年引上げ・継続雇用延長等に係る具体的な制度改善提案について、31,000件以上を実施すること。
- 2 制度改善提案を行った事業主に対して追跡調査を実施し、60%以上の事業主から「提案を受けて見直しを進めた」旨の回答が得られるようにすること。
- 3 産業別高齢者雇用推進事業に取り組む産業団体会員企業にアンケート調査を実施し、85%以上の企業からガイドラインが有用であるという回答が得られるようにすること。

【重要度：高】

改正法において、高齢者就業確保措置が努力義務として創設されたことに伴い、70歳までの就業機会の確保を行う企業への支援を実現し、企業が早期に取り組むための環

境整備を行っていくことが求められている。また、成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）に係るフォローアップ工程表において、高年齢者の就業率の達成目標（2025年：65～69歳の就業率51.6%）が示されており、70歳までの就業機会を確保していくためには、より多様な高年齢者の特性に応じた活動の機会を提供できるよう、企業の取組の選択肢を広げる必要があり、本業務はその目的に寄与する極めて重要な業務であるため。

【困難度：高】

改正法において、高年齢者就業確保措置が努力義務として創設されたが、事業主にとって70歳までの高年齢者就業確保措置は重大・慎重な経営判断を要する人事制度の改正を伴うものであるとともに、個々の高年齢者の多様性への配慮や負担のかからない職場環境作りも求められるなど、取組を進めていくに当たっての難易度が特に高いことに加えて、第5期中期目標期間の対象企業は、第4期中期目標期間では制度改善提案の対象外であった小規模企業や制度改善提案まで到らなかった企業など働きかけの困難な企業が主となるため。

2 障害者職業センターの設置運營業務等に関する事項

近年、障害者雇用の取組は着実に進展しつつあるものの、依然として中小企業の実雇用率は低く、一方で、支援対象者の障害特性や働き方の多様化に加えて、技術革新等により障害者就労を取り巻く環境も変化し、支援ニーズは増大している。このため、機構が培ってきた専門性やノウハウを活用した障害者支援、事業主支援を引き続き実施することとする。

また、雇用・福祉の連携強化を一層進めるために、両分野の基礎的な知識等を身に付けた地域の就労支援人材の育成を図る必要がある。

その他、職業リハビリテーションサービスを利用した障害者を雇用する事業主から、障害者雇用における課題やノウハウ等を収集、分析するなどし、障害者及び事業主に対する支援の充実に活用する。

(1) 地域センター等における障害者及び事業主に対する専門的支援

① 障害者の希望や適性に合わせた働き方を実現する専門的支援等の実施

地域センターにおいては、個別性の高い専門的な支援を必要とする障害（精神障害、発達障害、高次脳機能障害等）を有する対象者に対して、キャリアのいずれのステージにおいても、希望や適性に合わせた働き方を実現できるように、求職中・在職中の支援、さらには休職中の復職支援等、個別の職業リハビリテーション計画に基づく専門的支援を着実に実施すること。なお、障害者雇用に係るセーフティネットとしての役割は重要であることから、他の就労支援機関で対応が困難な障害者に対する職業リハビリテーションに係る支援を行うこと。

② 質の高い障害者雇用を支える事業主支援の実施

地域センターにおいては、企業が抱える障害者雇用に関する課題に対して様々な支

援プランを提示する提案型事業主支援や外部専門家である「障害者雇用管理サポーター」と連携した専門的な相談支援等、企業に対するオーダーメイド型の支援を強化する。その際、テレワーク等ICTを活用した新しい働き方の実現のための環境整備に向けても、企業に対して、好事例の紹介や、ニーズや実態に応じた助言その他の援助等を実施すること。

【指標】

- 1 精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の職業リハビリテーション計画を策定した実人数を50,000人以上とすること。
- 2 事業主支援計画に基づく体系的な支援を実施した事業所数を5,000所以上とすること。
- 3 職業準備支援の終了者のうち精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の就職率(職場適応率含む。)を68%以上とすること。
- 4 ジョブコーチ支援の終了者のうち精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の支援終了6か月後の職場定着率を85%以上とすること。

【重要度：高】

多様な人材の一人一人がもつ潜在力を最大限発揮できる環境整備が求められる中、これまで就業が想定されにくかった重度障害者や多様な障害者の就業ニーズへの対応が求められることとなり、個別性の高い専門的な支援を必要とする障害者への支援ニーズはますます高まることから、これに応えることは極めて重要であるため。

【困難度：高】

個別性の高い専門的な支援を必要とする障害者への対応が求められる中、従来からの実績を踏まえた高い水準の実績を維持することは、高度な専門性に加え、各支援場面における創意工夫、きめ細やかな対応を必要とするため。

(2) 地域の関係機関に対する助言・援助及び職業リハビリテーションの専門的な人材の育成

① 地域の関係機関に対する助言・援助の実施

各地域における障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、教育機関、医療機関、その他の関係機関が障害特性等を踏まえたより効果的な職業リハビリテーションサービスを実施することができるよう、地域センターにおいて、これらの関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言その他の援助を積極的に行うこと。

② 地域の就労支援を支える人材の育成強化

障害者就労を支える人材をこれまで以上に地域において育成するため、地域センターは、障害者職業総合センター（以下「総合センター」という。）と共同して雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修を新たに実施し、障害者の就

労支援に携わる雇用・福祉分野の人材に対して、両分野に横断的な知識等を習得させること。

また、地域センターにおいては、当該人材の更なるステップアップのために総合センターが行う職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修や障害者就業・生活支援センター担当者研修等の階層研修、職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言その他の援助を組合せた個別の計画的・体系的な人材育成の援助を、地域の就労支援機関に対して行う。さらに、総合センターでは、これら人材育成に関する業務をはじめ職業リハビリテーションに関する専門性の高い支援・援助を行う障害者職業カウンセラーの養成及び研修を実施すること。

【指標】

- 1 職業リハビリテーション関係機関への助言・援助業務の実施件数を26,000件以上とすること。
- 2 助言・援助を受けた関係機関に対する追跡調査において、85%以上から「支援内容・方法の改善に寄与した」旨の評価を得ること。
- 3 職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修及び同スキル向上研修の受講者数を3,000人以上とすること。
- 4 職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修及び同スキル向上研修の受講者の所属長に対する追跡調査において、90%以上から「障害者の職場定着に寄与した」旨の評価を得ること。

【重要度：高】

多様な人材の一人一人がもつ潜在力を最大限発揮できるとともに、地域の就労支援機関や企業が相互に連携して障害者雇用に取り組めるよう、地域の就労支援機関の基盤整備をさらに進めることが望まれる。そのための基礎となる職業リハビリテーションに係る人材の育成や就労支援機関に対する助言・援助を推進していくことは極めて重要であるため。

(3) 職業リハビリテーションに関する調査・研究及び新たな技法等の開発の実施とその普及・活用の推進

① 新しい就労支援ニーズ等に対応した職業リハビリテーションの調査・研究、技法開発の実施

職業リハビリテーションの充実、向上に資するため、職業リハビリテーションに関する調査・研究を実施すること。あわせて、福祉、教育、医療の各分野から雇用に向けた障害者支援の流れを踏まえ、障害者雇用対策の対象者の拡大に資するため、先駆的な職業リハビリテーション技法等の開発・改良を行うこと。

実施及び開発・改良に当たっては、ウィズコロナ時代の「新しい日常」に対応したオンラインによる支援、高年齢障害者への就労支援等の調査研究、テレワーク等の多様な働き方や障害者のキャリア形成等の支援技法の開発等、職業リハビリテーション

に関する時勢に応じた調査・研究と技法開発にも新たに取り組むこと。

② 研究・開発成果の積極的な普及・活用

研究成果、就労支援機関等の支援技術の向上に資する技法開発成果の積極的な発信・普及を展開するため、事業主や関係機関に対して、研究・開発の成果の普及を図るための場を設けるとともに、職業リハビリテーションに関して職業リハビリテーションの関係者や事業主にとって利用しやすいマニュアルや教材等を作成・公開すること。また、成果を関係機関で共有化するため、具体的な活用状況を把握し、更なる活用を図ること。

【指標】

- 1 外部の研究評価委員による各研究テーマの評価に係る合計点数の平均について5点以上を得ること。〔採点方法：研究テーマごとに3人の研究評価委員がそれぞれ、優れている＝2点、やや優れている＝1点、やや劣っている＝0点、劣っている＝0点で評価〕
- 2 外部の研究評価委員による評価を受ける研究テーマ数を25本以上とすること。
- 3 職業リハビリテーションに関するマニュアル、教材、ツール等について、30件以上作成すること。
- 4 職業リハビリテーション研究発表会（地方対象）の開催回数を75回以上とすること。

【困難度：高】

これまでの支援技法では対処困難な事例等について、その課題解決に資するための最新の知見の集約、新たな技術・支援ツール及び先駆的な技法の開発が求められることに加え、外部の研究評価委員による評価に関する指標において全ての外部の研究評価委員から1点以上の評価を得、かつ、うち3分の2の委員から最高の評価である2点を得るという極めて高い目標を設定するため。

3 障害者雇用納付金関係業務に関する事項

障害者の雇用に関する事業主の社会連帯責任の円滑な実現を図る観点から、障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担を調整するとともに、障害者の雇用の促進等を図るため設けられた「障害者雇用納付金制度」に基づく、障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金、在宅就業障害者特例報奨金等及び各種助成金の支給等の機構が実施する納付金関係業務については、障害者の雇用の促進に寄与するために、法律の目的にのっとり、適正かつ効率的な運営を図ること。

(1) 障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金及び報奨金等の支給

障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金、在宅就業障害者特例報奨金等の支給については、機構においてより厳正な審査、効率的な手続等を行うことはもとより、事業主に対して障害者雇用納付金制度を十分に周知徹底し、理解の促進を図るため、関係機関との連携を図りつつ、事業主説明会の開催

や申告申請に関する説明動画による周知を幅広く実施すること。

また、障害者雇用納付金の徴収については、第4期中期目標期間における目標（収納率99%以上）と同様の高い水準を目指すこととし、それに向けた適正な制度運営を行うとともに、厳正な審査、調査を実施すること。

【指標】

- 1 障害者雇用納付金等の申告申請に関する説明動画の視聴回数について、55,000回以上とすること。
- 2 障害者雇用納付金の収納率について、99%以上とすること。

(2) 障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給

① 障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給については、障害者雇用に係る事業主支援・援助の実施を通じて障害者の働く場の整備を図るため、適正かつ効率的に行うことはもとより、助成金制度、申請手続等を周知すること。加えて、電子申請の活用を推進する等を通じて、事業主等が利用しやすい手続とすること、助成金を障害者雇用に効果的に活用できるように事業主等に対して助言・援助を行うこと、支給手続を迅速に行うこと、など事業主等に対するサービスの向上を図ること。

② 助成金については、職業安定機関との連携、適切な情報提供等により、適正な支給業務の実施を図ること。

また、適正な審査、調査の実施により、不正受給を防止するとともに、不正受給が発生した場合は、的確に対応すること。

【指標】

- 1 創設3年目以降の助成金について、支給請求受理後の事業主への照会等に要した日数を除き、1件当たりの平均処理期間を30日以内とすること。（ただし、年度途中に年度計画予算を超過する支給請求があった場合には、超過した月の翌月以降に行われる支給請求は全て平均処理期間算出の対象から除く。）
- 2 助成金の周知に係る事業主説明会の参加事業所数を100,000事業所以上とすること。

(3) 障害者雇用に関する各種講習、啓発及び障害者技能競技大会（アビリンピック）等

① 障害者雇用に関する各種講習、啓発等

障害者を5人以上雇用する事業所に選任が義務づけられている障害者の職業生活全般にわたる相談・指導を行う障害者職業生活相談員資格認定講習を実施すること。なお、講習の質の担保を図りつつオンライン講習の活用等により、より一層の利便性の向上を図り、受講機会の確保を図ること。

障害者の雇用促進に役立つ就労支援機器の貸出しを行い、それらの就労支援機器の普及・啓発を図ること。

事業主や国民一般に対して障害者雇用の気運を醸成するため雇用支援月間を設けるとともに、障害者の職業的自立を支援するため、障害者雇用に関する様々な啓発活

動を展開すること。

② 障害者技能競技大会（アビリンピック）

障害者技能競技大会（以下「アビリンピック」という。）については、産業、職業、技術等の変化や障害者の雇用・就業の動向等を踏まえた競技種目の重点化及び先駆的又は雇用拡大が期待される等の職種による技能デモンストレーション、障害者の職業能力及び雇用に関わる展示の実施等一層効率的かつ効果的な大会運営を行うことにより、障害者の職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々の障害者の技能に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ること。

また、国際大会への選手の派遣も考慮して、国内大会の効果的な運営に努めること。

【指標】

- 1 障害者職業生活相談員資格認定講習の受講者数を 28,000 人以上とすること。
- 2 障害者職業生活相談員資格認定講習の受講者アンケートにおける有用度の評価を、90%以上とすること。
- 3 アビリンピック観覧者に対するアンケート調査における障害者の技能への理解が深まった旨の評価を、90%以上とすること。

4 職業能力開発業務に関する事項

変化の激しい企業のビジネス環境に対応できるよう、データとデジタル技術を活用して、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、競争上の優位性を確立することが求められている。これらの実現に当たってデジタル人材の育成・確保が必要である。

また、令和4年5月にとりまとめられたクリーンエネルギー戦略中間整理（令和4年5月19日経済産業省産業技術環境局・資源エネルギー庁とりまとめ）では、GXを推進するための教育・人材育成において各産業・業種に求められる人材の育成のため、公的職業訓練を実施するという方向性が示されたところである。

こうした中、機構においては、全国組織としてのスケールメリットを活かした「組織力」、高度なものづくり分野における「専門性」及び「指導力」、職業訓練カリキュラムの「開発、実施、検証」等の「職業訓練の技術・知識」を有しており、地域の中小企業・団体等との信頼関係の下、質の高い労働者を輩出、育成する役割を果たしてきたところであり、人材育成のノウハウが乏しい中小企業等にとって、こうした機構の役割は、ますます重要になっている。

このため、第5期中期目標期間において、公共職業訓練等を通じて、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の8等に基づき、機構をはじめ関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴いて、毎年度、厚生労働大臣が定める全国職業訓練実施計画に基づき、雇用のセーフティネットとしての機能を発揮することに加え、経済及び社会の発展に向け、技術革新に対応できる質の高い労働者を輩出するとともに、労働者の技能の向上等を図り、もって、中小企業等の生産性向上等を支援することに重点的に取り組むこととする。

また、地域の今後の産業展望を踏まえた将来的に必要とされる人材ニーズを把握して職

業訓練のコースを設定していくことが必要であり、国及び都道府県が開催する地域職業能力開発促進協議会の議論を踏まえた職業訓練コースの設定等に努めるとともに、訓練受講後に安定的かつ長期的な就労につなげる観点からカリキュラムの開発等を進めていくこととする。

(1) 離職者を対象とする職業訓練の実施

雇用のセーフティネットとしての役割を果たすため、雇用失業情勢に応じて、離職者に対し、適切かつ効果的な職業訓練コースを開発、実施し、再就職に結びつけるものとする。特に、ものづくり分野のDXの加速化等に対応した職業訓練コースを開発、実施する。具体的には以下を重点的に実施すること。

- ① 訓練開始時から積極的にキャリアコンサルティング等を行い、訓練受講者の就職を支援し、就職率の向上に取り組むこと。
- ② ものづくりの分野において、DXの加速化を見据え、デジタル技術に対応した職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等を図ること。
また、脱炭素化等に資する技術・技能等が習得できる職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等、機動的に対応すること。
- ③ 子育てや介護等を行いながら働くことを希望する方が主体的に受講しやすい職業訓練コースの充実を図るとともに、託児サービスの提供等により職業訓練を受講しやすい環境の整備を推進すること。

【指標】

- 1 訓練修了者の訓練終了後3か月時点の就職率を、82.5%以上とすること。
- 2 DX、GXに対応するため、職業訓練カリキュラムの見直し・開発等を必要とする離職者訓練コースの受講者数を、8,000人以上とすること。
- 3 子育て、介護等を行いながら働くことを希望する方に向けた短時間訓練コースの受講者数を、900人以上とすること。

【重要度：高】

全国にわたり、離職者が再就職に必要な技能及び知識を習得するために必要な職業訓練を実施し、雇用のセーフティネットとしての訓練機会を担保するという重要な役割を担っているため。

【困難度：高】

DX、GXに対応した離職者訓練コースの実施に当たっては、様々な職歴・能力を持った求職者が6か月という短い訓練期間で、就職先企業においてDX、GX技術を活用して活躍できる人材として必要な知識・技術等を身に付けさせることが必要であり、そのための新たな職業訓練カリキュラムや訓練教材の開発等に加え、職業訓練指導員への新たな知識及び技能・技術の付与、訓練機器等の整備を含めた体制整備に対応することは相当な努力を要するものであること。

さらに、こうした取組により実施施設を毎年度拡充し、受講者数を8,000人以上とする極めて高い目標を設定しているため。

(2) 高度技能者の養成のための職業訓練の実施

産業の基盤を支える人材を養成するために、職業能力開発大学校等において、理論と技能・技術を結びつけた実学融合の教育訓練システムにより、最新の技能・技術に対応できる高度なものづくりを支える人材（高度実践技能者）を養成する。具体的には以下を重点的に実施すること。

- ① 職業能力開発大学校等の修了者のうち就職希望者に対して、きめ細かい就職支援により、就職率の向上に取り組むこと。
- ② ものづくりの分野において、DXの加速化を見据え、デジタル技術に対応した職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等を図ること。
また、脱炭素化等に資する技術・技能等が習得できる職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等、機動的に対応すること。
- ③ 職業能力開発大学校等において、地域の中小企業等が抱える技術力強化等の課題解決等のため、共同研究や施設設備の貸与等地域社会との連携に引き続き努めること。

【指標】

- 1 職業能力開発大学校等の修了者のうち就職希望者の就職率を、95%以上とすること。
- 2 DX、GXに対応するため、職業訓練カリキュラムの見直し・開発等を必要とする高度技能者養成訓練コースの修了者数を、1,100人以上とすること。
- 3 応用課程において、企業と共同で課題解決に取り組んだ件数のうち、DX、GXに対応した件数の割合を、50%以上とすること。

【重要度：高】

DX、GXといった大きな変革の波の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上に必要となる人材を養成することは、極めて重要であるため。

【困難度：高】

DX、GXへの対応を見据えた職業訓練カリキュラムの見直し・開発等を行うとともに、これら高度化された訓練を適切に指導できる職業訓練指導員の育成、訓練機器等の整備を含めた体制整備を行うことは、機構自身が相当な努力を要するものである。

さらに、企業等からのニーズをもとに取り組む製品開発を通じた課題発見・解決型の実習等において、企業のニーズを踏まえた課題解決策を提案し、かつその中でDX、GXに関連した成果物の開発割合を50%以上とすることとしており、極めて高い目標を設定しているため。

(3) 在職者を対象とする職業訓練及び事業主等との連携・支援の実施

機構は、ものづくり分野において、企業の中で中核的役割を果たしている者を対象に、

専門的知識及び技能・技術を習得させる高度なものづくり訓練を実施する。さらに、生産性向上人材育成支援センターにおいては、幅広い分野の事業主からのデジタル人材やDXによる生産性向上に関する相談等に対応するとともに、課題の解消に向けた適切な職業訓練のコーディネート等の事業主支援をこれまで以上に行う。具体的には以下を重点的に実施すること。

- ① ものづくりの分野において、DXの加速化を見据え、デジタル技術に対応した職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等を図ること。
また、脱炭素化等に資する技術・技能等が習得できる職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等、機動的に対応すること。
- ② 在職者訓練の効果を客観的に把握する観点から、受講者が習得した能力の職場での活用状況について確認すること。
- ③ 中小企業等の人材育成に関する相談支援から、課題に合わせた人材育成プランの提案、生産性向上支援訓練等の実施まで、必要な支援を一貫して行う。
- ④ 事業主等との連携による職業訓練カリキュラムの開発や職業訓練の実施、その求めに応じた職業訓練指導員の派遣、施設設備の貸与、訓練ノウハウ・情報の提供等を行うなど、事業主等が効果的に職業訓練を実施できるよう、連携・支援を行うこと。

【指標】

- 1 在職者訓練受講者数を、300,000人以上とすること。
- 2 在職者訓練を利用した事業主における企業の生産性向上等につながった旨の評価を、90%以上とすること。
- 3 DX、GXに対応するため、職業訓練カリキュラムの見直し・開発等を必要とする在職者訓練コースの受講者数を、20,000人以上とすること。
- 4 生産性向上人材育成支援センターを利用して生産性向上等に取り組んだ事業所数を、210,000事業所以上とすること。

【重要度：高】

我が国において、在職労働者に対するリスクリングを始めとした人への投資を推進することにより、中小企業等の生産性向上を図り、もって構造的な賃上げに向けて取り組むこととしている中、機構における在職者訓練の実施や生産性向上人材育成支援センターにおける事業主支援は非常に重要であるため。

【困難度：高】

DX、GXといった大きな変革の波の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上に対応した在職者訓練等の実施に向け、新たな職業訓練カリキュラムや訓練教材の開発等に加え、職業訓練指導員への新たな知識及び技能・技術の付与、訓練機器等の整備を含めた体制整備に対応することは相当な努力を要するものである。

さらに、在職者訓練や生産性向上支援訓練等を活用した事業所数を第4期中期目標で定めた150,000事業所から第5期中期目標では210,000事業所へと拡大することとして

おり、極めて高い目標を設定しているため。

(4) 職業訓練指導員の養成、職業訓練コースの開発、国際協力の推進等

全国の職業能力開発施設において、職業訓練指導員が不足する中で、質の高い職業訓練指導員を安定的に確保するため、職業能力開発総合大学校において、職業訓練指導員の養成、能力の向上を推進すること。そのほか、職業訓練コースの開発、国際協力の推進等に取り組む。具体的には以下を実施すること。

- ① 国、都道府県等と連携し、職業訓練指導員の養成課程を効果的に運用するとともに、職業訓練指導員に関する広報の充実を通じて、幅広い層から職業訓練指導員を確保すること。
- ② 職業訓練指導員の技能向上を図る研修課程（スキルアップ訓練）のコース内容や実施方法等の充実を図るとともに、各種技能競技大会やODA（政府開発援助）事業等への職業訓練指導員の派遣等を通じた人材育成や能力向上を推進するよう努めること。
- ③ 企業と連携して、最新技術等に対応できる任期付き等の職業訓練指導員の活用に努めること。
- ④ 政策的必要性の高い分野を中心に、職業訓練コースの開発、人材ニーズの把握、キャリア形成の過程の把握及び職業訓練技法の開発等効果的・効率的な職業訓練の実施に資する調査・開発を実施するとともに、その成果を民間教育訓練機関、都道府県等に提供する等、普及の強化に取り組むこと。
- ⑤ 国、関係機関（JICA）等の委託又は依頼を受けて、開発途上国からの研修生の受入れ等を実施すること。
- ⑥ 国及び都道府県が開催する地域職業能力開発促進協議会の議論を踏まえた職業訓練コースの設定等に努めるとともに、訓練受講後に安定的な就業、長期的な就業につながる観点からカリキュラムの開発等を進めていくこと。
- ⑦ 職業能力開発業務の円滑な運営を図るため、機構法第11条に基づき機構に設置される運営委員会や、各職業能力開発促進センター等に設置される地方運営協議会を開催し、関係機関と十分に連携を図ること。
- ⑧ 民間教育訓練機関の教育訓練サービスの質を維持・向上させるため、国が実施する職業訓練サービスガイドライン研修等の取組について、必要な協力を行うこと。

【指標】

- 1 職業訓練指導員養成課程修了者数を、500人以上とすること。
- 2 職業訓練指導員の技能向上を図る研修課程（スキルアップ訓練）の受講者数を、25,000人以上とすること。
- 3 職業能力開発総合大学校の調査・開発成果に係る外部評価の合計点数の平均について5点以上を得ること。〔採点方法：調査・開発テーマごとに3人の外部評価委員がそれぞれ、評価の視点を満たしているかを判断し、その結果により、優れている＝2点、やや優れている＝1点、劣っている＝0点で評価〕

5 障害者職業能力開発業務に関する事項

個々の希望に応じて多様な働き方を選択できる環境の整備が求められており、「障害者基本計画」等を踏まえ、障害者が希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍できることが普通の社会、障害者と共に働くことが当たり前の社会を目指していく必要があるが、職業訓練を必要とする求職障害者は、障害の重度化、多様化の傾向があり、昨今の求職動向から精神障害者、発達障害者等に対する職業訓練の需要が高まっている。

また、労働者の職業能力の開発及び向上の必要性が高まっており、事業主が在職障害者についてその適性等に応じた職業能力の開発及び向上に関する措置を行うことが求められている。

このような中で、この需要に応えるためには、機構が運営を行う障害者職業能力開発校（以下「機構営校」という。）のみならず、全ての職業能力開発校（障害者職業能力開発校及び一般の職業能力開発校）等において、精神障害者や発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者（以下「特別支援障害者」という。）に対する職業訓練の水準等の向上を図る必要がある。

このため、機構営校は、先導的な職業訓練の実施を通じて開発した特別支援障害者に対する指導技法等を職業能力開発校等に対してより一層普及させる。具体的には、以下を重点的に実施すること。

- (1) 福祉、教育、医療の各分野から雇用に向けた障害者支援の流れを踏まえ、関係機関との一層緊密な連携を図るほか、希望と適性に応じた働き方を選択できるよう障害種別によらない職業訓練や、多様な働き方に対応できるような職業訓練を実施すること等により、特別支援障害者を重点的に受け入れること。
- (2) 機構営校は、広域障害者職業センターと併せて運営され、障害者の職業的自立を図るための職業評価、職業指導及び職業訓練を一貫した体系の中で実施する先導的な施設であることから、求職障害者及び在職障害者に係る企業ニーズに的確に対応するとともに、障害者の職域拡大に向けた職業訓練の実施・指導技法等の開発に努めること。
また、技術革新の進展に伴うデジタル技術の活用を推進し、より障害者の職業能力の開発等に結びつく職業訓練に係る指導技法等の検討・開発に努めること。
- (3) 機構営校の訓練修了者のうち就職希望者について、職業紹介等の業務を担当する職業安定機関との緊密な連携を図り、就職率の向上に努めること。
- (4) 障害者職業訓練全般の水準向上に向け、国と機構の連携の下、他の職業能力開発校等のニーズを把握するとともに、指導技法等を提供することにより、他の職業能力開発校等への指導技法等の普及を推進し、特別支援障害者等向け訓練コースの設置等の支援に取り組むこと。
- (5) 指導技法等の普及を推進するに当たり、障害者の職業訓練を行う職業訓練指導員の計画的な確保・養成及び専門性の向上を図ること。

【指標】

- 1 機構営校における特別支援障害者の定員に占める割合を、60%以上とすること。

- 2 機構営校における訓練修了者の訓練終了後3か月時点の就職率を、75%以上とすること。
- 3 指導技法等の提供に係る支援メニュー（「障害者職業訓練推進交流プラザ」「指導技法等体験プログラム」）の受講機関数を、600機関以上とすること。
- 4 指導技法等の提供に係る「指導技法等体験プログラム」及び「専門訓練コース設置・運営サポート事業」の利用機関に対して追跡調査を実施し、「支援内容・方法の改善に寄与した」旨の評価を、90%以上とすること。

【重要度：高】

「障害者基本計画」等を踏まえ、機構営校においては、希望と適性に応じた働き方を選択できるように障害種別によらない職業訓練を実施することや、多様な働き方に対応できるような職業訓練を展開するとともに、それらの実施を通じて開発した特別支援障害者等に対する指導技法等を職業能力開発校等に対してより一層普及させるという重要な役割を担っているため。

6 求職者支援制度に係る職業訓練の認定業務等に関する事項

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）に基づく職業訓練の認定を的確に実施すること。

また、認定職業訓練が円滑かつ効果的に行われるよう、機構が有する職業訓練ノウハウを活用し、必要な指導及び助言を行うとともに、全ての認定職業訓練について、実地による実施状況の確認を確実に実施すること。

第4章 業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

1 効率的な業務実施体制の確立

機構本部の業務部門については、個々の希望に応じて多様な働き方を選択できる環境整備、人への投資の推進等、国の施策の方向性に対応した業務の充実・強化など、業務の変化に見合った効率的な実施体制となるよう点検し、必要な見直しを行うこと。

地方組織については、機構が専門的な雇用支援を全国で実施するための拠点として、引き続き効率的・効果的な業務運営に取り組むこと。

2 業務運営の効率化に伴う経費削減

一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務分、公租公課等の所要計上を必要とする経費等を除く。）については効率的な利用に努め、第5期中期目標期間の最終事業年度において、令和4年度予算と比べて15%以上の額を節減すること。

業務経費（事業主等に支給する障害者雇用調整金等、宿舍等業務、新規に追加される業務、拡充業務分、公租公課等の所要計上を必要とする経費等を除く。）については、第5

期中期目標期間の最終事業年度において、令和4年度予算と比べて5%以上の額を節減すること。

なお、上記による節減の対象外となる経費についても、不断の見直しにより厳しく抑制を図るものとする。

3 給与水準の適正化

職員の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、国民の理解と納得が得られるよう厳しく検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

4 契約の適正化

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。

(1) 調達等合理化計画

公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。

(2) 一般競争入札等

一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

(3) 監査

監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。

5 保有資産の見直し

機構が保有する資産については、その必要性について不断の見直しを行うとともに、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる資産がある場合は、売却等の手続を行い、国庫納付すること。

6 インフラ長寿命化の推進

インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を踏まえ策定された個別施設毎のインフラ長寿命化計画に基づき、施設の効率的な維持管理を図ること。

7 事業の費用対効果

事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析し、その結果を事業実施内容の見直しや新たな事業展開につなげること。

8 情報システムの整備及び管理

情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行うこと。

また、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（令和3年7月7日サイバーセキュリティ戦略本部）を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための適時適切な研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。

さらに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。

第5章 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。

1 中期計画予算の作成

「第4章 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行うこと。

2 障害者雇用納付金に係る積立金の管理・運用

障害者雇用納付金に係る積立金については、納付金が障害者の雇用に伴う、経済的な負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るために、法律に基づき、事業主から徴収しているものであることに鑑み、適正にその運用及び管理を行うこと。

第6章 その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項については、次のとおりとする。

1 関係機関との連携強化及び利用者ニーズの把握等を通じたサービスの向上

「第3章 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」で掲げた目標を達成するためには、各地域の事業主、事業主団体等の関係機関及び地方公共団体との連携や、利用者のニーズに応じた適切なサービスの提供が必要不可欠である。このため、全国に展開している地方組織等の機構の持つ経営資源を最大限活用し、事業主及び事業主団体等の関係機関及び地方公共団体との更なる連携強化や利用者ニーズの的確な把握、利用者の利便性向上等に向けた必要な取組を、機構の創意工夫により実施すること。また、これらの取組が地域において相互に有機的に機能するよう、各種取組を総合的に実

施すること。

2 業務運営におけるシナジーの一層の発揮に向けた取組

機構の各業務におけるノウハウ等を共有・結集し、各支援対象者に共通する支援技法や研究・開発成果を活用し、各分野で実施する事業主支援に係る連携の取組強化をするなど、引き続き、業務運営面の連携を深め、組織全体の一体化、活性化を図ること。

3 内部統制の充実・強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）を踏まえ、内部統制の推進等に関する規定等を適時・適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等を通じて機構内で認識を共有すること。また、内部統制の仕組みが有効に機能しているかどうか点検及び検証を行い、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うこと。なお、政策目的の実現に向けては、法人の長がリーダーシップを発揮し、法人の役割・目標等を組織内の各階層に浸透させることが重要であることから、当該視点にも留意し、引き続き内部統制体制の充実・強化に取り組むこと。

4 人材の確保・育成

第5期中期目標期間において人材確保・育成方針を策定し、機構が実施する業務に必要な職員の確保及び専門性の向上を図り、業務をより効率的かつ効果的に遂行すること。

5 職員の適正な労働条件の確保

職員の労働条件については、労働関係法令等の趣旨に従い適正に確保するよう、引き続き留意すること。

6 既往の閣議決定等

既往の閣議決定等をはじめとする政府方針や厚生労働省の方針に従い、着実に業務を実施すること。

独立行政法人 高齡・障害・求職者雇用支援機構 (JEED) 政策体系図

日本経済・労働市場の抱える課題

- ✓ 人口減少・少子高齢化の進展
- ✓ 潜在成長率の停滞
- ✓ デジタル化や脱炭素化による社会の変革
- ✓ 感染症下からの経済社会活動の正常化



政府が取り組むべき政策 (経済財政運営と改革の基本方針2022等)

- ✓ 創造性を発揮して付加価値を生み出していくための「人への投資」の拡大
- ✓ 能力開発やセーフティネットを利用でき、個々の希望に応じて多様な働き方を選択できる環境整備

厚生労働省のミッション

- ✓ 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること
- ✓ 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること

第5期中期目標期間における高齡・障害・求職者雇用支援機構の役割

全国に展開する地方組織

高い専門性を有する人材

蓄積した支援ノウハウ

地域の事業主や関係団体との信頼関係

これらのリソースを最大限有効活用し
主に以下の業務を遂行

高年齢者雇用関係業務

- ・ 70歳までの就業機会の確保に取り組む事業主に対する支援の充実

高年齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる生涯現役社会の実現

障害者雇用関係業務

- ・ 個別性の高い支援を必要とする障害者への専門的支援の着実な実施、事業主への相談支援等の強化
- ・ 雇用・福祉の両分野に横断的な基礎的知識等を身に付けた地域の就労支援人材の育成

障害の有無に関係なく、希望や能力、適性等に応じて活躍できる社会の実現

職業能力開発関係業務

- ・ 公共職業訓練等を通じた雇用のセーフティネットの維持
- ・ DXやGXに取り組む中小企業等の生産性や技能・技術の向上に必要な人材の確保・育成の支援

デジタル化や脱炭素化の進展に対応した中小企業等の事業展開や生産性向上等

第5期中期目標における「一定の事業等のまとめり」

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）に従い、第5期中期目標における「第3章 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」については、機構の内部管理の観点及び財務会計との整合性を確保するため、機構の経理区分に応じた一定の事業等のまとめりごとに項目を設定する。

【一定の事業等のまとめり】

第3章 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1 高年齢者等に係る雇用関係業務に関する事項	高齢者雇用支援経理に対応
2 障害者職業センターの設置運營業務等に関する事項	障害者雇用支援経理に対応
3 障害者雇用納付金関係業務に関する事項	障害者雇用納付金勘定に対応
4 職業能力開発業務に関する事項	職業能力開発勘定に対応
5 障害者職業能力開発業務に関する事項	障害者職業能力開発勘定に対応
6 求職者支援制度に係る職業訓練の認定業務等に関する事項	認定特定求職者職業訓練勘定に対応

【使命】

JEEDは、高年齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、高年齢者等の雇用に関する技術的事項についての事業主等に対する相談その他の援助、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営、障害者の雇用に伴う経済的負担の調整の実施その他高年齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務並びに求職者その他の労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための施設の設置及び運営の業務等を行うことにより、高年齢者等及び障害者並びに求職者その他の労働者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的としている。

【現状・課題(内外)】

- 高年齢者等の雇用の確保、障害者の職業的自立の促進、求職者をはじめとする労働者の職業能力の開発及び向上の促進のため、高年齢者等、障害者、求職者、事業主等に対し総合的な支援を実施するため、全国規模で地方組織を展開し、高い専門性やノウハウを有する人材による支援を実施すること等により、国の政策の実現に寄与している。
- 他方、新型コロナウイルス感染症の影響やデジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月7日閣議決定)等を踏まえた業務・サービスのオンライン展開及び法人内部における体制整備、業務手法の見直し等が課題である。
- また、経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定)等において、多様な人材の一人一人が持つ潜在力を最大限発揮できるよう、個々の希望に応じたセーフティネットを利用でき、多様な働き方を選択できる環境整備が求められており、これらの課題に的確に対応していくことも課題である。

【中期目標】

- 人口減少・少子高齢化の進展による生産年齢人口の減少が課題となる中、高年齢者が年齢に関わりなく個々の希望に応じて多様な働き方を選択できる環境の整備が必要であり、70歳までの就業機会の確保に取り組む事業主に対する支援を充実する。
- 障害の有無に関係なく、希望や能力、適性等に応じて活躍できる社会の実現が求められる中、個別性の高い支援を必要とする障害者に対し、個別の職業リハビリテーション計画に基づく専門的支援を着実に実施するとともに、事業主に対するオーダーメイド型の支援を強化する。また、障害者の就労支援ニーズに対応するため、雇用・福祉の両分野に横断的な基礎的知識等を身に付けた地域の就労支援人材の育成を図る。
- DXやGXの進展といった大きな変革の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上に必要となる人材の確保、育成の支援を実施する。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 第5期中期目標
指標の設定及び水準の考え方

(別紙4)

第5期中期目標指標(案)					
①指標	②目標水準	③設定の根拠	④水準の根拠	重要度 困難度	
1 高齢者等に係る雇用関係業務に関する事項					
1-1-1 高齢者等の雇用の安定等を図る事業主等に対する給付金の支給					
1	給付金の説明会への参加事業所数	100,000事業所以上	給付金の活用を促進するため、事業主説明会の参加事業所数を指標として設定	給付金の説明会への参加事業所数実績(令和3年度19,882事業所)を踏まえて設定	
2	創設2年目以降の給付金について、支給申請受理後の事業主への照会等に要した日数を除く申請1件当たりの平均処理期間 (ただし、年度途中で当初予算額を超える申請があった場合には、当該月の翌月以降に行われる支給申請は全ての平均処理期間算出の対象から除く)	90日以内	事業主等に対するサービスの向上を図るため、給付金支給申請の平均処理期間を指標として設定	厚生労働省が都道府県労働局に対して指示している雇用関係助成金の処理期間の目安(原則2カ月以内、一部3カ月以内)を踏まえて設定 第4期中期目標期間(平成30年度～令和3年度)の平均処理実績77.7日	重要度 (-) 困難度 (-)
1-1-2 高齢者等の雇用に関する相談・援助、実践的手法の開発、啓発等					
1	事業主に対する70歳までの定年引上げ・継続雇用延長等に係る制度改善提案件数	31,000件以上	改正高齢者雇用安定法で努力義務として創設された「70歳までの就業機会の確保」に向け、70歳までの定年引上げ・70歳までの継続雇用延長への取り組みに係る具体的な制度改善を第4期中期目標に引き続き事業主に提案していくことが効果的であることから、当該提案の件数を指標として設定	令和4年の「高齢者雇用状況等報告」の集計結果における高齢者就業確保措置を講じていない企業から、第4期中期目標期間中に70歳までの定年引上げ・70歳までの継続雇用延長に係る制度改善提案を実施した企業を除いた企業数約13万3千社を対象に、その23.6%(第4期中期目標期間において、アプローチ対象企業が70歳までの定年引上げ・継続雇用延長に係る制度改善提案書を受領した率)について具体的な制度改善提案による働きかけを行うことを目標に水準を設定	
2	制度改善提案を受けて見直しを進めた事業主の割合	60%以上	改正高齢者雇用安定法で努力義務として創設された「70歳までの就業機会の確保」に向け、70歳までの定年引上げ・70歳までの継続雇用延長への取り組みに係る具体的な制度改善を第4期中期目標に引き続き事業主に提案していくことが効果的であることから、当該提案を受けて見直しを進めた事業主の割合を指標として設定	第4期中期目標期間における「制度改善提案を受けて見直しを進めた事業主の割合」の実績(平成30年度～令和3年度の年間平均64.1%)を踏まえて設定	重要度 (○) 困難度 (○)
3	産業別高齢者雇用推進事業に取り組む産業団体会員企業に対するアンケート調査におけるガイドライン有用度の評価	85%以上	改正高齢者雇用安定法を踏まえて、産業団体が受託し策定するガイドラインを会員企業へ普及することが、高齢者等の雇用・就業の促進に効果的であることから、産業団体会員企業に対するアンケート調査において、有用であると回答した企業の割合を指標として設定	第4期中期目標期間における産業別高齢者雇用推進事業フォローアップ調査において、会員企業が「役に立った/立ちそうだ」と回答した実績(平成30年度～令和3年度の年間平均90.4%)を踏まえて設定	

①指標	②目標水準	③設定の根拠	④水準の根拠	重要度 困難度
2 障害者職業センターの設置運営業務等に関する事項				
1-2-1 地域障害者職業センター等における障害者及び事業主に対する専門的支援				
1 精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の職業リハビリテーション計画を策定した実人数	50,000人以上	個別性の高い専門的な支援を必要とする障害者に対して、キャリアのいずれのステージにおいても、希望や適性に合わせた専門支援が必要とされていることから、職業リハビリテーション計画を策定した精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の実人数を指標として設定	精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者に対する職業リハビリテーション計画策定実人数実績(平成30年度～令和3年度平均11,347人)及び職業リハビリテーション関係機関への助言・援助業務へ比重を置くことを踏まえて設定	
2 事業主支援計画に基づく体系的な支援を実施した事業所数	5,000所以上	障害者雇用の進展の一方で、個別性の高い専門的な支援を必要とする障害者に対する雇用促進及び雇用に関する課題解決に継続的支援を必要としている事業主が増加していることから、事業主支援計画をもとに体系的な支援を実施した事業所数を指標として設定	事業主支援計画をもとに体系的な支援を実施した事業所数の実績(平成30年度～令和3年度の年間平均970所)を踏まえて設定	
3 職業準備支援の終了者のうち精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の就職率(職場適応率含む)	68%以上	個別性の高い専門的な支援を必要とする障害者の就職希望、職場適応に向けた課題整理を希望する者に対して、希望や適性に合わせた専門支援が必要とされていることから、職業準備支援の終了者のうち精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の就職率(職場適応率含む)を指標として設定	職業準備支援の終了者のうち精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の就職・職場適応率の実績(平成30年度～令和3年度の就職率平均70.9%)を踏まえて設定	重要度 (○) 困難度 (○)
4 ジョブコーチ支援の終了者のうち精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の支援終了6か月後の職場定着率	85%以上	個別性の高い専門的な支援を必要とする障害者に対する、個別性の高い雇用管理や職場適応を実現するための質の高い支援ニーズが増加していることから、ジョブコーチ支援事業の終了者のうち精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の職場定着率を指標として設定	ジョブコーチ支援事業の終了者のうち精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の職場定着率(平成30年度～令和3年度の平均88.7%)の実績を踏まえて設定	
1-2-2 地域の関係機関に対する助言・援助及び職業リハビリテーションの専門的な人材の育成				
1 職業リハビリテーション関係機関への助言・援助業務の実施件数	26,000件以上	就労支援人材の育成を通じた地域の就労支援の基盤整備が求められていることから、就労支援機関に実践力向上のための職業リハビリテーションに関する積極的な助言・援助を行うこととし、これら支援を実施した件数を指標として設定	職業リハビリテーションに関する職業リハビリテーション関係機関への助言・援助に注力することを踏まえて、これまでの助言・援助(技術的助言、協同支援、実習)の実績(平成30年度～令和3年度の年間平均4,400件)を上回る水準として26,000件以上とする	
2 助言・援助を受けた関係機関に対する追跡調査における「支援内容・方法の改善に寄与した」旨の評価の割合	85%以上	職業リハビリテーションに関する助言・援助については、具体的な成果につながる事が重要であることから、各関係機関が有する課題の解決につながった割合を指標として設定	職業リハビリテーションに関する助言・援助を受けた関係機関に対するアンケート調査における「助言・援助が支援内容・方法の改善に寄与した」旨の回答実績(平成30年度～令和3年度の年間平均95.9%)を踏まえて設定	重要度 (○)
3 ジョブコーチ養成研修及び同スキル向上研修の受講者数	3,000人以上	個別性の高い専門的な支援を必要とする障害者に対する雇用管理や職場適応を実現するための質の高い支援ニーズが増加しており、企業内にも障害者の職場定着に的確に対応できる体制を整えるため、職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修等の受講者数を指標として設定	ジョブコーチ養成研修及び同スキル向上研修の受講者数の実績(平成30年度～令和3年度の年間平均700人)を踏まえて設定	困難度 (一)
4 ジョブコーチ養成研修及び同スキル向上研修の受講者の所属長に対する追跡調査における「障害者の職場定着に寄与した」旨の評価の割合	90%以上	職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修等については、具体的な成果につながる事が重要であることから、研修を受講した者の支援スキル向上が障害者の職場定着に貢献した割合を指標として設定	ジョブコーチ養成研修及び同スキル向上研修の受講者の所属長に対するアンケート調査における「障害者の職場定着に寄与した」旨の評価実績(平成30年度～令和3年度の年間平均98.2%)を踏まえて、目標を見直して設定	

①指標	②目標水準	③設定の根拠	④水準の根拠	重要度 困難度
1-2-3 職業リハビリテーションに関する調査・研究及び新たな技法等の開発の実施とその普及・活用の推進				
1	各研究テーマに対する外部評価の合計点数の平均	5.0点以上	各研究テーマの質的な評価に関する指標については、客観性を持った厳格な評価を実施する観点から外部の研究評価委員による評価を指標として設定 各研究テーマに対する外部の研究評価委員の評価の実績(平成30年度～令和3年度の年間平均5.31点)を踏まえて設定 ※1研究テーマにつき研究評価委員は3名。点数は、優れている=2点、やや優れている=1点、やや劣っている=0点、劣っている=0点の合計6点満点。	重要度 (一) 困難度 (〇)
2	外部の研究評価委員の評価を受ける研究テーマ数	25本以上	研究テーマの量的な評価に関する指標として、外部の研究評価委員による評価を受ける研究テーマ数を指標として設定 外部の研究評価委員の評価を受ける研究テーマ数の実績(平成30年度～令和3年度の年間平均5.75本)を踏まえて設定 ※5本×5年=25本	
3	職業リハビリテーションに関するマニュアル、教材、ツール等の作成件数	30件以上	職業リハビリテーションに関するマニュアル、教材、ツール等の作成に関する量的な評価に関する指標として、作成件数を指標として設定 マニュアル、教材、ツール等の作成件数の実績(平成30年度～令和3年度の年間平均7.75件)を踏まえて設定 ※6件×5年=30件	
4	職業リハビリテーション研究発表会(地方対象)の開催回数	75回以上	研究成果の普及に関する量的な評価に関する指標として、地方会場において開催する職業リハビリテーション研究発表会の回数を指標として設定 地方会場において開催する職業リハビリテーション研究発表会の実績(平成30年度～令和3年度の年間平均14.75回)を踏まえて設定	
3 障害者雇用納付金関係業務に関する事項				
1-3-1 障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金及び報奨金等の支給				
1	障害者雇用納付金等の申告申請に関する説明動画の視聴回数	55,000回以上	ウイズコロナ・ポストコロナ時代の中で、事業主の利便性向上を図る観点から、オンラインにより、事業主に対して、障害者雇用納付金制度や手続き等の周知に取り組むことが重要であることを踏まえ指標として設定 申告申請説明動画の視聴回数(令和2年度及び令和3年度の年間平均11,691回)を踏まえて設定	重要度 (一) 困難度 (一)
2	障害者雇用納付金の収納率	99%以上	障害者雇用納付金は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第53条により事業主に納付が義務付けられており、機構において確実に徴収することが求められていることを踏まえ指標として設定 障害者雇用納付金の収納率の実績(平成30年度～令和3年度の年間平均99.72%)を踏まえて設定	
1-3-2 障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給				
1	創設3年目以降の助成金について、支給請求受理後の事業主への照会等に要した日数を除く1件当たりの平均処理期間(ただし、年度途中で年度計画予算を超過する支給請求があった場合には、超過した月の翌月以降に行われる支給請求は全て平均処理期間算出の対象から除く)	30日以内	事業主等に対するサービスの向上を図るため、助成金支給申請の平均処理期間を指標として設定 助成金1件あたりの平均処理期間の実績(平成30年度～令和3年度の年間平均26.2日)を踏まえて設定	重要度 (一) 困難度 (一)
2	助成金の周知に係る事業主説明会の参加事業所数	100,000事業所以上	助成金の活用を促進するため、事業主説明会の参加事業所数を指標として設定 助成金の周知に係る事業主説明会参加事業所数の実績(令和3年度20,846事業所)を踏まえて設定	
1-3-3 障害者雇用に関する各種講習、啓発及び障害者技能競技大会(アビリンピック)等				
1	障害者職業生活相談員資格認定講習の受講者数	28,000人以上	障害者を5人以上雇用する事業所に選任が義務づけられている障害者職業生活相談員の資格認定のための講習の開催は、障害者の雇用の安定のために重要なことから、その受講者数を指標として設定 障害者職業生活相談員資格認定講習の受講者数の実績(平成30年度～令和3年度の年間平均5,536人)を踏まえて設定	重要度 (一) 困難度 (一)
2	障害者職業生活相談員資格認定講習の受講者アンケートにおける有用度の評価	90%以上	講習の内容が障害者の職業生活における相談及び指導を行う上で有用であるかを確認するため、受講者のアンケート調査の結果を指標として設定 受講者アンケートの有用度の実績(平成30～令和3年度の年間平均97.2%)を踏まえて設定	
3	アビリンピック観覧者に対するアンケート調査における障害者の技能への理解が深まった旨の評価	90%以上	アビリンピックの趣旨は、障害者の職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々の障害者の技能に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることであり、その理解をどの程度深めたかを確認するため、競技観覧者のアンケート調査の結果を指標として設定 アビリンピックの観覧者に対するアンケート調査において「障害者の技能への理解が深まった」旨の評価の実績(平成30年度～令和3年度年間平均98.7%)を踏まえて設定	

①指標	②目標水準	③設定の根拠	④水準の根拠	重要度 困難度	
4 職業能力開発業務に関する事項					
1-4-1 離職者を対象とする職業訓練の実施					
1	訓練修了者の訓練終了後3か月時点の就職率	82.5%以上	雇用のセーフティネットとしての貢献度を測るため、就職率を指標として設定	独法化以降の就職率実績の平均値(83%)及び第2次ベビーブーム世代の年齢の上昇の影響により、50歳以上の訓練受講者の比率が上昇することを踏まえ、82.5%と設定	重要度 (○) 困難度 (○)
2	DX、GXに対応するため、職業訓練カリキュラムの見直し・開発等を必要とする離職者訓練コースの受講者数	8,000人以上	デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、政府全体でデジタル人材の育成が求められる中、機構においてもデジタル人材育成を推進する必要がある。機構が実施する職業訓練の中でも、DXやGXに対応するため既存カリキュラムの見直しや新規カリキュラムの開発を行い、職業訓練指導員のスキルアップや訓練機器等の整備を必要とする訓練コースの受講者数を指標として設定	令和4年度までにDXやGXに対応するためカリキュラムの見直し等を行った訓練の計画数1,339人を基準として、毎年定員40人コースを2コース～4コース(80人～160人)段階的に拡充することを想定し、目標水準を8,000人と設定	
3	子育て、介護等を行いながら働くことを希望する方に向けた短時間訓練コースの受講者数	900人以上	令和4年3月に成立し、4月から施行された改正職業能力開発促進法第18条第3項において「職業訓練の実施に当たり、労働者がある生活との調和を保ちつつ、職業能力の開発及び向上を図ることができるように、職業訓練の期間及び時間等について十分配慮するものとする」という規定が新たに盛りこまれたことから、子育て、介護等を行っている求職者に向けた短時間訓練コースの受講者数を指標として設定	令和4年度の訓練計画数146人を基準として、隔年1施設(定員18人)ずつ段階的に拡充することを想定して、目標水準を900人と設定	
1-4-2 高度技能者の養成のための職業訓練の実施					
1	職業能力開発大学校等の修了者のうち就職希望者の就職率	95%以上	技術革新に対応できる質の高い労働者を輩出した実績を測るため、就職率を指標として設定	雇用失業情勢等を踏まえつつ、引き続き高い実績(平成30～令和3年度の年間平均99.3%)を維持していくため、第4期中期目標と同じ目標水準を設定	重要度 (○) 困難度 (○)
2	DX、GXに対応するため、職業訓練カリキュラムの見直し・開発等を必要とする高度技能者養成訓練コースの修了者数	1,100人以上	デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、政府全体でデジタル人材の育成が求められる中、機構においてもデジタル人材育成を推進する必要がある。機構が実施する職業訓練の中でも、DXやGXに対応するため既存カリキュラムの見直しや新規カリキュラムの開発を行い、職業訓練指導員のスキルアップや訓練機器等の整備を必要とする訓練コースの修了者数を指標として設定	DX、GXに対応した人材を養成するために、応用課程に設置するカリキュラム(「生産ロボットシステムコース」及び「建築施工システムコース」)について、各コースの定員の90%以上(1,100人以上)が受講し、修了するものとして設定	
3	応用課程において、企業と共同で課題解決に取り組んだ件数のうち、DX、GXに対応した件数の割合	50%以上	応用課程において行う、「企業と共同で課題解決する実習」の実施にあたり、DX、GXに関連した要素を取り入れた実習の割合を指標として設定	応用課程で行う、「企業と共同で課題解決する実習」について、DX、GXに関連した実習の割合を50%以上と高い目標に設定することで、更なる地域貢献を図ることを目指す	

①指標	②目標水準	③設定の根拠	④水準の根拠	重要度 困難度
1-4-3 在職者を対象とする職業訓練及び事業主等との連携・支援の実施				
1 在職者訓練受講者数	300,000人以上	第4期中期計画において達成困難な見通しであることを踏まえ、更なる事業主への支援強化に取り組むこととするため、第4期と同水準の受講者数を指標として設定	第4期中期計画において達成困難な見通しであることを踏まえ、第4期と同水準の目標達成を目指すことにより、更なる事業主への支援の強化を図る	重要度 (○) 困難度 (○)
2 在職者訓練を利用した事業主における企業の生産性向上等につながった旨の評価	90%以上	在職者訓練を利用した事業主において、生産性向上等に向けた行動変容につながったことを確認する指標を設定	第4期中期目標において、すでに高い目標水準であることから、引き続き同じ水準を設定	
3 DX、GXに対応するため、職業訓練カリキュラムの見直し・開発等を必要とする在職者訓練コースの受講者数	20,000人以上	デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、政府全体でデジタル人材の育成が求められる中、機構においてもデジタル人材育成を推進する必要がある。機構が実施する職業訓練の中でも、DXやGXに対応するため既存カリキュラムの見直しや新規カリキュラムの開発を行い、職業訓練指導員のスキルアップや訓練機器等の整備を必要とする訓練コースの受講者数を指標として設定	第4期中期目標期間において、既存のカリキュラムの見直し等を行った訓練の実績(平成30年度～令和3年度の年間平均3,974人)を踏まえ設定 ※3,974人×5年=19,870人(切り上げ:20,000人)	
4 生産性向上人材育成支援センターを利用して生産性向上等に取り組んだ事業所数	210,000事業所以上	生産性向上人材育成支援センターを拠点として、生産性向上等に取り組む事業所を支援することとしていることから、その実績を測る指標として、生産性向上人材育成支援センターを利用して生産性向上等に取り組んだ事業所数を指標として設定	生産性向上人材育成支援センターを利用して生産性向上等に取り組んだ事業所数の実績(平成30年度～令和3年度の年間平均約4.13万事業所(在職者訓練:約2.62万事業所、指導員派遣:約0.31万事業所、生産性向上支援訓練:約1.2万事業所))を上回る水準を設定 ※4.2万事業所×5年=21万事業所	
1-4-4 職業訓練指導員の養成、職業訓練コースの開発、国際協力の推進等				
1 職業訓練指導員養成課程修了者数	500人以上	都道府県及び機構に必要な職業訓練指導員の確保を図る観点から、指導員養成訓練修了者数を指標として設定 具体的には、指導員養成課程修了者及び高度養成課程のうち職業能力開発研究学域を受講した者の数をいう	第4期中期目標設定時に、定年により今後10年間で2,000人の退職者が見込まれると予測し、計画的な養成にあたり、都道府県が行う職業訓練指導員試験と機構の養成訓練で半数ずつ(10年間で1,000人=5年間で500人)確保することとして設定	重要度 (-) 困難度 (一)
2 職業訓練指導員の技能向上を図る研修課程(スキルアップ訓練)の受講者数	25,000人以上	職業訓練指導員の養成、能力の向上を推進するため、職業訓練指導員の技能向上を図る研修課程(スキルアップ訓練)の受講者数を指標として設定	機構の指導員(令和3年度現在1,862人)及び、都道府県の指導員(令和3年度現在2,535人)の全員が年間1回以上受講を可能とする体制を図ることを目指して設定 1,862人 + 2,535人 = 4,397人(指導員の人材育成の必要性を加味して切り上げ:約5,000人) 5,000人×5年間=25,000人	
3 職業能力開発総合高等学校の調査・開発成果に係る外部評価の合計点数の平均	5.0点以上	職業能力開発総合高等学校において、職業能力開発の実践に必要な調査・開発等を体系的に行うため、その成果に係る外部委員による評価の点数を指標として設定	機構の職業リハビリテーション業務が目標値設定している研究評価の指標を参考に、水準を平均5点以上と設定	

①指標	②目標水準	③設定の根拠	④水準の根拠	重要度 困難度	
5 障害者職業能力開発業務に関する事項					
1	機構営校における特別支援障害者の定員に占める割合	60%以上	職業訓練を必要とする求職障害者は、障害の重度化、多様化の傾向があり、特に精神障害者、発達障害者等においても職業訓練のニーズがあることから、福祉・教育・医療等の関係機関との連携を強化し、特別支援障害者を引き続き重点的に受け入れることとし、特別支援障害者の定員に占める割合を指標として設定	特別支援障害者の定員に占める割合の実績(平成30年度～令和3年度の平均62.5%)を踏まえて設定	重要度 (○) 困難度 (一)
2	機構営校における訓練修了者の訓練終了後3か月時点の就職率	75%以上	特別支援障害者等に対する職業訓練の効果を図るため、就職率を指標として設定	訓練修了者の就職率の実績(平成30年度～令和3年度の年間平均76.0%)を踏まえて設定	
3	指導技法等の提供に係る支援メニュー(「障害者職業訓練推進交流プラザ」「指導技法等体験プログラム」)の受講機関数	600機関以上	精神障害者、発達障害者等に対する職業訓練の需要が高まる中で、広くすべての職業能力開発校等に、機構営校の先進的な職業訓練の実施を通じて開発した特別支援障害者等に対する指導技法等の普及を推進することが引き続き重要であるため、支援技法等の提供に係る支援メニュー(「障害者職業訓練推進交流プラザ」「指導技法等体験プログラム」)の受講機関数を指標として設定	「障害者職業訓練推進交流プラザ」(障害者職業能力開発校、一般の職業能力開発校及び都道府県)及び「指導技法等体験プログラム」(障害者職業能力開発校、一般の職業能力開発校及び都道府県)におけるこれまでの参加機関の実績(平成30年度～令和3年度の年間平均138機関)を踏まえて設定	
4	指導技法等の提供に係る「指導技法等体験プログラム」及び「専門訓練コース設置・運営サポート事業」の利用機関に対する追跡調査における「支援内容・方法の改善に寄与した」旨の評価	90%以上	特別支援障害者等に対する指導技法等の普及に係る効果を図るため、「指導技法等体験プログラム」及び「専門訓練コース設置・運営サポート事業」の利用機関に対する追跡調査により、「支援内容・方法の改善に寄与した」旨を確認する指標を設定	「指導技法等体験プログラム」及び「専門訓練コース設置・運営サポート事業」の利用機関に対する追跡調査により、「支援内容・方法の改善に寄与した」旨の回答実績(平成30年度～令和3年度の年間平均99.7%)を踏まえて設定	

独立行政法人福祉医療機構中期目標（案）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

令和 5 年●月●日
厚生労働大臣 加藤 勝信

第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割

1 法人の使命

我が国の福祉・医療を巡る環境には、少子高齢化等の進行に伴う待機児童問題、特養待機者問題及び医療需要の増大や国の計画に基づき整備された福祉施設等の老朽化への対応のほか、人口減少社会の進行等に伴う福祉サービス提供に係る課題の複合化・複雑化や地域のつながりの希薄化、デジタル技術の活用による福祉・医療事業者の業務の省力化・効率化、これらに対応する社会資源の一元的かつ正確な情報提供など、政府として取り組むべき喫緊の課題が数多く存在している。

機構においては、これらの諸課題を解決する国の政策効果が最大となるよう、施設整備等の資金融資及び経営指導などの事業者向け支援、サービス利用者等への福祉・保健・医療情報の一元的かつ正確な情報提供など、福祉・医療に関する多様な事業を一体的に実施することにより、地域における福祉・医療の向上を目指す民間活動を支援しており、引き続き、国の政策の一翼を担うという使命の下、福祉・医療の向上に資する事業運営に取り組むことが重要である。

2 現状と課題

機構は、福祉・医療に関する多様な事業を一体的に実施することで得た強みを活かし、国の政策実現に向けて貢献している。

特に、福祉医療貸付事業では、福祉医療経営指導事業による経営診断を通じて得た経営に関するノウハウ等を、新規の融資相談や融資後のフォローアップの際に情報提供することで経営の安定化を支援している。また、福祉医療経営指導事業では、多様な事業を実施することで蓄積した知見と福祉医療貸付事業の融資先から提出される事業報告書（財務諸表等）の分析結果を併せた質の高いセミナーやリサーチレポートを公開している。

このほか、社会福祉振興助成事業や心身障害者扶養保険事業などを含め、機構で実施している各事業の情報発信やデータの授受に当たっては福祉保健医療情報サービス事業で有する W A M N E T 基盤を活用するなど、多様な事業を実

施する強みを活かして、業務の効率的な運営を図っている。

一方で、機構では新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ感染症」という。）の拡大に際し、新型コロナウイルス対応支援資金の融資等を通じて福祉・医療基盤の維持・存続に貢献してきたが、これにより、福祉医療貸付事業における貸付残高は大幅に増加しており、信用リスク管理態勢の強化と取組の効率化を図る必要がある。

3 法人を取り巻く環境の変化

コロナ感染症の拡大の影響により、福祉・医療業界を取り巻く経営環境は大きく変化した。今後は、国民生活のセーフティネット機能でもある福祉・医療基盤の安定したサービスの提供及び質を維持するため、コロナ感染症の影響により財政基盤が悪化した福祉・医療事業者に対する経営的側面からの支援の充実に求められている。

また、少子高齢化の進行に伴い就業者数が減少傾向にある中、福祉分野における人材不足は、これまで以上に厳しくなることが想定される。こうした状況において、引き続き、適切なサービスの提供及び質を確保するには、社会福祉施設等職員の待遇改善は必要不可欠であり、退職手当共済事業の安定的な制度運営が求められている。

これらを踏まえ、機構は、福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図るという目的の下、我が国が抱える福祉・医療の諸課題を解決する国の政策効果が最大となるよう、第5期中期目標期間においては、施設整備等の資金融資や経営指導などの事業者向け支援、保育士や介護人材の処遇改善により地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現に寄与するとともに、全ての利用者等への福祉・保健・医療情報の一元的かつ正確な情報提供を実施するなど、福祉・医療に関する多様な事業を効果的かつ効率的に実施するものとする。

（別添）「政策体系図」、「一定の事業等のまとめり」及び「機構の使命等と目標との関係」

第2 中期目標の期間

通則法第29条第2項第1号の中期目標の期間は、令和5年4月から令和10年3月までの5年とする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとし、1～9の各項目を一定の事業等のまとめりとする。

1 福祉医療貸付事業

少子高齢化が進行する中、福祉・医療サービスの安定的かつ効率的な提供体

制を構築することが喫緊の課題となっている。「新子育て安心プラン」、「高齢社会対策大綱」（平成30年2月16日閣議決定）及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）をはじめとする福祉・医療施策に基づき、待機児童や特養待機者の解消のための受け皿整備、地域医療構想に沿った病床機能の分化・連携、ICT等の活用、各施設の老朽化への対応・耐震化等、各種課題の解消に向けて福祉・医療基盤の整備を推進する必要がある。

こうした国の政策目的の実現に向けて、福祉医療貸付事業では、政策融資としての役割を踏まえ、民間の社会福祉施設、医療関係施設等の整備に対し、長期・固定・低利の資金を提供すること等により、施設開設者等の負担軽減を図り、福祉・医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資することが求められている。

さらに、コロナ感染症の影響を受け財政基盤が悪化した福祉・医療事業者に対する資金繰り支援として実施した無利子・無担保等の新型コロナウイルス対応支援資金により貸付先が急増したことも踏まえつつ、地域における福祉・医療基盤の維持及び存続を図ることを最優先に、貸付債権の適切な期中管理等を行うことが必要である。

これらを踏まえ、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

【重要度：高】

少子高齢化が進行する中、福祉・医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっており、国において「新子育て安心プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであることから、民間の社会福祉施設、医療関係施設等の整備に対する長期・固定・低利の資金の提供等によりこの取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。

- (1) 国の福祉医療政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議の上、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。
また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧や感染症拡大、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応するなど、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。
- (2) 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報や意見交換会を実施し、福祉医療関係団体等との連携強化を図ること。
- (3) 利用者の円滑な資金調達に資する観点から、融資や経営診断を通じて得た

社会福祉施設、医療関係施設等に関するノウハウ等を民間金融機関に提供するとともに、協調融資制度の普及に努めつつ、適切な運用を行うこと。

(4) 福祉・医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するため、事業者の施設整備等に関する相談等に適切に対応するとともに、適正な審査手続を確保しつつ、業務を迅速に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。

(5) 融資後の貸付債権については、福祉医療経営指導事業と連携しつつ、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を把握するとともに、フォローアップ調査を実施するなど、新型コロナウイルス対応支援資金により貸付先が急増したことも踏まえ、債権区別に適切な期中管理を行うこと。

(6) 債権悪化の未然防止を図るため、貸付債権のポートフォリオ分析を的確に実施し、効果的・効率的な債権管理に努めること。

また、政策融資を行う機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部等にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図ること。

(7) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより経営を支援し、福祉・医療サービスの供給体制の維持を図るよう努めること。

また、毀損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施すること。

(8) 福祉医療貸付事業に関する評価について、以下の指標を設定する。

①政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体等との意見交換会等を毎年度 14 回以上実施すること。(第 4 期中期目標期間実績(平成 30 年度から令和 3 年度実績をいう。以下同じ。) 平均: 13.5 回)

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・福祉医療関係団体等との連携強化に係る実績を測る指標として、「福祉医療関係団体等との意見交換会等の実施回数」を採用する。
- ・目標水準については、第 4 期中期目標期間の実績平均以上の水準を設定する。

②協調融資制度の適切な運用を図るため、民間金融機関との勉強会・意見交換会を毎年度 11 回以上実施すること。(第 4 期中期目標期間実績平均: 10.3 回)

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・民間金融機関の福祉医療分野への融資促進に係る実績を測る指標として、

「民間金融機関との勉強会・意見交換会の実施回数」を採用する。

- ・目標水準については、第4期中期目標期間の実績平均以上の水準を設定する。

③融資相談等を通じて貸付先等への経営に係るアドバイスを毎年度 220 件以上実施すること。(第4期中期目標期間実績平均：216.3件)

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・融資制度の相談に限らず、財務・収支状況や施設の運営方法など経営改善等に資するアドバイスを実施することにより、福祉・医療事業者の様々なニーズに対応した実績を測る指標として、「貸付先等への経営に係るアドバイス件数」を採用する。
- ・目標水準については、第4期中期目標期間の実績平均以上の水準を設定する。

④今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先等に係るフォローアップ調査を毎年度 72 貸付先以上に実施すること。(第4期中期目標期間実績平均：71.7 貸付先)

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・融資後の貸付債権に対するフォローアップによる経営支援の実績を測る指標として、「今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先等に係るフォローアップ調査の実施先数」を採用する。
- ・目標水準については、第4期中期目標期間の実績平均以上の水準を設定する。

2 福祉医療経営指導事業

少子高齢化が進行する中、福祉・医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「新子育て安心プラン」、「高齢社会対策大綱」、医療介護総合確保推進法等において福祉・医療の基盤強化を目指しており、福祉・医療事業者の経営の効率化、安定化を図りつつ、施設等の整備を促進することが求められている。

また、コロナ感染症の影響により財政基盤が悪化した福祉・医療事業者の経営改善の取組に対する支援の充実が求められているところである。

こうした政策目的の実現に向けて、福祉医療経営指導事業では、独立行政法人という公的な立場から、福祉・医療事業者や地方公共団体、福祉医療関係団体等に対し、経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供するセミナーを実施するとともに、機構が保有するノウハウを活用した経営状況に関する調査・分析結果の提供や経営状況の的確な診断を実施することにより、福祉・医療サービスを安定的かつ効率的に提供できるよう、施設の経営を直接・間接を問わず支援することが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

【重要度：高】

少子高齢化が進行する中、福祉・医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっており、国において「新子育て安心プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであることから、福祉・医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を直接・間接を問わず支援することによりこの取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。

(1) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設等の健全な経営を支援するため、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図ること。

また、福祉・医療事業者のニーズを踏まえつつ、必要に応じてオンラインによるセミナーを開催するなど、機動的かつ柔軟に対応すること。

(2) 福祉医療貸付事業と連携して、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を収集するとともに、福祉・医療事業者等が施設の経営状況を的確に把握することができるよう、経営状況に関する調査・分析・公表を行うこと。さらに、施設の経営基盤の強化を支援するため、分析内容の充実を図るなどの取組を行うこと。

(3) 経営診断については、コロナ感染症等の影響により、今後経営の悪化が懸念される民間の社会福祉施設や医療関係施設等の経営の安定化を支援するため、福祉医療貸付事業と連携しつつ、個々の事業者・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図ること。

(4) 福祉医療経営指導事業に関する評価について、以下の指標を設定する。

①セミナーについては、セミナーテーマ数を毎年度10テーマ以上とすること。

(令和2年度及び令和3年度実績平均：10テーマ)

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・多様なテーマ設定により訴求力のある有用な情報を福祉・医療事業者等に提供した実績を測る指標として、「セミナーテーマ数」を採用する。
- ・目標水準については、オンライン配信を開始した令和2年度及び令和3年度の実績平均以上の水準を設定する。

②施設の経営状況に関する調査・分析結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数を毎年度117回以上とすること。(第4期中期目標期間実績平均(コロナ感染症関連の記事引用回数を除く.):116.8回)

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・福祉・医療事業者等が施設の経営状況を的確に把握することができるよう、

公表した内容の有用性を測る指標として「マスコミ記事等引用回数」を採用する。

- ・目標水準については、第4期中期目標期間の実績平均（コロナ感染症関連の記事引用回数を除く。）以上の水準を設定する。

③経営診断については、毎年度342件以上の診断を実施すること。（第4期中期目標期間実績平均：394.0件）

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・福祉・医療事業者等が抱える課題の解決に資するための個別経営診断の実績を測る指標として、「診断件数」を採用する。
- ・目標水準については、第4期中期目標と同様の水準を設定する。

3 社会福祉振興助成事業

社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、NPO等の非営利法人が行う民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動、特に制度の谷間にいる要支援者を支える活動等に対して効果的な助成を行うことにより、地域共生社会の実現に寄与するとともに、助成先法人等が、助成期間内の活動だけにとどまらず、継続的に活動するための自立的運営を行う基盤を構築できるよう、事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施し、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実にも資するよう、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

- (1) 助成事業の募集に当たっては、地域共生社会の実現などの国が示した社会福祉政策を振興する上で必要なテーマに重点化し、毎年度、国と協議の上、助成方針を定め公表するとともに、NPO等の非営利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定すること。
- (2) 助成金の早期交付決定のため、助成申請業務の効率化を図ること。
- (3) 助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンス強化の支援を充実させること。
また、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実に資するよう、機構が有する過去の優良事例の紹介等を通じた事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施するとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、次年度の募集要領等に反映させること。
- (4) 助成先法人等が行う助成事業の円滑な実施及び継続・発展を支援するため、研修会及び助成事業の成果の普及を兼ねたシンポジウム等を行うほか、適切な相談・助言に努めること。

(5) 助成事業に関する評価について、以下の指標を設定する。

①助成事業が対象とした利用者の満足度（4段階評価のうち最高評価の率）を毎年度60%以上とすること。（第4期中期目標期間実績平均：67.6%）

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・助成を実施した事業の効果を測る指標として、「利用者満足度（最高評価の率）」を採用する。
- ・目標水準については、第4期中期目標と同様の水準を設定する。

②ガバナンス強化に関する支援を実施した団体数を毎年度23団体以上とすること。（第4期中期目標期間実績平均：22.8団体）

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・助成先法人等へのガバナンス強化支援の実績を測る指標として、「助成先へのガバナンス強化支援件数」を採用する。
- ・目標水準については、第4期中期目標期間の実績平均以上の水準を設定する。

③助成事業に係る研修会等の参加者の満足度（4段階評価のうち最高評価の率）を毎年度50%以上とすること。（第4期中期目標期間実績平均：48.6%）

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・助成事業の円滑な実施及び事業の継続・発展に繋がる適切な相談・助言を行った実績を測る指標として、「参加者満足度（最高評価の率）」を採用する。
- ・目標水準については、第4期中期目標期間の実績平均以上の水準を設定する。

4 退職手当共済事業

少子高齢化が進行する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築し、その担い手である福祉人材を確保することは喫緊の課題である。「新子育て安心プラン」や地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）においても、保育や介護の人材確保を目指しているところである。

こうした政策目的の実現に向けて、退職手当共済事業では、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、退職手当共済制度の安定的な運営を図ることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資することが必要であり、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。

【重要度：高】

少子高齢化が進行する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築し、その担い手である福祉人材を確保することは喫緊の課題である。国

においては「新子育て安心プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであり、社会福祉施設職員等退職手当共済制度を安定的に運営し、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資する本事業は重要度が高いものである。

- (1) 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図ること。
- (2) 利用者の手続面での利便性の向上及び負担の軽減を図るため、提出書類の電子化等に努めるとともに、退職届作成システムの利用を促進すること。
- (3) 社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知すること。
- (4) 退職手当共済事業に関する評価について、以下の指標を設定する。

①退職手当金請求書の受付から給付までの平均処理期間を毎年度 42 日以内とすること。(第 4 期中期目標期間実績平均：39.4 日)

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・退職手当金の給付事務効率化による利用者サービスの向上を測る指標として、「退職手当金の請求書の受付から給付までの平均処理期間」を採用する。
- ・目標水準については、第 4 期中期目標と同様の水準を設定する。

【困難度：高】

政府において保育・介護サービスを提供するための人材確保に向けた対策が進められるなか、本事業の加入者数の増加に併せ給付処理件数も増加傾向にあり、第 5 期中期目標期間においても業務量の増加が見込まれることから、前中期目標期間と同水準の平均処理期間を維持することは困難度が高い。

②退職届作成システムの利用を促進し、利用割合を毎年度 45%以上とすること。(第 4 期中期目標期間実績平均：44.5%)

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・退職届作成システムの活用による利用者の利便性の向上及び負担の軽減を測る指標として、「退職届作成システムの利用割合」を指標として採用する。
- ・目標水準については、第 4 期中期目標期間の実績平均以上の水準を設定する。

③退職手当共済制度を広く周知するため、地方公共団体、社会福祉法人、福祉関係団体等の新規広報先数を毎年度 20 件以上とすること。(令和 3 年度実績：19 件)

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・退職手当共済制度を広く周知した実績を測る指標として、「新規広報先数」

を指標として採用する。

- ・目標水準については、広報先拡大への取組を開始した令和3年度実績以上の水準を設定する。

5 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に運営することにより、障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

なお、国においては扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、平成19年度末までに加入した者の積立不足に対し、毎年度予算編成を経て各地方公共団体とともに必要な財政支援措置を講ずることとし、機構は国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、資金の安全かつ効率的な運用に努めること。

（1）財政状況の検証

扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。

なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行うこととしていることから、機構は基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨を申し出ること。

（2）扶養保険資金の運用

扶養保険資金の運用については、資金の特性を十分に踏まえ、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的とし、年金給付に係る短期資金の需要に留意しつつ、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するため、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を定め、これに基づき管理を行うこと。

また、分散投資による運用を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制し、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保すること。

さらに、各種リスクの管理のため、資産運用の状況や運用環境等を定期的にモニタリングしつつ、運用実績が基本ポートフォリオ策定時の想定と乖離していないかなどについて、毎年度検証を行い、必要に応じて運用に関する基本方針を随時見直すとともに、扶養保険事業の財政状況の検証に資するた

め、毎年度、生命保険契約における運用実績を確認する等の検証を行うこと。

(3) 事務処理の適切な実施及び制度周知

障害者及びその保護者に対するサービスの向上並びに制度の普及を図るため、国及び地方公共団体と連携し、事務担当者会議の開催等により相互の事務処理の適切な実施を図るとともに、制度周知に努めること。

(4) 扶養保険事業に関する評価について、以下の指標を設定する。

・障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による心身障害者扶養共済制度の周知・広報活動を毎年度 15 回以上行うこと。(第 4 期中期目標期間実績平均:16 回)

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による制度周知の実績を測る指標として、「心身障害者扶養共済制度の周知・広報回数」を採用する。
- ・目標水準については、第 4 期中期目標と同様の水準を設定する。

6 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET 事業)

WAM NET 事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）に基づく「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号）に基づく「障害福祉サービス等情報公表システム」、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく「子ども・子育て支援情報公表システム」及び国からの要請を受けて構築した障害・児童福祉施設等に係る「災害時情報共有システム」の管理・運営を行うことなどにより、全ての利用者に対し福祉保健医療施策に関する一元的かつ正確な情報の基盤を提供することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

【重要度：高】

全ての利用者に対する一元的かつ正確な情報の提供や、地域共生社会の実現に向けた情報提供体制の整備の支援などの取組が必要とされている中、国においては各種関連法律を改正するなど、政策目的の実現に全力を挙げているところであり、この取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。

(1) 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努めること。

(2) 国の施策に基づく情報システムについては、国と連携の上、着実に整備し、

当該システムを安定的に運用するとともに、効率的に管理すること。

(3) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAMNETの活用を図ること。

(4) WAMNET事業に関する評価について、以下の指標を設定する。

①提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を毎年度8件以上実施すること。(第4期中期目標期間実績平均：7.2件)

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・提供情報の質及び利用者の利便性を測る指標として、「提供情報の整備充実等に関する取組数」を採用する。
- ・目標水準については、第4期中期目標期間の実績平均以上の水準を設定する。

②年間ヒット件数を毎年度2億1,000万件以上とすること。(第4期中期目標期間実績平均：2億946万件)

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・提供情報の質及び利用者の利便性を測る指標として、「年間ヒット件数」を採用する。
- ・目標水準については、第4期中期目標期間の実績平均以上の水準を設定する。

③「子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル」に関するコンテンツの利用者満足度を毎年度80%以上とすること。(新規の指標のため実績なし)

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・提供情報の質及び利用者の利便性を測る指標として、「利用者満足度」を採用する。
- ・目標水準については、他の独立行政法人における類似の指標を踏まえ、適切な水準を設定する。

7 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、新規貸付の終了した年金住宅融資等債権の管理及び回収を行い、当該回収金の国への納付により年金給付の財源に寄与することを目的とし、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。

なお、業務承継時からの債権残高の減少状況を踏まえ、引き続き、当該業務の終了を見据えた具体的な検討を行いつつ、安定的かつ効率的な業務実施に努めること。

(1) 業務終了を見据えた検討に際しては、減少傾向が続く債権残高の将来見通

しを踏まえ、業務運営コストの分析及び将来の収支状況の的確な把握を行うとともに、第4期中期目標期間中に把握した今後の課題等への対応について、当該業務の関係機関と緊密に連携して必要な調整を進めること。

- (2) 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。
- (3) 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努めること。
- (4) 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。
- (5) 業務の実施に当たっては、コロナ感染症の拡大等による経済事情の変動やこれらに関する政府方針等に十分留意し、柔軟に条件変更を行うなど債務者に寄り添って丁寧に対応すること。

また、コロナ感染症の拡大等による経済事情の変動が収束し、政府方針等の要請による柔軟な条件変更等を行う必要がないと認められる場合は、年度計画においてリスク管理債権の残高に関する定量的な目標を設定し、リスク管理債権の削減に努めること。

8 年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務

年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務については、返済中の利用者に配慮しつつ融資後の年金担保債権及び労災年金担保債権の管理及び回収を行い、業務の終了に向けた適切な措置を講ずること。

なお、当該業務の実施に当たっては、以下の点に留意すること。

- (1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、業務の終了に至るまで安定的かつ効率的な業務運営に努めること。
- (2) 融資後の貸付債権に係る着実な管理回収を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行うこと。
- (3) 業務の円滑な終了に向けて、必要な準備検討を進めた上で、受託金融機関等の協力を得て適切な措置を講ずること。

9 一時金支払等業務及び補償金支払等業務

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する

る法律（平成 31 年法律第 14 号）に基づく一時金等及びハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第 55 号）に基づく補償金の支払に当たっては、個人情報取り扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国に対して毎月の支払状況等を報告するなど、国と密接に連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努めること。

第 4 業務運営の効率化に関する事項

通則法第 29 条第 2 項第 3 号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

1 業務・システムの効率化と情報化の推進

(1) 情報システムについては、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、PMO の支援の下、PJMO は情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。

また、各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、計画的なシステムの導入及び改善に努めること。

(2) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応すること。

2 経費の節減

(1) 業務方法の見直し及び事務の効率化を図りつつ、事業の実施に支障のない範囲で経費の節減に努めること。

なお、中期目標期間中に改廃のある業務については、業務終了に向け経費の節減を図ること。

(2) 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達のため、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づき、一者応札等に対する取組を着実に実施すること。

(3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）（注）については、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、令和 4 年度と比べて一般管理費は 15% 程度、業務経費は 5% 程度の額を節減すること。

（注）貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、事務所借料関連経費、新型コロナウイルス対応支援資金等関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。

役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ検証を行い、その検証

結果や取組状況について公表すること。

第5 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。

なお、運営費交付金の会計処理に当たっては、独立行政法人会計基準に基づき、原則として業務達成基準による収益化を採用し、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理すること。

1 運営費交付金以外の収入の確保

運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。

2 自己資金調達による貸付原資の確保

福祉医療貸付事業及び年金担保債権管理回収業務において、債券の発行等による資金調達を適切に行うこと。

3 不要資産の国庫納付

将来にわたり業務を確実に実施する上で必要なくなったと認められる財産（不要財産）を速やかに国庫納付すること。

第6 その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。

なお、独立行政法人制度の趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の更なる改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。

1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成等の業務運営体制を継続的に見直すこと。

2 内部統制の充実

(1) 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総務省行政管理局通知）を踏まえ、内部統制基本方針等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有すること。

また、内部統制の仕組みの点検・検証を行い、その結果を踏まえて、当該仕組みが有効に機能するよう必要に応じて見直しを行うことにより、機構の

組織規模及び事務・事業の特性を踏まえた内部統制の更なる充実を図ること。

- (2) 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」(令和3年7月7日サイバーセキュリティ戦略本部)を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに、適切な情報セキュリティ対策を講ずることにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組むこと。

また、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。

3 人事に関する事項

- (1) 男女共同参画や働き方改革を推進する観点から、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講ずること。
- (2) 福祉・医療基盤の安定に向けた支援の充実を図る観点から、人材確保・育成方針に基づき、職員の資質向上を図るとともに、士気及び専門性の高い組織運営に努めること。

独立行政法人福祉医療機構の政策体系図

別添

厚生労働省の政策目的

全世代型社会保障構築会議
(令和3年11月9日内閣総理大臣決裁)

新子育て安心プラン
(令和2年12月21日公表)

高齢社会対策大綱
(平成30年2月16日閣議決定)

地域包括ケアシステムの構築に向けた介護基盤整備

保育の受け皿確保

施設の耐火・耐震化等の安全性の向上

社会福祉施設職員等の待遇改善

地域医療構想に基づく医療体制整備

障害福祉サービス提供体制整備

施設の老朽化への対応

障害者の自立支援

＜福祉・医療の環境整備や人材確保、福祉的支援が必要な方への支援等が不可欠＞

国の指示

- ・政策優先度に即した効果的・効率的な政策融資を実施すること。
- ・相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等職員や障害者の生活を支援するための共済制度を確立すること。等



独立行政法人福祉医療機構の役割

福祉・医療に関する多様な事業を一体的に実施することにより、地域の福祉・医療の向上を目指して民間活動を支援

○福祉医療貸付事業(貸付件数:12,082件6,775億円)

- ・社会福祉施設、医療施設等に対して、「長期・固定・低利」により施設整備資金等を融資
- ・災害復旧、感染症の拡大等に伴う経営悪化等の緊急時における資金への対応

○退職手当共済事業(支給者数:75,467人)

- ・社会福祉法人の経営する社会福祉施設等に従事する職員に対し退職手当金を支給

○年金担保債権・労災年金担保債権管理回収業務(融資残高:323億円)

- ・年金担保貸付・労災年金担保貸付にかかる既往貸付債権の管理・回収業務を実施

○経営サポート事業(個別経営診断件数:411件)

- ・福祉医療施設経営者に対し経営指導(セミナー、コンサルティング等)を実施し、施設経営を支援

○福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET)(ヒット件数:2億5,923万件)

- ・福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供
- ・国の施策に基づく情報公表システムの整備・管理

○承継年金住宅融資等債権管理回収業務(融資残高:2,532億円)

- ・年金住宅融資等にかかる既往貸付債権の管理・回収業務を実施

○社会福祉振興助成事業(採択件数:132件6億円)

- ・民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細やかな活動等に対し助成

○心身障害者扶養保険事業(加入者数:58,281人)

- ・地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度について、加入者に対して負う共済責任を全国規模で保険

○一時金支払等業務及び補償金支払等業務(支払額(累計):一時金31億円、補償金113億円)

- ・旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方に対する一時金及びハンセン病元患者家族に対する補償金の支払業務を実施

事業者支援

個人への直接支援

※()内は令和3年度実績

福祉医療機構の取組により、福祉・医療サービスを提供している事業者への支援を通じた福祉医療施策の推進や福祉的支援を必要とする方への生活支援の充実に大きく寄与。また、保険財政の安定化にも貢献。

一定の事業等のまとめ

- 1 福祉医療貸付事業(第3-1)
- 2 福祉医療経営指導事業(第3-2)
- 3 社会福祉振興助成事業(第3-3)
- 4 退職手当共済事業(第3-4)
- 5 心身障害者扶養保険事業(第3-5)
- 6 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業)(第3-6)
- 7 承継年金住宅融資等債権管理回収業務(第3-7)
- 8 年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務(第3-8)
- 9 一時金支払等業務及び補償金支払等業務(第3-9)

(独) 福祉医療機構 (WAM) の使命等と目標との関係

(使命)

国の政策の一翼を担うという使命の下、福祉・医療に関する多様な事業を一体的に実施することにより、地域における福祉・医療の向上を目指す民間活動を支援する。

(現状・課題)

◆強み

○福祉医療経営指導事業による経営診断を通じて得た経営に関するノウハウ等を、福祉医療貸付事業における新規の融資相談や融資後のフォローアップの際に情報提供することで経営の安定化を支援するなど、福祉・医療に関する多様な事業を一体的に実施することで得た強みを活かした業務運営

◆課題

○新型コロナウイルス対応支援資金の融資等を通じて福祉・医療基盤の維持・存続に貢献してきたが、これにより、福祉医療貸付事業における貸付残高は大幅に増加しており、信用リスク管理態勢の強化と取組の効率化が必要

(環境変化)

- コロナ感染症の拡大の影響により、福祉・医療業界を取り巻く経営環境は大きく変化した中、国民生活のセーフティネット機能でもある福祉・医療基盤の安定したサービス提供・質を維持するため、コロナ感染症の影響により財政基盤が悪化した福祉・医療事業者に対する経営的側面からの支援の充実が求められている。
- 少子高齢化の進行に伴う就業者数の減少傾向にある中、福祉分野における人材不足はこれまで以上に厳しくなることが想定されており、適切なサービスの提供量及び質を確保するため、社会福祉施設等職員の待遇改善は必要不可欠であり、退職手当共済事業の安定的な制度運営が求められている。

(中期目標)

- 福祉医療貸付事業において、新型コロナウイルス対応支援資金により貸付先が急増したことを踏まえ、債権区分別に適切な期中管理を行うこと。
- 福祉医療経営指導事業における経営診断について、コロナ感染症等の影響により今後経営の悪化が懸念される福祉・医療事業者等の経営の安定化を支援するため、福祉医療貸付事業と連携しつつ、個々の事業者・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図ること。
- 社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知すること。
- 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努めること。

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園第5期中期目標（案）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定める。

令和5年●月●日

厚生労働大臣 加藤 勝信

第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

1 法人の使命

のぞみの園は、重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的としており（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第3条）、地域で受入れが困難となっている、著しい行動障害を有する者、障害者支援施設において高齢化や障害の重度化に伴い医療的ケアが日常的に必要となり施設を退所した障害者等が、可能な限りその身近な場所において必要な日常生活または社会生活を営むための支援を受けられるよう、知的障害、発達障害に関する行政的課題や施設関係者等のニーズを踏まえ、のぞみの園において自立のための先導的かつ総合的な支援の提供を行うほか、知的・発達障害者の支援に関する調査・研究及びその成果を踏まえた養成・研修を実施することにより、全国の知的・発達障害関係施設等に情報発信し、障害者支援の質の底上げを図っていくことが重要である。

2 現状と課題

我が国の障害児・者を取り巻く現状をみると、障害者の地域移行や一般就労への移行が進む中、障害者が望む地域生活の実現、障害者の高齢化に対応した支援の在り方、障害児に対する専門的で多様な支援の確立など、国として取り組むべき喫緊の課題が山積している。

のぞみの園の独立行政法人に移行する以前から入所している者（以下「移行前の施設入所利用者」という。）については、加齢に伴い身体や認知等の機能低下・重症化が極めて顕著である入所者が多くを占めており、地域移行に関して課題が多いが、引き続き取り組む。一方、移行前の施設入所利用者が高齢化に伴い年々減少している中、これまでのぞみの園において、調査・研究等により全国の現状や課題の把握に取り組み、そこで得られたノウハウを、人材養成・研修や援助・助言等により普及させるこ

とを通して、地域における支援の質の底上げを図ってきた。

今後、さらに全国の障害者支援施設において、高齢化・障害の重度化が進み、行動障害等が激しくなったり、医療的ケアが日常的に必要となったりすることにより、生活を継続することが困難となる者の増加が見込まれるが、こうした課題に対応するノウハウが乏しく、その対策が喫緊の課題となっている。

3 法人を取り巻く環境の変化

令和4年に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）が改正されたところであり、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等が希望する生活を実現するため、障害者等の地域生活の支援体制の強化、多様な就労ニーズに対する支援等の推進、精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、難病患者等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、障害福祉サービス等のデータベースなどへの対応を進めるため、より一層のきめ細かな支援が求められている。

4 第5期中期目標期間における取組の方向性

こうした状況の中、第5期中期目標期間においては、国が独立行政法人に実施させるべき業務に特化し、独立行政法人に求められている業務運営の効率性、自立性及び質の向上を図りつつ、より一層、自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的・発達障害者の支援に関する調査・研究及びその成果を踏まえた養成・研修を効果的かつ効率的に実施するものとする。

なお、のぞみの園を取り巻く状況の変化を踏まえ、中長期的な運営方針等を検討する場を第5期中期目標期間中に設け、その検討結果に基づき所要の措置を講じること。このため、第5期中期目標期間においては、中長期的な運営方針等との整合性を図りながら業務を運営すること。

（別添）「政策体系図」及び「一定の事業等のまとめり」

第2 中期目標の期間

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第2項第1号の中期目標の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

1 自立支援のための取組

障害者の自立支援の観点から、施設入所から地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することが重要である。このため、以下の事項を実施すること。

- (1) 重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、移行前の施設入所利用者の地域への移行を引き続き推進していくこと。支援に当たっては、引き続き、地域生活体験の実施や保護者懇談会等の開催などを行うことにより、円滑な地域移行に努めること。

なお、移行前の施設入所利用者の重度・高齢化が顕著となる中で、受入れ環境が整わず出身地への地域移行が困難な状況となっている場合であっても、施設入所を継続するのではなく、地域で日常生活又は社会生活を営むことができるよう努めること。

また、施設入所利用者の地域生活移行は、全国の障害者支援施設に共通する課題であり、取組の推進を図るためにも、これまでのぞみの園で実践してきた地域移行までのプロセスの効果的な情報発信に取り組むこと。

〈重要度：高、難易度：高〉

- ・ 障害者が地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することは、障害者総合支援法の基本理念にも明記されている。のぞみの園は、国で唯一、独立行政法人として運営する重度の知的障害者総合施設であり、先導的に取り組む役割を担っているため、引き続き、施設入所利用者の地域移行を推進するとともに、これまでの実践成果を効果的に情報発信することは重要度が高い目標である。
- ・ 移行前の施設入所利用者（令和4年4月1日現在）の平均年齢は、69.3歳、平均入所期間は、44年7ヵ月、障害支援区分（1～6）の平均は、6.0であり、重度の知的障害かつ高齢・長期の入所者が多くを占めており、地域移行に関しては、保護者の理解が不可欠である。また、加齢に伴い、身体や認知等の機能低下・重症化が顕著である入所者が増加しており、これらの者には、医療的ケアが日常的に必要な者など、特別な支援が必要な者も多く、受入れ可能な移行先事業所が限定されることから、難易度が高い目標である。

- (2) 高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践すること。支援に当たっては、身体機能の低下が著しい者、医療的ケアが日常的に必要な者及び認知症を発症した者も多いことから、医療との連携を重視しながら、機能低下に対する予防的なケアに取り組むとともに、生活環境の配慮に努めること。また、疾病に罹患した者への治療や、認知症を発症した者へのケア、医療的ケアが日常的に必要な者への適切な支援の提供など、重度・高齢化の進展を踏まえ、生命維持・健康管理のための支援の在り方を改めて検討し、医療と福祉が密接に連携した環境整備を図ること。

さらに、重度・高齢化が顕著となっているのぞみの園において、住み慣れた場所・

環境で最期を迎える「ターミナルケア」を実践するとともに、そのノウハウについて全国の障害者支援施設への情報発信に取り組むこと。

〈重要度：高〉

- ・ 知的障害者の高齢化の問題は、今後、全国の障害者支援施設においても大きな課題になるものと考えられることから、移行前の施設入所利用者の平均年齢が約70歳、認知症を発症している施設入所利用者が約2割、医療的ケアが日常的に必要な者の割合が約3割となっているのぞみの園で、全国に先行して実践し、情報発信することは重要度が高い目標である。

(3) 主に知的障害・発達障害を起因とする著しい行動障害や社会的不適応・問題行動等があり、地域生活を営むことが困難な者（以下「著しい行動障害を有する者等」という。）のほか、日常的に医療的ケアも必要になったために障害者支援施設等から退所せざるを得ない知的障害者等（以下「医療的ケアが必要になった者」という。）を引き続き有期限で受け入れ、モデル的支援として拡充を図ること。支援に当たっては、本人の特性を考慮した適切な支援プログラムを作成するなど、きめ細かな対応に努めること。

また、現に地域の施設・事業所等で受入れているが、本人の特性等に合わない支援が継続することにより行動障害等が激しくなることが全国で課題となっている。

のぞみの園において適切なアセスメントに基づいた環境調整、医療と福祉の効果的な連携など、短期・集中的な支援を行い、併せて地域の施設・事業所等へ必要な支援を示すこと。

〈重要度：高、難易度：高〉

- ・ 著しい行動障害を有する者等は、重度の知的障害にASD（自閉スペクトラム症）を合併している場合が多く、地域での受け入れに当たり課題を抱えていることが多い場合があることから、地域での支援が進むようにモデル的支援の構築が必要である。モデル的支援を構築し普及することによって、障害の程度によらず、障害者が地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することは、重要度が高い目標である。
- ・ これまでのぞみの園が行ってきた取組状況によると、著しい行動障害を有する者等の支援については、地域で受け入れる施設等がないケースや、受け入れてはいるものの支援方針が定まらず支援者が疲弊しているケースが多く、支援が困難となっている。また、社会的不適応・問題行動があり矯正施設等を経由して入所する者は、知的障害のみならず、発達障害、精神障害を併せ持つなど、複雑で多岐にわたる課題を抱えているため、きめ細かな支援が必要なケースが多く、その支援に当たっては、福祉サービスだけでなく、刑務所、保護観察所、保護司及び地域生活定着支援センター等の関

係機関等との連携が必要となる。さらに、その対応については医療・福祉の両面から支援をすることが必要であり、本人の特性を考慮した個別対応をはじめ、期間を設定して課題を整理・改善し、地域での生活を実現させることは多くの困難が想定される。このため、難易度が高い目標である。

(4) 上記(1)から(3)までの重度知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を行うために関係機関との連携を図ること等により、全国の知的障害関係施設等で活用ができるサービスモデル等を構築(ICT活用を含む。)し、その普及に取り組むこと。

(5) 評価における指標

自立支援のための取組に関する評価について、以下の指標を設定する。

- ① 移行前の施設入所利用者の地域移行の取組を引き続き推進し、地域移行者数を毎年度2人以上とする。(平成30年度～令和3年度実績平均値2人、令和3年度実績値1人)
- ② 地域生活体験として、グループホームでの宿泊体験や、社会的スキル向上の機会を得るための日中体験の実施日数を毎年度延べ300日以上とする。(平成30年度～令和3年度実績平均値343日)
- ③ 保護者懇談会等での説明回数を各寮毎年度1回以上とする。(令和3年度実績1回)
- ④ 著しい行動障害を有する者等について、第5期中期目標期間の施設入所利用者の受入れを毎年度25人以上とする。(平成30年度～令和3年度実績平均値15人)
- ⑤ 著しい行動障害を有する者等について受け入れ、個別の評価に基づいた支援方法を構築し3年以内に地域移行した割合を90%以上とする。(平成30年度～令和3年度実績平均値88%)
- ⑥ 医療的ケアが必要になった者について、第5期中期目標期間の施設入所利用者の受入れを20人まで拡充する。
- ⑦ 医療的ケアが必要になった者について受け入れ、退所後の地域での自立した生活に資する支援プログラムを作成、移行モデルを構築し、3年以内に地域移行した割合を80%以上とする。

〈指標の設定及び水準の考え方〉

- ・ 移行前の施設入所利用者の地域移行の推進に関する指標については、地域移行者数だけでなく、地域移行につながるプロセスに関する指標も重要である。このため、施設入所利用者の意思の酌み取りや課題の把握のために実施する地域生活体験の日数や、地域移行への理解を促すため実施する、保護者懇談会等での説明回数を指標として採用する。

- ・ 地域移行者数について、移行前の施設入所利用者の重度・高齢化等が進み、地域移行について課題が多いが引き続き取り組むこととし、第4期中期目標期間の実績平均値以上を指標とする。
- ・ 地域生活体験の実施日数については、移行前の施設入所利用者数の減少及び重度・高齢化により、対象者数が減少しているが、引き続き地域での生活を促進するため、近年の傾向を踏まえた数値を指標とする。
- ・ 著しい行動障害を有する者等への支援に係るニーズを踏まえ、第4期中期目標期間の実績平均値以上の受入れ数を指標とする。
- ・ 著しい行動障害を有する者等のモデル的支援の実践を測る指標として、地域移行の割合を指標とする。
- ・ 医療的ケアが必要になった者への支援に係るニーズを踏まえた受入れ数を指標とする。
- ・ 医療的ケアが必要になった者のモデル的支援の実践を測る指標として、地域移行の割合を指標とする。

2 調査・研究

(1) 調査・研究のテーマの設定

知的・発達障害に関する国の政策課題等について、障害福祉施策推進のための基礎的なデータの収集・分析のほか、のぞみの園のフィールドを活用した支援の実践成果の情報収集と分析及び知的・発達障害関係施設従事者等の資質向上のためのガイドラインの作成や効果的な実務研修プログラムの開発等、のぞみの園でなければ実施できないものに特化して、具体的なテーマ等を設定して調査・研究を行うこと。

なお、テーマ等の設定に当たっては、国内外の障害福祉施策の制度や研究の動向、社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであって、かつ、その成果が全国の知的・発達障害関係施設等で活用（ICT活用を含む。）されるなど支援の実践につながるものとする。

(2) 調査・研究の実施体制の充実

調査・研究を適切な分析手法等で行うため、国内外の研究機関、研究者及び事業所と広く連携・協力を行うこと。

また、調査・研究チームの外から客観的に、情報収集や分析方法について評価や審査を受けることによって、調査・研究の公正性を確保すること。

さらに、民間の助成研究等を積極的に活用するなど、多様な調査・研究の機会を得ることにより、調査研究の実施体制の充実を図ること。

(3) 調査・研究の成果の積極的な普及・活用

のぞみの園のホームページにニュースレターや研究紀要などを公開するほか、積極

的に各種学会での発表や講演、研修などの機会やSNSなどを活用して、蓄積した研究成果をわかりやすく情報発信することにより、全国の自治体関係者や研究者、支援者等における普及・活用を図ること。

また、調査・研究の成果が、国内外の研究者に活用されやすいものとするため、研究データの適切な保管やデジタルデータの提供体制を構築すること。なお、成果の利活用状況を自己点検するための体制を整備すること。

〈重要度：高〉

- ・ のぞみの園のフィールドを活用した調査・研究の成果を全国の知的・発達障害関係施設等に普及することは、障害者支援の質の底上げに資するため、重要度が高い目標である。

(4) 評価における指標

調査・研究に関する評価について、以下の指標を設定すること。

- ① 外部研究者等と協働した研究を毎年度 60%以上実施する。(平成 30 年度～令和 3 年度実績平均値 56.3%)
- ② 海外の研究機関、団体等と協働した国際的な動向に関する調査・研究を毎年度 1 テーマ以上実施する。(平成 30 年度～令和 3 年度実績平均値 0.25 件)
- ③ 民間研究助成への応募を毎年度 1 件以上行う。(平成 30 年度～令和 3 年度実績平均値 0.25 件)
- ④ 学会発表や講演・執筆等を毎年度 42 回以上とする。(平成 30 年度～令和 3 年度の実績平均値 41.5 回)
- ⑤ のぞみの園が発信した調査・研究成果等の被活用状況の把握を年 4 回実施する。
なお、被活用状況のうち、ダウンロード件数を毎年度 5,300 件以上、被引用件数を毎年度 8 件以上とする。(J-STAGE で確認した直近 1 年のダウンロード数の実績値 5,266 件、被引用数の実績値 8 件)
- ⑥ ホームページに掲載した調査・研究成果等のアクセス件数を毎年度 31,000 件以上とする。(平成 30 年度～令和 3 年度の実績平均値 30,428 件)

〈指標の設定及び水準の考え方〉

- ・ 調査・研究の内容の充実を測る指標として、外部研究者等との協働研究数の割合、海外研究機関等との協働研究のテーマ数、民間研究助成への応募件数を採用する。なお、第 4 期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成 30 年度～令和 3 年度の実績平均値以上を指標とする。
- ・ 調査・研究の成果の普及・活用を測る指標として、学会発表や講演・執筆等の回数、ホームページへのアクセス件数、ダウンロード件数及び引用件数を指標として採用する。

- ・ 学会発表や講演・執筆等の回数、ホームページへのアクセス件数については、第4期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成30年度～令和3年度の実績平均値以上を指標とする。
- ・ ダウンロード件数及び引用件数については、直近の実績値以上を指標とする。

3 養成・研修

障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的・発達障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を行うこと。特に、著しい行動障害については既存の指導者養成研修の他に、中核的な支援者の養成研修、指導的な人材の養成研修等を行い、より専門性の高い人材の養成に取り組むこと。また、家庭と教育と福祉の連携について、「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告」（平成30年3月）の理念に基づき、特別支援教育に関わる教職員に対して、著しい行動障害に関する知見を広めるため関係機関との連携を図ること。

なお、養成・研修の成果等について、全国の知的・発達障害関係施設等で活用されるよう、支援の実践につなげることができるような内容とし、成果等を発表する機会を設けること。

○ 評価における指標

養成・研修に関する評価について、以下の指標を設定する。

- ① 研修会・セミナーの開催数を毎年度11回とする。（平成30年度～令和3年度実績平均値11回）
- ② 研修会及びセミナー参加者全員を対象にアンケートを行い、満足度の評価基準「満足」と「やや満足」を足した数値を毎年度80%以上とする。（平成30年度～令和3年度実績平均値：最上位68.5%、上位2段階89.4%）
- ③ 実務研修者及び実習生の受入れを毎年度150人以上とする。（平成30年度～令和3年度実績平均値111人）

〈指標の設定及び水準の考え方〉

- ・ 従事者の資質向上を測るための指標として、研修会・セミナー等の開催数を採用するが、このほか、養成・研修の成果が支援の実践に活用される指標として、研修会・セミナー等の参加者の満足度を採用する。さらに、満足度のアンケートを実施する際に、研修会・セミナーで得られた成果について活用予定等の把握に努める。
- ・ 研修会・セミナーの開催数については、国の政策課題や重点目標に従って開催することから、平成30年度～令和3年度実績平均値に基づいて成果が期待できる指標とする。
- ・ 研修会・セミナーの活用度を測る指標として、参加者の満足度を設定する。これに

については、第4期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成30年度～令和3年度の実績平均値を参考に指標とする。なお、研修会等に満足した参加者は所属機関において研修等の成果を活用すると想定し、評価基準は5段階評価の上位2段階の「満足」「やや満足」を足した評価を付けた者の割合とする。

- ・ 実務研修者及び実習生の受入れについては、地域移行等により施設入所利用者数が減少することに伴い、実習が可能な寮が減少することを踏まえ指標を設定する。

4 援助・助言

重度知的障害者の地域移行、知的・発達障害者の支援方法及び障害者総合支援法に基づくサービスの支援技術について、のぞみの園における専門的・先駆的な取り組みや調査・研究の成果等に基づき、全国の知的・発達障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行うとともに、全国の知的・発達障害関係施設等における自立支援活動に寄与することが可能となるよう、支援の実践につなげることができるような内容とすること。

また、求めに応じてのぞみの園から研修講師や支援についてのアドバイザーの派遣を行うほか、著しい行動障害等を有する者の支援体制の強化を図るため、先進事業所との連携を進め、支援等についての全国的ネットワーク構築（ICT活用を含む）に向けた必要な取り組みを行うなど、障害者支援の質の向上に寄与すること。

〈重要度：高〉

- ・ 全国の知的・発達障害関係施設等においては、障害者の支援ニーズが多様化する中、個々の機関で課題を解決することが困難な場合があり、現に、関係機関、病院等からの問い合わせが増加している。こうした事態に対処するため、豊富な知見を有するのぞみの園による援助・助言を行うことは重要である。また、こうした取組は、障害者支援の質の向上、人材の養成にもつながることから、その果たす役割は重要である。

○ 評価における指標

援助・助言に関する評価について、以下の指標を設定する。

- ① 全国の知的・発達障害関係施設等に対し行う援助・助言の件数を毎年度450件以上とする。（平成30年度～令和3年度の実績平均値449件）
- ② のぞみの園から全国の知的・発達障害関係施設等に派遣する講師の派遣件数を毎年度140件以上とする。（平成30年度～令和3年度の実績平均値136件）

〈指標の設定及び水準の考え方〉

- ・ 全国の知的・発達障害関係施設等の活動に寄与した程度を図る指標として、援助・助言の件数、講師派遣の件数を採用する。
- ・ 援助・助言の件数、講師派遣の件数については、第4期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成30年度～令和3年度の実績平均値以上を指標とする。

5 その他の業務

1から4までに附帯する以下の各種業務を行うこと。

- (1) 診療所の運営を行うこと。なお、運営に当たっては、重度・高齢化が進む施設入所利用者に対し、予防医療やリハビリ等、一人ひとりの状態に合った適正な医療を提供すること。また、行動障害を有する者等への心理・精神面からの医療的アプローチによる二次障害等の軽減を図るなど、診療所の機能を有効に活用すること。

また、診療所の機能を活用して、地域の知的障害者や発達障害児・者に医療の提供を行うとともに、家族支援を行うこと。

なお、更なる診療所の効率的な運営を進め、経営改善に努めること。

- (2) 発達障害児・者の支援を行うこと。なお、支援に当たっては、本人の障害特性にあった効果的な支援を提供すること。また、行動障害に対するリスクが軽減されるよう、就学前から継続的かつ予防的に対応し、安定した生活が送れるよう支援することに留意すること。

- (3) 地域の障害者に対する短期入所、就労支援、日中一時支援など地域生活の支援を行うこと。

第4 業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

1 効率的な業務運営体制の確立

業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るため、次の目標を達成すること。

- (1) 効率的な業務運営体制の確立及び人事管理に関する体制の見直し

提供するサービスの質を確保しつつ、国の政策やのぞみの園の目的を円滑に実行するための効率的かつ柔軟な組織とするため、組織編成等の業務運営体制について、継続的に見直すこと。また、将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員の配置や資質の高い人材をより広く求めるとともに、研修や人事交流等を通じた人材育成を図り、専門性の高い組織運営に努めること。さらに、給与水準について常に検証し、その検証結果や取組状況を公表し、十分に国民の理解が得られるものとする。

- (2) 業務運営の効率化に伴う経費節減

一般管理費及び事業費等の経費（運営費交付金を充当するもの（定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く。））について、中期目標期間の最終年度（令和9年度）

の額を、第4期最終年度（令和4年度）と比べて3%以上節減すること。

なお、総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応すること。

2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用

既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営を図ること。

3 合理化の推進

契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、引き続き随意契約の適正化を推進すること。

① 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえて、引き続き、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する。

② 毎年度、「調達等合理化計画」を策定し、その取組状況を公表すること。

③ 外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえて、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努めること。

第5 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。

1 自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率を55%以上にすること。

2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施

「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、適切な予算管理を通じて当該予算内で健全な運営を行うこと。

第6 その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

1 施設整備や改修等については、適切な支援サービスの確保に留意しつつ、施設利用の状況、社会経済情勢を踏まえ、その必要性や経費の水準等について十分に精査すること。

2 内部統制強化への取組については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえて、必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制が有効に機能しているか点検・検証を行うとともに、内部統制に係る事項について、役職員で認識の共有を図ること。

3 情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行うこと。

また、情報セキュリティ対策の強化については、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（令和3年7月7日サイバーセキュリティ戦略本部）を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、これに基づき、セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。

さらに、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図ること。

4 提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取する場の確保については、適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保するとともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を実施すること。

また、その評価結果等を公表し、事業運営への反映に努めること。

(独)国立重度知的障害者総合施設のぞみの園に係る政策体系図

国の基本方針

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(抄)

第3条(のぞみの園の目的)

のぞみの園は、重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査、研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

○障害者基本法(抄)

第11条第1項(障害者基本計画等)

政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

障害者基本計画(抄)【平成25年9月27日閣議決定】

Ⅱ 基本的な考え方 1 基本理念(抄)

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、講じられる必要がある。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)(抄) 第1条の2(基本理念)

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。

次期中期目標期間(令和5年度～令和9年度)における法人が果たすべき役割

総合施設の設置・運営

- 施設入所利用者の地域移行への取組
- 施設入所利用者の高齢化に対応した支援
- 主に知的障害・発達障害を起因とする著しい行動障害や社会的不適応・問題行動等を有する者のほか、医療的ケアも日常的に必要なため、地域生活を営むことが困難な者等への支援

調査・研究、情報提供

- 総合施設のフィールドを活用したモデル的支援の実践を踏まえた調査・研究
- 国内外の研究者等に活用されやすいものとするため、研究データの適切な保管やデジタルデータの提供対瀬尾を構築

養成・研修

- モデル的支援の実践や調査・研究の成果等を踏まえ、全国の知的障害関係施設等の職員の養成・研修を実施

援助・助言

- 知的障害者関係施設からの相談に対する援助・助言
- 著しい行動障害を有する者の支援体制強化を図るため全国ネットワークを構築、障害者支援の向上に寄与

附帯業務

- 診療所の設置・運営
- 発達障害児・者への支援
- 共同生活援助事業所の設置・運営 等

一定の事業等のまとめ

- 1 自立支援のための取組(第3-1)
- 2 調査・研究(第3-2)
- 3 養成・研修(第3-3)
- 4 援助・助言(第3-4)
- 5 その他の業務(第3-5)

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（国立のぞみの園）の使命等と目標との関係

（使命）

重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とし（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第3条）、地域で受入が困難となっている、著しい行動障害者を有する者、障害者支援施設において高齢化や障害の重度化に伴い医療的ケアが日常的に必要となり施設を退所した障害者等が、可能な限りその身近な場所において必要な日常生活または社会生活を営むための支援を受けられるよう、知的障害、発達障害に関する行政的課題や施設関係者等のニーズを踏まえ、調査・研究及びその成果を踏まえた養成・研修を実施することにより、全国の知的・発達障害関係施設等に情報発信し、障害者支援の質の底上げを図る。

（現状・課題）

◆強み

- ・国で唯一、独立行政法人として運営する重度の知的障害者総合施設
- ・先導的かつ総合的な支援を行うための施設として、国の政策課題等について、障害福祉施策推進のための基礎的なデータを収集・分析
- ・のぞみの園のフィールドを活用した支援の実践成果の情報収集と分析及び知的・発達障害関係施設従事者等の資質向上のためのガイドラインの作成や効果的な実務研修プログラム等を開発

◆弱み・課題

- ・障害者が望む地域生活の実現、障害者の高齢化に対応した支援の在り方、障害児に対する専門的で多様な支援の確立など、国として取り組むべき喫緊の課題が山積

（環境変化）

- 令和4年に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）が改正され、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等が希望する生活を実現するため、障害者等の地域生活の支援体制の強化、多様な就労ニーズに応じた支援体制の整備、障害福祉サービス等のデータベースなどへの対応を進めるため、より一層のきめ細かな支援が求められている。

（中（長）期目標）

- 地域で受入が困難となっている著しい行動障害者等のほか、高齢化や障害の重度化に伴い医療的ケアが日常的に必要となり施設を退所せざるを得ない障害者等が、可能な限りその身近な場所において必要な日常生活または社会生活を営むための支援に係る取組の推進
- 知的・発達障害者の支援に関する調査・研究等により全国の現状や課題の把握に取り組み、そこで得られたノウハウを、人材養成・研修等により普及させることを通して、全国の知的・発達障害関係施設等の支援の実践につなげることができるよう情報発信
- のぞみの園における専門的・先駆的な取組や調査・研究の成果等に基づき、全国の知的・発達障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行うとともに、全国の先進事業所との連携を進め、地域支援体制の強化を図るため全国的なネットワークを整備

独立行政法人農畜産業振興機構中期目標（案）

令和5年〇月〇日制定
農 林 水 産 省

第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

1 法人の使命及びこれまでの取組

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、国民生活上重要な畜産物、野菜、砂糖及びでん粉（以下「農畜産物」という。）を対象とした、畜産経営の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整のための業務、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業への補助業務、情報収集提供業務等の政策実施機関として、農畜産業及び関連産業の健全な発展と国民消費生活の安定に寄与することを使命としている。

機構は、この役割を果たすため、平成15年10月1日の設立以降、第1期から第4期中期目標期間において、経営安定対策、需給調整・価格安定対策、自然災害や家畜疾病等に係る緊急対策、情報収集提供業務等を迅速かつ的確に対応してきた。

2 法人を取り巻く環境の変化

国内における農畜産物・食品については、消費者の低価格志向が続く上に、今後本格的な少子高齢化・人口減少により消費の減少が見込まれている。また、農業分野においても農業者や農村人口の著しい高齢化・減少、これに伴う農地面積の減少という事態に直面しており、今後も農業者の大幅な減少が見込まれる中で、生産基盤が損なわれることに加えて、大規模災害、家畜疾病等の被害が我が国の食料や農業の現場に深刻な影響を及ぼすとともに、新型コロナウイルス感染症など、新たな脅威による経済活動への影響が懸念されている。このため、国は食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定。以下「基本計画」という。）を決定し、国内の需要にも、輸出にも対応できる国内農業の生産基盤の強化を図ることにより、需給の変化に対応した生産・供給体制を構築する等、食料安全保障の確立を推進することとしている。

基本計画決定以降では、国際的な穀物需要の増加やウクライナ情勢等に伴う飼料価格の高騰等が我が国の食料や農畜産業の現場に甚大な影響を及ぼしている。

また、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）では、高齢化や人口減少が進む中、我が国の食関連産業の安定的かつ持続的な発展に向けた競争力の強化や農業者の所得向上を実現するため、農業分野のデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進することとしている。

3 第5期中期目標期間における取組方針

以上のような農政をめぐる時代の転換にあつては、機構が実施する農畜産物を対象とした、経営安定対策や需給調整・価格安定対策、緊急対策、情報収集提供業務等が国の施策の推進にとって一層重要となっていることから、機構は引き続き、国

との連携強化を図りつつ、機動的かつ効率的に業務を実施することにより、国民の期待と信頼に応え、本中期目標の達成を図るものとする。

その際、デジタル社会の実現に向け、各種手続き等のデジタル化を図るとともに、情報セキュリティ対策やDXの推進に不可欠なデジタル人材の育成・確保等を図る必要がある。また、海外の情勢により我が国の農畜産業に甚大な影響が生じている状況を踏まえ、農畜産物の生産・流通関係者や需要者等に適切な情報を提供するためにも、特に海外における情報収集体制の更なる整備が必要である。

第2 中期目標の期間

機構の中期目標の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

経営安定対策、需給調整・価格安定対策及び緊急対策の各業務については、基本計画等において示された国の政策目標等を踏まえつつ、農畜産業を巡る諸情勢の変化に的確に対応し、その効率的かつ効果的な実施を図る。

なお、独立行政法人の目標の策定に関する指針（平成26年9月2日総務大臣決定）における「一定の事業等のまとめり」は、以下の5業務とする。

- 1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務
- 2 畜産（酪農・乳業）関係業務
- 3 野菜関係業務
- 4 特産（砂糖・でん粉）関係業務
- 5 情報収集提供業務

1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務

（1）経営安定対策

国の政策目標である基本計画等を踏まえ、生産者が希望を持って畜産に従事できるよう、畜産経営の安定とともに、競争力を高めて生産基盤の強化を図る観点から、肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等、肉畜・食肉等に係る補助事業等を以下のとおり実施する。

ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等

肉用牛・肉豚生産者の経営安定及び国産の牛肉・豚肉の安定供給を図るため、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号。以下「畜産経営安定法」という。）に基づき、肉用牛又は肉豚1頭当たりの粗収益が生産コストを下回った場合の交付対象生産者への交付金の交付等を行う。

（ア）肉用牛交付金の交付

肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から35業務日以内に交付する。

（第4期中期目標期間実績：34業務日）

(イ) 肉用牛交付金の交付状況に係る情報の公表

肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。

(第4期中期目標期間実績：2業務日)

(ウ) 肉豚交付金の交付

肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から30業務日以内に交付する。

(第4期中期目標期間実績：1業務日)

(エ) 肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表

肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。

(第4期中期目標期間実績：1業務日)

イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等

肉用子牛生産の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）に基づき、肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合に、肉用子牛生産者補給交付金の交付等を行う。

(ア) 肉用子牛生産者補給交付金等の交付

肉用子牛生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。

(第4期中期目標期間実績：11業務日)

(イ) 肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報の公表

肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。

(第4期中期目標期間実績：5業務日)

ウ 畜産業振興事業

肉畜・食肉等に係る補助事業は、肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号。以下「機構法」という。）に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。

(第4期中期目標期間実績：新規・拡充事業の事業説明会の実施：100%)

【指標】（第3の1の（1）のア～ウ）

- アの（ア）、（ウ）及びイの（ア）：交付件数に対する目標期日までに交付金を交付した件数
- アの（イ）、（エ）及びイの（イ）：交付回数に対する目標期日までに交付状況に係る情報を公表した回数
- ウ：新規・拡充事業数に対する事業説明会の開催又は、現地調査等を行った事業数

<目標水準の考え方>（第3の1の（1）のア及びイ）

アの（ア）については、交付金の交付を申請する対象者、申請件数、申請書類、審査内容等を考慮し、効率的な事務処理が行われたと考えられる第4期中期目標期間の実績と同水準の目標を、アの（ウ）については、第4期中期目標期間における実績がなかったことから、これまでの制度での交付金の交付を申請する対象者、申請件数、申請書類、審査内容等を考慮し、法制化後の交付手続の変更を勘案した水準の目標を、イの（ア）については、第4期中期目標期間の実績は主に積立助成金の交付であったが、今後は肉用子牛生産者補給金も交付する場合を考慮し、第4期中期目標期間と同水準の目標を設定した。

また、アの（イ）及びイの（イ）については、業務実績の取りまとめ、公表内容の確認等の事務手続きを考慮し、効率的な事務処理が行われたと考えられる第4期中期目標期間の実績と同水準の目標を、アの（エ）については、第4期中期目標期間における実績がなかったことから、業務内容が類似しているアの（イ）と同水準の目標を設定した。

【重要度：高】（第3の1の（1）のアの（ア）、（ウ）及びイの（ア））

基本計画に基づく経営安定対策であり、また、総合的なTPP等関連政策大綱（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定。以下「TPP等政策大綱」という。）において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。

（2）緊急対策

畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす自然災害や家畜疾病、畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。

（第4期中期目標期間実績：18業務日）

【指標】（第3の1の（2））

- 緊急対策として制定した事業数に対する目標期日までに事業実施要綱を制定した事業数

<目標水準の考え方>（第3の1の（2））

緊急対策として行う事業の補助金等を申請する事業実施主体、事業内容等の具体化に要する期間を考慮し、効率的な事務処理が行われたと考えられる第4期中期目標期間の実績と同水準の目標を設定した。

【困難度：高】（第3の1の（2））

災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることから、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行いながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため。

2 畜産（酪農・乳業）関係業務

（1）経営安定対策

国の政策目標である基本計画等を踏まえ、生産者が希望を持って酪農業に従事できるよう、酪農経営の安定とともに、競争力を高めて生産基盤の強化を図る観点から、酪農・乳業に係る補助事業等を以下のとおり実施する。

ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等

生乳等の需給の安定及び酪農経営の安定を図るため、畜産経営安定法に基づき、対象事業者に加工原料乳生産者補給交付金の交付等を行う。

（ア）加工原料乳生産者補給交付金等の交付

加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金については、対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する（対象事業者及び指定事業者から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。）。

（第4期中期目標期間実績：18業務日）

（イ）対象事業者別の加工原料乳認定数量等に係る情報の公表

加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に、ホームページで公表する。

（第4期中期目標期間実績：9業務日）

イ 畜産業振興事業

酪農・乳業に係る補助事業は、酪農・乳業の生産・流通の合理化を図るための事業その他の酪農・乳業に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、機構法に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。

（ア）酪農対策

酪農経営の安定を図るため、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を

下回った場合に、補填金の交付等を行う。

補填金の交付に要する補助金については、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から14業務日以内に交付する。

(第4期中期目標期間実績：11業務日)

(イ) 補完対策

酪農・乳業に係る環境変化等を踏まえ、酪農・乳業の生産性向上等に資するため、経営安定対策を補完する事業を、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。

(第4期中期目標期間実績：新規・拡充事業の事業説明会の実施：100%)

【指標】 (第3の2の(1)のア及びイ)

○アの(ア)：支払請求件数に対する目標期日までに交付金等を交付した件数

○アの(イ)：加工原料乳認定数量等に係る情報の公表回数に対する目標期日までに公表した回数

○イの(ア)：補助金を交付した件数に対する目標期日までに補助金を交付した件数

○イの(イ)：新規・拡充事業数に対する事業説明会の開催又は現地調査等を行った事業数

<目標水準の考え方> (第3の2の(1)のア及びイの(ア))

アについては、交付金等を申請する対象者、申請件数、申請書類、審査内容等を考慮し、効率的な事務処理が行われたと考えられる第4期中期目標期間の実績と同水準の目標を、イの(ア)については、補助金の交付を申請する対象者、申請件数、申請書類、審査内容等を考慮し、第4期中期目標期間の実績と同水準の目標を設定した。

【重要度：高】 (第3の2の(1)のアの(ア)及びイの(ア))

アの(ア)及びイの(ア)については、基本計画に基づく経営安定対策として、加えて、アの(ア)については、TPP等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。

(2) 需給調整・価格安定対策

ア 指定乳製品等の輸入・売買

指定乳製品等の需給の安定を図るため、生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を定期的に把握するとともに、畜産経営安定法に基づき、指定乳製品等の買入れ、売渡し等を以下のとおり実施する。

(ア) 指定乳製品等の輸入入札

国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳

製品等について、その全量を輸入のための入札に付するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等の売渡し計画の数量を売渡しのための入札に付する。

(第4期中期目標期間実績：輸入及び売渡しのための入札に付した数量の割合：100%)

(イ) 指定乳製品等の価格騰貴等の場合における売渡し

指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から20業務日以内に需要者へ売渡しを行う。

ただし、20業務日以内の売渡しが必要に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。

(第4期中期目標期間実績：14業務日)

(ウ) 輸入バターの流通計画の公表

上記(ア)又は(イ)により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月の20日までにホームページで公表する。

(第4期中期目標期間実績：四半期終了月の翌月末)

(エ) 指定乳製品等の買入れ・売戻しに係る情報の公表

指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の19日までに、ホームページで公表する。

(第4期中期目標期間実績：翌月の19日)

イ 乳製品需給等情報交換会議の開催

脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催する。

(参考：第4期中期目標期間実績：3回(令和4年度実績))

【指標】(第3の2の(2)のア及びイ)

○アの(ア)：国が通知した輸入数量に対する輸入入札に付した数量、国が指示する方針による売渡し計画の合計数量に対する売渡入札に付した数量及び需要者との意見交換を通じた需要者の要望等の把握

○アの(イ)：輸入契約数(需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く)に対する目標期日までに売渡した契約数

○アの(ウ)：売り渡しした輸入バターの流通計画等の公表回数に対する各四半

期終了月の翌月末までに公表した回数

○アの（エ）：売買実績に係る情報の公表回数に対する各月の目標期日までに公表した回数

○イ：乳製品需給等情報交換会議の開催実績

<目標水準の考え方>（第3の2の（2）のアの（イ）～（エ））

アの（イ）については、効率的な事務処理が行われたと考えられる第4期中期目標期間の実績に、輸入業者からの現品受領後の需要者への売渡し等の事務手続きを考慮した水準の目標を設定した。

また、アの（ウ）については、流通計画の取りまとめを考慮し、その効率化が図られたことを踏まえて、目標を設定した。

アの（エ）については、業務実績の取りまとめを考慮し、公表内容の確認等の事務手続きを踏まえて、効率的な事務処理が行われたと考えられる第4期中期目標期間の実績と同水準の目標を設定した。

（3）緊急対策

酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大な影響を及ぼす自然災害や家畜疾病、乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した生乳生産者及び酪農関係者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。

（第4期中期目標期間実績：11業務日）

【指標】（第3の2の（3））

○緊急対策として制定した事業数に対する目標期日までに事業実施要綱を策定した事業数

<目標水準の考え方>（第3の2の（3））

同種の緊急対策として行う事業の補助金等を申請する事業実施主体、事業内容等の具体化に要する期間を考慮し、効率的な事務処理が行われたと考えられる第4期中期目標期間の実績と同水準の目標を設定した。

【困難度：高】（第3の2の（3））

災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることから、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行いながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため。

3 野菜関係業務

（1）経営安定対策

野菜については、野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）等に基づき、

生産者の経営安定と野菜の安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金の交付等を以下のとおり実施する。

その際、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく収入保険の実施に伴い、生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策が選択されるよう適切に対応する。

ア 指定野菜価格安定対策事業

指定野菜の価格の著しい低落があった場合において、その低落が対象野菜（野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜をいう。）の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者補給交付金等を交付する。

生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。

（第 4 期中期目標期間実績：11 業務日）

イ 契約指定野菜安定供給事業

あらかじめ締結した指定野菜の供給に係る契約につき指定野菜の価格の著しい低落があった場合及びあらかじめ締結した契約に基づき契約数量の確保を要する場合において、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者補給交付金等を交付する。

生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 20 業務日以内に交付する。

（第 4 期中期目標期間実績：16 業務日）

ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業等

特定野菜等の価格の著しい低落があった場合において、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金を交付する。

助成金については、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。

（第 4 期中期目標期間実績：11 業務日）

エ 業務内容等の公表

ア、イ又はウの事業の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。

（第 4 期中期目標期間実績：毎月）

オ 野菜農業振興事業

加工・業務用野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業について、国等の行う他の事業・施策との整合性を確保しつつ、機構法に基づき、国等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。

(第4期中期目標期間実績：事業説明会の実施：100%)

【指標】 (第3の3の(1)のア～オ)

- ア、イ及びウ：交付申請の総件数に対する目標期日までに交付金等を交付した件数
- エ：交付予約数量、価格等を公表した月数等
- オ：事業数に対する事業説明会等を実施した事業数

<目標水準の考え方> (第3の3の(1)のア～ウ)

交付金等の交付を申請する対象者、申請件数、申請書類、審査内容等を考慮し、ア及びウについては、効率的な事務処理が行われたと考えられる第4期中期目標期間の実績と同水準の目標を、イについては、毎年度新たな登録生産者等が加入していることを踏まえ、過去の最大値をもとに、可能な限り事務処理の迅速化が図られていることを勘案した水準の目標を設定した。

【重要度：高】 (第3の3の(1)ア～ウ)

基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。

(2) 需給調整・価格安定対策

野菜の需給動向を定期的に把握し、関係者に情報提供するとともに、野菜の需給の調整その他の価格安定に資するための事業について、国等の行う他の事業・施策との整合性を確保しつつ、機構法に基づき、国等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。

(第4期中期目標期間実績：事業説明会の実施：100%)

【指標】 (第3の3の(2))

- 事業数に対する事業説明会等を実施した事業数

4 特産(砂糖・でん粉)関係業務

(1) 経営安定対策

砂糖及びでん粉については、基本計画を踏まえ、地域経済におけるその重要性に鑑み、実需者ニーズに対応した生産や生産性の向上に向けた取組を推進し、価格調整制度による国内生産の安定を図るため、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号。以下「糖価調整法」という。)に基づき、交付金の交付等を以下のとおり実施する。

ア 砂糖関係業務

甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者に対する交付金の交付等を以下のとおり実施する。

(ア) 甘味資源作物交付金の交付

甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受領した日か

ら8業務日以内に交付する。
(第4期中期目標期間実績：7業務日)

(イ) 国内産糖交付金の交付

国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受
理した日から18業務日以内に交付する。
(第4期中期目標期間実績：18業務日)

(ウ) 業務内容等の公表

制度の円滑な運用を図るため、ホームページにおける制度の仕組みの公開
等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、甘味資源作物交付金及び
国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。
(第4期中期目標期間実績：翌月の15日)

イ でん粉関係業務

でん粉原料用いも生産者及び国内産いもでん粉製造事業者に対する交付金の
交付等を以下のとおり実施する。

(ア) でん粉原料用いも交付金の交付

でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概
算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理
した日から8業務日以内に交付する。
(第4期中期目標期間実績：7業務日)

(イ) 国内産いもでん粉交付金の交付

国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者か
らの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。
(第4期中期目標期間実績：18業務日)

(ウ) 業務内容等の公表

ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用
いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日
までに公表する。
(第4期中期目標期間実績：翌月の15日)

【指標】 (第3の4の(1)のア及びイ)

- アの(ア)及びイの(ア)：概算払請求総件数に対する目標期日までに交付金
を交付した件数
- アの(イ)及びイの(イ)：交付申請受理総件数に対する目標期日までに交付
金を交付した件数
- アの(ウ)：制度周知等の取組状況及び交付決定数量を目標期日までに公表し

た回数

○イの（ウ）：交付決定数量を目標期日までに公表した回数

<目標水準の考え方>（第3の4の（1）のア及びイ）

アの（ア）、（イ）及びイの（ア）、（イ）については、交付金等の交付を申請する対象者、申請件数、申請書類、審査内容等を、また、アの（ウ）及びイの（ウ）については、業務実績の取りまとめ、公表内容の確認等の事務手続きを考慮し、効率的な事務処理が行われたと考えられる第4期中期目標期間の実績と同水準の目標を設定した。

【重要度：高】（第3の4の（1）アの（ア）、（イ）及びイの（ア）、（イ））

基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。

（2）需給調整・価格安定対策

砂糖及びでん粉の内外価格差の調整を図るため、糖価調整法に基づき、調整金の徴収を以下のとおり実施する。

ア 砂糖関係業務

制度の円滑な運用を図るため、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。

（第4期中期目標期間実績：翌月の15日）

イ でん粉関係業務

機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。

（第4期中期目標期間実績：翌月の15日）

【指標】（第3の4の（2）のア及びイ）

○ア：制度周知等の取組状況及び売買実績の公表回数に対する目標期日までに公表を行った回数

○イ：売買実績の公表回数に対する目標期日までに公表を行った回数

<目標水準の考え方>（第3の4の（2）のア及びイ）

業務実績の取りまとめ、公表内容の確認等の事務手続きを考慮し、効率的な事務処理が行われたと考えられる第4期中期目標期間の実績と同水準の目標を設定した。

5 情報収集提供業務

農畜産物の生産・流通関係者や需要者等に対して、需給動向の判断や経営の安定に資する情報等（以下「需給等関連情報」という。）を適時適切に提供すること等を通じて、生産者の経営安定並びに農畜産物の需給及び価格の安定に寄与するよう、機構法に基づき、情報収集提供業務を以下のとおり実施する。なお、実施に当たっては、中国等の需給動向の重要性が増しているほか、海外の情勢により我が国の農畜産業に甚大な影響が生じている状況を踏まえ、海外における情報収集体制を強化する。

(1) 情報収集の的確な実施

需給等関連情報の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。

また、諸情勢の変化等を踏まえた情報提供内容の拡充に向け、関係機関との連携等、海外における情報収集体制の整備を図る。

（参考：第4期中期目標期間実績：委員会を年3回開催）

【指標】（第3の5の（1））

- 情報利用者等の参画を得て開催する委員会や調査報告会等で得られた意見等を踏まえた、調査テーマの重点化の取組状況
- 海外における情報収集体制の整備の取組状況

(2) 需給等関連情報の提供

需給等関連情報の提供は、情報の種類に応じ可能な限り速やかに行うこととし、需給関連統計情報については情報収集から8業務日まで、需給動向情報については情報収集の翌月までに公表する。

（第4期中期目標期間実績：需給関連統計情報は8業務日、需給動向情報は翌月）

【指標】（第3の5の（2））

- 需給関連統計情報及び需給動向情報の公表回数に対する目標期日までに公表した回数

(3) 情報提供の効果測定等

情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報についての効果測定を行うこととし、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化した5段階評価で4.0以上の評価を得る。

（第4期中期目標期間実績：4.1）

また、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。

さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。

【指標】（第3の5の（3））

- アンケート調査等の実施状況、情報利用者の満足度及びアンケート調査結果等

に基づく情報提供内容の改善等の取組状況

<目標水準の考え方>（第3の5の（2）及び（3））

第4期中期目標期間の実績を踏まえつつ、第4期中期目標期間の目標と同水準の目標を設定した。

第4 業務運営の効率化に関する事項

1 業務運営の効率化による経費の削減

（1）業務経費の削減

業務の見直し及び効率化を進め、業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。

【指標】

○業務経費を毎年度平均で対前年度比1%削減

（2）一般管理費の削減

業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。

【指標】

○一般管理費を毎年度平均で対前年度比3%削減

2 役職員の給与水準

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。

【指標】

○国家公務員の給与水準を考慮した検証や取組状況の公表

3 調達等合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、競争性のない随意契約は真にやむを得ないものを除き行わないこととするとともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。

また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を受ける。

（参考：第4期中期目標期間実績：委員会を年1回開催）

【指標】

- 契約件数（競争性のない随意契約及び少額随意契約を除く）に対する競争性のある調達手続きを実施した契約件数
- 企画競争又は公募を実施した随意契約件数に対する機構掲示板への掲示及びホームページ掲載件数
- 監事に対する契約状況の報告及び入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会における点検結果及びその反映状況

4 業務執行の改善

機構自らが主体的に業務執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。

【指標】

- 機構による業務全体の点検・分析及びその評価
- 第三者機関による業務の点検・評価及びその反映状況

5 機能的で効率的な組織体制の整備

業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。

【指標】

- 必要に応じた組織体制の整備の取組状況

6 補助事業の効率化等

(1) 透明性の確保

透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとするとともに、事業内容等の事業に関する各種情報を公表することとし、事業の採択の概要については、四半期終了月の翌月末までに公表する。

また、事業の適切かつ円滑な実施の観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。

【指標】

- 補助事業の公募対象事業数に対する公募を実施した事業数
- 事業の採択の概要等の公表回数に対する目標期日までに公表した回数
- 新規・拡充事業数に対する説明会の開催又は現地確認調査等を行った事業数

(2) 効率的な事業の実施

効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、受理した要領、実施計画及び交付申請について、10 業務日以内に承認等を行うとともに、施設整備事業について費用対効果分析等の評価手法を踏まえた採択及び費用対効果分析を実施した施

設整備事業についての事後評価を実施し、事後評価により効用が費用以下となる場合は、すべて改善指導を実施する。

また、畜産業振興事業等について、補助金の効率的な交付の観点から、国における事業の改廃にも資するよう、決算上の不用理由の分析を行うとともに、事業実施主体における基金について毎年度見直しを行う。その上で、保有資金及び事業実施主体に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。

(第4期中期目標期間実績：要領等の受理から10業務日以内の承認等：99%)

【指標】

- 事業の進行管理システムに基づいた進行管理の実施
- 施設整備事業事業採択数に対する費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択した事業数、現地調査の実施状況、受理した実施計画等の件数に対する目標期日までに承認等を行った件数
- 畜産業振興事業等の決算上の不用理由の分析状況及び造成している基金の見直し状況

<目標水準の考え方> (第4の6の(2))

受理した要領、実施計画及び交付申請に係る承認等については、審査内容等を考慮し、効率的な事務処理が行われたと考えられる第4期中期目標期間の実績と同水準の目標を設定した。

(3) 補助事業の審査・評価

機構自らが主体的に補助事業の執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による補助事業についての審査・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。

【指標】

- 機構による補助事業の達成状況等の自己評価
- 第三者機関による業務の点検・評価及びその反映状況

7 デジタル化の推進による業務の効率化

(1) デジタル化の推進

業務の効率化や新たな価値実現につながるデジタル対応として、農林水産省共通申請サービス(eMAFF)等を活用した業務手続きのオンライン化や、内部管理のデジタル化等、業務運営の効率化を推進する。

なお、eMAFFの活用に当たっては、業務における効率化の程度などを勘案の上、機構所有のシステムとの連携や生産者等の利便性も考慮し、より効率的なサービスとなるよう国と連携し計画的に推進するよう努める。

【指標】

- デジタル化による業務効率化の取組状況

(2) 情報システムの適切な整備及び管理

情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を行う。

また、情報セキュリティ対策やDX推進に不可欠なデジタル人材の育成・確保等により、体制の強化を図る。

【指標】

○情報システムの整備及び管理に係る取組状況

第5 財務内容の改善に関する事項

1 財務運営の適正化

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画を適正に計画するとともに、効率的に執行する。

独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、令和3年9月21日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。

また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示する。

【指標】

○収益化単位の事業毎の予算と実績の適切な管理状況及び業務区分に基づくセグメント情報の開示状況

2 資金の管理及び運用

資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。

【指標】

○「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用状況

3 砂糖勘定の短期借入れに係るコストの抑制

砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」（平成22年9月農林水産省公表）及び「持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について」（令和4年12月農林水産省公表）に基づき負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の収支改善に向けて講じられている取組を踏まえ、交付金の交付等を適正に実施するとともに、短期借入れを行うに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める。

【指標】

○借入金融機関の決定及び適切な借入期間の設定

第6 その他業務運営に関する重要事項

1 内部統制の充実・強化

法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、理事長のリーダーシップの下、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総管査第322号総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実施するとともに、実施状況についてモニタリングを行い、必要に応じて規程等を見直す等、内部統制の更なる充実・強化を図る。

また、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスを推進する。

【指標】

- 内部統制、リスク管理対策、個人情報保護対策、コンプライアンスの推進状況及び内部監査の実施状況

2 職員の人事に関する計画

機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正配置を行う。

また、人事評価を通じて職員個々の能力や実績等を的確に把握するとともに、人材育成のための研修、関係機関との人事交流、在外経験に関する取組や女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく取組等を行う。

【指標】

- 職員の適切な配置のための人材確保及び人事評価制度の活用
- 人材育成のための研修及び女性職員の登用の実績

3 情報公開の推進

(1) 情報開示及び照会事項への対応

公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。

【指標】

- 照会事項への対応状況

(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進

機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を9月末までに公表する。また、それと

併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。

特産関係（砂糖・でん粉）の交付金交付業務の運営状況等については、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期終了月の翌月末までに公表する。

また、畜産業振興事業により事業実施主体において造成された基金については、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、事業実施主体を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を機構において公表する。

このほか、畜産関係業務について、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを9月末までに公表するとともに、事業返還金の活用について、その会計処理の分かりやすい説明を付記する等、積極的に説明責任を果たすものとする。

【指標】

- 畜産関係業務及び野菜関係業務における直接補助事業者等に係る情報のうち、各年度9月末までに公表した回数
- 特産関係（砂糖・でん粉）関係業務における交付金交付対象者に対する交付金の総額等の公表回数に対する各年度四半期終了月の翌月末までに公表した回数
- 基金の保有状況、使用見込み等の公表実績
- 畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れの公表回数に対する各年度9月末までに公表した回数

4 消費者等への広報

消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに、機構の業務運営に対する国民の理解を深めるため、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を動画等を活用し、ホームページやソーシャルメディアを通じて積極的に分かりやすい形で発信する。

【指標】

- 消費者ニーズの把握に向けたアンケート調査の実施状況及び広報活動の改善策についての検討状況
- ホームページ等での情報提供の推進のための取組状況
- 消費者等との意見交換会等の際に参加者に対して実施するアンケート調査結果について、農畜産物や機構業務に関する理解度を指標化した5段階評価で4.0以上の評価

5 情報セキュリティ対策の向上

サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に基づく最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」や「情報システムの整備及び管理等の基本的な方針」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに

に、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

【指標】

- 情報セキュリティ対策に係る関係規程等の見直し・周知及び対策の実施状況の点検、監査、改善等の状況
- 緊急時を含めた所管部局との連絡体制の整備、情報交換の実施状況

6 長期借入れを行う場合の留意事項

機構法に基づき長期借入れを行うに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行う。

【指標】

- 長期借入れの実施状況

独立行政法人農畜産業振興機構 政策体系図

農林水産省の政策

食料の安定供給の確保

農業の持続的な発展

農村の振興

林業・木材産業の持続的かつ健全な発展

水産物の安定供給と水産業の健全な発展

主な政府方針

食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 農業の持続的な発展に関する施策

(4) 農業経営の安定化に向けた取組の推進

(6) 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化

総合的なTPP等関連政策大綱(令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定)

Ⅱ TPP等関連政策の目標

3 分野別施策展開

(1) 農林水産業 ② 経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)

農畜産業振興機構の役割

(機構の目的)

畜産経営の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与する。

畜産(肉畜・食肉等)

- 経営安定対策
 - ・ 肉用牛又は肉豚の生産者への交付金の交付
 - ・ 肉用子牛生産者への補給金の交付
 - ・ 経営安定対策を補完するための事業の実施
- 緊急対策
 - 自然災害や家畜疾病の発生、肉畜・食肉等をめぐる情勢の変化等に応じた緊急対策の実施

畜産(酪農・乳業)

- 経営安定対策
 - ・ 加工原料乳生産者への補給金等の交付
 - ・ 経営安定対策を補完するための事業の実施
- 需給調整・価格安定対策
 - ・ 国家貿易機関として指定乳製品等の輸入、売渡し
- 緊急対策
 - 自然災害や家畜疾病の発生、酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に応じた緊急対策の実施

野菜

- 経営安定対策
 - ・ 野菜生産者への補給金の交付
 - ・ 経営安定対策を補完するための事業の実施
- 需給調整・価格安定対策
 - ・ 野菜の価格高騰時、低落時における需給調整

特産(砂糖・でん粉)

- 経営安定対策
 - ・ さとうきび生産者・でん粉原料用いも生産者等への交付金の交付
- 需給調整・価格安定対策
 - ・ 輸入糖・輸入加糖調製品・コーンスターチ用輸入とうもろこし等の買入れ、売戻しによる調整金の徴収

情報収集提供

畜産物、野菜、砂糖及びでん粉の農畜産物の価格、内外の農畜産物需給等に関する情報の収集・整理・提供

独立行政法人農畜産業振興機構（ALIC）の使命等と目標との関係

（使命）

国民生活上重要な畜産物、野菜、砂糖及びでん粉を対象とした、経営安定対策や需給調整・価格安定対策等の政策実施機関として、農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に貢献する

（現状・課題）

◆強み

- ・農畜産業に関する国内外の多様な情報源を有した高い専門性、分析力
- ・長年、国が企画・立案した対策を実施しており、自然災害や家畜疾病等が発生した際に迅速かつ的確に事業を実施可能

◆弱み・課題

- ・情報セキュリティ対策やデジタル化の推進のための専門人材の育成・確保
- ・近年中国等の需給動向の重要性が増しており、海外の農畜産物の情報収集・分析等の体制の更なる強化

（環境変化）

- 農業者や農村人口の著しい高齢化・減少に伴う農地面積の減少及び生産基盤の弱体化
- 自然災害の激甚化・頻発化、畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病等の発生
- 新型コロナウイルス感染症、ウクライナ情勢等による経済情勢の変化への対応
- デジタル社会の実現に向けた農業分野のDXの推進による業務の効率化

（中期目標）

- 経営安定対策や需給調整・価格安定対策、緊急対策、情報収集提供業務等は国の施策の推進にとって一層重要となっていることから機動的かつ効率的に業務を実施
- 農畜産物の生産・流通関係者や需要者等に対して、需給動向の判断や経営安定に資する情報等を適時適切に提供をする。中国等の需給動向の重要性が増しているほか、海外の情勢により我が国の農畜産業に甚大な影響が生じている状況を踏まえ、海外における情報収集体制の更なる整備等
- 業務の効率化や新たな価値実現につながるデジタル対応として、eMAFF等を活用した業務手続のオンライン化や、内部管理のデジタル化等、業務運営の効率化を推進
- 情報セキュリティ対策やDX推進に不可欠なデジタル人材の育成・確保等により、体制の強化

令和5年〇月〇日

厚生労働省

農林水産省

第1 政策体系における法人の位置づけ及び役割

1 法人の使命

食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定。以下「基本計画」という。）では、農業・食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を図るため、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立し、あわせて、新規就農の促進や女性の経営参画等を促すため、施策を展開するとされている。

力強く持続可能な農業構造の実現に向けて、農業の担い手の育成・確保を図っていくためには、他産業と遜色ない生涯所得を展望し得る環境を整備することが必要であり、その際、経営に対する支援により現役時の所得の増大・安定を図ることに加え、引退後の老後生活への不安を払拭するとともに、農業者の生涯所得の充実のため、公的な老後保障を整備することも重要である。

独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）の目的は、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号。以下「農年基金法」という。）に基づき、農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することとされている。基金の目的は、農業者の老後保障に加え、農業者の確保という政策目的を有するものとされており、基本計画に基づく農林水産省の政策体系上の農業の持続的な発展を目標とする「力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保」に寄与することを使命としている。

農業者年金制度は、こうした老後保障の面から担い手を支えることのできる唯一の農業施策であり、その実施主体である基金にあつては、本制度の特色を活かしつつ、農業者の確保に資する政策年金としての効果を十分に発揮し、喫緊の課題である担い手の確保に最大限資することが求められる。

また、担い手である農業者年金加入者が、農業経営から引退し、国庫補助及びその運用収入を原資とした年金（特例付加年金）を受給しようとする場合、長期間にわたり農業に従事するとともに、その者の有する農地等の資源を若い後継者等に経営継承する必

要があり、このことを通じて次世代の担い手の育成に寄与するものである。

本中期目標については、このような認識の下、基金が、理事長の適切なりーダーシップの下、効果的かつ効率的な業務運営を図りつつ、本制度が農業・農村の現場により広く浸透し、政策年金としての機能が一層発揮されることとなることを期待して策定するものである。

2 法人の現状と課題

農業者年金制度は、農地保有の合理化等を図ることを目的として、昭和46年に世代間扶養の考えに基づく賦課方式の年金（以下「旧制度」という。）として発足したが、平成14年1月から、農業者の確保等を目的とするとともに、被保険者が自ら納付した保険料又は保険料補助とその運用益を原資として、将来の年金として受け取る積立方式に変更するなど、抜本的な見直しが行われ、全く新しい年金制度（以下「新制度」という。）として発足したところである。

新制度発足以降、本制度に加入した者は、令和3年度末において累計で131,760人に達し、そのうち、受給権者が52,823人、被保険者が45,190人、被保険者でなくなり、年金を受給していない者（以下「待期者」という。）等が33,747人となっている。

新制度への加入については、第四期中期目標期間において、20歳から39歳までの基幹的農業従事者のうち被保険者の割合を25%まで拡大する目標については、長期化する新型コロナウイルス感染症感染拡大による加入推進活動の制約等から、基金は、業務を委託した都道府県農業会議、都道府県農業協同組合中央会、農業委員会及び農業協同組合（以下「業務受託機関」と総称する。）等との連携及び協力の下、Webを活用した会議等の開催やSNS等を活用したPR等の工夫により加入推進活動に取り組んできたところであるが、約20%（平成29年度末現在）から約22%（令和3年度末）の上昇にとどまっている状況である。

その一方で、女性の基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合を17%まで拡大する目標については、農業経営の重要な担い手であるとともに、平均余命の長い女性農業者の老後生活の安定のため、これまでの女性農業委員等における加入推進活動の強化等により、約9%（平成29年度末現在）から約18%（令和3年度末）に上昇している。

引き続き、令和4年から施行された新制度の改正（一定の要件を満たす35歳未満の農業者における下限保険料の引下げ、国民年金の任意加入者においては加入可能年齢の引上げ等）を含め、新制度の一層の浸透を目指して、更なる制度の普及推進に取り組むことが求められる。

年金資産の運用については、令和4年9月末現在で総額約3,761億円の資産の管理・

運用を行っている。その大半を占める被保険者ポートフォリオの運用利回りは、平成14年度から令和3年度までの平均で2.94%となっている。なお、国内外の金融経済情勢が不透明な中、政策アセットミクスについて、金融経済情勢に基づく金融変数を用いた検証に加えて、被保険者等の意向を踏まえ、資産運用における効率性の向上のため、令和3年度に政策アセットミクスの変更を行い、被保険者等の年金原資の安定的な確保に努められた。

年金等の給付については、旧制度下の受給権者（約25万人（令和3年度末））に対するものも含め、毎年度、700億円を超える額が給付されている。

3 政策を取り巻く環境の変化

我が国の農業・農村は、かつてない少子高齢化・人口減少の波が押し寄せ、土地利用型農業を中心に農業就業者数や農地面積が減少し続けるなど、生産現場は依然として厳しい状況に直面しており、今後、経営資源や農業技術が継承されず、生産基盤が一層弱い弱体化することが危惧され、このままでは、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）の基本理念である食料の安定供給の確保と多面的機能の発揮に支障が生じるおそれがある。

このため、中長期的かつ継続的な発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営を育成し、こうした農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することがこれまで以上に重要となっている。

特に、これから10年程度の間、農業者の一層の高齢化と減少が急速に進むことが見込まれる中であって、将来に向けて世代間のバランスのとれた農業就業構造を実現するためには、青年層の農業就業者を増加させていくことが重要であることから、農業の内外からの青年層の新規就農を促進するとともに、農業経営から引退する農業者の農地その他の経営資源を親子間・親族間を含めた若い担い手への計画的な経営継承を促進する必要がある。

また、年金資産の運用環境においては、国内外の金融経済情勢が不透明な状況が続いている。また、「持続可能な開発目標（SDGs）」への関心が世界的に高まっており、SDGsの達成に貢献するESG投資（環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）を重視した投資）の世界的な拡大により、企業等が環境等への取組を主要な経営戦略の一つとする動きが加速していることに考慮する必要がある。

さらに、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）に即して個人のID・認証基盤であるマイナンバー制度をデジタル社会における社会基盤として利用することにより、国民が多くの書類を準備・提出することが必要となっていた行政手続について、必要な添付書類を減らし、また、行政の事務処理もスムーズにする

など、国民の利便性の向上につなげる必要がある。

第2 中期目標の期間

基金の中期目標の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

農業者年金制度が、基本計画に基づき、農業の将来を支える若い担い手の確保等に貢献するためには、本制度が、農業・農村の現場に広く認識され、かつ、老後の安心を支える年金制度として高い信頼性を確保することが極めて重要であることを踏まえ、以下の目標の達成に向けて、業務の質の向上に取り組むものとする。

なお、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）における「一定の事業等のまとめり」は、1の農業者年金事業、2の年金資産の安全かつ効率的な運用及び3の農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実の3つとする。

1 農業者年金事業

(1) 被保険者資格の適用及び収納関係業務

ア 迅速かつ適正な事務処理

被保険者資格の適用及び保険料の収納に関する処理決定について、標準処理期間（基金が定める通常要すべき標準的な期間をいう。以下同じ。）内に処理を行うとともに、その処理状況を、毎年度、定期的に公表する。

仮に事務処理誤りや事務処理遅延が発生した場合には、その原因の究明と再発防止策を講じる。

【指標】

- 事務処理遅延等が発生した場合には、適切にその原因の究明と再発防止策を講じたか。

イ 被保険者資格の適切な管理

国民年金被保険者資格記録と整合した被保険者資格記録に基づき、適切な年金給付を行うため、全ての被保険者及び待期者を対象に、毎年度、国民年金被保険者資格記録の確認を定期的に行い、不整合が確認された者に対し、必要な手続を遅滞なく行うよう働きかける。

また、特例保険料について、要件を満たしていない被保険者に適用されることを防止するため、特例保険料の申出時に加えて、定期的な確認が可能となるよう検討を進める。

【指標】

- 国民年金の被保険者記録との突合を年2回以上実施する。
(前中期目標期間実績：年2回)
- 不整合者の占める割合を0.6%以下とする。
(前中期目標期間の平均値：0.58%)

【重要度：高】 国民年金の被保険者(国民年金法(昭和34年法律第141号)第7条第1項第1号に該当する者(以下「国年第一号被保険者」という。))及び同法附則第5条第1項の規定に基づく任意加入被保険者をいう。)を対象とする農業者年金においては、その被保険者資格の管理を行う上で、国民年金の被保険者資格記録との整合性を確保することが重要であり、仮に長期間経過後に、遡って資格喪失等が発覚した場合には、被保険者資格の取消し等による不利益が加入者に生じることとなるため。

ウ 保険料収納業務の円滑な実施

保険料を円滑かつ確実に収納するため、口座振替が不能となった被保険者について、当該被保険者を業務受託機関に提示し、継続加入の意向確認を行いながら、保険料の納付の指導等その原因に応じた措置を講じるとともに、必要な手続を遅滞なく行うよう働きかける。

なお、近年の自然災害のリスクの高まりから、当該自然災害が発生した地域等の被保険者へ保険料の振替等の取扱いについて情報提供する。

エ 過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還付

保険料納付後に、被保険者資格の喪失や保険料額の変更等により還付すべき保険料について、迅速かつ確実に当該被保険者等に対し、還付処理を行う。

【指標】

- 還付金の新たな還付方法(注)を踏まえて、標準的な処理日数を定めたか。
- 標準的な処理日数を定めた年度の翌年度以降において、当該処理日数内に還付処理が終了したか。
- 当該処理日数内で処理できなかった案件について、適切にその原因の究明とその対策を講じたか。

(注) 新たな還付方法とは、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条に基づく公的給付支給等口座情報の活用及び独立行政法人農業者年金基金法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第386号)により改正された独立行政法人農業者年金基金法施行令(平成15年政令第343号)第31条第3項等に基づく保険料

の還付をいう。

(2) 年金等の給付業務

ア 迅速かつ適正な事務処理

年金及び死亡一時金の給付に係る裁定について、標準処理期間内に処理を行うとともに、その処理状況を、毎年度、定期的に公表する。

仮に事務処理誤りや事務処理遅延が発生した場合には、その原因の究明と再発防止策を講じる。

【指標】

- 事務処理遅延等が発生した場合には、適切にその原因の究明と再発防止策を講じたか。

イ 年金等の受給漏れの防止

年金を受給するための請求手続きを知らないなどの理由で、年金を受給することができないといった事態が生じないように、年金を請求できる年齢に達した者に対して定期的に情報提供する。

また、受給権が発生する65歳到達目前の者に対して裁定請求の勧奨等の通知を行い、遅滞なく裁定請求を行うよう働きかけるとともに、66歳を超えた未請求者に対しても裁定請求の勧奨等の通知を行う。

このほか、年金が振込不能となった受給権者や加入者の死亡による未支給年金及び死亡一時金の請求をしていないその遺族に対して、必要な手続を行うよう可能な限りの働きかけを行う。

- 【重要度：高】 加入者等に年金及び死亡一時金を適切に給付することは、本事業の目的である農業者の老後生活の安定及び保険料の掛け捨て防止に直結する最も基本となる業務であり、受給の漏れ等の発生は、本制度及び基金に対する信用を著しく失墜させる原因となるため。

ウ 受給資格のある者への適切な年金給付

毎年度、支給停止事由該当の有無や生存の確認を定期的に行い、支給停止事由に該当する疑いのある者及び死亡の疑いのある者の関係者に対して、必要な届出書の提出の指導等を行うとともに年金給付を一時差し止めるなど、年金の支給停止事由該当者や失権者に対し、長期にわたって年金が給付されることを防止する取組を行う。

- 【重要度：高】 受給資格のある者に年金を適切に給付することは、基金における最も基本

となる業務であり、年金給付に係る過誤払いの発生は、本制度及び基金に対する信用を著しく失墜させる原因となるため。

エ 源泉徴収事務の適切な実施

今後、所得税等の源泉徴収を要しない限度額を超える年金を受給する者が飛躍的に増えることが見込まれるため、徴収漏れ等がないよう源泉徴収に係る事務を適正に処理する。

2 年金資産の安全かつ効率的な運用

年金資産は、将来にわたって安定的に年金及び死亡一時金を給付していくための大切な財源であり、その運用の成果が、個々の年金額等や年金財政に直接影響を及ぼすものであることから、年金資産を安全かつ効率的に運用することとし、以下の取組を行う。

(1) 基本方針に基づく安全かつ効率的な運用

年金資産の管理・運用については、独立行政法人農業者年金基金業務方法書における年金給付等準備金の運用に関する基本方針（以下「運用基本方針」という。）に定める政策アセットミクスによる分散投資を行うとともに、運用基本方針に基づき安全かつ効率的に行う。

【指標】

- 被保険者ポートフォリオの各資産がベンチマーク並みの収益率を上げたとして得られる収益率(複合ベンチマーク)に相当する収益率の確保。

【重要度：高】年金資産の安全かつ効率的な運用は、個々の年金額等や年金財政に直接影響を及ぼすものであるため。

(2) 資金運用委員会等によるモニタリング

外部の有識者で構成された資金運用委員会において、毎年度、運用環境の変化等も踏まえて運用状況等の評価・分析等を行う。

また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況等の評価・分析等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認し、その変動状況に応じ、適切にリバランスを行う。

(3) 政策アセットミクスの検証・見直し

政策アセットミクスについて、毎年度、資金運用委員会において、運用環境の変化に照らした妥当性の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

(4) 運用の透明性の確保

年金資産の運用状況等については、四半期ごとに公表するとともに、各年度末時点における被保険者等に係る運用結果について、当該被保険者等に対し、翌年度6月末日までに通知する。

また、運用基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称を公表する等、情報公開を積極的に行い、運用の透明性の確保を図る。

(5) スチュワードシップ責任を果たすための活動及びESGを考慮した投資

被保険者等の年金資産に係る中長期的な投資収益の拡大に資するよう、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促す観点から、責任ある機関投資家としてスチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、その際には非財務的要素であるESG（環境、社会、ガバナンス）も考慮する。また、その活動状況について、毎年度、公表する。

なお、被保険者等の年金資産に係る長期的な総合収益の確保を前提とし、実務上の課題を踏まえ、ESG投資を検討する。

3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実

農業者年金制度の普及に当たっては、今後の農業を支える青年層や女性等に本制度の特色が広く理解されることにより、本制度への加入が進み、その就農や農業への定着等が期待されることから、青年層の農業就業者の増加や女性農業者が活躍できる環境の整備といった、基本計画の施策の方向性に沿って推進することとし、以下の目標の達成に向けて取り組む。

(1) 若い農業者の加入の拡大

我が国の経済社会や農業・農村の構造変化が進み、次世代の農業を担っていこうとする者を確保することが農政上の喫緊の課題となっているため、新規就農者など農業の将来を支える若い担い手の育成及び確保に資するよう、若い農業者に重点を置いた制度の普及推進を図り、その加入の拡大を目指す。

【指標】

- 中期目標期間終了時まで、新たに農業者年金に加入した者のうち20歳以上39歳以下の者（以下「若い新規加入者」という。）を5,500人以上確保する。
- 若い新規加入者における性別ごとの新規加入状況等を分析し、実効性のある加入促進策を推進したか。
- 予測し難い外部要因により目標達成に至らない場合、当該外部要因に対して自主的

な努力を行ったか。

【重要度：高】次世代の農業を担っていこうとする若い者をどれだけ加入者として制度に取り込むことができるかは、農業の担い手の確保に資することを目的とする農業者年金制度が、政策年金として若い農業の担い手の確保という国の施策に貢献する上で必要不可欠な要素であるとともに、加入者の拡大は、制度の普及度を端的に示す指標であると考えられるため。

<目標水準の考え方>

20歳以上39歳以下の基幹的農業従事者数は、過去5年間（平成29年から令和3年までの期間をいう。以下同じ。）で約16%減少しており、さらに国年第一号被保険者全体の保険料免除者等も年々増加傾向にあり令和3年度は約46%となっている。

このように、加入対象者が減少傾向にあるため、過去5年間の若い新規加入者実績数の推移と同程度以上の水準を確保することを目標とした。

【困難度：高】加入拡大の対象者が減少傾向になる中であって、若い新規加入者の性別ごとの新規加入状況等を分析等を通じた加入推進活動によって、戦略的にこれまでの新規加入者実績数の推移と同程度以上の水準を確保する必要があるため。

(2) 女性農業者の加入の拡大

女性農業者は基幹的農業従事者の4割（2020年農林業センサス）を占め、農業や地域に人材を呼び込み、また、農業を発展させていく上で、農業経営における女性参画は重要な役割を果たしている。

このため、老後生活への不安を払拭しつつ、農業経営に積極的に参画できるよう、女性農業者に対する制度の普及啓発の取組を強化し、その加入の拡大を目指す。

【指標】

- 中期目標期間において、女性の新規加入者を3,400人以上確保する。
- 予測し難い外部要因により目標達成に至らない場合、当該外部要因に対して自主的な努力を行ったか。

<目標水準の考え方>

女性の基幹的農業従事者数は、過去5年間で約21%減少しており、さらに国年第一号被保険者全体の保険料免除者等も年々増加傾向にあり令和3年度は約46%となっている。

このように、加入対象者が減少傾向にあるため、過去5年間の女性における新規加入者実績数の推移と同程度以上の水準を確保することを目標とした。

【困難度：高】加入拡大の対象者が減少傾向になる中であって、女性の目線等による加入

推進によって、これまでの新規加入者実績数の推移と同程度以上の水準を確保する必要があるため。

(3) 加入推進活動の実施

(1) 及び(2)に掲げた目標を達成するには、基金及び業務受託機関が認識を共有し、一丸となって、戦略的に加入推進活動に取り組む必要がある。

このため、基金は、加入推進の取組に関する方針を定め、その内容を業務受託機関に周知徹底するとともに、都道府県毎に新規加入者に関する目標を設定し、当該目標の達成を目指して加入推進活動を行う。

【指標】

- これまでの加入推進に係る課題及び成果等を踏まえて、毎年度、加入推進の取組に関する方針を定め、その内容を業務受託機関に年1回以上周知したか。
- 毎年度、都道府県別新規加入者に関する目標を設定し、月別の達成状況のフォローアップを行うとともに、毎月、当該達成状況について、各業務受託機関へ情報提供したか。
- 業務受託機関における加入推進の課題及びその解決策について、年1回以上、各業務受託機関の間で共有できる活動を行ったか。

(4) 加入者に係るデータ収集・分析

効果的な加入推進に資する観点から、基金又は業務受託機関による新規加入者等へのアンケート調査や業務受託機関の活動実績及び優良事例を把握等するとともに、農業者等の声を直接又は業務受託機関を通じて把握・分析を進め、全国の業務受託機関と共有を図る。

(5) ホームページ等による情報の提供

制度改正等があった場合はそれに対応しながら、ホームページ、メールマガジン及びSNSを活用し、農業者年金制度の内容、基金の運営状況、事業の実施状況等に関する分かりやすい情報を掲載又は発信し、制度や基金の活動等について広範な情報提供を行い、国民の理解の増進を図る。

なお、ホームページについては、国民が制度の内容や基金の活動状況等の必要な情報に速やかにアクセスできるよう、その構成・閲覧環境等の改善に取り組む。

また、新規就農者や女性農業者をはじめ、農業者に対する支援を行う農業内外の関係機関・団体等との連携を図り、これらの者が参集する研修会や各種イベント等において、制度のPRを行う機会を増やす。

4 加入者等に対して提供するサービスの向上

(1) 年金額の「見える化」の推進

老後の生活設計に資するため、基金のホームページにおける新制度の年金額シミュレーションや農業者年金と国民年金を合算した年金額の試算例等の情報提供を充実し、加入者及び加入しようとする者が、将来受給できる見込みの年金額を把握しやすくするなど、効果的な情報提供の手法等を検討し、可能なものから取り組む。

(2) 手続のオンライン化等

手続の利便性向上及び添付資料の負担軽減を図ることによって、加入者等に対するサービス向上に資するため、手続のオンライン化及びマイナンバー制度による情報連携等を推進する。

なお、手続のオンライン化及びマイナンバー制度による情報連携等が実施可能な体制が整った段階において、加入者等へ利便性の向上等について普及啓発を行う。

(3) 年金相談

制度改正があった場合はそれに対応しながら、農業者等が利用しやすく、農業者等の視点に立った懇切丁寧な対応を行う。

第4 業務運営の効率化に関する事項

1 業務改善の推進

(1) 業務の簡素化・効率化により事務処理の負担を軽減するとともに、業務運営に要する経費の抑制を図る観点から、業務フローの検証、改善点の検討・見直しや業務のデジタル化等を行うなど、業務運営の効率化の取組を計画的かつ着実に推進する。

また、業務マニュアルの整備・改善等の取組を継続的に実施することにより、業務の合理化・効率化を進める。

(2) 農業者年金記録管理システムを利用可能な全ての業務受託機関が利用することを目指して着実に促進し、業務受託機関における業務の効率化や事務処理の進行管理等を進めるとともに、加入者等へのサービス向上に資する。

【指標】

- 農業者年金記録管理システムを利用した届出書等の作成割合が、本中期目標期間の各年度において、それぞれ前年度実績以上であったか。
- 農業者年金記録管理システムを利用可能な全ての業務受託機関が利用することを目

指して、都道府県段階の業務受託機関におけるシステム研修会への講師派遣や当該システムの利用環境の改善等を行ったか。

- (3) 手続のオンライン化やマイナンバー制度による情報連携等を活用した業務のデジタル化の進捗に併せて、適切かつ着実に手続等に関する諸規程等の見直しを進める。

2 手続・業務のデジタル化の推進等

- (1) 被保険者及び受給権者の資格確認等の効率化に資するため、手続のオンライン化やマイナンバー制度による情報連携等を活用した事務手続・事務処理のデジタル化に向けて、システム改修等を進める。

- (2) 現行の農業者年金記録管理システムにおけるプログラム言語（COBOL）の将来性や技術者の確保の状況等を踏まえながら、適切な工程管理に基づき、新たな農業者年金記録管理システムの構築に向けて整備を進める。

この場合において、基金及び業務受託機関の操作性の向上や改修・保守運用費用の低減等が図られるように、また、将来のクラウド化を視野に検討を進める。

- (3) 今後、所得税等の源泉徴収を要しない限度額を超える年金を受給する者が飛躍的に増えることが見込まれることに伴い、当該事務を的確に処理するため、適切な工程管理に基づき、源泉徴収システムの検討及び整備を進める。

- (4) 情報システムの整備については、今後、制度改正があった場合や政府の方針等を踏まえて対応するとともに、その効果が大きく見込まれ、かつ、適切な工程管理に基づき実施可能なものを実施する。

- (5) 情報システムの整備及び管理に当たっては、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定。以下「情報システム整備方針」という。）にのっとり、適切に対応する。

3 運営経費の抑制

- (1) 業務運営の効率化及びデジタル化を進め、一般管理費及び業務経費（業務委託費）を削減するとともに、農業者年金記録管理システムの改修・保守運用費用の低減が図られるように、クラウド化等を視野に検討を進める。

総人件費については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。

【指標】

- 一般管理費（注）について対前年度比で平均3%を削減する。
- 業務経費について対前年度比で平均1%を削減する。

（注）人件費（非常勤継続雇用職員を含む。）、公租公課、農業者年金記録管理システム保守経費、資金運用管理システム経費、事務所借料経費、情報セキュリティ対策経費、会計監査人関連経費及び特殊要因により増減する経費は除く。

（2）職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与規定等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）を公表する。

また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、毎年度、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。

4 調達の合理化

公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき基金が策定する「調達等合理化計画」について着実に実施する。

【指標】

- 一者応札・応募件数の割合が前中期計画期間の平均以下であったか。
- 随意契約件数の割合が前中期計画期間の平均以下であったか。

5 組織体制の整備等

（1）組織体制の整備

ア 職員が希望とやりがいをもって、モチベーションを高く保ち、組織一体となって業務に取り組める組織の実現に向けて取り組むとともに、業績評価と能力評価を柱とした人事評価制度の的確な運用を行う。

イ 業務全体を効率的かつ効果的に運営できる体制を確保する観点から、旧制度と新制度における業務量の変化や新たな業務の発生等に伴う組織の体制及び運営状況について継続的に点検し、各部課における業務量の動向等に対応して、必要に応じ、適切な組織体制や人員配置への見直しを行う。

ウ 業務等のデジタル化並びに資金の運用環境の変化及びESG投資等の検討に適切に対応するため、外部リソースの活用を含めた専門性の高い人材の確保に努める。

エ 専門性の高い業務を的確に遂行する観点から資格取得支援や若手職員や女性職員

の活躍の場を積極的に設けるなど職員の人材育成に積極的に取り組む。

(2) 働き方改革の推進

業務の効率化を進め、超過勤務の縮減、男性職員・女性職員ともに仕事と育児・介護等との両立支援、職員の心の健康の保持・増進など職員のワークライフバランスの改善に取り組む。

(3) 情報システムの整備及び管理のための体制整備

情報システムの整備及び管理を適切かつ円滑に実施するため、情報システム整備方針にのっとり、PMOの設置等の体制整備を行う。

第5 財務内容の改善に関する事項

1 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守

第4に定める事項を踏まえた中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

なお、勘定別予算の作成においては、第4の5の(1)のイにおける組織の体制及び運営状況の点検により、人員配置等の見直しを行った場合、必要に応じて、適切に予算を見直す。

2 決算情報・セグメント情報の開示

財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。

3 業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施

独立行政法人会計基準(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定)等の業務達成基準に基づき、収益化単位の業務ごとに予算と実績を適切に管理し、次年度の予算の配分に反映する。

4 貸付金債権等の適切な管理等

旧制度に基づく農地等取得資金貸付金債権及び年金給付の過誤払等に係る返納金債権の管理を適切に行い、これらの債権の円滑かつ確実な回収に努める。

5 長期借入金の適切な実施

農年基金法附則第17条第2項の規定による長期借入金を行う期間において、市中の金利情報等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。

6 将来必要となる旧制度における年金等給付費の試算と点検

将来必要となる旧制度における年金等給付費の試算を行い、その妥当性について毎年度検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。

7 不要財産の処分

業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、保有する財産が、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産を処分し国庫に納付するなど、適切に処理する。

第6 その他業務運営に関する重要事項

1 内部統制の充実・強化

内部統制は、理事長による適切なマネジメントの下、基金が効果的かつ効率的に業務を運営していくための重要なツールであり、適切なモニタリングを通じ継続的に改善しつつ、PDCAサイクルが有効に働くマネジメントが行われることが重要である。

このため、業務方法書に定める内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施するとともに、内部統制システムの有効性について、不断に点検・見直しを行い、その徹底又は有効性の向上を図る措置を講じるなど、内部統制システムの充実・強化に取り組む。

【重要度：高】年金は、農業者の老後生活を支えるものであり、いかなる事態が発生したとしても円滑かつ的確に年金等を給付する必要がある。

このため、業務の効率的かつ適切な運営を行うため、モニタリングを通じた継続的な改善が必要である。

また、事務処理誤りや事務処理遅延の事前防止やシステム改修等への対応、感染症感染拡大や自然災害発生時の業務継続等のためのリスクの評価と対応が重要であるため、内部統制システムの充実・強化を図る必要がある。

2 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底

個人情報を狙ったサイバー攻撃が高度化・巧妙化する中、基金は加入者等に係る多くの個人情報を保有し、また、マイナンバー制度による情報連携が導入され、今後その対象が拡大されることから、個人情報の漏えい防止に必要な措置など情報セキュリティ対策及び個人情報保護（以下「情報セキュリティ対策等」という。）を強化・徹底する。

なお、外部の状況変化、他機関等における事故の発生事例及び情報技術の進展等に応じて継続的に見直す。

【指標】

- 情報セキュリティ対策等に迅速かつ適正に対応できる組織体制の整備状況
- 情報セキュリティポリシーの見直し及びサイバー攻撃に対する組織的対応能力の強化への取組状況
- 情報セキュリティ対策等の実行状況に係る担当幹部職員及び担当役員への定期的な報告の徹底及びPDCA サイクルによる改善の取組状況
- 職員を対象とした情報セキュリティ対策等に関する訓練等の実施状況及び法令・規定等の遵守の徹底等のための取組状況

【重要度：高】基金は、加入者等に係るマイナンバー制度における特定個人情報を含む多くの個人情報を保有している法人であり、個人情報の漏えい等の被害や影響は、多数の加入者へ波及するとともに、基金の信用失墜に繋がることとなる。

このため、情報セキュリティ対策等の強化・徹底を行うとともに、リスクマネジメントを的確に行うことが求められる。

3 情報公開の推進・適切な文書管理

(1) 情報公開

公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等に基づき、適切に情報公開を行う。

基金や業務受託機関における事務処理誤りや事務処理遅延など不適切な事案が発生した場合においては、業務受託機関と共有を図るとともに、事案の重要性等に応じて速やかに公表するなど、基金等及び制度の信頼性確保に努める。

(2) 文書管理

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）等に基づき、加入者に関する記録及び文書等を適切な期間において保存するとともに、マイクロフィルム化するなど適切な原本文書の管理・保管を徹底する。

また、原本性の確保に配慮しながら、文書の保管・印刷費等のコスト低減や検索性の向上等を図る観点から、文書の電子化を推進する。

4 適正な監査の実施等

内部監査機能の充実・改善を図り、適正に内部監査を実施し、適切な業務運営の確保を図る。

5 業務運営能力の向上等

(1) 研修の充実

農業者年金制度の適切な実施を図るためには、基金の職員のみならず、業務受託機関の農業者年金担当者の業務運営能力の向上を図る必要がある。

このため、基金の職員及び業務受託機関の担当者を対象とした農業者年金制度、農業者年金記録管理システムの取扱い及び情報セキュリティ等に関する研修を実施する。

また、基金における IT（情報技術）及び資産運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施する。

(2) 委託業務の質の向上

業務受託機関を対象とした考査指導は、委託業務の運営の適切性及び効率性などを把握する上で有用であり、委託業務の質の向上に資するため実施する。

考査指導に当たっては、加入者が多く、指導の必要性や効果が高い地域に重点化するなど、効率的かつ計画的に実施するとともに、把握した事例や注意すべき課題等について、その対応を検討し、研修会等を通じて基金内及び業務受託機関へ周知徹底するなど、その効果の浸透に努める。

6 温室効果ガスの排出の削減

温室効果ガスの排出削減に向けた取組を実行していくため、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月22日閣議決定）に準じ、実行可能な取組について計画を策定し、それに基づく取組を行うとともに、実施状況の点検を行う。

(独)農業者年金基金の政策体系図

食料・農業・農村基本法

(農業の持続的な発展)

第4条 農業については、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能(農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。)が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)

食料・農業・農村をめぐる情勢

<高齢化や人口減少の進行>

農業就業者が高齢化・減少し、高齢者のリタイア等による農地の荒廃や担い手の不足等により生産基盤の脆弱化が進行

<担い手など農業・農村の構造の変化>

農業の将来を支える若い担い手の確保が十分に進んでおらず、65歳以上が約70%、39歳以下が約5%と著しくアンバランスな年齢構成

施策推進の基本的な視点

- 消費者や実需者のニーズに即した施策
- 食料安全保障の確立と農業・農村の重要性についての国民的合意の形成
- **農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保**と生産基盤の強化に向けた施策の展開
 - ・ 人・農地プランによる各種施策の一体的な実施による「担い手」の育成・確保
 - ・ 次世代の担い手への農地をはじめとする経営基盤の円滑な継承
 - ・ 新規就農の促進、女性の経営・社会参画などを含む多様な人材の確保
- 農業・農村の所得の増大に向けた施策の推進 等

講ずべき施策【農業の持続的な発展】

力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保

- 認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう、支援を重点的に実施
- 農地等の資源が次世代の担い手に確実に利用されるよう、計画的な経営継承を促進
- 世代間のバランスのとれた農業就業構造を実現するため、農業の内外からの青年層の新規就農を促進

農林水産省の政策評価体系

大目標(使命)

食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。

中目標

2. 農業の持続的な発展

政策分野

⑥ **担い手の育成・確保等と農業経営の安定化**

(独)農業者年金基金

目的

農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって**農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資する**ことを目的とする。

業務(農業者年金事業の実施)

農業者年金基金は、加入した農業者が積み立てた保険料を安全かつ効率的に運用し、これを原資として、その老齢時に年金等として給付する事業を実施。

給付の種類：①農業者老齢年金 ②特例付加年金 ③死亡一時金

独立行政法人農業者年金基金の使命等と目標との関係

(使命)

農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資する。

(現状・課題)

◆強み

- ・農業者の老後生活までカバーする唯一の農業政策の実施機関として、農業者の確保に寄与。
- ・年金資産の運用は、直近5か年(H29年度～R3年度)の平均利回り3.43%を確保し、安全かつ効率的に運用。

◆弱み・課題

- ・農業者の少子高齢化や減少が急速に進展する中、若い農業者等の加入拡大が必要。
- ・農業者年金記録管理システムについて、保守・運用費用の低減等や業務改善が図られるように、新たなシステムの構築が必要。
- ・IT及び資産運用の専門的知識を有する者の育成・確保が必要。

(環境変化)

- 我が国の農業・農村において、少子高齢化・人口減少が急速に進展することが見込まれる中、将来に向けて世代間のバランスのとれた農業就業構造の実現が急務。
- 年金資産の運用環境においては、国内外の金融経済情勢が不透明な状況。
- SDGsの達成に貢献するESG投資の世界的な拡大により、企業等が環境等への取組を主要な経営戦略の一つとする動きが加速。
- マイナンバー制度による情報連携の活用や手続のオンライン化など、業務等のデジタル化によって、国民の利便性の向上に繋げることが必要。

(中期目標)

- 農業者年金制度の普及推進
加入対象者が減少している中にあって、若い農業者及び女性農業者の新規加入者について、前中期目標期間中の新規加入者実績数の推移と同程度以上の水準を確保。
- 年金資産の安全かつ効率的な運用
年金資産の運用に当たって、長期的な総合収益の確保を図るとともに、実務上の課題を踏まえながら、ESG投資を検討。
- 業務等のデジタル化の推進
加入者の利便性の向上等に資するため、手続のオンライン化やマイナンバー制度による情報連携等の活用や新たな農業者年金記録管理システムの構築に向けた整備を推進。
- 組織体制の整備
業務等のデジタル化や年金資産における運用環境の変化等に適切に対応するため、外部リソースの活用を含めた専門性の高い人材の育成・確保についてより一層推進。

独立行政法人農林漁業信用基金中期目標

令和5年 月 日
財 務 省
農 林 水 産 省

第1 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

1 独立行政法人農林漁業信用基金の使命

我が国農林水産業は、国民生活に不可欠な食料や木材を供給し、地域の経済やコミュニティを支えるとともに、その営みを通じて、国土の保全、景観の維持等の多面的な機能を発揮しており、我が国の存立基盤を形成しているものといえる。

このような農林水産業の役割が十分に果たされていくためには、その担い手である農林漁業経営の維持・発展が不可欠であり、農林漁業経営が必要とする資金が円滑に供給されることが重要である。

しかしながら、農林漁業経営は、気象条件や自然災害等の自然条件に左右されやすいほか、投下資本の回収に長期間を要する等の特性があり、必ずしも信用力が十分でないという課題がある。また、自然災害等が発生した際には、農業保険制度及び漁業災害補償制度に基づく支払が円滑に行われる必要があるが、そのためには、これらの制度を担う農業・漁業の共済団体が十分な支払財源を確保しておくことが求められる。

こうした中、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、①農林漁業者に対し信用保証保険制度に基づく業務を通じた信用力の補完を行うとともに、②農業保険制度及び漁業災害補償制度に基づく農業・漁業の共済団体等への貸付業務等を通じ農漁業者の経営安定に貢献することにより、農林漁業経営を資金供給の面から支援することを使命としている。

我が国農林水産業の持続的な成長を実現し、食料安全保障の強化をはじめ国民生活の安定を図っていくため、信用基金は、その使命を将来にわたって果たすべく、社会経済情勢の変化に適切に対応しつつ、業務を適確かつ円滑に実施していくことが求められる。

2 社会経済情勢の変化

現在、地球規模の課題として、地球温暖化、生物多様性の喪失など地球環境問題への対応が求められており、国内の各産業分野や消費活動の場面においても、脱炭素・グリーン化への関心が急速に高まってきている。

また、国内外の多方面において、ロボット、AI、IoTといったデジタル技術の活用が急速に進展しており、少子高齢化・人口減少が急速に進み、労働力不足や地域コミュニティの衰退が課題となっている我が国社会経済において、その一層の活用が期待される状況にある。

こうした動きをはじめとして我が国社会経済が大きな転換期にあるともいえる状

況の中、農林水産分野においても、脱炭素・グリーン化の取組の導入・加速化、デジタル技術を活用したスマート農林水産業の実装など社会経済情勢の変化に対応した新たな取組が進められている。

一方、足下の情勢として、新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化するとともに、ロシアによるウクライナ侵略等に伴う原油価格・物価高騰が生じ、我が国社会経済に大きな影響を与える中、肥料、飼料の価格高騰等により農林漁業経営にも深刻な影響が生じている。

3 信用基金の現状・課題、第5期中期目標期間における取組方針

信用基金は、前身の法人時代を含め過去数十年にわたって農林漁業分野の信用補完を行っており、こうした中で培ってきた審査ノウハウをベースに、上記のような社会経済情勢の変化にも対応した信用補完業務を適確に展開できるようにしていく必要がある。

また、信用基金は、各地の農業信用基金協会、漁業信用基金協会（及びその支所）から保証事故案件等に関する情報を収集し、審査等に関する知見を蓄積・整理の上、各基金協会との共有を図っており、信用基金・各基金協会の連携による効果的な業務推進の中心的な機能を担っている。このような機能は、社会経済情勢の変化に応じて引受案件が複雑化・高度化する中で今後一層重要となるといえる。

こうした中、農林漁業の信用保証保険制度の持続的かつ安定的な運営を確保していくためには、①保険料率（林業信用保証制度にあつては保証料率）の適切な設定、②保険事故率（林業信用保証制度にあつては代位弁済率）の低減、③求償権の適切な管理・回収の実現を図っていく必要がある。

あわせて、信用補完業務の複雑化・高度化に対応し、その生産性向上を図る観点から、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）等に基づき、基幹業務システムの標準化など信用基金業務のデジタルトランスフォーメーションに向けた取組を推進していく必要がある。

以上を踏まえ、信用基金は、国の政策実施機関として業務の質の向上及び業務運営の効率化を図るものとする。

（別添）政策体系図、使命等と目標の関係図

第2 中期目標の期間

信用基金の中期目標の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

信用基金は、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号。以下「基金法」という。）に基づいた業務を行うことにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的としていることから、農林漁業経営等に必要な資金が円滑に融通されるよう、農業信用基金協会、漁業信用基金協会（及びその支所）や融資機関等関係機関と連携し、農林漁業者等に対する質の高いサービスの提供及び業務の質の向上に取り組むものとする。

なお、独立行政法人の目標の策定に関する指針における「一定の事業等のまとめり」は、農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務の5つとする。

1 農業信用保険業務

(1) 社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け

農業分野における脱炭素・グリーン化の取組やスマート農業の実装等に伴い新たに生じる資金需要にも対応し、適切な引受けを進める。あわせて、農業経営の大規模化や法人経営体の増加、生産・経営内容の多様化等が進んでいる中、個々の農業経営の財務状況に基づく信用リスクに応じた引受けを進める。

また、引き続き、農業信用保証保険サービスに関するニーズを適確に把握しつつ、当該サービスを必要とする農業者が適切に利用できるように取り組む。

【指標】

- 中期目標期間における農業資金の法人向け新規引受額（5年間累計）を前中期目標期間実績比で5%以上増加
- 農業信用保証保険サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況

【重要度：高】

- ・ 我が国農業において、脱炭素・グリーン化の取組の導入・加速化、スマート農業の実装等が進められていく中、こうした動きに伴い生じる資金需要についても、適切に引受けが行われるようにしていくことが重要であるため。
- ・ 農業構造について、経営の大規模化が進み、法人経営体も増加し、さらに生産・経営内容の多様化等も進む中、それぞれの信用リスクを踏まえた引受けが行われていくことが重要であるため。
- ・ 就農や経営規模の拡大、経営継承等の様々な局面で農業信用保証保険サービスが有効に利用され得るよう、本制度に関する農業者の具体的なニーズを適確に把握するとともに、農業者の資金調達においても多様な融資機関が利用されるようになっていくことを踏まえ、当該サービスを必要とする農業者が適切に利用できるようにしていくことが重要であるため。

【困難度：高】

農業資金の法人向け新規引受額の増加に関する指標について、前中期目標期間に

においては、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響等によると見られる農業法人向け新規引受額が減少しており、ポストコロナに向けた農業法人向け新規引受額の回復が依然として道半ばの状況であるため。

<想定される外部要因>

経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。

(2) 農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保

農業者の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。

ア 適切な保険料率の設定

農業信用保険業務の資金全体での収支均衡を旨とし、毎年度、保険料率水準を点検し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。

また、中期目標期間において、農業信用保険業務全体の保険料率体系のあり方について、当該業務の資金全体での収支均衡や各資金の収支状況、各資金間の収支バランスの観点から検証を行い、必要に応じて、保険料率体系の見直しを行う。その結果に基づき、農業者の経営財務状況に応じた段階的な保険料率の導入・拡充を進める。

【重要度：高】

農業信用保険業務を継続的・安定的に実施するためには、保険収支の長期的な均衡が図られるよう、保険料率水準の不断の見直しを行っていくとともに、当該業務全体の保険料率体系のあり方について、資金全体での収支均衡や各資金の収支状況、各資金内のバランスの観点から、より望ましいものに見直していくことが重要であるため。また、そのような体系の見直しに際し、農業者の経営努力を促す観点から、借入者の信用リスクに応じて弾力化した段階的な保険料率を導入することが重要であるため。

イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施

保証引受審査については、融資機関との適切なリスク分担を踏まえ、借入者の信用リスクに応じた適確なものとなるよう、大口保険引受案件の事前協議を確実に行う。

また、引受案件についてよりきめ細やかな期中管理が実現されるよう、農業信用基金協会及び融資機関との連携を密にして情報共有等を図りつつ、必要に応じて、農業信用基金協会に対して助言、支援等を行う。

その上で、適正な代位弁済が行われるよう、大口保険代位弁済案件の事前協議

を適確に実施する。

【指標】

- 直近年度をはじめとする過年度の事件事例の分析を行い、そこから得られる知見・教訓、対応策を全国の農業信用基金協会に対し毎年度定期的に還元する
- 保険事故率の低減
年度評価：
償還事故率を1%以下とする
見込評価・期間実績評価：
中期目標期間中の平均償還事故率が、前中期目標期間の実績を下回る

【重要度：高】

農業信用基金協会に対しきめ細やかな期中管理の実現を慫慂することにより保険事故率の低減を図ることは、農業者の経営継続に資するとともに、農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保に貢献するため。

【困難度：高】

- ・ 事件事例の分析及び対応策等を還元し、事故率低減に向けた現実的な成果を得るには、各地の営農類型ごとの実態など農業の知見のみならず、期中管理等に関する融資機関及び農業信用基金協会の取組実態を十分に理解した上での対応が求められるため。
- ・ 事故率の低減を着実に図っていくためには、きめ細やかな期中管理、適正な代位弁済を従来にも増して適切に行っていくことが重要であり、かつ、足下ではウクライナ侵略等に伴う原油価格・物価高騰が生じており、農業経営を取り巻く厳しさが増しているため。

<想定される外部要因>

経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。

ウ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進

代位弁済の実施に伴う求償権を有する農業信用基金協会に対し、

- ・ 求償債務者の実情に応じた効果的な回収を実施すること
- ・ 農業信用基金協会の人員・態勢、求償権の固定化の状況等も考慮し、管理・回収に要する費用とその効果を十分に比較した上で、適切なタイミングで償却・管理停止を行うこと

について助言、支援等を行う。

【指標】

- 長期にわたり回収実績のない求償権について、その実態を踏まえ、費用対効果を勘案しながら、債権額（全国ベース）の減少を促進する

エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施

利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、農業信用保険業務に関する各事務の処理について、手続の簡素化等その方法の点検を実施し、必要に応じて見直しを行うとともに、その適正性を確保しつつ、標準的な処理の期間又は日程を定め、これに従って実施する。

【指標】

- 大口引受案件の事前協議について、中期計画に定める標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする

<目標水準の考え方>

農業信用基金協会又は融資機関からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰さない事由によるものについては、処理に要した期間から除くことが適当。

2 林業信用保証業務

(1) 森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進

林業・木材産業分野における脱炭素・グリーン化の取組やスマート林業の実装等に伴い新たに生ずる資金需要にも対応し、適切な引受けを進める。あわせて、林業・木材産業経営の多様化等が進んでいる中、個々の経営の財務状況に基づく信用リスクに応じた引受けを進める。

また、引き続き、林業信用保証サービスに関する利用者のニーズを適確に把握しつつ、当該サービスを必要とする林業者等が適切に利用できるように取り組む。

ア 融資機関等に対する普及推進の取組

信用基金の信用補完機能の発揮に向けて、信用リスク管理の適切な実施に留意しつつ、地域性等を踏まえて、特に融資機関に対する制度普及を推進することにより利用を促進する。

【指標】

- 中期目標期間における保証引受額平均を200億円以上とし、素材生産、造林・育林、種苗生産に係る保証引受額を、毎年度、前中期目標期間最終年度比で5%以上増加
- 林業信用保証サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況

【重要度：高】

人工林資源が本格的な利用期を迎えている中、2050年カーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現していくためには、国産材供給量の拡大とともに、確実な再生林による森林の保続が重要であり、そのための林業信用保証による資金調達の円滑化は重要であるため。

林業信用保証制度の利用促進のため、引き続き、信用リスク管理の適切な実施に留意しつつ、融資機関や林業関係団体等への効率的で効果的な手法による普及を推進することとし、林業者等が資金調達を図る際、信用基金が保証機関の選択肢となるよう特に融資機関への制度普及に重点的に取り組む必要があるため。

【困難度：高】

前中期目標期間においては、事業経営の大型化・自立化に伴う保証利用の終了、保証料率水準についての融資機関とのリスク分担の適正化の進展及び令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症の影響等による保証引受額の減少等により、今後の保証引受額の拡大は厳しい状況であるため。

＜想定される外部要因＞

経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。

イ 社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達円滑化の支援

近年、頻発する自然災害からの復旧や新規創業等に必要な資金調達の円滑化等国の政策課題に対応するため、保証料の実質免除措置を活用した引受け等の着実な実施に取り組む。

(2) 林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営の確保

林業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。

ア 適切な保証料率の設定

保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、林業・木材産業の特性を踏まえつつ、信用リスクを勘案した適切な保証料率を設定する。その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、保証料率水準を点検し、必要に応じて保証料率の見直しを行う。

【重要度：高】

保証料は、保証事業を継続的・安定的に実施するための不可欠の要素であり、その水準について不断の検証を行うことが重要であるため。

イ 代位弁済率の低減に向けた取組の実施

信用リスクに応じた引受けを適確に行うこととし、部分保証の推進等による融資機関との適切なリスク分担を確保する。また、期中管理を適切に実施することとし、その際、林業者等が事業継続できるよう、融資機関と連携し、条件変更等に柔軟に対応する。

【指標】

- 代位弁済に至った事案の検証状況
- 代位弁済率の低減

年度評価：

代位弁済率を2%以下とする

見込評価・期間実績評価：

中期目標期間中の平均代位弁済率が、前中期目標期間の実績を下回る

【重要度：高】

林業者等が長期的かつ安定的に経営を継続していくためには、部分保証の推進等による融資機関との適切なリスク分担、期中管理の適切な実施等による代位弁済率の低減は重要であるため。

【困難度：高】

代位弁済率の低減を着実に図っていくためには、よりきめ細やかな期中管理を、従来にも増して適切に行っていくことが重要であり、かつ、足下ではウクライナ侵略等に伴う原油価格・物価高騰が生じており、林業者等の経営を取り巻く厳しさが増しているため。

<想定される外部要因>

経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。

ウ 求償権の回収の取組の実施

求償権を着実に回収するため、求償債務者の実情に応じた回収方策について、サービスへの委託等効果的かつ効率的な手法を講ずる。

エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施

利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、林業信用保証業務に関する各事務の処理について、手続の簡素化等その方法の点検を実施し、必要に応じて見直しを行うとともに、その適正性を確保しつつ、標準的な処理の期間を定め、それに従って実施する。

【指標】

保証引受け、出資持分の払戻し、代位弁済及び貸付審査について、中期計画に定める標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする

<目標水準の考え方>

融資機関等からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰さない事由によるものについては、処理に要した期間から除くことが適当。

3 漁業信用保険業務

(1) 社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け

漁業分野における脱炭素・グリーン化の取組やスマート水産業の実装等に伴い新たに生じる資金需要にも対応し、適切な引受けを進める。あわせて、新たな水産資源管理の着実な実施、漁船漁業及び養殖業の成長産業化、海業の振興等による漁村の活性化等が求められる状況にあることを踏まえ、かかる状況に対応した漁業信用保険の引受けを進める。

また、引き続き、漁業信用保証保険サービスに関するニーズを適確に把握しつつ、当該サービスを必要とする漁業者等が適切に利用できるように取り組む。

【指標】

- 保険引受残高 2,000 億円の確保
- 漁業信用保証保険サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況

【重要度：高】

- ・ 漁業をめぐっては、海洋環境の変化も踏まえた新たな水産資源管理の着実な実施、スマート水産技術の開発・現場実装等による漁船漁業の成長産業化、ICT等を活用した生産性の向上や輸出の拡大等による養殖業の成長産業化、海業の振興等による漁村の活性化の推進等が求められる状況にあることを踏まえ、かかる状況に対応した引受けが行われていくことが重要であるため。
- ・ 新規就業や漁船等の更新等の様々な局面で漁業信用保証保険サービスが有効に利用され得るよう、本制度に関する漁業者等の具体的なニーズを適確に把握し、当該サービスを必要とする漁業者等が適切に利用できるようにしていくことが重要であるため。

【困難度：高】

前中期目標期間においては、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に影響が生じた漁業者等向けの新規引受額が大幅に増加したが、今後、これらの資金の償還が始まることによる保険引受残高の減少が想定されるため。

<想定される外部要因>

経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。

(2) 漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保

漁業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。

ア 適切な保険料率の設定

保険料率については、漁業特有のリスクを踏まえるとともに、漁業者等の負担

が過度に大きくなならないよう十分配慮しつつ、持続的に制度運営していけるよう、毎年度、各資金における保険料率水準を点検し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。

【重要度：高】

水産資源の状況や気象条件等により水揚げが不安定であるなどの漁業特有のリスクを勘案して設定されるものであるが、漁業者等の負担が過度に大きくなならないよう十分配慮しつつ、持続的に制度を運営していけるような適切な保険料率となっているかの検証を行い、必要に応じその見直しを実施することが重要であるため。

イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施

引受けに当たっては、融資機関との適切なリスク分担を図る観点から、大口保険引受案件の事前協議等を通じて、借入者の信用リスクに応じた適確な引受審査の実現を図る。

また、引受案件についてよりきめ細やかな期中管理が実現されるよう、漁業信用基金協会及び融資機関との連携を密にして情報共有等を図りつつ、必要に応じて、漁業信用基金協会に対して助言、支援等を行う。

その上で、適正な代位弁済が行われるよう、大口保険等代位弁済案件の事前協議を適確に実施する。

【指標】

○ 直近年度をはじめとする過年度の事件事例の分析を行い、そこから得られる知見・教訓、対応策を各漁業信用基金協会に対し毎年度定期的に還元する

○ 保険事故率の低減

年度評価：

償還事故率を3%以下とする

見込評価・期間実績評価：

中期目標期間中の平均償還事故率が、前期中期目標期間の実績を下回る

【重要度：高】

漁業信用基金協会に対しきめ細やかな期中管理の実現を促進することにより保険事故率の低減を図ることは、漁業者等の経営継続に資するとともに、漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保に貢献するため。

【困難度：高】

- ・ 事件事例の分析及び対応策等を還元し、事故率低減に向けた現実的な成果を得るには、漁業種類ごとの実態など漁業の知見のみならず、期中管理等に関する漁業信用基金協会及び融資機関の取組実態を十分に理解した上での対応が求められるため。
- ・ 事故率の低減を着実に図っていくためには、きめ細やかな期中管理、適正な

代位弁済を従来にも増して適切に行っていくことが重要であり、かつ、足下ではウクライナ侵略等に伴う原油価格・物価高騰が生じており、漁業経営を取り巻く厳しさが増しているため。

<想定される外部要因>

経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。

ウ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進

代位弁済の実施に伴う求償権を有する漁業信用基金協会に対し、

- ・ 求償債務者の実情に応じた効果的な回収を実施すること
- ・ 漁業信用基金協会の人員・態勢、求償権の固定化の状況等も考慮し、管理・回収に要する費用とその効果を十分に比較した上で、適切なタイミングで償却・管理停止を行うこと

について助言、支援等を行う。

【指標】

- 償却等を行う場合（タイミング）についての考え方や具体的な手順等を指針（ガイドライン）として整理し、漁業信用基金協会に提供する

エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施

利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、漁業信用保険業務に関する各事務の処理について、手続の簡素化等その方法の点検を実施し、必要に応じて見直しを行うとともに、その適正性を確保しつつ、標準的な処理の期間又は日程を定め、これに従って実施する。

【指標】

- 大口引受案件の事前協議、保険金支払審査及び短期資金貸付審査について、中期計画に定める標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする

<目標水準の考え方>

漁業信用基金協会又は融資機関からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰さない事由によるものについては、処理に要した期間から除くことが適当。

4 農業保険関係業務

共済団体に対する貸付業務は、共済団体が民間金融機関からの借入れを行えない場合の農業共済制度及び農業経営収入保険事業の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、着実に実施する。

その際、貸付審査の適正性を確保しつつ、

ア 信用基金の農業保険関係業務の役割や手続について、利用者に対し周知すると

ともに、利用者ニーズを適切に把握し、業務運営に反映させる。

イ 標準的な処理の期間を定め、これに従って確実に処理し、迅速に貸付けを行う。

ウ 適切な水準に貸付金利を設定する。

【指標】

- 中期計画に定める標準的な処理の期間内の処理率を 80%以上とする

5 漁業災害補償関係業務

共済団体に対する貸付業務は、共済団体が民間金融機関からの借入れを行えない場合の漁業災害補償制度の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、着実に実施する。

その際、貸付審査の適正性を確保しつつ、

ア 信用基金の漁業災害補償関係業務の役割や手続について、利用者に対し周知するとともに、利用者ニーズを適切に把握し、業務運営に反映させる。

イ 標準的な処理の期間を定め、これに従って確実に処理し、迅速に貸付けを行う。

ウ 適切な水準に貸付金利を設定する。

【指標】

- 中期計画に定める標準的な処理の期間内の処理率を 80%以上とする

第4 業務運営の効率化に関する事項

1 事業の効率化

「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）の趣旨を踏まえつつ、業務の点検・検証、適材適所の人材配置等により、効率的・効果的な業務遂行を実践する。

また、調査研究費、委託業務費及び業務管理費については、必要性を十分に見極めた上で必要額を適正に支出するとともに、中期目標期間中に、令和4年度比で5%以上削減する。

2 経費支出の抑制

業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、租税公課、事務所関連経費、外部と不正通信の検知に必要な経費、最高情報セキュリティアドバイザーの設置に必要な経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、必要性を十分に見極めた上で必要額を適正に支出するとともに、中期目標期間中に、令和4年度比で20%以上抑制する。

（1）人員

人員については、定年退職者の継続雇用の必要性を踏まえつつ、引き続き、常勤職員数が業務の安定的・効率的な遂行に見合うものとなるよう、次期中期目標期間の終了時点までに、再雇用の上限年齢を65歳から70歳へ段階的に引き上げることや、安定的な職員の新規採用に取り組むとともに、毎年度、常勤職員数、新規採用職員数、退職者数及び再雇用者数を公表する。

また、個々の職員について、その適性に応じた活用を図る。

（2）人件費

人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。）については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。

職員の給与水準については、その適正化を図るため、国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）を公表する。

また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、毎年度、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。

3 デジタル化の推進

（1）業務の電子化

業務の効率化及び簡素化を図る観点から、ICTの活用等による情報デジタル化の取組などを推進する。

（2）情報システムの整備及び管理

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、PMOの設置等の体制整備を行う。

また、各部門の基幹業務システムの標準化に向けては、各部門の業務の見直しを十分に行い、各部門の業務手順の共通化と共有化を図った上で、保険の引受審査等の業務の効率化や質の向上へ確実に繋がるよう、計画的に進める。

（3）ICT教育の実施

デジタル化を通じた業務の生産性向上を図るため、役職員を対象としたICT教育を継続的に実施する。

4 調達方式の適正化

公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき策定する「調達等合理化計画」について着実に実施する。

第5 財務内容の改善に関する事項

1 健全な業務収支の維持・確保

我が国農林漁業の持続的な成長を実現するという政策的な見地から、信用基金の業務が持続的かつ安定的に実施されることが重要であり、信用基金の健全な財務内容を確保することが必要不可欠となる。

このような観点から、信用基金は、長期的に収支均衡することを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指すこととし、第3の1から5までに掲げる社会経済情勢や農林漁業の構造の変化に対応した引受け、適切な保険料率・保証料率の設定、保険事故率・代位弁済率の低減、求償権の回収等の取組を着実に実施するとともに、効率的・自律的な業務運営を行うこととする。

<想定される外部要因>

業務収支は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。

2 決算情報・セグメント情報の開示

信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。

3 長期借入金の条件

基金法第17条（漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第196条の11第1項又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第7条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。

第6 その他業務運営に関する重要事項

1 職員の人事

(1) 人事評価

人事評価の結果について職員本人へのフィードバックを適切に行うとともに、給与等に反映させることにより、職員のモチベーションの向上を図る。

(2) 人材の確保・育成

人材の確保・育成に関する方針を定め、以下の取組を進める。

ア 人材の確保

人事評価を反映した適切な人事管理の仕組みの構築、多様な働き方（短時間勤務、テレワーク等）の推進、ワークライフバランスの実現等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材を確保する。

なお、必要に応じて、金融・保険、デジタル等の高度な専門性を有する分野において民間企業等の人材を採用するとともに、場合によっては、関係機関との連携や外部委託など柔軟に人材を確保することが有効な場合もあることにも留意する。

イ 人材の育成

部門横断的な人事配置、研修制度の充実等を通じ、信用基金の業務を円滑かつ適確に担う専門人材や幅広い業務を担う人材を育成するとともに、脱炭素・グリーン化やスマート化等の農林漁業経営を取り巻く新たな環境の変化にも対応し得る能力の向上を図る。

(3) 人員【再掲】

人員については、定年退職者の継続雇用の必要性を踏まえつつ、引き続き、常勤職員数が業務の安定的・効率的な遂行に見合うものとなるよう、次期中期目標期間の終了時点までに、再雇用の上限年齢を65歳から70歳へ段階的に引き上げることや、安定的な職員の新規採用に取り組むとともに、毎年度、常勤職員数、新規採用職員数、退職者数及び再雇用者数を公表する。

また、個々の職員について、その適性に応じた活用を図る。

(4) 人件費【再掲】

人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。）については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。

職員の給与水準については、その適正化を図るため、国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）を公表する。

また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、毎年度、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。

2 ガバナンスの高度化

(1) 業務の公平性・中立性の確保

政府以外の出資者や外部有識者を委員とする運営委員会を適時に開催して、これらの委員から示された意見等を信用基金の業務運営に適確に反映させる。

(2) 内部統制機能の強化

内部統制は、理事長による適切なマネジメントの下、信用基金が効果的かつ効率的に業務を運営していくための重要なツールであり、適切なモニタリングを通じ継続的に改善しつつ、PDCAサイクルが有効に働くマネジメントが行われることが重要である。

このため、業務方法書に定める内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施する。

また、内部統制機能について、不断に点検を行い、必要に応じて見直しを行う。

その際、金融業務に固有のリスクの管理に関し、外部有識者を含む委員会を設けて統合的な管理を実施する。

(3) 監査の実施を通じた適切かつ健全な運営の確保

各部署から独立した内部監査担当部署による内部監査を通じて、また、信用基金から独立した監事及び会計監査人による監査を通じて、法令等にのっとり適切なかつ健全な業務運営が確保されるようにする。

3 情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」（令和3年7月7日サイバーセキュリティ戦略本部決定）等の政府の方針等を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、情報セキュリティに関する知識や経験を有する専門家の活用を通じて体制を整備し、個人情報保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。

独立行政法人農林漁業信用基金の政策体系図

国の政策体系

食料・農業・農村基本法

- 食料の安定供給の確保
- 農業の持続的な発展

食料・農業・農村基本計画（令和2年3月閣議決定）

- ・力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保
- ・農業経営の安定化に向けた取組の推進

森林・林業基本法

- 森林の有する多面的機能の発揮
- 林業の持続的かつ健全な発展

森林・林業基本計画（令和3年6月閣議決定）

- ・担い手となる林業経営体の育成
- ・木材産業の競争力強化

水産基本法

- 水産物の安定供給の確保
- 水産業の健全な発展

水産基本計画（令和4年3月閣議決定）

- ・漁船漁業・養殖業の成長産業化
- ・漁業経営の安定対策

農林漁業信用基金が果たすべき役割（独立行政法人農林漁業信用基金法第3条）

- 農業・漁業の信用基金協会が行う債務の保証等について保険を行うこと、農業・漁業の信用基金協会の業務に必要な資金の融通を行うこと、林業者等の経営改善に必要な資金の借入れに係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。
- 農業保険法及び漁業災害補償法に基づき、共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的とする。

農業信用保険業務

- 社会経済情勢や農業構造の変化に対応し、信用リスクに応じた農業信用保険の引受けの推進
- 農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保

林業信用保証業務

- 社会経済情勢や森林・林業・木材産業施策に対応し、信用リスクに応じた林業信用保証業務の推進
- 林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営の確保

漁業信用保険業務

- 社会経済情勢や漁業構造の変化に対応し、信用リスクに応じた漁業信用保険の引受けの推進
- 漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保

農業保険関係業務

- 共済団体に対する貸付業務の着実な実施

漁業災害補償関係業務

- 共済団体に対する貸付業務の着実な実施

(使命)

- 保証保険制度に基づく業務を通じた農林漁業者の信用補完
 - 農業保険制度及び漁業災害補償制度に基づく業務を通じた農林漁業者の経営安定に貢献
- 農林漁業経営を資金供給面から支援

(現状・課題)

◆強み

- これまで培ってきた審査ノウハウをベースとした、社会経済情勢の変化にも対応した業務展開
 - 各地の農業信用基金協会、漁業信用基金協会等とも連携した業務推進において中心的な機能の発揮
- 社会経済情勢の変化に応じて引受案件が複雑化・高度化する中、今後一層重要

◆弱み・課題

信用補完業務の複雑化・高度化に対応し、その生産性向上を図る観点から、基幹業務システムの標準化の取組の推進、デジタル人材の確保が必要

(環境変化)

- 国内の各産業分野や消費活動の場面における脱炭素・グリーン化への関心の急速な高まり
 - 国内外の多方面におけるデジタル技術の活用が急速に進展（少子高齢化・人口減少が急速に進む我が国において、一層の活用が期待）
- 農林水産分野においても、脱炭素・グリーン化の取組の導入・加速化、デジタル技術を活用したスマート農林水産業の実装など社会経済情勢の変化に対応した新たな取組が進展

(中期目標)

- 農業信用保険業務・漁業信用保険業務
 - ① 社会経済情勢の変化や農業構造・漁業構造の変化に対応し、信用リスクに応じた農業信用保険・漁業信用保険の引受けの推進
 - ② 農業信用保険制度・漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保（適切な保険料率の設定、保険事故率の低減に向けた取組の実施、適切な求償権の管理・回収の取組の促進）
- 林業信用保証業務
 - ① 森林・林業・木材産業施策に対応し、信用リスクに応じた林業信用保証業務の推進（融資機関等に対する普及推進の取組、社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達円滑化の支援）
 - ② 林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営の確保（適切な保証料率の設定、代位弁済率の低減に向けた取組、求償権の回収の取組）
- 農業保険関係業務・漁業災害補償関係業務
農業保険（農業共済・農業収入保険）制度・漁業災害補償制度の円滑な実施のため、共済団体に対する貸付けを着実に実施
- デジタル化の推進、デジタル人材の確保
基幹業務システムの標準化に向けた各部門の業務手順の共通化・共有化、デジタル分野の高度な専門性を持つ人材の確保（民間からの採用や、関係機関との連携、外部委託等）

令和 年 月 日
経済 産 業 省

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

1. 政策体系におけるNEDOの位置付け

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、エネルギー・地球環境問題の解決及び産業技術力の強化に貢献することを大目的とし、その実現に向けて、革新的かつ多様な技術シーズの創出とそれを企業等による事業化、すなわちイノベーションに結びつける「研究開発マネジメント」等を推進している。

現下のエネルギー・環境政策、産業技術・イノベーション政策を巡る状況を見ると、世界的に温暖化・気候変動への対応を経済成長の制約やコストではなく成長の機会として捉え、脱炭素社会の実現に向けた研究開発や投資を加速する動きが活発化している。こうした中、我が国としても、2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言。その実現に向け、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（2021年6月）」、「第6次エネルギー基本計画（同10月）」、「クリーンエネルギー戦略中間整理（2022年5月）」等において、省エネルギーや再生可能エネルギーの最大限の導入に加え、新たな産業としての水素やアンモニアのサプライチェーン構築等、産業構造や社会経済の変革を進めるための方策を示している。

また、米中対立の先鋭化や新型コロナウイルス感染症の蔓延等を契機とした不確実性や地政学的リスクの高まり、デジタル化の加速等に伴う個人の価値観や行動の多様化といった環境変化の中、産業技術・イノベーションのあり方や取り組むべき社会課題も複雑化している。このような状況認識の下、統合イノベーション戦略2022（2022年6月）では、コロナ後の新しい社会における成長を牽引する先端技術の国際競争力強化、経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すためのスタートアップを含むエコシステムの形成、さらには国家・国民の安全を経済面から確保する経済安全保障に関する取組等を示している。

さらに「スタートアップ育成5か年計画（2022年11月）」として、2022年をスタートアップ創出元年と位置付け、人材・ネットワークの構築、資金供給の強化と出口戦略の多様化、オープンイノベーションの推進を3本柱として推進する政策の全体像を示している。

このような中で、NEDOには、エネルギー・環境政策、産業技術・イノベーション政策の実施を担う重要な国立研究開発法人として、これまで組織として培ってきた知見やノウハウ、ネットワーク等を更に強化・活用し、政府と産業界との間に立って、以下に掲げるミッション、ひいては、エネルギー・地球環境問題の解決や産業技術力の強

化といった大目的への貢献がこれまで以上に期待される。

(別添) 政策体系図

2. 第5期中長期目標期間におけるNEDOのミッション

こうした現下の状況・政府方針を踏まえ、第5期中長期目標期間におけるNEDOのミッションを以下のとおりとする。

- ① 第一に、高度な研究開発マネジメントの実施による研究開発成果の創出とその成果を企業等が速やかに社会実装に繋げることを支援するなど、研究開発マネジメントを通じたイノベーション¹創出に貢献する。
- ② 第二に、研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援を推進する。
- ③ 第三に、戦略分野を見極めつつ、中長期的な視点に立った研究開発やイノベーション政策等の企画・立案に貢献するため、NEDOの技術インテリジェンス²を強化する。

II. 中長期目標の期間

令和5年度から始まる第5期におけるNEDOの中長期目標の期間は、5年間（令和5年4月1日から令和10年3月31日）とする。

III. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

第5期中長期目標期間において、上記ミッションを達成するため、「研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上」に向けて、以下の1. から3. に掲げる業務を行うものとする。

また、当該業務の項目を一定の業務等のまとまりと捉えて「評価単位」とする。評価については、別紙の評価軸等に基づき実施する。なお、評価単位の設定によって内部の縦割りが助長されることのないよう、各業務間の連携、相乗効果の発揮に十分留意して組織運営及び業務遂行を適切に行うものとする。

1. 研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献

研究開発事業の目的及び特徴を踏まえた適切な研究開発マネジメントを実施するこ

¹ ここでの「イノベーション」としては、(1) 社会・顧客の課題解決につながる革新的な手法（技術・アイデア）や既存手法の新たな組合せで新たな価値（製品・サービス等）を創造し、(2) 社会・顧客の普及・浸透を通じて、(3) ビジネス上の対価（キャッシュ）の獲得、社会課題解決に貢献する一連の活動を念頭に置いている。

² ここでの「技術インテリジェンス」とは、国内外の技術、研究開発動向等に関して収集された情報について、分析、加工され解釈を付加されたものを指している。

とによって、研究開発成果の最大化及び企業等による事業化・社会実装の促進を目指す。各事業の遂行にあたっては、プロジェクトチーム（以下「PT」という。）を組み、研究開発マネジメントを実施する。

（１）ナショナルプロジェクト及びテーマ公募型事業の実施

ナショナルプロジェクトは、民間企業等のみでは取り組むことが困難な、実用化・事業化までに中長期の期間を要し、かつリスクの高い研究開発に対し、NEDOの資金提供と研究開発マネジメントの下に取り組む研究開発事業及び研究開発に伴って実施する技術の有効性を確認するための実証事業である。テーマ公募型事業は、技術分野や研究開発課題を指定した上で、民間企業等から幅広く提案を募る形態による研究開発事業である。

事業の企画立案・実施・評価の各段階において、以下のとおり業務を行うものとする。なお、各事業の企画立案・実施・評価にあたっては、プロジェクトマネージャー（以下「PMgr」という。）が中心となるPTを組むことを基本とする。PMgrは事業の成果・効果を最大化させるため、実務責任者として担当事業全体の進行を計画・管理し、事業遂行にかかる業務を統括する。その際、事業の企画立案段階から、研究成果の社会実装に向けた知財・標準化戦略を検討し、その内容を事業に反映していく。

また、産業構造審議会経済産業政策新基軸部会において、NEDOに導入するとされている懸賞金制度については、先導研究等の実施を通じて、研究成果の評価基準、懸賞金額の設定方法、コンテストの競技方法、広報の在り方などのノウハウを蓄積・整備し、従来型の研究開発手法を変えていく制度として、導入を進める。

① 事業の企画立案

事業の企画立案においては、国やNEDO技術戦略研究センター（以下「TSC」という。）が策定する技術戦略に基づき企画立案することを基本とする。技術戦略の策定段階においては、当該分野の政策・規制・標準等の動向把握・分析を踏まえ、知的財産権、標準化、性能評価、環境影響評価、ロードマップ・ガイドライン、データベース策定、産業人材育成、規制構築のための実証等の企業等による研究開発成果の事業化・社会実装に必要となる要素を可能な限り特定し、企業の事業戦略と一体の知財・標準化、社会実装につながる内容とする。

経済産業省が概算要求で行う事前評価に必要な応じて協力するとともに、概算要求の結果を踏まえて、基本計画を作成する。各事業の基本計画には、中間時点や事業終了時での達成目標を定量的かつ明確に示すものとする。また、中長期視点から事業がもたらす経済的価値（市場創出効果等）や社会的価値（温室効果ガス削減量等）等をアウトカム目標として示し、それら価値起点での事前評価を行い、その結果を基本計画に反映する。特に研究開発成果に関するISO・IEC等の国際標準化が有効と考えられる分野では、基本計画において、標準化に係る具体的な取組を記載する。この際、標準化提案・審議を実施する国内外の標準関係団体との連携強化のあり方も検討するこ

ととする。

② 事業の実施

事業の実施においては、公募を行い、外部有識者による審査により最適な実施体制を構築する。各事業の実施に当たり、研究インテグリティ確保に向けた取組を行うとともに、事業実施者における交付申請・契約・検査事務等の手続きの公正さやコンプライアンスを確保しつつ不断の簡素化・効率化を図る。また、事業の予見性を高めるとともに進捗に応じた柔軟な執行を可能とするため複数年度契約や、研究開発のニーズに迅速に応える追加予算措置等の制度面・手続き面の改善を継続的に行うものとする。

委託事業の実施においては、事業で創出された知的財産には原則として日本版バイドール条項を適用し、知的財産の受託者帰属を通じて研究活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用できるようにする。また、事業の目的を達成するために、事業の開始までに事業参加者間で知的財産合意書を策定することや海外市場展開を勘案した出願を原則化した「知財マネジメント基本方針」を全委託事業に適用する。また、事業の企画立案段階から知財・標準化戦略を検討し、その内容を踏まえた事業を実施するとともに、事業の実施及び後述の評価の結果を踏まえ、鋭意見直しを行っていく。

さらに、有望技術の絞り込みや実施体制の見直し等を柔軟かつ規律を持って行うための「ステージゲート方式」を事業の性質に応じて導入するとともに、参加者のモチベーションを向上させ、より質の高い研究成果を得るためのインセンティブを与える仕組みを、原則令和5年度以降開始する全ての交付金事業に導入する。加えて、NEDOの研究開発成果を事業活動において活用しようとする取組に対する人的及び技術的支援等を行うとともに、株式会社産業革新投資機構や株式会社日本政策投資銀行等の外部機関と積極的に連携し、研究開発成果の事業化・社会実装を促進する。

研究開発成果を企業等が速やかに事業化できるよう、NEDOとして、研究開発成果を経営において有効に活用するための効果的方策（研究開発マネジメント、テーマ選定、提携先の選定、経営における活用に向けた他の経営資源との組み合わせ等）を事業者に対して提案すること、上記に記載した通り、事業開始段階から知財・標準化戦略を検討し、その内容を踏まえた事業を実施することを通じて、事業参加企業における社会実装の確度を高めることなど、技術経営力の強化に向けた助言を積極的に行うものとする。

さらに、事業や開発成果についての適時・適切な情報発信や、開発成果のユーザーへのサンプル提供の実施、マッチング機会の創出等のユーザーや市場・用途の開拓に係る支援を行うものとする。

③ 事業開始後の評価

各事業について、中間評価及び終了時評価を実施し、必要に応じて追跡評価を行う。評価にあたっては、産業界、学术界等の外部の専門家・有識者の知見等を活用し、研究開発成果の企業等による社会実装をにらみ、環境変化への対応やアウトカム指標で提

示する価値起点での評価を行う。また、OODA³ループ構築によるアジャイルな研究開発の一環として、国の資源配分の一助とするため、研究開発の評価結果を国に提供する。その際、評価を通じて当該プロジェクト及びNEDOとしての研究開発マネジメントの質の向上につながるよう、効果的・効率的な評価方法を継続的に検討し、適時適切に改善していく。さらに、各評価結果を当該事業あるいは関連する事業の運営に反映するよう取り組み、必要に応じて知財・標準化を含む事業の社会実装のための取組の確度を高めるための軌道修正を行うとともに、研究開発マネジメントに係る知見、教訓、事例等として蓄積することにより、マネジメント機能全体の改善・強化に反映させる。各評価結果については、技術情報等の流出等の観点に配慮しつつ、可能な範囲で公表するものとする。

(2) 国際実証・国際共同研究事業の実施

国際実証・国際共同研究事業は、非化石エネルギーを発電に利用する技術、エネルギー使用合理化のための技術、鉱工業の技術等の海外における実証事業及び外国の研究開発機関等と連携し、相互の強みを持ち寄って行う国際共同研究プロジェクト等の事業である。こうした海外実証等を通じて、我が国の先進的技術の国内外での普及を図る。

各事業の企画立案・実施・評価にあたっては、プロジェクトチーム長が中心となるPTを組むことを基本とし、本事業の特性を踏まえた上で、1. (1) に準じて、業務を行うものとする。

(3) 特定公募型研究開発業務の実施

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に規定する特定公募型研究開発業務（特に先進的で緊要な革新的技術の創出のための研究開発等であって事業の実施が複数年度にわたり、その事業の実施者を公募により選定するもの。以下同じ。）を経済産業省等と連携して実施する。

① ムーンショット型研究開発事業

総合科学技術・イノベーション会議が決定する、人々を魅了する野心的な目標及び経済産業省が策定する研究開発構想を踏まえ、NEDOは、複数の研究開発を統一的に指揮・監督するプログラム・ディレクター（以下、「PD」という。）の任命、プロジェクトマネージャーの公募・採択、研究開発の実施及びそれに付随する調査・分析機能等を含む研究開発体制の構築、中間評価・終了時評価を含めた研究開発の進捗管理等研究開発の実施を担うものとする。また、研究開発の推進においては、その途中段階において研究開発目標の達成見通しを随時評価し、研究開発の継続・拡充・中止などを決定する。

³ OODA(ウーダ)は、「Observe（観察する）、Orient（判断する）、Decide（決定する）、Act（実行する）」の一連のサイクルを意味する。

② ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業

経済産業省が策定する研究開発計画に従い、NEDOは、事業の進捗管理、研究開発に付随する調査・分析等、研究開発マネジメントの実施を担うものとする。なお、研究開発の推進においては、その途中段階において、研究開発目標の達成見通しを適宜確認し、必要に応じて所要の改善を行うものとする。また、研究開発終了後は研究開発目標の達成状況など所要のフォローアップを行うものとする。

③ グリーンイノベーション基金事業

経済産業省が策定した「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」に従って、NEDOは、産業構造審議会のグリーンイノベーションプロジェクト部会、分野別ワーキンググループ（以下「WG」という。）、経済産業省及び関係省庁等と緊密に連携し、透明性・実効性の高いガバナンス体制の下で、成果を最大化できるよう本基金事業に取り組む。本基金事業の実施にあたり、NEDOは、本基金の管理・運用、担当省庁のプロジェクト担当課室に対する「研究開発・社会実装計画」の作成支援、公募・審査・採択・契約／交付・検査・支払に係る事務、プロジェクトマネージャーの選任、実施者に対する事業推進支援、プロジェクトに対する技術面・事業面での専門家の助言、WGへのプロジェクトの進捗報告、プロジェクトのモニタリング・評価結果の公表、国内外への戦略的広報・イベント開催、重点分野における技術・市場動向の調査、本基金事業の実施状況・成果の把握と経済産業省への報告等を担うものとする。ただし、本基金事業で対象とする研究開発テーマは革新的なものであり、企業等が困難な課題に挑戦した結果としての計画の未達成や途中での計画変更は当然あるものと考えらるべきであるため、開発の途中段階における進捗確認やその評価が実施者の過度の負担にならないように配慮する。

④ 経済安全保障重要技術育成プログラム事業

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）及び当該法律に基づき国が定めた方針・指針に基づき、経済安全保障の観点から、先端的な重要技術に関するニーズを踏まえたシーズを中長期的に育成するプログラムを推進する。NEDOは、国の研究開発ビジョンの達成及び研究開発構想を実現するため、PD又はプログラム・オフィサーを任命し、研究開発課題の進捗管理・評価等を行うものとする。

⑤ バイオものづくり革命推進事業

成長分野における大胆な投資の促進として、多様な原料から微生物等を介して様々な製品を創り出すバイオものづくりを対象に、実用化研究開発・実証を継続的に支援する。NEDOは、経済産業省が策定する研究開発の計画に従い、事業の進捗管理、研究開発に付随する調査・分析等、研究開発マネジメントの実施を担うものとする。なお、研究開発の推進においては、その途中段階において、研究開発目標の達成見通しを適宜確認し、必要に応じて所要の改善を行うものとする。

なお、NEDOが上記（1）から（3）の業務に積極的に取り組むとともに、組織と

しての機能強化につなげることを促すことを目的として、以下のとおり数値目標を設定する。

○数値目標 1. - 1

【目標】「基幹目標」

NEDOは、高度な研究開発マネジメントを実施し研究開発成果を得て、その成果を速やかに企業等の事業化・社会実装に繋げることを支援する役割が求められており、NEDOの研究開発マネジメントが的確に実施できていたかどうかを評価するための数値目標を設けることとする。

具体的には、当該事業年度の研究開発マネジメント活動について、外部有識者により構成される委員会において、①NEDOとして質の高い研究開発マネジメントが行われているか、②個別のプロジェクトの実情に応じた特筆すべきマネジメントの工夫やNEDOの大目的であるエネルギー・地球環境問題の解決や産業競争力の強化等に貢献する顕著な研究開発の成果につながっているか、③マネジメントの工夫が乏しく適切な研究開発マネジメントを実施していないと認められるものがないかといった観点で評価を行う。具体的には、①が適切に実施できていることを基礎として、②を加点要素、③を減点要素として評価し、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。

なお、具体的な評価方法は、経済産業省が別途定めて運用するものとする。

【重要度：高】 【困難度：高】

NEDOは、国から交付された研究開発資金（運営費交付金・基金補助金等）を他者よりも優れた高度な研究開発マネジメントを行って研究開発を成功に導き、その成果を企業等が速やかに社会実装に繋げることを支援する組織である。このため、NEDOが行った研究開発マネジメントそのものが適切であったか、成果が出ているのかを指標とすることが最も重要である。また、本数値目標は、幅広い技術分野や政策目的に応じた研究開発プロジェクト等に対して、専門的知見、人的ネットワーク、マネジメントスキル等を駆使し、個々のプロジェクトや事業者の実情に応じたマネジメントの工夫、及び事業者が創出する研究開発成果を求める困難度の高い指標である。

○数値目標 1. - 2

【目標】

NEDOが行う追跡調査の結果において、関係者が、プロジェクトの意志決定、企画、推進に重要な役割を果たしたキーパーソンとして、NEDOが選ばれた割合40%以上を目指す（第4期中長期目標期間の実績平均は、32.2%）。

NEDOは、第4期中長期目標期間中において特定公募型研究開発業務等の追加により事業規模が増し、職員1人当たりの業務が増加しているが、その中であっても高

い割合を求めることを目標とする。

NEDOは、平成26年度からPMgr制度を導入して、NEDOがより主体的にプロジェクトマネジメントを推進している。本指標は、NEDOのPMgr及びPTメンバーがプロジェクトを的確にマネジメントできていたか、それがプロジェクト実施者を含むステークホルダーにどう評価されているかを、的確に調査を行うことで測定するものである。この割合を高めることは、各プロジェクトにおけるPMgr及びPTメンバーの貢献を評価し、より質の高いマネジメントにつなげるとともに、NEDOの組織としての研究開発マネジメントの貢献を評価する指標としても適切なものである。

(4) 国際的な議論への貢献及び関係機関との連携等

世界トップレベルの産官学関係者が一堂に会して、地球温暖化問題の解決に向けたエネルギー・環境技術のイノベーションを促進する方策を議論する国際会議ICEF (Innovation for Cool Earth Forum)等の国際的な取組への貢献、先進諸国等との連携を着実に進めるものとする。

さらに、日本の技術の海外展開と海外における研究開発動向把握のため、海外の研究開発機関や政府機関との協力関係を強化する。その際には、一方的な技術流出にならないよう双方にとってWin-Winの関係となるような連携の推進を図る。

(5) 各事業における技術流出の防止

各事業の実施に当たり、技術情報流出の防止強化のため、公的研究機関等において、外国為替及び外国貿易法の遵守徹底などの安全保障貿易管理の取組の促進や、経済安全保障推進法に基づく機微な技術を適切に管理するための体制整備、研究インテグリティの確保に向けた対応が求められていることを踏まえ、そのための具体的取組内容を推進するものとする。

2. 研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援

研究開発の成果を基に、新たな市場の開拓や事業の実施を目指す研究開発型スタートアップは、イノベーションの担い手として期待されている。我が国における新産業の創出や国際競争力強化のため、NEDOは、質の高い研究開発マネジメントを担う機関として、「技術的目利き」の視点やスタートアップを取り巻く民間資金や事業会社、政府の政策・制度と連携した「技術とマネーの結節点」として、研究開発型スタートアップの成長を支援する。併せて、事業の遂行を通じて、NEDOにおけるスタートアップ向けの研究開発マネジメントの確立を目指す。加えて、スタートアップ支援に関する他機関との連携によるネットワーク構築等にも努め、我が国におけるスタートアップ・エコシステム構築の一翼を担う。

(1) イノベーション・エコシステムの形成に資する研究開発型スタートアップの育成

NEDOはこれまで、研究開発型スタートアップに対する研究開発助成等により、スタートアップの研究開発の高度化やリスクの低減に貢献しており、第4期中長期目標期間には、起業前後の概念実証から民間リスクマネーの獲得、事業化の支援に至るまで、研究開発型スタートアップを支援してきた。

第5期中長期目標期間においては、イノベーションの担い手として、革新性・機動性に富んだ研究開発型スタートアップの育成がより一層重要になってきていることに鑑み、スタートアップの研究開発に対する支援の質を一層高めていく。特に、高度な研究開発のプロジェクトマネジメントを行うプロフェッショナルとして、研究開発型スタートアップが直面する課題解決を支援し、イノベーションの担い手としての成長・企業価値向上を後押しする観点から、起業前後の概念実証への支援とともに、ベンチャーキャピタルや事業会社等と協調し、実用化開発や量産・実証開発を大規模かつシームレスに支援する。また、グローバル化を視野に入れたイノベーションの実現に向け、国外のニーズや国外規制等に対応するための研究開発・実証についても同様にシームレスに支援を行う。さらに、研究開発の高度化に加え、「スタートアップ向け研究開発マネジメント」として重要な事業開発や事業・組織の強化を促進する観点から、経営人材候補等の育成や外部からの専門人材等の参画を促す取り組み等も合わせて実施する。

(2) 関係機関とのネットワーク構築

上記のスタートアップ向け研究開発マネジメントの実施に当たっては、多様な支援策や制度を有効に活用していくことが重要であることから、官民の関係機関との連携体制の構築が不可欠である。

NEDOとして、研究開発型スタートアップを含む我が国企業が組織や業種等の壁を越えて、企業等の技術やノウハウ、人材等を組み合わせ、新たな価値を創造するオープンイノベーションの取組を促進するとともに、スタートアップ支援を行う他の公的支援機関等との連携やスタートアップに関わる専門家（士業、有識者、起業経験者等）とのネットワーク構築や支援人材の育成等の支援を強化することとする。

第5期中長期目標期間においても、新規事業に積極的な事業会社や研究開発型スタートアップへの出資に注力するベンチャーキャピタルとの関係強化を含め、引き続きこれらの取り組みを実施することにより、我が国におけるスタートアップ・エコシステムの構築に貢献する。

(3) 特定公募型研究開発業務の実施

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）

第 27 条の 2 第 1 項に規定する特定公募型研究開発業務を経済産業省等と連携して実施する。

① ディープテック・スタートアップ支援事業

スタートアップの事業成長のための資金供給の強化と事業展開を推進するため、革新的な技術を有し、社会課題解決に資するディープテック⁴分野のスタートアップが行う実用化研究開発、量産化実証、海外技術実証等を支援する。

また、NEDOが2.(1)から(3)の業務に積極的に取り組むとともに、組織としての機能強化につなげることを促すため、以下のとおり数値目標を設定する。

○数値目標 2. - 1

【目標】「基幹目標」

NEDOのスタートアップに対する研究開発マネジメントが的確に実施できていたかどうかについて評価するための数値目標を設けることとする。

当該事業年度の研究開発マネジメント活動について、外部有識者により構成される委員会において、①スタートアップの発掘、資金提供、ソフト支援及び事業会社との連携等、社会課題解決に資するスタートアップの育成のための質の高いマネジメントが行われているか、②個々のスタートアップの実情に応じた特筆すべきマネジメントの工夫を通じて、アウトカムとして、支援したスタートアップが成果を挙げ、外部資金の獲得や株式上場（IPO）等の成長につながっているかの観点で評価する。具体的には、①が適切に実施できていることを基礎として、②を加算要素として評価し、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。

なお、具体的な評価方法は、経済産業省が別途定めて運用するものとする。

【重要度：高】 【困難度：高】

NEDOは、国から交付された研究開発資金（運営費交付金・基金補助金等）を他者よりも優れた研究開発型スタートアップの育成に係る研究開発マネジメントを行ってスタートアップの成長を支援する組織である。このため、NEDOが行った研究開発マネジメントそのものが適切であったか、成果が出ているのかを指標とすることがもともと重要と考えられる。本数値指標は、リスクの高い研究開発を行いながら新規性のある事業を志向し急成長を図るが故に、将来の事業性の判断が極めて困難な研究開発型スタートアップに対して、民間資金等と連携した適切な伴走支援の提供や、多段

⁴ 「ディープテック」は、主として以下のような技術を指す用語

- ・ 大学や研究機関、事業会社の研究開発から生まれた革新的な技術であること。対象技術分野は、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等の幅広い分野が入るもの。
- ・ 商業化までに長期的かつ多額の研究開発投資や設備投資を要するもの。
- ・ 社会課題（特に中長期的な社会課題）の解決に貢献するもの。

階選抜方式による段階的支援、個々のニーズに応じたマッチング等の機会の創出等を適時組み合わせ、高度かつきめ細やかなマネジメントを実施することを求める困難度の高い指標である。

○数値目標 2. - 2

【目標】

NEDOが行うスタートアップの追跡調査の結果で関係者が、NEDO担当者の対応に「満足している」「非常に満足している」と回答した率 85%以上、かつ「非常に満足している」と回答した率 35%以上を目指す（第4期中長期目標期間中における実績値：「満足している」及び「非常に満足している」87.0%、「非常に満足している」34.8%）。

NEDOは、第4期中長期目標期間中において特定公募型研究開発業務等の追加により事業規模が増し、職員1人当たりの業務が増加しているが、その中であっても同レベル以上の割合を求める。

NEDOは、起業時の支援やベンチャーキャピタルと連携した研究開発支援、さらに、事業会社との連携支援を行うことによって研究開発型スタートアップの成長を支援している。本指標は、NEDOの担当者がスタートアップに対して伴走型のきめ細かな支援が実行できているか、ステークホルダーであるスタートアップにどのように評価されているかを直接測定するものである。この割合を高めることは、NEDOの貢献を評価し、より質の高いマネジメントにつなげるとともに、NEDOの組織としての研究開発マネジメントによるスタートアップの成長支援に貢献できているか評価する指標として適切なものである。

（4）その他の取組

NEDOの各種事業に積極的に「中堅企業・中小企業・スタートアップ」を参画させていくことを目的に第4期中長期目標において、NEDO全体として毎事業年度の新規採択額に占める中堅企業・中小企業・スタートアップの割合 20%以上とする数値目標を設定していたところ、第5期中長期目標においては、これを 30%に引き上げ努力目標として運用することにより、NEDO事業に中堅企業・中小企業・スタートアップの参画を促すこととする。

3. 政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積

（1）政策立案・研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンス機能

TSCを中心として、国内外の有望技術・先端技術と社会課題・市場課題の動向に関する情報を収集・把握と同時に技術革新がもたらす将来の国内外市場を分析し、その成果を政策当局に政策エビデンスとして提供する。さらに、企業等による迅速な社会

実装に向けたイノベーション・エコシステムの構築やグローバル市場の早期獲得につなげるための政策立案に貢献するものとする。

そのために、国内外における革新的な技術の探索、その技術を実用化するまでのボトルネックの見極め、将来の国内外の市場に及ぼすインパクトの予測及びこれら分析に基づく政策エビデンスの提供に関する機能及び能力の向上に取り組む。その際、特許庁の技術動向調査等行政機関が実施する調査研究からの技術動向の把握、最新の科学技術情報を持つ研究機関等との連携強化及び国内外における研究者のみならず企業、金融機関、起業家、投資家等と議論を交わしながら、問題意識の共有やニーズの掘り起こしを行い研究者、技術者等とのネットワーク構築に取り組むものとする。また、国だけではなく民間企業におけるイノベーション促進にも資する活動の成果の積極的な発信とフィードバックに基づく質的向上を目指す。

政策エビデンスを提供する活動の一つとして、T S Cは「技術戦略」の策定を通じ、多様なニーズに対応したタイムリーな技術インテリジェンスの提供及び将来の技術課題の提示を行う。「技術戦略」は、原則これら国内外の技術情報の収集・分析の成果を踏まえた、技術革新がもたらす将来の国内外市場の分析及び産学官の連携等によりその市場獲得につなげるための施策（研究開発プロジェクト構想を含む）の方向性からなるものとする。また、必要に応じて政策動向も勘案した政策当局との議論を通じ、技術分野毎に企業が抱える共通の課題や技術領域を抽出することにより、産学官連携やスタートアップ企業等による課題解決に向けた取組を促進する。「技術戦略」の策定においては、内容の客観性を担保するため、情報の取扱及び情報の陳腐化に注意しつつ、策定途中の案の取りまとめの方向性について複数の外部専門家から意見を聞くものとする。また、知財・標準については、事業成果の社会実装のための重要な取組と位置付け、個々の技術戦略の必須の検討事項とする。

さらに、社会課題の解決とともにグローバル市場獲得に向け、海外事務所も最大限活用したグローバルな最先端技術動向や知財・標準化動向、市場動向の調査・分析を行うなど、T S Cの技術情報収集・分析に関する機能強化及び政策エビデンス提供能力の向上のための体制強化に取り組むとともに、N E D O事業推進部の職員を必要に応じて関与させる仕組みを導入する。

加えて、統合イノベーション戦略 2022 で指摘されているように、近年、科学技術・イノベーションが激化する国家間の覇権争いの中核を占めている中、安全・安心な社会の構築の観点から、昨今の情勢変化によるリスクの拡大も含め攻撃が多様化・高度化するサイバー空間におけるセキュリティの確保、新たな生物学的な脅威への対応、宇宙・海洋分野等の安全・安心への脅威への対応、また、これらの領域を横断するリスク・脅威・危機への対応としても先端技術への期待が極めて高まっている。我が国の科学技術の現状の情報収集、客観的根拠に基づく先端技術の進展予測、国内外の科学技術の動向把握など先進技術について技術情報の収集・分析を行うことが重要である。

さらに、N E D Oの技術インテリジェンス能力の向上を図るため、N E D Oでまとめた技術インテリジェンス情報について、様々な分野における技術情報を有する企業・

大学・国立研究開発法人・スタートアップ企業等の研究者と議論を深め、積極的にセミナー等による情報発信を推進する。

(2) イノベーションシーズの創出による政策立案等への貢献

新たな産業の創出を目指す課題等の解決に向け、従来の発想に依らない革新的かつインパクトある技術シーズを発掘・育成するため、産学連携による先導研究プログラムを推進する。これらの成果をイノベーションシーズとして、ナショナルプロジェクトの立ち上げや、より早い社会実装に結び付く共同研究等に繋げるものとする。

先導研究の実施に当たっては、情報提供依頼（RFI）により得た技術情報や政策ニーズに基づく情報も踏まえてTSCが取りまとめた技術インテリジェンスを活用し、将来における新産業創出や社会課題の解決に資する革新的な技術を対象とする。

また、技術課題や社会課題の解決に向け、多様なアイデアを取り込むため、コンテスト形式による懸賞金型の研究開発方式を導入し、我が国の新産業創出に向けて課題の解決に資するシーズを発掘する。

NEDOが技術インテリジェンスの向上に積極的に取り組むことを促すため、以下の数値目標を掲げ、その達成状況を評価するものとする。

○数値目標 3. - 1

【目標】「基幹目標」

TSCを中心として、国内外の研究開発動向に関する情報を収集・分析し、成果を政策遂行のためのエビデンスとして政策当局に提供するとともに、成果を発信していくことが期待される。一連の活動は高い専門性が求められること、活動の成果の定量的な把握が困難な場合もあることから、活動全体に対する総合的な評価を実施し、その評点を目標として設定する。

具体的には、外部有識者により構成される委員会において、①内外の技術情報の収集・分析、②政策エビデンスの提供、③活動の成果の発信の3つの観点で、策定した資料の政策文書への引用数、施策立案等に活用された技術戦略の数等の定量指標も用いながら評価し、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。

なお、具体的な評価方法は、経済産業省が別途定めて運用するものとする。

【重要度：高】、【困難度：高】

TSCには、最新の研究開発動向やグローバル市場獲得に向けた展望を把握した上で、国内外の有望技術の発掘や中長期の研究開発動向・分析により、産業構造全体を包括した政策エビデンスの提供が求められている。また、民間企業が研究開発費の多く

を短期的研究に振り向ける傾向がある中、研究開発、グローバル市場獲得・開拓までを通じたイノベーションシステムの構築や、国として取り組むべき「戦略分野」の見極めを行ったうえで、中長期的な研究開発を支援していくことが求められている。このため、NEDOの技術インテリジェンス機能の向上は、その戦略分野の見極めを行う役割と同時に産業技術政策を遂行する上で重要かつ優先度が高い取組であり、本目標の重要度は高とする。

なお、こうした活動には、国内外の様々な機関において実施された調査研究等も活用しつつ情報収集・分析を進めるだけでなく、研究論文・特許調査や国内外の多数の研究者や技術分野の専門家との直接対話等を行うことで、その技術的内容を理解し、必要な情報を整理・蓄積・活用できるよう多様な技術ベンチマークを整理することが必要。また、政策エビデンスの提供にあたっては、有望技術についての社会課題・市場課題の動向把握・分析を産官学関係者の意見を踏まえつつ取りまとめることが必要である。これらの一連の作業を実施したうえで、中長期的な視点に立った情報収集・分析による技術インテリジェンス機能強化と蓄積、その成果としての政策エビデンスの提供は、相当の困難性が伴うため、本目標の困難度は高とする。

○数値目標 3. - 2

【目標】

NEDOが行う技術インテリジェンス活動から得た技術シーズについて、新技術先導研究プログラムの課題として実施したテーマの終了時評価結果が、4段階評点の最上位または上位の区分となる比率40%以上を目指す（第4期中長期目標期間における実績平均：40.6%）。

NEDOは、技術インテリジェンス活動から得た社会課題の解決に向けた技術シーズについて、新技術先導研究プログラムの課題を設定して、広く先導研究事業者を公募して先導研究を実施している。本指標は、NEDOの技術インテリジェンス活動によって得た技術シーズについて、事業者の先導研究終了時における評価結果を通じて、その技術シーズの社会実装実現性や波及効果等を評価することにより、NEDOの技術インテリジェンス活動が適切であったかを判断するものである。この割合を高めることは、単にNEDOの技術インテリジェンス活動の結果を評価するだけでなく、より質の高い技術インテリジェンス活動に繋げる指標としても適切なものである。

IV. 基金事業の適切な管理・執行

NEDOの中長期目標期間を超えて長期間実施される基金事業である特定公募型研究開発業務、特定半導体生産施設整備等助成業務及び特定重要物資の安定供給確保支援業務については、基金額の適切な管理・運用、助成金の申請手続き等の効率化・迅速化及び支援事業者管理等を適切に行った上で管理・執行することが求められる。

このため、基金事業に該当する以下の事業・業務について、管理・執行にあたっての共通の指標を設けることにより、基金の管理・執行面の評価を一体的に行うものとする。

- ① ムーンショット型研究開発事業（再掲）
- ② ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業（再掲）
- ③ グリーンイノベーション基金事業（再掲）
- ④ 経済安全保障重要技術育成プログラム事業（再掲）
- ⑤ バイオものづくり革命推進事業（再掲）
- ⑥ ディープテック・スタートアップ支援事業（再掲）
- ⑦ 特定半導体生産施設整備等助成業務

NEDOは、経済産業省と緊密に連携し、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号）第29条等の規定に基づき、基金を設置して同法の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対して助成金の交付を行い、また、認定事業者に対して貸付けを行う金融機関への利子補給金の支給の業務を行う。

⑧ 特定重要物資の安定供給確保支援業務

経済安全保障推進法第42条第2項の規定に基づき、経済産業大臣から安定供給確保支援独立行政法人としてNEDOが指定されたことを踏まえ、当該指定に係る特定重要物資の安定供給確保支援業務を行うことにより、経済安全保障の観点から当該特定重要物資のサプライチェーンの強靱化に寄与していくものとする。

NEDOは経済産業省と密接に連携し、経済安全保障推進法に基づき、安定供給確保に取り組む事業者に対し、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号）第16条の6に規定する安定供給確保支援基金を設置し、安定供給確保支援業務を行う。

○数値目標4. - 1

【目標】「基幹目標」

銀行等への預け入れや基金の運用面での工夫、体制整備等の基金管理のための取り組み及び電子化等申請手続の効率化・迅速化、機微情報の管理、不正対策等基金事業の審査のための取り組み等について、外部有識者により構成される委員会において総合評価を行う。

具体的には、外部有識者により構成される委員会において、①基金管理、②審査業務が適切に実行されているかを評価し、特筆すべき政策的要請による取組であることや他の取組への相乗効果が期待できる工夫をしていることなどが確認できた場合には、

加点を行うなどして評価し、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。

なお、具体的な評価方法は、経済産業省が別途定めて運用するものとする。

【重要度：高】、【困難度：高】

NEDOの基礎的な財務・事業規模（年間1,500億円程度で推移）と比して、格段に大規模な基金について、中長期目標期間を超えて長期間にわたって適切に管理・運営することが必要であり、数値指標として重要かつ困難なものである。

V. 業務運営の効率化に関する事項

1. 柔軟で効率的な業務推進体制

(1) 業務の効率化

第5期中長期目標期間中、一般管理費（人件費を除く）及び業務経費（特殊要因を除く）の合計について、新規に追加されるものや拡充される分及びその他所要額計上を必要とする経費を除き、令和4年度を基準として、毎年度平均で前年度比1.10%以上の効率化を行うものとする。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から1.10%以上の効率化を図るものとする。

また、総人件費については、政府の方針に従い、必要な措置を講じるものとする。

さらに、給与水準については、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程、俸給表及び総人件費を引き続き公表するとともに、国民に対して納得が得られるよう説明するものとする。また、給与水準の検証を行い、これを踏まえ必要な措置を講じることにより、給与水準の適正化に取り組み、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、既往の政府の方針等を踏まえ、組織体制の合理化を図るため、実施プロジェクトの重点化を図るなど、引き続き必要な措置を講じるものとする。

(2) 機動的・効率的な組織・人員体制

関連する政策や技術動向の変化、業務の進捗状況に応じ、機動的かつ効率的な人員配置を行うものとする。また、その際、人員及び財源の有効利用により組織の肥大化の防止及び支出の増加の抑制を図るため、事務及び事業の見直しに努めるものとする。新たな業務を追加する場合は、その業務の規模や特性に応じて必要な組織・人員体制等の整備に努めるものとする。

さらに、常に時代の要請に対応した組織に再編を行い、本部、国内支部、海外事務所についても、戦略的・機動的に見直しを行うものとする。

なお、平成30年度補正予算以降、独立行政法人の中長期目標期間を超えた長期的な課題に取り組むため、特定公募型研究開発業務、特定半導体生産施設整備等助成

業務及び特定重要物資の安定供給確保支援業務は基金化され、中長期目標期間5年間の期間に留まらない、より長期間の業務であることに加えて、基金規模は総額約5.7兆円規模に達しており、年間約1,500億円で推移している運営費交付金予算を遙かに超える事業規模となっているところである。このため、運営費交付金による業務に加えて、基金業務を同時並行的に対処していくためには、業務に必要な人員確保が極めて重要となる。第5期中長期目標期間の5年間は、基金業務の事業進捗が見込まれ、NEDOによる人的な体制整備がその事業進捗の鍵を握ることになるため、基金事業の執行に係る体制整備については、難易度の高い業務推進体制の構築と位置付けることとする。

これらの機動的・効率的な組織・人員体制の構築については、理事長のトップマネジメントの下で行うものとする。

(3) 外部能力の活用

費用対効果、専門性等の観点から、NEDO自ら実施すべき業務、外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務を精査し、外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務については、外部委託を活用するものとする。

なお、外部委託を活用する際には、NEDOの各種制度の利用者の利便性の確保に最大限配慮するものとする。

2. 組織の根幹を支える固有職員及びPMgr人材の育成

環境の変化や時代の要請に応じた機動的かつ柔軟な組織の運営を目指し、組織の根幹を支える固有職員の育成を推進する。研究開発マネジメントをはじめとして、各部署での業務高度化・効率化に必要となる専門性の向上を念頭に置き、適切に人材の育成を行うとともに、こうした個人の能力、適性及び実績を踏まえた適切な人員配置を行う。育成にあたっては、OJTを中心に業務遂行能力を向上させつつ、研修や外部出向、留学などの育成支援を行うものとする。さらに、NEDO職員の外部機関への派遣も含め、PMgrやマネジメント人材の育成に努め、NEDOのマネジメント能力の底上げを図る。

また、民間企業や大学等の研究開発における中核的人材として活躍しイノベーションの実現に貢献するPMgr人材が不足しており、その育成を図ることが急務である。このため、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第24条第1項の規定に基づきNEDOが策定した人材活用等に関する方針の下、将来のPMgr人材の候補を採用して多様な実践経験を積ませることや、利益相反に配慮しつつ民間企業・大学・NEDOを含む研究開発法人においてすでに研究開発マネジメントの実績を有する人材を積極登用するなど、PMgr人材のキャリアパスの確立に貢献するものとするとともに、政策当局と連携し、政策担当者を含む成果の社会実装をリードする人材の育成に貢献する。

なお、外部人材の登用等に当たっては、利益相反排除を徹底する等、透明性の確保に努める。

これらの組織の根幹を支える人材育成については、理事長のトップマネジメントの下で行うものとする。

3. デジタル・トランスフォーメーションに係る取組の強化

デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、投資対効果を精査した上で情報システムの適切な整備及び管理を行うこととし、Portfolio Management Office（PMO）は、Project Management Office（PJMO）が行う情報システムの整備及び管理の実務を支援する。

デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進等により事務手続きの一層の簡素化・迅速化を図るとともに、情報システムの利用者に対する利便性向上（操作性、機能性等の改善を含む。）やデータの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。NEDO及び事業者等の双方で利用するシステムについて、継続的に見直しを行い業務効率化に向けた改善を図る。また、利便性向上とセキュリティの確保を両立できる情報基盤サービスの調達を実施し、引き続き、オフィス勤務とテレワークが混在する多様な働き方を支え、業務の効率化を図るものとする。クラウドサービスを引き続き、効果的に活用する。

上記の取組に関連した指標は、PMOの支援実績、クラウドサービスの活用実績、業務プロセスのデジタル化の実績とする。

4. 積極的な広報の推進

産業界を含め、国民全般に対し、NEDOの取組や、それにより得られた具体的な研究開発成果の情報発信を図り、また、NEDOがこれまで実施してきた研究開発マネジメントに係る成功事例を積極的にPRするなど、国内外に向けた幅広いソリューションの提供を行うものとする。

5. 公正な業務執行とアカウントビリティの向上

(1) 外部評価活用と自己改革の徹底

事業の適正な評価を行い、不断の業務改善を行うこととする。また、評価に当たってはNEDO外部の専門家・有識者を活用するなど適切な体制を構築するものとする。その際、必要性、効率性、有効性の観点にも留意しながら適切に評価し、その後の事業改善へ向けてのフィードバックを適正に行うものとする。

(2) 適切な調達の実施

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、引き続き、外部有識者等からなる契約監視委員会を開催することにより契約状況の点検を徹底するとともに、2 か年以上連続して一者応札となった全ての案件を対象とした改善の取組を実施するなど、契約の公正性、透明性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

VI. 財務内容の改善に関する事項

1. 財務運営の適正化

第 5 期中長期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。

独立行政法人会計基準（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、平成 30 年 9 月 3 日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位として業務ごとに予算と実績を管理する。

また、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。

なお、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行う。

2. 繰越欠損金の減少

基盤技術研究促進事業については、管理費の低減化に努めるとともに、資金回収を図り、繰越欠損金の着実な減少に努めるものとする。また、技術開発成果の事業化・売上等の状況把握と回収可能性の見極めを行った上で、本事業の取り扱いについて第 5 期中長期目標期間中に目途をつけるものとする。

基盤技術研究促進勘定において、保有有価証券に係る政府出資金については、上記検討を踏まえ、順次、国庫納付を行うこととする。

3. 自己収入の増加へ向けた取組

独立行政法人化することによって可能となった事業遂行の自由度を最大限に活用し、国以外から自主的かつ柔軟に自己収入を確保していくことが重要である。

このため、補助金適正化法における研究設備の使用の弾力化、成果把握の促進による収益納付制度の活用など、自己収入の増加に向けた検討を行うとともに、自己収入の獲得に引き続き努めるものとする。

4. 運営費交付金の適切な執行に向けた取組

第4期中長期目標期間においては、海外実証事業における外国政府機関等に起因する遅延や、新型コロナウイルス感染症の流行による影響等から運営費交付金債務が発生しているところ、第5期中長期目標期間においては、各年度において適切な予算執行を行うことにより、運営費交付金債務の不要な発生を抑制する。

VII. その他業務運営に関する重要事項

上記のほか、NEDOの運営を一層効率的かつ効果的にするとともに、適切な運営の確保に向けた取組を以下のとおり行うものとする。

1. 法令遵守等内部統制の充実及びコンプライアンスの推進

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）を踏まえ、内部統制・リスク管理推進規程を整備し、当該規程に基づく、「内部統制の推進に関する基本方針」の策定、内部統制・リスク管理推進委員会の設置を行い、同委員会で毎年度審議、策定する「行動計画」に基づき、引き続き、着実に推進するものとする。また、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう、更なる充実を図るものとする。コンプライアンスについては、今後更なる徹底を図るべく、法令遵守、法人倫理等のコンプライアンス意識向上のため、職員研修や啓発活動等を引き続き推進するものとする。

監査については、独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、内部において業務監査や会計監査を毎年度必ず実施するものとする。

不正事案への対処については、NEDOの活動全体の信頼性を確保する上で極めて重要である。公益通報等に対して適切に対応するとともに、研修等による職員の能力向上、社会情勢や過去の不正事案を踏まえた検査の実施などにより、NEDOの活動全体の信頼性確保につなげる。

2. 情報セキュリティ対策等の徹底

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な強度を確保するとともに、アフターコロナ下の新しい働き方におけるセキュリティ対策を確実にを行うことにより、業務の安全性、信頼性を確保するものとする。

また、平成28年度から継続している情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際認証であるISO/IEC27001を維持し、情報セキュリティ対策の一層の強化を図るものとする。

3. 情報公開・個人情報保護の推進

適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、適切かつ積極的に情報の公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進するものとする。具体的には、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年 12 月 5 日法律第 140 号）及び「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行うものとする。

以 上

(別紙) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構における評価軸

評価項目	評価軸	関連する評価指標、モニタリング指標
1. 研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献	○ NEDOとして質の高い研究開発マネジメントが行われているか。	・ 当該年度の研究開発マネジメント活動について、外部有識者により構成される委員会における総合評価の評点(評価指標)
	○ NEDOのPMgr及びPTメンバーが研究開発マネジメントを的確に実施していたか。	・ 追跡調査結果で事業者が「NEDO担当者が重要な役割を果たした」と回答した率(評価指標)
2. 研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援	○ NEDOとして質の高い研究開発マネジメントが行われているか。	・ 当該年度の研究開発マネジメント活動について、外部有識者により構成される委員会における総合評価の評点(評価指標)
	○ NEDO担当者がスタートアップに対して研究開発マネジメントを的確に実施していたか。	・ 追跡調査結果で事業者が「NEDO担当者の対応に非常に満足している」と回答した率(評価指標)
	○ NEDO全体として、中堅企業・中小企業・スタートアップのNEDO事業への参画が行われているか。	・ 毎事業年度における新規採択額に占める中堅企業・中小企業・スタートアップの比率(モニタリング指標)
3. 政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積	○ 政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積が行われているか。	・ 当該年度の技術インテリジェンス活動について、外部有識者により構成される委員会における総合評価の評点(評価指標)
	○ 技術インテリジェンス活動から得た技術シーズは、実現可能性や波及効果等を確認できる研究開発テーマに繋がったか。	・ NEDOが行う技術インテリジェンス活動から得た技術シーズを踏まえ新技術先導研究プログラムの課題として実施したテーマに係る外部有識者による終了時評価結果が上位の区分となる比率(評価指標)
4. 基金事業の適切な管理・執行	○ 基金事業の適切な管理・執行が行われているか。	・ 基金管理、審査業務が適切に実行されているか、特筆すべき政策的要請による取組であること、または、他の取組への相乗効果が期待できる工夫をしているか等について、外部有識者により構成される委員会における総合評価の評点(評価指標)

(注) 上記に加え、必要な詳細事項については中長期計画において定めるものとする。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に係る政策体系

○国の政策：国家戦略等の政府方針

2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略、第6次エネルギー基本計画、クリーンエネルギー戦略中間整理、統合イノベーション戦略2022、スタートアップ育成5か年計画 等

○法人固有の目的及び業務（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法 第4条抜粋）

非化石エネルギー・可燃性天然ガス及び石炭に関する技術並びにエネルギー使用合理化のための技術並びに鉱工業の技術に関し、民間の能力を活用して行う研究開発、民間において行われる研究開発の促進、これらの技術の利用の促進等の業務を国際的に協調し総合的に行う。



○第5期中長期目標期間（令和5年度から令和9年度）におけるNEDOのミッション

産業技術政策等の実施機関として、高度な「研究開発マネジメント」により、国の研究開発を成功に導き、その成果を企業等が速やかに事業化・社会実装に繋げるイノベーションを支援。エネルギー・地球環境問題の解決や産業技術力の強化に貢献する。



研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献

- エネルギー・環境分野、産業技術分野に関する研究開発を成功に導き、その成果の事業化や社会実装につなげるイノベーションを促す研究開発マネジメントを抜本的に強化。

研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援

- NEDOが技術と資金の結節点となり、スタートアップに即した研究開発マネジメントを支援。
- 研究開発プロジェクトを成功に導くとともに、研究開発型スタートアップ（ディープテック・スタートアップ）の経営・事業支援を行い、その飛躍的成長によるイノベーション創出を促進。

政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積

- 産学官組織との連携や先を見据えた中長期技術戦略の策定を踏まえ、グローバル支援で最新の技術動向や市場展望を把握し、NEDOの研究開発マネジメントや政策立案に貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積・活用に取り組む。

(使命)

産業技術政策等の実施機関として、高度な「研究開発マネジメント」により、国の研究開発を成功に導き、その成果を企業等が速やかに事業化・社会実装に繋げるイノベーションを支援。エネルギー・地球環境問題の解決や産業技術力の強化に貢献する。

(現状・課題)

◆強み

- ・エネルギー・環境、産業技術分野における高い知見
- ・研究開発に関連する知識・情報・人脈を活用した産学官関係者によるプロジェクトマネジメント

◆弱み・課題

- ・組織の根幹をなすプロパー職員の比率の低さ(約3割)
- ・急増する基金事業に対応するための組織・人員体制の整備

(環境変化)

- 2050年カーボンニュートラルの実現
- グリーントランスフォーメーション(GX)の取組強化
- 科学技術・イノベーションの抜本拡充
- 5年10倍増を目指すスタートアップ政策
- 上記の政策課題を踏まえ、大規模かつ長期的な支援を実施する複数基金事業の実施

(中長期目標)

- 高度な研究開発マネジメントの実施による成果創出とその成果の企業等による事業化・社会実装(イノベーション)の実現を支援
 - ・研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献
 - ・研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援
- 上記の活動を支える技術インテリジェンスの蓄積・活用、国への政策エビデンスの提供
- 中長期目標期間を超えて運用する基金事業の資金管理

独立行政法人 日本貿易振興機構
第六期中期目標

令和5年●月

經濟産業省

独立行政法人日本貿易振興機構 第六期中期目標 目次

1. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	1
2. 中期目標の期間	2
3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	2
(1) 資本・技術・人材が国内外で循環するエコシステムの形成・強化	3
① 対日直接投資や協業・連携等の促進	3
② 日本のスタートアップの海外展開の促進	8
③ 高度外国人材の活躍推進	11
(2) 農林水産物・食品の世界市場展開の促進	13
(3) 中堅・中小企業など日本企業の海外展開支援	16
(4) 日本企業の海外展開・通商政策における共通課題等への対応	19
4. 業務運営の効率化に関する事項	26
(1) 業務改善の取組	26
(2) デジタル技術の活用によるサービスの高度化、業務運営の効率化	28
5. 財務内容の改善に関する事項	29
(1) 自己収入拡大への取組	29
(2) 運営費交付金の適切な執行に向けた取組	30
(3) 保有資産の見直し	30
(4) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等	30
6. その他業務運営に関する重要事項	30
(1) 内部統制	30
(2) 経済安全保障への対応	31
(3) 情報セキュリティの確保	31
(4) 人材育成や人材の多様化	31
(5) 働き方改革の推進	32
(6) 安全管理	32
(7) 顧客サービスの向上	32
(8) 法人の長のトップマネジメントの促進	32

別添 政策体系図

※3. (1)～(4)の各項目を「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）に基づき「一定の事業等のまとめり」として扱う。

1. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

<日本貿易振興機構の使命>

日本貿易振興機構は、独立行政法人日本貿易振興機構法第三条にあるとおり、我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、これらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的としている。

<日本貿易振興機構の現状及び取り組むべき課題>

日本貿易振興機構はこれまで、対日直接投資の促進、農林水産物・食品の輸出促進、日本企業の海外展開支援、我が国企業活動や通商政策等への貢献等を中期目標の柱とし、第五期中期目標（平成31年度～令和4年度）では、新たにスタートアップの海外展開支援等を通じたイノベーション創出に向けた取組を目標にするなど、社会経済情勢の変化に応じてその役割と事業を見直しながら、我が国の貿易と投資の促進に資する事業を総合的に実施してきた。これらを通じて、日本貿易振興機構は、国内外企業のビジネス活動に関する高い専門性や長年蓄積されたデータ・ノウハウを有するほか、世界55カ国76拠点における海外事務所のネットワークを活かし、政府の外交活動への貢献、政情不安地域等における情報収集・発信、諸外国政府への働きかけ等、多様な役割を果たしてきた。他方で、今後、経済・社会情勢等の変化に応じて、グリーン・人権・経済安全保障等の新たに重要性を増した政策課題への対応や、現地企業・政府等とのネットワークの拡大及び関係強化、日本経済や対外経済政策への更なる貢献が求められている。

<日本貿易振興機構を取り巻く環境の変化>

我が国の経済・社会を取り巻く環境の変化に目を向けると、日本において人口減少・少子高齢化という経済社会構造上の課題が深刻化する一方、海外では新興国・途上国を中心に人口増加や経済成長が進んでおり、こうした海外の経済活力や市場を取り込み日本経済の成長につなげていく重要性が増している。

日本企業の海外展開は、一定程度進展してきた一方、更なる事業拡大や海外展開に取り組む事業者の裾野の一層の拡大が課題となっている。加えて、デジタル化等の産業構造変化により国境を越える高度人材の獲得競争が世界的に活発化する中、日本企業による優秀な外国人材の獲得は更に難しくなっている。日本はGDPに占める対内直接投資残高の割合が世界最低水準にあり、海外資本の更なる活用のポテンシャルは依然として大きい。

また、世界では、経済安全保障を事由とした自国中心主義が広まるなど多極化が進むとともに、新型コロナウイルスの感染拡大やロシアによるウクライナ侵攻により世界経済全体が大きな影響を受け、これまでの国際経済秩序の前提が揺らぎつつある。そうした中、グローバルなサプライチェーンの脆弱性や、一部の国・地域への依存リスクが顕在化する中、各国が戦略物資の確保や重要技術の獲得に向けた政策を進めている。さらに、先進国を中心に、環境や人権といった人類の共通価値の実現のため企業活動の変革を促す取組が活性化している中、グローバルサプライチェーンにおいて日本企業が不利な立場に置かれ

るリスクも生じている。

こうした中、政府の成長戦略である「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及びそのフォローアップ（令和4年6月閣議決定）では、対日直接投資の促進、協業・連携の促進、スタートアップの海外展開支援、高度外国人材の活躍推進、越境 EC の活用等による中堅・中小企業の海外展開支援等について、日本貿易振興機構が施策や役割を担うことが明記されている。また、改正輸出促進法（令和4年5月25日公布）において、日本貿易振興機構と認定農林水産物・食品輸出促進団体の協力に係る努力義務規定が措置され、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和4年6月改訂）では、輸出先国・地域における支援体制の強化や認定輸出促進団体等と連携した農林水産物・食品の輸出拡大について、日本貿易振興機構が役割を担うことが明記されている。

<第六期中期目標期間における日本貿易振興機構の役割>

こうした経済・社会情勢の変化や政府の成長戦略等を踏まえ、かつ長期的視点に立ち、第六期中期目標においては、日本貿易振興機構を、経済産業省の政策体系のうち、「対外経済政策」における「国際交渉・連携」、「海外市場開拓支援・対内投資」の各施策、「経済産業」における「新陳代謝」の施策、「中小企業・地域経済」等の政策のうち貿易・投資の促進に関わる施策を実施するとともに、現場で培った知見を踏まえて政策提言を行う役割を担う機関として位置付ける。

こうした役割を果たす上で、引き続き国内外の政府・地方自治体・貿易振興機構・研究機関・民間企業・商工団体等と連携し、これらの外部機関のリソースやノウハウを活用しながら取組の相乗効果を高めるとともに、デジタル技術を活用しサービスの高度化及び事業の効率化を進めながら、日本の貿易投資振興を通じて、日本経済の成長及び競争力の強化に貢献していく。

2. 中期目標の期間

中期目標の期間は、2023年4月1日から2027年3月31日までの4年とする。

3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

日本貿易振興機構が、前述の役割を果たして、政府の成長戦略を実現し、日本経済が更なる成長を遂げられるよう、第6期中期目標期間においては、（1）資本・技術・人材が国内外で循環するエコシステムの形成・強化、（2）農林水産物・食品の世界市場展開の促進、（3）中堅・中小企業など日本企業の海外展開支援、（4）日本企業の海外展開・通商政策における共通課題等への対応の4つを柱として、以下の方針で事業を実施していく。その際、国内外の関係機関と積極的に連携し、これらのリソースやノウハウを活用しながら取組の相乗効果を高めるとともに、デジタル技術を活用しサービスの高度化及び事

業の効率化を図りながら、高い政策効果を実現し、日本経済の成長と競争力強化に貢献していく。

(1) 資本・技術・人材が国内外で循環するエコシステムの形成・強化

海外現地と国内のイノベーション・エコシステムの接続を強化し、資本・技術・人材が国内外で双方向に循環するエコシステムを形成・強化することにより、日本経済の成長及び競争力の強化に貢献する。具体的には、対日直接投資の促進、日本企業と海外企業との協業・連携の促進、日本のスタートアップの海外展開の支援において、量的拡大に加えより質の高い案件の創出を行うとともに、国内外の日本企業における高度外国人材の活躍推進に向けた取組を強化する。

① 対日直接投資や協業・連携等の促進

対日直接投資は、海外から高度な人材・技術・豊富な資金を呼び込むことでイノベーション創出や海外経済の活力の取り込みにつながり、日本経済全体の成長や地域経済の活性化に貢献するものである。デジタル・グリーン等の分野で新たな市場が創出される中、日本がグローバルバリューチェーンの重要な核であり続け、「対日直接投資促進戦略」で定めた「2030年における対内直接投資残高 80兆円」という政府目標の達成に貢献するため、政府・地方自治体及び関係機関がそれぞれの役割に応じて投資環境の整備や外国企業誘致等に取り組む必要がある。

日本貿易振興機構は、我が国の政府機関における対日直接投資の中核機関として、政府の「対日直接投資推進会議」での議論を踏まえつつ、関係機関と連携し、誘致戦略の策定、外国政府、企業等へのプロモーション活動を推進するとともに、スタートアップをはじめとする有望な外国企業・プロジェクトの発掘、国内外企業やアカデミア、関係機関等とのマッチング機会の提供等により、外国企業誘致や協業・連携促進に資する支援を行う。特に、経済安全保障にも留意しつつ、対日直接投資のもたらす多様な効果に照らし、イノベーション創出に資する対日直接投資を重点的に推進することで、海外からの資金や革新的技術・ノウハウ等を受け入れ「対日直接投資促進戦略」で掲げられた、「イノベーション・エコシステム」の形成・拡大等への貢献を通じ、対内直接投資残高の倍増目標にも寄与していく。加えて、地域経済の活性化に資する対日直接投資の重点的な支援や、日本に進出した外国企業の更なる国内展開に向けた活動も積極的に行っていく。なお、日本貿易振興機構が支援した事業者の経済効果の検証も行っていく。具体的には、以下の取組を推進する。

(関係機関との連携、イノベーション創出と地域経済活性化の推進)

日本貿易振興機構が長年培ってきた対日直接投資促進業務の経験とノウハウ、国内外ネットワークを活用しながら、海外における攻めの誘致活動を展開し、ワンストップで外国企業の拠点設立・事業拡大を支援する。

特に、デジタル化、グリーン社会の実現等のポストコロナに向けた国際的な社会の変革、国内における人手不足の問題や地域における社会課題の増加等の社会環境の変化に

対応するとともに、より持続的な日本経済社会の発展に貢献していく。そのためには、目標期間中における政府の政策ニーズや国内外の環境変化を踏まえ、今後成長が見込まれる、もしくは成長を生み出すべき産業分野を見極め、イノベーション創出や地域経済活性化に資する対日直接投資に重点を置く。

具体的には、(1)高い付加価値を創出する可能性があり、著しい新規性を有する技術や手法（ビジネスモデル）を用いた事業並びに生産性向上へ貢献する事業、(2)国内のイノベーション環境の向上に貢献する事業、(3)地域資源の活用促進や、地場の中堅・中小企業のビジネス拡大等の地域経済活性化に資する事業、(4)その他政府の政策ニーズに基づいた事業を対象とする。またこうした取組の推進に当たっては、政府・地方自治体に加えて、アカデミアや地域のエコシステム等、多様なプレイヤーとの連携を図っていく。

なお、取組の推進に当たっては、資本・技術等の国内外の循環を生み出す、スタートアップやアクセラレーター、ベンチャーキャピタル（VC）等のスタートアップ・エコシステム関係者の誘致に留意する。

（国内外における協業・連携の促進）

国内外に広がる新たな市場や産業分野に参入しビジネスを拡大していくためには、優れた技術やビジネスモデルを持つ外国企業との協業・連携による日本企業のオープンイノベーションを促進させ、社会実装や企業の成長につなげていくことが重要である。また、海外企業との連携を通じた国内外の社会課題解決に貢献するビジネスの共創も重要。日本貿易振興機構は、新興国企業との新事業創出を通じた日本企業文化変革を狙う「アジアDXプロジェクト」等の取組にも留意しつつ、ビジネスマッチングプラットフォームである、「Japan Innovation Bridge（J-Bridge）」等を通じて、有望な国内外の企業やプロジェクト情報の発信や、国内外企業を中心とするイノベーション・エコシステム関係者間での業務提携、技術提携、共同研究開発、出資等の国内外における双方向での協業・連携を促進し、スタートアップを含む日本企業のオープンイノベーションの加速に貢献していく。

特に、日本企業と現地企業との協業・連携が期待できる国や地域（国内含む）において、関係者間のネットワークを構築しつつ、イベントの実施やスタートアップをはじめとする外国企業やエコシステム関係者と日本企業のマッチング機会の提供、土業専門家等による相談対応等によるハンズオン支援を実施するなど、各地域の環境に応じた効果的・効率的な支援メニューの充実を図る。これらの取組により、国内外の環境変化や政策動向も踏まえつつ、例えば、デジタル・グリーン分野等を中心に新製品・新サービスの創出を通じた、新規のビジネス展開、現地や国内の社会課題解決に資する協業・連携事業を組成する。

（国内の投資環境・ビジネス環境の改善）

多くの国・地域が外国企業の誘致に向けて熾烈な競争を繰り広げる中、これを勝ち抜き有望な外国企業を呼び込むためには、日本の投資環境・ビジネス環境を不断に改善し

ていくことは必須となる。日本貿易振興機構は引き続き、日本に進出済みの外国企業、外国大使館及び経済団体等との交流、対日投資支援活動、各種調査で得られた知見を通して、日本の投資環境・ビジネス環境に関する要望を吸い上げ、公表するとともに、実際の環境改善につながるよう、関係各所に働きかけを行い、日本への誘致（一次投資）だけでなく、進出済み外国企業の更なる国内展開（二次投資）に貢献する。

（対日直接投資や協業・連携促進に向けた情報発信）

潜在層・顕在層双方の情報ニーズに対応したプロモーション活動を継続・強化する。SNS を用いたプッシュ型の情報発信、ウェブサイトやレポート等のメディア・コンテンツを用いた情報提供等を不特定多数に向けて実施し、日本市場の認知度向上を目指すとともに、SNS やウェブサイトのデータ分析を通じターゲット像を特定することで、そのニーズに即した形でのトップセールスやイベント・セミナーの実施等の戦略的な活動を企画し、具体的な投資や協業・連携に向けたアクションを誘引する。

【指標】

（定量目標）

ア. プロジェクト成功件数について、中期目標期間中に以下の目標を達成する。

A) 対日投資誘致成功件数 370 件以上 【基幹目標】

対象事業は、以下のいずれかに該当するものとし、イノベーションの創出に資する事業及び、地域経済活性化に資する事業を重点的に誘致する。

(1) イノベーション創出に資する事業

- ・高い付加価値を創出する可能性があり、著しい新規性を有する新技術等を用いた事業（生産性向上特別措置法に基づく規制のサンドボックス制度を活用するものを含む。「著しい新規性を有する新技術等」とは、当該分野において通常用いられている技術や手法と比して新規性を有するものを指す。）並びに生産性向上へ貢献する事業。

(2) 国内のイノベーション環境の向上や国内外を結ぶエコシステムの形成に貢献する事業

(3) 国内の社会課題解決及び進出地域の経済活性化に資する事業

- ・地域資源の活性化に資する事業
- ・我が国中堅・中小企業のビジネス拡大に資する事業
- ・地域の特色をいかした誘致活動に基づいた事業
- ・多くの地域が抱える社会課題の解決に繋がる事業

(4) その他政府の政策ニーズに基づいた事業

B) 国内外での協業・連携案件の成功件数 70 件以上 【基幹目標】

対象事業は、以下のいずれかに該当するものとする。

(1) イノベーション創出に資する事業

(2) 国内外のイノベーション・エコシステムの結合に資する事業

- (3) 国内外の社会・地域課題解決に資する事業
- (4) その他政府の政策ニーズに基づいた事業

イ. プロジェクト支援件数について、中期目標期間中に以下の目標を達成する。

- A) 対日投資支援件数 3,700 件以上
- B) 国内外での協業・連携案件の支援件数 700 件以上

(定性目標)

ウ. 誘致に成功した外国企業の投資金額や、協業・連携案件における出資額を聴取して、本事業に係る金額面の効果の把握に努めること。また、経済波及効果把握の観点から、事業による雇用創出数の把握に努めること。

(関連指標：対日投資金額、出資額、新規雇用者数及びその回答率)

エ. 規制改革等の状況、外国企業や、外国大使館及び経済団体の要望等を踏まえつつ、外国企業の意見取り纏めと公表を行う。さらに政府等の関係各所への情報提供や、関係各所との連携等を十分に行い、我が国の投資環境の改善に繋げること。

(関連指標：情報提供をはじめとする政府との連携活動件数)

オ. プロモーション活動の成果等について定量的なデータの把握に努め、その分析により効果的な情報発信を図る。

(関連指標：ウェブサイト閲覧数)

【目標水準を上回る質的成果として評価の際に特に考慮する事項】

中期目標や中期計画、定性指標に示される取組やアウトカムに関連するもので、下記を裏付ける事象、量的な変化があり、成果の発現を促進した法人の工夫等とともに、特筆すべきインパクトを与えるものとして客観的に示された場合、目標水準を上回る成果として評価する根拠とする。

- ① 日本貿易振興機構が行う取組が、国内のイノベーション・エコシステムの構築に貢献した。
 - シードからレイターまでの様々なステージの海外スタートアップ企業やそれらを支援する関連企業・団体、及びデジタル・グリーン等の新市場の創造に資する新たな技術やサービスを提供可能な企業の呼び込みを行い、国内「イノベーション・エコシステム」の構築に貢献した。(アに関係)
- ② 政策的に重要度・困難度の高い分野での対日投資・協業連携プロジェクト形成に貢献した。
 - 関心が薄い潜在層へのプロモーション活動を継続的・戦略的に行い、対日直接投資もしくは協業・連携に向けた具体的なアクションを促した。(オに関係)
 - 経済安全保障やデジタル・グリーン社会の実現、イノベーション促進の観点等、我が国にとって戦略的に重要な産業分野や、市場参入が困難な産業分野等において、国内外企業等の関心の喚起、意思決定の後押し等の効果的な支援を提供し、対日投資・国際協業連携プロジェクト形成に寄与した。(アに関係)

- ③ 日本貿易振興機構が行う取組が、政策や制度、諸外国との通商協力の枠組み等に反映された。
- 対日投資もしくは国際協業連携の取組が、二国間・多国間経済産業協力の柱として政策枠組みに反映され、またそれらの実施に貢献した。
- ④ 日本貿易振興機構の取組が、国内外における社会課題解決やビジネス環境等の改善につながった。
- 対日直接投資推進会議及び関連会合において、機構の有する知見を十分に活かし、政策立案や実施に貢献した（エに關係）
 - アウトカム創出後においても、当該案件の定着・拡大、もしくは新たなサービスの社会実装を支援し、経済社会課題の解決等に貢献した。
- ⑤ 日本貿易振興機構の関与の下で、規模の大きなプロジェクトの成功や、他機関・連携先の成果の創出につながった。
- 事業を通じ、様々な国内外エコシステム関係者を巻き込み、付帯的なプロジェクトの組成をもたらした。また国内エコシステム内、海外エコシステム間、もしくは日本と海外とのエコシステムとの間で持続的・自律的にプロジェクト組成を促す枠組みを構築した。（アに關係）
 - 他国投資促進機関等、同等の機関もしくは国際機関等と連携した取組を通じ、日本に便益が生じる形でのビジネス基盤の形成に寄与した。
- ⑥ 日本貿易振興機構の取組によりもたされた成果や貢献について、第三者からなる有識者や権威ある機関等からの高い評価を得られた。
- ⑦ 上記①～⑥を実現する過程において、経済・社会情勢等の変化に応じて、中期目標期間の途中においても新たな事業の立上げ・追加に努めた。

<目標水準の考え方>

「イノベーション・エコシステム」の形成・拡大等の「対日直接投資促進戦略」で掲げられた目標に貢献するため、前中期目標に引き続き、対内直接投資残高倍増だけでなく、イノベーション創出や地域経済活性化に資する案件を重点化しつつも、多様な投資効果が見込まれる案件の組成を目指す。特に、企業等の意思決定の後押しや、プロジェクト推進における障壁除去といった、困難度の高い支援が行えるよう、予算や人員を集中的に投下し、質の高い案件の組成を図る。この方針に則り、前中期目標期間中の実績（2019～2021年度平均92件/年）や、多様な案件の組成を目指した第四期中期目標期間中の状況等を踏まえ、誘致成功件数（上記「ア. A」）の定義に該当するもの）については370件以上の成功件数を目指す。また、前中期において、誘致成功件数に含めていた「協業・連携案件」については、国内外での協業・連携案件の成功件数（上記「ア. B」の定義に該当するもの）に含めるものとする。誘致支援件数（上記「イ. A」の定義に該当するもの）については、前中期目標期間中の成功率（支援件数に対する成功件数の割合）が約10%程度であることから、これを維持することを前提に、3,700件以上とする。なお、支援件数が目標値を超えていなくとも、成功件数が達成できていれば、成功率を高めたものとして評価する。

2021 年度に開始した J-Bridge による協業・連携支援について、2021 年度における成功件数（上記「ア. B」の定義に該当するもの）の実績は 6 件であるところ、①中期目標期間（4 年間）、②海外での案件組成に加え国内での案件組成も目指すことを踏まえ、前中期目標と比べて成功件数の増加を目指す。さらに、③これまでの支援案件が芽吹く可能性があるなど事業の効率化が期待される。これらを鑑み、協業・連携成功目標は 70 件とする。また、成功率は 2021 年度の実績で約 5%であるところ、真に支援が必要な案件を精査しつつ、対日投資誘致と同水準の 10%を目指し、協業・連携支援目標（上記「イ. B」）は 700 件とする。ただし、支援件数が目標値を超えていなくとも、成功件数が達成できていれば、成功率を高めたものとして評価する。

なお、前中期目標期間中、海外での協業・連携に取り組んでいた J-Bridge について、今中期目標においては国内での協業・連携プロジェクト組成を新たに目指すとともに、J-Bridge で発掘した海外スタートアップ等に対してプッシュ型で日本進出への支援を行うなど、リソースの最大限の活用を可能とするため、各指標についても一体的に柔軟な運用を行うものとする。また日本貿易振興機構以外の関係機関等との連携を強化し、事業効果の最大化を図るものとする。

さらに、「対日直接投資促進戦略」の実現に向け、投資残高増加への寄与に加え、外国企業の意見の取り纏め、公表及び政府への情報提供等を適時行うことにより国内の投資環境整備に貢献する。

<想定される外部要因>

以上の目標に影響する外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、急激な為替変動がないこと、世界の政治・経済が安定的に推移すること、国内経済が着実に成長し国内の投資環境整備が進むことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

② 日本のスタートアップの海外展開の促進

スタートアップの海外展開は、日本経済のダイナミズムと成長を促すことに貢献するものである。また、2022 年に策定された「スタートアップ育成 5 年計画」においても、スタートアップ・エコシステムの創出にあたっては、グローバル市場に果敢に挑戦するスタートアップを生み出していくことが前提とされ、将来においては、ユニコーンを 100 社創出し、スタートアップを 10 万社創出することにより、我が国が世界有数のスタートアップの集積地になることを目指すとされている。

これを受け、日本貿易振興機構としても、政府や関係機関等と連携し、海外展開を目指す日本のスタートアップの支援を強化するべく海外現地アクセラレーター等を活用した現地エコシステムへの接続の更なる強化、及び、海外展開を通じてスケールすることを目指すイノベーション人材育成の更なる強化に取り組み、スタートアップ育成 5 年計画における目標達成に貢献する。

(関係機関との連携、現地エコシステムへの接続強化)

海外の先進的な研修プログラムの活用等により、起業後の早い段階で海外展開を行うボーングローバルスタートアップを支援し、その増加を促す。また、日本貿易振興機構は各国のイノベーション・エコシステムに入り込み、アクセラレーターやベンチャーキャピタル（以下「VC」という）、各国政府のスタートアップ関係機関等と緊密なネットワークを形成し、J-Startup 企業の海外サポーターズを増やすことで、日本のスタートアップによる海外のリスクマネー獲得や海外での起業、海外市場の獲得を効果的・効率的に支援する。

(世界で勝てるスタートアップの裾野拡大)

J-Startup 企業や日本の潜在的な強みであるディープテック分野等のスタートアップの活躍・成長を推進するとともに、海外展開に意欲のあるスタートアップへの支援や地域のスタートアップの発掘を通じて、世界で勝てるスタートアップの裾野拡大にも貢献する。特に、日本の潜在的な強みであるディープテック分野のスタートアップ支援を強化する。

(起業家等育成の強化)

起業家等育成プログラムを通じて、経済産業省と連携しながら、次世代のイノベーションの担い手となる人材の育成強化を図る。シリコンバレーをはじめとした世界各地のイノベーション拠点において、現地の投資家や起業家等から指導を受ける、或いは海外を知る機会を提供し、グローバルに通用する起業家等のイノベーション人材を育成していく。

【指標】

(定量目標)

ア. スタートアップに対する海外展開成功件数について、中期目標期間中に 160 件以上達成する。【基幹目標】

※資金調達や拠点設立、外国人材採用、販路獲得（ライセンス契約、売買契約、代理店契約等）、補助金獲得、海外企業との共同研究開発や資本提携、海外での特許権・実用新案権取得、海外での日系企業との販路獲得・共同研究開発・資本提携、海外での日系企業とのマッチング結果による資金調達（日本本社からの資金調達含む）等。

イ. スタートアップに対する海外展開支援件数について、中期目標期間中に 2,000 件以上達成する。

※海外VC、海外企業とのマッチング、アクセラレーターとのメンタリング、研修、海外メディア取材、カンファレンス参加、知財相談、起業家育成プログラムにおける現地滞在支援等。

(定性目標)

ウ. 起業家育成プログラムについて、5 年間で 1,000 人の人材を海外に派遣するという政

府目標の達成に協力する。

(関連指標：起業家育成プログラムの参加者数)

エ. NEDOや外国政府機関等の国内外の関係機関と連携するとともに、政府への情報提供等を適時かつ十分に行い、スタートアップ支援環境の整備に繋げること。

(関連指標：他機関との連携状況、政府への情報提供件数)

オ. スタートアップのスケール・成長を促す。(関連指標：企業価値)

【目標水準を上回る質的成果として評価の際に特に考慮する事項】

中期目標や中期計画、定性指標に示される取組やアウトカムに関連するもので、下記を裏付ける事象、量的な変化があり、成果の発現を促進した法人の工夫等とともに、特筆すべきインパクトを与えるものとして客観的に示された場合、目標水準を上回る成果として評価する根拠とする。

- ① 日本貿易振興機構の取組を経て、海外投資家等から資金調達した。
- ② 日本貿易振興機構の取組を経て、海外の著名なアクセラレーターによるプログラムに採用された。
- ③ 日本貿易振興機構の取組を経て、海外企業との業務提携・資本提携等の協業や、大手日系企業の海外におけるプロジェクトへの参画が決まった。
- ④ 日本貿易振興機構の取組を経て、海外の国家プロジェクト（グリーンエネルギー、デジタル、ヘルスケア等）への参加が決まった。
- ⑤ 日本貿易振興機構の取組を経て、経営幹部として外国人材を獲得した。
- ⑥ 日本貿易振興機構の取組を経て、現地規制要件に適合したプロダクトを展開した。
- ⑦ 日本貿易振興機構の取組が、政策や制度、諸外国との政府間協力の枠組み等に反映された。
- ⑧ 日本貿易振興機構の取組が、国内外における社会課題の解決やビジネス環境の改善等につながった。
- ⑨ 日本貿易振興機構の取組が、規模の大きなプロジェクトの成功や、他機関・連携先の成果の創出につながった。
- ⑩ 日本貿易振興機構の取組によりもたされた成果や貢献について、第三者からなる有識者や権威ある機関等からの高い評価を得られた。
 - 日本貿易振興機構の取組を経て、海外の機関・有識者からの高い評価や表彰を受けた。
 - 日本貿易振興機構の取組を経て、国内外の著名メディアに取り上げられた。
 - 日本貿易振興機構の取組を経て、海外のピッチコンテストで受賞した。
- ⑪ 日本貿易振興機構が支援したスタートアップに著しいスケール・成長が認められた。
- ⑫ 上記①～⑪を実現する過程において、経済・社会情勢等の変化に応じて、中期目標期間の途中においても新たな事業の立上げ・追加に努めた。

<目標水準の考え方>

前中期目標期間のスタートアップへの海外展開支援件数は年平均約 300 件だったが、

本中期目標では起業前の起業家育成も含むことから年平均 500 件として、中期目標期間中に 2,000 件以上支援する。前中期目標期間の成功件数は 100 件であるが、本中期目標では中期目標期間中のスタートアップの海外展開成功件数を 160 件以上にする。

<想定される外部要因>

以上の目標に影響する外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、急激な為替変動がないこと、世界の政治・経済が安定的に推移すること、国内経済が着実に成長し国内の投資環境整備が進むことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

③ 高度外国人材の活躍推進

高度外国人材の活躍推進は、海外ビジネスの拡大やイノベーション創出により、日本企業の国際競争力を強化し、日本経済の活性化に貢献するものである。日本貿易振興機構は、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」（令和4年6月7日閣議決定）や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」（令和4年6月7日閣議決定）、「アジア未来投資イニシアティブ（AJIF）」（令和4年1月10日発表）等に掲げられた高度外国人材の受け入れ促進を着実に実施するべく、関係府省庁、国際協力機構や日本学生支援機構等の独立行政法人、大学等の関係機関との連携の下、国内留学生の国内就職・定着支援、在外日系企業における現地高度人材採用の促進等に取り組み、国内外の日本企業・日系企業全体の人材の多様化によるイノベーション創出、国際競争力の強化に貢献していく。具体的には、「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」を通じた高度外国人材の受入れに関する情報提供、伴走型支援等を実施する。加えて、特に起業家人材等が豊富なアジア地域に重点を置き、優れた起業家・イノベーション人材等の高度外国人材の新たな発掘・獲得を行う。

（国内留学生の国内就職・定着支援、在外日系企業における高度外国人材の活躍推進）

高度外国人材の有する知識や技能を日本企業の競争力強化につなげていくため、日本国内における留学生当の就職・定着支援に加え、在外日系企業が現地でビジネスを拡大していくにあたっての、海外における高度外国人材の活躍を推進する。

（地方における高度外国人材の活躍推進）

地方において高度外国人材の受入・定着が進まない状況を改善するため、産学官で連携し、地方大学に在籍する外国人留学生等を対象とした地方企業等への就職・定着支援や、地方企業による外国人材の積極的な採用を促すための受入れ体制構築支援を行う。

（アジア地域における優れた起業家・イノベーション人材等の発掘・獲得）

起業家人材等が豊富なアジア地域に重点を置き、イノベーションを創出することのできる独創的なアイデア、技術を有するとともに、これらを活用していく能力を有する

優れた高度外国人材の新たな発掘・獲得に努める。

【指標】

(定量指標)

- ア. 高度外国人材活躍推進プラットフォームを通じ、中期目標期間中に 15,000 人（＝年間 3,750 人）以上の高度人材に対して、国内外の日本企業における就業機会の提供を支援する。
- イ. 中期目標期間中に 1,150 社（延べ社数）以上の日本企業に対し、高度外国人材の採用・定着に係るハンズオン支援を実施する。うち、半数程度を高度外国人材活躍地域コンソーシアム認定地域にて支援するよう努める。

(定性目標)

- ウ. アジア地域における優れた起業家・イノベーション人材等の発掘・獲得に取り組む。
（関連指標：経済産業省や地方自治体が実施する支援事業・イベントへの参加者数）
- エ. 国内外において高度外国人材が活躍する日本企業の創出に取り組む。
（関連指標：新規事業の創出又は既存事業の拡大・見直しを行った件数、高度外国人材の就職内定者数）

【目標水準を上回る質的成果として評価の際に特に考慮する事項】

中期目標や中期計画、定性指標に示される取組やアウトカムに関連するもので、下記を裏付ける事象、量的な変化があり、成果の発現を促進した法人の工夫等とともに、特筆すべきインパクトを与えるものとして客観的に示された場合、目標水準を上回る成果として評価する根拠とする。

- ① 日本貿易振興機構の取組が、政策や制度、諸外国との政府間協力の枠組み等に反映された。
- ② 日本貿易振興機構の取組が、国内外における社会課題の解決やビジネス環境の改善等につながった。
- ③ 日本貿易振興機構の取組が、規模の大きなプロジェクトの成功や、他機関・連携先の成果の創出につながった。
- ④ 日本貿易振興機構の取組によりもたされた成果や貢献について、第三者からなる有識者や権威ある機関等からの高い評価を得られた。
- ⑤ 上記①～④を実現する過程において、経済・社会情勢等の変化に応じて、中期目標期間の途中においても新たな事業の立上げ・追加に努めた。

<目標水準の考え方>

アジア未来投資イニシアティブ（AJIF）で掲げられた「今後 5 年間でアジアの高度人材 5 万人に対し、日系企業への就職機会の提供を支援する」のうち、日本貿易振興機関では 5 年間で 1.5 万人（つまり 4 年間で 1.2 万人）の就業機会の提供の支援を担うこととなっている。本中期目標においては、アジアに限定せず全世界を対象とし支援を行う

ため、1.2万人より高い目標である4年間で1.5万人を目標とする。

また、伴走型支援については、2019年度～2021年度の支援実績の平均が年間262社であることから、次期中期目標期間においては、これを10%増やし、1,150社（年平均288社）を目標とする。

<留意事項・想定される外部要因>

以上の目標に影響する外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、急激な為替変動がないこと、世界の政治・経済が安定的に推移すること、国内経済が着実に成長し国内の投資環境整備が進むことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

【重要度：高】 日本の世界経済に占めるシェアの低下が進み、日本の経済・社会のグローバル化が遅々として進まない現状の中、日本がグローバルバリューチェーンの重要な核であり続けるためには、資本・技術・人材の国内外での循環を継続的に生み出すことが必要であり、そのための施策である本業務の政策的重要性が増しているため。

【困難度：高】 世界的な物価上昇や地政学的リスク、経済安全保障を巡る情勢の変化等、事業環境の先行きが見通しにくくなっている。また、世界経済に占めるシェアが低下する日本と、新興国・途上国を中心に人口増加や経済成長が見込まれる諸外国等との間での投資誘致や人材獲得競争が激化等する一方、グローバル人材の不足やエコシステムの脆弱性等、日本特有の問題が山積している。これらの状況下で、日本貿易振興機構は、政策上必要とされるミッションを遂行するために、新しい課題への対応やそのための多様なアプローチ、業務の一層の高度化を行うことが求められており、困難度は極めて高い。

(2) 農林水産物・食品の世界市場展開の促進

「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）等において、農林水産物・食品の輸出額について「2025年までに2兆円、2030年までに5兆円」という目標が掲げられている。日本貿易振興機構は、これまで培った知見と国内外のネットワークを活かし、政府、地方自治体、業界団体等と連携して、農林水産物・食品の輸出を推進する。特に、2030年に5兆円との野心的な目標を見据えて、2026年度までの本中期目標の期間においては、輸出の裾野拡大、すなわち、国内で新たに輸出に取り組む事業者や海外で日本産農林水産物・食品を取り扱うバイヤー等の事業者の増大による商流網の拡大、海外現地における消費需要の掘り起こしを行う。加えて、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和4年12月5日改訂）及び改正輸出促進法（令和4年10月1日施行）を踏まえ、認定農林水産物・食品輸出促進団体（以下「認定品目団体」という。）との

連携を強化するとともに、「輸出支援プラットフォーム」を活用した支援を行う。また、海外マーケットに対してのプロモーション活動を強化していくことで日本の農林水産物の認知度を向上させ、農林水産物・食品の更なる輸出支援機会の提供に繋げていく。特に、オール・ジャパンでの統一的なプロモーション、日本食・食文化の海外での普及を通じた戦略的な輸出プロモーションを実施する。

(農林水産物・食品の輸出に取り組む事業者に対する総合的支援)

輸出に取り組む事業者に対する海外バイヤー等とのリアル・オンライン双方での商流構築機会の提供、専門家による個別企業へのハンズオン支援、海外市場情報の発信・提供等、総合的な支援を実施する。

(輸出の裾野拡大に向けた事業者の新規獲得)

輸出の裾野拡大に向けて、認定品目団体、地方自治体、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）等と連携しつつ、海外の規制やニーズに対応したマーケットインの発想に基づく輸出にチャレンジする産地・事業者の育成・展開、海外バイヤー等海外で日本産農林水産物・食品を取り扱う事業者の新規獲得等に取り組む。

(海外プロモーションと日本食・食文化発信による需要拡大)

JFOOD0（日本食品海外プロモーションセンター）は、SNS等デジタルツールを最大限に活用しつつ、認定品目団体等と密接に協力してオール・ジャパンでの海外消費者向けプロモーション、「輸出支援プラットフォーム」と連携した現地ニーズに合わせた日本食・食文化の普及を通じた戦略的な輸出プロモーションを実施する。

(認定品目団体との連携強化)

認定品目団体と密接に連携し、輸出先国・地域の市場調査、商談会や見本市への参加、ジャパンブランドを活用した販路・商流開拓、オール・ジャパンでのプロモーション活動等を積極的に支援していく。

(輸出支援プラットフォームを通じた支援)

輸出先国・地域の規制への対応、消費者の嗜好、ニーズ等に基づく販売促進を行うため、日本食レストラン等と連携した新たな商流開拓、現地主導のプロモーション等を現地発で推進する。プロモーションの実施に当たっては、地方自治体等との連携も追求しつつオール・ジャパンで効果的、戦略的な売り込みに取り組む。

【指標】

(定量指標)

- ア. 商談に至った事業者のうち、新規性、裾野拡大に資する効果が認められたものについて、中期目標期間中に5,000件以上（延べ者数）を達成する。【基幹目標】

- イ. 輸出支援事業者数（延べ者数）について、中期目標期間中に 17,000 件以上を達成する。うち、1 割以上が JFOOD0 による支援となるよう努める。
（2021 年度実績：5,239 件）

（定性指標）

- ウ. 輸出支援プラットフォームと連携しつつ、機構は、輸出先における規制等に関する情報収集、情報発信等を十分に行い、事業者の輸出環境の整備等につなげる。JFOOD0 は、現地事業者を巻き込み、効果的な消費者向けプロモーションを実施する。
（関連指標：情報収集・発信数、規制対応を含む輸出環境整備の成功事例、ウェブサイト及び SNS のユーザー数、プロモーションに係る現地消費者の認知率、輸出支援プラットフォームとの連携状況、認定品目団体及び現地事業者の評価等）
- エ. 認定品目団体、地方自治体、GFP との連携事例を創出する。
（関連指標：認定品目団体との連携の成功事例、地方自治体との連携の成功事例、GFP との連携の成功事例）
- オ. 事業の結果を検証し中長期的な効果測定や取り組むべき新たな課題を把握し、輸出成約に繋げていく。
（関連指標：商談件数、輸出支援事業者数、成約件数（見込含む）、成約金額（見込含む）等）

【目標水準を上回る質的成果として評価の際に特に考慮する事項】

中期目標や中期計画、定性指標に示される取組やアウトカムに関連するもので、下記を裏付ける事象、量的な変化があり、成果の発現を促進した法人の工夫等とともに、特筆すべきインパクトを与えるものとして客観的に示された場合、目標水準を上回る成果として評価する根拠とする。

- ① 日本貿易振興機構の取組が、政策や制度、諸外国との政府間協力の枠組み等に反映された。
- ② 日本貿易振興機構の取組が、国内外における社会課題の解決やビジネス環境の改善等につながった。
- ③ 日本貿易振興機構の取組が、規模の大きなプロジェクトの成功や、他機関・連携先の成果の創出につながった。
- ④ 日本貿易振興機構の取組によりもたされた成果や貢献について、第三者からなる有識者や権威ある機関等からの高い評価を得られた。
- ⑤ 上記①～④を実現する過程において、経済・社会情勢等の変化に応じて、中期目標期間の途中においても新たな事業の立上げ・追加に努めた。

<目標水準の考え方>

目標値の設定に当たっては、「食料・農業・農村基本計画」等において掲げられた「2030 年に農林水産物・食品の輸出額 5 兆円」という政府目標の達成に向けて、2026 年度までの本中期目標期間においては、中長期的に必要な活動に焦点を当てた目標とする。

具体的には、輸出の裾野拡大を重視し定量指標として設定するとともに、認定品目団体や GFP との連携の成功事例、輸出支援プラットフォームの活動等を定性指標として追加する。

定量目標のうち「商談に至った事業者のうち、新規性、裾野拡大に資する効果が認められたもの」については、2021 年度の輸出支援事業者数のうち、ジェトロの支援に参加した新規事業者は年間約 1,000 件のところ、本中期目標期間ではこれを年平均 1,250 件（4年間で5,000件）に引き上げることを目標とする。また、輸出支援事業者数（延べ者数）についても、本中期目標期間では、新規性、裾野拡大に資する効果のある事業者への支援により重点を置く。

JFOOD0 は、プロモーション促進機関として、プロモーション自体の効果を測定する他、認定品目団体等や日本産食材サポーター店をはじめとする現地事業者と効果的に連携して取り組むことを重視する。

<想定される外部要因>

以上の目標に影響する外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、急激な為替変動がないこと、世界の政治・経済が安定的に推移すること、国内経済が着実に成長し国内の投資環境整備が進むことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

【重要度：高】農林水産物・食品の輸出額について「2025年までに2兆円、2030年までに5兆円」という政府目標の達成を見据えて、国内で新たに輸出に取り組む事業者や海外で日本産農林水産物・食品を取り扱うバイヤー等の事業者の増大による商流網の拡大、海外現地における消費需要の掘り起こしを行っていくことが重要である。さらに、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和4年12月5日改訂）及び改正輸出促進法（令和4年10月1日施行）において、日本貿易振興機構が担うとして明記されている施策や役割を着実に実施することが政策上強く求められている。

(3) 中堅・中小企業など日本企業の海外展開支援

「成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）」において、「2030年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額を35.5兆円とする」という政府目標が掲げられている。

この目標達成に貢献するため、日本貿易振興機構は、二国間・多国間の経済連携の拡大・進展等により海外市場の拡大が見込まれることも踏まえ、高い技術力と海外展開への意欲を有する中堅・中小企業など日本企業の海外展開を推進する。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、国際間の商取引の形態についても大幅なデジタル化が進んだことに加え、世界の EC 市場の拡大も踏まえ、日本貿易振興機構がこれまで取り組んで来た越境 EC 事業やデジタル技術を活用した取組を不可逆的な

ものとして定着させ、リアルをデジタルと連動させるなど施策を発展させていく。これにより、海外展開のハードルを下げ、海外展開に参画する企業の裾野を拡大させるとともに、海外市場で勝てる企業を徹底的に育成する。海外展開の自走化に向けた人材育成にも取り組む。

地方自治体や商工会、商工会議所、中小企業基盤整備機構（中小機構）等の公的支援機関や金融機関と連携して、海外市場で勝負できる潜在力を有する企業を日本貿易振興機構の海外展開支援に繋げる「プッシュ型支援」を推進する。

（デジタル技術の活用による裾野拡大）

オンラインを通じて海外バイヤーが日本企業・製品の情報に接する機会を増やし、海外バイヤーのニーズや海外市場のトレンドを常時把握するとともに、全国各地の企業に対し、デジタルを介して常時、海外バイヤーと繋がる機会を提供する。

また、越境 EC の活用やデジタルを通じて現地ユーザーに対する認知向上を図るなど、従来の BtoB 販路に加えて日本企業が海外消費者に直接 BtoC で販売する越境 EC サイトをはじめとする多様なチャネルを通じて、海外市場へのアクセス機会を増やす。

加えて、輸出未経験又は輸出先国や輸出商品が既に決まっている企業を適切な輸出商社や海外 EC 等の調達部門等へ繋ぐなど、迅速かつ容易に輸出が行える環境を整える。

（海外市場で勝てる企業を育成）

支援の過程や事業の結果から得られたデータを分析し、データに基づいて企業の課題を把握のうえ、課題に即した支援を行う。外部専門家等が有する海外ビジネスの経験や現地での知見及びネットワークの活用や他の支援機関が提供するサービスの利用、民間のサービス事業者との連携を強化するなど、日本からの輸出や海外進出など様々な段階に応じたサービスを提供するとともに、把握した海外バイヤーのニーズや海外市場のトレンド情報を積極的に活用する。

企業が主体的に継続して海外展開を行うためには、自らの力で販路開拓を行えるようになり、2 件目、3 件目と更なる成功に繋げていくことが重要である。このため、海外展開の自走化に向けて、海外バイヤーとの商談や交渉の進め方等の能力を獲得し海外ビジネスを中核的に担うことのできる人材の育成にも取り組む。

（海外展開の意欲を有する企業への「プッシュ型支援」の推進）

日本企業の海外展開を支援する全国の支援機関が参加する「新輸出大国コンソーシアム」を核に、地方自治体や商工会、商工会議所、中小機構等の公的支援機関や金融機関と定常的に情報・意見交換等の連携を行いつつ、業界団体や民間の支援事業者とも連携して、日本全国から高い技術力と海外展開への意欲を有し、海外市場で勝負できる潜在力を有する企業を掘り起こし又は磨き上げ、日本貿易振興機構の海外展開支援に繋げる「プッシュ型支援」を推進する。また、日本貿易振興機構の支援を通じて得られた知見等をこれら連携先に還元・共有するほか、連携先が実施する海外展開支援にも協力する等して支援モデルの普及や支援者層の拡大にもつなげていく。

(中長期的な視点での海外展開支援)

実現までに長期間を要する海外進出の支援に取り組む。その際、日本貿易振興機構の海外現地事務所が中核となって、進出時における現地側でのサポートを行うとともに、進出後の現地展開等も支援する。また、難易度が高いもののポテンシャルが大きい市場への販路開拓等も支援する。創出された成功事例や、或いは成功には至らなかったケースも含めてノウハウや教訓を得ることにより、企業による自発的な取組を促す。

【指標】

(定量目標)

- ア. 輸出・投資等の海外展開成功件数（見込含む）について、中期目標期間中に 57,000 件以上を達成する。【基幹目標】
- イ. 輸出・投資等の年度当たりの海外展開支援社数（ユニーク社数）の合計（延べ社数）について、中期目標期間中に 16,000 社以上を達成する。

(定性目標)

- ウ. 技術・意欲を有し（当該企業にとって）新規性ある海外展開にチャレンジする事業者を取り込み、デジタル技術の活用を通じて海外ビジネスに取り組む日本企業の裾野拡大を図る。
（関連指標：新規性ある海外展開にチャレンジする企業数、海外ビジネス未経験企業の事業への参加数、デジタル技術の活用による商談件数）
- エ. 海外市場で勝てる企業を育成する。
（関連指標：海外ビジネスによる売上が伸びた企業や新規性ある海外展開が実現した等の影響や効果があった企業の数、地方企業の海外展開の実現社数）
- オ. 企業の海外展開の自走化に向けた人材育成に取り組む。
（関連指標：体制変化や行動変容が見られた企業の数）
- カ. 公的支援機関、民間支援事業者等と連携して海外展開を推進する。
（関連指標：連携支援件数及び成功件数、連携の改善や試行的取組等の実施状況）
- キ. 中長期的な視点での海外展開の実現に向けた支援を行う。
（関連指標：海外進出支援件数（進出企業のフォローアップ含む）及び成功件数、難易度が高いもののポテンシャルが大きい市場の販路開拓・販路拡大に至った企業の数）

【目標水準を上回る質的成果として評価の際に特に考慮する事項】

中期目標や中期計画、定性指標に示される取組やアウトカムに関連するもので、下記を裏付ける事象、量的な変化があり、成果の発現を促進した法人の工夫等とともに、特筆すべきインパクトを与えるものとして客観的に示された場合、目標水準を上回る成果として評価する根拠とする。

- ① 日本貿易振興機構の取組が、政策や制度、諸外国との政府間協力の枠組み等に反映された。

- ② 日本貿易振興機構の取組が、国内外における社会課題の解決やビジネス環境の改善等につながった。
- ③ 日本貿易振興機構の取組が、規模の大きなプロジェクトの成功や、他機関・連携先の成果の創出につながった。
- ④ 日本貿易振興機構の取組によりもたされた成果や貢献について、第三者からなる有識者や権威ある機関等からの高い評価を得られた。
- ⑤ 上記①～④を実現する過程において、経済・社会情勢等の変化に応じて、中期目標期間の途中においても新たな事業の立上げ・追加に努めた。

<目標水準の考え方>

政府目標である「2030年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額を35.5兆円とする」ことを達成するためには、2020年時点で同合計額が21.1兆円であることを踏まえると、年率6%以上の伸びが必要になる。2019年度～2021年度の当初予算における支援社数（ユニーク社数）の年平均値社数を基準値として、本中期目標ではこれを年率6%以上伸ばすことを目標とし、輸出・投資等の年度当たりの海外展開支援社数（ユニーク社数）の合計（延べ社数）を算出。

また、2019年度～2021年度の当初予算における支援社数（ユニーク社数）1社あたりの海外展開成功件数の実績値を、本中期目標期間では1.2倍にすることを目標とし、輸出・投資等の海外展開成功件数（見込含む）を算出。

<留意事項・想定される外部要因>

以上の目標に影響する外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、急激な為替変動がないこと、世界の政治・経済が安定的に推移すること、国内経済が着実に成長し国内の投資環境整備が進むことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

【困難度：高】 高まる世界経済の不確実性によって、日本企業の輸出や投資の拡大意欲を下押しする傾向が見られる中、本中期目標の達成に向けては、機構の既往の取組に加え、デジタルの活用をはじめとする多様なアプローチや新しい課題への対応、他機関や政府部門、民間部門とも連帯・協力が一層必要となる。従前にも増して業務の更なる高度化が求められており、困難度は極めて高い。

(4) 日本企業の海外展開・通商政策における共通課題等への対応

独立行政法人日本貿易振興機構法の第十二条に記載されているとおり、貿易に関する調査とその成果の普及、アジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関して調査研究等を行うことが求められている。

日本貿易振興機構は、世界各地に展開した拠点網、海外の地域・産業等に豊富な知見

を持つ人材、現地政府・企業・研究機関・国際機関等とのネットワークに加え、アジア経済研究所における地域研究・開発研究の蓄積等も活用して調査・分析・研究活動を実施する。これまでの日本企業のニーズに基づく海外ビジネス情報や各国・地域の政治経済動向に関する調査・研究・情報提供に加え、社会・経済情勢の変化を踏まえ、「グリーン」、「人権」、「経済安全保障」といった新たに重要性を増した地域・分野横断的な課題に対する基礎的な調査・研究を重点的に実施する。

また、これらの成果を活用し、日本企業や国内外政府等に向けた積極的な情報提供や提言活動を実施するとともに、日本企業の現地ビジネス環境や世界的潮流に対する認識の向上、通商政策の実施、政策の立案等にも貢献する。

これらの取組を効果的に実施するために、現地政府や企業等とのネットワーク拡大及び関係強化により、高度な政策動向分析や提案機能を強化する。

(日本企業の課題解決、ビジネス活動の円滑化)

日本企業が海外ビジネスを行う上で直面する様々な問題について、企業からの相談に応じる。また、個別企業では解決の難しいビジネス環境上の諸課題については、これらを集約・分析し、国内外政府への提言、働きかけ等を行い、ビジネス環境の改善を促す。

(相手国との協力を通じた新たなビジネス領域の掘り起こし)

市場の拡大が期待される新興国・途上国、先進国も含めてグリーン等の新たな分野のビジネスチャンスが期待されるターゲット国・地域において、日本貿易振興機構が中核となって、現地政府や関係機関、企業等と連携し、現地のニーズの把握や社会的課題の解決に向けた活動を、日本企業の参画を促しながら展開する。

これにより、日本企業の新たなビジネス領域を掘り起こすとともに、相手国政府等との関係強化や日本企業の新たなビジネス領域の開拓といった観点から、日本の通商政策・対外経済政策の推進に貢献する。

(経済連携の推進、制度利活用の普及啓発)

新興国・途上国をはじめとして、世界規模での経済連携の動きが広がる中、我が国の経済連携の推進に向けた政策提言や相手国政府関係者との対話等の活動を強化する。

RCEP 協定の発効や原産地証明書の電子化等の経済連携の進展を活かし、日本企業の貿易投資の拡大につなげるため、利用状況の実態把握と普及・活用促進を行う。その際、新たに EPA を活用する企業に対し、効果的な手段を用いて情報発信を実施する。

加えて、EPA の活用方法について助言するとともに、EPA 相談窓口や海外事務所のネットワーク等を活用しつつ、輸出先国の税関等でのトラブルにきめ細かく対処する。

(政府等からの要請に基づく業務の遂行)

総理・閣僚の外遊時における現地でのビジネスフォーラム、政策当局の要請を踏まえた現地での官民対話や政府イベント、諸外国政府に対する働きかけ、日本政府と相手国との公約等に基づく事業等については、これらの事業遂行上必要な政策資源が確保され

る範囲において実施又は協力を行い、これらの取組を通じて、二国間・多国間の政策対話の促進、対外経済政策の推進に貢献する。

相手国政府等からの要請に基づき投資セミナーやイベント等の開催又は協力を行うことで、日本と相手国政府との関係強化に貢献するとともに、日本企業の新たなビジネス領域の開拓に資する情報発信を行う。

2025年に開催される「大阪・関西万博」の開催に関わる支援や海外で開催される万博への日本の参加に関わる貢献を行う。日本の貢献・魅力・立場を中心とするメッセージを海外に発信し国際社会における日本のプレゼンス向上に貢献するほか、こうした機会を活用し、諸外国との関係強化に努める。

政情不安定地域におけるビジネス情報の集約・分析、突発的事象の発生に伴う緊急的な対応、政策上の必要性から予算と共に措置される新たな事業への協力要請等について、機構の目的や中期目標に則した業務の範囲の中で機動的な対応を行うよう努める。

(知的財産権の活用・保護支援)

知的財産権の取得、保護、及び活用の支援を通じて、日本企業の円滑な海外展開活動を支援する。具体的には、各国の知財制度の内容や変更に係る情報提供を行うほか、侵害対策の相談や補助事業、模倣品取締執行機関の職員等の能力構築支援等を実施する。

また、海外展開時の知的財産権侵害の発生を回避するため、セミナー等での積極的な情報発信や普及啓発等を通じ、企業の予防的取組を促す。さらに、海外での技術流出問題についても対処すべく、営業秘密漏洩対策の支援を行う。

その他、独立行政法人工業所有権情報・研修館等の関係機関と連携し、日本企業の知的財産に関する相談窓口機能を強化、多様化する日本企業の知的財産に係る課題、相談ニーズに対応する。

アジア経済研究所は、その目標設定について、独立行政法人通則法における国立研究開発法人の目標設定に関する規定を準用し、「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」を次のように定める。

(学術研究成果の最大化を通じた政策立案への貢献)

アジア経済研究所は、学術研究によって蓄積された研究資源を活用し、効果的かつ効率的な幅広いアウトリーチ活動※を通じて、我が国の政策担当者や産業界、メディア並びに国民各層、更には新興国・途上国地域の政府、産業界、市民社会等にも幅広く積極的に研究成果を還元し、我が国企業の貿易投資の拡大並びに我が国政府の通商政策立案の基盤となる質の高い分析と情報を提供する。

政策立案への貢献に当たっては、新興国・開発途上国地域の動向や経済・社会課題等に関する政策課題について、世界水準の学術研究に基づき政策担当者の理解の促進・深化に寄与するほか、現時点で顕在化していない中長期的な政策課題にもなり得るアジェンダを提示することなどにより、政策立案への広範な貢献を果たす。

※アウトリーチ活動とは、外部向けに研究成果等（知識の蓄積や情報・データも含む）を発信し、知的貢献や社会的インパクト形成を目指すとともに、多様なニーズを把握するための諸活動のこと。

（付加価値の高い学術研究成果の創出と蓄積）

アジア経済研究所は、前項に示した「学術研究成果の最大化を通じた政策立案への貢献」を実現するため、新興国・開発途上国地域を中心とした政治・経済・社会情勢等についての中長期的かつ革新的な視点に立った分析を通じて、大学や民間企業では実施し難い先駆的かつ独創的な研究活動を実施し、世界の公共財となり得る付加価値の高い研究成果の創出と良質な研究資源の蓄積を行う。

研究活動の実施に当たっては、高い専門性をもつ多様な研究者の集積という強みと学術研究ネットワークを最大限に活用し、国際的な政治・経済・社会秩序の急速な変容や技術革新がもたらす産業構造や企業行動の変化並びにこれらが我が国を含めた国際社会に与える影響等について、国・地域・分野を横断した研究を行う。また、人権や環境など持続可能性や包摂性の追求が問われる地球規模の課題について、我が国の国益に資するのみならず、世界の発展への貢献に繋がる研究成果を創出する。

（国際的な研究ハブ機能と学術情報プラットフォーム機能の発揮）

アジア経済研究所は、上記目標の実現と世界への知的貢献を行うため、国際的な研究ハブとしての機能を強化する。具体的には、国際機関や国内外の第一級の研究機関・研究者等と連携した学術研究活動を推進するとともに、国内外の卓越した研究人材の活用や開発途上国地域の人材育成を通じて、研究ネットワークを深化・拡充させる。また、図書館の資料情報基盤整備や情報発信機能の強化を通じて、新興国・開発途上国地域に関する学術研究の知的基盤をなす公共財として、学術情報プラットフォーム機能を発揮する。

【指標】

（定量目標）

- ア. 企業関係者等に対し、日本貿易振興機構が提供した情報について、被提供者（企業関係者等）側の目的に照らした活用の意向や程度に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合について、8割以上を達成する。【基幹目標】
- イ. 経済産業省の通商政策等の立案担当者に対し、日本貿易振興機構が提供した情報について、被提供者（経済産業省の通商政策等の立案担当者）側の目的に照らした活用の意向や程度に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合について、8割以上を達成する。【基幹目標】

（定性目標）

- ウ. 日本貿易振興機構の調査について、日本貿易振興機構のウェブサイトや国内外のメディア（雑誌、新聞、ウェブサイト、テレビ）等を通じて、企業関係者等に広く発

信・リーチする。

(関連指標：調査関連ウェブサイトの閲覧件数、調査成果に係るメディア引用件数)

エ. 政策担当者及び企業関係者等への日本貿易振興機構の事業や海外情報等に関するブリーフィングに対応する。

(関連指標：ブリーフィング件数)

オ. 他機関主催のセミナーへの講師派遣や他機関と連携したセミナー開催、参加者数・閲覧件数の多いセミナー開催等、費用対効果が高いかたちで、企業ニーズを踏まえた情報提供を積極的に行う。

(関連指標：講師派遣を行った他機関主催のセミナー数、他機関と連携したセミナー数、セミナー等での講演における参加者数(動画閲覧件数を含む))

カ. ビジネス環境の改善や経済連携の強化等に向けた、相手国政府との対話等の枠組みの構築や二国間協力事業の実施等を通じて、相手国政府との関係を強化し、日本の通商政策や企業活動の円滑化に貢献する。

(関連指標：相手国政府等への協力事業の実施状況、ビジネス環境整備の実施状況)

キ. 貿易投資相談に対応する。

(関連指標：貿易投資相談件数)

ク. 知的財産権等に関して、海外での予防的取組等の普及啓発を行う。

(関連指標：予防的取組等の普及啓発件数)

【目標水準を上回る質的成果として評価の際に特に考慮する事項】

中期目標や中期計画、定性指標に示される取組やアウトカムに関連するもので、下記を裏付ける事象、量的な変化があり、成果の発現を促進した法人の工夫等とともに、特筆すべきインパクトを与えるものとして客観的に示された場合、目標水準を上回る成果として評価する根拠とする。

- ① 日本貿易振興機構の取組が、政策や制度、諸外国との政府間協力の枠組み等に反映された。
- ② 日本貿易振興機構の取組が、国内外における社会課題の解決やビジネス環境の改善等につながった。
- ③ 日本貿易振興機構の取組が、規模の大きなプロジェクトの成功や、他機関・連携先の成果の創出につながった。
- ④ 日本貿易振興機構の取組によりもたされた成果や貢献について、第三者からなる有識者や権威ある機関等からの高い評価を得られた。
- ⑤ 上記①～④を実現する過程において、経済・社会情勢等の変化に応じて、中期目標期間の途中においても新たな事業の立上げ・追加に努めた。

<留意事項・目標水準の考え方>

政策立案における高い貢献度に加え、企業関係者等への情報提供における高い貢献度を実現するため、政策立案者だけでなく企業関係者等に対するアンケート調査の結果を新たに目標値として設定する。その際、前中期目標の目標であった「役立ち度」よりも

更に情報の有用性に着目する指標として、日本貿易振興機構が提供した情報が意思決定や政策立案等に活用されるかどうかを測る「情報の活用度」を用いることとし、アンケート調査の4段階評価で上位2つの評価を得る割合が、前中期目標の「役立ち度」のアンケート調査における目標と同様、8割以上を目標として設定する。

【重要度：高】世界の様々な構造的変化に伴い複雑化する課題に対して、国際情勢の動きを念頭に置きつつ迅速かつ的確に調査・研究を行い、情報発信・提供（政策提言含む）を行うことは、日本企業の課題解決やビジネスの円滑化を図り、通商政策に貢献するといった機構に期待される役割の最も重要な部分である。これらの既往の取組に加えて、グリーン・人権・経済安全保障等の重要性を増した新たな政策課題への対応が求められている。さらには、新たな共通価値を重視する先進国と経済成長を重視する新興国・途上国との乖離拡大も懸念される中で、二国間・多国間事業や新興国・途上国のニーズ等も踏まえた事業を着実に実施することは、諸外国との関係強化や二国間・多国間の政策対話の促進を通じた新たなビジネス領域の掘り起こし、及び日本の対外経済政策の推進においても極めて重要である。

【困難度：高】地政学的不確実性がもたらすリスクや世界経済の動向の変化等の見通しが立てにくい事業環境の中で、外交的動きも念頭に置きつつも、世界各国と連帯・協働して取り組む必要があることに加え、突発的な事象が発生した場合には、政府等とも一体となって迅速かつ的確な対応を行うことが求められる。さらに、これら一連の業務を実行するのみならず、業務を通じて得られた情報をもとに、高度な政策動向分析や政策提案機能の強化が求められており、困難度は極めて高い。

【アジア経済研究所に係る評価軸及び関連する指標】

➤ 評価軸（1）

効率的・効果的なアウトリーチ活動によって研究成果が適切に還元され、貿易投資の拡大と我が国政府の通商政策立案等の基盤となっているか

（評価指標）

- ・研究成果の効率的・効果的なアウトリーチ活動の実施
- ・研究成果のアウトリーチ活動を通じた、我が国のメディア、経済界、国民各層、新興国等の政府、産業界、市民社会への還元による社会的効果
- ・政策研究対話（※）における政策担当者からの評価（4段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上）

※政策研究対話とは、研究所に所属する研究者等、又は研究所が実施する研究事業

に参画している研究者等が、政策担当者に対して、定期的及び政策担当者の要請に応じて、対面あるいはオンライン形式にて研究成果の還元（情報提供及び提言）並びに政策ニーズの把握等を行う活動のこと。

政策立案における高い貢献を促すため、経済産業省の通商政策等の立案担当者に対する「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、目標水準を4段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上とする。

（モニタリング指標）

- ・ 講演会・セミナー・国際シンポジウム等の開催件数
- ・ 政策研究対話の実施件数
- ・ メディア等における取り上げ件数

➤ 評価軸（2）

大学や民間企業では実施し難い先駆的かつ独創的な付加価値の高い研究成果が創出されているか

（評価指標）

- ・ 具体的な先駆的かつ独創的な付加価値の高い研究成果の創出状況

（モニタリング指標）

- ・ 誌上、ウェブサイト上又は口頭での論文発表件数
- ・ 創出された研究成果の外部評価（業績評価委員会による総合評価）

➤ 評価軸（3）

国際的な研究ハブ機能並びに学術情報プラットフォームとしての機能を発揮しているか

（評価指標）

- ・ 新たに形成した又は維持している学術ネットワークの量と質
- ・ 学術情報センター等における学術情報の蓄積と運用状況及び活用状況

（モニタリング指標）

- ・ 国際学会・国際会議等への参加数及び招待講演数
- ・ 研究所が主催・共催・参画した国際会議等の開催数
- ・ 実施した学術ネットワーク活動（※）の外部評価（業績評価委員会による総合評価）
- ・ 学術情報・データ蓄積等の発信（掲載）・アクセス件数・ダウンロード件数

※学術ネットワーク活動とは、研究ハブとしての機能を発揮しつつ国内外の大学・研究機関や外部の研究者・有識者等との関係において実施する学術的活動のこと。

4. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 業務改善の取組

中期目標の達成や成果向上に向けて、組織として、PDCA サイクルに基づく業務実績・活動の把握や、一層の創意工夫、業務改善、効率化に取り組むこととする。

運営費交付金を充当して行う業務については、本中期目標期間中、政策的経費等は除外した上で、一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費（人件費を除く。）の合計について毎年度平均で前年度比 1.15%以上（ただし、物価変動の影響を除いた実質値ベースでの比較とする）の効率化を行うものとする。この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年 1.15%以上（ただし、物価変動の影響を除いた実質値ベース）の効率化を図るものとする。

(ア) 組織体制・運営の見直し

組織体制の見直しについては、柔軟に組織を変更できる独立行政法人の制度の趣旨を活かし、「3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項」に示した目標の達成に向けて、本部、大阪本部、アジア経済研究所、日本食品海外プロモーションセンター、国内事務所及び海外事務所間、さらには経済産業省等の関係機関との間での連携強化や情報の円滑な流通に留意しながら、事業のより効果的な実施が可能となる組織設計を行う。

また、国内外の各事務所がサービスの最前線であることから、各事務所の業績及びコスト情報を把握した上で、中期計画において定める評価手法に基づき、事務所単位での評価を引き続き行う。また、事務所単位でのサービスの質の向上に努めつつ、事務所ネットワークの効率化・質の向上を図る。

○ 国内事務所

国内事務所は、地方自治体等における貿易・投資施策の策定プロセス等へ積極的に参画するなど、地元との連携強化を図る。

全国 47 都道府県に所在する拠点のネットワークを活用し、各地域の特性やニーズ等を踏まえた効果的・効率的な支援を強化する。また、地域で連携した製品の海外市場開拓等、都道府県の枠組みを超えた広域事業を展開していく。なお、国内事務所の基礎的活動経費については、国庫予算と地元負担（地方自治体からの分担金等）による折半を原則とし、この原則に則り、応分の地元負担を求め、地元と共同運営することとする。

国内事務所の設置、人員配置や運営規模については、各事務所の活動内容、成果及び今後の可能性、地方自治体・関連団体との連携状況等の定量的・定性的な情報を踏まえ、成果と地元負担に見合うよう適切なものとなるよう、その妥当性を定期的に検証して運営改善を図るとともに、より効果的、効率的な事務所ネットワークを検討し、必要な見直しを行う。

限られた資源の中で取組の効果を最大化するため、地方自治体や商工会議所、商工会、中小機構、国際協力機構、民間事業者等の他機関と積極的に連携し、施策の相乗効果を高める。

○ 海外事務所

海外事務所は、スタートアップを含む日本企業の海外展開や支援のニーズ、対日直接投資誘致や協業連携に向けた活動の展開、高度外国人材の活躍推進、新たな政策課題等への対応の観点で重要となる国々において、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意しつつ、必要な拠点・ネットワークの維持・強化を図る。その際、海外事務所の配置や運営規模について、その妥当性に関する考え方を整理した上で、経済・社会情勢や政策的重要性、「3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項」の成果及び今後の可能性、当該国・地域に対する企業や支援のニーズ、民間サービスの状況等の定量的・定性的な情報を踏まえ、費用と便益を比較してその妥当性を定期的に検証し、既存事務所の更なる見直しを実施するとともに、これらを総合的に判断し優先度の高い国への事務所及び職員の配置を進める。

また、在外公館や国際協力機構、国際交流基金及び国際観光振興機構の海外事務所との連携を強化し施策の相乗効果を高める。また、官民の役割分担や業務内容の適正な範囲に留意しつつ、現地日系商工会等の運営のサポートを行い、日本貿易振興機構が行う施策との相乗効果を高める。

さらに、国際情勢が不安定化する中、各海外事務所の安全・防犯対策を強化するとともに、限られた資源の中で増大かつ多様化するニーズに応えるために、それぞれの地域特性に応じた高い専門性の確保及び一層の機能強化に努める。

【指標】

- 国内外の事務所が行った他機関との効果的な連携を通じて得られた相乗効果の事例、各事務所が果たした役割や貢献の事例

(イ) 業務の優先順位付けの徹底

限られた資源の中で、求められるニーズが増大かつ多様化する中、業務と人員の適正なバランスにも配慮しながら、業務の優先順位付けを徹底し、新たな政策課題への対応やより効果の見込まれる新たな手法での業務に資源を集中すべく、所期の目的を達成した事業や一定期間が経過し支援対象が固定化している事業、民間や他の公的機関等に類似の事業がある、又は事業の引受先があるような事業や業務については、合理化や廃止を進めていく。

また、展示会運営等の定型業務や専門家等の管理事務については、極力外部機関に委託するなどにより、業務運営を効率化する。

(ウ) 調達の合理化

迅速かつ効果的な調達の見直しを行い、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日付総務大臣決定）を踏まえて、日本貿易振興機構が策定した「調達等合理化計画」に基づいた取組を通じて、適切かつ合理的な調達等の実施に努める。

（エ）人件費管理の適正化

中期目標の達成や、政府や社会から期待される役割を果たすために必要となる適正な人員の配置を行う。その際、給与水準については、国家公務員等の給与水準を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与水準の適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表する。

（オ）費用対効果の分析と改善

業務運営にあたっては、政府方針、他機関との役割分担等を踏まえつつ、事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析し、費用対効果の改善に取り組むことで、限られた資源を最大限活用し、事業成果を一層高める。

（2）デジタル技術の活用によるサービスの高度化、業務運営の効率化

データの利活用を進め、顧客サービスの高度化と業務の一層の効率化を図るとともに、政府のデジタル・ガバメント施策と連携する。また、日本貿易振興機構内及び関係機関、支援企業等との迅速かつ効率的な情報共有、意思疎通、さらには、適切な意思決定等の業務効率化を可能とするべく、「国の行政の改革に関する取組方針～行政の ICT 化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」を踏まえ、引き続き IT を活用した業務改革及びペーパーレスの推進を含めた執務環境の整備を図る。

（ア）デジタル化によるサービスの高度化

日本貿易振興機構に集まる企業・商品情報、海外バイヤーの行動履歴、マッチングの結果等について、データベースに集約を行い一元的に管理するとともに、引き合いや商談結果を AI で分析することにより、日本貿易振興機構のマッチング精度を向上させる。

ユーザーの評価・行動やデータをもとに、サービスの課題を PDCA を通じて常時検証のうえ、優れた他機関、民間事業者等のサービスと連携することも含めて、新たなサービスの開発や改良を組織横断的に行う。

さらに、データの整備及び効果検証により、定量的な根拠に基づく政策効果の説明を行うとともに、政策当局とデータを連携し政策立案に貢献する。

（イ）デジタル化による業務運営の効率化

ビジネスプロセス・リエンジニアリングにより、既存の業務の在り方を見直すとともに、デジタル化を進めることで、業務フローの可視化、標準化、効率化を図り、限られた資源の中で安定的な、より良いサービスを提供するための基盤を強化する。また、デジタル化や基盤強化等に必要となるセキュリティ対策にも併せて取り組む。

デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を投資対効果を精査した上で行うとともに、情報システムの整備及び管理を行う PJMO（Project Management Office）を支援するため、PMO（Portfolio Management Office）の設置等の体制整備を行う。また、情報システムについて、クラウドサービスを効果的に活用する。

上記取組の実施に際しては、以下の指標例を参考にする。

- ・ PMO の設置及び支援実績
- ・ 情報システム整備に係る投資対効果の精査結果
- ・ 情報システム経費
- ・ クラウドサービスの活用実績
- ・ オンライン手続（申請等）の利用率
- ・ 新たに公開したデータ種類数
- ・ 他機関を含む情報システム間のデータ連携の整備実績
- ・ 政府が整備する共通機能等の活用実績

【指標】

- 日本貿易振興機構の招待バイヤー専用のオンラインカタログ“Japan Street”の日本企業の登録者数（中期目標期間中に10,000社を目指す。）
※マーケットインの発想に重点を置いた海外バイヤーと日本企業との商談マッチングを効果的に実施するためのデジタルプラットフォームを整備・拡充するために指標を設定。

5. 財務内容の改善に関する事項

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」等で示された日本貿易振興機構への政策的な期待・要請に応えるため、財政基盤の一層の健全化を図るとともに、必要な経営資源を機動的に投入していく。

また、財務内容の健全性を確保する観点から、資金の借入については、特段の事情がない限り厳に慎む。

なお、多数の海外事務所を有する日本貿易振興機構にとって、世界的な物価上昇等により安定的な事業運営が損なわれるリスクが増大していることを踏まえ、本中期目標期間より、物価上昇を考慮し必要な財源を確保する仕組みを導入する。

（1）自己収入拡大への取組

第一期から第五期中期目標期間においても自己収入の拡大に向けて取り組んできたところだが、本中期目標期間中も引き続き、事業者からの受益者負担の拡充や新たな収入源の実現等、自己収入の拡大に向けより一層取り組むことで、限られた財源の中でより多くの事業ニーズに対応できるよう、組織・事業運営の財政基盤を強化し、国の財政負

担の抑制に引き続き取り組む。具体的には、セミナーや展示会、商談会の開催等において受益者負担の拡大（例、新輸出大国コンソーシアム、越境 EC 等における受益者負担導入）を図るとともに、会費収入等の自己事業については、利用者が減少している事業はサービスの内容を見直すとともに、費用対効果を検証する。地方自治体や業界団体からの受託事業については、より安定した自己収入のため、個別事業の内容を精査し、継続的な事業獲得につなげる。

（２）運営費交付金の適切な執行に向けた取組

運営費交付金については、引き続き収益化単位ごとの予算と実績の管理を行うとともに、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うこととする。

（３）保有資産の見直し

保有する資産については、多角的な観点からその保有の必要性について検証し、支障のない限り、国への返納等を行う。

（４）決算情報・セグメント情報の公表の充実等

財務内容等の一層の透明性を確保するとともに、活動内容を政府・国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、事業のまとめりごとに決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。

6. その他業務運営に関する重要事項

（１）内部統制

業務範囲の拡大等による業務量の拡大が引き続き見込まれる状況下において、以下のとおり内部統制の充実を図り、中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を遂行し、ミッションを有効かつ効率的に実施する。

- 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実施する。
- 役職員に法人の使命の浸透を図る。役職員の行動指針となる行動憲章を、全職員に毎年度、周知徹底を図る。
- 日本貿易振興機構の業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について、定期的な役員会を開催し、審議・報告する。その結果を組織内に伝達し、役職員全ての認識を共有する。
- 年度途中における目標の達成状況及び予算の執行状況を確認し、PDCA サイクルに基づく業務改善、予算再配分等を行い、限られた資源の中での事業成果の向上を図る。
- ミッション遂行の障害となるリスクを把握・評価し、適切な対応を図る。

- アジア経済研究所における研究が適正に行われることを確保するため、研究不正防止及び研究倫理審査等の制度を充実させる。

(2) 経済安全保障への対応

日本貿易振興機構が実施する事業を通じて、安全保障や産業競争力ひいては国際社会における日本の不可欠性に貢献しうる知的財産、技術の海外流出や、他国での人権侵害に日本貿易振興機構が意図せず関与するリスクを回避するため、事業に参加する日本企業等に対し、国内外の貿易管理制度等に関する普及啓発、情報提供を行う。併せて、関連情報について、日本企業に対しセミナーや各種媒体を通じ、普及啓発を図っていく。

(3) 情報セキュリティの確保

「独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律（平成 13 年度法律第 140 号）」及び「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」に基づき、適切な対応を行う。

個人情報の取り扱いについては、引き続き、全職員に対する研修や点検を毎年度実施するとともに、サイバーセキュリティの観点からも適切に保全し、組織内全体での適切な管理の徹底を図る。

情報セキュリティ対策については、サイバーセキュリティ戦略等の政府の方針を踏まえ、サイバーセキュリティ戦略本部において作成された「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に基づき定めたポリシーに従って情報セキュリティ対策を講じる。政府、関係機関等と脅威情報を共有し、不正アクセス等が発生した場合は、迅速かつ適切に対応する。

(4) 人材育成や人材の多様化

世界の政治、経済、ビジネス情勢がめまぐるしく変わる中、世界各国を対象に、政治・経済・社会情勢・諸制度、産業・企業、消費動向等の情報を収集・発信し、日本と世界を繋げることにより、幅広い業種における企業の貿易や投資を支援する日本貿易振興機構の重要性が高まっている。また、デジタル市場の獲得やスタートアップ支援、海外フロンティア市場の開拓等、機構へのニーズが一層多様化していることに加え、企業が機構に求める情報やコンサルテーションの水準がますます高度化している。

こうした変化に柔軟に対応しつつ、限られた資源の中で社会に高い価値を提供するには、職員一人ひとりの自律的、主体的な意欲向上や能力開発が一層求められている。このため、これを促す人材・キャリア開発計画を策定し、PDCA を行って不断に見直しながら実施していく。加えて、「グリーン」、「人権」、「経済安全保障」等をめぐる国際的な議論や政策の動向に関するリテラシー向上を実現する取組を実施する。また、日本貿易振興機構のデジタル化推進に必要なデジタル人材を育成するため、情報通信関連資格や情報セキュリティに関する知見の取得等、一定の知識・技能・経験が求められるキャリアパスを整理し、それらに必要な研修等を実施していく。さらに、ナショナルスタッフの更なる活躍に向けた取組の強化、ダイバーシティ・インクルージョンの

推進、国内外の外部組織との人材交流を行う。

(5) 働き方改革の推進

「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）を踏まえ、柔軟な働き方をしやすい環境整備、女性・若者が活躍しやすい環境整備等を推進する。また、働き方等に関するアンケート調査を定期的に行い、職員の評価を参考にして、働き方改革を推進する。

(6) 安全管理

天災や突発的な事故等の非常事態に備え、関連規程やマニュアル等の改訂を毎年度検討し、危機管理体制の整備を図る。

また、海外における各国・地域の治安、自然災害、環境汚染等の情報を適時かつ正確に把握し、迅速かつ適切な対策を講じるとともに、有事を想定した訓練・研修を実施する。

(7) 顧客サービスの向上

日本貿易振興機構が提供するサービスの内容について幅広く伝えるとともに、毎年度、全国で企業や関係機関等からサービスに対する意見や要望を聴取する機会を設けるなど、顧客サービスの質的向上、改善に向けた不断の取組を行う。

(8) 法人の長のトップマネジメントの促進

独立行政法人の目標の策定に関する指針（令和 4 年 3 月 2 日改定）の「7 通則法第 29 条第 2 項第 5 号「その他業務運営に関する重要事項」における目標の立て方について（3）」に基づいて、法人の自主性・自律性を確保する観点から、法人の長の創意工夫を促し、法人の使命や政策体系上の役割を果たす上で必要と考えられる事項のうち、法人の長のトップマネジメントの取組を促す目標を以下のとおり定める。

なお、評価に当たっては、法人の長のマネジメントそのものを評価する観点から、適切に評価する必要があることに留意する（同方針）。

- 法人の使命の役職員への浸透、国民一般や地域を含む幅広い主体に対する法人の活動への理解促進を図るなど、役職員のモチベーション向上に資する取組を促す。
- 国の政策における重点分野や法人に強みのある分野にその資源を重点配分するよう、環境変化を踏まえて、法人の業務の重み付けを適切に行う。
- 法人が失敗する可能性も織り込みつつ、できる部分から挑戦を重ね、試行錯誤の中で改善を進めるなど、リスクを取った取組を進めることが期待される業務について、ガバナンスを的確に機能させるため、業務の特質に応じた体制を確保するとともに、取組状況を適切に分析・評価し、必要に応じて取組の方向性等を見直すよう促す。
- 諸外国の首脳・閣僚、産業界や貿易投資振興機関等のリーダーとのハイレベルな対話・交流を通じて、貿易投資振興を通じた国際社会における課題対応等について認識の共有

や醸成に努めながら、日本貿易振興機構法に定められた目的の実現及び日本貿易振興機構に期待される政策体系上の役割を果たす上で必要な取組の推進に繋げる。

【指標】

- エンゲージメントの維持・向上に向けた取組状況、エンゲージメント・サーベイの結果
- 組織のダイバーシティ・インクルージョンの推進に向けた取組状況

政策体系における独立行政法人日本貿易振興機構

経済産業省 政策体系

経済産業省の政策体系においては、海外市場開拓支援や対日投資の推進、調査・研究等を通じて、以下の①、②、⑦の施策の実施を求めている。

- ①経済構造改革（新陳代謝）
- ②対外経済関係（国際交渉・連携／海外市場開拓支援・対内投資）
- ③産業技術・環境対策、産業標準
- ④情報処理の促進、サービス・製造産業の発展
- ⑤産業保安
- ⑥鉱物資源及びエネルギー
- ⑦中小企業・地域経済（貿易投資の促進に関わる施策）

政府の成長戦略等

政府の成長戦略である「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及びフォローアップ等において、日本貿易振興機構が役割を担うことが求められている取組及び関連する政府目標は以下の通り。

<政府目標>

- 対日直接投資残高を2030年に80兆円と倍増、GDP比12%とする
- 農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とする
- 2030年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額を35.5兆円とする

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」・フォローアップ（令和4年6月閣議決定）

以下についてJETROが施策や役割を担うこと。

- ・対日直接投資の促進、協業・連携の促進
- ・スタートアップの海外展開支援
- ・高度外国人材の活躍推進
- ・越境EC等を活用した中堅・中小企業の海外展開支援

改正輸出促進法（令和4年5月25日公布）

- ・JETROと認定農林水産物・食品輸出促進団体の協力に係る努力義務規定

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和4年6月改訂）

- ・認定輸出促進団体等と連携した輸出拡大においてJETROが役割を担うこと

第5期中期目標期間における日本貿易振興機構の重点政策

- 対日投資やスタートアップの海外展開を通じたイノベーション創出支援
 - ・イノベーションの創出や地域経済の活性化等に資する対日投資へ重点化。
 - ・スタートアップの海外展開支援により、海外のリスクマネー・技術・人材の獲得等を支援。
- 農林水産物・食品の輸出促進
 - 「農林水産物の輸出力強化戦略」に基づく取組の着実な実施とJFOODOによる戦略的な日本製品のマーケティングの継続・強化を通じて、両者をうまく連動させながら支援。
- 中堅・中小企業などの海外展開支援
 - 関係機関と連携する「新輸出大国コンソーシアム」を核として、越境ECや高度外国人材の活用等を通じて、中堅・中小企業の海外展開支援を推進。
- 我が国企業活動や通商政策への貢献

第6期中期目標期間の方向性

- 資本・技術・人材が国内外で循環するエコシステムの形成・強化
 - ・対日直接投資、国内外における協業・連携の促進
 - ・日本のスタートアップの海外展開支援
 - ・高度外国人材の活躍推進
- 農林水産物・食品の世界市場展開の促進
 - 輸出の裾野を拡大するとともに、海外マーケットへのプロモーションを強化
- 中堅・中小企業など日本企業の海外展開支援
 - デジタル技術を活用し支援対象の裾野を拡大するとともに、海外市場で勝てる企業への重点的な支援・育成を実施
- 日本企業の海外展開・通商政策における共通課題等への対応
 - 基礎調査・研究及び提案機能を高度化

日本貿易振興機構（JETRO）の使命等と目標との関係

（使命）

我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の推進に寄与することを目的としている。

（現状・課題）

◆強み

- ・国内外企業のビジネス活動等に関する高い専門性、長年蓄積されたデータ・ノウハウを有する。
- ・世界55カ国76拠点の海外ネットワークを活かし、ビジネス活動支援のほか、外交活動への貢献、政情不安地域等での情報収集・発信、外国政府への働きかけ等、多様な機能を発揮。

◆弱み・課題

- ・グリーン・人権・経済安全保障等の新たに重要性を増した政策課題への対応が必要。
- ・現地企業・政府等とのネットワーク拡大・関係強化が課題。

（環境変化）

- 日本では人口減少・少子高齢化が深刻化する一方、海外では新興国・途上国を中心に人口増加や経済成長が進んでおり、日本が海外の経済活力や市場を取り込み経済成長につなげていく重要性が増している。
- 対日直接投資や日本企業の海外展開の更なる拡大が課題。世界的な高度外国人材の獲得競争も活発化。
- 世界では、経済安全保障を事由とした自国中心主義の広まりによる多極化、新型コロナウイルスの感染拡大等により、国際経済秩序の前提が揺らぎつつあり、グローバルサプライチェーンの脆弱性等が顕在化。

（中期目標）

以下の4つの柱に基づき、日本の貿易・投資の振興を行い、日本経済の成長及び競争力の強化に貢献していく。

- (1) 資本・技術・人材が国内外で循環するエコシステムの形成・強化
(対日直接投資、国内外における協業・連携、日本のスタートアップの海外展開、高度外国人材の活躍推進の支援)
- (2) 農林水産物・食品の世界市場展開の促進
- (3) 中堅・中小企業など日本企業の海外展開支援
- (4) 日本企業の海外展開・通商政策における共通課題等への対応

加えて、国内外の政府・地方自治体・民間企業等との連携強化、デジタル技術を活用したサービスの高度化及び事業の効率化、海外事務所の機能強化、経済安全保障への対応強化を図る。

独立行政法人情報処理推進機構
第五期中期目標

令和5年 月

經濟産業省

独立行政法人情報処理推進機構 第五期中期目標 目次

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	1
II. 中期目標の期間	5
III. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	6
1. Society 5. 0の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進	6
2. デジタルトランスフォーメーション（DX）を担うデジタル人材の育成推進	9
3. サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保	11
IV. 業務運営の効率化に関する事項	15
V. 財務内容の改善に関する事項	17
VI. その他業務運営に関する重要事項	18

（添付）独立行政法人情報処理推進機構に係る政策体系図、使命等と目標との関係

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

1. 法人の使命

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）は、情報処理の促進に関する法律（以下「情促法」という。）に定められているとおり、プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理システムの高度利用の促進、情報処理サービス業等を営む者に対する助成並びに情報処理に関して必要な知識及び技能の向上に関する業務を行うことにより、情報処理の高度化を推進することを目的としている。IPAは、デジタル政策を推進する随一の独立行政法人である。

2. 法人の現状と課題

IPAは、経済産業省（旧通商産業省）の政策実施機関として、独立行政法人（以下「独法」という。）化以前は、ソフトウェア産業への資金共有を中心に事業を行うとともに、1990年代からは、ウイルス・不正アクセス情報・脆弱性に関する情報の収集と調査分析を実施し、評価を得てきた。平成16年の独法化以降は、ソフトウェア・エンジニアリング・センター（SEC）を立ち上げ、それに関する施策を推進するとともに、第三期中期目標期間まで、ITの安全性・信頼性の向上や、高度なセキュリティと高度IT人材の確保等の業務を実施してきた。

第四期中期目標期間では、IPAに求められる役割を「情報セキュリティ対策の強化」、「高度な能力を持つIT人材の発掘・育成・支援及びネットワーク形成とIT人材の裾野拡大に向けた取組の強化」、「ICTに関する新しい流れを常に捉え、発信していく機能の強化」と定め、IPAが有する情報処理に関する高く・幅広い専門性に基づいて、着実にそれら業務に取り組むことで、主に以下のとおりの成果を上げている。

（1）情報セキュリティ対策の強化

①セキュリティ上の脅威及び脆弱性対策

各種ガイドラインの拡充、サイバー攻撃発生時の初動対応支援（J-CRAT）、情報共有・注意喚起（J-CSIP）を継続して実施。国産セキュリティ製品の有効性検証の手引きと実環境試験の手引きを作成。

②セキュリティ対策の普及啓発

情報セキュリティ安心相談窓口対応やインターネット安全教室を継続して実施。コラボレーションプラットフォームによるセキュリティ対策のニーズとシーズのマッチングを実施。

③中小企業へのセキュリティ対策支援

中小企業向けガイドライン・自己宣言制度の普及、「サイバーセキュリティお助け隊サービス」の創設や「サプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム（SC3）」の立ち上げを支援。中小企業向けセキュリティ対策

製品の検索サイト構築に向けた検討を実施。

④評価・認証制度

IT製品調達時のセキュリティ要件のチェックリストを作成。情報セキュリティサービス審査登録制度によるセキュリティサービス事業者の信頼性を可視化する制度の運用を実施。

⑤政府関係機関のセキュリティ対策支援

独法等の情報システムの監視（第2GSOC）に係る体制整備、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）の運用開始。

(2) 重要インフラ等のサイバーセキュリティ対策の強化

①人材育成

中核人材育成プログラムを通じて300人以上の専門人材を輩出、修了者コミュニティ（叶会）の創設、役割・分野等に応じた短期プログラムの提供、情報処理安全確保支援士（登録セキスペ）の拡大支援。

②国際連携

欧米諸国と連携したインド太平洋向け演習等を継続実施。

③事故調査機能の整備

第208回通常国会における高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案の成立により、IPAに業務追加となるため、事故調査に向けた体制整備を開始。

(3) IT人材育成

①未踏事業

未踏事業における人材の発掘・育成（量子コンピューティング技術活用人材育成におけるカーボンニュートラル部門追加含む）、スーパークリエイター認定及び各種イベントを実施。

②セキュリティ・キャンプ

セキュリティ・キャンプ全国大会／セキュリティ・ネクストキャンプにおける人材育成、セキュリティ・キャンプフォーラムを実施。

③情報処理技術者試験

第4次産業革命（AI・ビッグデータ・IoT）や高校及び大学等での情報・データ関連教育の拡充に対応し情報処理技術者試験の出題内容を平成30年8月にアップデート。

④情報セキュリティマネジメント試験（以下「SG」という。）、基本情報技術者試験（以下「FE」という。）のCBT方式への移行及びIBT方式導入の検討

コロナ禍を踏まえSG、FEのCBT方式への緊急移行を令和2年度から実施。“新たな日常”に対応するIBT方式導入の検討を開始し、令和4年4月にSG、FEの出題範囲、シラバス等の変更や、令和4年10月に実証試験を実施。

⑤情報処理安全確保支援士（登録セキスペ）制度

情促法の一部改正に伴い、国家資格「情報処理安全確保支援士（登録セキス

べ) 制度」における更新制の導入及び義務講習に民間事業者等の講習（「特定講習」）を追加。

⑥スキル標準（ITSS+）の改訂やデジタルスキル標準（DSS）の策定
データサイエンスやセキュリティ、アジャイルに関するスキル標準（ITSS+）の改訂を実施。令和4年12月にデジタルスキル標準（DSS）ver 1.0を策定。

⑦デジタル人材育成プラットフォーム

経済産業省「第4次産業革命スキル習得講座認定制度」の運用支援を実施。デジタル人材育成プラットフォームのポータルサイト（マナビDX）を令和4年3月に立ち上げ・運用。

(4) デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）の推進

①DX認定制度

DX推進の準備が整っている（DX-Ready）事業者を認定する「DX認定制度」について、期間中に548者（令和4年12月時点）が審査基準を満たしていることを確認。

②DX銘柄

東京証券取引所に上場している企業のうち、優れたDXの取組を行う企業を選定する「DX銘柄」について、令和4年度から主催に加わり、銘柄企業選定のためのDX調査（401社）の取りまとめをはじめ、DX銘柄の運営を実施。

③DX推進指標

「DX推進指標」による自己診断について、令和3年末時点で844組織が実施（令和元年～令和3年）。

④DX白書

令和3年10月にDX白書を公表し、令和4年11月末時点でダウンロード数約68,000件を達成。

⑤地方版IoT推進ラボ／地域DX推進ラボ

IoT・ビッグデータ・AI等の先進技術を活用して効率的かつ効果的に地域課題の解決を図るとともに、地方の経済発展を推進する取組を支援するべく、「地方版IoT推進ラボ」をこれまでに106地域選定。また、地域社会全体でのDXへの取組をさらに加速するなどを目的とした「地域DX推進ラボ」を新たに設置。

(5) 社会システム全体のアーキテクチャの設計・提案

各省各庁又は事業者の依頼に応じて、モビリティや企業間取引等の3以上の領域でアーキテクチャを設計し、令和4年9月までに報告書を公表した。

世界的にも、加速度的なデジタル化が進展する中、我が国としてもデジタル社会の実現は、最重要課題の一つ。令和2年12月には「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が定められ、これを受けて、デジタル社会形成基本法に基づき、令和3年9月にはデジタル庁が創設されるとともに、デジタル社会の形成に関する

具体的な取組の全体像やスケジュール等を示すものとして、令和3年12月に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」も決定（令和4年6月改訂）されるなど、政府全体としてデジタル政策に関する取組を強力に推し進めているところ。

こうした中、デジタル政策を推進する随一の独立行政法人であるIPAについても、政府のデジタル政策の一翼を担う重要な機関として、更なる取組の強化が求められている。特に、第五期中期目標期間においては、Society 5.0の実現に向けて、「デジタルエコシステム（※）」の創出に取り組む必要がある。

具体的には、IPAが以下のような機能を有し、サービスを提供するとともに、これらを継続的に高度化していくことに取り組むことで、IPAが産学官や最先端の知が集積するデジタルエコシステムの中核組織となることを目指す必要がある。

- ・アーキテクチャ設計や企業・産業・地域のDXの社会実装等の推進
- ・企業・産業・地域のDXを支えるデジタル推進人材の供給
- ・サイバー空間における安全・安心の維持

※Society 5.0の実現に向けて、企業や国民などデジタル社会を形成する多様なプレイヤーが連携するための社会的な基盤である「デジタル基盤」のもとで、それぞれのプレイヤーが相互に作用しあいながら、能力をいかに発揮し、それぞれの機能や役割を十分に果たすとともに、こうしたプレイヤーが自ずと拡大していく状態を「デジタルエコシステム」と定義。IPAは、この「デジタル基盤」を整備し、「デジタルエコシステム」の創出に貢献する。

なお、当該事項については、後述の「VI. その他業務運営に関する重要事項」に第五期中期目標期間のIPAの目標として記載。

3. 政策を取り巻く環境の変化

デジタル社会の形成は、我が国の国際競争力強化や国民の利便性の向上だけでなく、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題を解決する上で、極めて重要となっている。こうした認識の下で、政府は「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を策定するとともに、デジタル社会形成基本法に基づき、デジタル庁を創設し、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の策定・改訂を行っている。

デジタル政策を推進する随一の独立行政法人であるIPAは、重点計画に位置付けられている基本戦略や基本的施策等のうち、特に、以下の取組を進めていくことが求められている。

- ① Society 5.0の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進（突出した人材の発掘・育成や企業のDX推進等を含む）
- ② デジタルトランスフォーメーション（DX）を担うデジタル人材の育成推進
- ③ サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保

上記①については、IPAは、令和2年5月、Society 5.0の実現のため、サイバー空間とフィジカル空間を連携させるための複雑なルールや社会システムの全体像（アーキテクチャ）を整理して描くための組織として、デジタルアーキテクチャ・デザインセンター（DADC）を立ち上げたところであるが、日本が自律的にイノベーションを起こすためのデジタル基盤整備は急務であり、今後も、DADCを中心に、当初から海外展開を見据え、国内外の幅広い関係者を巻き込みながらアーキテクチャを設計し、社会実装を推進していくことが必要である。

また、令和4年12月のデジタル田園都市国家構想実現会議において、経済産業省が中心となって、デジタル実装の前提となるハードインフラのみならず、データ連携基盤等のインフラの整備に向けて、デジタル社会実装基盤全国総合整備計画（仮称）の策定を行うこととされたことを踏まえ、DADCは経済産業省と連携し、自身の設計したアーキテクチャに沿って官民が連携して投資を行い、デジタル社会実装基盤が全国に整備されていくよう、取組を進めていく必要がある。

加えて、イノベーションの創出を担う独創的なアイデアや技術を持つ突出した人材の発掘・育成（未踏事業）については、令和4年11月にとりまとめられた「スタートアップ育成5か年計画」において、その育成規模を大規模に拡大することとされたことも踏まえ、取組を強化し、ビジネスや社会課題の解決及び我が国のスタートアップ創出等に貢献していく必要がある。

上記②については、令和4年6月に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想基本方針」において、政府全体として、DX推進に必要となるデジタル人材の育成について「2026年度末までにデジタル推進人材230万人を育成する」という目標が掲げられたところであり、IPAとしても情報処理技術者試験やマナビDX等に加え、デジタルスキル標準の整備・活用事例収集・情報発信を通じて、その目標達成に貢献していく必要がある。

上記③については、令和4年12月に閣議決定された新たな「国家安全保障戦略」において、現在の国際的な安全保障環境の複雑さ、厳しさの一例として、サイバー攻撃の脅威が急速に高まっていることが指摘され、サイバー安全保障分野での対応力を欧米主要国と同等以上に向上させることとされている。この実現に向けて、官民の情報共有の促進が掲げられており、産業界・経済界等に対して、サイバー攻撃被害の初動対応支援や情報共有の促進等を実施してきたIPAが果たす役割は大きく、今後、国家の安全保障・経済安全保障の確保への貢献に向けた取組も強化していく必要がある。

Ⅱ. 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和5年4月から令和10年3月までの5年間とする。

Ⅲ. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

第四期中期目標期間においては、社会的な要請や政策に基づき、IPAにとって新たな基幹となるべき業務が追加されるなど、IPAに求められる役割は、ますます重要なものになってきている。

第五期中期目標期間においても、第四期で実施してきた取組を継続しつつ、サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合する社会システムの中で、産学官や最先端の知が集積する、「デジタルエコシステム」の中核組織となることを目指し、その時々における社会的な要請や政策の動向等を踏まえ、IPAが果たすべきミッションを達成していく。

なお、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価については、以下1.～3.に掲げる「Society 5.0の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進」、「デジタルトランスフォーメーション（DX）を担うデジタル人材の育成推進」及び「サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保」それぞれを評価単位として行う。

1. Society 5.0の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進

Society 5.0の実現に当たっては、サイバー空間とフィジカル空間を連携させるための複雑なルールや社会・産業システムの全体像を整理・設計するためのアーキテクチャ設計が必要。このため、第五期中期目標期間においては、これまでも日本各地や業界ごとに個別アーキテクチャの設計が行われ、中にはグローバルレベルで取組が進んでいるものもあるが、こうした個別取組を統合して全体最適を図っていくため、ソフト、ハード、ルールといったデジタル社会実装基盤の一体的整備を大胆かつ早急に進めていくことが重要。当初から海外展開を見据え、国内外の幅広い関係者を巻き込みながらアーキテクチャを設計し、社会実装を行っていく。

また、今まで見たこともない独創的なアイデア・技術を持つ突出した人材を発掘・育成する「未踏事業」について、技術（AI・量子コンピューティング等）の開発者・使い手や起業家等の輩出に向けて、その育成規模の拡大を行っていく。

さらに、DX推進施策（DX推進指標、DX認定、DX銘柄）による企業・産業・地域のDX推進をしていく。

（1）ビジョンの具体化、アーキテクチャの設計及び社会実装・普及の推進

- ・サイバー空間とフィジカル空間の高度な融合を可能とし、人間中心で社会的課題の解決と産業発展を同時に実現するSociety 5.0について、エコシステム、ビジネスモデル及びユースケースの観点も含めてビジョンを具体化
- ・ビジョンを実現するために必要なソフト・ハード・ルール・組織について、安全性・信頼性、経済性・インセンティブ及び技術・人材の観点も含めてアーキテクチャを設計
- ・設計したアーキテクチャ及び識別子、データモデル、インターフェース、トラス

ト若しくはデータガバナンス等に関する仕様又はその仕様を実現するソフトウェアの提供も含めて、その社会実装・普及を推進

- ・国内外の産学官の幅広い関係者を巻き込みながら、ビジョンの具体化、アーキテクチャの設計及び社会実装・普及を実現するために必要な強いリーダーシップや高度な専門性を有する人材に関する体制を整備
- ・第五期中期目標期間内に社会がその効果を実感できる成功事例を生み出すために、まずはSociety 5.0のうち5領域でビジョンの具体化、アーキテクチャの設計及び社会実装・普及の推進が実現することに注力

(2) 突出した人材の発掘・育成・支援及び活躍の機会の提供

- ・デジタル技術の活用によりイノベーションを創出することのできる独創的なアイデア・技術等を有する突出した人材の発掘・育成及び突出した人材が持つイノベティブな技術シードの磨き上げを通じた産業界をけん引・リードしていく人材を育成
- ・突出した人材の交流の場の提供等による人的ネットワーク活性化促進

(3) 企業におけるデジタル経営改革の推進

- ・民間におけるデジタル技術を活用したDXの促進を通じた競争力の強化に向けて、DX認定・DX銘柄等の効率化・整理、主体的な実施・運営を通じた企業のDXの促進及び情報の集約・政策へ反映
- ・DX認定制度の認定件数を拡大
- ・効率的な審査フローの整備、集積した認定事業者データの分析による情報提供等を通じた申請を促進

【指標】

本事業（上記1.）における毎年度の評価は、以下の指標の達成状況等を踏まえ、総合的に業務実績を勘案して実施する。

なお、Society 5.0の実現に向けて、アーキテクチャの設計から社会実装・普及まで取り組むことが重要である。また、独創的なアイデア、技術を持つ突出した人材の発掘・育成の支援制度（未踏事業）の拡大及び企業のDXの促進が重要である。このような考え方のもと、以下の指標を設定する。

<指標1：Society 5.0の実現に向けた、5以上の領域におけるアーキテクチャの設計と、ソフトウェア技術を含むデジタル基盤に関する新規のサービスの提供の開始（上記1.（1）関連）> 【基幹目標】

Society 5.0の実現に向けて、自律移動ロボット、空間情報、サプライチェーン、契約・決済、及びスマートビル等の5以上の領域において、アーキテクチャを設計して、将来的な社会での普及を目指し、ソフトウェア技術を含むデジタル基盤に関する新規のサービスの提供が開始されることを目標にする。

[指標水準の考え方]

I P Aにおいて、産学官で連携して、自律移動ロボット、空間情報、サプライチェーン、契約・決済、及びスマートビル等の5以上の領域において、国が整備すべきアーキテクチャ及び識別子、データモデル、インターフェース、トラスト若しくはデータガバナンス等に関する仕様又はその仕様を実現するソフトウェア（以下「技術仕様等」という。）を具体化して、その国内外での社会実装・普及を進める。なお、技術仕様等の範囲は、前記に限定する趣旨ではなく、第五期中期目標策定時点の想定を記載したものである。

具体的には、領域毎に20点に達成率を乗じた点数を合算して、第五期中期目標期間終了時点で100点以上を目標の水準とする。5つの領域で達成率100%（B）を実現することを目標とした上で、それぞれ達成率150%（C）、200%（D）を目指すものとする。また、本来的には、（C）、（D）の状態は、利用する事業者数等を計測して評価することが適切と考えられるが、（B）に至る前に適切な目標値を定めることは困難である。そのため、領域毎に（B）を達成してから必要に応じて利用する事業者数等を年度計画において目標として定めるものとする。

<達成率>

A：50%（I P Aが技術仕様等を提供している状態）

技術仕様等を整備して公表した場合

B：100%（技術仕様等に準拠したサービスが社会に提供されている状態）

認定・認証等を通じて「整備・公表した技術仕様等に準拠していること」が確認されたサービスが、2社以上に対して提供された場合

C：150%（技術仕様等に準拠したサービスが国内で普及し始める状態）

整備・公表した技術仕様等への準拠が政府の関連する事業・制度等の要件になった場合

D：200%（技術仕様等に準拠したサービスが国際社会に普及し始める状態）

整備・公表した技術仕様等が国際標準化された場合

[重要度高・困難度高]

第五期中期目標期間中に取り組む領域は、人口減少、脱炭素、経済安全保障といった社会課題に対応する観点からも、いずれもデジタル時代の社会資本としてデジタル基盤を提供する必要性が高まっており、当事業は、重要かつ優先すべきものである。また、本指標は、アーキテクチャ設計による社会実装の実現を目標達成の基準としつつ、更なる国内での普及・国際社会への普及をも目指すチャレンジングな水準の目標である。

<指標2：未踏事業修了生の成果（上記1.（2）関連）>【基幹目標】

未踏関係事業の修了生による新たな社会価値創出やアウトリーチ活動を、新技術の創出数、新規起業・事業化の資金確保数、ビジネスマッチング成立件数で総合的に捉え、第五期中期目標期間中の合計数延べ130件を目指す。あわせて、新技術の創出等を通じて、社会課題の解決や我が国のスタートアップ創出への貢献を目指す。

[指標水準の考え方]

独創的なアイデア・技術を持つ突出した人材の発掘・育成規模を国家レベルの支援に拡大することが求められているなか、未踏事業における効果目標として、新技術の創出として知的財産権に関する出願・登録数や企業等との共同研究・開発テーマ設定数、起業・事業化への資金確保数、ビジネスマッチング成立件数を合わせ5年間累計で130件を目標とする。なお、未踏関係事業の計画を変更せざるを得ない事情が生じた場合はこの限りではない。

[重要度高・困難度高]

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和3年6月7日閣議決定）」において大きな柱として位置づけられている「スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進」の中でも「優れたアイデア、技術を持つ若い人材への支援制度の拡大（未踏事業を国家レベルの支援に拡大すること）」は中核的な位置づけとなっており、同事業は、重要かつ優先すべきものである。また、本指標は、未踏関係事業の修了生が実際に新技術の創出、新規起業・事業化などといった新たな社会価値（アウトカム）を創出することをチャレンジングな水準で目指す目標である。

<指標3：企業におけるデジタル経営改革の推進（上記1.（3）関連）>

デジタル経営改革に向けDX推進指標による自己診断実施組織数（大企業に限る）について、第五期中期目標期間終了時点で2000組織以上とする。

[指標水準の考え方]

DXを促進するために、IPAが行うDX推進指標の普及改善やベンチマーク分析、認定や銘柄制度の運用などが、企業の自己診断を促すことによりどの程度つながったかを測る指標として設定し、第五期中期目標期間中に目標値の達成を目指す。市場における自律的普及が期待される理論値である大企業約1.2万社の約16%に相当する水準が約2000社であるため、当該指標水準とした。

2. デジタルトランスフォーメーション（DX）を担うデジタル人材の育成推進

DXを推進するボリュームゾーンであるデジタル人材の育成に関して、政府全体として「2026年度末までにデジタル推進人材230万人を育成する」という目標（令和4年6月デジタル田園都市国家構想基本方針閣議決定）を掲げており、IPAとしても、リテラシーレベルの人材育成とともに、そうした専門的なデジタル知識・能力を有するデジタル推進人材の育成にも貢献していく必要がある。このため、第五期中期目標期間においても、第四期中期目標期間で取り組んだDX推進に資する情報提供とともに、デジタル人材の拡大に向けて、関係省庁等とも連携しつつ、以下の取組を推進していく。

（1）デジタルスキル標準の整備・情報発信

- ・ デジタルスキル標準等の普及・活用促進に向けた事例収集・情報発信や継続的な見直しの実施、経済産業省が実施する「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」運用を支援
- (2) デジタル人材育成プラットフォームのポータルサイト「マナビDX」を通じたデジタル人材育成推進
 - ・ デジタル人材育成に資する民間事業者や大学等が提供する教育コンテンツの一元的な提示やデジタルスキル標準との紐づけの審査を実施
- (3) 国家資格・試験制度を通じたデジタル人材育成推進
 - ・ 情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の実施、並びに、情報処理安全確保支援士制度に係る登録（更新を含む。）、講習（同等以上の効果を有すると認められる講習に係る業務を含む。）を実施
 - ・ 情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の応募者数の増加や利活用の拡大に向けた取組を実施
 - ・ アジア諸国における情報処理技術者試験との同等性に関する相互認証及び相互認証に基づくアジア共通統一試験を実施

【指標】

本事業（上記2.）における毎年度の評価は、以下の指標の達成状況等を踏まえ、総合的に業務実績を勘案して実施する。

なお、企業のDXを推進していくためには、政府目標として位置付けられている「デジタル推進人材」等の育成の推進が重要であるため、以下の指標を設定する。

<指標1：デジタルスキル標準及びITスキル標準等の浸透（上記2.（1）関連）>

DXを担う人材に必要なリテラシーやスキルを示す指標として新たに整備・発信するデジタルスキル標準及びITスキル標準等の情報アクセス数について、毎年度、令和元年度から令和3年度の平均アクセス数の1.2倍（261,438件）を達成する。あわせて、民間と連携した個社ヒアリングを通じて活用状況を把握し、事例収集の上で活用方法を示すことで企業における一層の活用を目指す。

[指標水準の考え方]

令和元年度から令和3年度の年度当たり平均アクセス数は217,865件。指標水準をこの実績の1.2倍（261,438件）とすると、日本の常用雇用者数20人以上の会社企業（約25万社）が平均して年1回以上アクセスすると想定される水準に到達することが見込まれるため、当該指標水準とした。

<指標2：リスキリング支援機能等の強化（上記2.（2）関連）> 【基幹目標】

「デジタル人材育成プラットフォームのポータルサイト（マナビDX）」のアクセス数について、毎年度、30万件以上を達成する。あわせて、マナビDXを通じて、

リスキリングを中心としたデジタル人材育成の拡大を目指す。

[指標水準の考え方]

「マナビDX」における月平均の実績数（アクセス数）は約2万5千件。通年のアクセス数に換算した約30万件を上回ることを目指す。

[重要度高・困難度高]

DXを担うデジタル人材育成は、ビジネスアーキテクトやデータサイエンティスト等といった専門人材育成及び全てのビジネスパーソンのデジタルリテラシー習得が対象になる。人材不足がDX推進の阻害要因と指摘される中、より多くの人材がDXに必要なリテラシーやスキル習得を図ることは、重要かつ優先すべきものである。また、「マナビDX」は、民間等で提供されるデジタル分野の教育コンテンツを集約・整理、紹介することを通じ、リスキリング（学び直し）を支援するといった前例の無い取組であり、本指標は、「マナビDX」利用者体験の不断の見直しを行うことで開設当初のアクセス数以上を維持しようとするチャレンジングな水準の目標である。

<指標3：情報処理技術者試験制度の活用（上記2.（3）関連）>

情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の応募者数について、毎年度、第四期中期目標期間の平均値544,090人以上（※）を達成する。あわせて、時代のニーズに即した形で出題内容を見直していく。なお、災害等の発生により試験が開催できないなど、不可抗力による応募者数減少が発生した場合には、これに応じて目標値を修正する。

[指標水準の考え方]

第四期中期目標期間のうち令和3年度までの応募者数平均（新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から春期試験が中止となった令和2年度を除く）は544,090人であるが、この実績値は第三期中期目標期間の実績値（478,940人）の1.1倍に相当し、既に高い水準にあるものと考えられる。DXを担うデジタル人材の育成・確保に向けて、情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の応募者数について、毎年度、第四期中期目標期間の平均値以上（※）を目指す。

※第四期中期目標期間の平均応募者数は、令和2年度春期試験は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止されたため、令和2年度を除く、平成30年度・令和元年度・令和3年度の平均応募者数544,090人とする。

3. サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保

令和5年から始まる第五期中期目標期間中は、令和4年12月に新たに閣議決定された国家安全保障戦略を踏まえ、安全保障の確保に向けた取組を進める。

サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中、第五期

中期目標期間においては、IPAは、官民連携の最前線として、関係省庁等との連携を強化しつつ、サイバー脅威情報の集約のみならず分析・評価能力の強化を通じて「サイバー状況把握力」の強化を図り、もって国家の安全保障・経済安全保障の確保に貢献する。

あわせて、サイバー空間が公共空間化する中で、フィジカル空間と同等の安全安心を社会全体が享受できるよう、誰も取り残さないサイバーセキュリティの確保を図るとともに、自主的な取組を支えるサイバーインフラの提供、人材育成とサイバー技術の活用を促進する。

(1) 国家の安全保障／経済安全保障の確保への貢献

①我が国の安全に重大な影響を及ぼす脅威への対応

- ・サイバー空間の脅威情勢の把握と、重大なサイバー攻撃等の未然防止・被害拡大防止に資する情報集約、安心相談窓口の運営、分析・脅威評価、情報共有体制の構築、初動対応支援

②経済安全保障上の重要分野（重要インフラ、戦略産業、重要サプライチェーン）のサイバーレジリエンス向上支援

- ・重要インフラにおけるインシデント発生時の原因究明機能
- ・重要インフラ等の制御システムのリスクアセスメント支援
- ・重要サプライチェーンを担う中小企業のセキュリティ対策 等

③政府機関等のセキュリティ対策の支援

- ・政府機関の要請に基づく独立行政法人等の情報システムの監視
- ・サイバーセキュリティ戦略本部や政府機関からの委託に基づく独立行政法人等や政府プロジェクトの情報セキュリティの監査
- ・政府情報システムの調達に係るセキュリティ評価制度（ISMAP）や政府調達におけるIT機器等のセキュリティの信頼性確保に関する取組

④国際関係の維持・強化（政府関係機関としての連携強化）

(2) 「誰も取り残さない」サイバーセキュリティの確保と各主体の自主的なセキュリティの取組を支えるインフラの提供

①中小企業の底上げ支援と国民のリテラシー対策

- ・中小企業に対する情報セキュリティ対策に係るガイドラインや自己宣言制度等の普及促進（情報処理安全確保支援士等の専門家の積極活用）、サイバーセキュリティお助け隊サービス制度の運営、自治体や経済団体等との連携拡大等
- ・企業や国民一般におけるサイバーセキュリティ対策の普及啓発に向けた取組

②自主的なセキュリティの取組を支えるインフラの提供

- ・脆弱性対策の適切な実施によるサイバーセキュリティ上のリスク低減の促進（「脆弱性関連情報届出受付制度」に基づく脆弱性関連情報の迅速な提供及びその活用の推進、組込み機器等の脆弱性対策、脆弱性情報や攻撃被害情報の収集分析提供等）
- ・サイバー空間を巡る技術・環境変化を的確に捉え、各主体の自主的なセキュリティ対策に資するようなガイドラインの策定や白書等の調査分析業務及び情報提

供 等

(3) 人材育成の推進とサイバー技術の活用促進

①社会インフラ・産業基盤における中核人材育成

- ・制御技術（OT）と情報技術（IT）の知見を結集し、模擬システムを用いた演習や最新のサイバー攻撃情報の調査・分析等を通じて、社会インフラ・産業基盤へのサイバーセキュリティリスクに対応する人材・組織・システム・技術を創出

②若手人材育成（セキュリティ・キャンプ）

③IT製品セキュリティの認証と暗号の調査と活用促進

- ・「IT製品のセキュリティ評価及び認証制度」及び「暗号モジュール試験及び認証制度」の実施等、IT機器等のセキュリティの信頼性確保に関する取組の実施
- ・情報システムのセキュリティ確保に向けた暗号技術の動向調査及びガイドライン等による情報提供、暗号技術検討会等（CRYPTREC）の事務局業務の実施

【指標】

本事業（上記3.）における毎年度の評価は、以下の指標の達成状況等を踏まえ、総合的に業務実績を勘案して実施する。

なお、我が国におけるサイバーセキュリティ対策が強化されるためには、IPAは、サイバー空間のエンドポイントの大部分を占める中小企業を含め産業界・経済界とのチャンネルを有している強みを生かして、官民連携の拠点となることが必要である。このような考えのもと、以下の指標を設定する。

<指標1：国の安全保障の確保への貢献（上記3.（1）関連）> 【基幹目標】

情報の分析・脅威評価を国に提供することや人材育成支援等を通じて、国の安全保障の確保に貢献した度合いについて、関係機関の満足度調査を行い、上位回答を2／3以上とする。あわせて、IPAによる標的型攻撃を中心とした情報の分析・脅威評価の提供を通じて、政府の政策への貢献を目指す。また、重大なサイバーセキュリティインシデントの発生状況に係る参考指標として、大規模サイバー攻撃事態における官邸連絡室が設置された件数を設定する。

[指標水準の考え方]

IPAが有する産業界・経済界とのチャンネルを活かして、サイバー攻撃情報に関する収集能力の強化、それら情報に対する分析機能強化を通じてサイバー状況把握機能確立し、関連する政府省庁、関係組織への情報提供、情報共有、対策支援を推進するとともに、関係省庁等に対する人材育成支援等を通じて、国家の安全保障、経済安全保障の確保に貢献する。これらIPAの活動に対して、国の安全保障への貢献度の観点で政府関係組織にアンケートにより評価してもらい、一定水準以上の満足度を得ることを目標とする。なお、「標的型攻撃」については、攻撃の波があることや、秘

匿性の高い情報提供について、公表が困難であったり、カウントしづらい可能性もあるため、指標としては設定せずに、定性的な目標とする。

[重要度高・困難度高]

国家安全保障戦略の改定を受けて、サイバーセキュリティ対策を強化していく中で、サイバー攻撃は官民をまたがるものであるため、特に官民連携が重要な課題である。このため、経済界・産業界とのチャンネルを有するIPAが貢献できる役割は大きい。昨今の情勢を踏まえると、サイバー攻撃のリスクは高まっており、新たな司令塔組織が創設されることとなるなど、政府全体においても、政策の重要度・優先度は非常に高まっている。IPAは、これまで経済分野を中心に取り組んできたが、今後、安全保障分野における政府の政策企画への貢献にも取り組むこととなり、かつチャレンジングな水準を掲げたものであり、難易度は高い。

<指標2：海外機関との連携の強化（上記3.（1）関連）>

継続的な意見交換を実施する海外主要機関数10機関を目指すとともに、関係の強化を図る。また、海外機関との継続的かつ効果的な連携を行っているかについても、あわせて、取組内容など定性的な評価を行う。

[指標水準の考え方]

第四期中期目標期間に定期的に交流を行っているのが6組織であり、今後、インド太平洋地域なども日米欧演習から継続的な意見交換にもつなげていく。

また、CC認証における国際相互承認の枠組みであるCCRAの加盟組織として更なる関係強化を進めるとともに、欧州HWセキュリティやその他標準化関連組織等との関係も継続していくことを想定し、計10組織を目標とする。当該指標水準は、現在、6組織をほぼ倍増させる野心的な目標である。

<指標3：連携組織との協働による施策の普及拡大（上記3.（2）関連）>

第五期中期目標期間の最終年度までに、合計50以上の自治体・中小企業等の団体と連携をする。あわせて、連携組織との関係を継続し、より深化させていくことがサプライチェーン全体のレジリエンス向上の観点で重要であることから、MOU締結等の関係構築を図り、継続的な情報提供等を行うといった点を定性的に評価する。

[指標水準の考え方]

地方自治体や各地域の産業振興公社、セキュリティ事業者等の組織を対象とし、セキュリティ普及啓発に係る連携協定、覚書の締結や、セキュリティプレザンターの活用、サイバーセキュリティお助け隊事業における協力、SNSを通じた協力、その他具体的施策における協力関係の構築を行った実績を積算する。

<指標4：社会インフラ・産業基盤のサイバーセキュリティリスクに対する取組促進

(上記3. (3) 関連) >

第5期中核人材育成プログラム以降の修了者を対象に、帰任後に企業や産業、社会に対して行ったサイバーセキュリティ対策の向上に資する活動数について、第五期中期目標期間終了時に1,000件以上とする。

[指標水準の考え方]

- 第5期中核人材育成プログラム(令和4年6月修了)以降の修了者を対象として、
- ・企業活動数は、各期修了者を50名(直近3年平均は47.3名)、1人あたり平均3件(過去実績2.92件)として、中期目標期間終了時に50名×3件×5期分=750件
 - ・第五期中期目標期間においては、社会へ還元する活動を増やすべく積極的に取り組むこととして、平均50件×5期分=250件(※各年度の配分は、対象の修了者数に応じた傾斜配分を想定)
- の合計値を目標としたもの。

IV. 業務運営の効率化に関する事項

1. 機動的・効率的な組織及び人材確保等

- (1) 政策課題・社会経済情勢に合わせた柔軟かつ機動的な対応が可能となるよう、各部門が有機的に連携し、事業の改廃や事業間のシナジーなど組織全体としての最適効率を目指す組織体制を構築する。
- (2) 組織横断的に将来ビジョンや中長期的施策を共有・議論し、各事業や業務運営・審議プロセスの最適化・効率化に向けた継続的かつ不断の見直しを実施する恒常的な体制の整備により、業務改革・組織改革を機動的かつ柔軟に行い、第五期中期目標期間中に、DX推進指標の自己診断結果について成熟度レベル平均スコア3.0を目指す。
- (3) IPAに期待される役割の拡大に対応するため、人材が離職しない職場づくりを行うとともに、新規及び中途採用を強化し、事業や組織の見直しに合わせて、人員体制の増強を図るとともに、今後の組織の中核を担うプロパー職員(特に新卒採用者)への知見や経験の蓄積が重要との観点から、プロパー職員として適格な人材を一定数確保していく。中長期的には、民間企業等から迎えている研究員ポストの一部をプロパー職員に置換するとともに、フレキシブルな雇用契約により高度人材の協力を得つつ、プロパー職員、民間企業等から迎えている研究員等と合わせて、組織全体としての最適効率(ベストミックス)を目指す人事制度・人員体制への見直しを行う。
- (4) プロパー職員の専門性・企画力等を高めるよう、官公庁や民間企業への出向や海外・国内の研修機会を拡大する等、視野の拡大を図るなど、キャリアパスモデルの見える化を行う。
- (5) 職員の成長やチャレンジを促す風土を醸成するため、業績/能力評価制度を改め、タレントマネジメントシステム等の導入による人材情報の可視化等、人

事関連制度の見直しを行う。

- (6) 専門性、特殊性の高い業務に対応するため、職員の能力開発制度の整備・充実、職員の能力や実績に見合った適正な処遇の実現（給与体系及び給与水準の適正化等）を図るとともに官公庁や民間企業等との人材交流を促進し、多様かつ時宜を得た外部人材の確保・育成を図る。

2. 業務経費等の効率化

運営費交付金を充当して行う業務については、新規に追加されるもの、拡充分及び特別事業費を除き、一般管理費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）について毎年度平均で前年度比3%以上、業務経費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）について毎年度平均で前年度比1%以上の効率化を行う。

3. 調達効率化・合理化

- (1) 公正かつ透明な調達手続きによる適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、引き続き、毎年度、適切に「調達等合理化計画」を策定し、これに則って、一般競争入札の導入・範囲拡大や随意契約等、適切な契約形態を通じ、業務運営の効率化・合理化を図る。随意契約については、やむを得ない案件を除き、原則として一般競争入札等によることとし、その取組状況を公表する。
- (2) 企画競争、公募を通じた調達を行う場合には、競争性及び透明性が確保される方法により実施する。さらに、入札・契約の適正な実施について監事等による監査を受けるものとする。

4. IPA-DXの推進等を通じた業務運営の効率化

- (1) デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの整備及び管理を行うため、これまでの取組を加速させるとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMO（Project Management Office）を支援するためのPMO（Portfolio Management Office）の下、情報システムについて、投資対効果を精査した上で整備するとともに、システムライフサイクル全体を見通したコスト管理を実施することとし、コスト削減の徹底を図る。

上記取組の実施に際しては、以下の指標例を参考にする。

- ・PMOの設置及び支援実績
- ・情報システム整備に係る投資対効果の精査結果
- ・情報システム経費

- (2) IPAの業務運営の効率化・最適化をより一層図るため、IPA業務のデジ

タルトランスフォーメーション（IPA-DX）の取組等を進め、第五期中期目標期間に、DX推進指標の自己診断結果について成熟度レベル平均スコア3.0を目指す。従来から順次進めてきた業務の電子化の促進やシステムの最適化等を通じた改善に加え、また、政府の「クラウド・バイ・デフォルト原則」に沿って、クラウドへのシフトを進める。具体的には、令和4年12月に改定された「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」を踏まえつつ、パブリッククラウドとプライベートクラウドを組み合わせる、ハイブリッドクラウド構築を進める。さらに、IPAの提供するサービスを利用する国民の利便性を向上させる（操作性、機能性等の改善を含む。）とともに、政府の政策立案に、より貢献していく観点から、IPA内のデータ利活用の促進に向けた取組（IPA-IDの統合等）を進める。加えて、これらの取組も含め、IPAの事業全体の効率化・最適化を支える事業運営基盤についても常時見直しを行うことで、組織として迅速かつ柔軟な意思決定につなげる。

なお、上記の取組にあたっては、以下の指標例を参考にする。

- ・クラウドサービスの活用実績
- ・オンライン手続（申請等）の利用率
- ・新たに公開したデータ種類数
- ・他機関を含む情報システム間のデータ連携の整備実績
- ・政府が整備する共通機能等の活用実績
- ・RPAやチャットボット等の導入
- ・WEBデータに基づく企業のDX活動の自動分析・評価の導入

- (3) 生産性向上の観点から「働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）」を推進しつつ、ICTも活用した業務効率化に向けて、先進的な取組や制度の積極的な導入を図り、効果的・効率的な業務運営を実現する。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため進めてきたテレワークの取組を引き続き推進し、リアルワークとリモートワークの最適効率（ベストミックス）を図り、業務の効率化を推進する。

V. 財務内容の改善に関する事項

1. 運営費交付金の適切な執行管理

- (1) 運営費交付金を充当して行う事業については、引き続き、その必要性等に応じた財源の最適配分（人員、予算等）を行い、適正かつ効率的に執行する。
- (2) 「独立行政法人会計基準」（平成12年2月16日独立行政法人基準研究会、令和3年9月21日改訂）等により、運営費交付金については、引き続き、適切に収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理することで、各年度期中における運営費交付金の予算管理を適切に行う（仮に、期中又は年度ごとにおいて、予算と実績の乖離が見込まれる場合、その要因を厳格に分析し、速やかに、予算管理に反映させる。）。

(3) 決算情報の公表の充実等、引き続き、IPAの財務内容等の透明性を確保する。

2. 自己収入の確保及び拡大

(1) 第一期から第四期中期目標期間においても、自己収入の確保及び拡大に向けて取り組んできたところであるが、本中期目標期間においても、更なる自己収入の増加を図る観点から、受益者が特定でき、受益者に応分の負担能力があり、負担を求めることで事業目的が損なわれない業務については、経費を勘案して、適切に受益者負担の拡充を図るとともに、例えば、社会インフラ・産業基盤における高度なセキュリティ人材を育成する中核人材育成プログラムの受講者の拡大なども通じた更なる自己収入の拡大を図っていくこととする。

(2) 情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験については、これらの試験の持続的な運営を可能とするため、応募者数の増加に向けた取組を実施するとともに、事務の活性化・効率化及び収益の維持・改善にも取り組む。

3. 地域事業出資業務（地域ソフトウェアセンター）

(1) 地域事業出資業務については、第五期中期目標期間中に関係会社株式評価差額の増加及び経常収益合計の額で2億5千万円以上確保する。そのために、地域ソフトウェアセンターに対して指導・助言等を積極的に行い、センターの経営改善を図るとともに、適切な配当を求めるものとする。

(2) また、経営状況が改善せず、地方自治体・地元産業界からの支援も得られない場合は、他の出資者等との連携の下に、当該期間中に解散に向けた取組を促すものとする。

4. 金融業務（債務保証業務）の適切な管理

債権の適切な管理等必要な業務を継続して行う。

VI. その他業務運営に関する重要事項

1. Society 5.0の実現に向けた、デジタルエコシステムの創出

IPAは、サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合する社会システムの中で、産学官や最先端の知が集積する中核組織となることを目指す。このため、IPAは、社会（人・組織）から求められる機能（※）を有し、サービスを提供するとともに、これらを常に高度化するよう努める。これにより、IPAは、IPAを取り巻く人・組織とともに、「デジタル基盤」を創り、また、「IPAコミュニティ」を形成することで、Society 5.0時代のデジタルエコシステムを創出し、その拡大を図っていく。

なお、こうしたIPAの目指すべき将来像の実現に向けて、第5期中期目標期間を通じて、IPA自身の今後の在り方や、IPAが担うべき機能・役割等について、IPAは、自身を取り巻くステークホルダーをはじめ、「IPAコミュニティ」との議論を深めつつ、不断に見直しを行っていく。

(※) IPAに求められる機能の例：

- ・社会システムや産業全体のビジョンを具体化して、ソフトからハード、ルールに至るまで、ビジョンを実現するアーキテクチャを設計し、その社会実装・普及を進める機能
- ・デジタル社会のインフラとなる情報処理基盤に係るCoE（Center of Excellence）機能（具体的には、①将来の社会システムを見据え、関係者が集い、情報処理基盤の在り方を構想する場を形成、②重要な技術領域や実装手法等の指針を示し、政府と連携して開発・実装を促進、③利用促進のための標準化・規格化等を推進等）
- ・独創的なアイデアや技術を持つ突出した人材を発掘・育成し、次世代に繋げていく機能（＝未踏事業）
- ・産業全体の高度化に向けた、全国の各地域のDXやデジタル人材の育成・活用促進機能
- ・サイバーセキュリティ対策に資する情報・知見提供、能力構築支援、インシデントの未然防止及び被害拡大防止、原因究明対応の機能

2. 内部統制の強化

- (1) 引き続き、「独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）」及び「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日付総管査第322号総務省行政管理局長通知）において定められた内部統制の推進及び充実を図る。
- (2) IPA内に設置した、内部統制委員会、リスク管理委員会、監事監査部・内部監査部により、内部統制の推進及び充実を図り、理事長の指示の下、役員（理事長及び理事）及び各部門の長で構成される会議体において、各部門の施策、将来ビジョンや業務の必要性、連携の可能性などについて議論する等の取組を実施し、第五期中期目標期間においても、理事長のリーダーシップにより継続してこのような取組を推進し、組織のPlan・Do・Check・Action（PDCA）機能の充実を図る。

3. 情報管理及び情報セキュリティの確保

- (1) 適正な業務運営及び国民からの信頼を確保する観点から、「独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律」（平成13年法律第140号）、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）に基づき、引き続き、適切な対応をとるとともに、職員への周知徹底を行う。
- (2) IPAは、「サイバーセキュリティ戦略」（平成27年9月4日閣議決定）等の政府の方針の下、独法等の情報システムの監視業務や情報セキュリティ監査業務を実施してきた。引き続き、その職責を十分に果たすよう、業務を確実に遂行するとともに、サイバーセキュリティ戦略本部が定める「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、適切に内部規程の制定・改正

を実施し、IPA自身の情報セキュリティ対策の水準を向上させ、万全の情報セキュリティの確保を図る。

4. 戦略的な調査・広報の推進

(1) ITに関する調査分析

IPAが実施するITに関する調査（DXに関する調査を含む）について、組織横断的な観点から必要となる情報として、ITに関する最新の業界動向や各国の政策動向などの情報収集・分析を行い、また、戦略的な情報発信も行う。

(2) 戦略的な広報の推進

① IPAが実施する事業の内容及び成果を積極的に広報し広く国民の理解を得るとともに、データとデジタルツールを活用してユーザーのニーズを把握し、求められる情報を最適な形で提供できるよう常に改善を繰り返す。同時にIPA内の情報共有や組織を横断した連携を促進し、全職員にユーザー視点の広報マインドを醸成し、広報活動の価値を向上する。

②すべての国民が、IPAウェブサイトで提供されている情報やサービスをスムーズに利用できるようにするために、ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上に努める。

③国民一般に対してきめ細やかな情報発信を行うとともに、IPAが様々な分野で認知されるために報道発表・取材対応を積極的に行い、第五期中期目標期間においてウェブ媒体における記事掲載件数を12,500件以上とする。

上記の「調査分析」及び「戦略的な広報の推進」の取組を通じて、IPAを取り巻く人・組織を情報発信によりつないでいき、IPAを中核組織とした「デジタルエコシステム」の創出にも貢献する。

5. 人事に関する事項

デジタルエコシステムの創出を実現する上で必要となる、専門性等を有し、業務の効率的、効果的な遂行を実現するための人材の確保・育成に係る方針を策定する。

以 上

(別紙添付)

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に係る政策体系図

政府の基本方針

デジタル社会の実現に向けた
改革の基本方針

デジタル社会形成基本法

デジタル社会の実現に向けた
重点計画

- ① Society 5.0の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進（突出した人材の発掘・育成や企業のDX推進等を含む） ※「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」においても記載
- ② デジタルトランスフォーメーション（DX）を担うデジタル人材の育成推進 ※「デジタル田園都市国家構想基本方針」においても記載
- ③ サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保 ※「国家安全保障戦略」においても記載

等

第五期中期目標期間（2023年4月～2028年3月）におけるIPAが果たすべき重点事業

サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合する社会システムの中で、産学官や最先端の知が集積する、「デジタルエコシステム」の中核組織となることを目指す。

① Society 5.0の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進

- ビジョンの具体化、アーキテクチャの設計及び社会実装・普及の推進
- 突出した人材の発掘・育成・支援及び活躍の機会の提供
- 企業におけるデジタル経営改革の推進

② デジタルトランスフォーメーション（DX）を担うデジタル人材の育成推進

- デジタルスキル標準の整備・情報発信
- デジタル人材育成プラットフォームのポータルサイト「マナビDX」を通じたデジタル人材育成推進
- 国家資格・試験制度を通じたデジタル人材育成推進

③ サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保

- 国家の安全保障／経済安全保障の確保への貢献
- 「誰も取り残さない」サイバーセキュリティの確保と各主体の自主的なセキュリティの取組を支えるインフラの提供
- 人材育成の推進とサイバー技術の活用促進

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の使命等と目標との関係

（使命）

プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理システムの高度利用の促進、情報処理サービス業等を営む者に対する助成並びに情報処理に関して必要な知識及び技能の向上に関する業務を行うことにより、情報処理の高度化を推進することを目的としている。

（現状・課題）

◆強み

- 第四期では、IPAに求められる役割を「情報セキュリティ対策の強化」、「高度な能力を持つIT人材の発掘・育成・支援及びネットワーク形成とIT人材の裾野拡大に向けた取組の強化」、「ICTに関する新しい流れを常に捉え、発信していく機能の強化」と定め、IPAが有する情報処理に関する高く・幅広い専門性に基づいて、着実にそれら業務に取り組むことで成果を上げている。

◆弱み・課題

- 世界的にも、加速度的なデジタル化が進展する中、IPAは、政府のデジタル政策の一翼を担う重要な機関として、特に、第五期中期目標期間においては、Society5.0の実現に向けて、「デジタルエコシステム(※)」の創出に取り組む必要がある。

（環境変化）

- Society5.0の実現のため、サイバー空間とフィジカル空間を連携させるための複雑なルールや社会システムの全体像(アーキテクチャ)を設計し、社会実装を推進していく必要がある。
- 政府全体として、DX推進に必要となるデジタル人材の育成について「2026年度末までにデジタル推進人材230万人を育成する」という目標が掲げたところであり、その目標達成に貢献していく必要がある。
- 新たな「国家安全保障戦略」において、サイバー攻撃の脅威が急速に高まっていることが指摘され、サイバー安全保障分野での対応力を欧米主要国と同等以上に向上させることが求められている。

（中期目標）

サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合する社会システムの中で、産学官や最先端の知が集積する、「デジタルエコシステム」の中核組織となることを目指す。

- Society5.0の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進
- デジタルトランスフォーメーション(DX)を担うデジタル人材の育成推進
- サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保
- 業務運営の効率化(機動的・効率的な組織体制・基盤の強化、IPA-DXの推進等を通じた業務効率化)

※Society5.0の実現に向けて、企業や国民などデジタル社会を形成する多様なプレイヤーが連携するための社会的な基盤である「デジタル基盤」のもとで、それぞれのプレイヤーが相互に作用しあいながら、能力をいかに発揮している状態を、「デジタルエコシステム」と定義。IPAは、この「デジタル基盤」を整備し、「デジタルエコシステム」の創出に貢献する。

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
第5期中期目標

令和5年●月●日
経済産業省

目 次

第1 政策体系における独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の位置づけ及び役割

第2 中期目標の期間

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. エネルギー事業支援

(1) 石油・天然ガス資源開発支援

(2) 水素・アンモニア・CCS 事業

2. 再生可能エネルギー支援

(1) 地熱資源開発支援

(2) 洋上風力事業

3. 金属資源開発支援

(1) 金属資源開発支援

(2) 石炭資源開発支援

4. 資源備蓄

(1) 石油・石油ガスの備蓄

(2) 金属鉱産物の備蓄

5. 鉱害防止支援

(1) 鉱害防止支援

(2) 石炭経過業務

第4 業務運営の効率化に関する事項

第5 財務内容の改善に関する事項

第6 その他業務運営に関する重要事項

※第3 1. ～5. の各項目を「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)に基づき「一定の事業等のまとめり」として扱う。

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構第5期中期目標

第 1 政策体系における独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の位置づけ及び役割

<法人の使命>

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構(以下「JOGMEC」という。)は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法(平成 14 年法律第 94 号)第 3 条に規定された通り、石油及び天然ガス等をはじめとするエネルギー資源や金属鉱物の探鉱・開発の支援、石油・石油ガス・金属鉱産物の備蓄に関する業務を実施することにより、それらの安定的かつ低廉な供給に貢献するとともに、金属鉱業等による鉱害の防止に関する業務を実施することにより、国民の健康保護や生活環境の保全等に寄与することを目的としている。

JOGMEC はこれまで、我が国の資源確保を支える中核的機関として、リスクマネー支援や技術開発等の多様なツールを用いて我が国企業の資源開発を支援することにより、資源エネルギーの自主開発を牽引してきたほか、第4期中期目標期間中には、国家備蓄制度が始まって以来、初の国家備蓄石油(原油)放出を実施し、セキュリティの最後の砦である備蓄を担う機関としての役割を着実に果たし、資源の安定供給に貢献をした。

<資源を取り巻く環境の変化と政策課題>

世界的な気候変動の潮流を受け、資源エネルギーを取り巻く環境は大きな変革期を迎えている。具体的には、国内外を問わず民間企業の化石燃料に対する上流投資意欲が減退してダイベストメントが進んでいることに加え、カーボンニュートラル実現に向けてクリーンエネルギーへの投資にシフトしている状況。

また、国際情勢の変化を踏まえて、資源やエネルギーを特定地域・国に依存することのリスクが改めて認識されるとともに、エネルギー安全保障を確立・堅持していくことの重要性が再確認されている。

資源エネルギー政策においては、引き続き、国際社会とも連携をしながら、低廉な資源エネルギーの安定的かつ持続可能な供給を確保していくと同時に、2050 年カーボンニュートラルを目指した取組を実施していくことが求められている。

<環境変化を踏まえた法人の役割>

このように、資源エネルギーを取り巻く環境は、今後ますます複雑で不透明化していくことが予見されるため、JOGMEC には、「エネルギー基本計画¹」をはじめとする国の方針に基づきながら、変容するエネルギー情勢に柔軟に対応すべく、自らが一歩前に出た積極的な支援・取組を期待する。

これまでも累次の法改正によって機能強化・拡大を図り、資源エネルギーの安定供給確保に貢

¹ 直近は、令和 3 年 10 月 22 日に閣議決定された第 6 次エネルギー基本計画(以下、「第 6 次エネルギー基本計画」という。)

献をしてきたが、令和4年5月における法改正では、水素・アンモニア等の製造・貯蔵及び CCS (Carbon dioxide Capture and Storage: 二酸化炭素の回収・貯蔵) に対するリスクマネー支援業務並びに洋上風力発電のための海底地盤調査等の業務が加わり、さらに、法人名称も「石油天然ガス・金属鉱物資源機構」から「エネルギー・金属鉱物資源機構」に変更をし、従来の発想を超える JOGMEC の大改革が実行されたところ。第 5 期中期目標期間においては、新生 JOGMEC として、以下の3つの機能を柱として、資源エネルギーの安定供給確保に貢献する。

- ① 「インキュベーションやコンサルティング機能」＜人材・技術＞
カーボンニュートラル事業分野での成功事例の早期創出により、事業拡大・人材確保・社会貢献の好循環を生み出す 等
- ② 「脱炭素化プロジェクト等へのリスクマネー提供機能」＜資金＞
企業のエネルギー開発意欲が減退する中、よりプロアクティブな支援の実施 等
- ③ 「インテリジェンス機能」＜情報＞
より複雑化・高度化する資源エネルギー技術・政策に対して、JOGMEC が有する情報・経験をプロアクティブに発信・提案 等

また、経済安全保障の観点から、JOGMEC が安定供給確保支援独立行政法人として、指定された特定重要物資に係る支援措置等を整備し、サプライチェーンの構築に寄与していく。

(別添:政策体系図)

第2 中期目標の期間

中期目標の期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. エネルギー事業支援

(1) 石油・天然ガス資源開発支援

第 6 次エネルギー基本計画に基づく、「2030 年に石油・天然ガスの自主開発比率を 50%以上とする政府目標」の実現をはじめ、我が国の石油・天然ガスの安定供給確保に貢献するため、JOGMEC の石油・天然ガス関連部門(備蓄を含む)は、部門内での協調・連携を強化し、以下のツールを総動員していく。

また、最優先の課題である権益獲得を組織一丸となって推進するため、その重点対象国を資源エネルギー庁とも密に協議した上で定め、組織全体で共有する。

更に、令和 4 年の法改正で支援が可能となった水素等及び CCS 事業に関連する部門も、石油・天然ガス関連部門内での連携はもとより、部門を超えた『横串』での協調・連携を強化する。

なお、上流に紐づく水素・アンモニア・CCS 事業については、(1)石油・天然ガス資源開発支援

において、リスクマネー供給支援をはじめ、必要な取組を行うこととする。

① 資源確保への対応

2015年のパリ協定採択や、今般の新型コロナウイルスの感染拡大を契機とする脱炭素化の機運の高まりを背景に、世界的に石油ガス開発投資が大きく不足する中、令和4年2月にロシアによるウクライナ侵略が発生し、世界のエネルギー情勢は不安定な状況が続いている。こうした中、我が国のエネルギーセキュリティの確保とカーボンニュートラル化の同時達成に向けて、令和2年3月に経済産業省が策定した「新国際資源戦略」を踏まえ、石油・天然ガスのさらなる供給源の多角化や、今後拡大するアジア需要の取り込みに資する事業への我が国企業の参画等を後押しすべく、以下の取組を行う。

ア. リスクマネー供給

リスクマネー供給は、石油・天然ガスの安定供給確保に向けた政策的措置の中核である。民間主導の原則に則って、貴重な政策資源を効率的・効果的に活用することにより、莫大な投資が必要でリスクの大きい探鉱・開発事業を支援し、我が国企業の権益獲得等を促進する。

支援にあたっては、低炭素・脱炭素化事業の導入（上流事業に紐づくCCS事業等）、事業の大規模化、事業リスク増大に伴う契約の複雑化等のビジネスモデルの多様化に柔軟に対応するとともに、上流開発における気候変動対応の実施を促進する。

具体的には、以下を実施する。

（ア）支援案件のコンサルテーション

我が国企業の競争力強化を念頭におきつつ、油ガス田の規模、地域バランス、経済性（コストや収益性）、低油価耐性、企業の経営戦略との整合性、気候変動問題への対応、事業への影響力（オペレーターとしての参画）などを勘案し、権益獲得等に向けた取組を行う。また、我が国企業と同じ目線で案件形成機会（ビジネスチャンス）を追求し、我が国企業、産油ガス国等の政府機関、外部専門家等と共に課題解決を目指すコンサルテーションを充実させる。

（イ）支援機能の充実

民間主導の原則は維持しつつも、JOGMEC自ら案件を発掘・形成する体制を強化する。また、単にリスクマネーを供給するにとどまらず、案件の確実な開発移行・生産開始・安定操業・着実な拡張に向け、助言を行うとともに、民間主導による自律的な事業実施体制確立のため、適時・効果的な株式売却を進める。

（ウ）審査機能の強化

審査の実施にあたっては、各案件の諸リスク及び対応策を適切に評価する「リスクベースドアプローチ」による意思決定をおこなう。また、内部人材育成に加え、投資等の経験を有する外部人材の採用、探鉱事業の失敗事例の検証から得られる技術や事業性の評価に係る知見とノウハウの蓄積・共有、最先端の地質情報分析手法の獲得・導入等を通じて、審査機能を抜本的に強化する。的確な審査機能を実装することにより、探鉱成功率の向上を図りながら、より効

率的・効果的な探鉱投資(探鉱段階におけるリスクマネー供給)を実施する。

(エ) 資産ポートフォリオの不断の見直し

資産ポートフォリオ全体で収益性と石油・天然ガスの安定供給を同時に確保する観点から、外部有識者及び管理部門の意見を聴取しつつ、保有資産ポートフォリオを評価・レビューする体制を構築し、当該評価・レビュー結果を案件組成に反映していく。その際、中長期にわたり持続的に権益を維持・拡大できるよう、探鉱・開発・生産各段階の資産のバランスを図ることを意識する。

(オ) LNG 案件への一層の支援

ロシアのウクライナ侵略を受け、我が国が輸入するロシア産 LNG が減少する可能性を想定し、供給源の多角化に向けた LNG 案件への一層の支援に取り組み、安定供給に万全を期す。LNG 案件、安定供給に万全を期す。並行して、アジアにおける LNG のサプライチェーン構築や、厚みのある国際市場形成につながる LNG 受入施設案件に対する支援を行う。

イ. 地質構造調査

地質構造調査は、リスクマネー供給の補完的なツールとして位置づけられる。当該調査は、特に事業リスクの観点から、初期段階において我が国企業が自ら参入することが難しい国・地域でのプロジェクトや、カーボンニュートラル分野など新たな技術的知見を伴うプロジェクトの組成を目的に実施し、事業リスクを低減することで、我が国企業の権益獲得に繋げる。

安定供給確保の観点等を踏まえつつ、我が国企業とのコンサルテーションを通じて、我が国企業の戦略に即した真に必要な国・プロジェクトを厳選し、地質構造調査を実施する。対象国・対象プロジェクトについては、資源エネルギー庁と緊密に協議した上で決定する。

我が国企業の要望・ニーズを把握するとともに、我が国企業を関与させながら適切にプロジェクト管理を行う観点から、地質構造調査の作業進捗・成果に係る我が国企業等への情報共有を積極的に行う。

② 海洋における資源の開発

第6次エネルギー基本計画及び令和5年に改定される予定の「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」に定められたとおり、石油・天然ガス並びにメタンハイドレートを含む国内資源開発を引き続き推進することはエネルギーの安定供給にとって重要である。これまでの JOGMEC の取組により得られた知見を有効活用しつつ、以下の取組により、これらの加速化を図る。

ア. 国内外における海洋探査活動

国の委託を受け、三次元物理探査船「たんさ」を用いて、エネルギー安定供給に向け引き続き国内における石油・天然ガスの探査を実施する(令和元年度から令和10年度までにおおむね5万km²)とともに、探査活動の実施を通じて技術力等を JOGMEC 及び日本企業に蓄積する。

資源外交や海外地質構造調査等の JOGMEC の他のミッション遂行に効果的な場合には、三次

元物理探査船「たんさ」を使用して国内のみならず海外でも石油・天然ガス探査と CCS 適地調査を行うとともに、必要に応じ「たんさ」の民間貸出を行い、国内外における探査活動に活用させるなど、より効果的な探査を実施し、市場競争力を高める。

石油・天然ガスの探査で得られた地質情報を引き続きデータベース化した上で対外発信し、広報活動も行った上で、民間企業による国内の石油・天然ガス開発への投資を呼び込む。

イ. メタンハイドレート資源開発

我が国周辺海域に相当量の賦存が期待されるメタンハイドレートをエネルギー資源として利用可能にすることを目的とし、国の委託を受け、計画的・効果的にメタンハイドレートの生産技術の開発を行う。

国の計画を踏まえて策定したフェーズ4実行計画に沿って、長期陸上産出試験・有望濃集帯の抽出に向けた海洋調査等に取り組む、フェーズ4までの成果を踏まえた方向性の確認・見直しを行い、生産技術の確立に向けた課題の解決に計画的に取り組む。その際、民間企業・大学等の優れた知見を最大限取り込み、効果的・効率的に研究開発を進める。また、カーボンニュートラルの実現に向けた国の取組み等も念頭に置き、残された課題を明らかにしつつ、目標の達成状況を点検しながら、着実かつ柔軟に研究開発を進める。

三次元物理探査船の活動成果を活用し、我が国周辺海域において商業化が期待できるメタンハイドレートの濃集帯の候補を提示する。また、表層型メタンハイドレートの調査を支援する。

ウ. 基礎試すい等を活用した国内資源開発

国内における石油・天然ガス開発の促進を目指し、得られた情報の適切な開示等を含む、政府事業として行う石油・天然ガスの基礎試すいの事業管理等を的確に行うとともに、国内の資源ポテンシャルの評価分析・知見蓄積をする。

③ 資源外交の強化

ア. 資源外交の対象の重点化

石油・天然ガスの安定供給確保を目的とする上流権益確保を目指す資源外交のみならず、カーボンニュートラルに向けた脱炭素燃料・技術の将来的な導入・拡大に資する取り組みを含む包括的な資源外交を積極的に実施する。

昨今のウクライナ侵略を含め、世界の資源・エネルギー情勢がより複雑化・不透明化する中、巨大な石油ガス埋蔵量を有し開発コストが低い中東、地理的な近接性の観点から重要な豪州、LNG サプライチェーンの構築の観点からも重要なアジアや欧州、新たな石油・天然ガス(LNG)輸出国として台頭している米国など、多国間との間で協力枠組みを構築する。

イ. ツールの集中的投入

JOGMEC に課されたミッションの達成に向けて、権益獲得支援を中心とする自らのツールの選

択的・集中的な投入はもとより、JOGMEC 以外の主体が有する他の政策ツールとの有機的連携も視野に入れて、創造的に政策ツールを活用する。

ウ. 海外技術者研修の戦略的活用

資源国との関係強化等を通じて、将来的な石油・天然ガス等の安定供給確保の布石にすること、加えてカーボンニュートラルを目指すこと等、JOGMEC のミッションを強く意識し、結果につながるよう意識しながら、海外技術者研修を活用する。

資源外交上重要な国を対象とすることに加え、当該国の国営資源関連企業や政府の幹部ないしは将来幹部になることが見込まれる若手関係者を意識しながら研修を実施する等、戦略的意図を持って事業を進める。

④ 技術開発・人材育成

技術力は、権益獲得交渉における我が国の差別化要因となり得るものであり、我が国企業の競争力の強化を図るためにも重要であることから、これらの成果につなげる活動を抜本的に強化する。

また、技術開発を含めた技術支援の提供を通じて、我が国企業が参画する国内外の石油・天然ガス田における課題を解決し、安定供給に貢献する。

これに加え、カーボンニュートラル社会の実現に資する、技術開発や技術支援を戦略的に推進する。

ア. 技術開発・技術支援

我が国企業の競争力向上を念頭においた技術開発と、重点対象国における国営石油企業等との関係強化に資する技術開発(産油ガス国向け技術提案等)の双方を、技術センター(以下「TRC」という。)が核となって推進する。

JOGMEC が単独又は我が国企業等と共同で開発・蓄積してきた技術について、JOGMEC の積極的な関与により石油・天然ガス開発の現場に適用し、当該技術の更なる高度化や社会実装につなげる。

我が国企業が参画する国内外の石油・天然ガス田における技術課題の解決に向けて、TRC が保有する技術力・ラボ施設等のリソースを活用し、必要な技術開発や技術支援を推進する。

革新的な技術の開発を促進する観点から、AI やロボット等の他の産業の技術を含め、JOGMEC の外にあるイノベーションのシーズを見つけ、積極的に協働していく。

石油・天然ガス資源開発において、より温室効果ガス排出量の低い低炭素燃料(ガス)へのアセット転換を後押しすべく、供給地の多角化、ガス増産やガスシフトへ資する技術開発を含めた、技術支援を推進する。

イ. 人材育成

最先端の資源開発や脱炭素、デジタルトランスフォーメーション(DX)等の動向等も踏まえながら、我が国企業の競争力強化を強く意識した研修メニューを作るとともに、民間企業の声も積極的に拾いながら、常に研修メニューを改善する。

⑤ 情報収集・提供

石油・天然ガスやエネルギーtransition等の新たな分野についても情報分析能力を強化するとともに、中堅・若手人材の育成を行い、専門的な知見・情報を JOGMEC 内に蓄積し、人材に厚みのある体制を整備することで、専門家集団として適時性を持った情報提供を行い、政策当局や我が国企業等の政策・戦略立案等を支援する。

情報収集・分析にあたっては、国内外において広く業界有識者等との情報ネットワークを積極的に構築・拡充するとともに、講演等の対外アピールの機会を増やし、JOGMEC のプレゼンスを高め、産業界の取組みを周知する。また、発信する情報については、その有用性についてホームページへのアクセス者や報告会参加者等にアンケート調査を行い、肯定的評価を獲得する。

⑥ 特定重要物資等の安定供給確保に取り組む事業者に対する助成等の安定供給確保支援業務

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号。以下、「経済安全保障推進法」という。)」及び「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保に関する法律施行令(令和4年政令第394号)」に基づき、特定重要物資に指定された可燃性天然ガスについて、経済産業大臣が策定した安定供給確保取組方針に則り、戦略的に余剰の液化天然ガスの確保及び運用等に取り組む認定供給確保事業者に対し、安定供給確保支援業務を行う。

【指標1-1】

- ・ 第5期中期目標期間末(2027年度末)において、JOGMEC 支援による自主開発権益量を石油・天然ガス合わせて 105 万バレル/日規模に引き上げる。【基幹目標(重要度及び困難度が高い指標をいう。以下同じ。)](前中期目標期間実績(令和3年度末実績):約 98 万バレル/日。)

【重要度:高】【困難度:高】

政府目標達成に向けた自主開発権益量の引上げは最優先で取り組む課題であり、我が国の石油・天然ガスの安定供給確保の観点から重要。資源獲得競争が激化する中、財務基盤の脆弱な我が国企業が権益を獲得することは容易でないことから困難度も高い。

<目標水準の考え方>

自主開発比率について、2030年50%以上の政府目標達成のためには、第6次エネルギー基

本計画の想定の下で、2030年時点で約182万バレル／日以上の自主開発権益量に到達することが必要。

既存案件の生産見通し等に基づいて、権益更新や生産計画などが必ずしも全ては順調に行かないという現実的な想定を置いた上で、2030年時点の権益不足分を算出。2030年時点の権益不足分の半分をJOGMEC支援案件で確保すると想定した場合に、2027年度時点でJOGMEC支援が必要となる権益量を算出し、足下のJOGMEC支援による自主開発権益量(約98万バレル／日(2021年度末))と合わせ、105万バレル／日を目標として設定。当該数値目標は、仮に上記の想定通り権益不足分の残り半分も同様に民間企業単独で確保した場合には、第6次エネルギー基本計画で求められる政府目標を2030年よりも前に達成する可能性がある野心的な設定となっている。

【指標1-2】

- ・ 重点国を対象とした具体的事業および関連する取組について、第5期中期目標期間中に40件以上組成。(前中期目標期間実績:43件見込)

＜目標水準の考え方＞

資源外交上の重点国を対象とした協力事業の組成・実施は、諸外国との関係強化を通じて我が国企業による権益獲得を実現し、自主開発権益量の引上げにつながる点で重要であり、基幹目標の達成に寄与する観点からも、前中期目標期間における実績と同水準を目指す。

【指標1-3】

- ・ 第5期中期目標期間中に、エネルギー安定供給、脱炭素に貢献する技術支援を30件組成する。(前中期目標期間実績:29件見込)

＜目標水準の考え方＞

上記の指標は、我が国企業の操業現場での技術的な課題に対して、TRCの技術力を以て解決することは将来的に基幹目標の達成に寄与することから、前中期目標期間中の実績を上回ることを念頭に設定した。

＜想定される外部要因＞

以上の目標に影響する外部要因として、産油国等における政情・経済不安の顕在化や、急激な為替や資源価格の変動が想定される。予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対し、JOGMECとして臨機応変・適切に対応した場合には、評価において考慮するものとする。

(2)水素・アンモニア・CCS事業

脱炭素燃料である水素・アンモニアは、カーボンニュートラル達成に必要な不可欠なエネルギー

源であり、2021年に閣議決定された第6次エネルギー基本計画でも、2030年の電源構成に初めて位置づけられるなど、2050年のカーボンニュートラル達成に向け、強靱な大規模サプライチェーンの構築と社会実装の加速化が求められている。

特に、第6次エネルギー基本計画に定められた、2030年に水素・アンモニアの供給量を年間最大300万トンへと拡大する政府目標や、2050年のカーボンニュートラル実現に貢献するため、将来のリスクマネー供給による支援も念頭に、これまでのJOGMECの知見を活用した以下の取組により、水素等やCCS案件の早期事業化を図る。なお、将来的にリスクマネー支援を行う際には、他の事業と同様に、適切な審査を行うための体制を整備すると共に、案件の積み上げ状況をふまえつつ、保有資産ポートフォリオを評価・レビューする体制構築を行うこととする。

① 事業化調査・事業化支援

産油ガス国からの要請等もふまえ、CCS適地調査等により、我が国への低炭素な石油・天然ガスの安定供給に資するCCS事業や、日本の脱炭素化に貢献するCCS事業の案件形成を促進する。

CO₂対策を前提とした化石燃料由来のブルー水素・アンモニアや、太陽光発電・風力発電・地熱発電等由来のグリーン水素・アンモニアを含む、我が国企業の水素・アンモニア製造案件の早期事業化を図るため、我が国等へ輸送するバリューチェーンの事業化調査・事業性評価の支援、ブルー水素・アンモニア製造案件におけるCCSの技術的支援を行う。

② リスクマネー供給

新たな水素・アンモニアのサプライチェーン構築においては、製造・液化等の設備に巨額の投資が必要である。また、回収期間が長期に渡る等のリスクがあることから、民間企業のみで投資に踏み切るとは困難である。こうした高いリスクのある事業の実施に当たっては、これまでも既に、JOGMECは石油や天然ガス等、リスクの大きい資源開発事業を支援しており、そうした支援を通じて蓄積してきたノウハウを、水素等への支援でも活用することが可能である。そこで、石油・天然ガスの安定供給確保に向けた政策的措置の中核であるリスクマネー供給を、水素等事業、CCS事業に展開する。民間主導の原則に則って、貴重な政策資源を効率的・効果的に活用しつつ、リスクの大きいこれらの事業を支援し、我が国の安定供給確保等を促進する。

③ 技術開発・技術検証

JOGMECが有する地下評価技術・施設技術の知見をCCS事業へ適用するため、更なる技術開発・改良を行う。また、CCS事業や水素等製造事業に活用可能な技術を獲得するため、国内外の実フィールドでの実証試験を通して技術検証を行う。

④ 新たな資源外交の展開

世界的な脱炭素化の機運の高まりを背景に、政府や国際機関等の公的機関、我が国企業や

国際石油会社等も含めた、水素・アンモニア製造や CCS 促進に必要な官民連携の取組が国際的に活発化している。これはこれまでの石油ガス開発に加えて、水素・アンモニアといった脱炭素燃料の確保、そのための再生可能エネルギーの確保、そして CCS の適地確保という包括的な資源外交であり、水素・アンモニア及び CCS への支援機能を備えた JOGMEC が政府とともに積極的にこうした資源外交を実施していく。

また豪州・米国等では水素・アンモニア製造時の GHG(温室効果ガス)排出量を認証する仕組みの検討が進み、さらに欧州ではクリーンな資源の定義づけとして、GHG 排出量に基づいた炭素強度による閾値を定める取組も進んでいる。これらの状況を踏まえて、国内外の関係機関と連携しながら、CO₂ 長期貯留安定性の検証方法、CCS による CO₂ 削減量、LNG 及び水素・アンモニア事業の GHG 排出量や炭素強度算定の評価手法や方法論・認証枠組み構築等の、脱炭素化に向けた制度設計に積極的に関与する。

【指標1-4】

- ・ 第5期中期目標期間内に水素換算で累計 100 万トン/年(アンモニア換算で 600 万トン/年)のポテンシャルがある水素等案件に関与する。【基幹目標】(前中期目標期間実績:なし)

【重要度:高】【困難度:高】

2050 年カーボンニュートラル達成のため、「水素・アンモニア供給量を 2030 年に最大 300 万トン/年に拡大することを目指す」という政府目標達成に向け、ポテンシャルのある水素等案件へ関与することは重要度が高く、我が国のクリーンエネルギーの安定供給確保の観点からも重要。一方、水素社会実現を通じてカーボンニュートラルを達成するためには、水素の供給コスト削減と多様な分野における需要創出を一体的に進める必要があり、また、アンモニアは既存の原料用市場価格の高騰を防ぎつつ安定的に必要な量を確保する必要があり、安定的かつ低廉なバリューチェーン構築の早期事業化支援は難易度が高い。

<目標水準の考え方>

水素・アンモニア供給量を 2030 年に最大 300 万トン/年に拡大するという政府目標の達成に必要な不足分 100 万トン/年については、JOGMEC による支援のみならず、我が国企業や関係機関も含めて、総合的に達成を目指す目標である。一方で、黎明期ともいえる CCS 事業分野や水素等事業分野では、JOGMEC に求められる支援の役割も特に大きい。加えて、第5期中期目標期間末(2027 年度末)は 2030 年以前であることから、水素・アンモニアの需要創出状況が予測困難である。また、事業化以前の段階である事業化調査・事業性評価の支援が中心になり、具体的な供給量が未だ生じ得ないことが想定される。

このことから、当面は供給先を問わず水素・アンモニアの生産量を増加させ、産業規模の拡大を図ることが重要であるため、水素換算で累計 100 万トン/年(アンモニア換算で 600 万トン/年)のポテンシャルがある水素等案件に関与すると設定した。

- ・ 重点国を対象とした具体的事業および関連する取組について、第5期中期目標期間中に 40 件以上組成。(前中期目標期間実績: 43 件見込) 【指標1-2:再掲】
- ・ 第5期中期目標期間中に、エネルギー安定供給、脱炭素に貢献する技術支援を 30 件組成する。(前中期目標期間実績: 29 件見込)【指標1-3:再掲】

＜想定される外部要因＞

【指標1-2】【指標1-3】【指標1-4】の目標に影響する外部要因として、水素・アンモニアの需要創出状況の不確実性が想定される。予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対し、JOGMEC として臨機応変・適切に対応した場合には、評価において考慮するものとする。

2. 再生可能エネルギー支援

第6次エネルギー基本計画において、再生可能エネルギーは主力電源化を徹底し最大限の導入を促すこととされており、同計画と同時に策定した「2030 年度におけるエネルギー需給の見通し」では、施策強化等の効果が実現した場合の野心的な目標として、再生可能エネルギーの電源構成は 36～38%程度を目指すこととしている。

このうち、地熱については安定的に発電を行うことが可能なベースロード電源として、地熱発電の導入量を現状の約 60 万 kW から、2030 年度までに 148 万 kW まで増やすことを目標としている。

また、洋上風力発電については、再生可能エネルギーの主力電源化の切り札として、導入量を現状の約 1 万 kW から、2030 年度までに約 570 万 kW まで増やすことが想定されているとともに、2020 年 12 月に洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会が「洋上風力産業ビジョン(第1次)」で案件形成量として示した、2030 年 1,000 万 kW、2040 年 3,000～4,500 万 kW の目標も第6次エネルギー基本計画で引用されている。

これらの目標を達成するためには、JOGMEC は国の施策と協調しつつ第5期中期目標期間において、次に掲げる取組を総動員し、再生可能エネルギー支援を加速化する必要がある。

(1) 地熱資源開発支援

① 資源確保への対応

民間企業による地熱資源開発の大きな課題である初期調査のリスクを低減するため、地熱ポテンシャル調査を行い、有望地域を抽出するとともに、得られた調査データを企業へ広く提供する。なお、第5期中期目標の開始(2023 年度)から 2030 年度までには 8 年間の猶予しか残されていないところ、エネルギーミックスの目標達成に向けて運転開始までのリードタイムを見込んだ取組も重要であり、地熱ポテンシャル調査の結果をできるだけ早期に公表すること等により、民間企業

の開発を促すこととする。また、地熱ポテンシャル調査は、2030年度のエネルギーミックス達成のみならず、2050年カーボンニュートラルに向けた取組としても重要なものであり、第5期中期目標期間の後期においても調査案件の創出に努めることとする。

また、企業の地熱資源開発を資金的側面から支援するため、助成金制度を通じて積極的に案件支援を行うとともに、自然公園内での地熱資源開発の促進を図るべく助成金制度の運用見直しを検討し、より効果的な支援を行うものとする。更に助成金制度等によって支援した調査案件について、探査・開発段階への移行を促進するため、探査出資・開発債務保証制度の推進を継続するとともに、的確かつ事業ニーズに沿った支援を進めることにより、地熱資源開発事業の進捗を後押しする。

加えて、大型案件の開発促進や我が国の地熱開発を中長期的に拡げていくためには、EGS（地熱増産システム）など国内外で近年注目されつつある新技術等の実証・普及促進や我が国では十分活用されていない海外の探査、掘削等の技術・ノウハウの積極導入を図ることが効果的である。このため、JOGMECの既存支援の要件等を見直すこと等により技術開発成果（PDCビット、DAS-VSP調査技術など）の現場適用及び新技術等の普及促進を図るとともに、海外地熱資源調査や海外地熱探査出資を通じて獲得する技術・ノウハウを民間企業等に積極的に普及し、国内地熱開発の促進を図る。

なお、探査出資等のリスクマネー支援においては、外部有識者及び管理部門の意見を聴取しつつ、保有資産ポートフォリオを評価・レビューする体制を構築し、当該評価・レビュー結果を案件組成に反映していく。その際、中長期にわたり持続的に権益を維持・拡大できるよう、探査・開発各段階の資産のバランスを図ることを意識する。

以上、JOGMECが有する各種支援ツールを最大限に活用し、我が国の地熱資源の開発の加速化を図る。

② 技術開発・人材育成

地熱開発における課題であるリードタイム短縮や開発コストの軽減、更に稼働率向上に資する技術開発に取り組むとともに、深刻化する人材不足に対応するため、人材育成支援を強化する。具体的には、探査精度の向上や掘削技術の高度化、蒸気量の管理や蒸気生産量の改善などに資する技術開発により、リードタイムの短縮や開発コストの軽減を可能にする。これら技術の実用化に際しては、ガイドライン化に向けた検討を進め、研究成果の報告書のとりまとめを行う。

また、2050年カーボンニュートラルに向けた革新的な技術の開発にも取り組み、研究成果の報告書のとりまとめを行う。

更に、日本の地熱開発においては慢性的な技術者の人材不足が懸念となっており、日本地熱協会からも研修実施の要望がなされていることから、人材育成のため、若手を中心とした技術者研修を実施する。

③ 情報収集・提供

「地熱発電の日(10月8日)」を契機として、国や業界団体等と連携した地熱シンポジウムの開催、モデル地区の活用など、全国規模で地熱資源開発に対する理解促進活動を行う。特に、今後の有望地域である国立・国定公園内の住民などに対して、重点的に理解促進を図る。また、地域での合意形成における役割が高まりつつある地方公共団体への技術面での支援を継続する。更に、我が国の技術レベルの向上や、理解促進に関する取組事例の共有などを行うため、ニュージーランド等の地熱先進国と情報交換を行い、その情報発信を進める。

【指標2-1】

- ・ 2030年度のエネルギーミックスで掲げた地熱発電の比率1%という野心的な目標達成に貢献するため、第5期中期目標期間内に、JOGMECによる支援が必要である、地熱資源量106万kWを有する案件の発掘・開発支援を行う。【基幹目標】(前中期目標期間実績:なし)
※基幹目標の106万kWについて、前中期目標期間に支援した案件のうち、支援を継続する案件(70万kW程度)をベースとし、JOGMECの各種支援ツールを活用して新たに36万kW程度の発掘・開発支援を行うことで基幹目標の達成を見込む。

【指標2-2】

- ・ 第5期中期目標期間内に、新技術を活用した案件や海外地熱への出資案件等、新たな取組への支援を5件以上実施する。(前中期目標期間実績:なし)

【重要度:高】【困難度:高】

2030年度のエネルギーミックスにおける目標の達成や、更にその先の2050年カーボンニュートラルの実現への貢献を果たすため、地熱開発案件の発掘及び開発の促進は、重要かつ優先度が高い。また、規制緩和や理解促進が進みつつあるものの、依然として自然公園・保安林等の規制対応やステークホルダーへの慎重かつ十分な配慮が必要であることから困難度は高い。

<目標水準の考え方>

2030年度のエネルギーミックスの目標達成のためには、既導入量約64万kW(導入済み及び導入見込みの高い案件の合計)に加え、2030年度までに更に約84万kW増加させる必要があり、JOGMECによる更なるコミットが重要となる。このため第5期においては、2030年度のエネルギーミックスの策定時に使用した開発成功係数(0.59)、及び2012年以降に運転開始の発電所に対するJOGMEC支援の関与係数(0.74)を用い、2030年度のエネルギーミックスの目標達成のために、今後JOGMECによる案件発掘・開発支援が必要な地熱資源量(106万kW)を算出し、基幹目標として設定した。

なお、地熱開発は、地熱開発事業者による経済性評価、系統連系確保、FIT(固定価格買取制度)認定等の事業化判断に必要な多様な要因を踏まえて最終的に達成されるものであり、地熱発電の導入量自体にJOGMECとして関与できるものではない。そのため、基幹目標の対象として、地熱開発事業者が事業化の判断に至るために必要かつ支援の大部分を占めることになる、調査

段階、探査段階、開発段階の各段階での地熱資源量の確保を基幹目標の対象とする。

地熱資源量の構成要素は、JOGMEC の各種支援ツール(地熱ポテンシャル調査、助成金事業、探査出資等)の活用により発掘及び支援した案件の地熱資源量とし、更に、JOGMEC が実施する技術開発事業成果の現場適用、海外調査・出資事業による技術・ノウハウの獲得に関しても、間接的に我が国における地熱資源量の確保に貢献するため地熱資源量の構成要素に含める。

また、2030 年の目標達成をより確実にし、2030 年以降も継続的に地熱の導入拡大を図るためには、案件の大型化や未活用資源の活用に資する技術的知見の導入を図ることが効果的と考え、新技術を活用した案件への支援や海外地熱への出資案件等、新たな取組への支援に係る指標を新たに設定した。

【指標2-3】

- ・ 第 5 期中期目標期間中に、地熱開発事業者の人材不足を解消するため、若手技術者や地熱関係者の人材育成を 240 名以上実施する。(前中期目標期間実績:367 名見込)

＜目標水準の考え方＞

地熱開発の導入拡大のためには地熱の専門知識を有する人材の育成が重要であることから、引き続き、研修やセミナー等の取組により、前中期目標期間で定めた目標以上(前期比 20%以上)の人材育成を行うこととする。

【指標2-4】

- ・ 第 5 期中期目標期間中に、地熱理解促進に資する各種イベントや海外動向等の把握のための国際会議等に関する活動を 130 回以上実施する。(前中期目標期間実績:199 回見込(理解促進 142 回、国際会議参画 57 回))

＜目標水準の考え方＞

2030 年度のエネルギーミックスにおける目標を達成するために必要な地熱資源の確保に向けた取組や、効率的な技術開発の実施にあたっては、各種理解促進活動や海外との情報交換に積極的に取り組む必要があることから、前中期目標期間で定めた目標水準以上(前期比 20%以上)の達成を目標とする。特に、海外地熱支援や、革新的技術を用いた案件の支援を実施するためには、国際会議に出席し、より積極的に海外の動向・情報を収集することが重要である。

＜想定される外部要因＞

以上の目標に影響する外部要因として、①掘削調査の進展に伴って、各地点での地熱資源量が想定よりも増減し、必要な案件組成数に変化すること、②森林法・自然公園法等の許認可取得や、調査地点近傍における地元自治体及び関係者との適切な調整・合意形成が必要であること、③財政事情、金融機関の資金繰りや金利等の変動、④地熱開発の最終判断が企業の経営戦略

等に依存すること、⑤施策や系統連系増強の有無等が想定される。予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対し、JOGMEC として臨機応変・適切に対応した場合には、評定において考慮するものとする。

(2)洋上風力事業

再生可能エネルギーの最大限導入を目指す中、洋上風力は、大量導入やコスト低減が可能であるとともに、導入を通じた経済波及効果が大きいことから、「再生可能エネルギー主力電源化の切り札」として推進していくことが政府方針として掲げられている。2020 年に策定された「洋上風力産業ビジョン(第 1 次)」では、2030 年までに 1,000 万 kW、2040 年までに 3,000 万～4,500 万 kW の案件を形成することが政府目標として設定され、第 6 次エネルギー基本計画においても、この目標が反映されている。

この目標を達成するために、更なる案件形成の加速化に向けて、案件形成の初期段階から政府が主導的に関与する「日本版セントラル方式」の制度設計を政府が進めており、JOGMEC はセントラル方式の一環として、発電事業者が洋上風力発電事業の検討を行うために必要な風況及び地質構造に関する調査を令和 5 年度より開始することとしている。このような状況を踏まえ、第 5 期中期目標期間においては、次に掲げる取組を実施する。

①「日本版セントラル方式」における調査の円滑な実施

JOGMEC は「日本版セントラル方式」の一環として、国が選定した調査対象区域における風況及び地質構造に関する調査を効率的かつ適切に行うとともに、国が実施する「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」(平成 30 年法律第 89 号)に基づく公募に参加を予定する事業者に対し、調査により得られたデータ等の情報提供を行う。なお、調査実施に当たっては、海洋資源探査や地熱資源開発で培った知見を活用しつつ、漁業等の地元関係者との協調を図り、円滑な調査活動の遂行に留意する。

② 調査業務の実施体制の構築と知見・ノウハウの獲得・蓄積

第 5 期中期目標期間において、洋上風力事業は組織の立ち上げ段階であることを考慮し、調査活動の実施に併せて上述の業務を確実に遂行できる体制の確立を目指す。具体的には、迅速な調査活動と取得データの品質確保の両立が可能となる業務実施体制の構築に取り組むことに加え、調査業務の実施を通じて、技術的な知見やノウハウを獲得し、JOGMEC 内に蓄積していくことで、調査業務の更なる効率化・高度化を目指す。

【指標2-5】

- ・ 海外のセントラル方式の取組も参考にしつつ、調査業務を通じて得た知見を基に調査手法等に関する技術的検討・分析を行い、有識者の助言等を踏まえて、第 5 期中期目標期間中に 5 件以上の報告書を作成する。(前中期目標期間実績:なし)

＜目標水準の考え方＞

風況及び地質構造調査の成果や海外のセントラル方式の分析等を通じて、調査事業の改善や政策立案に資する報告書を作成することにより、調査活動で得た知見やノウハウの体系化を図る。また、これらの活動に加えて、洋上風力分野における企業や研究機関、海外の政府機関等とのネットワークを形成し、事業ニーズや技術動向を適時・適切に調査業務へと反映していくための情報収集が可能となる体制を確立する。

＜想定される外部要因＞

以上の目標に影響する外部要因として、①国が選定する調査対象区域での洋上風力発電事業に対する漁業者等の地元関係者との合意形成といった不確定要素、②気象・海象等の自然的条件(例えば、台風や熱帯低気圧の接近による調査活動の遅延や、降雪地域における吹雪等によるデータ取得率の低下等)、③調査用の船舶や観測機材の調達・稼働に関する市場状況の影響、④その他安全確保の観点で講じた措置による影響等が想定される。予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対し、JOGMEC として臨機応変・適切に対応した場合には、評価において考慮するものとする。

3. 金属資源開発支援

(1) 金属資源開発支援

カーボンニュートラル実現に向けて需要の急激な増加が見込まれる、再生可能エネルギー関連機器や電動車等の製造に不可欠なレアメタルや銅の安定供給確保が課題となっている。このため、経済安全保障推進法による支援及びリスクマネー供給、資源国等との関係強化、地質構造調査等を通じた資源確保や、海洋資源開発、情報収集・提供等の取組をより一層強化・推進し、こうした取組を総動員し、官民連携した権益確保や、自給率向上、本邦への安定供給確保及びサプライチェーンの強靱化に貢献する。

更に、様々なレベルでの情報交換等を積極的に行い、企業や関係機関との連携を密にし、鉱物資源政策の方向性のすりあわせを図る。

① 資源確保への対応

(ア) 特定重要物資等の安定供給確保に取り組む事業者に対する助成等の安定供給確保支援業務

JOGMEC は経済産業省と密接に連携し、経済安全保障推進法に基づき、特定重要物資に指定された金属鉱産物(重要鉱物)について、経済産業大臣が策定した安定供給確保取組方針に則り、安定供給確保に取り組む事業者に対し、安定供給確保支援業務を行う。

(イ) リスクマネー供給

カーボンニュートラル実現に向けて需要の急増が見込まれ、我が国にとって重要な鉱種に関する鉱山開発プロジェクトへの支援や、特定国に依存しない強靱なサプライチェーンの構築に向けて、選鉱・製錬プロジェクトへの支援を行う。その際、技術リスクの評価に対する技術支援や金属資源技術研究所のインフラや知見を活用した支援とリスクマネー供給をシームレスに行うことで、新規資源確保につなげる。また、今後の企業ニーズの変化に応じて、必要な運用・制度の改善を行う。

また、外部有識者及び管理部門の意見を聴取しつつ、保有資産ポートフォリオを評価・レビューする体制を構築し、資産ポートフォリオ全体で収益性や金属鉱物資源の安定供給確保を実現する観点から、当該評価・レビュー結果を案件組成に反映していく。その際、中長期にわたり持続的に権益を維持・拡大できるよう、探鉱・開発・生産各段階の資産のバランスを図ることを意識する。

(ウ)資源国等との関係強化

首脳・閣僚レベルを始めとする包括的資源外交の考えに基づき、企業ニーズを踏まえつつ、変化する世界情勢に応じ、鉱種と地域を組み合わせ重点国を選定し、政府機関や国営鉱山公社等との関係強化を進め、我が国企業と相手国政府の橋渡し役を務める。特に、アフリカ諸国等の資源フロンティア国を中心に、資源賦存可能性の高い地域において初期的な調査を行うとともに、当地における投資環境や投資機会について我が国企業が知る機会を提供することで、我が国企業による参入を促進する。また、世界的な経済安全保障政策への関心の高まりを受け、従来の資源国とのバイラテラルのみならず、米豪加EUなど有志国との連携やMSP (Minerals Security Partnership) やクリティカルマテリアル・ミネラル会合、IEA、IRENA などのマルチの枠組みでの協力など、各国が推進する資源外交との連携にも取り組む。

(エ)地質構造調査

JOGMEC は自ら又は我が国企業と協業し、レアメタルや銅、我が国企業が単独では進出しにくい場所を中心に継続的な資源探査を行う。また、将来の我が国企業への引継ぎを見据えた権益の保持も含め、適時適切に権益の引継ぎを行うことができるよう、不断に制度見直しや運用改善を行う。

(オ)現場ニーズ等技術支援(権益確保等に資するもの)

金属資源の需要増加により、権益確保の動きが一層活発化する中であって、鉱物資源の品位低下や環境意識の高まりにより、新たな技術の導入が求められるなど、技術リスクの拡大に直面しているところ。我が国企業による権益確保等を促進するため、鉱山・製錬所等の権益取得や開発を行う際の技術リスク評価の支援を行い、技術リスクの低減を図る。

② 海洋資源開発

我が国の領海・排他的経済水域等に賦存する海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト、マンガン

団塊、レアアース泥の国産海洋鉱物資源について、国際情勢をにらみつつ、「海洋基本計画」及び「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」に基づき、海洋資源調査船『白嶺』を最大限活用しながら、資源量の把握、生産技術の確立等の取組を行う。

③ 情報収集・提供、技術開発・技術支援

我が国の政策の検討・立案に資する正確な情報を収集・発信し、また、マテリアルフロー調査のアップデートや更なる深掘り(リサイクルの追加等)、資源国等の政策動向の収集等を行い、こうした資源開発に資する情報を我が国企業に対して発信するほか、資源国との情報ネットワークを最大限活用し、情報収集・分析能力の更なる強化を図ることで、資源確保につなげる。

また、製錬等のプロセス改善や原料中の有価金属の回収率向上等の技術課題やカーボンニュートラル実現のための課題について、金属資源技術研究所も活用した民間企業等との共同スタディ、共同研究、技術実証などの支援を行い、得られた成果の社会実装を目指す。その際、アウトカム(自給率向上や権益確保など)や実現に向けたシナリオ(コスト目標など)を明確にした上で、支援を行う。

なお、金属資源技術研究所については、保有する設備・分析機器等を我が国企業等が利用して、鉱物資源の安定供給確保に資する研究開発を推進するオープンラボとして、その機能、取組を強化する。

【指標3-1】

- 第5期中期目標期間末において、経済安全保障推進法に基づく重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針に示した、2030年のレアメタル需要量確保の達成のため、レアメタル(リチウム、ニッケル、レアアース)について計10.7万トン/年以上の権益確保等(レアメタルについては、これまでにJOGMECが支援してきた案件により引き続き権益確保等が見込まれる2.5万トン/年も含む)を支援する。但し、本目標のうちリチウム、ニッケルについては、蓄電池150GWhの国内製造基盤の確立を目標として掲げる「蓄電池産業戦略」(2022年8月策定)を前提としており、その達成度は、同戦略の進捗も勘案した上で評価する。【基幹目標】(前中期目標期間実績:なし)

【指標3-2】

- 第5期中期目標期間末において、第6次エネルギー基本計画に基づくベースメタル自給率目標達成のため、銅について4.0万トン/年以上の権益確保等を支援する。【基幹目標】(前中期目標期間実績:なし)

【重要度:高】【困難度:高】

経済安全保障推進法に基づく重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針や第6次エネルギー基本計画における自給率目標といった政府目標達成に向けた重要な要素であり、カーボンニュートラル実現に向けてレアメタルや銅の需要増加が見込まれ、世界中で権益等の獲得

競争が激化している状況において、資源を重点的に配分して実施すべきものであるため。

国際的な資源確保競争激化や特定国による寡占化の進行等によって、我が国企業による権益確保は容易でないことから困難度も高い。

<目標水準の考え方>

- ・レアメタルについては、経済安全保障推進法に基づく重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針において、「2030年に蓄電池150GWhの国内製造基盤を確立」に必要な需要量として、リチウム約10万トン／年、ニッケル約9万トン／年、コバルト約2万トン／年、グラファイト約15万トン／年、マンガン約2万トン／年、「2030年時点で国内の永久磁石の供給」に必要な需要量として、レアアース(軽希土類(NdPr)約13,000トン／年、重希土類(DyTb)約1,200トン／年)の確保を2030年までに目指すことになっている。この2030年目標に対して、現時点で、JOGMECの支援がなくとも、2023年度から27年度までの間に権益獲得等が見込まれる量を差し引いた後、中期目標期間最終年度である2027年度時点で新たに必要となる量を算出し、これまでにJOGMECが支援してきた案件により引き続き権益確保等が見込まれる量を加えるという考えに基づき算出。

※経済安全保障推進法に基づく重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針において、基幹目標を定める6鉱種のうち、専らJOGMECのリソースを活用した権益確保等の取組によらなければ、目標の達成が困難であると現時点で想定されるリチウム、ニッケル、レアアースの3鉱種について目標を設定。(その他の鉱種については、副産物としての供給可能性や、需給や価格動向を踏まえた他用途からの転用・原材料の代替可能性を考慮し、現時点では必ずしも権益確保等が最適な支援手法であると限らないことから、基幹目標の対象から除外。)

- ・ベースメタルについては、第6次エネルギー基本計画において、ベースメタルの自給率(2018年度は50.1%)について、2030年までに80%以上を目指すことになっている。この2030年目標に対して、現時点で、JOGMECの支援がなくとも、2023年度から27年度までの間に権益獲得等が見込まれる量を差し引いた後、中期目標期間最終年度である2027年度時点で新たに必要となる量を算出し、リサイクルによる自給率への貢献度(25%を想定)及びこれまでの権益確保等におけるJOGMECの支援関与率(21%を想定)を勘案して算出。

※ベースメタル需要のうち、価格ベースで8割強を占める代表的鉱種である銅について目標を設定。

<想定される外部要因>

以上の目標に影響する外部要因として、①経済安全保障推進法に基づく重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針や第6次エネルギー基本計画が改定された場合などの政府目標の状況変化、②企業の権益確保等に対する戦略・方針の変化、③資源国等における政情・経済不安の顕在化、④為替や非鉄金属市場の急激な変化等が想定される。予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対し、JOGMECとして臨機応変・適切に対応

した場合には、評定において考慮するものとする。

【指標3-3】

- ・ 第5期中期目標期間中に、資源国政府機関等との関係強化に資する事業を55件以上。(前中期目標期間実績:50件見込)

＜目標水準の考え方＞

- ・ 「経済安全保障推進法に基づく重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針に掲げるレアメタルの安定供給確保」や「ベースメタルの自給率向上」に貢献する資源国政府機関等との関係強化は重要である。このため、前期中期目標期間に資源国政府機関等との間で構築した協力枠組みをさらに発展させることや、従来の資源国とのバイラテラルのみならず、米豪加EUなど有志国との連携やマルチの枠組みでの協力など資源外交面での連携にも取り組むことを念頭に、前中期目標期間における実績を上回る水準を設定。

【指標3-4】

- ・ 第5期中期目標期間中に、我が国企業に対して、資源開発に資する情報を発信するセミナーを25回以上開催。(前中期目標期間実績:25回見込)

＜目標水準の考え方＞

- ・ 資源開発に資する情報発信セミナーを通じて、JOGMECが収集した情報を能動的に発信することで、金属資源の安定供給確保に資する事業への我が国企業の参画等を後押しするものであり重要。このため、引き続き、前期中期目標期間における実績と同水準の指標を設定。

(2)石炭資源開発支援

2030年に石炭の自主開発比率を60%維持とする政府目標(第6次エネルギー基本計画)の達成に向けて、以下の施策を実施する。

① 資源確保への対応

(ア)地質構造調査

石炭資源の開発を促進し、我が国への石炭の安定供給を確保するため、リスクの高い初期段階の探査事業(海外地質構造調査)を、調達先の多角化の観点から幅広い地域を対象に実施する。また、調査で得られた情報等を我が国企業に積極的かつ適時に提供するとともに、調査により生じる権益等を我が国企業に積極的に引継ぐ。

(イ)リスクマネー供給

石炭資源の開発を促進し、我が国への石炭の安定供給確保に資するため、我が国企業による探鉱事業案件に対して探鉱出資を行い、開発事業案件に対して債務保証を行う。また、支援案件

の財務面、技術面、HSE 面(配慮すべき潜在的な健康・安全・環境・社会影響)等における適切な管理を行うとともに、制度運用改善について検討を行い、企業の開発投資につなげる。

② 資源国等との関係強化

主要産炭国等との関係強化に努め、供給源の多角化により、石炭の安定供給を図る。特に我が国企業の将来的な参入可能性が見込まれる資源ポテンシャルのある新たな地域との協力を進める。

③ 情報収集・提供

石炭資源確保に資する産炭国の基礎的な情報や開発関連技術情報を政策当局や我が国企業に積極的かつ適時に提供するとともに、情報提供の質の向上を図る。我が国企業への情報提供機能を発揮するため、昨今、大きく変化するコールフローや市場動向調査を実施し、積極的に情報を発信するとともに、石炭供給網の監視に努める。また、石炭の探鉱・開発段階における技術的課題の解決に向けて、我が国企業に対して技術支援を行う。

【指標3-5】

- ・ 海外地質構造調査、リスクマネー供給等の成果により算定された潜在的な資源量(引取権等を含む)として、第5期中期目標期間末において250万トンの積み増しを目指す。潜在的な資源量には、JOGMECの石炭資源開発支援事業で取得した引取権、販売権、優先権等に由来する石炭量も含む。(前中期目標期間実績:300万トン見込)

<目標水準の考え方>

2030年における石炭の自主開発比率60%を維持するために、「2030年におけるエネルギー需給の見通し(令和3年10月)」において2030年に見込まれる石炭輸入量と、我が国企業が権益を保有する炭鉱の予想生産量から、第5期中期目標期間に確保すべき資源量を算出。当該資源量(500万トン)の半分となる250万トンをJOGMECが実施する海外地質構造調査、リスクマネー供給等の石炭資源開発支援事業で積み増すことを目指す。

<想定される外部要因>

以上の目標に影響する外部要因として、エネルギー政策の大きな変更、急激な石炭価格の変動、世界における石炭を巡るダイベストメントの動きの加速化等が想定される。予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対し、JOGMECとして臨機応変・適切に対応した場合には、評価において考慮するものとする。

4. 資源備蓄

(1) 石油・石油ガスの備蓄

石油の国内需要が減少傾向にある中、中東情勢の動向やアジアの石油需要の増加、さらに、

令和4年における国家備蓄石油の放出等に鑑みれば、今後より一層、安全かつ効率的な基地運営と、緊急放出体制の強化・機動性の向上が求められる。こうした現状認識のもと、我が国の資源備蓄については、以下の取組を実施する。

① 緊急時における供給体制の整備等

令和4年度は、国家備蓄制度開始以来初となる国家備蓄石油(原油)の放出を実施した。第5期目標期間においては、これまで以上に国家備蓄石油・石油ガスの放出機会に備えることが求められる中で、これらの放出機会を想定した上で、機動性を向上し、いついかなる時も放出可能な体制の維持・強化が一層重要となる。

緊急時に実効性ある国家備蓄石油・石油ガスの放出を行うために、国家備蓄基地及び民間事業所の放出体制を常に維持する【石油・石油ガス】。また、製油所で国家備蓄石油を精製して国内等に石油製品が速やかに供給されるように、国家備蓄石油の油種及び配置が適切になるよう取組を進める。【石油】

万が一、事故や設備の故障及び国家備蓄石油・石油ガスの漏洩等により特定の国家備蓄基地等において一定期間にわたり放出を行えない場合は、直ちに放出体制の代替計画を策定するとともに、速やかに修繕を行い、事後的に他基地等で同様の事案がおきないように再発防止及び改善を行う。【石油・石油ガス】

緊急時に迅速かつ効率的な放出を行うため、平時より石油精製会社等との間で、国家備蓄石油の放出に関して提案及び助言等を行うことで、官民一体の取組を実施するとともに連携を強化する。【石油】

国家備蓄石油・石油ガスを備蓄する基地及び民間事業所において実施する緊急放出訓練に向け策定した計画に対し、外部評価において、計画における放出までの準備期間や継続放出可能期間等が緊急時を想定した放出シナリオに基づく要求水準を満たしているものとの評価を得なければならない。【石油・石油ガス】

国家備蓄石油ガスについても緊急時における迅速かつ効率的な放出を行うため、石油ガス関連団体や石油ガス輸入事業者と緊急時の石油ガス放出手順等についての情報共有・意見交換を定期的に行い緊急放出時に向けて更に連携強化を図る。【石油ガス】

② 国家備蓄石油・石油ガスの安全管理と効率的な運営の両立

国家備蓄石油・国家石油ガスの管理に当たっては、放出に係る機動力と安全な操業を確保するとともに、効率的な運営に取り組む。その一環として、国家石油・石油ガス備蓄基地の保全にあたっては、国家石油・石油ガス備蓄基地及び備蓄する国家備蓄石油・石油ガスの放出優先度や機動性、長期的な修繕コストや技術的な修繕の可否等に基づく総合分析を行い、これを反映させた中長期保全計画を新たに策定して修繕を進める。

緊急時の石油・石油ガス供給不足に対して速やかな放出体制を常時確保するため、中期目標期間を通じて、国家備蓄基地を法令に則り安全に操業し、国家備蓄石油・石油ガスの放出が滞る

要因となる事故や法令違反がないように操業を行う。また、国家備蓄石油・石油ガスを備蓄する国家石油・石油ガス備蓄基地等は、国のエネルギー関連施設であるため、取り扱う情報の管理を適切に行い、外部への情報漏洩を防止する。【石油・石油ガス】

国家石油・石油ガス備蓄基地の操業に係る予算の執行にあたっては、関係諸法令等や国が定める事項を遵守して、効果的に予算を執行する。【石油・石油ガス】

不断に安全性・効率性を高めるため、長期にわたる国家備蓄業務の知見・専門性を生かし、将来的に基地管理業務の効率化等に資する改善策の検討・提案を行う。【石油・石油ガス】

国家備蓄石油・石油ガスの放出や、国家備蓄石油・石油ガス及び国家備蓄石油・石油ガス基地の管理に関して、機動性向上に向けた規制の緩和や適正な管理等を図る調査研究等を実施して、実際の操業で活用を行う。【石油・石油ガス】

諸外国の備蓄放出の制度や放出による効果を整理して、より迅速な国家備蓄石油・石油ガスの放出方法を検討する。【石油・石油ガス】

国家石油備蓄基地操業の業務委託に係る入札については、国家石油備蓄基地操業の課題や成果、国のエネルギー政策や石油の国内需要等を踏まえて、令和 9 年度に予定されている次回入札に向けて、第5期中期目標期間中の操業会社の評価を含めて必要な措置を検討し、実施する。【石油】

各国家石油ガス備蓄基地において備蓄する国家備蓄石油ガスの品質、減耗管理等に徹底して務めると共に、事象発生時の対応の措置に万全を期することにより各基地において備蓄する国家備蓄石油ガスの適正な管理の徹底を図る。【石油ガス】

③ 石油・石油ガス備蓄に係る国際協力

石油備蓄については、国際エネルギー機関(IEA)加盟国として、これまで協力関係を構築してきた IEA 及びその加盟国との連携を維持・強化するための各種取組を実施する。あわせて、産油国共同備蓄事業を円滑に運営する。【石油】

石油ガス備蓄については、国家備蓄石油ガスの活用も含めた諸外国との協力可能性について検討する。【石油ガス】

IEA における会合やアジア諸国との会合等の機会も活用した、各国の動向等の石油・石油ガス備蓄に関する情報収集、調査・分析及び政策提言を行う。【石油・石油ガス】

【指標4-1】

- ・ 緊急時を想定した放出シナリオに基づく緊急放出訓練を計画して、国家備蓄石油・石油ガスを備蓄する基地及び民間事業所にて実効性のある緊急放出訓練を第 5 期中期目標期間内にのべ 25 回以上実施。これらの訓練については外部評価において、十分に放出ができる体制を維持しているとの評価を得なければならない。【石油・石油ガス】【基幹目標】(前中期目標期間実績:なし)

【重要度:高】【困難度:高】

令和4年度は、国家備蓄制度開始以来初となる国家備蓄石油(原油)の放出を実施したことで、放出直後となる今中期目標期間中は、これまで以上に国家備蓄石油・石油ガスの役割が期待される。放出の実績や JOGMEC に蓄積された知見を踏まえて、国際情勢等を起因とした緊急時を想定した放出シナリオに基づく具体的な放出訓練計画を策定した上で実施することは、優先度及び重要度が高い。また、緊急放出訓練は、放出シナリオに基づき準備期間や放出順序を含めた計画に沿って実施するため困難度は高い。

<目標水準の考え方>

年間で実施可能な放出訓練数にも限界があることから、放出訓練の内容の質を高めていくことが重要である。このため、第4期中期目標期間中より難易度の高い「緊急時を想定した放出シナリオに基づく具体的な放出訓練計画を策定した上で放出訓練を実施する」という指標を設定している。

【指標4-2】

- ・ 我が国が輸入している原油の構成に近づけることを目的とした、国家備蓄石油の油種入替を第5期中期目標期間中に20回以上実施。【石油】(前中期目標期間実績:16回)

<目標水準の考え方>

油種入替は、現在備蓄している国家備蓄石油を、国内に輸入している原油の構成や放出シナリオも踏まえて種類や基地等を選定した上で入替を行うが、入替時は備蓄している原油を売却した上で、別の原油を購入し、必要に応じて備蓄する基地等の配置変更も行う。このため、売却や購入は、一般競争入札により実施して半年程度の期間を要する。また、備蓄する基地等の配置変更は、原油の移送を伴うため時間と船舶等の費用を要することから、期間中に20回以上の油種入替を実施することを目標とする。

【指標4-3】

- ・ 石油・石油ガス備蓄基地の放出優先度や基地の機動性等を総合的に勘案し策定する新たな中長期保全計画に基づき、安全性を確保して効率的な基地管理を実施する。この目的を達成するため、安全性、機動性、又は効率性の向上に資する改善を第5期中期目標期間内に10件以上実施する。【石油・石油ガス】(前中期目標期間実績:なし)

<目標水準の考え方>

老朽化等により国家石油・石油ガス備蓄基地の修繕費が増す一方で、緊急時に求められる放出体制を今後も確保出来るように、中長期的な視点に立った基地の管理及び修繕を行うことが必要である。このため、第5期中期目標期間より、修繕規模や放出体制に影響のある大型工事が同時期に重複することを回避する等の観点に加え、放出優先度や基地の機動性等を踏まえた中

長期保全計画を策定する。その上で、中長期保全計画の策定後、基地毎の立地や設備の特色を踏まえ、具体的な効果が特に得られる改善項目を 10 件以上実施することを目標とする。

(2) 金属鉱産物の備蓄

電動車等の脱炭素社会における先端産業において必要不可欠なレアメタルについて、資源獲得競争の激化が見込まれる中、2020 年 3 月に策定した「新国際資源戦略」において、地政学リスクや供給安定性を踏まえてメリハリのある備蓄目標日数とすることに加え、JOGMEC が策定した備蓄計画を国が確認する仕組みとするなど、制度を見直す方針を示した。これを踏まえ、新たに策定した「金属鉱産物の備蓄に係る基本方針」(以下、基本方針)(令和 2 年 7 月)において、国は、JOGMEC による基本方針に示したリスクの定量的な評価結果等に基づき、備蓄目標日数を決定することや、JOGMEC が国の同意を得た上で中期計画の期間の買入及び放出に係る備蓄計画策定し、その達成を目指すことを定めた。

また、備蓄対象鉱種については、サプライチェーンリスクや安定供給確保の重要性の観点から「リン鉱」を追加することとし、令和 4 年 11 月 14 日に改正した「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(平成 16 年経済産業省令第 9 号)」第 21 条第 2 項において、合計 35 鉱種を備蓄対象鉱種として規定した。なお、これらの備蓄対象となる 35 鉱種については、同年 12 月 20 日に経済安全保障推進法に基づく特定重要物資としての指定も行われている。

このような経緯も踏まえ、第 5 期中期目標期間における金属鉱産物の備蓄に関しては、以下の取組を実施する。

- ① JOGMEC は、基本方針に基づいて第 4 期中期目標期間の最終年度に国の同意を得て策定した「第 5 期中期計画期間の備蓄計画」を踏まえ、同期間中の買入及び放出に係る取組を推進する。
- ② JOGMEC は、国が選定・決定した各鉱種の備蓄目標日数を達成・維持するため、市況等を考慮の上、金属鉱産物の流通秩序の維持や公正な取引の確保に留意して、毎年度適切な買入及び放出を実施する。また、特に備蓄目標日数との乖離が生じている場合には、その原因を分析・考察して改善策を策定し、翌年度以降の取組に反映する。
- ③ JOGMEC は、国内産業構造の変化や金属鉱産物の需給に影響を及ぼすさまざまなリスクを踏まえるべく、民間企業・業界団体等から積極的な情報収集を行うことにより、民間備蓄(在庫)や消費等の状況を常に把握する。第 5 期中期計画期間中に急激な状況変化等が生じた場合は、期中であっても、国の同意を得た上で備蓄計画に反映させる。
- ④ JOGMEC は、基本計画に基づき、業務を遂行する中で得られた経験や知見を基に、必要に応じて、第 5 期中期目標期間終了年度に第 6 期中期計画期間において実際に備蓄を行う対象鉱種、備蓄目標日数等に関する見直しを国に提案する。その際、JOGMEC は、基本方針に示された 5 つの定量指標に基づき、備蓄鉱種毎のリスク評価を行うとともに、備蓄目標日数について

は、特に、地政学的リスクが高い鉱種・品目は想定される供給途絶リスクに対して十分な日数となるよう上方設定し、一方で、供給安定性が向上した鉱種・品目は下方設定する提示を行う。

- ⑤JOGMEC は、緊急時を想定した物資搬出訓練や安全管理上必要とされる訓練を実施して改善点を見出し、機動的な備蓄物資の放出を可能とする体制等の整備・維持、強化を図る。また、国が選定・決定した各鉱種の備蓄目標日数に対応できるよう備蓄倉庫の長期修繕計画を策定し、計画的に修繕工事等を実施する。
- ⑥JOGMEC は、備蓄対象鉱種に関係する企業や業界団体との連携を強化し、備蓄対象鉱種の円滑な放出につなげる。需給逼迫時放出を行う場合には、サプライチェーン維持のための要請に応じ、JOGMEC の判断の下、備蓄計画の範囲内で機動的に備蓄物資を国内企業に放出する。また、調整放出を行う場合には、JOGMEC の判断の下、備蓄計画の範囲内で適切に売却又は交換を実施する。
- ⑦JOGMEC は、放出を行った後は、特に需給逼迫時放出の場合、放出の政策的効果も見極めつつ、市況等を考慮の上、金属鉱産物の流通秩序の維持や公正な取引の確保に留意して、備蓄日数の回復を図る。
- ⑧JOGMEC が有する情報・経験を基にプロアクティブに課題を抽出し、不断に制度の改善を実施する。

【指標4-4】

- ・ 第5期中期目標期間を通じ、緊急時を想定した物資搬出訓練や安全管理上必要とされる訓練を年3回以上実施し、訓練を通じて改善点を見出し、機動的な放出体制等の整備・維持、強化を図る。(前中期目標期間実績:年平均2.6件見込)

<目標水準の考え方>

金属鉱産物の備蓄は、レアメタル等の短期的な供給途絶に備えることを目的としており、常に緊急放出に備えつつ、安全な操業も必要。このため、これらを確実に実行できる体制を維持、強化すべく、前中期目標期間中の実績を上回る水準を設定した。

<想定される外部要因>

以上の目標に影響する外部要因として、国内産業構造の変化や技術革新による需要の変動、市況の急激な変動及び想定外の天災等が想定される。予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対し、JOGMEC として臨機応変・適切に対応した場合には、評価において考慮するものとする。

5. 鉱害防止支援

(1) 鉱害防止支援

JOGMEC は、金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和48年法律第26号)の規定により、経済産業大臣が定める「特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針」(以下「第6次基本

方針」という。)に基づく鉱害防止事業の着実かつ計画的な実施を図るため、以下の取組等を実施する。

① 鉱害防止事業実施者等への技術的支援

- ・ 鉱害防止支援のために JOGMEC が行う中核的な施策である地方公共団体等への調査指導、調査設計、工事支援を効率的・効果的に実施するとともに、旧松尾鉱山新中和処理施設の運営管理の着実な実施及び事故の発生をゼロとする。
- ・ 民間企業や地方公共団体の実務者を対象として研修・人材育成に取り組み、国内の鉱害防止技術レベルの維持向上に貢献する。

② 「自然回帰型坑廃水浄化システム(パッシブトリートメント)」等の鉱害防止技術を活用した、坑廃水処理事業の効率化・費用低減化

「自然回帰型坑廃水浄化システム(パッシブトリートメント)」等の鉱害防止技術の現場への実導入に向けた技術開発等を通じて、坑廃水処理の大幅なコスト削減を目指す。

③ 資源保有国への技術・情報協力

資源保有国において環境に調和した鉱山開発が促進されるよう、ペルー等への協力事業における経験の水平展開を図りながら、休廃止鉱山での鉱害防止分野における技術・情報協力を実施することで、資源外交・権益確保の側面支援の観点から、我が国への安定供給に貢献する。

本事業実施にあたっては、資源保有国に対して、鉱害防止分野に係る専門家の派遣等により、現場を中心とした技術的アドバイス、OJT や受入研修等を取り入れることで、同国の鉱害環境対策の立案、遂行、推進に貢献する。また、政府の鉱山・環境部門職員等を対象とし、オンラインを含めて講習会等の協力事業を着実に実施する。

<想定される外部要因>

以上の目標に影響する外部要因として、資源保有国側における鉱害防止事業に対する要望の変化、資源保有国等における政情・経済不安の顕在化や、為替や非鉄金属市場の急激な変化等が想定される。予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対し、JOGMEC として臨機応変・適切に対応した場合には、評定において考慮するものとする。

【指標5-1】

- ・ 第5期中期目標期間を通じ、技術的支援に対する地方公共団体の満足度についての「総合評価」及び「個別の評価項目のうち重要なもの(成果物の質や助言の適切さ等に関するもの)」において、5段階評価の上位2つの評価をそれぞれ支援件数の8割以上から得る。【基幹目標】(前中期目標期間実績:年平均125%見込)

【重要度:高】【困難度:高】

第6次基本方針に沿って、地方公共団体が行う鉱害防止事業が着実かつ計画的に実施されるよう技術的支援を行うことは、国民の健康保護・生活環境保全の観点から重要度が高い。

また、旧松尾鉱山新中和処理施設の運営管理については国内で最も処理水量が多く、かつ運転開始から40年以上経過し、老朽化が進んだ施設の運営管理を着実に実施しながら、効率化・リスク低減に取組み、年間事故発生「ゼロ」を達成することは極めて難易度が高い。

<目標水準の考え方>

第6次基本方針に沿った鉱害防止事業の着実かつ計画的な実施は、実施主体である地方公共団体の取組が不可欠であり、その取組への技術的支援に対する満足度について支援の質向上に向けた不断の努力を促す観点から、総合評価に加えて個別の重要評価項目を設定し、それぞれで上位の評価を得ることとして設定。

【指標5-2】

- ・ 第5期中期目標期間中に、地方公共団体、あるいは企業が維持管理を行う休廃止鉱山において、「自然回帰型坑廃水浄化システム(パッシブトリートメント)」の導入に向けた調査研究や技術開発を15件以上実施する。(前中期目標期間実績:なし)

<目標水準の考え方>

前中期目標期間において、試験レベルにおける成果として積み上げられた「自然回帰型坑廃水浄化システム(パッシブトリートメント)」について、現場に対する実導入により坑廃水処理事業の効率化・費用低減化に資する段階へと移行しつつあるところ、新たな評価指標として設定。

<想定される外部要因>

以上の目標に影響する外部要因として、地方公共団体の方針、考え方、財源措置等に左右されること、また、鉱害防止事業者の鉱害防止事業計画等の状況等が想定される。予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対し、JOGMECとして臨機応変・適切に対応した場合には、評価において考慮するものとする。

(2)石炭経過業務

災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(平成24年法律第76号)に基づき実施している旧保有鉱区に係る管理等を適切に実施し、鉱害の未然防止等を図るため、以下の取組を実施する。

① 旧保有鉱区管理等業務

旧保有鉱区管理等業務については、今後も鉱害の発生が想定され、賠償や復旧工事等相当の業務量が見込まれることから業務を継続する。特に坑廃水については、半永久的に処理及び施設管理を行う必要があるため、施設管理業務の一層の効率化を図る。

② 貸付金償還業務

貸付金償還業務は、金融協定に基づき 15 年後に償還が完了する見込みであるが、回収額の最大化に向け、債務者の財務状況等を勘案し、必要に応じて協定を見直す等により、引き続き着実な償還を図る。

【指標5-3】

- ・ 第 5 期中期目標期間を通じ、25 件／年以上の鉱業施設等の危険因子の分析を進め、必要に応じて関係市町村等へ情報共有等を実施することにより、旧保有鉱区における石炭鉱害のリスク低減を図る。(前中期目標期間実績:約 25 件/年見込)

<目標水準の考え方>

目標水準とした 25 件/年については、旧保有鉱区内における鉱業施設等のリスクに応じて定められた調査頻度を踏まえ設定した。

なお、評価に際して、目標水準に達した場合には、関係市町村等への情報共有等を実施した結果を十分に考慮することが適切である。

第4 業務運営の効率化に関する事項

(1)機動的で柔軟な組織運営

- ・ 資源エネルギーの安定供給という使命を果たすべく、従来 of 取組に加えて、新たにサプライチェーン構築へ貢献していく。また、資源国・資源メジャーとのネットワークを最大限活用して情報収集・分析能力を強化し、それらを組織全体で共有することで、政策企画立案のシンクタンク機能を高め、資源・燃料部の域を超え、資源エネルギー庁の政策実施を担う機関として、有機的な連携を加速する。
- ・ 資源エネルギーを取り巻く環境が激変している状況下において、我が国のエネルギーセキュリティ強化のため、これまで以上に社会のニーズを先取りした戦略的な事業支援を行う。
- ・ 業務運営の効率化・適正化に努めつつ、理事長のリーダーシップの下で、各部門が着実に成果を挙げられるよう PDCA を回し、堅確な目標進捗管理を行う。
- ・ 目標達成に向け、重要課題やスピードが求められる事案については、部門の枠を超えたプロジェクトチームの編成等により、機動的で柔軟な組織運営を行う。
- ・ トップが率先して定期的に国内・海外の関係企業経営層等との対話の機会を設け、我が国企業や資源国企業の戦略上の重要課題を把握することにより、支援体制の強化を図る。
- ・ 企業や資源国のニーズのうち、資源確保において重要だと判断されるニーズに対しては、組織一体となって取り組むため、部門を越えた一元的な対応や調整を行う体制の強化を図る。また、ニーズへの対処にあたっては、他機関との連携も検討の上、実施する。
- ・ 緊急時において、経済産業大臣の要請に基づき、JOGMEC 自らが液化天然ガス又は燃料の

調達を行うことが定められたことを踏まえ、対応チームの組成や関連規程の整備など必要な体制を構築する。

- ・ 各本部で展開している広報コンテンツを集約することで業務の効率化を図るとともに、組織の統一的なブランディング力を強化し、資源エネルギー開発全般に対する国民の理解を促進する。
- ・ JOGMEC カーボンニュートラル・資源フォーラムをはじめとする各種セミナー等を活用して、プロジェクトに携わる実務者同士の議論を深めるとともに、ネットワーキングの機会を提供する。

(2)適切な人材確保と戦略的な育成

- ・ 事業の進捗に応じた必要人材の確保や民間企業との人事交流等を通じ、水素・CCS・洋上風力に対応した専門性の高い人員を抜本的に強化。新卒に加え中途採用を拡大するとともに、既存人材のリスキリングも含めて総合的な人事戦略として取り組む。なお、採用等の具体的な内容は、事業の進展や実際の案件形成の進捗を踏まえて弾力的に運用することが適当であることから、各年度計画で定めることとする。
- ・ また、激変する技術動向や資源情勢の中で、良質な支援を行うためには、職員は世界最先端の技術や企業の動向を把握する必要がある。このため、留学による海外研修や企業出向による現場経験の機会提供等の充実を図るとともに、国際会議参加や海外視察等を奨励する。
- ・ 更に、優秀な人材を確保するとともに職員が能力を十分に発揮することができるよう、複線型職種制度を着実に運用するとともに、ダイバーシティをより一層推進し、多様な人材が活躍できる風土を醸成するとともに、多様な働き方を可能とする魅力的な職場環境を整備する。

(3)リスクマネー事業に係る資産の適切な管理

- ・ 令和4年度の法改正により、水素・アンモニア等の製造・貯蔵及び CCS 等新たな業務も追加されたことを踏まえ、厳格な投資審査は大前提として、JOGMEC 全体の経営の健全性を確保する観点から、以下のとおり、適切に資産管理を行うものとする。
- ・ 個別案件の厳格な管理を引き続き実施するとともに、資源を巡る状況の変化等も踏まえつつリスク想定を精緻化等により合理的なリスク分析・リスクマネジメント手法を検討の上、リスクマネーに係る資産管理業務に反映する。
- ・ 保有するリスクマネー関係資産について、資産構成も含めた管理・レビュー体制を整備する。
- ・ また、出資事業については組織全体の出資の方針検討に資する事業全体の分析を行う。
- ・ 産業投資を財源とする案件については、採択時に求められる水準を上回る出資の経済性を確保していくものとする。ただし、想定を大幅に上回る回避不可能な、油ガス価等の市場の変化や資源国における突発的な政変等(回復可能と見込まれる場合に限る)については考慮するものとする。

(4)各種経費の合理化

① 調達合理化

- ・ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日付け総務大臣決定)を踏まえ、JOGMEC が定めた「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。また、契約監視委員会の点検を踏まえ、調達に関するガバナンスの徹底や公正性、透明性を確保した合理的な調達を行うとともに、主務大臣からの評価を「調達等合理化計画」へ反映する等により、適切かつ効率的な調達等の実施に努める。

② 人件費管理の適正化

- ・ 国家公務員の給与水準を考慮し、手当も含めた役員報酬、職員給与のあり方について厳しく検証した上で、その適正化に計画的に取り組むとともに、検証結果や取組状況を対外的に公表する。

③ 経費の効率化

- ・ 運営費交付金を充当して行う業務については、第 5 期中期目標期間中、一般管理費(退職手当を除く。)及び業務経費(特殊要因を除く。)の合計について、新規に追加されるものや拡充される分及びその他所要額計上を必要とする経費を除き、毎年度平均で前年度比 1.11%以上の効率化を行うものとする。新規に追加されるものや拡充される分については翌年度から効率化を図ることとする。

(5)業務の効率化・デジタル化の推進

- ・ デジタル庁が策定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」及び「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」に沿って、情報システムの適切な整備と管理を行う。
- ・ 資源分野への AI 等のデジタル技術の積極的な活用を推進し、資源探査の効率化・高精度化等や資源開発におけるコスト削減・安全性向上等のさらなる技術力向上を目指す。
- ・ 全ての国民が正確な資源エネルギー情報にアクセスできるよう、配信・撮影スタジオ等のデジタル技術を積極的に活用し、専門的知見に基づく分析情報をタイムリーに発信する。
- ・ 作業生産性の維持・向上と様々な働き方との両立を目指し、オフィス・リモートワーク環境整備、ペーパーレス化の更なる推進、バックオフィスの業務効率化等による新たなライフスタイルに対応した職場環境の変容を促進する。また合わせて係る環境整備を推進し、緊急事態等における事業継続性の向上を図る。
- ・ 第4期中期目標期間に設置した PMO (Portfolio Management Office)を通じて、PJMO (Project Management Office(JOGMEC 内のプロジェクト推進組織))を支援し、クラウドサービスを効果的に活用する等、情報システムの利用者に対する利便性向上やデータの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。

【評価指標】

PMO の支援実績、クラウドサービスの活用実績、政府が整備する共通機能等の活用実績

第5 財務内容の改善に関する事項

(1) リスクマネー事業の財務評価のあり方

- ・ リスクマネーを供給した結果、生じる繰越欠損金については、投資回収期間が一般に数十年におよび、かつ、多数の不確実性要因に左右される資源開発事業の特性を考慮する必要がある。また、資源に乏しい我が国が必要な資源エネルギーを確保するためには、令和4年度の法改正による追加業務を含めて JOGMEC の積極的かつ追加的な支援が不可欠であるが、開発・生産段階へ移行する案件が増えていくことで、株式売却や配当金収入等により、繰越欠損金は長期的には減少していくことが見込まれる。
- ・ そのため、リスクマネー事業の財務評価は、リスクマネー供給業務により生じる欠損金に対する将来見込まれる利益の大きさと、得られた政策効果を総合的に勘案する。JOGMEC は、将来見込まれる利益を持続的に拡大させるための取組を進めながら、中長期的な財務改善を見据え将来見込まれる利益が欠損金を上回るよう努める。また、確定収益や欠損金の算出方法を明らかにしつつ、欠損金及び将来見込まれる利益が増減した要因を分析し、適切に説明を行う。加えて、各事業部門での保有資産ポートフォリオを踏まえたリスクマネー事業全体の分析を実施し、各事業部門の案件組成に反映する。
- ・ なお、財務評価の説明に当たっては、会計上、探鉱出資の事業の成否が明らかでない段階では出資額の 1/2 を評価損として計上することとされているなど、経理や事業の特性にも留意する。

(2) 財務内容の改善

- ・ 出資案件の多くが開発・生産に至り、十分な配当金収入等が見込まれるようになれば評価損が徐々に減少するという資源開発業務の特性を踏まえつつ、JOGMEC として、個別案件の収益性向上に向けた管理の強化や適時・効果的な株式売却に向け取り組むことなどにより、繰越欠損金の削減に努める。なお、投融資等・金属鉱産物備蓄勘定における繰越欠損金については、リスクマネー事業に係る繰越欠損金の解消に向けた道行きを定め、それに沿って、第5期中期目標期間中に着実に削減していくよう取り組む。また、各事業部門の個別案件の評価や保有資産ポートフォリオを踏まえたリスクマネー事業全体の分析を実施し、各事業部門の案件組成に反映する。その際、リスクを分散化し、中長期にわたり持続的に収益を得ることができるよう保有資産全体に占める探鉱・開発・生産各段階等の資産構成、国・地域等のバランス等についても考慮することとし、投資判断に当たってもこれらの内容を勘案する。加えて、リスクマネー事業に係る繰越欠損金の状況については将来の見通しも含めた透明性の確保に努めるとともに、事業の長期的な収支改善の見通しを分析する。

(3)その他の収支改善策について

- ・ 運営費交付金については、収益化単位ごとに適正な予算の執行管理を行うよう努める。また、民間備蓄融資等資金調達を行う場合には、借入れコストの抑制に努めるとともに、引き続き適切な調達の手法の検討を行う。
- ・ 自己収入については、知的財産権による収入、セミナー・講演会等の有料化、保有資産の効率的な活用等により、拡大に努める。
- ・ 保有資産については、保有の必要性を不断に見直し、業務に支障のない限り国庫への返納等を行う。

第6 その他業務運営に関する重要事項

(1)適切な業務の管理

① 外部の知見の積極的活用

- ・ 国内外から高く評価される存在を目指し、持続的に成果を上げていけるように、JOGMEC を客観視可能な外部有識者の知見を組織運営に生かす。

② 知的財産権の管理

- ・ 現場のニーズやシーズに基づく研究開発成果を資源確保に繋げられるよう、当該成果に係る知的財産の保護に関して、コスト意識を持ちながら的確に行う。また、知的財産権の取り扱いや機密保持等に際しては、関係する契約における法務知財リスクについて適切に対処する。

(2)内部統制の向上

- ・ 理事長のリーダーシップの下、各専門委員会等を通じて、内部統制に係る実態の把握・分析及び必要な見直しを継続的に実施し、内部統制の向上を図る。
- ・ 「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を着実に行うとともに、必要に応じ、関連規程等の見直しを行う。
- ・ 監査計画に基づき、内部監査を適正に実施する。
- ・ わが国の資源エネルギーの確保という業務の公共性に鑑み、中立性・公平性の確保や職員一人一人のコンプライアンスの意識の一層の向上に努める。

(3)情報セキュリティ対策

- ・ 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえ、規程やマニュアル等を適切に整備し、見直すとともに、巧妙化するサイバー攻撃等の新たな脅威に常に対応できるようソフト・ハード両面での対策を行う。
- ・ また、研修等により、役職員の情報セキュリティ・情報管理意識の維持・向上を図る。

(4)情報公開

- ・ JOGMEC の活動内容を国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、ホームページや各種広報媒体等により、財務諸表や業務評価等をはじめとする情報についての確に公表する。とりわけ、法人が実施するリスクマネー供給事業については、資源開発の特性を踏まえた説明を、資源国や民間企業等の機微情報の取り扱いに留意しつつ、丁寧に実施する。

経済産業省 政策体系

経済産業省の政策体系においては、エネルギー・環境政策として、以下の施策の実施を求めている。

1. 経済構造改革の推進
2. 対外経済関係の円滑な発展
3. 産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及
4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展
5. 産業保安の確保
6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保
7. 中小企業及び地域経済の発展

エネルギー基本計画

- カーボンニュートラルへの円滑な移行と安定的な資源確保のための総合的な政策の推進
 - 2030年に石油・天然ガスの自主開発比率50%以上
 - 2030年に水素・アンモニア供給量を年間最大300万トン
 - 2030年にベースメタル自給率80%以上
- 緊急時を想定した備蓄機能の向上
- 再生可能エネルギーの導入加速
 - 2030年までに約150万kWの地熱発電の導入
 - 2030年までに1,000万kWの洋上風力発電の案件形成

安定供給確保取組方針／蓄電池産業戦略

- 国民の生存や、国民生活・経済活動に甚大な影響のある物資の安定供給を確保
 - 2030年に蓄電池150GWhの国内製造に必要なレアメタル

海洋基本計画／海洋エネルギー・鉱物資源開発計画

- メタンハイドレート、石油天然ガス、海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト等の探査や開発、技術開発等の実施

特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針

- 金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく鉱害防止事業の計画的な実施

エネルギー・金属鉱物資源機構の第5期中期目標期間の方向性

1. エネルギー事業支援

- ・ 我が国の石油・天然ガスの安定供給確保に向け、リスクマネー供給をはじめとするツールを総動員し、権益獲得に最優先で取り組む。【石油・天然ガス資源開発支援】
- ・ 将来的なリスクマネー支援も念頭に、技術支援等を通じた水素・アンモニアやCCS案件の早期事業化を目指す。【水素・アンモニア・CCS】

2. 再生可能エネルギー支援

- ・ 各種支援ツールを最大限活用し、我が国地熱資源の開発の加速化を図る。【地熱資源開発支援】
- ・ 「日本版セントラル方式」の一環として、事業検討に必要な風況・地質構造調査を実施。【洋上風力事業】

3. 金属資源開発支援

- ・ レアメタルや銅の安定供給確保のため、新たな支援措置も含め政策資源を総動員し、自給率向上やサプライチェーンの強靱化に資する権益確保等に重点を置いた取組を実施。【金属資源開発支援】
- ・ エネルギー安定供給確保に向けて、リスクマネー供給や海外地質構造調査等を継続実施。【石炭資源開発支援】

4. 資源備蓄

- ・ 国家備蓄の安全管理と効率的な運営を両立するとともに、備蓄放出の機動性向上と放出体制の維持・強化を図る。【石油・石油ガスの備蓄】
- ・ PDCAによる備蓄目標日数の達成・維持や、機動的な放出体制の維持・強化により、短期供給リスクに備える。【金属鉱産物の備蓄】

5. 鉱害防止支援

- ・ 鉱害防止事業実施者等への技術的支援、パッシブトリートメント等を活用した坑廃水処理事業の効率化・費用低減化の実施。【鉱害防止支援】
- ・ 旧保有鉱区管理等業務及び貸付金償還業務の着実な実施。【石炭経過業務】

エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）の使命等と目標との関係

（使命）

石油及び天然ガス等をはじめとするエネルギー資源や金属鉱物の探鉱・開発の支援や石油・石油ガス・金属鉱産物の備蓄に関する業務を実施することにより、それらの安定的かつ低廉な供給に貢献するとともに、金属鉱業等による鉱害の防止に関する業務を実施することにより、国民の健康保護や生活環境の保全等に寄与する。

（現状・課題）

◆強み

- ・地下資源評価・開発技術等の高い専門性
- ・クリーン水素・アンモニア・CCS等への先行的関与
- ・資源国との協力関係、政府・他独法等との連携
- ・多様な支援メニュー

◆弱み・課題

- ・新技術の知識・経験不足
- ・化学・施設等技術の人材不足
- ・新領域における知名度・認知度の不足

（環境変化）

- 世界的な気候変動の潮流を受け、国内外を問わず民間企業の化石燃料に対する上流投資意欲が減退してダイベストメントが進んでいることに加え、カーボンニュートラル実現に向けてクリーンエネルギーへの投資にシフト。
- 国際情勢の変化を踏まえて、資源やエネルギーを特定地域・国に依存することのリスクが改めて認識されるとともに、エネルギー安全保障を確立・堅持していくことの重要性が再確認されている状況。

（中期目標）

○資源を取り巻く環境変化を踏まえ、第5期中期目標では、エネルギーの安定的かつ持続可能な供給を確保していくと同時に、2050年カーボンニュートラルを目指した取組を加速させることを柱とする。

- ◆ 第5期中期目標期間末において、JOGMEC支援による自主開発権益量を石油・天然ガス合わせて105万バレル／日規模に引き上げ【基幹目標】
- ◆ 第5期中期目標期間内に水素換算で累計100万トン／年のポテンシャルがある水素等案件に関与【基幹目標】
- ◆ 第5期中期目標期間内にJOGMECによる支援が必要である地熱資源量106万kWを有する案件の発掘・開発支援を行う【基幹目標】

○新たに、経済安全保障推進法※に基づく特定重要物資（可燃性天然ガス、重要鉱物）の安定的な供給のための助成等の業務を実施。

- ◆ 第5期中期目標期間末において、レアメタル（リチウム、ニッケル、レアアース）について計10.7万トン／年以上の権益確保等を支援【基幹目標】

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 第2期中長期目標（案）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第35条の4の規定に基づき、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定める。

第1 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

（期間内における政策体系上の法人の位置づけ・法人の役割（ミッション））

通則法第2条第1項に規定されているとおり、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所（以下「研究所」という。）は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものを効果的かつ効率的に行うために設立されている法人であるほか、同条第3項に規定されているとおり、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することとされている。

我が国の海上・港湾・航空分野が直面している多様かつ重大な課題に対し、高度な実験施設等を活用しつつ、これらの分野の技術的基盤として、課題解決に貢献することが法人の役割である。

法人としての役割を果たすため、以下の点に留意する。

- 分野横断的な研究を効果的かつ効果的に実施し、より広範な政策の実現に貢献すること
- 従前より培ってきた豊富な知見やプレゼンスを今後も十分に活かし研究開発を進めるとともに、社会環境の変化に対応して研究内容の見直しと重点化を不断に行うなど、各分野における政策課題の解決に向けた研究開発をより一層積極的に実施すること
- 研究成果の広範な普及や国際活動の戦略的推進に努めること

以上のように、我が国が直面する多様かつ重大な課題の解決のため、国土交通省技術基本計画等に基づき、国土交通省が推進する政策の実現に貢献していくことが研究所のミッションである。

（※）政策体系図は別添1のとおり。

（※）研究所の使命等と目標との関係は別添2のとおり。

（国の政策・施策・事務事業と法人との関係）

こうした多様かつ重大な課題を解決するため、国は、交通政策基本計画（令和3年

5月28日閣議決定)、国土強靱化基本計画(平成30年12月14日閣議決定)、社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)、海洋基本計画(平成30年5月15日閣議決定)、国土形成計画(平成27年8月14日閣議決定)、科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月26日閣議決定)、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)等の基本計画を策定し、国民の安全・安心で豊かな暮らしを実現することを目指している。

国土交通省は、これらの国の基本計画に沿って、公共交通における安全・安心の確保、激甚化・頻発化する自然災害やインフラ老朽化の進行への対応、海洋の産業利用、航空需要の拡大への対応、我が国産業の国際競争力の強化、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けた取組、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進など、様々な政策を実施しており、これらの政策を効果的かつ効率的に実現していくため、国土交通省技術基本計画を定めている。同計画では、これらの政策の実施を推進する取組として、持続可能な経済成長を支える基盤の整備、我が国の技術の強みを活かした国際展開、技術を支える人材育成等を行うこととしている。

(法人を取り巻く環境の変化)

我が国は、従前からの課題である人口減少や少子高齢化等に加え、国民の安全・安心を脅かす自然災害とインフラの老朽化、新型コロナウイルス感染症を契機とした需要の変化、国際的な競争環境の変化、2050年カーボンニュートラル、DXの進展などの多様かつ重大な環境の変化に直面していることから、研究所においてこれらの環境の変化に対応していくことが求められている。

第2 中長期目標の期間

令和5年4月1日から令和12年3月31日までの7年間とする。

第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

研究所は研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上を図るため、以下の取り組みを実施するものとする。なお、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(令和4年3月2日改定)における「一定の事業等のまとめり」は、本章中の2.船舶に係る技術及びこれを活用した海洋の利用等に係る技術に関する研究開発等、3.港湾、航路、海岸及び飛行場等に係る技術に関する研究開発等、4.電子航法に関する研究開発等とする。また、これらの取組と連携し、又は各分野共通して実施するものとして1.分野横断的な研究の推進等、5.研究開発成果の社会への還元、6.戦略的な国際活動の推進を実施する。

1. 分野横断的な研究の推進等

研究所は、海洋の利用推進や運輸産業の国際競争力の強化等の政策について、第1期に引き続き分野横断的な研究を効率的かつ効果的に実施し、その実現に大きく貢献していくことが期待されている。

【重要度：高】 国土交通分野での分野横断的な研究を効率的かつ効果的に実施し、国土交通省の政策実現に大きく貢献していくことが期待されているため。

各分野の技術シーズや専門的な知見を応用し、国土交通省の政策の実現に大きく貢献していくことを目的とした、以下の研究開発を推進する。

- 船舶、港湾、空港、ほか陸上物流に関連したビッグデータを活用した地震・津波や高潮・高波等による大規模災害時の輸送シミュレータ等災害防止・被害最小化方策に関する研究開発
- 再生可能エネルギー関連施設の主軸と見込まれる洋上風力発電施設の計画、施工、保守点検等の高度化に関する研究開発
- 海洋環境保全に関連し、船舶事故時等に環境汚染で問題となる油の回収等、環境汚染防止に寄与する研究開発

また、これら以外の新たな分野横断的な研究テーマの模索や検討も継続的に行う。

2. 船舶に係る技術及びこれを活用した海洋の利用等に係る技術に関する研究開発等

国土交通省は、海上輸送の安全の確保、海事分野の脱・低炭素化の実現、浮体式洋上風力発電施設をはじめとする海洋関連技術の開発等に取り組むとともに、海事産業のDXの推進等、国際競争力を強化するための政策を推進している。

研究所は、このような国土交通省の政策における技術的課題への対応や関係機関への技術支援等のため、次の研究開発課題について、重点的に取り組むこととする。

さらに、独創的または先進的な発想に基づき、研究所の新たな研究成果を創出する可能性を有する萌芽的研究に対しては、先見性と機動性を持つて的確に対応する。

【重要度：高】 我が国の海上輸送の安全の確保等における技術的課題の解決は、国土交通省の政策目標実現に不可欠であるため。

(1) 海上輸送の安全の確保

海難事故の原因分析・再発防止と社会合理性のある安全規制の構築による安全・安心社会の実現及び国際ルール形成への戦略的な関与を通じた海事産業の国際競争力の強化に資するため、自動運航船やゼロエミッション船等の次世代船舶の安全性評価手法、自動操船・操船支援に係る技術の高度化に関する研究

開発や、海難事故等の再現技術や評価手法、これらを通じた適切な再発防止策の立案等に関する研究開発に取り組む。

(2) 海洋環境の保全

船舶による環境負荷の大幅な低減と社会合理性を兼ね備えた環境規制の実現及び国際ルール形成への戦略的な関与を通じた海事産業の国際競争力の強化に資するため、水素・アンモニア等のゼロエミッション燃料の燃焼解析技術を始めとする温室効果ガス削減技術の高度化及び実海域における実船性能向上に関する研究開発、並びに船舶の運航時における環境負荷低減に資する基盤的技術及び環境影響評価手法等に関する研究開発に取り組む。

(3) 海洋の開発

海洋再生可能エネルギー・海洋資源開発の促進及び海洋開発産業の振興並びに国際ルール形成への戦略的関与を通じた我が国海事産業の国際競争力強化に資するため、船舶に係る技術を活用して、海洋再生可能エネルギーの導入拡大に向けた安全性評価・最適化、海洋開発のための関連機器、マリンオペレーション技術等に関する研究開発に取り組む。

(4) 海上輸送を支える基盤的技術開発

海事産業の技術革新の促進と海上輸送の新ニーズへの対応を通じた海事産業の国際競争力強化及び我が国経済の持続的な発展に資するため、デジタル技術等の活用等による造船所の生産性向上や適切な品質管理を図るための革新的技術、ビッグデータを活用した海上輸送の効率化・最適化に係る基盤的な技術等に関する研究開発に取り組む。

3. 港湾、航路、海岸及び飛行場等に係る技術に関する研究開発等

国土交通省では、港湾・空港施設等の整備、防災及び減災対策、インフラ長寿命化に加え、近年対応が求められる、ICT技術やDXの導入による生産性向上、沿岸・海洋環境の形成に加え脱炭素社会の構築への対応のための政策を推進している。

研究所は上記政策における技術的課題への対応や関係機関への支援のため、構造物の力学的挙動等のメカニズムの解明や要素技術の開発など港湾・空港整備等に関する基礎的な研究開発等を実施するとともに、港湾・空港整備等における事業の実施に係る研究開発を実施する。

さらに、独創的または先進的な発想に基づき、研究所の新たな研究成果を創出する可能性を有する萌芽的研究に対しては、先見性と機動性を持つて的確に対応する。

なお、研究所による基礎的な研究開発等の成果は、国土技術政策総合研究所に

において、技術基準の策定など政策の企画立案に関する研究等に活用されている。このことから、研究所は引き続き国土技術政策総合研究所との密な連携を図る。

以上を踏まえ、本中長期目標の期間において研究所は、国土交通省の政策推進のため、次に示す研究開発課題に重点的に取り組む。

【重要度：高】 我が国の港湾・空港の整備等における技術的課題の解決は、国土交通省の政策目標実現に不可欠であるため。

(1) 沿岸域における災害の軽減と復旧

南海トラフ巨大地震や首都直下地震をはじめとする大規模災害の発生リスクが高まっているなか、国民の生命や財産を守るために、防災及び減災対策を通じた国土強靱化の推進が必要である。研究所は、既往の災害で顕在化した課題への対応を引き続き推進するとともに、地震災害の軽減や復旧に関する研究開発、気候変動・津波・高潮・高波による災害の軽減や復旧に関する研究開発に取り組む。

(2) 沿岸・海洋環境の形成・保全・活用と脱炭素社会の構築

海域環境の保全・再生・創出や海洋汚染の防除により豊かな海域環境を次世代へ継承するとともに、脱炭素社会への貢献への対応が必要である。研究所は、沿岸域等における、生態系の保全や活用、港湾・空港整備における脱炭素化に関する研究開発に取り組む。

(3) 経済と社会を支える港湾・空港の形成

我が国の産業の国際競争力を確保し、国民生活を支える港湾・空港等の効率的かつ効果的な整備に資するため、研究所は港湾・空港の機能強化を含むインフラ整備の高度化に関する研究開発等に取り組む。また、既存構造物の老朽化が進むなか、これまで行ってきた長寿命化に資する対策に加えて、インフラの高度利用に関する研究開発に取り組む。

(4) 情報化による技術革新の推進

自然災害、インフラの老朽化の進行、人口減少・超高齢社会に伴う人手不足及びDXの進展等の社会情勢の変化への対応が必要である。研究所は、ICT施工やIoT、ロボット技術、デジタル技術の導入と活用に関する研究開発に取り組む。

4. 電子航法に関する研究開発等

国土交通省は、安全・安心な航空輸送の実現、需要回復・増大への的確な対応、航空分野のグリーン施策及び航空イノベーションに係る政策を推進するとともに、安全で秩序ある効率的な航空交通を確保するため航空管制等の航空保安業務を実

施している。

研究所は、上記政策における技術的課題への対応や航空保安業務への支援のため、航空交通の安全性及び信頼性の向上、航空管制の高度化、環境負荷の低減、空港における運用の高度化並びに航空交通を支える基盤技術の開発を目標に、次の研究開発課題に重点的に取り組むこととする。

さらに、独創的または先進的な発想に基づき、研究所の新たな研究成果を創出する可能性を有する萌芽的研究については、先見性と機動性を持つて的確に対応する。

【重要度：高】 我が国の航空交通に係る技術的課題の解決は、国土交通省の政策目標実現に不可欠であるため。

(1) 航空交通の安全性及び信頼性の向上

航空需要の増大に対応して航空交通容量を拡大していくには、航空交通の安全性と信頼性の向上が必要になる。このため、航空機運航を支援する衛星・地上施設について、高性能化、用途の拡大等によって安全性を高める技術、施設等の障害発生時に運航への影響を最小化する技術等に関する研究開発に取り組む。

(2) 航空管制の高度化と環境負荷の低減

航空需要の増大への対応には定時性の確保、環境負荷の低減及び次世代航空モビリティの考慮も重要な観点である。これを踏まえ、飛行空域の効率的な利用による空域容量の拡大、運航の堅牢性や次世代航空モビリティに対応した空域管理など航空管制の高度化等に関する研究開発に取り組む。

(3) 空港における運用の高度化

空港では、航空管制、空港面管理等の業務が実施されており、新技術を活用して業務を効率化していくとともに、空港の機能を最大限発揮させるため、滑走路運用の効率を高める必要がある。このため、管制塔の業務を高度化する技術、航空機等の新たな監視技術、柔軟で環境負荷の低い離着陸経路の設定等に関する研究開発に取り組む。

(4) 航空交通を支える基盤技術の開発

航空交通を支えるシステムの高度化に資する基盤技術の開発や技術的課題の解決が必要である。このため、航空交通においてデジタル化を促進するための基盤技術及び航空機との無線通信を支える基盤技術等に関する研究開発に取り組む。

5. 研究開発成果の社会への還元

研究所は、上記1.～4.における研究開発成果を活用し、行政への技術的支援、

他機関との連携及び協力等を通じて我が国全体としての研究成果を最大化するため、次の事項に取り組む。

【重要度：高】 行政への支援や他機関との連携及び協力等による研究所の研究開発成果の社会への還元は、国土交通省の政策目標の実現に不可欠であるため。

(1) 技術的政策課題の解決に向けた対応

上記1～4.における研究開発成果を、脱炭素化、DX、持続可能なインフラメンテナンスなどの国が進めるプロジェクト等への支援、海上輸送の安全確保・海洋環境の保全等に係る基準や港湾の施設に係る技術基準及びガイドライン、航空交通の安全等に係る基準等の策定などに反映することにより、技術的政策課題の解決を支援する。このため、技術的政策課題や研究開発ニーズの把握に向けて、行政機関等との密な意思疎通を図るとともに、社会情勢の変化等に伴う幅広い技術的政策課題や迅速な対応が求められる研究開発ニーズに、機動的かつ的確に対応する。

(2) 災害及び海難事故発生時の対応等における技術的な貢献

沿岸域の災害における調査や、災害の発生に伴い緊急的に求められる技術的な対応を迅速に実施し、被災地の復旧を支援するとともに防災に関する知見やノウハウの蓄積を図り、防災・減災の取組を推進する施策等への支援を行う。また、沿岸自治体の防災活動の支援や沿岸住民への啓発活動など、ソフト面の事前対策強化も支援する。

さらに、海難事故等の原因分析及び再発防止のための適切な対策立案を支援する。

これらに加えて、突発的な災害や海難事故等の発生時には、必要に応じて予算や人員等の研究資源の配分を適切に行い、機動的かつ的確に対応する。

(3) 研究の中核機関としての役割強化

研究所の優れた研究成果を社会に還元するために、学術的なシーズを有する大学や産業的なニーズを有する民間企業等、あるいは他の国立研究開発法人等との共同研究、受託研究、技術研究組合の活用のほか、政府出資金を活用した委託研究、人事交流、研究所からの研究者派遣等の取組を推進する。

また、研究所の大型試験設備、人材、蓄積された基盤技術を核として、研究開発のネットワークを形成することによりハブの役割を担い、研究開発成果を国全体として社会実装に結び付けるため、陸上交通など他の交通モードとの接続も含めた観点から関係機関との連携強化に努める。

(4) 研究成果の積極的な広報・普及

研究発表会、講演会、広報誌やパンフレット等の発行、研究所の一般公開や施設見学の実施、ホームページ掲載等の多様なツールを活用し、研究成果の迅速な社会還元や共同研究の促進のための情報発信や、研究活動の理解促進のための一般国民に向けた広報、学術誌への投稿等を通じた学術的進展への貢献等を積極的に行う。また、これらの活動を通じて効果的な情報交換や技術動向の把握等に努め、更なる研究活動の発展につなげる。

研究所が保有する知的財産権については、その有用性等を考慮し、コストを意識した管理を行いつつ知的財産の活用促進を図るとともに、技術のグローバル化に向けた国際特許の取得を戦略的に推進する。また、研究所の知的財産を広く社会に還元し、研究成果の社会実装に貢献するため、ホームページの活用等により保有特許の利用促進を図る。

6. 戦略的な国際活動の推進

研究所は、上記1.～4.における研究開発成果を活用し、国際基準・国際標準策定への積極的な参画や海外機関との連携を通じて我が国の技術及びシステムの国際的な普及を図る等の戦略的な国際活動を推進するため、次の事項に取り組む。

【重要度：高】 研究所による研究開発の成果を活用して戦略的に国際活動を推進することは、国土交通省の政策目標実現に不可欠であるため。

(1) 国際基準化、国際標準化への貢献

研究計画の企画立案段階から研究成果の国際基準・標準化を念頭に、国際的な技術開発動向及び我が国の技術の海外展開を踏まえつつ研究を実施するとともに、国際海事機関（IMO）、国際民間航空機関（ICAO）、国際標準化機構（ISO）、国際航路協会（PIANC）等への国際基準案の提案書作成等に対し、引き続き積極的に関与する。

(2) 海外機関等との連携強化

国際会議等の主催及び共催や積極的な参加、あるいは海外の研究機関との研究協力協定の締結等を通じた連携強化を図ることにより、関連する研究分野において技術や知見を蓄積するとともに、幅広いネットワークの拡大にも努める。また、海外の研究機関等と協力し、アジア・太平洋地域をはじめ各地の現場が抱える技術的課題の解決や、沿岸域の災害における技術的支援等を通じて、国際貢献を推進する。

第4 業務運営の効率化に関する事項

(1) 組織運営の改善

研究開発成果の最大化を推進するため、引き続き研究マネジメントの充実を

図る。このため、業務管理を行う体制の機能強化を図り、国土交通省の政策を取り巻く環境や最新の技術動向を踏まえた戦略的な研究計画の企画立案や、将来的な研究所の業務量を見据えた経営の在り方についての企画立案に取り組むほか、課題解決を効果的・効率的に行えるような、組織の枠を超えた連携の強化を図る柔軟な組織運営を行う。

また、研究の一層の推進を図るため、必要な経費の積極的な確保に努める。さらに、それぞれの研究の実施にあたっては、必要に応じた分野横断的な研究体制の導入やICTを活用した日常的な研究情報の交換、研究施設の有効活用を進め、将来のイノベーション創出に向けた取組の活性化を図る。加えて、研究開発成果の社会還元を目的とした推進体制の整備に取り組む。

(2) 管理業務の改善

一層の管理業務運営の効率化に向けて、内部管理業務の共通化を計画的に進める。併せて、研究所全体として適切に効率化が図られているかの確認を行う。

また、システムの合理化などの適切な環境整備について、業務効率と経費の双方に留意して計画的に実施する。

(3) 業務環境の充実

業務環境の充実については、リモート会議等の更なる活用、ICT環境の整備等により、業務の電子化を図りつつ、年次休暇の取得促進及び超過勤務の縮減に取り組むとともに、リモート環境も意識した心身の健康増進、育児・介護等と仕事の両立支援、勤務体制の柔軟化等の施策をより一層推進する。

(4) 業務運営の効率化による経費削減等

ア 業務運営の効率化を図ることにより、中長期目標期間終了時までには、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費は除く。）について、初年度予算額の当該経費相当分に7を乗じた額に対し、中長期目標期間中における当該経費総額の8%程度の抑制を図る。ただし、新規に追加されるもの、拡充分など、社会的・政策的需要を受けて実施する業務に伴い増加する費用等はその対象としない。

イ 業務運営の効率化を図ることにより、中長期目標期間終了時までには、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費は除く。）について、初年度予算額の当該経費相当分に7を乗じた額に対し、中長期目標期間中における当該経費総額の3%程度の抑制を図る。ただし、新規に追加されるもの、拡充分など、社会的・政策的需要を受けて実施する業務に伴い増加する費用等はその対象としない。

ウ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切

で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。また、随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成 26 年 10 月 1 日付け総管査第 284 号総務省行政管理局長通知）に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。

エ 業務経費に生じる不要な支出の削減を図るため、無駄の削減及び業務の効率化に関する取組を人事評価に反映するなど、自律的な取組のための体制を維持する。

第 5 財務内容の改善に関する事項

(1) 中長期計画予算の作成

運営費交付金を充当して行う事業については、「第 4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

(2) 運営費交付金以外の収入の確保

知的財産権の活用や競争的外部資金の獲得などにより、適切な水準の収入を確保する。また、保有する施設・設備の外部機関による利用を促進し、自己収入の確保を図る。

(3) 業務達成基準による収益化

独立行政法人会計基準の改訂（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、令和 2 年 3 月 26 日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

第 6 その他業務運営に関する重要事項

(1) 内部統制に関する事項

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日行政管理局長通知）に基づく事項の運用を確実に図り、理事長のリーダーシップの下で、内部統制に関するマネジメントを適切に行う。

なお、内部統制機能が確実に発揮されるよう、法人のミッションや理事長の指示が組織内に徹底される仕組みなどを活用し対応を図る。

また、適正かつ効率的な内部監査体制の整備を図る。

コンプライアンスに関しては、コンプライアンス研修の開催等により職員への意識の浸透を図る取組を実施するとともに、必要に応じて規程や関係する取組の見直しを行う。

また、研究不正への対応は、研究開発活動の信頼性確保、科学技術の健全な発展等の観点からも極めて重要な課題であるため、職員の意識浸透や不正行為防止を図る取組を実施するとともに、必要に応じて規程の見直しを行うなど組織として取り組む。なお、万が一研究不正が発生した場合には厳正に対応する。

情報セキュリティについては、情報化の進展に伴い、機密情報の流出などの情報セキュリティインシデントを未然に防ぐ必要があることから、「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）等の政府の方針を踏まえ、研究開発を含む研究所で実施する業務において、適切な情報セキュリティ対策を推進する。情報システムの整備及び管理については「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応するものとする。

（2）人事に関する事項

多様化する政策課題への対応に必要な人材や様々な経歴を有する人材の確保・育成に向けた活動、組織の横断的連携等を通して、高度な専門性・多様性が求められる研究開発を継続するための体制を強化する。職員の専門性やマネジメント力を高めるための能力開発の実施等により若手研究者等の育成を進めるとともに、職員の勤務成績を考慮した人事評価の適切な実施等により能力本位の公正で透明性の高い人事システムを確立し、卓越した研究者等の確保を図るとともに研究所内での人事交流を促進する。

また、達成すべきミッションと統合的な人材確保・育成を図るために、法人を取り巻く環境変化を踏まえ、人材の活用等に関する方針の見直しを進める。

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について厳しく検証した上で、研究開発業務の特性等を踏まえた柔軟な取扱いを可能とするとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、給与水準及びその妥当性の検証結果を毎年度公表する。

（3）外部有識者による評価の実施、反映に関する事項

研究分野における業務計画、運営、業績については、目標の達成状況を随時把握し、必要に応じて研究開発の継続そのものに関する助言や指導を行う外部有識者から構成される研究評価を行い、評価結果に基づいて研究資源の適時・適切な配分や研究開発業務の重点化を図るなど評価結果を積極的に活用する。

(4) 情報公開、個人情報保護に関する事項

情報公開、個人情報保護については適正な業務運営を確保し、かつ、社会に対する説明責任を確保するため、適切かつ積極的に広報活動及び情報公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進する。具体的には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づき、組織、業務及び財務に関する基礎的な情報並びにこれらについての評価及び監査に関する情報等をウェブページで公開するなど適切に対応するとともに、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、保有する個人情報を適正に管理する。

(5) 施設・設備の整備及び管理等に関する事項

研究ニーズの変化及び実験施設の老朽化に対応するため、ハード面のほか、デジタル技術も活用した研究手法の充実も視野に入れつつ、新たな実験施設の導入及び従来から活用している実験施設の補修に取り組む。

また、保有資産の必要性についても不断に見直しを行う。

(※) 上記目標の評価は、別紙に掲げる評価軸等に基づいて実施することとする。

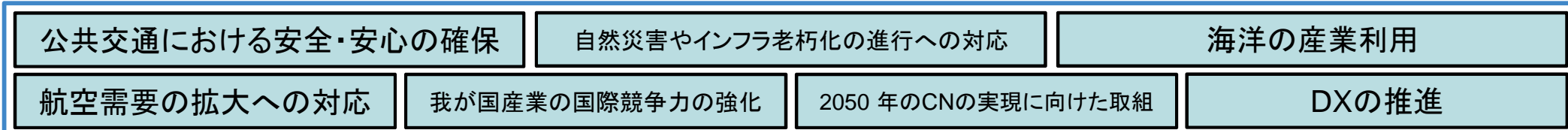
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の評価に関する主な評価軸等(案)

目標項目	主な評価軸	評価指標		モニタリング指標
			目標値	
第3 研究開発成果の最大化 その他業務の質に関する事項				
1. 分野横断的な研究の推進等	○ 各分野の専門的知見を活用して分野横断的研究を推進し、成果を創出したか。	○ 研究開発等に係る具体的な取組及び成果の実績	—	○ 分野横断的研究の実施数 ○ 分野横断的研究に従事する職員数
2. 船舶に係る技術及びこれを活用した海洋の利用等に係る技術に関する研究開発等	○ 成果・取組が国の方針や社会のニーズに適合し、社会的価値(安全・安心の確保、環境負荷の低減・低炭素化の実現、国家プロジェクト海洋開発への貢献、海事産業の競争力強化等)の創出に貢献するものであるか。 ○ 成果・取組の科学的意義(新規性、発展性、一般性等)が、十分に大きいか。 ○ 成果が期待された時期に創出されているか。 ○ 成果が国際的な水準に照らして十分大きな意義があり、国際競争力の向上につながるものであるか。 ○ 萌芽的研究について、先見性と機動性を持って対応しているか。	○ 研究開発等に係る具体的な取組及び成果の実績	—	○ 科学雑誌掲載論文数 ○ 査読付き国際会議論文数 ○ 科学雑誌掲載論文・査読付き国際会議論文の被引用数 ○ 各種表彰の受賞件数 ○ 重点的に取り組むまたは実用に資する研究実施件数 ○ 基礎研究の実施数 ○ 国際連携活動数
3. 港湾、航路、海岸及び飛行場等に係る技術に関する研究開発等	○ 成果・取組が国の方針や社会のニーズに適合し、社会的価値(災害の軽減・復旧、沿岸・海洋環境の活用と脱炭素社会への貢献、港湾・空港インフラ形成と維持管理、DXによる生産性向上等)の創出に貢献するものであるか。 ○ 成果・取組の科学的意義(新規性、発展性、一般性等)が、十分に大きいか。 ○ 成果が期待された時期に創出されているか。 ○ 成果が国際的な水準に照らして十分大きな意義があるものであるか。 ○ 萌芽的研究について、先見性と機動性を持って対応しているか。 ○ 研究開発に際し、国土技術政策総合研究所との密な連携が図られているか。	○ 研究開発等に係る具体的な取組及び成果の実績	—	○ 科学雑誌掲載論文数 ○ 査読付き国際会議論文数 ○ 科学雑誌掲載論文・査読付き国際会議論文の被引用数 ○ 和文査読付き論文数 ○ 各種表彰の受賞件数 ○ 重点的に取り組むまたは実用に資する研究実施件数 ○ 基礎研究の実施数 ○ 国際連携活動数
4. 電子航法に関する研究開発等	○ 成果・取組が国の方針や社会のニーズに適合し、社会的価値(安全性・信頼性向上、空域及び空港運用の効率化、環境負荷の低減、システム高度化等)の創出に貢献するものであるか。 ○ 成果・取組の科学的意義(新規性、発展性、一般性等)が、十分に大きいか。 ○ 成果が期待された時期に創出されているか。 ○ 成果が国際的な水準に照らして十分大きな意義があり、国際競争力の向上につながるものであるか。 ○ 萌芽的研究について、先見性と機動性を持って対応しているか。	○ 研究開発等に係る具体的な取組及び成果の実績	—	○ 科学雑誌掲載論文数 ○ 査読付き国際会議論文数 ○ 科学雑誌掲載論文・査読付き国際会議論文の被引用数 ○ 和文査読付き論文数 ○ 重点的に取り組むまたは実用に資する研究実施件数 ○ 国際連携活動数
5. 研究開発成果の社会への還元	○ 政策課題の解決に向けた取組及び現場や基準等への還元がなされているか。 ○ そのための、行政機関との意思疎通が的確にされているか。 ○ 自然災害・事故時において迅速な対応がなされているか	○ 現場や基準等に反映された研究成果の実績 ○ 行政機関との意思疎通に関する取組の状況	—	○ 現場や基準等に反映された研究成果数 ○ 行政からの受託件数 ○ 行政等が設置する技術委員会への参加件数 ○ 研修講師派遣数 ○ 災害派遣件数 ○ 事故原因分析件数
	○ 技術シーズの産業界への活用のために、研究の中核機関としての取組を的確に実施しているか。 ○ 国内の研究機関等と十分に連携・協力しているか	○ 産学官連携に関する取組の状況	—	○ 産業界・学界との共同研究等の実施件数 ○ 産業界からの受託研究の実施件数 ○ 国や民間企業等との人事交流実績 ○ 大学等教育・研究機関との人事交流実績 ○ 外部委員会への参画件数 ○ 産業界への技術移転や実用化に結びついた研究成果事例
	○ 一般社会から理解が得られるよう、研究開発成果等をわかりやすく発信しているか ○ 研究開発成果の迅速な社会還元や共同研究の促進のために行政等に向けた情報発信が的確にされているか ○ 知的財産権を適切に取得、管理、活用しているか	○ 発表会の実施件数 ○ 一般公開・公開実験回数 ○ 行政等に向けた情報発信の取組状況 ○ 知的財産権の取得、管理、活用の状況	60回 56回 —	○ 研究者派遣の実施件数 ○ 特許・プログラム等の知的財産の出願等件数 ○ マスコミでの紹介件数
6. 戦略的な国際活動の推進	○ 国際基準及び国際標準の策定において、十分な貢献がなされているか。 ○ 海外の研究機関や研究者等との幅広い交流・連携において、先導的・主導的な役割を担っているか。	○ 国際基準・国際標準に係る会議参加数 ○ 国際ワークショップ等国際会議の主権・共催回数 ○ 海外に対する技術支援等の活動状況	延べ530人以上 21回以上 —	○ 研究成果が反映された国際基準・国際標準に係る提案文書数 ○ 国際会議・ワークショップ等における発表数 ○ 海外機関への研究者の派遣数 ○ 海外の災害における研究者の派遣数 ○ 海外機関からの研究者、研修員等の受入れ数 ○ 研究者の国際協力案件従事回数
第4 業務運営の効率化に関する事項	○ 業務を定期的に見直し、簡素化・電子化等の方策を講じることによって業務の効率化を推進しているか。 ○ 研究開発成果の最大化に向けて、「社会への還元」や「国際活動の推進」といった研究開発成果の活用も視野に入れ、戦略的な研究計画や経営の在り方について企画立案を行ったか。	○ 一般管理費 ○ 業務経費 ○ 研究マネジメントに係る具体的な取組及び成果の実績	※本文参照 ※本文参照 —	
第5 財務内容の改善に関する事項	○ 適切に予算を執行しているか。 ○ 収支のバランスがとれており、赤字になっていないか。 ○ 知的財産権の活用等により、自己収入の確保に努めているか。	○ 収支の状況 ○ 自己収入額	— 1,014百万円	
第6 その他業務運営に関する重要事項	○ 内部統制システムは機能しているか。 ○ 若手研究者等の育成が適切に図られているか。 ○ 公正で透明性の高い人事評価が行われているか。 ○ 外部有識者による評価結果が、研究業務の運営に反映されているか。 ○ 情報公開を促進しているか。 ○ 施設・設備の計画的な整備及び管理がなされているか。	○ 内部監査、監事監査の指摘に対する対応状況 ○ コンプライアンス違反防止のための研修実施回数 ○ 若手研究者等の育成に関する取組状況 ○ 外部評価の実施回数 ○ 情報公開事例	— 14回 — 21回 —	

■ 主な政府方針等

交通政策基本計画、国土強靱化基本計画、社会資本整備重点計画、海洋基本計画、国土形成計画等

■ 国土交通省が取り組む政策(研究所関連)



国土交通省技術基本計画

- 国の政策への貢献及び分野融合による新しい価値の創出等に向け、分野横断的な研究を推進。
- 従来から培ってきた政策実施機能を損なわないよう、各分野の研究開発をより一層推進。
- 研究開発成果の最大化のため、成果の社会への還元や国際活動を戦略的に推進。

■ 中長期目標期間において研究所が担う主なミッション

分野横断的な研究の推進等

(1) 分野横断的な研究の推進(※以下は研究例)

- 船舶、港湾、空港等のビッグデータを活用した地震・津波等の大規模災害時の物流シミュレータ等災害防止・最小化方策に関する研究開発
- 再生可能エネルギー関連施設の主軸と見込まれる洋上風力発電施設の計画、施工、保守点検等の高度化に関する研究開発
- 船舶事故時等に環境汚染で問題となる油の回収等、環境汚染防止に寄与する研究開発

船舶に係る技術及びこれを活用した海洋の利用等に係る技術に関する研究開発等

- (1) 海上輸送の安全の確保
- (2) 海洋環境の保全
- (3) 海洋の開発
- (4) 海上輸送を支える基盤的技術開発

港湾、航路、海岸及び飛行場等に係る技術に関する研究開発等

- (1) 沿岸域における災害の軽減と復旧
- (2) 沿岸・海洋環境の形成・保全・活用と脱炭素社会の構築
- (3) 経済と社会を支える港湾・空港の形成
- (4) 情報化による技術革新の推進

電子航法に関する研究開発等

- (1) 航空交通の安全性及び信頼性の向上
- (2) 航空管制の高度化と環境負荷の低減
- (3) 空港における運用の高度化
- (4) 航空交通を支える基盤技術の開発

研究開発成果の社会への還元

- (1) 技術的政策課題の解決に向けた対応
- (2) 災害及び海難事故発生時の対応等における技術的な貢献
- (3) 研究の中核機関としての役割強化
- (4) 研究成果の積極的な広報・普及

戦略的な国際活動の推進

- (1) 国際基準化、国際標準化への貢献
- (2) 海外機関等との連携強化

（使命）

我が国の海上・港湾・航空分野が直面している多様かつ重大な課題に対し、高度な実験施設等を活用しつつ、これらの分野の技術的基盤として、課題解決に貢献し、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所としての任務を的確に遂行する。

（現状・課題）

◆強み

- 「船舶に係る技術及びこれを活用した海洋の利用等に係る技術に関する研究開発」、「港湾、航路、海岸及び飛行場等に係る技術に関する研究開発」及び「電子航法に関する研究開発」の各研究分野の強みを融合した分野横断的な研究開発を推進している。
- うみそら研の研究者は博士号取得者が約61%を占めており、専門的な研究開発を実施する体制を備えている。
- 世界的にも大規模かつ最高水準の実験施設等を多数有しこれらの設備による研究成果によって、海事産業の国際競争力強化、国際海事機関における国際基準策定、高度港湾インフラの社会実装、航空交通の安全性・利便性向上、航空交通量の拡大、航空機運航の効率性向上及び航空機による環境影響の軽減等に貢献している。

◆弱み・課題

- 気候変動に起因する防災・減災、国土強靭化、2050年カーボンニュートラル、小型無人機（ドローン）や空飛ぶクルマなどの次世代モビリティの実装への対応等、急速に進展する新たな課題に対処するための施設と人材の確保が課題となっている。

（環境変化）

- 社会経済の動向変化や課題を、「国民の安全・安心を脅かす脅威」、社会経済環境に係る「従来からの動向の変化」並びに「新たな潮流」及び「新型コロナウイルスがもたらした変化」の4つの観点から以下のとおり整理
- 国民の安全・安心を脅かす自然災害とインフラの老朽化
 - ①激甚化・頻発化する自然災害に対する防災・減災、国土強靭化
 - ②加速化するインフラの老朽化
 - 人口動態の変化とグローバル化の加速
 - ①人口減少・超高齢社会等による地域社会の変化
 - ②国際的な競争環境の変化
 - 新たな潮流
 - ①デジタル化革命の加速、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
 - ②2050年カーボンニュートラル実現に向けた動き
 - 新型コロナウイルス感染症を契機とした変化、ライフスタイル等の多様化

（中長期目標）

○研究開発の成果の最大化

上記の環境変化に対応し、我が国が直面する多様かつ重大な課題の解決に貢献するため、以下の取り組みを実施する。

1. 分野横断的な研究の推進等
2. 船舶に係る技術及びこれを活用した海洋の利用等に係る技術に関する研究開発等
3. 港湾、航路、海岸及び飛行場等に係る技術に関する研究開発等
4. 電子航法に関する研究開発等

○研究開発成果の社会への還元と戦略的な国際活動の推進

技術的政策課題の解決に求められる研究開発ニーズへの対応。防災・減災に関する施策、海難事故等の原因分析及び再発防止等への対策立案への支援。広報、学術誌への投稿等を通じた情報交換や技術動向の把握。技術基準等への研究開発成果の反映。知的財産権の活用促進。国際機関への基準・標準案の提案や海外機関等との連携強化 等

○業務運営の効率化等：ICTの活用などによる管理業務運営の効率化。リモート環境も意識した業務環境の充実 等

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 第5期中期目標

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

1. 政策体系における法人の位置付け及び役割

機構は、鉄道の建設等に関する業務及び鉄道事業者、海上運送事業者等による運輸施設の整備を促進するための助成その他の支援に関する業務を総合的かつ効率的に行うことにより、国民の需要の高度化、多様化等に的確に対応した輸送体系の確立等を図り、国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的としている。また、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号）（以下「海外インフラ展開法」という。）に基づき、海外における鉄道建設事業への我が国事業者の参入の促進を図ることで、我が国経済の持続的な成長に寄与する役割も担っている。

また、「交通政策基本計画」（令和3年5月28日閣議決定）において、整備新幹線や都市鉄道ネットワークの整備等が位置付けられるとともに、「インフラシステム海外展開戦略 2025（令和4年6月追補版）」（令和4年6月3日経協インフラ戦略会議決定）において、官民一体でインフラシステム輸出をより一層推進するにあたり、機構を含む独立行政法人の有する総合的ノウハウ等を積極的に活用するとされているほか、「総合物流施策大綱（2021年度～2025年度）」（令和3年6月15日閣議決定）において、内航海運における環境性能に優れた船舶の普及等の取組を支援するとされており、加えて、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）においては、地域公共交通の活性化・継続に向けた支援や物流の効率化・脱炭素化等の取組が掲げられているなど、各種政府方針に機構の担う業務が位置付けられているところである。

昨今の機構を取り巻く状況に目を向けると、建設技術者不足の顕在化、公共工事等におけるデジタル化や働き方改革の流れ、自然災害の激甚化・頻発化や施設老朽化の進行、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた運輸・交通インフラの脱炭素化の要請の高まり等に加え、新型コロナウイルス感染症による影響が公共交通事業者の経営状況のみならず、社会経済活動のあり方や人々の生活様式・価値観にも多大な影響を及ぼしている。

コロナ禍により落ち込んだ経済を早期に回復させ、我が国の持続可能な経済成長を確実なものとするため、機構は、デジタル技術の利活用や関係機関との連携により生産性向上を図りながら、事業リスクの管理を含むガバナンスの強化を徹底して、

国が推進する交通ネットワークの整備に引き続き取り組むとともに、取り巻く環境の変化を踏まえ、災害対応の強化、インフラの強靱化や老朽化対策への対応、デジタルトランスフォーメーション（DX）・グリーントランスフォーメーション（GX）の推進といった政策課題に対しても、運輸施設の整備に関する技術力とノウハウを活用して積極的に取り組んでいくことが求められている。

以上を踏まえ、機構は、業務運営の効率化を図りつつ、自主的かつ自律的な経営の下、国の政策実施機関としての機能の最大化を図るものとする。

（別添 1）政策体系図

（別添 2）独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の使命等と目標との関係

2. 中期目標の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

機構は、本章中の（1）鉄道建設等業務、（2）鉄道助成業務等、（3）船舶共有建造等業務、（4）地域公共交通出資業務等、（5）特例業務（国鉄清算業務）の各項目を、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（令和 4 年 3 月 2 日改定）における「一定の事業等のまとめり」として扱う。

（1）鉄道建設等業務

鉄道は、大量輸送性、定時性、速達性を兼ね備えるとともに、基本的に温室効果ガス（CO₂）排出量の少ない環境に優しい輸送機関である。

機構は、様々な専門技術やノウハウの集合体である鉄道を、安全で安定的な運行が可能なシステムとして整備し完成させるための総合力、高度な専門性や人的リソースを有しており、鉄道建設に係る総合的なマネジメントを行うことができる唯一の公的主体として、国が推進する鉄道ネットワークの整備において、引き続き主導的な役割を担っていく必要がある。

その際、これまで培ってきた鉄道建設の経験と技術力を駆使し、良質な鉄道を適切な工期で安全にかつ経済的に建設することが重要であり、業務の実施に当たっては、技術開発の動向等を踏まえてコスト縮減に努めるとともに、デジタル技術の利活用や関係機関との連携強化により、業務の質を確保しつつ、効率的に業務を遂行するものとする。

また、自然災害の激甚化・頻発化や施設老朽化の進行、建設技術者の不足等、鉄道事業を取り巻く状況を踏まえ、機構が有するノウハウや技術力を活用した支援に積極的に取り組むとともに、新たな政策課題に対応するための知見の獲得に努め、国民のニーズに的確に応えた取組を実施する。

① 整備新幹線整備事業の着実な進捗

整備新幹線の建設は、長期にわたる大規模なプロジェクトであり、地質状況等の不確定要素や物価上昇等の社会経済情勢の変化の影響を受けやすく、また、多数の関係者との協議・調整が必要であるなど、多くのリスク要因を内在する事業である。

このため、実効性ある業務実施体制を整備し、工程と事業費を一体的に管理すること等を通じて、事業の実施状況や発生している事象を的確に把握した上で、国や地方公共団体等の関係者と情報を共有し、課題が発生した場合には速やかに対策を講じることとする。

また、デジタル技術の利活用を含む情報の組織的な共有・伝達、最新の入札契約制度や施工管理手法の導入等による生産性の向上に積極的に取り組む。

これらを十分に踏まえ、現在建設中の北陸新幹線（金沢・敦賀間）及び北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）に関しては、工程及び事業費の管理を徹底し、事業の着実かつ円滑な推進を図る。

なお、整備新幹線の未着工区間に関しては、線区の状況を踏まえて必要な調査を適切に実施するとともに、工事実施計画の認可申請における工期・事業費の予測精度の向上のため、地質状況など線区固有の特性を可能な限り把握するよう努める。

【重要度：高】

整備新幹線は、地域間の移動時間を大幅に短縮させ、地域社会の振興や経済活性化に大きな効果をもたらすことから、重要度は高い。

【困難度：高】

整備新幹線整備事業は、工事期間中においては、地盤の状況や希少野生動植物種への対応、予期せぬ災害の発生への対応など他律的な制約が多く、また、工事の各段階においては、地方公共団体、鉄道事業者、地権者など調整すべき関係者が多数存在することに加え、それぞれの現場の状況に応じて多様な工程・業務を輻輳的に積み上げていく必要があることから、困難度は高い。

② 機構の技術力を活用した鉄道整備

機構が都市鉄道利便増進法の枠組みを活用して整備主体となる場合又は鉄道事業者等からの委託を受けて鉄道に関する工事を実施する場合には、これまで培ってきた鉄道建設の経験と技術力を駆使して、品質の確保やコスト縮減に最大限努めながら、関係者と連携して工事を着実に推進する。

また、神奈川東部方面線（相鉄・東急直通線）の開業後の残工事について、安全かつ確実に事業を遂行する。

【困難度：高】

鉄道建設事業は、工事期間中においては、地盤の状況や希少野生動植物種への対応、予期せぬ災害の発生への対応など他律的な制約が多く、また、工事の各段階においては、地方公共団体、鉄道事業者、地権者など調整すべき関係者が多数存在することに加え、それぞれの現場の状況に応じて多様な工程・業務を輻輳的に積み上げていく必要があることから、困難度は高い。

③ 機構の技術力を活用した支援の充実

自然災害の発生時において、鉄道建設に係る総合的な技術力やノウハウを有する公的主体として、職員を現地に派遣して鉄道施設の被害状況調査を実施するなど、国土交通省等と連携して、被災した鉄道の復旧支援に新たに取り組む。

また、鉄道施設の長寿命化や保全・改修等に関して、地域鉄道事業者等からの技術的な相談を受け付け、遠隔臨場等のデジタル技術も活用しつつ、きめ細やかに技術的助言等の支援を行うとともに、地域鉄道が抱える施設・設備の老朽化や技術者不足といった課題に対して、機構としてより踏み込んだ対応を行えるよう、機構の技術力等の活用のあり方、必要となる能力やその習得・蓄積の方策について検討を進める。

さらに、利用しやすく高質な鉄道ネットワークの構築や社会的ニーズに対応した鉄道整備の推進を図る観点から、国や地方公共団体等が行う鉄道整備計画策定等の検討に積極的に参画し、その実現に向けた調査等に協力する。

<指標>

- ・ 機構職員向け災害対応に係る研修等の受講者数
- ・ 鉄道事業者等からの要請に基づく技術支援等の実施件数（前中期目標期間実績：平成30年度から令和3年度までの実績 51件）
- ・ 鉄道協会等主催の各種会議での技術情報等の提供数（前中期目標期間実績：平成30年度から令和3年度までの実績 23件）

【重要度：高】

自然災害の激甚化・頻発化や施設老朽化の進行等、鉄道事業を取り巻く状況を踏まえ、災害対応の強化、インフラの強靱化や老朽化対策への対応といった政策課題に対して、公的な鉄道整備主体である機構の能力の一層の活用が求められているため、重要度は高い。

④ 鉄道建設に係る業務の質の向上に向けた取組

業務の効率化や情報の組織的な共有・伝達、技術の承継の観点から、鉄道建設等業務におけるDXを計画的に推進するほか、鉄道建設工事において働き方改革の推進を図る観点も踏まえ、他の公共事業で採用されている最新の入札契

約制度や施工管理手法について、必要に応じて導入を進め、外部の知見を適切に活用することを含めて、生産性及び品質の向上を図る。

技術力や専門性の維持・向上のための人材育成に取り組むとともに、今後の事業展開に応じて要求される既存の鉄道インフラの改修等に係る知見等についても、関係機関との人材交流等を通じて計画的にその習得に努める。

各種技術基準類の整備等に加えて、鉄道建設等に係る技術開発を推進し、その中で、施設の長寿命化、営業開始後のメンテナンスの低コスト化や、カーボンニュートラルを含む環境負荷低減といった課題に対しても積極的に取り組む。技術開発の成果については各種学会での発表等を通じて社会に還元する。

また、鉄道建設工事における安全管理を徹底し、鉄道建設現場におけるデジタル技術の活用を工事の安全性向上の観点からも積極的に推進して、さらなる安全推進の取組を進める。

<指標>

- ・ 関係者との協議や施工手順の工夫等によるコスト縮減額
- ・ 遠隔臨場を実施する工区数
- ・ 建設現場における脱炭素化の取組件数
- ・ 機構職員向け技術研修の受講者数（前中期目標期間実績：平成30年度から令和3年度までの実績 2, 243人）
- ・ 学会等への応募・発表数（前中期目標期間実績：平成30年度から令和3年度までの実績 472件）
- ・ 機構による業務成果を公表する場の開催数（前中期目標期間実績：平成30年度から令和3年度までの実績 24件）

⑤ 我が国鉄道技術の海外展開に向けた取組

我が国は鉄道分野について世界に誇れる高い技術力を有しており、機構は、その中で唯一の公的な新幹線建設主体である。機構が有する土木、軌道、電気、機械等に関する同分野の技術力やノウハウ、それらの要素間を全体として調整する機能を広く総合的に活用し、国土交通省の関連施策との連携を図りながら、海外インフラ展開法及び同法に基づく基本方針に従い、関係府省、我が国事業者等と協力し、新幹線鉄道の技術が活用され、又は活用されることが見込まれる海外の高速鉄道に関する事業性等の調査、測量、鉄道構造物や電気、機械設備等の設計、工事管理、試験及び研究（以下「海外高速鉄道調査等業務」という。）を行い、課題解決に向けた改善策を提言し、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図る。また、円滑な海外高速鉄道調査等業務の実施のため必要な場合は適切に出資を行う。出資を行った事業については、その事業の進捗状況や資金収支等を把握・評価するとともに、必要な場合には、国土交通省等と連携して、事業の改善に向けた措置を講じることにより、出資金の毀損

の回避を図る。なお、海外高速鉄道調査等業務等の実施が民業圧迫にならないよう配慮する。インド高速鉄道計画については、国土交通省等関係者との緊密な連携の下で技術協力を行う。

また、我が国の鉄道システムの海外展開に向けた国、関係団体等による取組に対して、機構の技術力や経験を活用し、海外への専門家の派遣や各国の研修員の受入れ等、積極的に協力を行う。

さらに、海外高速鉄道調査等業務等の遂行に必要な技術力や経験の向上及び承継のため、必要な人材の確保や育成に向けた取組を行う。

<指標>

- ・我が国事業者の参入を目指して機構が行った海外高速鉄道調査等の受注額（前中期目標期間実績：平成30年度から令和3年度までの実績 2.8億円）
- ・機構が海外高速鉄道調査等業務を行った結果参入した我が国事業者による鉄道システムの受注額（前中期目標期間実績：平成30年度から令和3年度までの実績 なし）
- ・専門家派遣数（前中期目標期間実績：平成30年度から令和3年度までの実績 76人（15カ国・地域））
- ・研修員等受入数（前中期目標期間実績：平成30年度から令和3年度までの実績 820人（22カ国・地域））

⑥ 鉄道施設の貸付け・譲渡等

機構が建設した鉄道施設について、鉄道事業者に対して適切に貸付け又は譲渡を行うとともに、鉄道事業者の経営状況や財務状況のモニタリングを行い、貸し付けている又は譲渡した鉄道施設に係る貸付料又は譲渡代金を適切に徴収する。

機構が保有している青函トンネルについては、海底下の長大トンネルという過酷な環境下にあることを踏まえ、日常の維持管理を行っている北海道旅客鉄道株式会社とも連携して、長期的な施設の安全性を確保する。

北陸新幹線（高崎・長野間）の鉄道施設について、令和9年9月30日までとなっている現行の貸付期間が終了した後においても、国及び営業主である東日本旅客鉄道株式会社と協議の上、適切に対応する。

整備新幹線の並行在来線が貨物列車の走行実態に応じた適正な線路使用料を確保することができるよう、日本貨物鉄道株式会社に対して貨物調整金を適正に交付する。

（2）鉄道助成業務等

① 鉄道に関する補助金等の交付等

交通インフラ・ネットワークの機能拡充・強化に資するため、国の予算に基づく鉄道に関する補助金等の交付及び勘定間繰入れを標準処理期間内に適正かつ効率的に実施する。

業務の実施に当たっては、職員の審査ノウハウの承継やスキルアップのための取組を実施するとともに、鉄道事業者等に対して助成制度の趣旨や関係法令等の順守の徹底について積極的に周知することにより、補助対象事業の適正かつ効率的な執行の確保に努める。

また、JR本州3社からの既設新幹線譲渡代金や、都市・幹線鉄道の整備のために建設勘定に繰り入れた無利子貸付資金を確実に回収するとともに、助成勘定から特例業務勘定への繰入れにより、これらの資金に係る債務を確実に償還する。

<指標>

- ・補助金審査に係る機構職員向け研修の受講率(前中期目標期間実績：平成30年度から令和4年度までの実績 100%)
- ・鉄道事業者等(当該年度の補助対象事業者)の補助金実務説明会参加率(前中期目標期間実績：平成30年度から令和4年度までの実績 88%)

② 北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社からの長期借入金の借入れ等

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号)附則第3条第11項の規定による繰入れに必要な費用に充てるとともに、北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社(以下「旅客会社」という。)の経営の安定を図るため、同法附則第11条第1項第6号及び第7号の規定に基づき、旅客会社から長期借入金を借り入れるとともに、当該長期借入金に係る利子の支払を確実に実施する。

③ 中央新幹線建設資金貸付け等

中央新幹線の建設主体に貸し付けている中央新幹線建設資金貸付金について、引き続き建設主体の財務状況、貸付けを行った事業の進捗状況等のモニタリングを行うことにより償還確実性を検証するとともに、必要な情報を国と共有し、債権の保全及び利子等の確実な回収を図る。

(3) 船舶共有建造等業務

我が国の国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラであり、モーダルシフトによる環境負荷の低減に寄与するとともに効率性にも優れる内航海運の分野において、「交通政策基本計画(令和3年5月28日閣議決定)」、「地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)」等を踏まえ、船舶共有建造業務を通

じ、安定的輸送の確保及び生産性の向上等に努める必要がある。また、地域公共交通である離島航路の維持・活性化や観光立国推進等の観点から、国内旅客船の着実な整備を推進する必要がある。このため、これらの国内海運政策の実現に寄与する船舶の建造を促進しつつ、船舶の老朽化へも対処する。

① 船舶共有建造業務を通じた政策効果の高い船舶の建造促進

機構は、船舶共有建造制度の強みを活かし、内航海運のカーボンニュートラルの推進、船員労働環境の改善及び離島航路整備等、今後の国内海運政策の実現に寄与する船舶の建造を一層促進する。

その際は、船舶共有建造業務の財務改善に必要な事業量を確保しつつ、民業圧迫にならないよう配慮する。

<定量的目標>

- ・船舶共有建造業務を通じて建造する船舶の政策要件該当延べ件数を本中期目標期間中において150件以上とする。

<目標水準の考え方>

政策要件該当延べ件数については、過去の建造船舶の1隻あたりの政策要件該当延べ件数に、外部要因の影響を加味した年間建造見込隻数を乗じた28.4件を基に5年間で142件となることを踏まえ、本中期目標期間において150件と設定した。

<想定される外部要因>

景気の変動に伴う国内輸送量の減少や鋼材・燃料油価格の高騰等、社会経済状況の変化に応じて船舶建造に対する需要が大きく変動し、目標の達成に影響が生じる場合がある。

【重要度：高】

内航海運及び国内旅客船は国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラとして極めて重要な役割を担っている。しかし、これらを支える海運事業者は資力が乏しいため、船舶共有建造制度を通じ、国内海運政策に寄与する政策的意義の高い船舶の建造を促進する必要があることから、重要度は高い。

【困難度：高】

船舶建造は、景気の変動に伴う国内輸送量の増減等社会経済状況に応じて建造量が大きく変動するなど、外部要因が強く影響するため、困難度は高い。

② 船舶建造等における技術支援

共有建造する船舶の計画、設計、建造、就航後の各段階での効果的な技術支援を実施し、内航海運のカーボンニュートラルの推進、船員労働環境の改善、離島航路の整備等、国内海運政策の実現に寄与する良質な船舶を建造する。

【重要度：高】

国内海運政策に資する船舶の建造や維持に当たっては発注者として高度な技術的知見を有している必要がある。貨物船・旅客船問わず、十分な技術的知見を有しない内航事業者への技術支援は必要であり、機構は、長年培ってきた専門的な知見を活かした技術支援を通じた重要な役割を果たすことを引き続き求められている。

特に、離島航路に就航する船舶の建造に当たっては航路改善に係る協議等、計画、設計段階から広範かつ専門的な知見を要するところ、離島航路を運営する専門技術等に乏しい地方公共団体等への技術支援を行うことの重要度は高い。

<定量的目標>

- ・ 離島航路の新造船建造における計画、設計段階の技術支援件数を本中期目標期間中において26件以上とする。

<目標水準の考え方>

「離島航路の新造船建造における計画、設計段階の技術支援」とは、以下の4項目と定義。

- ・ 基礎調査
- ・ 新造船基本計画作成支援
- ・ 最新事例調査
- ・ プロポーザル実施支援

技術支援件数については、過去の年間平均実績6.5件を基に昨今の建造隻数の減少傾向を考慮に入れると5年間で26件となることを踏まえ、本中期目標期間において26件以上と設定した。

③ 船舶共有建造業務における財務内容の改善

未収金の発生防止、債権管理及び回収の強化等の取組を行うとともに、機構の収益の確保に努めることにより、財務内容の改善を進める。

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、的確な予兆管理に努めながら、未収金の発生防止、債権管理、回収の強化及び一定の事業量の確保等に留意した繰越欠損金削減計画

により繰越欠損金の縮減を図るほか、未収金残高についても引き続き縮減に努める。

さらに、海事勘定における財務改善の状況については、特に、繰越欠損金について、事業年度ごとにその要因を含めホームページ等において国民に分かりやすく公表する。

<定量的目標>

- ・本中期目標期間中に繰越欠損金削減計画により20億円程度の繰越欠損金の縮減を図る。

<目標水準の考え方>

繰越欠損金については、これまでの繰越欠損金削減計画における水準を踏まえ、本中期目標期間中において20億円程度を縮減することとした。なお、具体的な縮減額については、別途繰越欠損金削減計画によることとする。

(4) 地域公共交通出融資業務等

交通事業者は従来からの厳しい経営環境に加え、コロナ禍等によって危機に瀕しており、利便性・持続可能性・効率性が向上するよう、地域公共交通ネットワークを再構築する必要がある。このため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「地活法」という。）の枠組みを活用して、交通DX・交通GXについても機構の出資及び貸付けの対象とするなど、本業務を拡充することとしたところである。

また、物流事業者においても担い手不足やカーボンニュートラルへの対応等の厳しい課題に直面しており、こうした状況を打開するため、物流DX・物流GXについても機構の貸付けの対象とするなど、本業務を拡充することとしたところである。

このように、近年の社会経済情勢の変化を背景に、本業務の重要性が高まっていることを踏まえ、以下のとおり、地活法や流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号。以下「物効法」という。）に基づく大臣認定を受けた事業への支援に積極的に取り組む。

① 地域公共交通出資及び貸付け

地活法第29条の2の規定に基づき、地域公共交通の活性化及び再生に寄与するため、認定軌道運送高度化事業等の実施に必要な資金の出資及び貸付けを行う。

(a) 地域公共交通出融資

認定軌道運送高度化事業等（バス、タクシー、鉄道等の交通DX・交通GX

を含み、(b)に該当する事業を除く。)の実施に必要な資金の出資及び貸付けを国土交通大臣の認可を受けた業務基準に従い適切に行う。

また、出資及び貸付けを行った事業について、事業の進捗状況、事業者の財務状況の把握等のモニタリングを通じて、当該事業が適切に遂行されるよう努め、公的資金を活用した出資の場合においては毀損を生じさせないこと、貸付けの場合においては約定に沿った債権の確実な回収を通じて元本・利息延滞及び償還条件変更の新規発生ゼロを目指す。

(b) 都市鉄道融資

認定地域公共交通利便増進実施計画に定められた都市鉄道に係る鉄道施設の建設に必要な資金の貸付けを国土交通大臣の認可を受けた業務基準に従い適切に行う。

また、貸付けを行った事業について、事業の進捗状況、事業者の財務状況の把握等のモニタリングを通じて、当該事業が適切に遂行されるよう努め、約定に沿った債権の確実な回収を通じて元本・利息延滞及び償還条件変更の新規発生ゼロを目指す。

② 物流融資

物効法第20条の2の規定に基づき、流通業務の総合化及び効率化の促進に寄与するため、従来の融資対象である物流施設に加え、新たに融資対象とした物流DX・物流GX関連設備整備の認定総合効率化事業実施に必要な資金の貸付けを国土交通大臣の認可を受けた業務基準に従い適切に行う。

また、貸付けを行った事業について、事業の進捗状況、事業者の財務状況の把握等のモニタリングを通じて、当該事業が適切に遂行されるよう努め、約定に沿った債権の確実な回収を通じて元本・利息延滞及び償還条件変更の新規発生ゼロを目指す。

(5) 特例業務（国鉄清算業務）

① 旧国鉄職員に係る年金費用等の適切な支払等

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号。以下「債務等処理法」という。）に基づき、旧国鉄職員及びその遺族に対する恩給及び年金の給付に要する費用等について、適切な資金管理を行いつつ、円滑かつ確実に支払を実施する。

北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「会社」という。）の株式については、各社の今後の経営状況の推移等を見極めつつ、適切な処分方法の検討等を行う。

② 会社の経営自立のための措置等

債務等処理法に基づき、会社の経営自立のため、各社の中期経営計画等に基づく取組に応じて、会社等に対する助成金の交付、会社に対する生産性の向上に資する施設等の整備・管理に必要な資金の出資等の支援を、経営の改善状況を随時フォローしながら適切に実施するとともに、青函トンネル及び本州四国連絡橋に係る改修費用を適正に負担する。

また、会社の経営安定を図るため、特別債券に係る利払いを着実に実施するとともに、貨物調整金に係る特例業務勘定から建設勘定への繰入れを引き続き適切に実施する。

これらの支援等に当たっては、適切な資金管理を行いつつ、法令その他の基準を遵守し、誤処理なく適正にかつ効率的に実施する。

4. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 組織の見直し

機能を重視した組織体制となるよう戦略的な計画を策定し、業務の質的・量的な変化を把握した上で、整備新幹線等の大規模プロジェクトを含む業務を確実に遂行できる組織体制を弾力的に整備する。

(2) 情報システムの整備及び管理並びにデジタル技術の活用

デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

また、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（令和3年7月7日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に基づき、機構が保有する情報システムに対するサイバー攻撃への防御能力強化、攻撃に対する組織的対応能力の強化等、機構の適切な情報セキュリティ対策を推進する。

さらに、業務運営の効率化や業務プロセスの改善に取り組むため、デジタル技術の導入や情報システムへのクラウドサービスの活用等を確実に実施する。

<指標>

- ・電子決裁率(前中期目標期間実績:平成30年度から令和3年度までの実績 66.7%)

(3) 調達等合理化の推進

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組む。

毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価する。

<指標>

- ・一般競争入札による鉄道施設に係る建設工事での総合評価落札方式実施率（前中期目標期間実績：平成30年度から令和3年度までの実績 100%）

（4）人件費管理の適正化

機構の給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員等の給与水準との比較を行いつつ、引き続き、事務・事業の特性等を踏まえた合理的な給与水準となるよう厳しく検証するとともに、給与水準及びその妥当性の検証結果を毎年度公表する。

（5）一般管理費及び事業費の効率化

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度（令和9年度）において、前中期目標期間の最終年度（令和4年度）比で5%程度に相当する額を削減する。なお、新規に追加されるもの及び拡充されるものは翌年度から効率化を図る。

事業費については、引き続き、調達等合理化の取組や技術開発等による鉄道建設コスト削減等を推進し、コスト構造の改善を図る。

また、運営費交付金を充当する一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）及び業務経費（特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期計画において定める運営費交付金の算定ルールに基づき、中期目標期間の最終年度（令和9年度）において、前中期目標期間の最終年度（令和4年度）比で5%程度に相当する額を削減する。なお、新規に追加されるもの及び拡充されるものは翌年度から上記算定ルールに基づき効率化を図る。

<指標>

- ・関係者との協議や施工手順の工夫等によるコスト削減額（再掲）

（6）資産の有効活用

宿舎等の保有資産について、効率的な活用を図る。

<指標>

- ・保有宿舎・寮の平均入居率（前中期目標期間実績：平成30年度から令和4年度上期までの実績 95.5%）

5. 財務内容の改善に関する事項

（1）財務運営の適正化

毎年度、予算、収支計画及び資金計画を適切に策定し、適正に管理・執行することを通じて、財務状況の健全性を確保する。

独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、令和3年9月21日改訂）等を遵守し、適正な会計処理を実施するとともに、運営費交付金について、収益化単位としての業務ごとに予算と実績を管理する。

なお、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行う。

（2）資金調達

サステナビリティファイナンス等を活用した資金調達能力は機構の強みの一つであり、引き続き、資金計画を適切に策定して、安定的かつ効率的な資金調達を実施する。

6. その他業務運営に関する重要事項

（1）内部統制の充実・強化

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年1月28日総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項を確実に実施し、法人の長のリーダーシップの下、内部統制の取組について実態把握、継続的な分析、必要な見直しを行う。

特に、機構は社会経済情勢の変化や想定できない事態に適切に対処しなければならない業務や多種多様な関係者との調整や連携が必要な業務を有しており、これらの業務には様々な事業遂行上のリスクが内在していることから、前中期目標期間に引き続き、事業リスクへの対応を徹底する。

また、過去の入札不適正事案を踏まえた再発防止のためのコンプライアンスの取組を引き続き実施する。

（2）人事に関する計画

機構の役割を果たすため、人材の確保・育成に関する方針を策定し、社会的要請に応えうる組織運営に努める。

その際、社会経済情勢の変化に伴い機構の業務が多様化していることも踏まえ、外部人材の積極的な活用、要員配置計画の柔軟な見直し等により、事業の進捗状況等に応じた重点的かつ効率的な組織運営を行うとともに、業務の質的・量的な変化を的確に把握し、将来を見据えた人材の確保・育成、技術力やノウハウの維持・向上を図る。

また、多様性の観点に留意しながら、働き方改革に積極的に取り組む。

（3）広報・情報公開の推進

独立行政法人に求められる業務運営の透明性を確保するため、業務内容、役職

員の給与水準、入札結果や契約の情報、財務の状況等について、ホームページ等で適切に公表するとともに、大規模プロジェクトに求められるアカウンタビリティ（説明責任）の重要性を踏まえ、主な業務の実施状況について、多様な発信手段を活用してタイムリーに情報発信を行う。

また、機構の業務に対する国民の理解を深め、機構の認知度を向上することにより、人材の確保や事業を円滑に進めることが可能となることから、対外的な情報発信力の強化に取り組み、関係機関とも連携して、戦略的広報を推進する。

（４）環境への配慮

機構の業務運営に当たっては、環境負荷の低減、環境の保全について配慮するとともに、自然環境保全対策、地球温暖化対策等に努める。

また、職員に対する研修等の実施により、組織全体として環境に対する意識の向上に努める。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 政策体系図

主な政府方針

交通政策基本計画

(令和3年5月28日 閣議決定)

- 整備新幹線（略）の整備については、工程や事業費の管理など、事業実施に係る諸課題への対応を確実に行った上で、着実に進める（略）
- 都市鉄道の利便性の向上を図るため、（略）都市鉄道のネットワークの拡大・機能の高度化を推進する。

インフラシステム海外展開戦略2025

(令和4年6月3日 経協インフラ戦略会議決定)

- 官民が一体となり、インフラシステム輸出をより一層推進するにあたり、独立行政法人等（鉄道建設・運輸施設整備支援機構、（略））の有する総合的ノウハウ等を積極的に活用する。

総合物流施策大綱

(令和3年6月15日 閣議決定)

- 内航海運については、代替燃料や、電気推進等の革新的な省エネルギー技術等を活用した環境性能に優れた船舶の普及（略）等の取組を支援する（略）

デジタル田園都市国家構想総合戦略

(令和4年12月23日 閣議決定)

- アフターコロナ時代を見据えた地域公共交通の活性化・継続に向けて、（略）事業継続や新技術の導入を支援する。
- 物流業務の自動化・省人化（略）やサプライチェーン全体の輸送効率化、デジタル化、脱炭素化に向けた取組を推進する。

国土交通省政策目標・施策目標

- 整備新幹線の整備を推進する
- 鉄道網を充実・活性化させる
- 地域公共交通の維持・活性化を推進する
- 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する
- 国際協力、連携等を推進する
- 地球温暖化防止等の環境の保全を行う

■ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）

（機構の目的）

第三条 （略） 鉄道の建設等に関する業務及び鉄道事業者、海上運送事業者等による運輸施設の整備を促進するための助成その他の支援に関する業務を総合的かつ効率的に行うことにより、輸送に対する国民の需要の高度化、多様化等に的確に対応した大量輸送機能を基幹とする輸送体系の確立並びにこれによる地域の振興並びに大都市の機能の維持及び増進を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の第5期中期目標期間における主な取組

鉄道建設等業務

- 整備新幹線の着実な整備
- 機構の技術力等を活用した支援
- 海外の高速鉄道に関する調査等

鉄道助成業務

- 鉄道整備に関する国の補助金の適正な交付等

船舶共有建造等業務

- 政策効果の高い船舶の建造促進
- 船舶建造における技術支援

地域公共交通出資等業務

- 地域公共交通の活性化や物流の効率化に資する国の認定事業に対する出資及び貸付け

国鉄清算業務

- 旧国鉄職員に対する年金給付費用等の支払
- J R 二島貨物会社の経営自立に向けた支援

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の使命等と目標との関係 (別添2)

(使命)

整備新幹線をはじめとする鉄道や内航海運など、安全・安心で環境にやさしい交通ネットワークを整備することにより、国民の需要の高度化、多様化等に的確に対応した輸送体系の確立を図り、人々の生活向上と持続可能な経済社会の発展に寄与する。

(現状・課題)

◆強み

- 様々な専門技術・ノウハウの集合体で成り立っている鉄道を、安全な運行が可能なシステムとして完成させる総合力
- 鉄道建設や船舶建造等、巨額の初期投資や長期の整備期間が必要な事業について、設備投資から資金回収までを実施
- サステナビリティファイナンス等を活用した安定的な資金調達能力

◆弱み・課題

- 多くのリスク要因を内在する大規模プロジェクトを実施していることから、引き続き、事業リスクの管理を含むガバナンス強化が必要
- 災害対応の強化、インフラの強靱化や老朽化対策への対応といった新たな政策課題に対し、機構の技術力等を活用した積極的な取り組みが必要
- 着実な業務推進に向けて、DXの推進や人材の確保・育成が必要

(環境変化)

- 大規模プロジェクトに求められるアカウントビリティ(説明責任)の重要性の高まり
- 建設技術者不足の顕在化
- 公共工事におけるデジタル化や働き方改革の流れ
- 自然災害の激甚化・頻発化や施設老朽化の進行
- 新型コロナウイルスの影響によるワークスタイルの変化や交通事業者の経営余力の低下
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた運輸・交通インフラの脱炭素化の要請

(中期目標)

- 整備新幹線の整備について、事業の実施状況や発生しているリスクを的確に把握した上で、関係者と情報を共有するなど、工程及び事業費の管理を徹底
- 新たに災害復旧支援に取り組むとともに、事業者が抱える施設の老朽化や技術者不足の課題に対し、機構の技術力の活用のあり方等を検討
- デジタル技術の利活用や関係機関との連携強化により、効率的な業務遂行を含め、業務の質を確保
- 鉄道システムの海外展開の推進を含めた将来業務を見据え、人材の確保・育成、技術力やノウハウの維持・向上に取り組む

独立行政法人国際観光振興機構 第五期中期目標（案）

令和5年2月

国土交通省

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定により、独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

1. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

外国人旅行者の来訪（インバウンド）を促進することは、我が国経済社会の発展及び地域経済の活性化のために重要な課題であるとともに、我が国に対する理解を増進し、国際交流の拡大に資するものである。とりわけ、短期的には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により疲弊した我が国の観光産業を回復し、再び成長させるためにも、また、中長期的にも、人口減少・少子高齢化の急速な進展に直面している我が国において、観光を通じて我が国経済社会の発展及び地域活性化を実現していくためにも、インバウンドの促進が極めて重要な課題となる。

観光先進国の実現は、成長戦略の柱、地域活性化の切り札として、これまで以上の大きな期待が寄せられており、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日策定）、「観光立国推進基本計画」（平成 29 年 3 月 28 日閣議決定）に掲げられた政府目標達成のためには、今後更に増加する観光需要に対し、より高次元な観光施策を展開し、特定の地域に集中している旅行者の全国各地への来訪、滞在の更なる拡大、旅行ニーズの多様化へ対応するなど、新たなチャレンジに踏み切る覚悟が必要である。

機構については、①海外市場分析等に基づく訪日マーケティング業務、②デスティネーションとしての魅力向上に向けた国内支援業務、③国際会議等の誘致・開催支援業務により、インバウンドの拡大に向けた取組において中核的な役割を果たし、観光先進国の実現に向けて貢献することが求められており、適時適切な組織や体制の強化を図りつつ、これまで以上に業務を的確に遂行していくことが求められているところである。

特に、コロナ禍を経て我が国における旅行者の受入が再開し、また、国際競争も激しさを増しつつある中、これまでの取組のみならず、コロナによる旅行者側及び受入側の変化に対応する必要がある。そのため、機構の事務及び事業について、最新の調査統計データ及び海外事務所が収集する市場動向情報を踏まえた戦略により、これまで以上に消費額増加、地方誘客の促進に資する取組を強化し、また、海外に向けた取組のみならず、国内支援への取組を強化することで、デスティネーションとしての魅力向上を図る必要がある。また、取組を進める上では、本中期目標で掲げる成果指標についてきめ細かな期中管理を行うことで目標達成を目指すとともに、個々の事業においては、PDCA サイクルにより適正かつ効果的に実施するほか、予算や人員の経営資源の配分を通じ、より効果の高い事業を重点的に展開する。

とりわけ、政府目標の達成に向けて消費額増大や地方誘客促進を図るためには、市場別のマーケティングアプローチのみならず、市場横断による高付加価値旅行推進等の重点テーマ設定によるアプローチも強化する必要があり、顕在化した顧客のニーズのみならず、潜在的な顧客のニーズに対して的確にアプローチを行っていく必要がある。

また、地方における誘客力は都市部に比べて十分でないことも多く、地方観光地におけるデスティネ

ーションとしての魅力向上に向けた大幅な取組強化が必要不可欠であり、また、地域活性化を阻害するオーバーツーリズムの未然防止の観点からも地方分散が重要である点に留意する必要がある。

さらに、国際会議等 MICE (Meeting, Incentive Travel, Convention, Exhibition/Event の総称) の誘致・開催支援についても、「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定) や「観光立国推進基本計画」に掲げられた「国際会議の開催件数」に係る政府目標の達成に向けて取り組む必要があるとともに、これは訪日旅行者数の増加をもたらすのみならず、訪日外国人旅行消費額その他の経済効果や、訪日外国人リピーター数、地方部での外国人延べ宿泊者数の増加にもつながる施策であることから、他の業務と有機的に連携しながら取り組む必要がある。

この点において、理事長のリーダーシップが十分発揮され、また、職員の創意工夫により、機構の政策実施機能が最大化され、より高みを目指す好循環が生じることを期待するものである。

以上の基本的考え方を踏まえ、機構は、自らの役割と使命をしっかりと自覚し、本中期目標に従って、戦略的、効率的かつ効果的に業務を行うものとする。

(別添) 政策体系図

2. 中期目標の期間

中期目標の期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(平成 26 年 9 月 2 日策定、令和 4 年 3 月 2 日改定)における「一定の事業等のまとめり」は、訪日マーケティング業務等(本章中の(1)及び(3))及び国内支援業務(本章中の(2))の2つとする。

政策評価の事前分析表(国土交通省 3 - ㉔)

政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化

施策目標 20 観光立国を推進する

(1) 訪日マーケティング業務

「明日の日本を支える観光ビジョン」等の政府方針やコロナによる旅行者側及び受入側の変化を踏まえ、旅行動向に関する各種公開統計及び機構が行う各種調査データ、海外事務所が収集する市場動向情報、デジタルマーケティングを活用・分析した上で、戦略を策定し、訪日旅行の認知率・興味関心度・想起率・予約率向上を目指し、ウェブサイト・SNS を通じた情報発信、デジタル広告等ターゲットに応じた適切な媒体での広告、訪日旅行関連記事等の露出促進を目的とした海外広報やメディア・インフルエンサー招請、訪日旅行商品造成や販売促進に資する旅行会社招請やセミナー・商談会、訪日旅行の予約促進のための航空会社・旅行会社との共同広告等の効果的な取組により訪日プロモーションの戦略的高度化を図る。

① 市場別プロモーションの展開

重点市場において、訪日経験率や人々の関心等の市場の特性を踏まえ、旅行消費単価や地方訪問意向

が高いターゲット等を明確にした、市場別訪日マーケティング戦略を策定し、きめ細かなプロモーションを展開することを通じて、リピーターの獲得、新規訪日層の開拓、長期滞在化等を図るための周遊型旅行促進、宿泊費やアクティビティ等に対する支出増による旅行消費額拡大や地方誘客の強化等を図る。

具体的には、デジタルマーケティング等を活用した各種プロモーション、国際航空路線の回復・将来の拡大につながる取組、海外広報の拡充に向けた国内外メディアとの関係強化、旅行会社以外の関連業界も含めた連携強化等に取り組む。

【指標】

- ・ デジタル事業全体による延べリーチ数
- ・ デジタル事業全体による延べエンゲージメント数
- ・ SNSでの地方*コンテンツの投稿数 *地方=三大都市圏以外
- ・ 海外メディア（在京海外メディア含む）へのコンタクト回数
- ・ 商談会の参加者による評価（満足度）
- ・ セミナーの参加者による評価（満足度）
- ・ 航空会社・航空路線誘致関係者との商談・個別コンサルティング件数

②市場横断プロモーションの展開

消費額増大や地方への誘客に資する市場開拓を目指し、市場横断訪日マーケティング戦略を策定し市場横断プロモーションを展開する。

具体的には、高付加価値旅行推進に資するプロモーションとして、高付加価値旅行層向けのサービス内容の収集・蓄積、国内関係者のネットワーク化、高付加価値旅行を取り扱う海外の旅行会社等へのセールスの強化、高付加価値旅行層向けの情報発信の強化に取り組み、高付加価値旅行の国内関係者をつなぐ情報ハブ化を進める。また、高付加価値旅行層のみならず訪日旅行消費額の引き上げや長期滞在、地方誘客が見込めるテーマ別の取組（サステナブル・ツーリズム、アドベンチャートラベル、欧米豪市場の訪日無関心層向けプロモーション等、取組の成果や市場動向等を踏まえ、重点的に取り組むテーマについて設定）、大阪・関西万博等国内の大規模イベントと連動したプロモーションに取り組む。

【指標】

- ・ 消費額拡大に効果の大きい施策（高付加価値・テーマ別・大規模イベント事業）におけるデジタル広告による延べリーチ数
- ・ 消費額拡大に効果の大きい施策（高付加価値・テーマ別・大規模イベント事業）におけるデジタル広告による延べエンゲージメント数
- ・ 高付加価値旅行に関する商談会における機構及び共同出展者の商談件数
- ・ 高付加価値旅行に関する商談会参加者による評価

①②共通

【重要度：高】

「明日の日本を支える観光ビジョン」や「観光立国推進基本計画」において掲げられた政府目標を達成するための取組であるため、重要度は高い。

【想定される外部要因】

新型コロナウイルス感染症による水際規制やイベント規制、急激な為替変動、自然災害、テロやその他伝染病等様々な外部要因がないことを前提とし、これらの要因に変化があった場合には評価において考慮するものとする。

(2)国内支援業務（デスティネーションとしての魅力向上に向けた取組）

①地方への支援強化

機構の知見やノウハウ、海外事務所、本部と国内関係者との機能的ネットワークを最大限活用し、観光魅力の向上や地方によるプロモーションの高度化、持続可能な観光の推進に資する地方への支援を強化し、各地域のマーケティング力を高めることで、我が国のインバウンド推進の基盤強化を図る。

具体的には、広域連携DMOをはじめとするDMOや地方運輸局など各地域との連携強化、海外市場の最新動向や求められるコンテンツを踏まえた地域へのコンサルティング・情報提供、地方の観光コンテンツの募集・収集・海外への発信に取り組む。また、訪日客の受入環境の向上に向けて、受け皿となる観光地における地域交通や決済システムなどの現地のニーズや課題を把握して関係機関への情報提供による働きかけを通じて課題の解決に積極的に貢献する。

【指標】

- ・ 機構職員による国内関係者への個別コンサルティング件数
- ・ 自治体・DMO等向けセミナー・研修会の回数
- ・ 自治体・DMO等向けセミナー・研修会の参加人数（総合的内容で広く対象者を募り開催するもの）
- ・ 自治体・DMO等向けセミナー・研修会の参加者の評価
- ・ 特定テーマの自治体・DMO等向けセミナー・研修会の回数（上記回数の内数）
- ・ 特定テーマの自治体・DMO等向けセミナー・研修会の参加者の評価（上記評価の内数）
- ・ SNSでの地方*コンテンツの投稿数 *地方=三大都市圏以外（再掲）
- ・ 把握した訪日客の受入環境に係るニーズや課題の関係機関への情報提供回数

【重要度：高】

「明日の日本を支える観光ビジョン」や「観光立国推進基本計画」において掲げられた政府目標を達成するための取組であるため、重要度は高い。

②訪日旅行の満足度向上に資する取組（受入環境整備）

観光案内所の更なる質の向上を図るため、DXの活用による情報発信の強化や観光案内所間のネットワーク・連携の拡充、体験型コンテンツの提供といった旅行者ニーズを踏まえた提供サービスの拡充、観光地の周遊促進に資する機能強化を支援する。さらに、多様な業態への制度周知を行い、必要な場所

への認定案内所の設置を促進する。ツーリスト・インフォメーション・センター（TIC）については、案内所支援業務の中核として全国の案内所との連携を強化する。

また、ユニバーサル対応や災害・医療機関に関する情報提供の拡充、観光関係事業者や自治体と連携した情報発信等、訪日外国人旅行者の安全・安心の確保に資する受入環境整備を推進する。

加えて、通訳案内士試験事務の安定的・効率的な運営及び通訳案内士の質的向上に取り組む。

【指標】

- ・ 外国人観光案内所向けの研修会の評価
- ・ 外国人観光案内所向けの情報提供（災害・医療機関等を含む）の評価

(3)国際会議等の誘致・開催支援

国際的な MICE 誘致競争の激化や、ポストコロナを見据えた新たなニーズへの対応も可能となるよう、観光立国推進基本計画等の政府目標・方針も踏まえ、MICE マーケティング戦略を策定しつつ国際会議等の誘致・開催支援に係る取組を強化する。これらの取組に際しては、2025 年の大阪・関西万博等、大規模イベントが集中的に開催され、MICE 開催国としても日本への注目が集まる機会を捉えて効果的に実施するとともに、これらの開催後も見据え、MICE の誘致や開催効果の拡大につなげる必要がある。また、国際会議の開催件数のみならず、MICE 全体に対する誘致と、訪日参加者数のみならず開催効果の拡大を図るべく、国際会議以外の分野も含め取組を強化する必要がある。

具体的には、日本の強みや魅力、安全・安心、サステナビリティへの取組等について、国内ステークホルダーと連携した効果的な情報発信等のマーケティングの強化、コロナ禍を契機とした新たなニーズにも対応する専門人材の育成に取り組む。加えて、国際会議については、IAPCO^(※1) に加盟するコア PCO^(※2) や学協会の国際本部の関心喚起に向けたプロモーションの強化、国内学協会・大学・研究機関等との連携による国際会議開催意欲の喚起、他国との差別化につながる都市の魅力創出支援と情報発信、オールジャパン体制での誘致・開催支援の実施を行う。また、ミーティング・インセンティブ旅行については、付加価値のある体験のプロモーションと市場毎に最適化された情報の提供、国際的な業界団体との連携強化、コロナ禍を契機としたニーズへの対応に取り組む。

※1 IAPCO：International Association of Professional Congress Organizers／国際 PCO 協会

※2 コア PCO：会議運営会社（PCO）のうち、国際会議を主催する国際団体・学術協会本部と契約し、国際会議の企画や準備・運営をグローバルに担う PCO

【指標】

- ・ 海外の国際会議・インセンティブ旅行主催者等と、機構、国内の地方公共団体及び民間事業者との商談件数及び機構によるセールス件数
- ・ MICE に関する国内外の商談会及びセミナー（人材育成・ウェビナー含む）における国内参加者及び海外参加者による評価
- ・ MICE 関係の情報発信接触者数（JNTO からの送信先相手方数）

4. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 組織運営の効率化

政府目標の達成に向け、上述 3.の事務・事業の展開に効率的・効果的な体制を構築するため、組織面では、本部・海外事務所の組織体制や業務分担の見直しや強化を行い、人材面では高付加価値旅行等今後強化する分野をはじめとするマーケティング部門や、独立行政法人に求められる DX 推進や内部統制の強化に対応するための管理部門における人材の確保・育成を強化し、働きやすさやモチベーションの向上につながる取組の強化を進める。

また、機構の職員が一丸となって、自主的・戦略的な業務運営を行い、最大限に成果を上げていくため、引き続き、効率的な運営体制の確保、管理業務の標準化や情報共有化等に努める。また、ダイバーシティ・環境負荷軽減等 SDGs に資する管理運営を推進するとともに、機構で掲げる経営理念の推進の職員への浸透を通じ、組織としての一体感を高める。

(2) 業務運営の効率化

① 効率化目標の設定等

運営費交付金を充当して行う業務については、今中期目標期間中、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）及び業務経費（公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）の合計について、毎年度平均で前年度比 1.25%以上の効率化を行うものとする（ただし、新規に追加される業務、拡充業務は対象外）。

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、引き続き、給与水準については法人の事務・事業の特性等を踏まえた柔軟な取扱を可能とするとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、給与水準及び妥当性の検証結果を毎年度公表する。

② 調達等合理化の取組

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続きによる適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、外部有識者及び監事から構成される契約監視委員会を活用するとともに、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づき、一者応札の改善等の取組を着実に実施する。

(3) 業務の電子化及びシステムの最適化

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、ICT の活用により、業務の電子化及びシステムの最適化を推進する。これに関連して、立案の電子決裁を推進し、紙による立案決裁率を最小限にする。また、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、PMO を中心に、情報システムの適切な整備及び管理に取り組む。

【指標】

- ・紙による立案決裁率

5. 財務内容の改善に関する事項

(1) 財務運営の適正化

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。

「独立行政法人会計基準」（平成 12 年 2 月 16 日 独立行政法人会計基準研究会策定、平成 27 年 1 月 27 日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位としての業務ごとに予算と実績を管理する。

また、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。

なお、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行う。

(2) 自己収入の拡大

引き続き、地方公共団体、民間事業者等幅広い業種からの賛助金・会費等の増加による収入の増加を図るとともに、ノウハウを活かした受託業務に積極的に取り組む。

6. その他業務運営に関する重要事項

(1) 内部統制の充実

事務・事業の実施のため、本部のみならず 25 の海外事務所を有しており、適切な業務運営のためには、コンプライアンス遵守の更なる徹底等内部統制の強化は重要であるため、理事長のリーダーシップのもと、重要案件について理事会や内部統制委員会等の適切な場で審議することでガバナンスの確保を行うとともに、リスク管理やコンプライアンスを強化する。また、海外事務所を含め、監事監査及び内部監査を適切に行っていくことにより、監査機能の実効性の向上に努める。

(2) 情報セキュリティ対策の推進

国内のみならず海外事務所での事業展開や、デジタルマーケティングを実施していることから、情報セキュリティ対策は特に重要であり、「サイバーセキュリティ戦略」（令和 3 年 9 月 28 日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、引き続き、サイバー攻撃の脅威への対処に万全を期するとともに、保有個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。また、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則って、クラウド化を基本としたインフラ基盤の整備等による業務の適正化・効率化の情報システムの適切な整備及び管理を行う。

(3) 活動成果等の発信

訪日プロモーションに係る取組の目的や必要性、その成果について、ホームページやプレスブリーフィング等国内メディアへの情報提供を通じて国民にわかりやすく説明するとともに、政府が掲げる目標の達成のために、どのような貢献をしているのかが明確となるような情報発信に努める。

(4) 関係機関との連携強化

農水省、環境省、文化庁、国税庁等をはじめとする関係省庁や在外公館、JETRO、JF などの政府関係法人、地方自治体・DMO やインバウンドに取り組む関係団体・民間企業等とより一層緊密な連携を図る体制を構築し、海外におけるイベントやセミナーの開催、情報発信、観光コンテンツの造成や受入環境の向上等に係る各種取組に対する助言等、オールジャパンで、戦略的、効率的かつ効果的な取組を実施する。連携にあたっては、国内の観光以外の、伝統芸能、伝統工芸などの関連産業の活性化や、海外現地における日本関連の物販・サービス促進のシナジー効果を生み出すよう努める。

独立行政法人国際観光振興機構に係る政策体系図

主な政府方針

明日の日本を支える観光ビジョン

観光立国推進基本計画

等

国際観光振興機構が果たすべき役割

独立行政法人国際観光振興機構法(平成14年法律第181号)

第3条 独立行政法人国際観光振興機構は、海外における観光宣伝、外国人観光旅客に対する観光案内その他外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を効率的に行うことにより、国際観光の振興を図ることを目的とする。

訪日マーケティング業務

○マーケティング戦略に基づくきめ細かな
プロモーション 等

国内支援業務

○ODMO、地方運輸局など各地域と連携
した国内支援 等

国際会議等の誘致・開催支援業務

○国内ステークホルダーと連携したオール
ジャパン体制での誘致・開催支援 等

観光ビジョン・観光立国推進基本計画で定められた政府目標の達成に向け、訪日外国人旅行者の**消費額拡大**、**地方誘客の促進**を図るため、**訪日プロモーションの戦略的高度化**、**JNTOの体制強化等**を図る。

独立行政法人国際観光振興機構（JNTO）の使命等と目標との関係

（使命）

「明日の日本を支える観光ビジョン」や「観光立国推進基本計画」等で定められた方針に基づき、訪日プロモーション事業の実施主体として我が国のインバウンド拡大の中核的な役割を果たすこと。

（現状・課題）

◆強み

- ・デジタルマーケティングや各種データ、市場特性に基づくマーケティング戦略によるプロモーションを実施する高い専門性。
- ・インバウンド重点市場に展開する海外事務所に加え、自治体やDMO、民間事業者等との連携による国内外のネットワーク。

◆弱み・課題

- ・訪日外国人旅行者の消費額増加・地方誘客促進のため、これまで以上に高度なマーケティングや多様で新たな旅行ニーズへの迅速な対応強化。

（環境変化）

- 新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、訪日外国人旅行者数が激減。国内外の感染状況を見極めつつ、インバウンドの回復・再拡大を図る必要。
- コロナ禍を経て自然や持続可能性への関心が高まるなど、市場の変化を踏まえるとともに訪日外国人の旅行消費額増加、地方部への誘客促進に向けて一層取り組んでいく必要。

（中期目標）

- 海外市場分析等に基づくきめ細かなマーケティングによりこれまで以上に訪日外国人旅行者の消費額増加（高付加価値旅行）、地方部への誘客促進（サステナブル、アドベンチャーツーリズム等）を図るための取組を強化。
- 海外に向けた取組のみならず、観光事業者や各地域と連携し、国内支援を強化することで、デスティネーションとしての魅力向上を図る。
- 事業を効率的・効果的に実施するための体制を構築するため、組織体制の見直し・強化のほか、DX推進のための人材の確保・育成強化を進めるとともに、SDGsに資する組織運営を推進。

独立行政法人 空港周辺整備機構の中期目標（５期）案

1. 政策体系における法人の位置づけ及び役割

航空輸送の急激な発展に伴うジェット機の運航の増加は、利便性の向上をもたらす反面、空港の周辺地域に深刻な騒音問題を引き起こしたことから、国は、特定飛行場（国が設置する公共用飛行場であって騒音等による障害が著しいと認める空港）について、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号。以下「騒防法」という。）」に基づき、その周辺地域の住宅の騒音防止工事の助成や移転補償等の環境対策事業を実施している。

福岡空港は、特定飛行場の中でも、特に空港周辺が市街化されているため、騒防法により、計画的な周辺地域の整備を行う周辺整備空港に指定されており、独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）が航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的として、環境対策事業（再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業）を着実に実施する役割を担っている。

環境対策事業の実施にあたり、地域と空港の共生に貢献することを念頭に、機構は、空港周辺住民や関係自治体等との意思疎通を図りながら、地域の事情や住民の要望に沿ったきめ細やかな対応を行ってきた結果、機構は、長年にわたり事業に係る豊富なノウハウを蓄積し、関係自治体や住民からも高い評価及び信頼を得ている。また、地元調整等の関連業務の経験を有する国・県・市からの出向者の能力を最大限に活かした地域密着型の事業実施体制を構築している。

一方、住宅騒音防止対策事業や移転補償事業は、住民による申請に基づくものであるため、住民感情に配慮した情報発信が重要であり、申請者の高齢化に伴い、より丁寧なコミュニケーションやデジタルとアナログの併用等、高齢化社会に即した対応が求められるとともに、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化や、デジタル化へ対応した取組を行う必要がある。

さらに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定。以下「25年閣議決定。」）及び「福岡空港特定運営事業等実施方針（平成29年3月24日国土交通省航空局。）」に基づき、滑走路増設事業の完了から4年後（令和11年3月予定）に機構の廃止が予定されている中、環境対策事業については、今後、滑走路増設事業の完了後に予定されている騒音対策区域の見直しに伴う対応を機構が一定の期間行ったうえで、運営権者による円滑な業務の実施を確保すると決定している。

従って、滑走路増設事業の進捗を注視しながら、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進し、安定的な空港運営の継続につなげる必要がある。

なお、機構の業務及び組織の運営については、国の政策を実施するための機関として法人の機能の最大化を図るため、存続期間を見据えた業務運営の効率性、自律性及

び質の向上を図り、本中期目標にしたがって業務を着実に実施し、機構の廃止に向けた準備を行うものとする。

(別添 1) 政策体系図

(別添 2) 法人の使命等と目標の関係

2. 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 3 年間とする。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

独立行政法人の目標の策定に関する指針（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定、令和 4 年 3 月 2 日改定）における「一定の事業等のまとめり」は、騒防法に基づく再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業及び緑地造成事業の 4 つとする。

(1) 再開発整備事業

再開発整備事業は、移転補償事業により国が取得した土地を、機構が有償で借受け、周辺生活環境へも配慮しながら「騒音斉合施設※」を整備し、貸付をすることによって移転補償跡地の有効活用を図る事業である。

本事業は、これまで地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国・県・市・地元関係者と一体となって取り組んできた結果、郵便集配施設・郵便局、ホームセンター、複合商業施設などの施設整備及び誘致を実現しており、地域活性化に繋がっている。

今後も地域との共生に資するため、貸借人の経営状況の把握や、賃借料の安定的な確保に努めるなど事業の健全性を確保すること。

また、騒音斉合施設の資産価値を維持するため計画的な修繕を実施するとともに、移管に向けた業務のデジタル化及びシステムの最適化にも留意しながら、適切な維持管理を図っていくこと。

※ 航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設（駐車場、倉庫、物販施設など）

【指標】

・ 定期巡回による全施設月 1 回の点検実施

(前中期目標期間実績※ 全施設月 1 回の点検実施)

・ 全貸借人との情報交換のための面談 年 1 回以上

(前中期目標期間実績※ 全貸借人との面談等 年 1 回以上実施)

※ 前中期目標期間実績：平成 30 年度から令和 3 年度までの実績

<指標の考え方>

- ・定期巡回については、施設の不具合や劣化の有無を早期に把握し対処することができることから、前中期目標期間実績等を考慮し、同水準程度を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。
- ・全貸借人との情報交換のための面談については、経営状況や施設修繕等の要望の把握により貸付料滞納や急な退去等リスクに備えられることから、前中期目標期間実績等を考慮し、同水準程度を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。

(2) 住宅騒音防止対策事業

住宅騒音防止対策事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、騒音区域（第一種区域）指定の際に存在した住宅に対し、住民からの申請に基づき、国や関係自治体からの助成を受けて防音工事を行うとともに、当該工事により設置された空気調和機器の更新工事に対する助成を行う事業である。

今後も、騒防法に基づく国からの補助事業として、関係自治体担当者との情報共有及び積極的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくとともに、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備え、滑走路増設事業の進捗に合わせた具体的な手順等を明確にした上で、計画的に情報発信及び事務処理の効率化に向けた取組の強化を行うこと。

【指標】

- ・更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60日以内
(前中期目標期間実績※ 最長処理日数59日)

<指標の考え方>

- ・更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数については、交付申請書類の審査及び検査並びに国への資金請求手続きに必要な日数を勘案したうえで、前中期目標期間実績等を考慮し、同水準程度を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。

(3) 移転補償事業

移転補償事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、国からの委託契約に基づき、騒音区域（第二種区域）の指定の際に存在した建物や土地について、所有者等からの申請に基づき、その建物の移転補償や土地の買い入れを行う事業である。

今後も、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、関係自治体担当者との情報共有及び効果的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善、事務処理の

効率化等を図り、事業を着実に推進していくとともに、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備え、滑走路増設事業の進捗に合わせた具体的な手順等を明確にした上で、情報発信及び事務処理の効率化に向けた取組の強化について、重点的かつ計画的に行うこと。

【指標】

- ・ 申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則 270 日以内
(前中期目標期間実績※ 最長処理日数 268 日)

<指標の考え方>

- ・ 申請者や周辺住民との合意形成を図りつつ、着実な事業の進捗のため、必要な調査期間を確保する必要があることから、前中期目標期間実績等を考慮し、同水準程度を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。

【重要度：高】

空港周辺住民の生活基盤である住居等について、申請のあった物件の着実な移転により、移転申請をした住民の生活環境の改善に資すること、また、25 年閣議決定において、業務の民間委託に向けて業務の適正かつ円滑な実施を確保するとされていることから重要なものであるといえる。

(4) 緑地造成事業

緑地造成事業は、騒音区域（第三種区域）において、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的とし、移転補償事業により国が取得した土地について、国からの委託契約に基づき緩衝緑地帯の整備を行う事業である。

今後も、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、航空機騒音障害の緩衝帯である緑地造成について、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくこと。

4. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 業務改善の取組

① 業務運営の効率化

現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図ること。

② 事業費の効率化

事業費（再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業に係る所要額計上を必要とする経費を除く。）については、中期目標期間の最

後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度比で3%程度に相当する額を削減すること。

③ 一般管理費の効率化

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度比で9%程度に相当する額を削減すること。

④ 契約の適正化・調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行うこと。また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること。

⑤ 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を毎年度公表すること。

(2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化

機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など、ICTの活用等により、業務のデジタル化及びシステムの最適化を推進すること。

5. 財務内容の改善に関する事項

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業において適切に計画するとともに予算管理を徹底し、引き続き健全な財務体質の維持を図ること。

6. その他業務運営に関する重要事項

(1) 内部統制の充実・強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」

(平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知)を踏まえ、理事長のリーダーシップの下、引き続き規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うこと。

指示の伝達、情報共有・活用等に資するために引き続き内部各委員会の開催、職員研修の実施、内部コミュニケーションの活性化等を図ること。

(2) 情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略」(令和 3 年 9 月 28 日閣議決定)等の政府方針を踏まえ、引き続き、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準に基づいて定めたポリシーに従って情報セキュリティ対策を講じ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期すとともに、保有する個人情報の保護を含む情報セキュリティ対策を推進すること。

(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、空港と周辺地域の共生に資するため、次の措置を講ずること。

① 国及び関係自治体との連携

空港周辺環境対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう国及び関係自治体との十分な意思疎通を図るための体制の確保を図ること。

② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努めること。

このため、ホームページを常に最新の情報に更新し、リーフレットやチラシによる広報を積極的に推進すること。

(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

国からの委託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、環境対策事業承継日以降の運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、業務上のデータの体系化を進めるとともに、デジタル化して引き継ぎが行えるよう、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していくこと。

(5) 業務のノウハウや実績、教訓等を廃止後も有効活用することができる取組

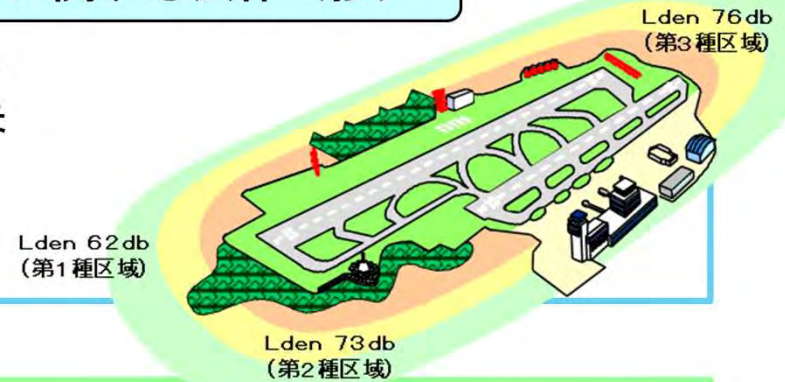
今後、機構は廃止され、業務は運営権者に移管されることから、機構がこれまで

の長い歴史の中で様々な課題を乗り越えてきた成果を後世に引き継げるように、培ってきた業務のノウハウや実績、教訓等のまとめをデジタル化して記録に残すこと。

また、次期中期目標期間に機構の成果のまとめを公表できるように準備を進めること。

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（抄）

第一条 この法律は、公共用飛行場の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止、航空機の離着陸のひん繁な実施により生ずる損失の補償その他必要な措置について定めることにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。



空港周辺整備機構が果たすべき役割

独立行政法人空港周辺整備機構は、周辺整備空港（福岡空港）の周辺地域において空港周辺整備計画を実施する等によりその地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的としている。（騒防法第20条）

住宅騒音防止対策事業

第1種区域指定の際に存在した住宅について、障害軽減に資する防音工事や防音工事で設置したエアコン等の故障に伴う更新費用を助成する。

移転補償事業

第2種区域指定の際に存在した建物や土地について、所有者等からの申請があれば、その建物の移転補償や土地の買入れを行う。

緑地造成事業

第3種区域において、移転補償事業により取得した土地を対象に、造成工事や植栽工事などを実施し、緑地帯を整備することによって、騒音の軽減及び生活環境の改善を図る。

再開発整備事業

移転補償事業により国が取得した土地を、当機構が有償で借受け、周辺生活環境へ配慮しながら「騒音斉合施設※」を整備し、貸付をすることによって移転補償跡地の有効活用を図る。

※ 航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設（駐車場、倉庫、物販施設など）

（使命）

福岡空港の周辺地域において、航空機の騒音により生じる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資する環境対策事業を着実に実施し、運営権者への円滑な環境対策の承継に向け、安定的な空港運営の継続につなげる。

（現状・課題）

◆強み

- 長年にわたり数多くの環境対策事業を実施し豊富なノウハウを蓄積
- 地元調整等の関連業務の経験を有する国・県・市からの出向者による能力を最大限に活かし、地域密着型の事業実施体制を構築

◆弱み・課題

- 住宅騒音防止対策事業や移転補償事業は、住民による申請に基づくものであるため、住民感情に配慮した情報発信が重要
- 滑走路増設事業の進捗を注視しながら、運営権者への円滑な承継に向けて適切に対応していくことが課題

（環境変化）

- 申請者が高齢化しており、より丁寧なコミュニケーションやデジタルとアナログの併用等、高齢化社会に即した対応が必要。
- 新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化や、デジタル化への対応が必要。
- 機構の存続期間が限られており、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組が必要。

（中期目標）

- 滑走路増設事業の完了後に予定している騒音対策区域の見直しに備えた環境対策の推進
- 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けたデジタルデータ化の推進
- 蓄積されたノウハウを廃止後も有効活用することができる取組の推進